

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

参考資料2-4

泊発電所3号炉

参考資料2-3

相違理由

各設備の温度影響評価条件について
 第1表 各設備の温度評価条件一覧表 (1/3)

初期条件	設定根拠	評価上の保守性
初期条件 対面による放熱 輻射による放熱	なし 保守的に放熱効果は考慮しない	一般耐火試験・計算用耐火試験の換算係数のため 室内温度の最高値を40℃としてあり、これに 日射による気温差4℃を相加、50℃と見做し とせて50℃と設定 原子炉建屋の耐震計算に使用している換算コ ンクリートの最低強度値 普通コンクリートの設計強度 (出典：日本建築学 会 原子炉建屋耐震設計指針・同解説) FASISITE 解析結果より算定 (個人データ)
外壁の表面温度	50℃	
コンクリート強度	2400 kg/cm ²	・外壁表面および裏面からの対面 および輻射による放熱を考慮して いない。 ・外壁初期温度を多量供給に等しく 設定している。
コンクリート比熱	988 J/kg・K	
コンクリート熱伝導率	1.74 W/m・K	
火災継続時間	0.021 h	
評価モデル	<p>評価モデル</p>	

表1 各設備の温度評価条件一覧表 (1/2)

初期条件	設定根拠	評価上の保守性
初期条件 対面による放熱 輻射による放熱	なし 保守的に放熱効果は考慮しない	・外壁表面及び裏 面からの対面及び 輻射による放熱を 考慮していない。 ・外壁初期温度を 多量供給に等しく 設定している。
外壁初期温度	50℃	
コンクリート密度	2,400 kg/m ³	普通コンクリートの最大値 (出典：日本建築学 会 普通コンクリート構造 計算基準・同解説) 普通コンクリートの最大値 (出典：日本建築学 会 原子炉建屋耐震設計 指針・同解説) FASISITE 解析結果より算定 (免火点1) FASISITE 解析結果より算定 (免火点2)
コンクリート比熱	988 J/kg・K	
コンクリート熱伝導率	1.74 W/m・K	
火災継続時間	0.021 h	
評価モデル	<p>評価モデル</p>	

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違い
 による評価対象施設の
 相違。(泊には屋外に復
 水貯蔵タンクに該当す
 る設備は設置されてい
 ない。) (コンクリート
 壁及び排気筒について
 は保守性を有している
 ことに違いはない)

【大飯】
 記載方針の相違 (女川実
 績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
	<p>表1表 各設備の温度評価条件一覧表 (9/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価条件</th> <th>設備名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外表面の吸収率</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>輻射熱流</td> <td>0.024 W/m²</td> </tr> <tr> <td>熱伝達率</td> <td>17 W/m²・K</td> </tr> <tr> <td>初期温度</td> <td>50℃</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価モデル</p> <p>火災による輻射熱 輻射熱E 熱伝達率 初期温度 表面の境界条件 赤線: 放射 青線: 対流 黒線: 伝導 排気筒</p> <p>評価上の保守性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒は円筒型であり、耐火により構成されている。 ・排気筒の材質は SS400 および STPCO、筒身は SMA-COAP であり、物性値は放射、筒身ともに数値で同一であることか、火災源から最も近い焼融部前で評価を行っている。 ・焼融内表面は新鋼としている。 ・排気筒初期温度を保守的に高めに設定している。 	評価条件	設備名称	外表面の吸収率	0.9	輻射熱流	0.024 W/m ²	熱伝達率	17 W/m ² ・K	初期温度	50℃	<p>表1 各設備の温度評価条件一覧表 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>初期条件</th> <th>設定根拠</th> <th>評価上の保守性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外表面の吸収率</td> <td>1.0 保守的に輻射による放熱は考慮しないものとして設定</td> <td>・排気筒表面の吸収率を保守的に1.0としている。</td> </tr> <tr> <td>輻射強度 (最大)</td> <td>312 W/m² FARSITE 解析結果より算定 (発火点1) 888 W/m² FARSITE 解析結果より算定 (発火点2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熱伝達率</td> <td>17 W/m²・K 垂直外壁面の夏季の値 (出典: 空気調和・衛生工学便覧)</td> <td>・排気筒初期温度を保守的に高めに設定。</td> </tr> <tr> <td>初期温度</td> <td>50℃ 建屋外壁の初期温度 50℃を考慮し保守的に設定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>評価モデル</p> <p>火災による輻射熱E 熱伝達率 初期温度 表面の境界条件 赤線: 放射 青線: 対流 黒線: 伝導 排気筒</p>	初期条件	設定根拠	評価上の保守性	外表面の吸収率	1.0 保守的に輻射による放熱は考慮しないものとして設定	・排気筒表面の吸収率を保守的に1.0としている。	輻射強度 (最大)	312 W/m ² FARSITE 解析結果より算定 (発火点1) 888 W/m ² FARSITE 解析結果より算定 (発火点2)		熱伝達率	17 W/m ² ・K 垂直外壁面の夏季の値 (出典: 空気調和・衛生工学便覧)	・排気筒初期温度を保守的に高めに設定。	初期温度	50℃ 建屋外壁の初期温度 50℃を考慮し保守的に設定		
評価条件	設備名称																											
外表面の吸収率	0.9																											
輻射熱流	0.024 W/m ²																											
熱伝達率	17 W/m ² ・K																											
初期温度	50℃																											
初期条件	設定根拠	評価上の保守性																										
外表面の吸収率	1.0 保守的に輻射による放熱は考慮しないものとして設定	・排気筒表面の吸収率を保守的に1.0としている。																										
輻射強度 (最大)	312 W/m ² FARSITE 解析結果より算定 (発火点1) 888 W/m ² FARSITE 解析結果より算定 (発火点2)																											
熱伝達率	17 W/m ² ・K 垂直外壁面の夏季の値 (出典: 空気調和・衛生工学便覧)	・排気筒初期温度を保守的に高めに設定。																										
初期温度	50℃ 建屋外壁の初期温度 50℃を考慮し保守的に設定																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

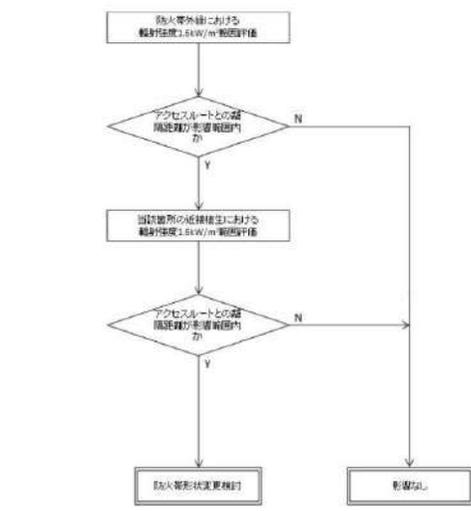
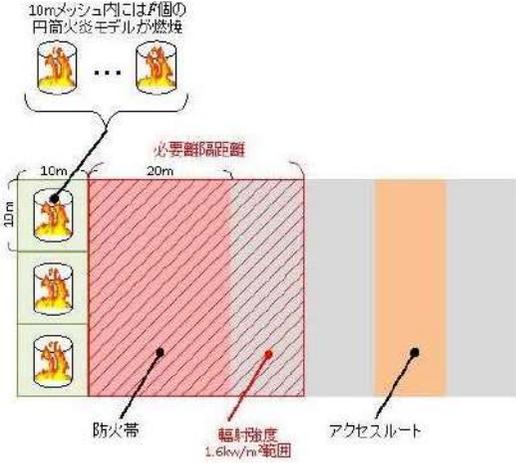
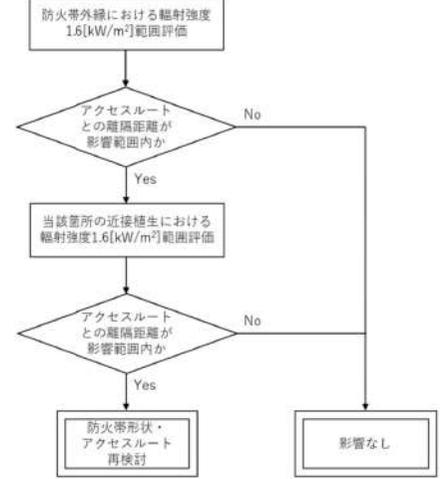
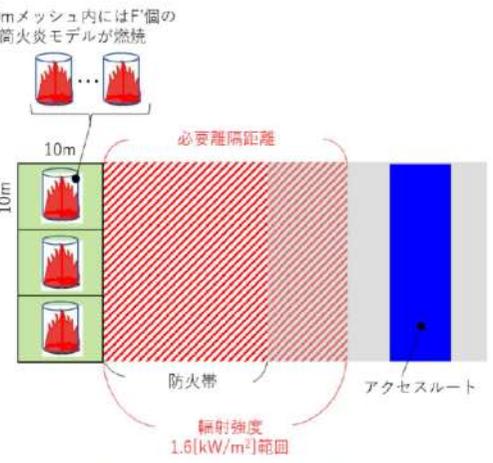
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考資料 2-5</p> <p style="text-align: center;">防火帯の法面保護対策について</p> <p>山林部の防火帯設定は、伐採後の土砂等流出を考慮して、現場状況に応じた法面保護工（モルタル吹付工等）を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モルタル吹付工 岩盤の風化、雨水の地山への浸透による浸食や崩壊の発生、小規模な落石の恐れがある法面に対しては、モルタルにより法面を被覆する。 <div data-bbox="736 475 1314 815" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 防火帯モルタル吹付工の施工例</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

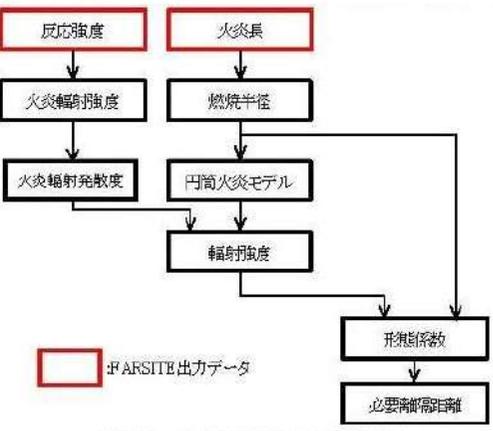
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考資料 2-6</p> <p style="text-align: center;">アクセスルートへの影響評価について</p> <p>1. 保管場所及びアクセスルートと防火帯の位置について 原子力発電所敷地外で発生する森林火災が発電所に迫った場合においても、原子炉施設（安全機能を有する構造物、系統及び機器）に影響を及ぼさないよう防火帯を設定している。 重大事故等対処設備については、外部火災における防護対象設備（クラス1、2）を防護することにより、外部火災による重大事故の発生に至ることはないが、炉心損傷防止等の原子炉の安全性に係る対策に大きな影響を与えるおそれがあることから、防火帯の内側に配備する。 また、可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについても防火帯の内側とする。</p> <div data-bbox="712 576 1328 1066" data-label="Figure"> <p style="text-align: center;">第1図 保管場所及びアクセスルートと防火帯の位置</p> </div> <p>2. アクセスルートに対する森林火災影響について 森林火災によりアクセスルートが「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である 1.6kW/m^2 以下となることを第2図のフローにより確認する。</p>	<p style="text-align: right;">参考資料 2-5</p> <p style="text-align: center;">アクセスルートへの影響評価について</p> <p>1. 保管場所及びアクセスルートと防火帯の位置について 原子力発電所敷地外で発生する森林火災が発電所に迫った場合においても、発電用原子炉施設（安全機能を有する構造物、系統及び機器）に影響を及ぼさないよう防火帯を設定している。 重大事故等対処設備については、外部火災における防護対象設備（クラス1、2）を防護することにより、外部火災による重大事故の発生に至ることはないが、炉心損傷防止等の原子炉の安全性に係る対策に大きな影響を与えるおそれがあることから、防火帯の内側に配備する。 また、可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについても防火帯の内側とする。</p> <div data-bbox="1346 584 1962 1002" data-label="Figure"> <p style="text-align: center;">図1 保管場所及びアクセスルートと防火帯の位置</p> </div> <p>2. アクセスルートに対する森林火災影響について 森林火災によりアクセスルートが「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である放射強度 1.6kW/m^2 以下となることを図2のフローにより確認する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違・プラント設計の違いによる防火帯及びアクセスルートの相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p>

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>※ 輻射強度1.6kW/m²：石油コンビナートの防災アクセス指針における長時間さらされても苦痛を感じない輻射強度</p> <p>第2図 森林火災影響評価フロー</p>  <p>第3図 森林火災影響評価概要図</p>	 <p>※1：輻射強度1.6kW/m²：石油コンビナートの防災指針における長時間さらされても苦痛を感じない輻射強度</p> <p>図2 森林火災影響評価フロー</p>  <p>図3 森林火災影響評価概要図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 必要離隔距離評価の流れ</p> <p>石油コンビナートの防災指針における輻射強度及び、FARSITE 出力より得られた、反応強度及び火炎長より、第4図のとおり必要離隔距離を評価する。</p>  <p>第4図 必要離隔距離評価（概要図）</p> <p>a. 円筒火炎モデル数の算出 外部火災影響評価ガイドに基づき、10m メッシュ内における円筒火炎モデル数 (\hat{F}) を次式により算出する。</p> $F = \frac{W}{2R} \quad \hat{F} = \frac{10}{2R} \quad F = \frac{W}{2R} = \frac{W}{10} \cdot \frac{10}{2R} = \frac{W}{10} \cdot \hat{F} \quad R = \frac{H}{3}$ <p>H: 火炎長 [m] R: 燃焼半径 [m]</p> <p>b. 火炎輻射強度の算出 FARSITE の結果より得られた防火帯外縁の最大反応強度に米国防火協会 (NFPA) の係数 0.377^{*1} を乗じて算出する。</p> <p>※1 発電所敷地近傍には針葉樹、落葉広葉樹がある。そのため、輻射熱割合は、針葉樹: 0.377 並びに落葉広葉樹: 0.371 (米国防火技術者協会 (NFPA) 「THE SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering」に定める係数) のうち保守的に大きい値である 0.377 を採用した。</p>	<p>(1) 必要離隔距離評価の流れ</p> <p>石油コンビナートの防災指針における輻射強度及び、FARSITE 出力より得られた、反応強度及び火炎長より、図4のとおり必要離隔距離を評価する。</p>  <p>図4 必要離隔距離評価（概要図）</p> <p>a. 円筒火炎モデル数の算出 外部火災影響評価ガイドに基づき、10m メッシュ内における円筒火炎モデル数 (F') を次式により算出する。</p> $F' = \frac{10}{2R} \quad R = \frac{H}{3}$ <p>H: 火炎長[m], R: 燃焼半径[m]</p> <p>b. 火炎輻射強度の算出 FARSITE の結果より得られた防火帯外縁の最大反応強度に米国防火協会 (NFPA) の係数 0.377^{*1} を乗じて算出する。</p> <p>※1 発電所敷地近傍には針葉樹、落葉広葉樹がある。そのため、輻射熱割合は、針葉樹: 0.377 並びに落葉広葉樹: 0.371 (米国防火技術者協会 (NFPA) 「THE SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering」に定める係数) のうち保守的に大きい値である 0.377 を採用した。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p>c. 必要離隔距離の算出 形態係数を算出する下記式から、必要離隔距離を算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\}$ <p>ただし $m = \frac{H}{R} \approx 3$ $n = \frac{L}{R}$ $A = (1+n)^2 + m^2$ $B = (1-n)^2 + m^2$ ϕ: 形態係数[-] H: 火災長[m] R: 火災半径[m] L: 危険距離[m]</p> <p>(2) 評価結果 それぞれの発火点における必要離隔距離について第1表のとおり算出した。</p> <table border="1" data-bbox="712 694 1326 885"> <caption>第1表 必要離隔距離算出結果</caption> <thead> <tr> <th>発火点</th> <th>必要離隔距離 [m]</th> <th>最大火災放射発散度 [kW/m²]</th> <th>円筒火災モデル数</th> <th>火災長 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>30.3</td> <td>477</td> <td>95</td> <td>0.49</td> </tr> <tr> <td>2-1</td> <td>32.8</td> <td>408</td> <td>12</td> <td>1.31</td> </tr> <tr> <td>2-2</td> <td>28.7</td> <td>413</td> <td>18</td> <td>0.86</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>31.2</td> <td>421</td> <td>14</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上の評価により最大必要離隔距離が発火点 2-1 における 32.8m であったことから、防火帯外縁からアクセスルートが必要離隔距離を確保されているかを確認した結果、32.8m 以上の離隔距離を確保していることから、森林火災によるアクセスルートへの影響はないことを確認した。なお、可搬型重大事故等対処設備保管場所についても防火帯外縁から 32.8m 以上の離隔距離を確保していることから、森林火災による影響はないことを確認した。</p>	発火点	必要離隔距離 [m]	最大火災放射発散度 [kW/m ²]	円筒火災モデル数	火災長 [m]	1	30.3	477	95	0.49	2-1	32.8	408	12	1.31	2-2	28.7	413	18	0.86	3	31.2	421	14	1.15	<p>c. 必要離隔距離の算出 放射強度 E が 1.6[kW/m²]となる形態係数 Φ を式 1 より算出する。</p> $E = F' \times R_f \times \Phi \quad (\text{式 1})$ <p>E: 放射強度[kW/m²], F': 円筒火災モデル数(10m×ッシュ), R_f: 放射発散度[kW/m²], Φ: 形態係数</p> <p>式 1 で求めた形態係数 Φ となる必要離隔距離 L を式 2 より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\} \quad (\text{式 2})$ <p>$m = \frac{H}{R} \approx 3$, $n = \frac{L}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$ H: 火災長[m], R: 燃焼半径[m], L: 危険距離[m]</p> <p>(2) 評価結果 それぞれの発火点における必要離隔距離について表 1 のとおり算出した。</p> <table border="1" data-bbox="1361 753 1937 890"> <caption>表 1 必要離隔距離算出結果</caption> <thead> <tr> <th>発火点</th> <th>最大火災放射発散度 [kW/m²]</th> <th>火災長 [m]</th> <th>円筒火災モデル数</th> <th>必要離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1,200</td> <td>1.63</td> <td>9.3</td> <td>63.0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1,200</td> <td>3.62</td> <td>4.2</td> <td>94.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上の評価により最大必要離隔距離が発火点 2 における 94.1m であったことから、防火帯外縁からアクセスルートが必要離隔距離を確保されているかを確認した結果、94.1m 以上の離隔距離を確保していることから、森林火災によるアクセスルートへの影響はないことを確認した。なお、可搬型重大事故等対処設備保管場所についても防火帯外縁から 94.1m 以上の離隔距離を確保していることから、森林火災による影響はないことを確認した。</p>	発火点	最大火災放射発散度 [kW/m ²]	火災長 [m]	円筒火災モデル数	必要離隔距離 [m]	1	1,200	1.63	9.3	63.0	2	1,200	3.62	4.2	94.1	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は放射強度から形態係数、形態係数から離隔距離を算出する過程を明記</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p>
発火点	必要離隔距離 [m]	最大火災放射発散度 [kW/m ²]	円筒火災モデル数	火災長 [m]																																							
1	30.3	477	95	0.49																																							
2-1	32.8	408	12	1.31																																							
2-2	28.7	413	18	0.86																																							
3	31.2	421	14	1.15																																							
発火点	最大火災放射発散度 [kW/m ²]	火災長 [m]	円筒火災モデル数	必要離隔距離 [m]																																							
1	1,200	1.63	9.3	63.0																																							
2	1,200	3.62	4.2	94.1																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">参考資料2-6</p> <p style="text-align: center;">FARSITEにおける気象データの扱いについて</p> <p>(1) 気象条件の設定 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」の附属書A「森林火災の原子力発電所への影響評価について」における気象データの整備要領では、「現地にて起こり得る最悪の条件を検討するため、発件数の多い月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。」旨、記載されていることから、気象条件の設定に当たっては、過去10年間に調査し、森林火災の発件数の最も多い月（1993年～2012年：5月）を含めた4月～6月の気象データ（気温、湿度及び風速）を選択することで、森林火災の規模に対して保守的となるよう設定した。上記の期間（4月～6月）において、4月の風速及び湿度、6月の気温を用いるのが最も保守的である。</p> <p>(2) 気象データの選定 気象データの選定に当たっては、泊発電所周辺の過去10年間（2003年～2012年）の気象データを調査した。その上で、外部火災影響評価においては発火点を発電所から10km以内（発火点1：約2.5km、発火点2：約1.5km）とした敷地外の火災の発生・進展を評価することから、発火点到最も近い発電所内の気象観測データ（気温：30.0℃、湿度：13%、最大風速：29.7m/s）をFARSITEへの入力値とした。 気象データには、発電所敷地外の公開情報である気象庁の気象統計情報があることから、比較を実施した。気象データのうち、気温及び最大風速については、泊発電所の最寄りに位置し、泊発電所と同じく後志地方の海沿いにあり約14km離れた神恵内地域気象観測所（アメダス）における同期間のデータ、湿度については、神恵内地域気象観測所（アメダス）では測定していないため、泊発電所から約35km離れているが、泊発電所と同じく後志地方の海沿いにある寿都特別地域気象観測所のデータとし、それらを組み合わせた値（気温：27.7℃、湿度：10%、最大風速：20.5m/s）を比較対象とした。 気温及び最大風速は、発電所内の気象観測データの方が高く、湿度は発電所敷地外の気象観測所の方が低い。FARSITEにおいて、気温、湿度及び風速のうち、解析結果に対する感度が一番大きいものは風速である。FARSITE出力結果のうち、火災規模の根拠となる延焼速度の評価式には風速のべき乗に比例する項が含まれており（発電所周辺の主な植生である落葉広葉樹では風速の約2.4乗）、泊発電所内の風速データは発電所敷地外の気象観測所の風速データより約10m/s高いことから十分な保守性を有している。一方で、気温及び湿度は可燃物特性の含水比に相関があるが、FARSITE入力初期条件にて含水比を低く設定しているため解析結果に対する感度は小さい。</p>	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・泊は、森林火災の挙動をより模擬できるのは、発火点到近い泊発電所内の気象観測データと考え、泊発電所内の気象観測データをFARSITEの入力値としている。一方で、敷地外には気象庁の公開情報があることから、比較を実施し、発電所内データの保守性を確認している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>よって、発電所敷地外の気象観測所のデータより湿度は若干低いものの、風速が高い発電所内の気象観測データの方が保守的な設定である。</p> <p>なお、気象観測データに加えて、植生等のその他の入力データにも保守性を有していることから、FARSITE 全体として十分な保守性を有している。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 8</p> <p>石油コンビナート等の火災・爆発による原子力発電所への影響評価について</p> <p>はじめに 本評価は、大飯発電所3,4号炉において、発電所敷地外で発生する石油コンビナート等の火災やガス爆発により、安全機能を有する建築物、系統及び機器を内包する原子炉施設に影響をおよぼさないことについて、原子力発電所の外部火災評価ガイドにより、「附属書B石油コンビナート等火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」に基づき、評価を実施するものである。</p> <p>大飯発電所周辺に石油コンビナートのような大規模な産業施設は存在しない。また、発電所周辺には100m以上の山が存在するため、発電所に影響を及ぼす事はないと考えられるが、施設外の近隣産業施設の火災影響評価においては、石油類を取り扱う産業施設として、発電所周辺のガソリンスタンドを想定することとした。</p> <p style="text-align: right;">添付資料 20</p> <p>石油コンビナート等の調査結果について</p> <p>1. 大飯発電所近傍の石油コンビナート等特別防災区域について 石油コンビナート等災害防止法第2条第2号の規定に基づく石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）により石油コンビナート等特別防災区域に指定されている区域は、福井県においては福井臨海地区の1箇所である。また、隣接している京都府には、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている区域はない。 福井臨海地区の石油コンビナート施設の位置は図1のとおりであり、特定事業所の状況は表1のとおりである。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-3</p> <p>石油コンビナート等の火災・爆発について</p> <p>1. 目的 本評価は、発電所敷地外で発生する石油コンビナート等の火災やガス爆発に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災やガス爆発が女川原子力発電所に隣接する地域で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことについて、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド附属書B石油コンビナート等火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」（以下「評価ガイド」という。）に基づき、評価する。</p> <p>2. 石油コンビナート等の火災・爆発影響評価 発電用原子炉施設の周りには周辺監視区域があり、敷地境界との間には少なくとも約639mの離隔距離が確保されている。仮に火災・爆発が発生した場合に影響が大きいと考えられるものとして、爆発物や化学物質を大量に扱う石油コンビナート等について評価を実施する。</p> <p>(1) 評価対象範囲 評価対象は、発電所敷地外の半径10km圏内に存在する石油コンビナート等とする。なお、石油コンビナート等とは、石油コンビナート等災害防止法で規制される特別区域内の特定事業所及びコンビナート等保安規則で規制される特定製造事業所とする。</p> <p>(2) 評価結果 石油コンビナート等災害防止法により規制される宮城県内の特別防災区域は「塩釜地区」「仙台地区」の二箇所が存在するが、これらは、第3-1図に示すとおりいずれの区域も女川原子力発電所から約40km離れており、いずれも女川原子力発電所から10km以遠である。 また、発電所から10km圏内にLPG基地がないことを確認している。なお、発電所と最短距離にあるガスパイプラインは仙台地区であり、発電所から約40km離れていることを確認した。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-3</p> <p>石油コンビナート等の火災・爆発について</p> <p>1. 目的 本評価は、発電所敷地外で発生する石油コンビナート等の火災やガス爆発に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災やガス爆発が泊発電所に隣接する地域で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことについて、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド附属書B石油コンビナート等火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」（以下「評価ガイド」という。）に基づき、評価する。</p> <p>2. 石油コンビナート等の火災・爆発影響評価 発電用原子炉施設の周りには周辺監視区域があり、一定の離隔距離が確保されている。仮に火災・爆発が発生した場合に影響が大きいと考えられるものとして、爆発物や化学物質を大量に扱う石油コンビナート等について評価を実施する。</p> <p>(1) 評価対象範囲 評価対象は、発電所敷地外の半径10km圏内に存在する石油コンビナート等とする。なお、石油コンビナート等とは、石油コンビナート等災害防止法で規制される特別区域内の特定事業所及びコンビナート等保安規則で規制される特定製造事業所とする。</p> <p>(2) 評価結果 石油コンビナート等災害防止法により規制される北海道内の特別防災区域は「釧路地区」「苫小牧地区」「石狩地区」「室蘭地区」「北斗地区」「知内地区」の六箇所が存在するが、これらは、図3-1に示すとおりいずれの区域も泊発電所から約70km以上離れており、いずれも泊発電所から10km以遠である。 また、発電所から10km圏内にLPG基地がないことを確認している。なお、発電所と最短距離にあるガスパイプラインは小樽地区であり、発電所から約40km離れていることを確認した。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の周辺監視区域境界と敷地境界の一部は同一であるため、周辺監視区域境界と敷地境界ではなく発電用原子炉施設との離隔距離について記載している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違・地域特性に伴う特別防災区域、発電所との離隔距離の相違</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・地域特性に伴う相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

大飯発電所から十分な離隔距離が確保されており、発電所への影響はないと考える。



図1 福井臨海地区石油コンビナートの位置

表1 福井臨海地区石油コンビナートにおける特定事業所の状況

特定事業所名	敷地面積 [m ²]	貯蔵および 取扱数量 [KL]
北陸電力（株） 福井火力発電所	616,268	238,115
東西オイルターミナル（株） 福井油槽所	32,118	39,120
ジャパンオイルネットワーク（株） 福井油槽所	51,213	70,125
独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 福井国家石油備蓄基地	1,509,163	3,642,247

参考：「福井県石油コンビナート等防災計画」（平成20年8月修正）
 「福井県石油コンビナート等防災計画 資料編」（平成20年8月修正）

2. 大飯発電所近傍の産業施設について

地図情報等を基に、大飯発電所の周辺の産業施設について現地調査した結果、主な工場としては、高浜町に日立造船株式会社若狭事業所（機械製造）がある。

石油コンビナート施設と発電所周辺の主な工場との敷地面積等の比較は表2のとおりであり、石油コンビナート施設に比べ発電所周辺の主な工場の敷地面積は比較的狭く、大規模な危険物貯蔵タンクを保有するような業種はない。また、地図上においても、大規模な危険物の貯蔵タンクは確認されない。

以上のことから、発電所周辺に石油コンビナート等に相当する施設はないと考える。

表2 大飯発電所周辺の主な産業施設の敷地面積等の比較

事業所名	敷地面積 [m ²]	業種
福井臨海地区石油コンビナート	2,208,762	石油備蓄基地 火力発電所
日立造船（株）若狭事業所	約75,000*	機械製造

*国土地理院 電子国土Webにより計測

発電所最寄りのガソリンスタンドの状況は表3のとおりであり、その他のガソリンスタンドについては表4に示すとおりである。

女川原子力発電所2号炉

以上より、評価対象範囲内に石油コンビナート等は存在せず、発電用原子炉施設に影響を及ぼすことはない。



第3-1図 石油コンビナート等特別防災区域と発電所との位置関係

3. 石油コンビナート等以外の火災・爆発影響評価

女川原子力発電所から10km圏内に位置する危険物施設（危険物貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設）を抽出し、発電所から最も近い施設及び発電所から10km圏内の施設における最大数量をそれぞれ抽出する。

なお、危険物施設については、消防法等に基づき消防署に届出されている施設について確認した。また、発電所から10km圏内にLPG基地がないことを確認している。発電所から10km圏内の危険物貯蔵施設等を図3-2に示す。

泊発電所3号炉

以上より、評価対象範囲内に石油コンビナート等は存在せず、発電用原子炉施設に影響を及ぼすことはない。



図3-1 石油コンビナート等特別防災区域と発電所との位置関係

3. 石油コンビナート等以外の火災・爆発影響評価

泊発電所から10km圏内に位置する危険物施設（危険物貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設）を抽出した。抽出の結果、危険物貯蔵施設は第四類危険物貯蔵施設のみが多数存在することから、火災影響評価を行う第四類危険物貯蔵施設の絞り込みを以下の方法で行った。また、高圧ガス貯蔵施設は1箇所のみであった。

なお、危険物施設については、消防法等に基づき消防署に届出されている施設について確認した。また、発電所から10km圏内にLPG基地がないことを確認している。発電所から10km圏内の危険物貯蔵施設等を図3-2に示す。

(1) 発電所敷地外10km圏内に石油コンビナートはないことから、半径10km圏内に存在する危険物貯蔵施設の最大貯蔵容量は石油コンビナート相当の10万kL^{※1}とした。ここで、第四類危険物のうち、最も輻射発散度が高いn-ヘキサン^{※2}が10万kL貯蔵された危険物貯蔵施設を想定し、その危険距離を算出した結果1,320m^{※2}となった。

※1 「石油コンビナート等災害防止法施行令」（昭和51年5月31日政令129号）の第2条で規定する基準貯蔵量

※2 算出方法は別紙-1参照

(2) (1)項の結果から、発電所から1,500m以上には発電所に影響を及ぼす第四類危険物貯蔵施設は存在しないと判断し、発電所から

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・地域特性に伴う相違

【大飯】
 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）

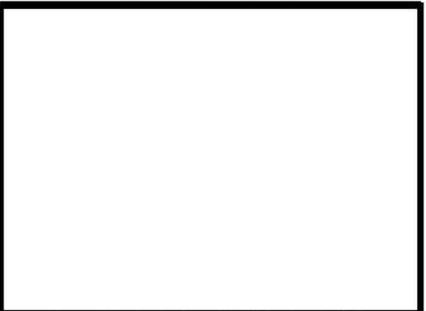
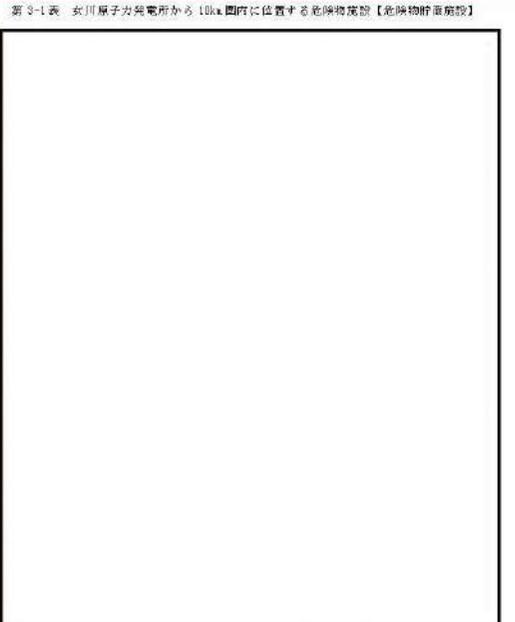
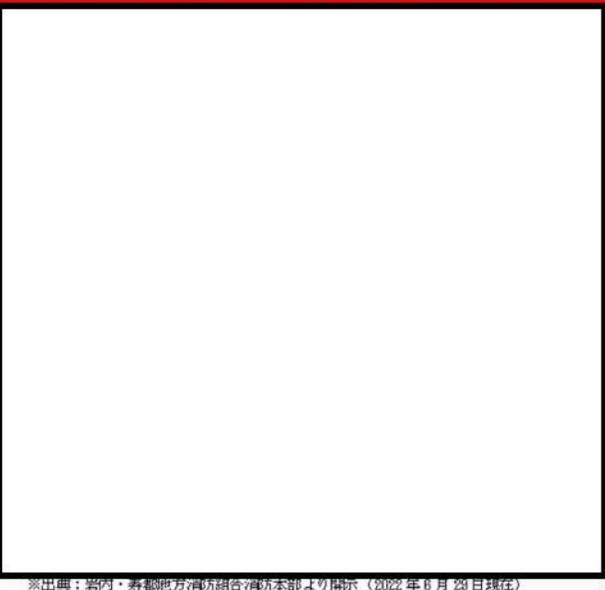
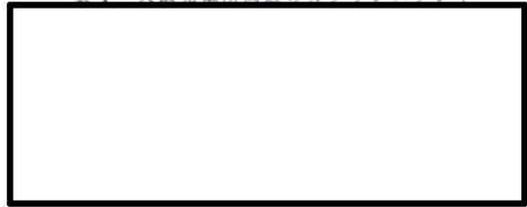
【女川】 発電所名の相違

【女川】 設計方針の相違

・女川も泊も10km圏内の高圧ガス貯蔵施設及び危険物貯蔵施設を評価対象としていることに差異はない。ただし、泊は発電所半径10km圏内の施設を調査した結果、第四類危険物貯蔵施設のみが存在し、油種、指定数量についての情報は得られなかったことから、第四類危険物のうち最も輻射発散度が高いn-ヘキサンを石油コンビ

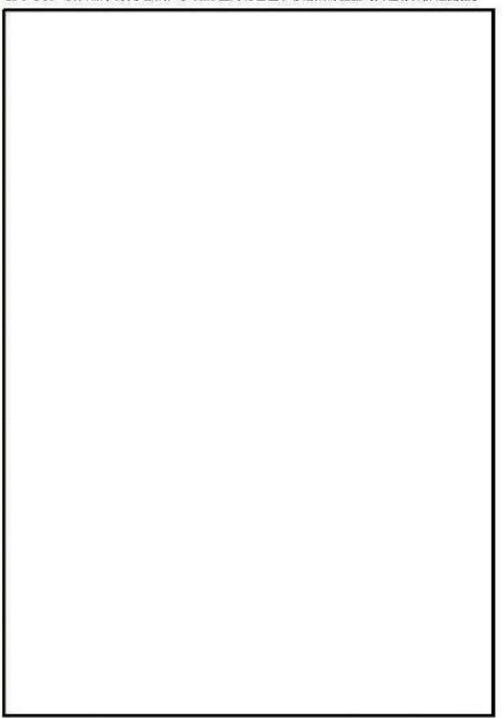
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図2 発電所周辺の主な産業施設の位置</p> 	<p>第3-2図 発電所から10km圏内に位置する危険物貯蔵施設等</p> 	<p>図3-2 泊発電所から10km圏内に位置する危険物貯蔵施設等</p> 	<p>ナート相当の貯蔵量を有している仮定の危険物貯蔵施設を想定し、危険距離評価の結果を踏まえて評価対象施設を絞り込み、危険物貯蔵施設を決定している。（東海第二と同一の方針）</p>
<p>表3 発電所最寄りのガソリンスタンドの状況</p> 	<p>第3-1表 女川原子力発電所から10km圏内に位置する危険物施設【危険物貯蔵施設】</p> 	<p>表3-1 発電所周辺に存在する第四類危険物貯蔵施設</p> 	<p>【女川】設計方針の相違・地域特性による危険物施設抽出結果の相違</p>
<p>表4 大阪発電所周辺のガソリンスタンド</p>  <p>3. 発電所周辺の地形を考慮した影響評価について</p> <p>図3に示すように、発電所の周囲は、南東に標高約195[m]、南西に標高約247[m]の山に囲まれている。これらの山は、発電所から約1km以内の距離にあり、発電所は、これらの頂き、尾根に囲まれたすり鉢状の地形の中に設置されている。</p> <p>発電所周辺の地形を考慮すると、図4に示すように、主な工場と発電所とを結ぶ直線上には100[m]以上の山が存在し、離隔距離は約7kmあることから、万が一、これらの施設において火災・爆発が発生したとしても、これらの山が障壁となり発電所への影響は軽減されることから、発電所に影響を及ぼすような工場はないものと考えられる。</p>	<p>※出典：若巻地区広域行政事務組合消防本部より開示（平成30年5月8日現在）</p> <p>※出典：岩内・寿都地方消防組合消防本部より開示（2022年6月28日現在）</p> <p>※図面の内容は商業秘密のため公開できません。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映；着色せず）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図3 発電所周辺の地形図</p>  <p>図4 発電所周辺の主な工場と発電所との位置関係</p>  <p>図5 福井臨海地区石油コンビナートの地図</p>  <p>図6 日立造船（株）若狭事業所の敷地面積</p>  <p>以上</p>	<p>図3-2表 女川原子力発電所から10km圏内に位置する高圧ガス貯蔵施設【高圧ガス貯蔵施設】</p>  <p>※出典：石巻地区広域行政事務組合消防本部より開示（平成25年10月9日現在）</p> <p>※図面の内容は商業秘密のため公開できません。</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性に伴う危険物貯蔵施設の相違（泊は10km圏内に高圧ガス貯蔵施設は1箇所しかないため表でまとめていない）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	<p>(1) 危険物貯蔵施設</p> <p>女川原子力発電所から10km圏内(敷地内を除く)における危険物貯蔵施設の最大貯蔵量は [] であり、女川原子力発電所に最も近い危険物貯蔵施設との離隔距離は2,500mである。</p> <p>仮に最短距離の危険物貯蔵施設に10km圏内の最大貯蔵量 [] が存在したと仮定し、熱影響評価を実施したところ、危険距離は99mであり、女川原子力発電所との距離2500mよりも小さいことを確認した。</p> <p>よって、発電所敷地外の危険物貯蔵施設において火災が発生した場合においても女川原子力発電所への影響はない。</p> <div data-bbox="734 786 1294 1465" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第3-3表 10km圏内における最大の危険物貯蔵施設の貯蔵量</p> <table border="1" data-bbox="779 818 1205 874"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th> <th>貯蔵量[kL]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table>  <p>地図出典：国土地理院ウェブサイト</p> <p>第3-3図 石油類貯蔵施設位置</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は商業秘密のため公開できません。</p> </div>	燃料の種類	貯蔵量[kL]	ガソリン	[]	<p>a. 危険物貯蔵施設の火災影響評価</p> <p>泊発電所から10km圏内(敷地内を除く)に仮想危険物貯蔵施設(n-ヘキサンを10万kL貯蔵)を設定し熱影響評価を実施した結果より、発電所から1,500m圏内に存在する第四類危険物貯蔵施設に対して熱影響評価を行う。</p> <p>泊発電所から1,500m圏内における危険物貯蔵施設の指定数量の倍数は [] であることから、最大貯蔵量は各取扱い油種が保守的に指定数量の倍数分であると仮定すると [] であり、泊発電所に最も近い危険物貯蔵施設との離隔距離は1,450mである。</p> <p>上記の危険物貯蔵施設による熱影響評価を実施したところ、危険距離は109mであり、泊発電所との距離1,450mよりも小さいことを確認した。</p> <p>よって、発電所敷地外の危険物貯蔵施設において火災が発生した場合においても泊発電所への影響はない。</p> <p>表3-2 10km圏内における評価対象の危険物貯蔵施設の貯蔵量</p> <table border="1" data-bbox="1473 810 1809 914" style="border: 1px solid red;"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th> <th>貯蔵量[kL]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>灯油</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>ガソリン</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table>  <p>地図出典：国土地理院ウェブサイト</p> <p>図3-3 危険物貯蔵施設位置</p>	燃料の種類	貯蔵量[kL]	灯油	[]	ガソリン	[]	<p>【大阪】 記載方針の相違 (女川実績の反映：着色せず) 【女川】 記載方針の相違・他資料との記載統一 【女川】 発電所名の相違 【女川】 対象施設の相違 ・女川は10km圏内の最短距離の危険物貯蔵施設に最大貯蔵量が存在すると仮定して評価しているが、泊は仮想危険物貯蔵施設(n-ヘキサン)の評価結果である 1,500mより近接する危険物貯蔵施設を評価対象として危険距離を算出している。また、貯蔵量は保守的に各油種が危険数量の倍数分あるとして評価している。</p> <p>【女川】 設計方針の相違・地域特性に伴う危険物貯蔵施設の相違</p>
燃料の種類	貯蔵量[kL]												
ガソリン	[]												
燃料の種類	貯蔵量[kL]												
灯油	[]												
ガソリン	[]												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

<p>大阪発電所3/4号炉</p> <p>添付資料8</p> <p>1. 発電所周辺における石油コンビナート等の火災影響評価</p> <p>(1) 石油コンビナート等の火災の想定</p> <p>ガイドに基づき、屋外貯蔵タンクの火災の想定を以下のとおりとした。</p> <p>A. 想定条件</p> <p>A.-1 気象条件は無風状態とした。</p> <p>A.-2 タンクから石油類が流出しても、防油堤内に留まるものとした。</p> <p>A.-3 火災は円筒火災モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とした。</p> <p>B. 火災の形態</p> <p>タンク内及び防油堤内の全面火災を想定した。</p> <p>C. 輻射熱の算定</p> <p>油火災において任意の位置にある輻射熱（強度）を計算により求めるため、半径が1.5[m]以上の場合で火炎の高さ（輻射体）を半径の3倍にした円筒火災モデルを採用した。</p> <p>(2) 石油コンビナート等の火災による影響の有無の評価</p> <p>a. 評価対象範囲</p> <p>発電所敷地外の 火災を想定した。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 150px; margin-top: 10px;"></div>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>a. 評価条件</p> <p>危険物貯蔵施設の火災の想定は以下の通りとした。</p> <p>(a) 評価対象とする危険物貯蔵施設は 10km 圏内(敷地内を除く)における危険物貯蔵施設のうち、最大貯蔵量が女川原子力発電所に最も近い危険物貯蔵施設であると仮定した場合を想定した。</p> <p>(b) 評価対象とする危険物貯蔵施設の燃料は満載した状態を想定した。</p> <p>(c) 気象条件は無風状態とした。</p> <p>(d) 火災は円筒火災モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とした。</p> <p>(e) 火災の形態は危険物貯蔵施設の全面火災とした。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">第3-4表 評価条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">燃料の種類</th> <th style="width: 70%;">ガソリン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料量[m³]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃焼面積^{※1}[m²]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料密度^{※2}[kg/m³]</td> <td style="text-align: center;">783</td> </tr> <tr> <td>質量低下速度^{※3}[kg/m²/s]</td> <td style="text-align: center;">0.055</td> </tr> <tr> <td>輻射発散度^{※4}[W/m²]</td> <td style="text-align: center;">58,000</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度[m/s]</td> <td style="text-align: center;">7.02×10⁻³</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：火災を想定する発電所に最も近い危険物貯蔵施設は地下タンク貯蔵所であり、防油堤を持たない構造であるため、燃焼面積はガソリンスタンドの敷地面積と等しいとした。</p> <p>※2：JIS K2202 - 2012 記載値</p> <p>※3：NUR EG-1805 記載値</p> <p>※4：評価ガイド記載値</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠内みの内容は商業秘密のため公開できません</p> </div>	燃料の種類	ガソリン	燃料量[m ³]		燃焼面積 ^{※1} [m ²]		燃料密度 ^{※2} [kg/m ³]	783	質量低下速度 ^{※3} [kg/m ² /s]	0.055	輻射発散度 ^{※4} [W/m ²]	58,000	燃焼速度[m/s]	7.02×10 ⁻³
燃料の種類	ガソリン														
燃料量[m ³]															
燃焼面積 ^{※1} [m ²]															
燃料密度 ^{※2} [kg/m ³]	783														
質量低下速度 ^{※3} [kg/m ² /s]	0.055														
輻射発散度 ^{※4} [W/m ²]	58,000														
燃焼速度[m/s]	7.02×10 ⁻³														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大坂発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
<p>b. 必要データ 評価に用いるデータは以下のとおり。 輻射発散度 [W/m²]：58×10³（ガソリン） 防油堤規模[m²]：500（敷地面積相当）</p> <p>c. 燃焼半径の算出 当該施設の敷地面積Sを防油堤規模と同等とし、燃焼半径を算出した。敷地面積は地図情報からS=500[m²]とした。</p> $R = ((w \times d) / \pi)^{1/2}$ <p>R = 燃焼半径、w = 防油堤幅、d = 防油堤奥行き</p> $R = (500 / \pi)^{1/2} = 12.61 [m]$	<p>b. 燃焼半径の算出 火災を想定する発電所に最も近い危険物貯蔵施設は地下タンク貯蔵所（ガソリンスタンド）であり、防油堤を持たない構造であるため、燃焼面積はガソリンスタンドの敷地面積と等しいとする。 したがって、燃焼半径 R[m]のガソリンスタンドの敷地面積を円筒の底面と仮定し算出する。</p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R:燃焼半径[m], S:燃焼面積[m²]</p> <p>第3-5表 危険物貯蔵施設の燃焼半径</p> <table border="1" data-bbox="728 518 1299 582"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃焼面積 [m²]</th> <th>燃焼半径 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリンスタンド</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 燃焼継続時間の算出 燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ <p>t:燃焼継続時間[s], V:燃料量[m³], R:燃焼半径[m] v:燃焼速度 (= M/ρ)[m/s] M:質量低下速度[kg/m²・s], ρ:密度[kg/m³]</p> <p>第3-6表 危険物貯蔵施設の燃焼継続時間</p> <table border="1" data-bbox="728 933 1299 1045"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料量 [m³]</th> <th>燃焼半径 [m]</th> <th>質量低下速度 [kg/m²・s]</th> <th>燃料密度 [kg/m³]</th> <th>燃焼継続時間 [s]</th> </tr> <tr> <td></td> <td>V</td> <td>R</td> <td>M</td> <td>ρ</td> <td>t</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリンスタンド</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>特記事項の内容は燃焼継続のため記載できません。</p> <p>d. 建屋外壁に対する危険距離評価 (a) 評価対象範囲 評価対象施設の外壁について、危険物貯蔵施設の火災を想定して評価を実施した。 (b) 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第3-7表に示す。</p>	想定火災源	燃焼面積 [m ²]	燃焼半径 [m]	ガソリンスタンド			想定火災源	燃料量 [m ³]	燃焼半径 [m]	質量低下速度 [kg/m ² ・s]	燃料密度 [kg/m ³]	燃焼継続時間 [s]		V	R	M	ρ	t	ガソリンスタンド						<p>(b)燃焼半径の算出 火災を想定する発電所に最も近い危険物貯蔵施設は地下タンク貯蔵所（ガソリンスタンド）であり、防油堤を持たない構造であるため、燃焼面積はガソリンスタンドの敷地面積と等しいとする。 したがって、燃焼半径 R[m]のガソリンスタンドの敷地面積を円筒の底面と仮定し算出する。</p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R：燃焼半径[m]，S：燃焼面積[m²]</p> <p>表3-4 危険物貯蔵施設の燃焼半径</p> <table border="1" data-bbox="1433 534 1848 646"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃焼面積 [m²]</th> <th>燃焼半径 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリンスタンド</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(c)燃焼継続時間の算出 燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ <p>t：燃焼継続時間[s]，V：燃料量[m³] R：燃焼半径[m]，v：燃焼速度=M/ρ[m/s] M：質量低下速度[kg/m²・s]，ρ：燃料密度[kg/m³]</p> <p>表3-5 危険物貯蔵施設の燃焼継続時間</p> <table border="1" data-bbox="1355 981 1948 1093"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料の種類</th> <th>燃料量 V [m³]</th> <th>燃焼半径 R [m]</th> <th>質量低下速度 M [kg/m²・s]</th> <th>燃料密度 ρ [kg/m³]</th> <th>燃焼継続時間 t [s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリンスタンド</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(d) 建屋外壁に対する危険距離評価 i. 評価対象範囲 評価対象施設の外壁について、危険物貯蔵施設の火災を想定して評価を実施した。 ii. 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を表3-6に示す。</p>	想定火災源	燃焼面積 [m ²]	燃焼半径 [m]	ガソリンスタンド			想定火災源	燃料の種類	燃料量 V [m ³]	燃焼半径 R [m]	質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	燃料密度 ρ [kg/m ³]	燃焼継続時間 t [s]	ガソリンスタンド							<p>【女川】設計方針の相違・危険物貯蔵施設の違による評価条件の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・危険物貯蔵施設の違による評価条件の相違（以降の評価結果については、各評価対象施設における最も厳しい油種について記載する）</p>
想定火災源	燃焼面積 [m ²]	燃焼半径 [m]																																													
ガソリンスタンド																																															
想定火災源	燃料量 [m ³]	燃焼半径 [m]	質量低下速度 [kg/m ² ・s]	燃料密度 [kg/m ³]	燃焼継続時間 [s]																																										
	V	R	M	ρ	t																																										
ガソリンスタンド																																															
想定火災源	燃焼面積 [m ²]	燃焼半径 [m]																																													
ガソリンスタンド																																															
想定火災源	燃料の種類	燃料量 V [m ³]	燃焼半径 R [m]	質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	燃料密度 ρ [kg/m ³]	燃焼継続時間 t [s]																																									
ガソリンスタンド																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

d. 危険輻射強度の算出について

産業施設において保有する燃料が、火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で原子炉施設外壁を照射した時に表面温度が 200℃に到達する輻射強度を危険輻射強度とする。

原子炉施設外壁表面の温度上昇は次式¹⁾で求められる。

$$T = T_0 + \frac{2 \times E \times \sqrt{\alpha x \tau}}{\lambda} \times \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \times \exp\left(-\frac{x^2}{4 \times \alpha x \tau}\right) - \frac{x}{2 \times \sqrt{\alpha x \tau}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2 \times \sqrt{\alpha x \tau}}\right) \right]$$

T_0 : 初期温度 (50℃)

E : 輻射強度 [W/m²]

α : コンクリート温度伝導率

$$\alpha = \lambda / (\rho \times C_p)$$

C_p : コンクリート比熱 (963 [J/kgK])

ρ : コンクリート密度 (2300 [kg/m³])

λ : コンクリート熱伝導率 (1.74 [W/mK])

x : コンクリート深さ (0 [m])

τ : 燃焼継続時間 (1023 [sec])

$$\tau = 38 / (500 \times 7.43 \times 10^{-4}) = 1023$$

1) 庄司正弘, 東京大学機械工学 6, 伝熱工学, 東京大学出版

第3-7表 想定火災源から評価対象施設までの隔離距離

想定火災源	隔離距離 (m)		
	原子炉建屋	制御建屋	タービン建屋
ガソリンスタンド	2,400	2,400	2,300

(c) 判断の考え方

i. 危険輻射強度

コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度 200℃に至る輻射強度を危険輻射強度とし、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、想定する火災の輻射強度が危険輻射強度を越えないことを、危険距離及び隔離距離から確認する。

ii. 評価方法

火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして、火災源を単一の円筒火炎と見なせることから、原子炉施設外壁を半無限固体として式1の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式より外壁表面(x=0)の温度が200℃となる輻射強度を危険輻射強度として算出する。

なお、コンクリート表面温度評価にあたっては、外壁の部材であるコンクリートへの熱伝導による蓄熱を考慮するため、保守的に対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。

$$T = T_0 + \frac{2E\sqrt{\alpha t}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4\alpha t}\right) - \frac{x}{2\sqrt{\alpha t}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{\alpha t}}\right) \right] \quad (\text{式1})$$

T_0 : 初期温度(50[℃]), E : 輻射強度[W/m²]

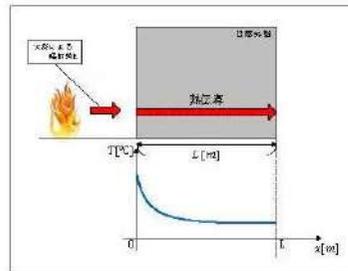
x : コンクリート深さ, t : 火災継続時間(725[s])

C_p : コンクリート比熱(963[J/kg・K]), ρ : コンクリート密度(2400[kg/m³])

α : コンクリート温度拡散率 $\left[\alpha = \frac{\lambda}{\rho C_p} \right]$ (7.53 × 10⁻⁷ [m²/s])

λ : コンクリート熱伝導率(1.74 [W/m・K])

(出典：伝熱工学, 東京大学出版会)



第3-4図 建屋外壁の熱伝導と温度分布の概念図

表3-6 想定火災源から評価対象施設までの隔離距離

想定火災源	隔離距離 [m]			
	原子炉建屋	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋
ガソリンスタンド	1,450	1,500	1,500	1,600

iii. 判断の考え方

(i) 危険輻射強度

コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度 200℃に至る輻射強度を危険輻射強度とし、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、想定する火災の輻射強度が危険輻射強度を越えないことを、危険距離及び隔離距離から確認する。

(ii) 評価方法

火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして、火災源を単一の円筒火炎と見なせることから、原子炉施設外壁を半無限固体として式1の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式より外壁表面(x=0)の温度が200℃となる輻射強度を危険輻射強度として算出する。

なお、コンクリート表面温度評価にあたっては、外壁の部材であるコンクリートへの熱伝導による蓄熱を考慮するため、保守的に対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。

$$T = T_0 + \frac{2E\sqrt{\alpha t}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4\alpha t}\right) - \frac{x}{2\sqrt{\alpha t}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{\alpha t}}\right) \right] \quad (\text{式1})$$

(出典：伝熱工学, 東京大学出版会)

T : 許容温度(200[℃]), T_0 : 初期温度(50[℃]), E : 輻射強度[W/m²]

α : コンクリート温度拡散率(=λ/ρC_p) (7.53 × 10⁻⁷ [m²/s])

ρ : コンクリート密度(2,400[kg/m³]), C_p : コンクリート比熱(963[J/kg・K])

λ : コンクリート熱伝導率(1.74[W/m・K]), t : 燃焼継続時間(3,080[s])

x : コンクリート壁表面深さ(0[m])

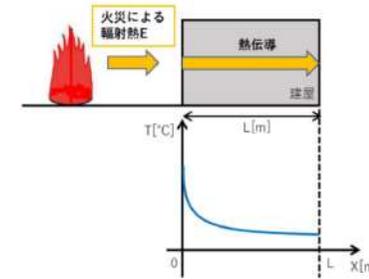


図3-4 建屋外壁の熱伝導と温度分布の概念図

【女川】設計方針の相違
 ・立地条件による隔離距離の相違

【女川】設計方針の相違
 ・危険物貯蔵施設の違
 いによる評価条件の相違 (評価式は同一)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
<p>上記式より、受熱面の表面温度がT=200℃を超えない放射強度Eを求めると約8120 [W/m²]となり、この値を危険放射強度とした。</p> <p>e. 危険距離の算出 火災の火炎から任意の位置にある点（受熱点）の放射強度は、放射発散度に形態係数を掛けた値となる。</p> $E = Rf \times \phi$ <p>E：放射強度、Rf：放射発散度、φ：形態係数</p> <p>ここでEを危険放射強度とし、そのときの形態係数を求めると、 $\phi = E/Rf = 8120/58000 = 0.14$ となる。</p> <p>また、形態係数は次の式で与えられる。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right]$ <p>ただし、$m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p>φ：形態係数、L：危険距離、H：火炎高さ、R：燃焼半径</p>	<p>式1で求めた危険放射強度となる形態係数φを、式2より算出する。</p> $E = Rf \cdot \phi \quad (\text{式2})$ <p>E:放射強度(W/m²)、Rf:放射発散度(W/m²)、φ:形態係数</p> <table border="1" data-bbox="761 359 1265 526"> <caption>第3-8表 対象施設の形態係数</caption> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>放射発散度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>58000</td> <td>0.171</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>58000</td> <td>0.171</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>58000</td> <td>0.171</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \quad (\text{式3})$ <p>ただし $m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p>H:火炎長(52.77[m])、R:火炎半径(17.59[m])、L:危険距離[m]</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該危険物貯蔵施設から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。なお、天井スラブは以下の理由により、外壁の評価に包絡されるため実施しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火炎長が天井より短い場合、天井に放射熱を与えないことから熱影響はない。 ・火炎長が天井より長い場合、天井に放射熱を与えるが、その放射熱は外壁に与える放射熱より小さい。天井スラブの評価概念図を第3-5図に示す。 ・火炎からの距離が等しい場合、垂直面（外壁）と水平面（天井）の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井の熱影響は外壁に比べて小さい。 	対象施設	放射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]	原子炉建屋	58000	0.171	制御建屋	58000	0.171	タービン建屋	58000	0.171	<p>式1で求めた危険放射強度Eとなる形態係数φを式2より算出する。</p> $E = R_f \times \phi \quad (\text{式2})$ <p>E：放射強度[W/m²]、R_f：放射発散度[W/m²]、φ：形態係数</p> <table border="1" data-bbox="1344 375 1960 534"> <caption>表3-7 対象施設の形態係数</caption> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>燃料の種類</th> <th>放射発散度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="4">灯油</td> <td rowspan="4">50,000</td> <td rowspan="4">0.095</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数φとなる危険距離Lを式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \quad (\text{式3})$ <p>$m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p>H：火炎長(53.52[m])、R：燃焼半径(17.84[m])、L：危険距離[m]</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該危険物貯蔵施設から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。なお、天井スラブは以下の理由により、外壁の評価に包絡されるため実施しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火炎長が天井より短い場合、天井に放射熱を与えないことから熱影響はない。 ・火炎長が天井より長い場合、天井に放射熱を与えるが、その放射熱は外壁に与える放射熱より小さい。天井スラブの評価概念図を第3-5図に示す。 ・火炎からの距離が等しい場合、垂直面（外壁）と水平面（天井）の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井の熱影響は外壁に比べて小さい。 	対象施設	燃料の種類	放射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]	原子炉建屋	灯油	50,000	0.095	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋	<p>【女川】記載方針の相違 ・他資料との記載統一</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・危険物貯蔵施設のの違いによる評価結果の相違</p>
対象施設	放射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]																								
原子炉建屋	58000	0.171																								
制御建屋	58000	0.171																								
タービン建屋	58000	0.171																								
対象施設	燃料の種類	放射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]																							
原子炉建屋	灯油	50,000	0.095																							
原子炉補助建屋																										
ディーゼル発電機建屋																										
循環水ポンプ建屋																										

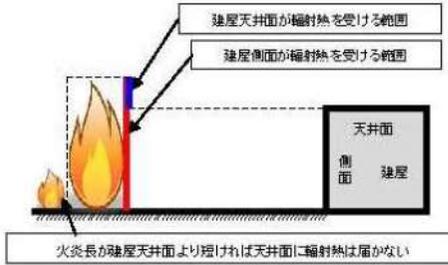
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第3-5図 建屋天井面の評価概念図

iii. 評価結果

危険輻射強度より評価対象施設の危険距離を算出した結果、各評価対象施設の危険距離が離隔距離以下であることを確認した。

評価結果のうち、危険輻射強度を第3-9表に、危険距離を第3-10表に示す。

第3-9表 対象施設の危険輻射強度

対象施設	危険輻射強度 [kW/m ²]
原子炉建屋	9.90
制御建屋	9.90
タービン建屋	9.90

第3-10表 外壁への危険物貯蔵施設火災影響評価結果

評価対象施設	危険距離 (m)	離隔距離 (m)
原子炉建屋	48	2,400
制御建屋	48	2,400
タービン建屋	48	2,300

e. 復水貯蔵タンクの温度評価

(a) 評価対象範囲

復水貯蔵タンクについて、危険物貯蔵施設の火災を想定して評価を実施した。

(b) 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第3-11表に示す。

危険輻射強度に相当する形態係数 $\phi = 0.14$ を上記式に代入し、危険距離 L を求めると、
 $L = 42$ [m]
 となることから、危険距離 L を約 50 [m] とする。

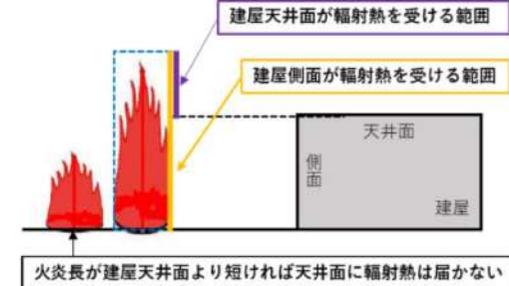


図3-5 建屋天井面の評価概念図

(iii) 評価結果

危険輻射強度より評価対象施設の危険距離を算出した結果、各評価対象施設の危険距離が離隔距離以下であることを確認した。

評価結果のうち、危険輻射強度を表3-8に、危険距離を表3-9に示す。

表3-8 対象施設の危険輻射強度

対象施設	危険輻射強度 [W/m ²]
原子炉建屋	4,750
原子炉補助建屋	
ディーゼル発電機建屋	
循環水ポンプ建屋	

表3-9 外壁への危険物貯蔵施設火災影響評価結果

対象施設	危険距離 [m]	離隔距離 [m]
原子炉建屋	74	1,450
原子炉補助建屋		1,500
ディーゼル発電機建屋		1,500
循環水ポンプ建屋		1,600

【女川】設計方針の相違・危険物貯蔵施設のの違いによる評価結果の相違

【女川】設計方針の相違・危険物貯蔵施設のの違いによる評価結果の相違

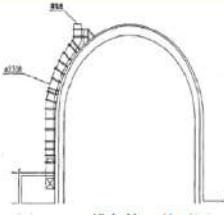
【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる対象設備の相違 (泊には屋外と同様の施設は無い)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<p>第3-11表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="801 188 1200 280"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th>離隔距離(m)</th> </tr> <tr> <th>復水貯蔵タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリンスタンド</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>復水貯蔵タンクについて、危険物貯蔵施設の火災を想定して評価を実施した。</p> <p>(c) 判断の考え方</p> <p>i. 危険輻射強度</p> <p>火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、復水貯蔵タンクの貯蔵水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度66℃を越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。</p> <p>ii. 評価方法</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で復水貯蔵タンクが昇温されるものとして、表面での輻射による復水貯蔵タンクの温度上昇を表した比熱と熱容量の関係式よりタンク（x=0）の温度から危険輻射強度を算出する。</p> $T = T_0 + \frac{Et \left(\frac{\pi D_1^2 h^2}{2} + \frac{\pi D_1^2 h}{4} \right)}{\rho_w C_{pw} V + \rho_s C_{ps} \left\{ \frac{(D_1^2 - D_2^2) \pi h}{4} + 2\pi \frac{D_1^2}{4} h \right\}} \quad (式1)$ <p>T_0:初期温度(50[℃])、E:輻射強度[W/m²]、t:火災継続時間(725[s]) D_1:タンク外径(20.012[m])、h:タンク内筒高さ(11.6[m]) D_2:タンク内径(20.0[m])、e:タンク最小板厚(0.006[m]) ρ_w:水の密度(979.9 [kg/m³]) ※1、C_{pw}:水の比熱(4186 [J/kg/K]) ※1、V:水の体積(m³) ρ_s:タンク壁材の密度(7860[kg/m³]) ※2、C_{ps}:タンク壁材の比熱(473 [J/kg/K]) ※2 ※1:伝熱工学資料第5版記載値(軽水)を80℃となるように補形補間した値 ※2:伝熱工学資料第5版記載値(キルド鋼)</p> <p>第3-12表 対象施設の危険輻射強度</p> <table border="1" data-bbox="768 1066 1272 1134"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険輻射強度 [kW/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>29.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>復水貯蔵タンクはタンク側面に遮蔽壁及び側面から天井面に向かって鋼板が設置されており、直接輻射がタンクに到達する構造ではないが、評価にあたっては遮蔽壁及び鋼板がなく屋外にタンクが露出しているものとして評価を実施した。なお、復水貯蔵タンク温度評価にあたっては、タンク部材は熱伝導の良い鋼材であるが、内部に貯蔵する系統水への熱伝導による蓄熱を考慮するため、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。 復水貯蔵タンクの評価概念図を第3-6図に示す。</p>	想定火災源	離隔距離(m)	復水貯蔵タンク	ガソリンスタンド	2,500	対象施設	危険輻射強度 [kW/m ²]	復水貯蔵タンク	29.0		
想定火災源	離隔距離(m)											
	復水貯蔵タンク											
ガソリンスタンド	2,500											
対象施設	危険輻射強度 [kW/m ²]											
復水貯蔵タンク	29.0											

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<div data-bbox="784 191 1232 399" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="784 438 1187 470">第3-6図 復水貯蔵タンクの評価概念図</p> <p data-bbox="739 486 1332 542">式1で求めた危険放射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p> $E = Rf \cdot \phi \quad (\text{式2})$ <p data-bbox="739 630 1232 662">E:放射強度 [W/m²], Rf:放射発散度 [W/m²], Φ:形態係数 [-]</p> <p data-bbox="851 694 1153 718">第3-13表 対象施設の形態係数</p> <table border="1" data-bbox="739 718 1265 790"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>放射発散度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>58000</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="739 837 1332 893">式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\} \quad (\text{式3})$ <p data-bbox="772 1029 1220 1061">ただし $m = \frac{R}{L}$, $n = \frac{L}{s}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p data-bbox="772 1069 1153 1093">H:火炎高(52.77[m]), R:火炎半径(17.59[m]), L:危険距離[m]</p> <p data-bbox="739 1125 1332 1181">上記のとおり危険距離を算出し、当該危険物貯蔵施設から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p data-bbox="728 1212 862 1236">iii. 評価結果</p> <p data-bbox="739 1244 1332 1324">危険放射強度より復水貯蔵タンクの危険距離を算出した結果、復水貯蔵タンクまでの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。</p> <p data-bbox="761 1332 1041 1356">評価結果を第3-14表に示す。</p>	対象施設	放射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]	復水貯蔵タンク	58000	0.50		
対象施設	放射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]							
復水貯蔵タンク	58000	0.50							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
	<p>第3-14表 復水貯蔵タンクへの危険物貯蔵施設火災影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="808 185 1227 264"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>危険距離 (m)</th> <th>離隔距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>18</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 排気筒の温度評価 (a) 影響評価対象範囲 排気筒について、危険物貯蔵施設の火災を想定して評価を実施した。 なお、排気筒の評価に当たっては、保守性を考慮して、筒身よりも離隔距離の短くなる鉄塔について評価した。 (b) 評価対象施設の仕様 排気筒仕様を第3-15表に、排気筒外形図を第3-7図に示す。</p> <div data-bbox="712 584 1303 858" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第3-15表 評価対象施設の仕様</p> <table border="1" data-bbox="741 619 999 794"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>鉄塔支持型</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>内径 9.7m</td> </tr> <tr> <td>地表高さ 180m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材料</td> <td>筒身 SWA400AP</td> </tr> <tr> <td>鉄塔 SS400, STR400</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">第3-7図 評価対象施設の外形図</p> </div> <p>(c) 評価対象施設までの離隔距離 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第3-16表に示す。</p> <div data-bbox="748 995 1290 1145" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第3-16表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="801 1034 1191 1126"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th>離隔距離(m)</th> </tr> <tr> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリンスタンド</td> <td>2,600</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(d) 判断の考え方 i. 危険放射強度 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、排気筒の鋼材の強度が維持される保守的な温度 325℃を越えない最大の放射強度を危険放射強度とする。 ii. 評価方法 排気筒は内部への伝熱はなく、熱伝導の良い表面の鋼材への伝熱のみを考慮するため、速やかに定常状態となることから、円筒外表面積の1/2に火災による放射が到達し、外表面全体から放射</p>	評価対象施設	危険距離 (m)	離隔距離 (m)	復水貯蔵タンク	18	2,500	名称	排気筒	種類	鉄塔支持型	主要寸法	内径 9.7m	地表高さ 180m	材料	筒身 SWA400AP	鉄塔 SS400, STR400	個数	1	想定火災源	離隔距離(m)	排気筒	ガソリンスタンド	2,600	<p>(e) 排気筒の温度評価 i. 影響評価対象範囲 排気筒について、危険物貯蔵施設の火災を想定して評価を実施した。 なお、排気筒の評価に当たっては、原子炉建屋に設置されていることから離隔距離は原子炉建屋までの距離とした。 ii. 評価対象施設の仕様 排気筒仕様を表3-10に、排気筒外形図を図3-6に示す。</p> <div data-bbox="1346 584 1962 826" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>表3-10 排気筒の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1357 619 1608 807"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>丸形</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>外径 2,308mm</td> </tr> <tr> <td>地表高さ 73.1m</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">図3-6 排気筒の外形図</p> </div> <p>iii. 評価対象施設までの離隔距離 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を表3-11に示す。</p> <div data-bbox="1469 1023 1816 1142" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>表3-11 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1480 1031 1805 1134"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> <tr> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリンスタンド</td> <td>1,450</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>iv. 判断の考え方 (i) 危険放射強度 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、排気筒の鋼材の強度が維持される保守的な温度 325℃を越えない最大の放射強度を危険放射強度とする。 (ii) 評価方法 排気筒は内部への伝熱はなく、熱伝導の良い表面の鋼材への伝熱のみを考慮するため、速やかに定常状態となることから、円筒外表面積の1/2に火災による放射が到達し、外表面全体から放射</p>	名称	排気筒	種類	丸形	主要寸法	外径 2,308mm	地表高さ 73.1m	材料	SUS304	個数	1	想定火災源	離隔距離[m]	排気筒	ガソリンスタンド	1,450	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊は排気筒が筒身のみであり、原子炉建屋に設置されている。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる排気筒仕様の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による離隔距離の相違</p>
評価対象施設	危険距離 (m)	離隔距離 (m)																																								
復水貯蔵タンク	18	2,500																																								
名称	排気筒																																									
種類	鉄塔支持型																																									
主要寸法	内径 9.7m																																									
	地表高さ 180m																																									
材料	筒身 SWA400AP																																									
	鉄塔 SS400, STR400																																									
個数	1																																									
想定火災源	離隔距離(m)																																									
	排気筒																																									
ガソリンスタンド	2,600																																									
名称	排気筒																																									
種類	丸形																																									
主要寸法	外径 2,308mm																																									
	地表高さ 73.1m																																									
材料	SUS304																																									
個数	1																																									
想定火災源	離隔距離[m]																																									
	排気筒																																									
ガソリンスタンド	1,450																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>するものとして、一定の輻射強度で排気筒が昇温されるとき、輻射による入熱量と対流による放熱量が釣り合うことを表した式1により排気筒鉄塔表面の温度から危険輻射強度を算出する。 なお、内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> $T = T_0 + \frac{eE}{2h} \quad (\text{式1})$ <p>e: 吸収率(0.9[-])^{※1}、E: 輻射強度[W/m²] h: 熱伝達率(17[W/m²/K])^{※2}、T₀: 初期温度(50[°C]) ※1: 伝熱工学資料 ※2: 空調和・衛生工学便覧（外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ表面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である17W/m²/Kを用いる。） (出典：建築火災の防災と火災安全設計、財団法人日本建築学会)</p> <p style="text-align: center;">第3-17表 対象施設の危険輻射強度</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険輻射強度 [kW/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>10.4</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p> $E = R_f \cdot \phi \quad (\text{式2})$ <p>E: 輻射強度[W/m²]、R_f: 輻射発散度[W/m²]、Φ: 形態係数</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第3-18表 対象施設の形態係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>輻射発散度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>58000</td> <td>0.179</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\} \quad (\text{式3})$ <p>ただし $m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$ H: 火炎長(52.77[m])、R: 燃焼半径(17.59[m])、L: 危険距離[m]</p>	対象施設	危険輻射強度 [kW/m ²]	排気筒	10.4	対象施設	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]	排気筒	58000	0.179	<p>するものとして、一定の輻射強度で排気筒が昇温されるとき、輻射による入熱量と対流による放熱量が釣り合うことを表した式1により排気筒表面の温度から危険輻射強度を算出する。 なお、内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> $T = T_0 + \frac{eE}{2h} \quad (\text{式1})$ <p>e: 吸収率(1.0[-])、E: 輻射強度[W/m²]、h: 熱伝達率(17[W/m²/K])^{※1}、T₀: 初期温度(50[°C]) ※1: 空調和・衛生工学便覧（外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受けて変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ裏面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である17W/m²/Kを用いる。）</p> </div> <p style="text-align: center;">表3-12 対象施設の危険輻射強度</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険輻射強度 [W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>9,280</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを式2より算出する。</p> $E = R_f \times \phi \quad (\text{式2})$ <p>E: 輻射強度[W/m²]、R_f: 輻射発散度[W/m²]、Φ: 形態係数</p> <p style="text-align: center;">表3-13 対象施設の形態係数</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>燃料の種類</th> <th>輻射発散度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>ガソリン</td> <td>58,000</td> <td>0.16</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\} \quad (\text{式3})$ <p>$m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$ H: 火炎長(53.52[m])、R: 燃焼半径(17.84[m])、L: 危険距離[m]</p>	対象施設	危険輻射強度 [W/m ²]	排気筒	9,280	対象施設	燃料の種類	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]	排気筒	ガソリン	58,000	0.16	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊は保守的に吸収率を1.0として評価</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・危険物貯蔵施設のの違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・危険物貯蔵施設のの違いによる評価結果の相違</p>
対象施設	危険輻射強度 [kW/m ²]																								
排気筒	10.4																								
対象施設	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]																							
排気筒	58000	0.179																							
対象施設	危険輻射強度 [W/m ²]																								
排気筒	9,280																								
対象施設	燃料の種類	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]																						
排気筒	ガソリン	58,000	0.16																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

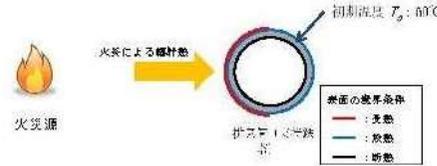
大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

上記のとおり危険距離を算出し、当該危険物貯蔵施設から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。なお、評価に当たって排気筒は鉄塔と筒身で構成されているが、筒身よりも鉄塔が危険物貯蔵施設との距離が近いこと、材質も鉄塔はSS400、STK400、筒身ではSMA400APであり、物性値が鉄塔、筒身ともに軟鋼で同一であることから、鉄塔の評価を実施することで筒身の評価は包絡される。排気筒の評価概念図を第3-8図に示す。



第3-8図 排気筒の評価概念図

iii. 評価結果

危険輻射強度より排気筒鉄塔の危険距離を算出した結果、排気筒までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を表3-18表に示す。

第3-18表 排気筒への危険物貯蔵施設火災影響評価結果

評価対象施設	危険距離 (m)	離隔距離 (m)
排気筒	47	2,600

g. 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価

(a) 評価対象範囲

原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ電動機は、海水ポンプ電動機高さより高い海水ポンプ室の壁で囲まれており、側面から直接火災の影響を受けることはないが、上面は熱影響を受ける可能性がある。評価においては、海水ポンプ室の壁による遮熱効果を考慮せず、側面から直接火災の影響を受けることを想定する。また、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とした全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気の温度を評価対象とする。火災発生位置と海水ポンプの位置関係を第3-9図、海水ポンプ室内配置を第3-10図、外形図を第3-11図、仕様を第3-20表に示す。

電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び軸受であり、そのうち許容温度が低い軸受温度の機能維持に必要な冷却空気の温度が、許容温度以下となることを確認する。

上記のとおり危険距離を算出し、当該危険物貯蔵施設から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。排気筒の評価概念図を図3-7に示す。



図3-7 排気筒の評価概念図

(iii) 評価結果

危険輻射強度より排気筒の危険距離を算出した結果、排気筒までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を表3-14に示す。

表3-14 排気筒への危険物貯蔵施設火災影響評価結果

対象施設	危険距離 [m]	離隔距離 [m]
排気筒	53	1,450

(f) 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価

i. 評価対象範囲

原子炉補機冷却海水ポンプは、循環水ポンプ建屋内に収納されており、直接火災の影響を受けることはない。ただし、循環水ポンプ建屋内の上部外壁は鋼板であることから、火災の輻射熱が伝熱により建屋内雰囲気気に移動し、建屋内雰囲気気の温度が上昇する。また、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とし、空気冷却器を電動機の側面に設置して外気を直接電動機本体に取り込まない全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気の温度を評価対象とする。

電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び下部軸受であり、そのうち許容温度が低い下部軸受温度の機能維持に必要な冷却空気の温度が、許容温度以下となることを確認する。

【女川】設計方針の相違
 ・泊は排気筒が筒身のみである。

【女川】設計方針の相違
 ・危険物貯蔵施設の違いによる評価結果の相違

【女川】設計方針の相違
 ・本項については、海水ポンプの熱影響評価について記載しているが、女川は屋外設置であり直接熱影響を受けること、泊は屋内設置のため直接熱影響を受けないことが基本的な差異であり、このため、評価手法も異なっている。ただし、ポンプの許容温度（軸受温度）以下であることを評価していることに差異はない。また、泊に高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプはない。

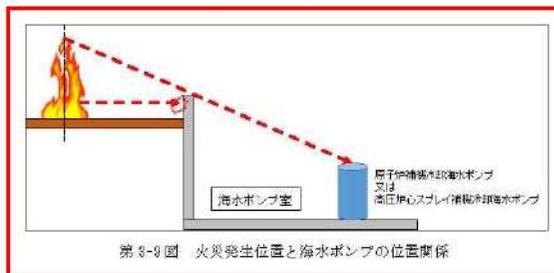
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第3-9図 火災発生位置と海水ポンプの位置関係

第3-10図 海水ポンプの配置図

第3-11図 海水ポンプの外形図

第3-20表 評価対象施設の仕様

	原子炉補給冷却 海水ポンプ電動機	高圧炉心スプレッド冷却 海水ポンプ電動機
主要寸法	全幅 約2.5m 高さ 約2.9m	全幅 約0.55m 高さ 約1.08m
材質	SS400	FC150
個数	4	1

※図面の内容は別添上の観点から公開できません

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p>(b) 火災源となる設備から評価対象施設までの離隔距離 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプを内包する海水ポンプ室から火災源までの離隔距離を第3-21表に示す。</p> <div data-bbox="721 292 1317 424" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第3-21表 危険物貯蔵施設から海水ポンプ室までの離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>海水ポンプ室[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険物貯蔵施設</td> <td>2,400</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>判断の考え方 i. 危険輻射強度 原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気は、上部及び下部軸受の上昇温度を考慮した温度とする。軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度、通常運転時の上昇温度をそれぞれ第3-22表、第3-23表に示す。 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、軸受の機能が維持される冷却空気の許容温度を越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。</p> <div data-bbox="741 839 1294 1241" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第3-22表 海水ポンプの機能維持に必要な冷却空気の許容温度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>上部軸受温度 [°C]</th> <th>下部軸受温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>40^{※1}</td> <td>55^{※2}</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td> <td>55^{※2}</td> <td>55^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格 JEC-2137-2000「該規格」で定める自由対流式軸受の表面で測定するときの温度限度 80℃から冷却空気の初期温度 40℃を差し引いた 40℃を冷却空気の許容温度に設定 ※2：軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格 JEC-2137-2000「該規格」で定める耐熱性の良好なグリースを使用する場合の温度限度 95℃から冷却空気の初期温度 40℃を差し引いた 55℃を冷却空気の許容温度に設定</p> </div> <div data-bbox="775 1278 1261 1473" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第3-23表 海水ポンプの通常運転時の上昇温度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>上部軸受温度 [°C]</th> <th>下部軸受温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>27</td> <td>18.7</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td> <td>32</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> </div>	想定火災源	海水ポンプ室[m]	危険物貯蔵施設	2,400	対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]	原子炉補機冷却海水ポンプ	40 ^{※1}	55 ^{※2}	高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	55 ^{※2}	55 ^{※2}	対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]	原子炉補機冷却海水ポンプ	27	18.7	高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	32	41	<p>ii. 火災源となる設備から評価対象施設までの離隔距離 原子炉補機冷却海水ポンプを内包する循環水ポンプ建屋から火災源までの離隔距離を表3-15に示す。</p> <p>表3-15 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <div data-bbox="1442 328 1839 443" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> <tr> <th>循環水ポンプ建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリンスタンド</td> <td>1,600</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>iii. 判断の考え方 (i) 危険輻射強度 原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気の許容温度は、電動機下部軸受を限界温度以下とするために必要な吸い込み外気許容温度である 80℃とする。 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、下部軸受の機能が維持される吸い込み外気の許容温度 80℃を越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。</p>	想定火災源	離隔距離[m]	循環水ポンプ建屋	ガソリンスタンド	1,600	
想定火災源	海水ポンプ室[m]																													
危険物貯蔵施設	2,400																													
対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]																												
原子炉補機冷却海水ポンプ	40 ^{※1}	55 ^{※2}																												
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	55 ^{※2}	55 ^{※2}																												
対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]																												
原子炉補機冷却海水ポンプ	27	18.7																												
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	32	41																												
想定火災源	離隔距離[m]																													
	循環水ポンプ建屋																													
ガソリンスタンド	1,600																													

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

ii. 評価方法

火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気が一定の輻射強度によって昇温されるものとして、比熱と熱容量の関係式より求まる下式より冷却空気温度から危険輻射強度を算出する。

評価に用いた諸元を第3-24表に示す。

$$T = T_0 + \frac{E \times A_r}{G \times C_p} \quad (\text{式1})$$

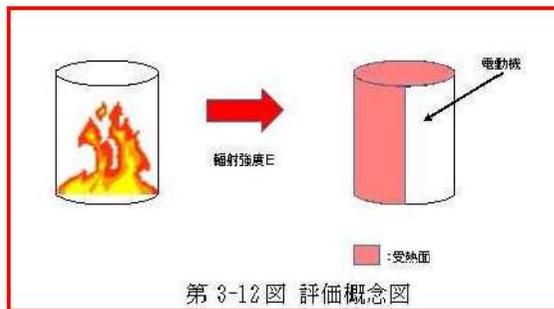
T: 評価温度 [°C], T₀: 通常運転時の上昇温度 [°C]
 E: 輻射強度 [W/m²], A_r: 受熱面積 [m²]
 C: 熱容量 (= C × C_p), G: 重量流量 [kg/s], C_p: 空気比熱 [J/kg·K]

第3-24表 評価に用いた諸元

対象機器	受熱面積 [m ²] A _r	重量流量 [kg/s] G	空気比熱 [J/kg·K] C _p
原子炉補機冷却海水ポンプ	18.18	3.32	1008
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	1.18	0.55	1008

第3-25表 対象施設の危険輻射強度

対象施設	危険輻射強度 [kW/m ²]
原子炉補機冷却海水ポンプ	3.31
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	6.54



(ii) 評価方法

循環水ポンプ建屋内には、各種機器 (原子炉補機冷却海水ポンプ他) が収納されており、通常運転時にはこれらの機器からの発熱は、建屋の換気により外部へ放出される設計である。熱収支を解くにあたっては、この建屋内部に収められている機器の発熱量と外部火災からの輻射熱をインプットとして、換気量を熱収支と連成させて以下に記す関係式により吸い込み外気温度から危険輻射強度を算出する。循環水ポンプ建屋空気温度評価モデルの概要を図3-8に示す。

$$Q_{in} + q_f \times A_f = G_{air} \times C_{p,air} \times (T_R - T_{in}) \quad \dots\dots ①$$

$$\Delta P_H = \Delta P_{in} + \Delta P_{out}$$

$$\Rightarrow g \times (\rho_{in} - \rho_R) \times H = \zeta_{in} \times \frac{1}{2} \times \rho_{in} \times u_{in}^2 + \zeta_{out} \times \frac{1}{2} \times \rho_R \times u_{out}^2 \quad \dots\dots ②^{※1}$$

$$\rho_R = \frac{1}{0.004555 \times 0.622 \times T_R} \quad \dots\dots ③^{※2}$$

$$u_{in} = \frac{G_{air}}{\rho_{in} \times A_{in}} \quad \dots\dots ④$$

$$u_{out} = \frac{G_{air}}{\rho_R \times A_{out}} \quad \dots\dots ⑤$$

※1 出典：空気調和・衛生工学便覧第11版 空気調和・衛生工学会
 ※2 出典：伝熱工学資料第5版 日本機械学会(湯き空気として算出)

Q_{in}: 建屋内のポンプモータの放熱量[W], q_f: 外部火災からの輻射熱受熱熱流束[W/m²], A_f: 輻射受熱面積[m²], G_{air}: 換気風量[kg/s], C_{p,air}: 空気比熱[J/kg·K], T_R: 建屋内気温[°C], T_{in}: 外気温[°C], g: 重力加速度[m/s²], ρ_{in}: 外気密度[kg/m³], ρ_R: 建屋内空気密度[kg/m³], H: 換気有効高さ[m], ζ_{in}: 給気口圧損係数[-], ζ_{out}: 排気口圧損係数[-], u_{in}: 給気口流速[m/s], u_{out}: 排気口流速[m/s], A_{in}: 給気口面積[m²], A_{out}: 排気口面積[m²]

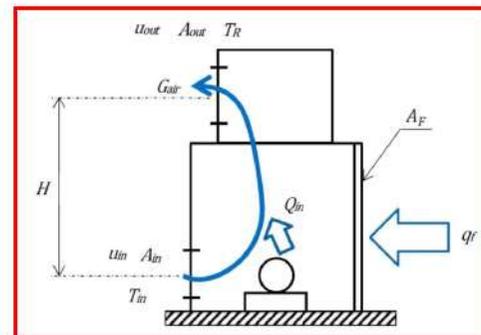


図3-8 循環水ポンプ建屋空気温度評価モデル

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
	<p>式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p> $E = R_f \cdot \phi \quad (\text{式2})$ <p>E: 輻射強度 [W/m²], R_f: 輻射発散度 [W/m²], Φ: 形態係数 [-]</p> <table border="1" data-bbox="719 520 1328 746"> <caption>第3-26表 対象施設の形態係数</caption> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>輻射発散度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>58000</td> <td>0.057</td> </tr> <tr> <td>高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td> <td>58000</td> <td>0.113</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\} \quad (\text{式3})$ <p>ただし $m = \frac{H}{R} \geq 3$, $n = \frac{L}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$ H: 火災長(52.77[m]), R: 火災半径(17.59[m]), L: 危険距離[m]</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該危険物貯蔵施設から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p>(c) 評価結果 危険輻射強度より危険距離を算出した結果、評価対象施設までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を表3-27表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="719 1278 1328 1469"> <caption>第3-27表 評価対象施設に対する熱影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">評価対象施設</th> <th>危険距離 [m]</th> <th>離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>上部軸受</td> <td>99</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>下部軸受</td> <td>51</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td> <td>上部軸受</td> <td>45</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>下部軸受</td> <td>65</td> <td>2,400</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]	原子炉補機冷却海水ポンプ	58000	0.057	高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	58000	0.113	評価対象施設		危険距離 [m]	離隔距離 [m]	原子炉補機冷却海水ポンプ	上部軸受	99	2,400	下部軸受	51	2,400	高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	上部軸受	45	2,400	下部軸受	65	2,400	<p>表3-16 対象施設の危険輻射強度</p> <table border="1" data-bbox="1379 185 1906 268"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険輻射強度 [W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>2,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>式①～⑥より求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを式2より算出する。</p> $E = R_f \times \phi \quad (\text{式2})$ <p>E: 輻射強度 [W/m²], R_f: 輻射発散度 [W/m²], Φ: 形態係数</p> <p>表3-17 対象施設の形態係数</p> <table border="1" data-bbox="1346 555 1962 622"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>燃料の種類</th> <th>輻射発散度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>ガソリン</td> <td>58,000</td> <td>0.050</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\} \quad (\text{式3})$ <p>$m = \frac{H}{R} \geq 3$, $n = \frac{L}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$ H: 火災長(53.52[m]), R: 燃焼半径(17.84[m]), L: 危険距離[m]</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該危険物貯蔵施設から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p>iv. 評価結果 危険輻射強度より危険距離を算出した結果、評価対象施設までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を表3-18に示す。</p> <p>表3-18 原子炉補機冷却海水ポンプへの危険物貯蔵施設火災影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1346 1334 1939 1417"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険距離 [m]</th> <th>離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>109</td> <td>1,600</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	危険輻射強度 [W/m ²]	原子炉補機冷却海水ポンプ	2,900	対象施設	燃料の種類	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]	原子炉補機冷却海水ポンプ	ガソリン	58,000	0.050	対象施設	危険距離 [m]	離隔距離 [m]	原子炉補機冷却海水ポンプ	109	1,600	
対象施設	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]																																														
原子炉補機冷却海水ポンプ	58000	0.057																																														
高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	58000	0.113																																														
評価対象施設		危険距離 [m]	離隔距離 [m]																																													
原子炉補機冷却海水ポンプ	上部軸受	99	2,400																																													
	下部軸受	51	2,400																																													
高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	上部軸受	45	2,400																																													
	下部軸受	65	2,400																																													
対象施設	危険輻射強度 [W/m ²]																																															
原子炉補機冷却海水ポンプ	2,900																																															
対象施設	燃料の種類	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]																																													
原子炉補機冷却海水ポンプ	ガソリン	58,000	0.050																																													
対象施設	危険距離 [m]	離隔距離 [m]																																														
原子炉補機冷却海水ポンプ	109	1,600																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>(3)判断の考え方 石油コンビナート等の火災による影響の有無は、想定される石油コンビナート等の火災に対して、石油コンビナート等の施設から原子炉施設までの離隔距離が評価上必要とされる危険距離以上であることとされている。 当該施設から当該原子炉施設までの離隔距離は、 危険距離以上離れていることから、火災による影響はないものと評価する。</p>	<p>h. 危険距離の評価結果 危険物貯蔵施設と評価対象設備との離隔距離は第3-28表のとおりであり、すべて離隔距離が危険距離を上回っていることを確認した。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">第3-28表 危険距離の算出結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>2,400</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>2,400</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>2,300</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>2,400</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</td> <td>2,400</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>2,600</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>2,500</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>i. 火災による熱影響の有無の評価 最大貯蔵量の危険物貯蔵施設における危険距離は最大でも99mであり、離隔距離が危険距離を上回っていることを確認した。よって、発電所敷地外の危険物貯蔵施設において火災が発生した場合においても女川原子力発電所への影響はない。</p> <p>(2) 高圧ガス貯蔵施設 女川原子力発電所から10km圏内（敷地内を除く）における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量は であり、女川原子力発電所から最も近い高圧ガス貯蔵施設までの離隔距離は約700mであった。（第3-13図）</p> <p>仮に最短離隔距離（小屋取地区）の高圧ガス貯蔵施設に最大貯蔵量 があったと仮定しても、2号炉原子炉建屋に到達する輻射熱は1号炉軽油貯蔵タンク火災の輻射強度より十分小さいことから、1号炉軽油貯蔵タンクによる火災の評価結果に包絡される。 また、飛来物の影響について評価を実施し、飛来物の最大飛散距離は となり、女川原子力発電所との離隔距離約700mよりも小さいことを確認した。 よって、発電所敷地外の高圧ガス貯蔵施設において火災・爆発が発生した場合においても発電所への影響はないことを確認した。</p>	評価対象	離隔距離 [m]	危険距離 [m]	原子炉建屋	2,400	48	制御建屋	2,400	48	タービン建屋	2,300	48	原子炉補機冷却海水ポンプ	2,400	39	高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	2,400	35	排気筒	2,600	47	復水貯蔵タンク	2,500	18	<p>(g)危険距離の評価結果 危険物貯蔵施設と評価対象設備との離隔距離は表3-19のとおりであり、すべて離隔距離が危険距離を上回っていることを確認した。</p> <p style="text-align: center;">表3-19 危険物貯蔵施設火災の評価結果</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>危険距離[m]</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">74</td> <td>1,450</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>53</td> <td>1,450</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>109</td> <td>1,600</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(h)火災による熱影響の有無の評価 危険物貯蔵施設における危険距離は最大でも109mであり、離隔距離が危険距離を上回っていることを確認した。よって、発電所敷地外の高圧ガス貯蔵施設において火災が発生した場合においても泊発電所への影響はない。</p> <p>b. 高圧ガス貯蔵施設の火災影響評価 泊発電所から10km圏内（敷地内を除く）における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量は であり、泊発電所から最も近い高圧ガス貯蔵施設までの離隔距離は約5,700[m]であった。（図3-9）</p> <p>最短離隔距離の高圧ガス貯蔵施設に最大貯蔵量 があったとして、熱影響評価及び爆風圧による影響評価を実施したところ、危険距離は30[m]、危険限界距離は87[m]となり、泊発電所との離隔距離約5,700[m]より小さいことを確認した。</p> <p>また、飛来物の影響について評価を実施し、飛来物の最大飛散距離は となり、泊発電所との離隔距離約5,700[m]よりも小さいことを確認した。 よって、発電所敷地外の高圧ガス貯蔵施設において火災・爆発が発生した場合においても発電所への影響はないことを確認した。</p>	評価対象	危険距離[m]	離隔距離[m]	原子炉建屋	74	1,450	原子炉補助建屋	1,500	ディーゼル発電機建屋	1,500	循環水ポンプ建屋	1,600	排気筒	53	1,450	原子炉補機冷却海水ポンプ	109	1,600	<p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違・危険物貯蔵施設の違による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違・他資料との記載統一</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・地域特性による高圧ガス貯蔵施設の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・女川は1号炉軽油貯蔵タンクに包絡されるとしているが、泊は評価を実施し確認している。</p> <p>【女川】設計方針の相違・地域特性による高圧ガス貯蔵施設の相違</p> <p>【女川】発電所名の相違</p>
評価対象	離隔距離 [m]	危険距離 [m]																																											
原子炉建屋	2,400	48																																											
制御建屋	2,400	48																																											
タービン建屋	2,300	48																																											
原子炉補機冷却海水ポンプ	2,400	39																																											
高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	2,400	35																																											
排気筒	2,600	47																																											
復水貯蔵タンク	2,500	18																																											
評価対象	危険距離[m]	離隔距離[m]																																											
原子炉建屋	74	1,450																																											
原子炉補助建屋		1,500																																											
ディーゼル発電機建屋		1,500																																											
循環水ポンプ建屋		1,600																																											
排気筒	53	1,450																																											
原子炉補機冷却海水ポンプ	109	1,600																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 3-28 表 敷地外高圧ガス貯蔵施設と1号炉軽油貯蔵タンクの比較

	敷地外高圧物 貯蔵施設	1号炉 軽油貯蔵タンク
最大貯蔵量		533t
埋没距離[m]	約700	約170
貯蔵油種	プロパン	軽油
貯蔵油種の放射発散度 $[W/m^2]$	74×10^4	42×10^4
形態高さ	4.27×10^4	8.92×10^4
放射強度 $[W/m^2]$	21.8	278

※燃焼半径を保守的に1号炉軽油貯蔵タンクと同じ値だとして算出している

※図表の内容は厳格秘密のため公開できません。



図 3-13 図 高圧ガス貯蔵施設位置



図 3-14 図 1号炉軽油貯蔵タンク位置



図 3-9 高圧ガス貯蔵施設位置

表 3-20 10km 圏内における最大の高圧ガスの貯蔵量

燃料の種類	貯蔵量[t]
液化石油ガス	

(a) 評価条件

高圧ガス貯蔵施設の火災の想定は以下の通りとした。

- i. 評価対象とする高圧ガス貯蔵施設は 10km 圏内（敷地内を除く）における唯一の高圧ガス貯蔵施設を想定した。
- ii. 評価対象とする高圧ガス貯蔵施設の燃料は満載した状態を想定した。
- iii. 気象条件は無風状態とした。
- iv. 火災は円筒火災モデルとし、火災の高さは燃焼半径の3倍とした。
- v. 火災の形態は高圧ガス貯蔵施設の全面火災とした。

表 3-21 評価条件

燃料の種類	プロパン
燃料量[t]	
燃焼面積 $[m^2]$	
質量低下速度 $[kg/m^2 \cdot s]$	0.008
放射発散度 $[W/m^2]$	74,000

※1：燃焼面積は高圧ガス貯蔵施設の敷地面積とした

※2：THE SFPE Handbook of Fire Protection Engineering 4th Edition 記載値

※3：評価ガイド付属書B記載値

【女川】設計方針の相違
 ・女川は1号炉軽油貯蔵タンクに包絡されるとしているが、泊は評価を実施し確認している。

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による高圧ガス貯蔵施設の相違

【女川】設計方針の相違
 ・本項については、女川は1号炉軽油貯蔵タンクに包絡されるとしているが、泊は評価を実施するため記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
		<p>(b) 燃焼半径の算出</p> <p>燃焼面積は保守的に対象施設の敷地面積と等しいとする。 したがって、燃焼半径 R[m] の敷地面積を円筒の底面と仮定し算出する。</p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R：燃焼半径[m]，S：燃焼面積 [m²]</p> <p>表 3-22 高圧ガス貯蔵施設の燃焼半径</p> <table border="1" data-bbox="1447 467 1818 560"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃焼面積 S [m²]</th> <th>燃焼半径 R [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧ガス貯蔵施設</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) 燃焼継続時間の算出</p> <p>燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}, v = \frac{M}{\rho} \text{ より, } t = \frac{m}{\pi R^2 \times M}$ <p>t：燃焼継続時間[s]，V：燃料量[m³] R：燃焼半径[m]，M：質量低下速度[kg/m²・s] v：燃焼速度 [m/s]，ρ：燃料密度[kg/m³]，m：質量[kg]</p> <p>表 3-23 高圧ガス貯蔵施設の燃焼継続時間</p> <table border="1" data-bbox="1350 938 1951 1023"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料の種類</th> <th>燃焼半径 R [m]</th> <th>質量低下速度 M [kg/m²・s]</th> <th>質量 m [kg]</th> <th>燃焼継続時間 t [s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧ガス貯蔵施設</td> <td>プロパン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(d) 建屋外壁に対する危険距離評価</p> <p>i. 評価対象範囲 評価対象施設の外壁について、高圧ガス貯蔵施設の火災を想定して評価を実施した。</p> <p>ii. 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を表 3-24 に示す。</p> <p>表 3-24 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1350 1310 1951 1441"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th colspan="4">離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>原子炉建屋</th> <th>原子炉補助建屋</th> <th>ディーゼル発電機建屋</th> <th>循環水ポンプ建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧ガス貯蔵施設</td> <td>5,850</td> <td>5,900</td> <td>5,800</td> <td>5,700</td> </tr> </tbody> </table>	想定火災源	燃焼面積 S [m ²]	燃焼半径 R [m]	高圧ガス貯蔵施設			想定火災源	燃料の種類	燃焼半径 R [m]	質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	質量 m [kg]	燃焼継続時間 t [s]	高圧ガス貯蔵施設	プロパン					想定火災源	離隔距離 [m]				原子炉建屋	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋	高圧ガス貯蔵施設	5,850	5,900	5,800	5,700	<p>【女川】設計方針の相違 ・本項については、女川は1号炉軽油貯蔵タンクに包絡されるとしているが、泊は評価を実施するため記載している。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・本項については、女川は1号炉軽油貯蔵タンクに包絡されるとしているが、泊は評価を実施するため記載している。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・本項については、女川は1号炉軽油貯蔵タンクに包絡されるとしているが、泊は評価を実施するため記載している。</p>
想定火災源	燃焼面積 S [m ²]	燃焼半径 R [m]																																	
高圧ガス貯蔵施設																																			
想定火災源	燃料の種類	燃焼半径 R [m]	質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	質量 m [kg]	燃焼継続時間 t [s]																														
高圧ガス貯蔵施設	プロパン																																		
想定火災源	離隔距離 [m]																																		
	原子炉建屋	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋																															
高圧ガス貯蔵施設	5,850	5,900	5,800	5,700																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

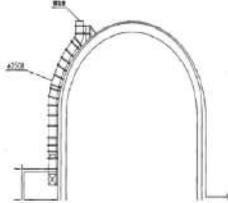
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
		<p>iii. 判断の考え方</p> <p>(i) 危険輻射強度 コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度 200℃に至る輻射強度を危険輻射強度とし、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、想定する火災の輻射強度が危険輻射強度を越えないことを、危険距離及び離隔距離から確認する。</p> <p>(ii) 評価方法 火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして、火災源を単一の円筒火炎と見なせることから、原子炉施設外壁を半無限固体として式1の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式より外壁表面(x=0)の温度が200℃となる輻射強度を危険輻射強度として算出する。 なお、コンクリート表面温度評価にあたっては、外壁の部材であるコンクリートへの熱伝導による蓄熱を考慮するため、保守的に対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p> $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{at}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4at}\right) - \frac{x}{2\sqrt{at}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{at}}\right) \right] \quad (\text{式1})$ <p>(出典：伝熱工学、東京大学出版会)</p> <p>T：許容温度(200[°C])、T₀：初期温度(50[°C])、E：輻射強度[W/m²] α：コンクリート温度拡散率(=λ/ρC_p)(7.53×10⁻⁷[m²/s]) ρ：コンクリート密度(2,400[kg/m³])、C_p：コンクリート比熱(983[J/kg・K]) λ：コンクリート熱伝導率(1.74[W/m・K])、t：燃焼継続時間(2,582[s]) x：コンクリート壁表面深さ(0[m])</p> <p>式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを式2より算出する。</p> $E = R_f \times \Phi \quad (\text{式2})$ <p>E：輻射強度[W/m²]、R_f：輻射発散度[W/m²]、Φ：形態係数</p> <p>表3-25 対象施設の形態係数</p> <table border="1" data-bbox="1355 1169 1951 1233"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>燃料の種類</th> <th>輻射発散度[W/m²]</th> <th>形態係数[-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>プロパン</td> <td>74,000</td> <td>0.068</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを式3より算出する。</p>	対象施設	燃料の種類	輻射発散度[W/m ²]	形態係数[-]	循環水ポンプ建屋	プロパン	74,000	0.068	
対象施設	燃料の種類	輻射発散度[W/m ²]	形態係数[-]								
循環水ポンプ建屋	プロパン	74,000	0.068								

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
		<p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right) \quad (式3)$ </p> <p> $m = \frac{H}{R}, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2$ </p> <p> H: 火炎長(12.96[m]), R: 燃焼半径(4.32[m]), L: 危険距離[m] </p> <p> 上記のとおり危険距離を算出し、当該高圧ガス貯蔵施設から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。 </p> <p> (iii) 評価結果 危険輻射強度より評価対象施設の危険距離を算出した結果、評価対象施設の危険距離が離隔距離以下であることを確認した。 評価結果のうち、危険輻射強度を表3-26に、危険距離を表3-27に示す。 </p> <p style="text-align: center;">表3-26 対象施設の危険輻射強度</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険輻射強度[W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">5,032</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表3-27 外壁への高圧ガス貯蔵施設火災影響評価結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険距離[m]</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">5,850</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td style="text-align: center;">5,900</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td style="text-align: center;">5,800</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td style="text-align: center;">5,700</td> </tr> </tbody> </table> <p> (e) 排気筒の温度評価 i. 影響評価対象範囲 排気筒について、高圧ガス貯蔵施設の火災を想定して評価を実施した。 なお、排気筒の評価に当たっては、原子炉建屋に設置されていることから離隔距離は原子炉建屋までの距離とした。 </p> <p> ii. 評価対象施設の仕様 排気筒仕様を表3-28に、排気筒外形図を図3-10に示す。 </p>	対象施設	危険輻射強度[W/m ²]	原子炉建屋	5,032	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋	対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]	原子炉建屋	22	5,850	原子炉補助建屋	5,900	ディーゼル発電機建屋	5,800	循環水ポンプ建屋	5,700	<p> 【女川】設計方針の相違 ・本項については、女川は1号炉軽油貯蔵タンクに包絡されるとしているが、泊は評価を実施するため記載している。 </p>
対象施設	危険輻射強度[W/m ²]																					
原子炉建屋	5,032																					
原子炉補助建屋																						
ディーゼル発電機建屋																						
循環水ポンプ建屋																						
対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]																				
原子炉建屋	22	5,850																				
原子炉補助建屋		5,900																				
ディーゼル発電機建屋		5,800																				
循環水ポンプ建屋		5,700																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
		<p>表 3-28 排気筒の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1355 183 1608 367"> <tr> <td>名称</td> <td>排気筒</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>丸形</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>外径 2,308mm</td> </tr> <tr> <td>地表高さ 73.1m</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>  <p>図 3-10 排気筒の外形図</p> <p>iii. 評価対象施設までの離隔距離 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を表 3-29 に示す。</p> <p>表 3-29 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1482 550 1796 651"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>排気筒</td> </tr> <tr> <td>高压ガス貯蔵施設</td> <td>5,850</td> </tr> </tbody> </table> <p>iv. 判断の考え方</p> <p>(i) 危険輻射強度 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、排気筒の鋼材の強度が維持される保守的な温度 325℃を越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。</p> <p>(ii) 評価方法 排気筒は内部への伝熱はなく、熱伝導の良い表面の鋼材への伝熱のみを考慮するため、速やかに定常状態となることから、円筒外表面積の 1/2 に火災による輻射が到達し、外表面全体から放熱するものとして、一定の輻射強度で排気筒が昇温されるとき、輻射による入熱量と対流による放熱量が釣り合うことを表した式 1 により排気筒表面の温度から危険輻射強度を算出する。 なお、内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。</p> $T = T_0 + \frac{\epsilon E}{2h} \quad (\text{式 1})$ <p>ϵ: 吸収率(1.0[-]), E: 輻射強度[W/m²], h: 熱伝達率(17[W/m²·K])^{※1}, T_0: 初期温度(50[°C])</p> <p>※1: 空調調和・衛生工学便覧(外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受けて変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及びび上げ裏面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である 17 W/m²·K を用いる。)</p> <p>表 3-30 対象施設の危険輻射強度</p> <table border="1" data-bbox="1451 1364 1832 1439"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険輻射強度[W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>8,880</td> </tr> </tbody> </table>	名称	排気筒	種類	丸形	主要寸法	外径 2,308mm	地表高さ 73.1m	材料	SUS304	個数	1	想定火災源	離隔距離[m]		排気筒	高压ガス貯蔵施設	5,850	対象施設	危険輻射強度[W/m ²]	排気筒	8,880	
名称	排気筒																							
種類	丸形																							
主要寸法	外径 2,308mm																							
	地表高さ 73.1m																							
材料	SUS304																							
個数	1																							
想定火災源	離隔距離[m]																							
		排気筒																						
高压ガス貯蔵施設	5,850																							
対象施設	危険輻射強度[W/m ²]																							
排気筒	8,880																							

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
		<p>式1で求めた危険放射強度Eとなる形態係数Φを式2より算出する。</p> $E = R_f \times \Phi \quad (\text{式2})$ <p>E：放射強度[W/m²]、R_f：放射発散度[W/m²]、Φ：形態係数</p> <p>表3-31 対象施設の形態係数</p> <table border="1" data-bbox="1346 379 1948 446"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>燃料の種類</th> <th>放射発散度[W/m²]</th> <th>形態係数[-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>プロパン</td> <td>74,000</td> <td>0.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right) \quad (\text{式3})$ $m = \frac{H}{R} = 3, \quad n = \frac{L}{R}, \quad A = (1+n)^2 + m^2, \quad B = (1-n)^2 + m^2$ <p>H：火炎長(12.98[m])、R：燃焼半径(4.32[m])、L：危険距離[m]</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該高圧ガス貯蔵施設から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p>(iii) 評価結果</p> <p>危険放射強度より排気筒の危険距離を算出した結果、排気筒までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を表3-32に示す。</p> <p>表3-32 排気筒への高圧ガス貯蔵施設火災影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1447 1050 1832 1117"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険距離[m]</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>16</td> <td>5,850</td> </tr> </tbody> </table> <p>(f) 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価</p> <p>i. 評価対象範囲</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、循環水ポンプ建屋内に収納されており、直接火災の影響を受けることはない。ただし、循環水ポンプ建屋内の上部外壁は鋼板であることから、火災の放射熱が伝熱により建屋内雰囲気へ移動し、建屋内雰囲気の温度が上昇する。また、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とし、空気冷却器を電動機の側面に設置して外気を直接電動機本体に取り込まない全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響</p>	対象施設	燃料の種類	放射発散度[W/m ²]	形態係数[-]	排気筒	プロパン	74,000	0.12	対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]	排気筒	16	5,850	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・本項については、女川は1号炉軽油貯蔵タンクに包絡されるとしているが、泊は評価を実施するため記載している。</p>
対象施設	燃料の種類	放射発散度[W/m ²]	形態係数[-]														
排気筒	プロパン	74,000	0.12														
対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]															
排気筒	16	5,850															

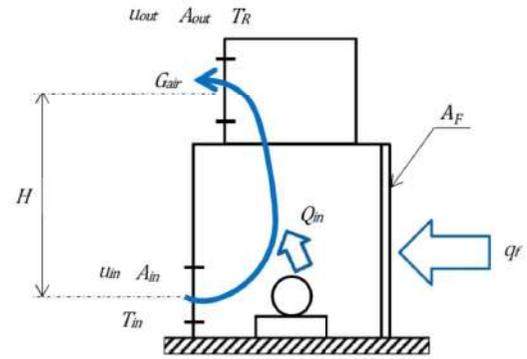
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
		<p>響を受けた場合には、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気の温度を評価対象とする。</p> <p>電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び下部軸受であり、そのうち許容温度が低い下部軸受温度の機能維持に必要なとなる冷却空気の温度が、許容温度以下となることを確認する。</p> <p>ii. 火災源となる設備から評価対象施設までの離隔距離</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプを内包する循環水ポンプ建屋から火災源までの離隔距離を表3-33に示す。</p> <p>表3-33 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1469 469 1814 564"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>5,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>iii. 判断の考え方</p> <p>(i) 危険放射強度</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気の許容温度は、電動機下部軸受を限界温度以下とするために必要な吸い込み外気許容温度である80℃とする。</p> <p>火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、下部軸受の機能が維持される吸い込み外気の許容温度80℃を越えない最大の放射強度を危険放射強度とする。</p> <p>(ii) 評価方法</p> <p>循環水ポンプ建屋内には、各種機器（原子炉補機冷却海水ポンプ他）が収納されており、通常運転時にはこれらの機器からの発熱は、建屋の換気により外部へ放出される設計である。熱収支を解くにあたっては、この建屋内部に収められている機器の発熱量と外部火災からの放射熱をインプットとして、換気量を熱収支と連成させて以下に記す関係式により吸い込み外気温度から危険放射強度を算出する。循環水ポンプ建屋空気温度評価モデルの概要を図3-11に示す。</p>	想定火災源	離隔距離[m]	循環水ポンプ建屋	5,700	
想定火災源	離隔距離[m]						
	循環水ポンプ建屋	5,700					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
		$Q_{in} + q_f \times A_f = G_{air} \times C_{pin} \times (T_R - T_{in}) \dots\dots ①$ $\Delta P_H = \Delta P_{in} + \Delta P_{out}$ $\Rightarrow g \times (\rho_{in} - \rho_R) \times H = \zeta_{in} \times \frac{1}{2} \times \rho_{in} \times u_{in}^2 + \zeta_{out} \times \frac{1}{2} \times \rho_R \times u_{out}^2 \dots\dots ②^{※1}$ $\rho_R = \frac{1}{0.004555 \times 0.622 \times T_R} \dots\dots ③^{※2}$ $u_{in} = \frac{G_{air}}{\rho_{in} \times A_{in}} \dots\dots ④$ $u_{out} = \frac{G_{air}}{\rho_R \times A_{out}} \dots\dots ⑤$ <p>※1 出典：空調調和・衛生工学便覧第11版 空調調和・衛生工学会 ※2 出典：伝熱工学資料第5版 日本機械学会(湯き空気として算出)</p> <p>Q_{in}：建屋内のポンプモータの放熱量[W]、q_f：外部火災からの輻射熱受熱熱流束[W/m²]、A_f：輻射受熱面積[m²]、G_{air}：換気風量[kg/s]、C_{pin}：空気比熱[J/kg・K]、T_R：建屋内気温[°C]、T_{in}：外気温[°C]、g：重力加速度[m/s²]、ρ_{in}：外気密度[kg/m³]、ρ_R：建屋内空気密度[kg/m³]、H：換気有効高さ[m]、ζ_{in}：給気口圧損係数[-]、ζ_{out}：排気口圧損係数[-]、u_{in}：給気口流速[m/s]、u_{out}：排気口流速[m/s]、A_{in}：給気口面積[m²]、A_{out}：排気口面積[m²]</p>  <p>図3-11 循環水ポンプ建屋空気温度評価モデル</p>					
		<p>表3-34 対象施設の危険輻射強度</p> <table border="1" data-bbox="1400 1157 1870 1236"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険輻射強度[kW/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>2,886</td> </tr> </tbody> </table> <p>式①～⑤より求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを式2より算出する。</p> $E = R_f \times \Phi \quad (式2)$ <p>E：輻射強度[W/m²]、R_f：輻射発散度[W/m²]、Φ：形態係数</p>	対象施設	危険輻射強度[kW/m ²]	原子炉補機冷却海水ポンプ	2,886	
対象施設	危険輻射強度[kW/m ²]						
原子炉補機冷却海水ポンプ	2,886						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
		<p style="text-align: center;">表3-35 対象施設の形態係数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対象施設</th> <th style="width: 25%;">燃料の種類</th> <th style="width: 25%;">放射発散度[W/m²]</th> <th style="width: 25%;">形態係数[-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>プロパン</td> <td style="text-align: center;">74,000</td> <td style="text-align: center;">0.039</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right) \quad (式3)$ <p style="text-align: center;"> $m = \frac{H}{R} \approx 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2$ H: 火炎長(12.98[m]), R: 燃焼半径(4.32[m]), L: 危険距離[m] </p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該高圧ガス貯蔵施設から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p>(iii) 評価結果 危険放射強度より危険距離を算出した結果、評価対象施設までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を表3-36に示す。</p> <p>表3-36 原子炉補機冷却海水ポンプへの高圧ガス貯蔵施設火災影響評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">対象施設</th> <th style="width: 20%;">危険距離[m]</th> <th style="width: 40%;">離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">5,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>(g) 危険距離の評価結果 高圧ガス貯蔵施設と評価対象設備との離隔距離は表3-37のとおりであり、すべて離隔距離が危険距離を上回っていることを確認した。</p> <p style="text-align: center;">表3-37 高圧ガス貯蔵施設火災の評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">評価対象</th> <th style="width: 20%;">危険距離[m]</th> <th style="width: 40%;">離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">5,850</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td style="text-align: center;">5,900</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td style="text-align: center;">5,800</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td style="text-align: center;">5,700</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">5,850</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">5,700</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	燃料の種類	放射発散度[W/m ²]	形態係数[-]	原子炉補機冷却海水ポンプ	プロパン	74,000	0.039	対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]	原子炉補機冷却海水ポンプ	30	5,700	評価対象	危険距離[m]	離隔距離[m]	原子炉建屋	22	5,850	原子炉補助建屋	5,900	ディーゼル発電機建屋	5,800	循環水ポンプ建屋	5,700	排気筒	16	5,850	原子炉補機冷却海水ポンプ	30	5,700	
対象施設	燃料の種類	放射発散度[W/m ²]	形態係数[-]																																
原子炉補機冷却海水ポンプ	プロパン	74,000	0.039																																
対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]																																	
原子炉補機冷却海水ポンプ	30	5,700																																	
評価対象	危険距離[m]	離隔距離[m]																																	
原子炉建屋	22	5,850																																	
原子炉補助建屋		5,900																																	
ディーゼル発電機建屋		5,800																																	
循環水ポンプ建屋		5,700																																	
排気筒	16	5,850																																	
原子炉補機冷却海水ポンプ	30	5,700																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>2. 発電所周辺における石油コンビナート等のガス爆発影響評価</p> <p>(1) 石油コンビナート等のガス爆発想定（高圧ガス漏洩による爆発） ガイドに基づき、屋外貯蔵タンクの爆発の想定を以下のとおりとした。</p> <p>A. 想定条件 気象条件は無風状態とした。</p> <p>B. ガス爆発の形態 高圧ガス漏洩、引火によるガス爆発とした。</p> <p>(2) 石油コンビナート等のガス爆発による影響の有無の評価</p> <p>a. 評価対象範囲 火災の影響評価と同様に、発電所周辺に石油コンビナートが存在しないため、発電所敷地外の 爆発を想定することとした。</p> <p>b. 必要データ 評価に用いるデータは以下のとおり。</p> <p>石油類のK値：888×10³（プロパンの最大値） 貯蔵設備等のW値：5.31</p> <ul style="list-style-type: none"> 爆発評価に必要な石油類のK値について、ガソリンの値がガイド 附録B に掲載がないため、施設に保有されている燃料をLPGとしてk値を想定することとした。 貯蔵施設のW値について、LPGの比重は585 [kg/m³]*であるが、ガソリンの比重は740 [kg/m³]*であるため、W値の算出においては、ガソリンの比重を使用することとする。 <p>貯蔵容量 38 [m³] であることから、貯蔵施設の貯蔵能力を 28.12 [トン] とし、ガイドに基づきその平方根の値とした。 ※：NUREG-1805, FireDynamicsTools (FDT)*の値</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第3-30表 高圧ガス爆発の想定条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">想定条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象条件</td> <td>無風状態</td> </tr> <tr> <td>貯蔵ガス</td> <td>液化石油ガス</td> </tr> <tr> <td>貯蔵ガスK値</td> <td>888×1000（プロパン）</td> </tr> <tr> <td>貯蔵量[t]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯蔵設備W値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>爆発形態</td> <td>高圧ガスの漏えい後、引火によりガス爆発が発生</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">* 詳細の内容は商業秘密のため公開できません</p> </div>	想定条件		気象条件	無風状態	貯蔵ガス	液化石油ガス	貯蔵ガスK値	888×1000（プロパン）	貯蔵量[t]		貯蔵設備W値		爆発形態	高圧ガスの漏えい後、引火によりガス爆発が発生	<p>(h) 火災による熱影響の有無の評価 以上の結果から、高圧ガス貯蔵施設において火災が発生した場合を想定したとしても、離隔距離（5,700m）が危険距離（最大30m）以上であることから、発電用原子炉施設に熱影響を及ぼすことはないとして評価する。</p> <p>c. 高圧ガス貯蔵施設の爆発影響評価</p> <p>(a) 想定条件 高圧ガス貯蔵施設の爆発火災の想定は以下のとおりとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> i. 評価対象とする高圧ガス貯蔵施設は10km圏内（敷地内を除く）における高圧ガス貯蔵施設のうち、最大貯蔵量が泊発電所に最も近い高圧ガス貯蔵施設であると仮定した場合を想定した。 ii. 評価対象とする高圧ガス貯蔵施設の燃料（プロパン）は満載した状態を想定した。 iii. 気象条件は無風状態とした。 <p>(b) 評価手法の概要 本評価は、泊発電所に対する高圧ガス貯蔵施設のガス爆発による影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">表3-38 評価指標及びその内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険限界距離[m]</td> <td>ガス爆発の爆風圧が0.01MPa以下になる距離</td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) 必要データ 評価に必要なデータを以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">表3-39 高圧ガス爆発の評価条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>データ種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油のK値</td> <td>コンビナート等保安規則5条別表第二に掲げる数値 K=888,000（プロパンの最大値）</td> </tr> <tr> <td>貯蔵設備又は処理設備のW値</td> <td>コンビナート等保安規定第5条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあっては貯蔵能力（単位：トン）の数値の平方根の数値（貯蔵能力が1トン未満のものにあっては、貯蔵能力（単位：トン）の数値）、圧縮ガスの貯蔵設備にあっては貯蔵能力（単位：立方メートル）を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量（単位：トン）に換算して得られた数値の平方根の数値（換算して得られた数値が1未満のものにあっては、当該換算して得られた数値） 処理設備：処理設備内にあるガスの質量（単位：トン）の数値</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>高圧ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの距離 5,700m</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	内容	危険限界距離[m]	ガス爆発の爆風圧が0.01MPa以下になる距離	データ種類	内容	石油のK値	コンビナート等保安規則5条別表第二に掲げる数値 K=888,000（プロパンの最大値）	貯蔵設備又は処理設備のW値	コンビナート等保安規定第5条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあっては貯蔵能力（単位：トン）の数値の平方根の数値（貯蔵能力が1トン未満のものにあっては、貯蔵能力（単位：トン）の数値）、圧縮ガスの貯蔵設備にあっては貯蔵能力（単位：立方メートル）を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量（単位：トン）に換算して得られた数値の平方根の数値（換算して得られた数値が1未満のものにあっては、当該換算して得られた数値） 処理設備：処理設備内にあるガスの質量（単位：トン）の数値	離隔距離[m]	高圧ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの距離 5,700m	<p>相違理由</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・本項については爆発影響評価について記載しているが、女川は「条件」「手法」「結果」のみ記載している。泊は他の評価と同様に「想定条件」「評価手法の概要」についても記載している。</p> <p>【大阪】 記載表現の相違</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・地域特性による高圧ガス貯蔵施設の相違</p>
想定条件																													
気象条件	無風状態																												
貯蔵ガス	液化石油ガス																												
貯蔵ガスK値	888×1000（プロパン）																												
貯蔵量[t]																													
貯蔵設備W値																													
爆発形態	高圧ガスの漏えい後、引火によりガス爆発が発生																												
評価指標	内容																												
危険限界距離[m]	ガス爆発の爆風圧が0.01MPa以下になる距離																												
データ種類	内容																												
石油のK値	コンビナート等保安規則5条別表第二に掲げる数値 K=888,000（プロパンの最大値）																												
貯蔵設備又は処理設備のW値	コンビナート等保安規定第5条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあっては貯蔵能力（単位：トン）の数値の平方根の数値（貯蔵能力が1トン未満のものにあっては、貯蔵能力（単位：トン）の数値）、圧縮ガスの貯蔵設備にあっては貯蔵能力（単位：立方メートル）を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量（単位：トン）に換算して得られた数値の平方根の数値（換算して得られた数値が1未満のものにあっては、当該換算して得られた数値） 処理設備：処理設備内にあるガスの質量（単位：トン）の数値																												
離隔距離[m]	高圧ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの距離 5,700m																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
<p>c. 危険限界距離の算出 危険限界距離は次式で与えられる。</p> $X = 0.04\lambda\sqrt[3]{K \times W}$ <p>X：危険限界距離、λ：換算距離14.4[m・kg^{-1/3}] K：石油類の定数、W：設備定数</p> <p>上記式にK、Wを代入し、危険限界距離Xを求めると、 X=96.6[m] となることから、危険限界距離Xを約100[m]とする。</p> <p>(3)判断の考え方 石油コンビナート等のガス爆発による影響の有無は、想定される石油コンビナート等のガス爆発に対して、石油コンビナート等の施設から原子炉施設までの離隔距離が評価上必要とされる危険限界距離以上であることとされている。 当該施設から当該原子炉施設までの離隔距離は、 危険距離以上離れていることから、爆発による影響はないものと評価する。</p>	<p>危険限界距離の算出方法 評価ガイドに基づき、危険限界距離を以下の式から算出する。</p> $X = 0.04\lambda\sqrt[3]{K \times W}$ <p>X：危険限界距離、λ：換算距離14.4[m・kg^{-1/3}] K：石油類の定数[-]、W：設備定数[-]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <p>となり、危険限界距離Xは約70mとなる。 よって、女川原子力発電所との離隔距離は約700mあることから、爆風圧による女川原子力発電所への影響はない。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">第3-31表 高圧ガス貯蔵施設の危険限界距離評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">評価対象</th> <th style="width: 20%;">離隔距離 [m]</th> <th style="width: 40%;">危険限界距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>747</td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">70</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>845</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>829</td> </tr> <tr> <td>原子炉増強冷却海水ポンプ</td> <td>758</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレッド冷却海水ポンプ</td> <td>758</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>755</td> </tr> <tr> <td>海水貯蔵タンク</td> <td>718</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: x-small; margin-top: 5px;">評価時の内容は商業秘密のため公開できません。</p> </div>	評価対象	離隔距離 [m]	危険限界距離 [m]	原子炉建屋	747	70	制御建屋	845	タービン建屋	829	原子炉増強冷却海水ポンプ	758	高圧炉心スプレッド冷却海水ポンプ	758	排気筒	755	海水貯蔵タンク	718				<p>(d)危険限界距離の算出 次の式から危険限界距離を算出する。ここで算出した危険限界距離が高圧ガス貯蔵施設と発電用原子炉施設の間に必要な離隔距離となる。</p> $X = 0.04\lambda\sqrt[3]{K \times W}$ <p>X：危険限界距離[m]、λ：換算距離14.4[m・kg^{-1/3}] K：石油類の定数 888,000(プロパン) [-]、 </p> <p>(e)爆発による影響評価結果 以上の結果から、高圧ガス貯蔵施設において爆発が発生した場合を想定したとしても、離隔距離(5,700m)が危険限界距離(87m)以上であることから、発電用原子炉施設に爆風圧による影響はないと評価する。</p> <p style="text-align: center;">表3-40 危険限界距離評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">評価対象施設</th> <th style="width: 20%;">離隔距離[m]</th> <th style="width: 40%;">危険限界距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>5,850</td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">87</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>5,900</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>5,800</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>5,700</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>5,850</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機海水ポンプ</td> <td>5,700</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価対象施設	離隔距離[m]	危険限界距離[m]	原子炉建屋	5,850	87	原子炉補助建屋	5,900	ディーゼル発電機建屋	5,800	循環水ポンプ建屋	5,700	排気筒	5,850	原子炉補機海水ポンプ	5,700							<p>【女川】記載方針の相違 ・他資料との記載統一</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・他資料との記載統一 ・設計方針の相違 ・高圧ガス貯蔵施設の違いによる評価結果の相違</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p>
評価対象	離隔距離 [m]	危険限界距離 [m]																																												
原子炉建屋	747	70																																												
制御建屋	845																																													
タービン建屋	829																																													
原子炉増強冷却海水ポンプ	758																																													
高圧炉心スプレッド冷却海水ポンプ	758																																													
排気筒	755																																													
海水貯蔵タンク	718																																													
評価対象施設	離隔距離[m]	危険限界距離[m]																																												
原子炉建屋	5,850	87																																												
原子炉補助建屋	5,900																																													
ディーゼル発電機建屋	5,800																																													
循環水ポンプ建屋	5,700																																													
排気筒	5,850																																													
原子炉補機海水ポンプ	5,700																																													
<p>3. 発電所周辺における施設の爆発による飛来物影響評価 (1)評価上必要となる距離の算出方法 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成25年3月消防庁特殊災害室）に基づき、容器の破損による破片の飛散範囲を以下の式にて算出する。</p> $L = 465 \times M^{0.10}$ <p>L：破片の最大飛散範囲（m） M：破裂時の貯蔵物質量（kg）</p> <p>a. 評価対象範囲 2.の爆発の影響評価と同様に、発電所周辺に石油コンビナートが存在しないため、発電所敷地外の 爆発による飛来物を想定することとした。 なお、極小飛来物については、竜巻影響評価において、衝撃荷重は無視し得ることを確認している。</p>	<p>(a) 飛来物の影響評価 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成25年3月消防庁特殊災害室）^{※1}に基づき、高圧ガス貯蔵施設からの飛来物の最大飛散距離の評価を行ったところ、飛来物到達距離に対し、女川原子力発電所までの離隔距離が飛来物到達距離以上あり、原子炉施設への影響がないことを確認した。</p> <p>なお、発電所から最も近い施設では、指針が適用されるコンビナート等の大規模な高圧ガスタンク等の形状ではなく、液化石油ガス^{※2}が封入された複数の50kgガスボンベが設置されている。当該容器単体の破損による破片の飛散範囲について評価を行った。 ※1:石油コンビナート等特別防災区域を有する都道府県が防災計画を作成するに当たって、災害の想定をできるだけ客観的かつ現実的に行うための評価手法を示した指針</p>	<p>d. 高圧ガス貯蔵施設の飛来物の影響評価 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成25年3月消防庁特殊災害室）^{※1}に基づき、高圧ガス貯蔵施設（液化石油ガス^{※2}）からの飛来物の最大飛散距離の評価を行ったところ、飛来物到達距離に対し、泊発電所までの離隔距離が飛来物到達距離以上あり、発電用原子炉施設への影響がないことを確認した。</p> <p>※1 石油コンビナート等特別防災区域を有する都道府県が防災計画を作成するにあたって、災害の想定をできるだけ客観的かつ現実的に行うための評価手法を示した指針</p>	<p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・他資料との記載統一</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・ガス貯蔵形状の違いによる記載箇所の相違</p> <p>【女川】発電所名の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価条件の相違（泊は発電所敷地外10km以内に存在する高圧ガス貯蔵施設を想定）</p>																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>b. 必要データ</p> <p>評価に用いるデータは以下のとおり。</p> <p>貯蔵物質量M [kg] : 28,120</p> <p>・貯蔵物質量について、ガソリンの比重は740[kg/m³]*であり、貯蔵容量38 [m³]であることから、28,120 [kg]とした。</p> <p>※：NUREG-1805, Fire Dynamics Tools (FDT) のガソリンの値</p> <p>(2)破片の最大飛散範囲の算出</p> <p>上記の式から破片の最大飛散範囲を求めると、L=1,296[m]となる。</p> <p>(3)判断の考え方</p> <p>石油コンビナート等のガス爆発による飛来物の影響の有無は、石油コンビナート等の施設から原子炉施設までの離隔距離が、評価上必要とされる破片の最大飛散範囲以上確保されているならば、影響はないものと考えられる。</p> <p>当該施設から当該原子炉施設までの離隔距離は、 最大飛散範囲以上離れていることから、爆発による飛散物の影響はないものと評価する。</p> <p>以下に石油コンビナートの防災アセスメント指針の抜粋を示す。</p> <p>(6) 飛散物</p> <p>容器の破裂による破片の飛散範囲は、破裂エネルギーのほか、破片の数、重量や形状、射出角度や初速度により異なってくる。文献(11)には飛散物に関するいくつかの推定式が示されているが、防災アセスメントのような事前評価において、これらの飛散条件を考慮して評価を行うことは事実上困難といえる。ただし、LPG容器のBLEVEに伴う破片の飛散範囲に関しては、次のような簡易式が示されている¹¹⁾。</p> $L = 90 M^{0.333} \text{ (容積 } 5\text{m}^3\text{未満の容器)}$ $= 465 M^{0.10} \text{ (容積 } 5\text{m}^3\text{以上の容器)} \quad \text{(式 31)}$ <p>ただし、</p> <p>L：破片の最大飛散範囲(m)</p> <p>M：破裂時の貯蔵物質量(kg)</p> <p>この式を東日本大震災のLPG爆発火災 (M=300,000kg) に適用すると次のようになる。</p> $L = 465 \times 300000^{0.10} = 1640\text{m}$ <p>この事故では、タンク破片が最大約1,300m、板金が最大約6,200mまで飛散している。板金は厚さ0.5mmの薄板であり、揚力によって遠方まで達したものと考えられる。一方、タンク本体の破片や付属重量物が飛散した場合には、落下・衝突による被害が懸念されるが、この事故によるタンク破片の飛散距離最大約1,300mと照らし合わせると、式31により大まかな推定は可能と考えられる。なお、プラントの異常反応に伴う容器破裂に関しては式31は適用できないため、過去の事故事例などをもとに推定することになる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>※2: 液化石油ガスの貯蔵設備は貯蔵量に応じて液化石油ガス保安規則等の関係法令に基づき、保安物件と必要な距離等をとることが規定されている。</p> <p style="text-align: center;">第3-32表 飛来物の評価条件</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>ガス種類</th> <th>貯蔵量</th> <th>飛来物到達距離</th> <th>離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社社員寮</td> <td>液化石油ガス</td> <td></td> <td></td> <td>700m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○飛来物の最大飛散距離の評価上必要となる距離の算出方法</p> <p>「石油コンビナートの防災アセスメント指針」(平成25年3月消防庁特殊災害室)に基づき、容器の破損による破片の飛散範囲を以下の式にて算出する。</p> $L = 90 M^{0.333} \text{ (容積 } 5\text{m}^3\text{未満の容器)}$ <p style="text-align: center;">L：破片の最大飛散範囲 M：破裂時の貯蔵物質量</p> <p> </p> <p>となり、飛来物の最大飛散距離Lは となる。</p> <p>よって、女川原子力発電所との離隔距離が約700mあることから、飛来物による女川原子力発電所への影響はない。</p> <p>以下に「石油コンビナートの防災アセスメント指針」の抜粋を示す。</p> <p>(6) 飛散物</p> <p>容器の破裂による破片の飛散範囲は、破裂エネルギーのほか、破片の数、重量や形状、射出角度や初速度により異なってくる。文献(11)には飛散物に関するいくつかの推定式が示されているが、防災アセスメントのような事前評価において、これらの飛散条件を考慮して評価を行うことは事実上困難といえる。ただし、LPG容器のBLEVEに伴う破片の飛散範囲に関しては、次のような簡易式が示されている¹¹⁾。</p> $L = 90 M^{0.333} \text{ (容積 } 5\text{m}^3\text{未満の容器)}$ $= 465 M^{0.10} \text{ (容積 } 5\text{m}^3\text{以上の容器)} \quad \text{(式 31)}$ <p>ただし、</p> <p>L：破片の最大飛散範囲(m)</p> <p>M：破裂時の貯蔵物質量(kg)</p> <p>この式を東日本大震災のLPG爆発火災 (M=300,000kg) に適用すると次のようになる。</p> $L = 465 \times 300000^{0.10} = 1640\text{m}$ <p>この事故では、タンク破片が最大約1,300m、板金が最大約6,200mまで飛散している。板金は厚さ0.5mmの薄板であり、揚力によって遠方まで達したものと考えられる。一方、タンク本体の破片や付属重量物が飛散した場合には、落下・衝突による被害が懸念されるが、この事故によるタンク破片の飛散距離最大約1,300mと照らし合わせると、式31により大まかな推定は可能と考えられる。なお、プラントの異常反応に伴う容器破裂に関しては式31は適用できないため、過去の事故事例などをもとに推定することになる。</p>	施設名称	ガス種類	貯蔵量	飛来物到達距離	離隔距離	当社社員寮	液化石油ガス			700m	<p>※2 液化石油ガスの貯蔵設備は貯蔵量に応じて液化石油ガス保安規則等の関係法令に基づき、保安物件と必要な距離等をとることが規定されている。</p> <p style="text-align: center;">表 3-41 飛来物の評価条件</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>貯蔵ガス</th> <th>貯蔵量[t]</th> <th>飛来物到達距離[m]</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧ガス貯蔵施設</td> <td>液化石油ガス</td> <td></td> <td> </td> <td>5,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>(a) 飛来物の最大飛散距離の算出方法</p> <p>「石油コンビナートの防災アセスメント指針」(平成25年3月消防庁特殊災害室)に基づき、容器の破損による破片の飛散範囲を以下の式にて算出する。</p> $L = 465 M^{0.10} \text{ (容積 } 5\text{m}^3\text{以上の容器)}$ <p style="text-align: center;">L：破片の最大飛散範囲 [m]，M：破裂時の貯蔵物質量 [kg]</p> <p> </p> <p>となり、飛来物の最大飛散距離Lは となる。</p> <p>よって、泊発電所との離隔距離が5,700mあることから、飛来物による泊発電所への影響はない。</p> <p>以下に「石油コンビナートの防災アセスメント指針」の抜粋を示す。</p> <p>(6) 飛散物</p> <p>容器の破裂による破片の飛散範囲は、破裂エネルギーのほか、破片の数、重量や形状、射出角度や初速度により異なってくる。文献(11)には飛散物に関するいくつかの推定式が示されているが、防災アセスメントのような事前評価において、これらの飛散条件を考慮して評価を行うことは事実上困難といえる。ただし、LPG容器のBLEVEに伴う破片の飛散範囲に関しては、次のような簡易式が示されている¹¹⁾。</p> $L = 90 M^{0.333} \text{ (容積 } 5\text{m}^3\text{未満の容器)}$ $= 465 M^{0.10} \text{ (容積 } 5\text{m}^3\text{以上の容器)} \quad \text{(式 31)}$ <p>ただし、</p> <p>L：破片の最大飛散範囲(m)</p> <p>M：破裂時の貯蔵物質量(kg)</p> <p>この式を東日本大震災のLPG爆発火災 (M=300,000kg) に適用すると次のようになる。</p> $L = 465 \times 300000^{0.10} = 1640\text{m}$ <p>この事故では、タンク破片が最大約1,300m、板金が最大約6,200mまで飛散している。板金は厚さ0.5mmの薄板であり、揚力によって遠方まで達したものと考えられる。一方、タンク本体の破片や付属重量物が飛散した場合には、落下・衝突による被害が懸念されるが、この事故によるタンク破片の飛散距離最大約1,300mと照らし合わせると、式31により大まかな推定は可能と考えられる。なお、プラントの異常反応に伴う容器破裂に関しては式31は適用できないため、過去の事故事例などをもとに推定することになる。</p>	想定火災源	貯蔵ガス	貯蔵量[t]	飛来物到達距離[m]	離隔距離[m]	高圧ガス貯蔵施設	液化石油ガス		 	5,700	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象の違いによる評価式の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】発電所名の相違</p>
施設名称	ガス種類	貯蔵量	飛来物到達距離	離隔距離																			
当社社員寮	液化石油ガス			700m																			
想定火災源	貯蔵ガス	貯蔵量[t]	飛来物到達距離[m]	離隔距離[m]																			
高圧ガス貯蔵施設	液化石油ガス		 	5,700																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料8 (参考)</p> <p style="text-align: center;">爆発評価において使用したK値、W値について</p> <p>発電所周辺のガソリンスタンドの爆発影響評価においては、以下のとおり石油類のK値としてプロパンの最大値、貯蔵施設等のW値としてガソリンの比重を用いて評価を実施し、保守的な結果が得られるように考慮している。</p> <p>1. 危険限界距離について ガイドにより危険限界距離は次式で与えられる。</p> $X = 0.04\lambda\sqrt[3]{K \times W}$ <p>X：危険限界距離、λ：換算距離 14.4 [m・kg^{-1/3}] K：石油類の定数、W：設備定数</p> <p>上記式からK値、W値は、値が大きい方が危険限界距離は大きくなるため、評価上、保守的な評価結果が得られる。</p> <p>2. K値、W値について ガイドにおいてK値は附録Bに掲載されており、W値は以下のとおりとされている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力(単位トン)の数値の平方根の数値(貯蔵能力が一トン未満のものにあつては、貯蔵能力(単位トン)の数値) </div> <p>ガソリンスタンドにおける爆発評価のため、対象の危険物をガソリンと想定するが、ガソリンのK値については附録Bに掲載がないため、附録Bにおける炭化水素系の物質のK値を参考に想定した。炭化水素系の物質のK値は下表のとおりとなっている。</p> <p>レギュラーガソリンの主な成分は、炭素数 4~12 の炭化水素の混合物であることから、ペンタンやヘキサン の最大値 648 を考慮して、さらに大きな値であるプロパンの値を使用することとした。</p>			<p>【大阪】設計方針の相違 ・地域特性により、泊・女川は敷地外高圧ガス貯蔵施設(液化プロパンガス)を評価対象としており、ガイドに記載の値を使用して評価を実施</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉 東海第二発電所 別紙3.1 仮想危険物貯蔵施設の危険距離の算出について 1. 評価条件 (1) 想定条件 a. 評価対象とする危険物貯蔵施設は熱影響が最大となる仮想危険物貯蔵施設（n-ヘキサンを10万kl貯蔵）を想定した。 b. 評価対象とする危険物貯蔵施設の燃料は満載した状態を想定した。 c. 離隔距離は、評価上厳しくなるよう、a. で想定した危険物貯蔵施設位置から評価対象施設までの直線距離とした。 d. 消防法で定める最大の防油堤（80,000m ² ）内の全面火災を想定した。 e. 気象条件は無風状態とした。 f. 火災は円筒火炎モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とした。 (2) 輻射強度の算定 油の液面火災において任意の位置にある輻射強度（熱）を計算により求めるため、半径が1.5m以上の場合で火炎の高さ（輻射体）を半径の3倍にした円筒火炎モデルを採用した。 (3) 危険物貯蔵施設及び燃料に係るデータ 危険物貯蔵施設及び燃料に係るデータを第1表に示す。 第1表 危険物貯蔵施設及び燃料に係るデータ <table border="1" data-bbox="138 1023 629 1118"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料の種類</th> <th>燃料量 V (m³)</th> <th>輻射発散度 Rf (kW/m²)^{※1}</th> <th>質量低下速度 M (kg/m²・s)^{※2}</th> <th>燃料密度 ρ (kg/m³)^{※2}</th> <th>防油堤面積 S (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮想危険物貯蔵施設</td> <td>n-ヘキサン</td> <td>100,000</td> <td>85</td> <td>0.074</td> <td>650</td> <td>80,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 評価ガイド記載値 ※2 NUREG-1805記載値</p> 2. 評価結果 (1) 燃焼半径の算出 円筒火炎モデルとして評価を実施するため、燃焼半径は防油堤面積を円筒の底面と仮定して以下のとおり算出した。算出結果を第2表に示す。 $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ R：燃焼半径(m)、S：防油堤面積（=燃焼面積）(m ²)	想定火災源	燃料の種類	燃料量 V (m ³)	輻射発散度 Rf (kW/m ²) ^{※1}	質量低下速度 M (kg/m ² ・s) ^{※2}	燃料密度 ρ (kg/m ³) ^{※2}	防油堤面積 S (m ²)	仮想危険物貯蔵施設	n-ヘキサン	100,000	85	0.074	650	80,000	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉 別紙-1 仮想危険物貯蔵施設の危険距離の算出について 1. 評価条件 (1) 想定条件 a. 評価対象とする危険物貯蔵施設は熱影響が最大となる仮想危険物貯蔵施設（n-ヘキサンを10万kl貯蔵）とした。 b. 評価対象とする危険物貯蔵施設の燃料は満載した状態を想定した。 c. 防油堤内の全面火災を想定した。 d. 防油堤面積は、保守的に消防法で定める最大の80,000m ² とした。 e. 気象条件は無風状態とした。 f. 火災は円筒火炎モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とした。 (2) 危険物貯蔵施設及び燃料に係るデータ 危険物貯蔵施設及び燃料に係るデータを表1に示す。 表1 危険物貯蔵施設及び燃料に係るデータ <table border="1" data-bbox="1350 1023 1951 1118"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料の種類</th> <th>燃料量 V [m³]</th> <th>輻射発散度 Rf [kW/m²]^{※1}</th> <th>質量低下速度 M [kg/m²・s]^{※2}</th> <th>燃料密度 ρ [kg/m³]^{※2}</th> <th>防油堤面積 S [m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮想危険物貯蔵施設</td> <td>n-ヘキサン</td> <td>100,000</td> <td>85,000</td> <td>0.074</td> <td>650</td> <td>80,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 評価ガイド付属書B記載値 ※2 NUREG-1805記載値</p> 2. 評価結果 (1) 燃焼半径の算出 円筒火炎モデルとして評価を実施するため、燃焼半径は防油堤面積を円筒の底面と仮定して以下のとおり算出した。算出結果を表2に示す。 $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ R：燃焼半径[m]、S：防油堤面積 [m ²]	想定火災源	燃料の種類	燃料量 V [m ³]	輻射発散度 Rf [kW/m ²] ^{※1}	質量低下速度 M [kg/m ² ・s] ^{※2}	燃料密度 ρ [kg/m ³] ^{※2}	防油堤面積 S [m ²]	仮想危険物貯蔵施設	n-ヘキサン	100,000	85,000	0.074	650	80,000	相違理由 【女川・大飯】 設計方針の相違 ・泊は石油コンビナート相当の貯蔵量のn-ヘキサンの火災影響を危険物貯蔵施設の最大値として仮定し、その結果を踏まえて評価対象の危険物貯蔵施設を決定しているため、その評価について本別紙に記載している。（東海第二と同一の方針。記載内容については他評価の記載と統一を図っており、排気筒及び原子炉補機冷却海水ポンプについても評価を実施している。）
想定火災源	燃料の種類	燃料量 V (m ³)	輻射発散度 Rf (kW/m ²) ^{※1}	質量低下速度 M (kg/m ² ・s) ^{※2}	燃料密度 ρ (kg/m ³) ^{※2}	防油堤面積 S (m ²)																									
仮想危険物貯蔵施設	n-ヘキサン	100,000	85	0.074	650	80,000																									
想定火災源	燃料の種類	燃料量 V [m ³]	輻射発散度 Rf [kW/m ²] ^{※1}	質量低下速度 M [kg/m ² ・s] ^{※2}	燃料密度 ρ [kg/m ³] ^{※2}	防油堤面積 S [m ²]																									
仮想危険物貯蔵施設	n-ヘキサン	100,000	85,000	0.074	650	80,000																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>第2表 危険物貯蔵施設の燃焼半径</p> <table border="1" data-bbox="179 175 515 263"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>防油堤面積 S (m²)</th> <th>燃焼半径 R (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮想危険物貯蔵施設</td> <td>80,000</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 燃焼継続時間の算出 燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。算出結果を第3表に示す。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ <p>t：燃焼継続時間(s)，V：燃料量(m³) R：燃焼半径(m)，v：燃焼速度=M/ρ (m/s) M：質量低下速度(kg/m²/s)，ρ：燃料密度(kg/m³)</p> <p>第3表 危険物貯蔵施設の燃焼継続時間</p> <table border="1" data-bbox="123 638 638 758"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料量 V (m³)</th> <th>燃焼半径 R (m)</th> <th>質量低下速度 M (kg/m²/s)</th> <th>燃料密度 ρ (kg/m³)</th> <th>燃焼継続時間 t (s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮想危険物タンク</td> <td>100,000</td> <td>160</td> <td>0.074</td> <td>650</td> <td>10,984</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 危険距離の算出 火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして、下記の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式より求まるコンクリート表面の温度が200℃となる輻射強度（＝危険輻射強度）を、評価ガイドに基づく形態係数の算出式に代入し、危険距離について解くと結果は1,329mとなるため、保守的に1.4kmを抽出範囲とした。 なお、外壁以外の評価対象施設は以下の理由により、外壁の評価に包絡される。評価結果を第4表に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主排気筒は鋼材、外壁はコンクリートであるが、危険距離が長い外壁の方が評価上厳しい。 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）、残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ内の空気は流れており、熱が蓄積される効果が小さいため、外壁の方が評価上厳しい。 $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{at}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4at}\right) - \frac{x}{2\sqrt{at}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{at}}\right) \right]$ <p>T：許容温度(200℃)，T₀：初期温度(50℃)，E：輻射強度(W/m²) x：コンクリート温度伝導率(=λ/ρC_p) (7.7×10⁻³m²/s) ρ：コンクリート密度(2,400kg/m³)，C_p：コンクリート比熱(880J/kg・K) λ：コンクリート熱伝導率(1.63W/m・K)，t：燃焼継続時間(10,984s) x：コンクリート壁表面深さ(0m)</p>	想定火災源	防油堤面積 S (m ²)	燃焼半径 R (m)	仮想危険物貯蔵施設	80,000	160	想定火災源	燃料量 V (m ³)	燃焼半径 R (m)	質量低下速度 M (kg/m ² /s)	燃料密度 ρ (kg/m ³)	燃焼継続時間 t (s)	仮想危険物タンク	100,000	160	0.074	650	10,984		<p>泊発電所3号炉</p> <p>表2 危険物貯蔵施設の燃焼半径</p> <table border="1" data-bbox="1444 175 1848 271"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>防油堤面積 S [m²]</th> <th>燃焼半径 R [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮想危険物貯蔵施設</td> <td>80,000</td> <td>159.58</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 燃焼継続時間の算出 燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。算出結果を表3に示す。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ <p>t：燃焼継続時間[s]，V：燃料量[m³] R：燃焼半径[m]，v：燃焼速度=M/ρ[m/s] M：質量低下速度[kg/m²・s]，ρ：燃料密度[kg/m³]</p> <p>表3 危険物貯蔵施設の燃焼継続時間</p> <table border="1" data-bbox="1355 622 1937 726"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料量 V [m³]</th> <th>燃焼半径 R [m]</th> <th>質量低下速度 M [kg/m²・s]</th> <th>燃料密度 ρ [kg/m³]</th> <th>燃焼継続時間 t [s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮想危険物貯蔵施設</td> <td>100,000</td> <td>159.58</td> <td>0.074</td> <td>650</td> <td>10,980</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 危険距離の算出 火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で原子炉施設外壁が昇温されるものとして、式1の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式より、コンクリート表面の温度が200℃となる危険輻射強度を求めると、</p> $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{at}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4at}\right) - \frac{x}{2\sqrt{at}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{at}}\right) \right] \quad (式1)$ <p>(出典：伝熱工学、東京大学出版会)</p> <p>T：許容温度(200℃)，T₀：初期温度(50℃)，E：輻射強度[W/m²] α：コンクリート温度拡散率(=λ/ρC_p) (7.53×10⁻³m²/s) ρ：コンクリート密度(2,400kg/m³)，C_p：コンクリート比熱(883J/kg・K) λ：コンクリート熱伝導率(1.74W/m・K)，t：燃焼継続時間(10,980[s]) x：コンクリート壁表面深さ(0[m])</p>	想定火災源	防油堤面積 S [m ²]	燃焼半径 R [m]	仮想危険物貯蔵施設	80,000	159.58	想定火災源	燃料量 V [m ³]	燃焼半径 R [m]	質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	燃料密度 ρ [kg/m ³]	燃焼継続時間 t [s]	仮想危険物貯蔵施設	100,000	159.58	0.074	650	10,980	
想定火災源	防油堤面積 S (m ²)	燃焼半径 R (m)																																					
仮想危険物貯蔵施設	80,000	160																																					
想定火災源	燃料量 V (m ³)	燃焼半径 R (m)	質量低下速度 M (kg/m ² /s)	燃料密度 ρ (kg/m ³)	燃焼継続時間 t (s)																																		
仮想危険物タンク	100,000	160	0.074	650	10,984																																		
想定火災源	防油堤面積 S [m ²]	燃焼半径 R [m]																																					
仮想危険物貯蔵施設	80,000	159.58																																					
想定火災源	燃料量 V [m ³]	燃焼半径 R [m]	質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	燃料密度 ρ [kg/m ³]	燃焼継続時間 t [s]																																		
仮想危険物貯蔵施設	100,000	159.58	0.074	650	10,980																																		

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

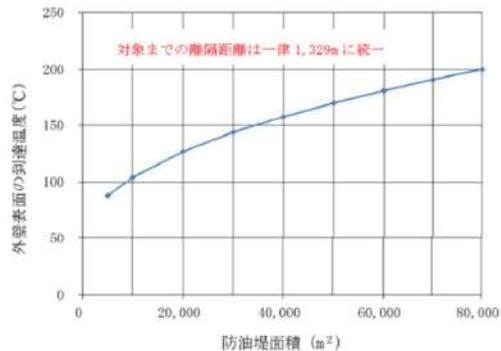
相違理由

第4表 外壁への危険物貯蔵施設火災影響評価結果

想定火災源	危険距離 (m)
仮想危険物貯蔵施設	1,329

(4) 想定した防油堤面積の保守性について

下図に示すとおり、防油堤面積は大きいほど外壁表面の到達温度が上昇することから、消防法で定める最大の防油堤面積を評価で用いることは保守的である。



第1図 防油堤面積と外壁表面の到達温度の関係

式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを式2より算出する。

$$E = R_f \times \Phi \quad (\text{式2})$$

E：輻射強度[W/m²], R_f：輻射発散度[W/m²], Φ：形態係数

式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを式3より算出する。算出結果を表4に示す。

$$\Phi = \frac{1}{m} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right) \quad (\text{式3})$$

$$m = \frac{H}{R} \approx 3, \quad n = \frac{L}{R}, \quad A = (1+n)^2 + m^2, \quad B = (1-n)^2 + m^2$$

H：火炎長[m], R：燃焼半径[m], L：危険距離(m)

表4 仮想危険物貯蔵施設火災の評価結果

想定火災源	危険距離 [m]
仮想危険物貯蔵施設	1,320

なお、同様に排気筒及び原子炉補機冷却海水ポンプの危険距離を算出した結果、642m及び1192mとなり原子炉施設外壁の評価結果に包絡される。

(4) 想定した防油堤面積の保守性について

下図に示すとおり、防油堤面積は大きいほど外壁表面の到達温度が上昇することから、消防法で定める最大の防油堤面積を評価で用いることは保守的である。

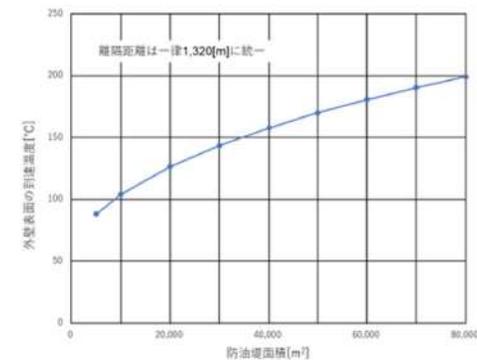


図1 防油堤面積と外壁表面の到達温度の関係

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<p style="text-align: right;">添付資料 20</p> <p>（参考）大量の危険物を貯蔵する施設における火災・爆発の影響評価について</p> <p>発電所周辺の主な工場において貯蔵されている危険物の量について詳細を把握できないため、当社の姫路LNG基地（敷地面積：約33万㎡）におけるLNGタンクに貯蔵される燃料量の規模を想定することとして、以下のとおり火災・爆発の評価を実施した。</p> <p>姫路LNG基地におけるLNGタンクの仕様は表7のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表7 姫路LNG基地のLNGタンク容量</p> <table border="1" data-bbox="107 454 667 643"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>#1</th> <th>#2</th> <th>#3</th> <th>#4</th> <th>#5</th> <th>#6</th> <th>#7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外槽内径 (m)</td> <td>61.3</td> <td>61.3</td> <td>61.3</td> <td>43.9</td> <td>61.3</td> <td>61.3</td> <td>61.3</td> </tr> <tr> <td>底面積合計 (㎡)</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">約 20,000</td> </tr> <tr> <td>容量 (㎥)</td> <td>80,000</td> <td>80,000</td> <td>80,000</td> <td>40,000</td> <td>80,000</td> <td>80,000</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>容量合計 (㎥)</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">520,000</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">（写真：姫路LNG基地のLNGタンク 当社HPより）</p> <p>(1) 発電所周辺における石油コンビナート等の火災影響評価 a. 原子炉施設への影響評価 発電所敷地外の屋外貯蔵タンクの火災評価について、ガイドに基づき以下のとおり実施する。 (a) 必要データ 評価に用いるデータは以下のとおり。 輻射発散度 [W/㎡]：76×10³（メタン） 火炎の面積 [㎡]：20,000（タンク底面積の合計値とした） (b) 燃焼半径の算出 当該施設のタンクの底面積の合計Sを火炎の底面積と同等とし、燃焼半径を算出する。</p> $R = (S / \pi)^{1/2}$ <p style="text-align: center;">R = 燃焼半径、S = 火炎の面積</p> $R = (20,000 / \pi)^{1/2} = 79.79 \text{ [m]}$	No.	#1	#2	#3	#4	#5	#6	#7	外槽内径 (m)	61.3	61.3	61.3	43.9	61.3	61.3	61.3	底面積合計 (㎡)	約 20,000							容量 (㎥)	80,000	80,000	80,000	40,000	80,000	80,000	80,000	容量合計 (㎥)	520,000									<p>【大阪】設計方針の相違・地域特性により、泊は10km圏内に大規模な産業施設は抽出されていない。（大阪は直線距離で7kmの位置に大規模な産業施設がある）</p>
No.	#1	#2	#3	#4	#5	#6	#7																																				
外槽内径 (m)	61.3	61.3	61.3	43.9	61.3	61.3	61.3																																				
底面積合計 (㎡)	約 20,000																																										
容量 (㎥)	80,000	80,000	80,000	40,000	80,000	80,000	80,000																																				
容量合計 (㎥)	520,000																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c)危険輻射強度の算出について</p> <p>産業施設において保有する燃料が、火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で原子炉施設外壁を照射した時に表面温度が200℃に到達する輻射強度を危険輻射強度とする。</p> <p>原子炉施設外壁表面の温度上昇は次式¹⁾で求められる。</p> $T = T_0 + \frac{2 \times E \times \sqrt{a \times \tau}}{\lambda} \times \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \times \exp\left(-\frac{x^2}{4 \times a \times \tau}\right) - \frac{x}{2 \times \sqrt{a \times \tau}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2 \times \sqrt{a \times \tau}}\right) \right]$ <p>T_0：初期温度（50℃） E：輻射強度 [W/m²] a：コンクリート温度伝導率 $a = \lambda / (\rho \times C_p)$ C_p：コンクリート比熱（963 [J/kgK]） ρ：コンクリート密度（2,300 [kg/m³]）</p> <p>λ：コンクリート熱伝導率（1.74 [W/mK]） x：コンクリート深さ（0 [m]） τ：燃焼継続時間（139,038 [sec]） $\tau = 520,000 / (20,000 \times 1.87 \times 10^{-4}) = 139,038$</p> <p>1) 庄司正弘, 東京大学機械工学6, 伝熱工学, 東京大学出版</p> <p>上記式より、受熱面の表面温度がT=200℃を超えない輻射強度Eを求めると約684 [W/m²]となり、この値を危険輻射強度とする。</p> <p>(d)危険距離の算出</p> <p>火災の火炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値となる。</p> $E = Rf \times \phi$ <p>E：輻射強度、Rf：輻射発散度、ϕ：形態係数</p> <p>ここでEを危険輻射強度とし、そのときの形態係数を求めると、 $\phi = E / Rf = 684 / 76,000 = 0.0090$</p> <p>となる。また、形態係数は次の式で与えられる。</p> $\phi = \frac{1}{m} \tan^{-1}\left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}}\right) + \frac{m}{\pi} \left[\frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1}\left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}}\right] - \frac{1}{n} \tan^{-1}\left[\frac{(n-1)}{(n+1)}\right] \right]$ <p>ただし、$m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p>$\phi$：形態係数、$L$：危険距離、$H$：火炎高さ、$R$：燃焼半径</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>危険輻射強度に相当する形態係数 $\phi = 0.0090$ を上記式に代入し、危険距離 L を求めると、 $L = \text{約 } 1,180 \text{ [m]}$ となることから、危険距離 L は約 $1,200 \text{ [m]}$ とする。</p> <p>(e) 評価結果 石油コンビナート等の火災による影響の有無は、想定される石油コンビナート等の火災に対して、石油コンビナート等の施設から原子炉施設までの離隔距離が評価上必要とされる危険距離以上であることとされている。 危険距離 $1,200 \text{ [m]}$ に対して、主な工場と発電所との離隔距離は $1,200 \text{ [m]}$ 以上が確保されている。</p> <p>b. 海水ポンプへの影響評価 海水ポンプに対する火災評価について、火災の想定は「a. 原子炉施設への影響評価」と同様とし、以下のとおり実施する。</p> <p>(a) 危険輻射強度の算出について 産業施設において保有する燃料が、火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で海水ポンプを照射した時に冷却用空気の取込温度が \square °C に到達する輻射強度を危険輻射強度とする。 海水ポンプの冷却用空気の取込温度の温度上昇は次式で求められる。</p> $T = T_0 + \frac{E \times (A_r / 2)}{G \cdot C_p}$ <p>T_0: 外気吸込温度 (38.1°C : 外気温度) E: 輻射強度 [W/m²] A_r: 海水ポンプ受熱面の表面積 (28.94 [m²]) G: 冷却空気の重量流量 (3.90 [kg/s]) C_p: 空気の比熱 (1,007 [J/kgK])</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>特囲みの範囲は商業機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <p>上記式より、冷却用空気の取込温度が $T = \square$ °C を超えない輻射強度 E を求めると約 \square [W/m²] となり、この値を危険輻射強度とする。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b)危険距離の算出 火災の火炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値となる。 $E = Rf \times \phi$ E：輻射強度、Rf：輻射発散度、ϕ：形態係数 ここでEを危険輻射強度とし、そのときの形態係数を求めると、 $\phi = E / Rf = \boxed{}$ となる。また、形態係数は次の式で与えられる。 $\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\sqrt{\frac{A(n-1)}{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\sqrt{\frac{(n-1)}{(n+1)}} \right] \right\}$ ただし、$m = \frac{H}{R} \geq 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$ ϕ：形態係数、L：危険距離、H：火炎高さ、R：燃焼半径 危険輻射強度に相当する形態係数$\phi = \boxed{}$を上記式に代入し、危険距離Lを求めると、 $L = \text{約} \boxed{}$ [m] となることから、危険距離Lは約$\boxed{}$ [m]とする。</p> <p>(c) 評価結果 危険距離$\boxed{}$ [m]に対して、主な工場と発電所との離隔距離は$\boxed{}$ [m]以上が確保されている。</p> <p>(2)石油コンビナート等のガス爆発による影響評価 ガス爆発による影響評価について、ガイドに基づき以下のとおり実施する。</p> <p>(a) 必要データ 評価に用いるデータは以下のとおり。 石油類のK値：714×10³（メタンの最大値） 貯蔵設備等のW値：465 ⇒ 貯蔵施設のW値については、当該施設の危険物保有量（520,000m³）とLNGの比重（415kg/m³）*から、貯蔵施設補の貯蔵能力を215,800 [トン]とし、ガイドに基づきその平方根の値とした。 ※：NUREG-1805, FireDynamicsTools (FDT[®]) のLNGの値</p> <p>(b)危険限界距離の算出 危険限界距離は次式で与えられる。 $X = 0.04 \lambda \sqrt{K \times W}$ X：危険限界距離、λ：換算距離14.4 [m・kg^{-1/2}]、 K：石油類の定数、W：設備定数 上記式にK、Wを代入し危険限界距離Xを求めると、約399 [m]となることから、危険限界距離Xは400 [m]とする。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

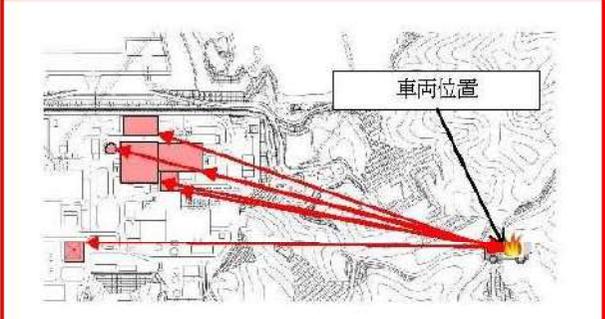
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 評価結果</p> <p>石油コンビナート等のガス爆発による影響の有無は、想定される石油コンビナート等のガス爆発に対して、石油コンビナート等の施設から原子炉施設までの離隔距離が評価上必要とされる危険限界距離以上であることとされている。</p> <p>危険限界距離 400 [m] に対して、主な工場と発電所との離隔距離は 400 [m] 以上が確保されている。</p> <p>(3) 発電所周辺における石油コンビナート等の爆発による飛来物影響評価</p> <p>爆発時の飛来物評価について、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成 25 年 3 月 消防庁特殊災害室）に基づき以下のとおり実施する。爆発の想定は(2)と同様の想定とし、破片の最大飛散範囲を評価する。</p> <p>(a) 破片の最大飛散範囲の算出</p> <p>容器の破損による破片の飛散範囲を以下の式にて算出する。</p> $L = 465 \times M^{0.10}$ <p>L：破片の最大飛散範囲 [m] M：破裂時の貯蔵物質量 [kg]</p> <p>上記式のMに 215,800,000 [kg] を代入し破片の最大飛散範囲 L を求めると、約 3,169 [m] となることから、破片の最大飛散範囲は 3,170 [m] とする。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>石油コンビナート等のガス爆発による飛来物の影響の有無は、石油コンビナート等の施設から原子炉施設までの離隔距離が、評価上必要とされる破片の最大飛散範囲以上確保されていれば、影響はないものと考えられる。</p> <p>破片の最大飛散範囲 3,170 [m] に対して、主な工場と発電所との離隔距離は 3,170 [m] 以上が確保されている。</p> <p>(4) 評価について</p> <p>大飯発電所周辺の主な工場の立地状況に対して、当社の姫路 LNG 基地の規模における火災・爆発の評価結果を考慮すると、発電所に影響を及ぼすような工場はないものと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉 添付資料21 輸送車両、有毒ガス、漂流船舶の衝突による影響について 1. 目的 本評価は、輸送車両の発火による火災、漂流船舶の衝突、有毒ガスについて、原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。 2. 輸送車両の影響評価 危険物を搭載した車両が移動する主要道路としては、発電所から南方向約6kmのところを東西に通る一般国道27号線があり、発電所から十分な離隔距離が確保されていることから、国道における輸送車両の火災・爆発による影響はない。  図1：発電所周辺の主要道路 なお発電所周辺には、国道27号線から分岐した県道赤碓崎公園線が通っているため、この県道上において燃料輸送車が火災・爆発したことを想定し、影響評価を実施した。 燃料輸送車は、28KL仕様のタンクローリー車を想定し、タンクにガソリンを最大量積載していることとする。	女川原子力発電所2号炉 添付資料-4 燃料輸送車両の火災・爆発について 1. 目的 本評価は、発電所敷地外で発生する燃料輸送車両の火災やガス爆発に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災やガス爆発が女川原子力発電所に隣接する地域で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことについて、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド附属書B石油コンビナート等火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」（以下「評価ガイド」という。）に基づき、評価するものである。 2. 燃料輸送車両の火災影響評価 (1) 燃料輸送車両の火災の想定条件 ・発電所敷地外10km以内において、最大規模の燃料を搭載した燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で火災を起こした場合を想定する。 ・燃料積載量は消防法（危険物の規制に関する政令第15条第1項三号）において定められている移動タンク貯蔵所の上限量（＝30kl）を搭載可能なタンクローリーとする。 ・燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。 ・輸送燃料はガソリンとする。 ・発電所敷地外の道路において原子炉施設に最も近い場所（ 牡鹿ゲート ）での燃料輸送車両の全面火災を想定する。 ・気象条件は無風状態とする。 ・火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。 なお、高圧ガスを輸送する車両として、発電所から10km圏内における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量を積載した車両の爆発を想定した。 (2) 評価手法の概要 本評価は、女川原子力発電所に対する燃料輸送車両の火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。 <table border="1" data-bbox="757 1337 1279 1460"> <caption>第4-1表 評価指標及びその内容</caption> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m²]</td> <td>火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>火炎と受熱点との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>燃料輸送車両の投影面積より求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>危険距離[m]</td> <td>火災による輻射熱により許容限界温度になる距離</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	内容	輻射強度[W/m ²]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度	形態係数[-]	火炎と受熱点との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	燃料輸送車両の投影面積より求めた燃焼半径	危険距離[m]	火災による輻射熱により許容限界温度になる距離	泊発電所3号炉 添付資料-4 燃料輸送車両の火災・爆発について 1. 目的 本評価は、発電所敷地外で発生する燃料輸送車両の火災やガス爆発に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災やガス爆発が泊発電所に隣接する地域で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことについて、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド附属書B石油コンビナート等火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」（以下「評価ガイド」という。）に基づき、評価するものである。 2. 燃料輸送車両の火災影響評価 (1) 燃料輸送車両の火災の想定条件 ・発電所敷地外10km以内において、最大規模の燃料を搭載した燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で火災を起こした場合を想定する。 ・燃料積載量は消防法（危険物の規制に関する政令第15条第1項三号）において定められている移動タンク貯蔵所の上限量（＝30kl）を搭載可能なタンクローリーとする。 ・燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。 ・輸送燃料はガソリンとする。 ・発電所敷地外の道路において発電用原子炉施設に最も近い場所（ 想定される輸送ルートである国道229号線上 ）での燃料輸送車両の全面火災を想定する。 ・気象条件は無風状態とする。 ・火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。 (2) 評価手法の概要 本評価は、泊発電所に対する燃料輸送車両の火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。 <table border="1" data-bbox="1395 1337 1917 1460"> <caption>表4-1 評価指標及びその内容</caption> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m²]</td> <td>火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>火炎と受熱点との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>燃料輸送車両の投影面積より求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>危険距離[m]</td> <td>火災による輻射熱により許容限界温度になる距離</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	内容	輻射強度[W/m ²]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度	形態係数[-]	火炎と受熱点との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	燃料輸送車両の投影面積より求めた燃焼半径	危険距離[m]	火災による輻射熱により許容限界温度になる距離	相違理由 【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映） ・泊・女川は別資料として構成 【大阪】記載表現の相違 【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映） 【女川】発電所名の相違 【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映；着色せず） 【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違・泊のゲート方向は輸送ルートではなく、重さ指定道路でないことから、輸送ルート上で最も発電所に近い場所での火災を想定 【女川】記載方針の相違・泊は3.及び4.に爆発の影響を記載している。（女川も同様の構成だが、再掲している） 【女川】発電所名の相違
評価指標	内容																						
輻射強度[W/m ²]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度																						
形態係数[-]	火炎と受熱点との相対位置関係によって定まる係数																						
燃焼半径[m]	燃料輸送車両の投影面積より求めた燃焼半径																						
危険距離[m]	火災による輻射熱により許容限界温度になる距離																						
評価指標	内容																						
輻射強度[W/m ²]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度																						
形態係数[-]	火炎と受熱点との相対位置関係によって定まる係数																						
燃焼半径[m]	燃料輸送車両の投影面積より求めた燃焼半径																						
危険距離[m]	火災による輻射熱により許容限界温度になる距離																						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>燃料輸送車の仕様等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンク容量V : 30.123 [KL] (燃料はガソリンを想定) ・タンク投影面積S : 22.6252 [m²] (9.16 [m] × 2.47 [m]) ・離隔距離L : 600 [m] <p>ガソリンの物性値は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射発散度Rf : 58000 [W/m²] ・密度ρ : 740 [kg/m³] ・質量低下速度M : 0.055 [kg/m²・s] 	<p>上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。油の液面火災では、火炎面積の半径が3mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し放射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による放射発散度の低減がないものとする。</p> <p>放射熱に対する設備の危険放射強度を調査し、放射強度がその設備の危険放射強度以下になるように発電用原子炉施設は危険距離 (離隔距離) を確保するものとする。</p> <p>(3) 評価対象範囲</p> <p>評価対象範囲は、発電所敷地外の道路において原子炉施設に最も近い場所 (牡鹿ゲート) で出火する最大規模の燃料輸送車両とする。</p>  <p>第4-1図 タンクローリー火災想定位置と原子炉施設との位置関係</p> <p>(4) 必要データ</p> <p>評価に必要なデータを以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="712 1168 1317 1353"> <tr><td>燃料の種類:</td><td>ガソリン</td></tr> <tr><td>燃料量:</td><td>30[kL]</td></tr> <tr><td>放射発散度:</td><td>58,000[W/m²] ※評価ガイド附属書Bのガソリン値</td></tr> <tr><td>質量低下速度:</td><td>0.055[kg/m²・s] ※NUREG-1805のGasolineの値</td></tr> <tr><td>燃料密度:</td><td>733[kg/m³]</td></tr> <tr><td>タンク断面積:</td><td>23.8[m²]</td></tr> </table>	燃料の種類:	ガソリン	燃料量:	30[kL]	放射発散度:	58,000[W/m ²] ※評価ガイド附属書Bのガソリン値	質量低下速度:	0.055[kg/m ² ・s] ※NUREG-1805のGasolineの値	燃料密度:	733[kg/m ³]	タンク断面積:	23.8[m ²]	<p>上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。油の液面火災では、火炎面積の半径が3mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し放射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による放射発散度の低減がないものとする。</p> <p>放射熱に対する設備の危険放射強度を調査し、放射強度がその設備の危険放射強度以下になるように発電用原子炉施設は危険距離 (離隔距離) を確保するものとする。</p> <p>(3) 評価対象範囲</p> <p>評価対象範囲は、発電所敷地外の道路において発電用原子炉施設に最も近い場所 (想定される輸送ルートである国道229号線上) で出火する最大規模の燃料輸送車両とする。</p>  <p>図4-1 タンクローリー火災想定位置と発電用原子炉施設との位置関係</p> <p>(4) 必要データ</p> <p>評価に必要なデータを以下に示す。</p> <p>表4-2 評価条件</p> <table border="1" data-bbox="1346 1168 1951 1385"> <tr><td>燃料の種類</td><td>ガソリン</td></tr> <tr><td>燃料量[m³]</td><td>30</td></tr> <tr><td>燃焼面積[m²]</td><td>35.0</td></tr> <tr><td>燃料密度[kg/m³]</td><td>740</td></tr> <tr><td>質量低下速度[kg/m²・s]</td><td>0.055</td></tr> <tr><td>放射発散度[W/m²]</td><td>58,000</td></tr> <tr><td>燃焼速度[m/s]</td><td>7.44×10⁻⁴</td></tr> </table> <p>※1: 車両長(14.04m)と幅(2.49m)のタンクローリー車両の投影面積に等しいとした ※2: THE SFPE Handbook of Fire Protection Engineering 4th Edition 記載値 ※3: 評価ガイド附属書B記載値</p>	燃料の種類	ガソリン	燃料量[m ³]	30	燃焼面積[m ²]	35.0	燃料密度[kg/m ³]	740	質量低下速度[kg/m ² ・s]	0.055	放射発散度[W/m ²]	58,000	燃焼速度[m/s]	7.44×10 ⁻⁴	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊のゲート方向は輸送ルートではなく、重さ指定道路でないことから、輸送ルート上で最も発電所に近い場所での火災を想定</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・想定車両の相違による評価条件の相違</p>
燃料の種類:	ガソリン																												
燃料量:	30[kL]																												
放射発散度:	58,000[W/m ²] ※評価ガイド附属書Bのガソリン値																												
質量低下速度:	0.055[kg/m ² ・s] ※NUREG-1805のGasolineの値																												
燃料密度:	733[kg/m ³]																												
タンク断面積:	23.8[m ²]																												
燃料の種類	ガソリン																												
燃料量[m ³]	30																												
燃焼面積[m ²]	35.0																												
燃料密度[kg/m ³]	740																												
質量低下速度[kg/m ² ・s]	0.055																												
放射発散度[W/m ²]	58,000																												
燃焼速度[m/s]	7.44×10 ⁻⁴																												

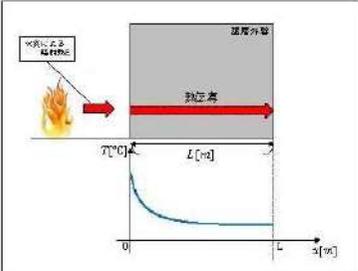
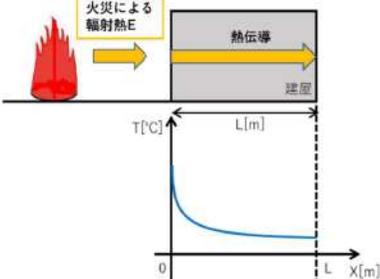
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

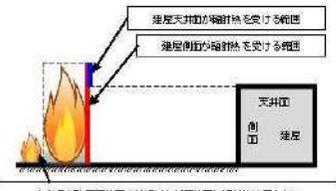
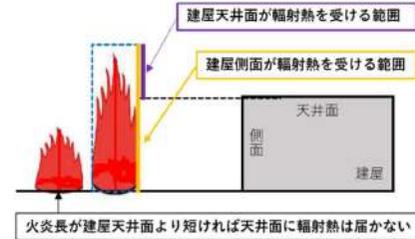
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
	<p>(5) 燃焼半径の算出 燃料輸送車両の火災においては様々な燃焼範囲の形態が想定されるが、円筒火災を生ずるものとする。ここでの燃焼面積は、燃料輸送車両の投影面積に等しいものとする。したがって、燃焼半径 R[m]は燃料輸送車両の投影面積を円筒の底面と仮定し算出する。</p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R:燃焼半径[m], S:燃焼面積(=燃料輸送車両の投影面積)[m²]</p> <p>第4-2表 燃料輸送車両の燃焼半径</p> <table border="1" data-bbox="734 523 1301 587"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃焼面積 [m²]</th> <th>燃焼半径 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td>23.8</td> <td>2.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 燃焼継続時間の算出 燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ <p>t:燃焼継続時間[s], V:燃料量[m³] R:燃焼半径[m], v:燃焼速度=M/ρ[m/s] M:質量低下速度[kg/m²・s], ρ:密度[kg/m³]</p> <p>第4-3表 燃料輸送車両の燃焼継続時間</p> <table border="1" data-bbox="723 962 1312 1050"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料量 [m³]</th> <th>燃焼半径 [m]</th> <th>質量低下速度 [kg/m²・s]</th> <th>燃料密度 [kg/m³]</th> <th>燃焼継続時間 [s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td>30</td> <td>2.75</td> <td>0.055</td> <td>740</td> <td>17935</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 建屋外壁の温度評価 a. 評価対象範囲 評価対象施設の外壁について、燃料輸送車両の火災を想定して評価を実施した。 b. 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第4-4表に示す。</p> <p>第4-4表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="779 1305 1256 1449"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th colspan="3">離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>原子炉建屋 [m]</th> <th>制御建屋 [m]</th> <th>タービン建屋 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td>727</td> <td>879</td> <td>839</td> </tr> </tbody> </table>	想定火災源	燃焼面積 [m ²]	燃焼半径 [m]	燃料輸送車両	23.8	2.75	想定火災源	燃料量 [m ³]	燃焼半径 [m]	質量低下速度 [kg/m ² ・s]	燃料密度 [kg/m ³]	燃焼継続時間 [s]	燃料輸送車両	30	2.75	0.055	740	17935	想定火災源	離隔距離 [m]			原子炉建屋 [m]	制御建屋 [m]	タービン建屋 [m]	燃料輸送車両	727	879	839	<p>(5) 燃焼半径の算出 燃料輸送車両の火災においては様々な燃焼範囲の形態が想定されるが、円筒火災を生ずるものとする。ここでの燃焼面積は、燃料輸送車両の投影面積に等しいものとする。したがって、燃焼半径 R[m]は燃料輸送車両の投影面積を円筒の底面と仮定し算出する。</p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R:燃焼半径[m], S:燃焼面積[m²]</p> <p>表4-3 燃料輸送車両の燃焼半径</p> <table border="1" data-bbox="1440 499 1854 619"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃焼面積 S [m²]</th> <th>燃焼半径 R [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td>35.0</td> <td>3.34</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 燃焼継続時間の算出 燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ <p>t:燃焼継続時間[s], V:燃料量[m³] R:燃焼半径[m], v:燃焼速度=M/ρ[m/s] M:質量低下速度[kg/m²・s], ρ:燃料密度[kg/m³]</p> <p>表4-4 燃料輸送車両の燃焼継続時間</p> <table border="1" data-bbox="1350 962 1955 1058"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料量 V [m³]</th> <th>燃焼半径 R [m]</th> <th>質量低下速度 M [kg/m²・s]</th> <th>燃料密度 ρ [kg/m³]</th> <th>燃焼継続時間 t [s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td>30</td> <td>3.34</td> <td>0.055</td> <td>740</td> <td>11,520</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 建屋外壁に対する危険距離評価 (a) 評価対象範囲 評価対象施設の外壁について、燃料輸送車両の火災を想定して評価を実施した。 (b) 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を表4-5に示す。</p> <p>表4-5 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1361 1337 1944 1449"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th colspan="4">離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>原子炉建屋</th> <th>原子炉補助建屋</th> <th>ディーゼル発電機建屋</th> <th>循環水ポンプ建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td>750</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>850</td> </tr> </tbody> </table>	想定火災源	燃焼面積 S [m ²]	燃焼半径 R [m]	燃料輸送車両	35.0	3.34	想定火災源	燃料量 V [m ³]	燃焼半径 R [m]	質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	燃料密度 ρ [kg/m ³]	燃焼継続時間 t [s]	燃料輸送車両	30	3.34	0.055	740	11,520	想定火災源	離隔距離 [m]				原子炉建屋	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋	燃料輸送車両	750	700	800	850	<p>【女川】設計方針の相違 ・想定車両の相違による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・想定車両の相違による評価結果の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・他資料との記載統一</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価対象施設までの離隔距離の相違</p>
想定火災源	燃焼面積 [m ²]	燃焼半径 [m]																																																														
燃料輸送車両	23.8	2.75																																																														
想定火災源	燃料量 [m ³]	燃焼半径 [m]	質量低下速度 [kg/m ² ・s]	燃料密度 [kg/m ³]	燃焼継続時間 [s]																																																											
燃料輸送車両	30	2.75	0.055	740	17935																																																											
想定火災源	離隔距離 [m]																																																															
	原子炉建屋 [m]	制御建屋 [m]	タービン建屋 [m]																																																													
燃料輸送車両	727	879	839																																																													
想定火災源	燃焼面積 S [m ²]	燃焼半径 R [m]																																																														
燃料輸送車両	35.0	3.34																																																														
想定火災源	燃料量 V [m ³]	燃焼半径 R [m]	質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	燃料密度 ρ [kg/m ³]	燃焼継続時間 t [s]																																																											
燃料輸送車両	30	3.34	0.055	740	11,520																																																											
想定火災源	離隔距離 [m]																																																															
	原子炉建屋	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋																																																												
燃料輸送車両	750	700	800	850																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 判断の考え方</p> <p>(a) 危険放射強度</p> <p>コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度 200℃に至る放射強度を危険放射強度とし、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、想定する火災の放射強度が危険放射強度を越えないことを、危険距離及び離隔距離から確認する。</p> <p>(b) 評価方法</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の放射強度で外壁が昇温されるものとして、火災源を単一の円筒火炎と見なせることから、原子炉施設外壁を半無限固体として式1の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式より外壁表面 (x=0) の温度が 200℃となる放射強度を危険放射強度として算出する。</p> <p>なお、コンクリート表面温度評価にあたっては、外壁の部材であるコンクリートへの熱伝導による蓄熱を考慮するため、保守的に対流及び放射による放熱は考慮しないものとした。</p> $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{at}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4at}\right) - \frac{x}{2\sqrt{at}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{at}}\right) \right] \quad (式1)$ <p>T₀:初期温度(50℃)、E:放射強度[W/m²] x:コンクリート深さ、t:火災継続時間(17935[s]) C_p:コンクリート比熱(963 [J/kg・K])、ρ:コンクリート密度(2400[kg/m³]) α:コンクリート温度拡散率$\left[\alpha = \frac{\lambda}{\rho C_p}\right]$ (7.53 × 10⁻⁷ [m²/s]) λ:コンクリート熱伝導率(1.74 [W/m・K])</p> <p style="text-align: right;">(出典：伝熱工学、東京大学出版会)</p>  <p>第4-2図 建屋外壁の熱伝導と温度分布の概念図</p> <p>式1で求めた危険放射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p>	<p>(c) 判断の考え方</p> <p>i. 危険放射強度</p> <p>コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度 200℃に至る放射強度を危険放射強度とし、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、想定する火災の放射強度が危険放射強度を越えないことを、危険距離及び離隔距離から確認する。</p> <p>ii. 評価方法</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の放射強度で外壁が昇温されるものとして、火災源を単一の円筒火炎と見なせることから、原子炉施設外壁を半無限固体として式1の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式より外壁表面 (x=0) の温度が 200℃となる放射強度を危険放射強度として算出する。</p> <p>なお、コンクリート表面温度評価にあたっては、外壁の部材であるコンクリートへの熱伝導による蓄熱を考慮するため、保守的に対流及び放射による放熱は考慮しないものとした。</p> $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{at}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4at}\right) - \frac{x}{2\sqrt{at}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{at}}\right) \right] \quad (式1)$ <p style="text-align: right;">(出典：伝熱工学、東京大学出版会)</p> <p>T:許容温度(200℃)、T₀:初期温度(50℃)、E:放射強度[W/m²] α:コンクリート温度拡散率(=λ/ρC_p) (7.53 × 10⁻⁷ [m²/s]) ρ:コンクリート密度(2,400[kg/m³])、C_p:コンクリート比熱(883[J/kg・K]) λ:コンクリート熱伝導率(1.74[W/m・K])、t:燃焼継続時間(11,520[s]) x:コンクリート壁表面深さ(0[m])</p>  <p>図4-2 建屋外壁の熱伝導と温度分布の概念図</p> <p>式1で求めた危険放射強度Eとなる形態係数Φを式2より算出する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

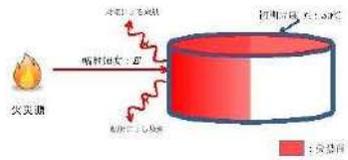
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<p style="text-align: center;">$E = R_f \cdot \phi$ (式2)</p> <p>E: 輻射強度[W/m²], R_f: 輻射発散度[W/m²], φ: 形態係数</p> <p style="text-align: center;">第4-5表 対象施設の形態係数</p> <table border="1" data-bbox="795 316 1261 427"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>輻射発散度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>58000</td> <td>0.0327</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>58000</td> <td>0.0327</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>58000</td> <td>0.0327</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \quad (式3)$ <p>ただし $m = \frac{H}{R} \approx 3$, $n = \frac{L}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$ <small>H: 火炎長(8.25[m]) R: 火炎半径(2.75[m]) L: 危険距離[m]</small></p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該燃料輸送車両から各評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。なお、天井スラブは以下の理由により、外壁の評価に包絡されるため実施しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火炎長が天井より短い場合、天井に輻射熱を与えないことから熱影響はない。 火炎長が天井より長い場合、天井に輻射熱を与えるが、その輻射熱は外壁に与える輻射熱より小さい。 火炎からの距離が等しい場合、垂直面(外壁)と水平面(天井)の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井の熱影響は外壁に比べて小さい。 <p>天井スラブの評価概念図を第4-3図に示す。</p>  <p style="text-align: center;">第4-3図 天井スラブの評価概念図</p>	対象施設	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]	原子炉建屋	58000	0.0327	制御建屋	58000	0.0327	タービン建屋	58000	0.0327	<p style="text-align: center;">$E = R_f \times \phi$ (式2)</p> <p>E: 輻射強度[W/m²], R_f: 輻射発散度[W/m²], φ: 形態係数</p> <p style="text-align: center;">表4-6 対象施設の形態係数</p> <table border="1" data-bbox="1355 263 1937 422"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>燃料の種類</th> <th>輻射発散度[W/m²]</th> <th>形態係数[-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="4">ガソリン</td> <td rowspan="4">58,000</td> <td rowspan="4">0.040</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数φとなる危険距離Lを式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \quad (式3)$ <p>$m = \frac{H}{R} \approx 3$, $n = \frac{L}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$ <small>H: 火炎長(10.02[m]), R: 燃焼半径(3.34[m]), L: 危険距離[m]</small></p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該燃料輸送車両から各評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。なお、天井スラブは以下の理由により、外壁の評価に包絡されるため実施しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火炎長が天井より短い場合、天井に輻射熱を与えないことから熱影響はない。 火炎長が天井より長い場合、天井に輻射熱を与えるが、その輻射熱は外壁に与える輻射熱より小さい。天井スラブの評価概念図を図4-3に示す。 火炎からの距離が等しい場合、垂直面(外壁)と水平面(天井)の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井の熱影響は外壁に比べて小さい。  <p style="text-align: center;">図4-3 建屋天井面の評価概念図</p>	対象施設	燃料の種類	輻射発散度[W/m ²]	形態係数[-]	原子炉建屋	ガソリン	58,000	0.040	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋	<p>【女川】設計方針の相違 ・想定車両の相違による評価結果の相違</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・他資料との記載統一</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・他資料との記載統一</p>
対象施設	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]																								
原子炉建屋	58000	0.0327																								
制御建屋	58000	0.0327																								
タービン建屋	58000	0.0327																								
対象施設	燃料の種類	輻射発散度[W/m ²]	形態係数[-]																							
原子炉建屋	ガソリン	58,000	0.040																							
原子炉補助建屋																										
ディーゼル発電機建屋																										
循環水ポンプ建屋																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
	<p>(c)評価結果</p> <p>危険輻射強度より評価対象施設の危険距離を算出した結果、各評価対象施設の危険距離が離隔距離以下であることを確認した。</p> <p>評価結果のうち、危険輻射強度を第4-6表に、危険距離を第4-7表に示す。</p> <div data-bbox="748 384 1285 707" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第4-6表 対象施設の危険輻射強度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険輻射強度 [kW/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>1.99</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>1.99</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>1.99</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第4-7表 外壁への燃料輸送車両火災影響評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>危険距離[m]</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">727</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td style="text-align: center;">839</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td style="text-align: center;">879</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(8) 復水貯蔵タンクの温度評価</p> <p>a. 評価対象範囲</p> <p>復水貯蔵タンクについて、燃料輸送車両の火災を想定して評価を実施した。</p> <p>b. 評価対象施設までの離隔距離</p> <p>想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第4-8表に示す。</p> <div data-bbox="770 1082 1258 1166" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第4-8表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td style="text-align: center;">834</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>c. 判断の考え方</p> <p>(a) 危険輻射強度</p> <p>復水貯蔵タンクの許容温度は、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、復水貯蔵タンクの貯蔵水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度 66℃を越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。</p>	対象施設	危険輻射強度 [kW/m ²]	原子炉建屋	1.99	制御建屋	1.99	タービン建屋	1.99	評価対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]	原子炉建屋	21	727	タービン建屋	839	制御建屋	879	想定火災源	離隔距離 [m]	燃料輸送車両	834	<p>iii. 評価結果</p> <p>危険輻射強度より評価対象施設の危険距離を算出した結果、各評価対象施設の危険距離が離隔距離以下であることを確認した。</p> <p>評価結果のうち、危険輻射強度を表4-7に、危険距離を表4-8に示す。</p> <div data-bbox="1451 373 1845 564" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表4-7 対象施設の危険輻射強度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険輻射強度 [W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">2,320</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1424 608 1877 802" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表4-8 外壁への燃料輸送車両火災影響評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険距離[m]</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">750</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td style="text-align: center;">700</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td style="text-align: center;">800</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td style="text-align: center;">850</td> </tr> </tbody> </table> </div>	対象施設	危険輻射強度 [W/m ²]	原子炉建屋	2,320	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋	対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]	原子炉建屋	23	750	原子炉補助建屋	700	ディーゼル発電機建屋	800	循環水ポンプ建屋	850	<p>【女川】設計方針の相違 ・想定車両の相違による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・想定車両の相違による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の施設は無い）</p>
対象施設	危険輻射強度 [kW/m ²]																																											
原子炉建屋	1.99																																											
制御建屋	1.99																																											
タービン建屋	1.99																																											
評価対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]																																										
原子炉建屋	21	727																																										
タービン建屋		839																																										
制御建屋		879																																										
想定火災源	離隔距離 [m]																																											
燃料輸送車両	834																																											
対象施設	危険輻射強度 [W/m ²]																																											
原子炉建屋	2,320																																											
原子炉補助建屋																																												
ディーゼル発電機建屋																																												
循環水ポンプ建屋																																												
対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]																																										
原子炉建屋	23	750																																										
原子炉補助建屋		700																																										
ディーゼル発電機建屋		800																																										
循環水ポンプ建屋		850																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

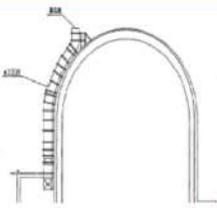
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	<p>(b)評価方法</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で復水貯蔵タンクが昇温されるものとして、表面での輻射による復水貯蔵タンクの温度上昇を現した比熱と熱容量の関係式により復水貯蔵タンクの温度から危険輻射強度を算出する。</p> $T = T_0 + \frac{E_r \left(\frac{\pi D_o h}{2} + \frac{\pi D_o^2}{4} \right)}{\rho_w C_{pw} V + \rho_s C_{ps} \left\{ \frac{(D_o^2 - D_i^2) \pi h}{4} + 2\pi \frac{D_o^2}{4} \right\}} \quad (式1)$ <p> T_0:初期温度(50[°C])、E_r:輻射強度[W/m²]、τ:火災継続時間(17395[s]) D_o:タンク外径(20.012[m])、h:タンク円筒高さ(11.8[m]) D_i:タンク内径(20.0[m])、δ:タンク最小壁厚(0.008[m]) ρ_w:水の密度(979.9 [kg/m³]) ※1、C_{pw}:水の比熱(4186 [J/kg/K]) ※1、V:水の体積[m³] ρ_s:タンク壁材の密度(7860[kg/m³]) ※2、C_{ps}:タンク壁材の比熱(473[J/kg/K]) ※2 ※1:伝熱工学資料第5版記載値(軽水)を60°Cとなるように線形補間した値 ※2:伝熱工学資料第5版記載値(キルド鋼) </p> <table border="1" data-bbox="806 619 1232 699"> <caption>第4-9表 対象施設の危険輻射強度</caption> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険輻射強度 [kW/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>3.73</td> </tr> </tbody> </table> <p>復水貯蔵タンクはタンク側面に遮蔽壁及び側面から天井面に向かって鋼板が設置されており、直接輻射がタンクに到達する構造ではないが、評価にあたっては遮蔽壁及び鋼板がなく屋外にタンクが露出しているものとして評価を実施した。なお、復水貯蔵タンク温度評価にあたっては、タンク部材は熱伝導の良い鋼材であるが、内部に貯蔵する系統水への熱伝導による蓄熱を考慮するため、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p> <p>復水貯蔵タンクの評価概念図を第4-4図に示す。</p>  <p>第4-4図 受熱面積のイメージ</p> <p>式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p>	対象施設	危険輻射強度 [kW/m ²]	復水貯蔵タンク	3.73		
対象施設	危険輻射強度 [kW/m ²]						
復水貯蔵タンク	3.73						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p style="text-align: center;">$E = Rf \cdot \phi$ (式2)</p> <p style="text-align: center;">E: 照射強度 [W/m²], Rf: 放射強度 [W/m²], ϕ: 形態係数 [-]</p> <p style="text-align: center;">第4-10表 対象施設の形態係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>放射強度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>58000</td> <td>0.117</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数ϕとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2\pi)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\} \text{ (式3)}$ <p>ただし $m = \frac{R}{R_0} \approx 3$, $n = \frac{L}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$ R: 火炎長(8.25[m]), R₀: 火炎半径(2.75[m]), L: 危険距離[m]</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該燃料輸送車両から復水貯蔵タンクまでの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p>(c) 評価結果 危険照射強度より復水貯蔵タンクの危険距離を算出した結果、復水貯蔵タンクまでの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。 評価結果を第4-11表に示す。</p> <p>第4-11表 復水貯蔵タンクへの燃料輸送車両火災影響評価結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>危険距離[m]</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>15</td> <td>334</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 排気筒の温度評価 a. 評価対象範囲 排気筒について、燃料輸送車両の火災を想定して評価を実施した。 なお、排気筒の評価にあたっては、保守性を考慮して、筒身よりも離隔距離の短くなる鉄塔について評価した。</p>	対象施設	放射強度 [W/m ²]	形態係数 [-]	復水貯蔵タンク	58000	0.117	評価対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]	復水貯蔵タンク	15	334	<p>(8) 排気筒の温度評価 (a) 影響評価対象範囲 排気筒について、燃料輸送車両の火災を想定して評価を実施した。 なお、排気筒の評価にあたっては、原子炉建屋に設置されていることから離隔距離は原子炉建屋までの距離とした。</p>	<p>【女川】設計方針の相違・泊は排気筒が筒身のみであり、原子炉建屋に設置されている。</p>
対象施設	放射強度 [W/m ²]	形態係数 [-]													
復水貯蔵タンク	58000	0.117													
評価対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]													
復水貯蔵タンク	15	334													

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

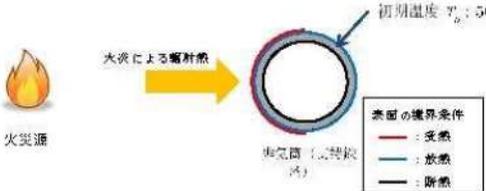
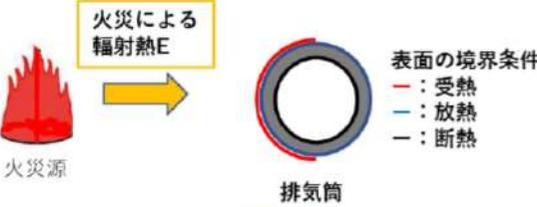
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
	<p>b. 評価対象施設の仕様 排気筒仕様を第4-12表に、排気筒外形図を第4-5図に示す。</p> <div data-bbox="757 204 1279 483" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第4-12表 評価対象施設の仕様</p> <table border="1" data-bbox="770 252 1032 421"> <tr><td>名称</td><td>排気筒</td></tr> <tr><td>種類</td><td>鉄塔支持型</td></tr> <tr><td rowspan="2">主要寸法</td><td>内径 3.7m</td></tr> <tr><td>地表高さ 180m</td></tr> <tr><td rowspan="2">材料</td><td>筒身 SMA400AP</td></tr> <tr><td>鉄塔 SS400, STE400</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> </table>  <p>第4-5図 評価対象施設の外形図</p> </div> <p>c. 評価対象施設までの離隔距離 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第4-13表に示す。</p> <div data-bbox="741 651 1294 762" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第4-13表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="819 683 1193 746"> <tr><th>想定火災源</th><th>離隔距離 [m]</th></tr> <tr><td>燃料輸送車両</td><td>888</td></tr> </table> </div> <p>d. 判断の考え方 (a) 危険輻射強度 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、排気筒の鋼材の強度が維持される保守的な温度 325℃を越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。 (b) 評価方法 排気筒は内部への伝熱はなく、熱伝導の良い表面の鋼材への伝熱のみを考慮するため、速やかに定常状態となることから、円筒外表面積の1/2に火災による輻射が到達し、外表面全体から放熱するものとして、一定の輻射強度で排気筒が昇温されるとき、輻射による入熱量と対流による放熱量が釣り合うことを表した式1により排気筒鉄塔表面の温度から危険輻射強度を算出する。 なお、内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。</p>	名称	排気筒	種類	鉄塔支持型	主要寸法	内径 3.7m	地表高さ 180m	材料	筒身 SMA400AP	鉄塔 SS400, STE400	個数	1	想定火災源	離隔距離 [m]	燃料輸送車両	888	<p>(b) 評価対象施設の仕様 排気筒仕様を表4-9に、排気筒外形図を図4-4に示す。</p> <div data-bbox="1361 204 1939 451" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>表4-9 排気筒の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1375 252 1615 421"> <tr><td>名称</td><td>排気筒</td></tr> <tr><td>種類</td><td>丸形</td></tr> <tr><td rowspan="2">主要寸法</td><td>外径 2,308mm</td></tr> <tr><td>地表高さ 73.1m</td></tr> <tr><td>材料</td><td>SUS304</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> </table>  <p>図4-4 排気筒の外形図</p> </div> <p>(c) 評価対象施設までの離隔距離 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を表4-10に示す。</p> <p>表4-10 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <div data-bbox="1503 667 1800 770" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" data-bbox="1516 676 1792 764"> <tr><th rowspan="2">想定火災源</th><th>離隔距離 [m]</th></tr> <tr><td>排気筒</td></tr> <tr><td>燃料輸送車両</td><td>750</td></tr> </table> </div> <p>(d) 判断の考え方 i. 危険輻射強度 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、排気筒の鋼材の強度が維持される保守的な温度 325℃を越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。 ii. 評価方法 排気筒は内部への伝熱はなく、熱伝導の良い表面の鋼材への伝熱のみを考慮するため、速やかに定常状態となることから、円筒外表面積の1/2に火災による輻射が到達し、外表面全体から放熱するものとして、一定の輻射強度で排気筒が昇温されるとき、輻射による入熱量と対流による放熱量が釣り合うことを表した式1により排気筒表面の温度から危険輻射強度を算出する。 なお、内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。</p>	名称	排気筒	種類	丸形	主要寸法	外径 2,308mm	地表高さ 73.1m	材料	SUS304	個数	1	想定火災源	離隔距離 [m]	排気筒	燃料輸送車両	750	<p>【女川】設計方針の相違 ・排気筒の仕様の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による離隔距離の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は排気筒が筒身のみである。</p>
名称	排気筒																																		
種類	鉄塔支持型																																		
主要寸法	内径 3.7m																																		
	地表高さ 180m																																		
材料	筒身 SMA400AP																																		
	鉄塔 SS400, STE400																																		
個数	1																																		
想定火災源	離隔距離 [m]																																		
燃料輸送車両	888																																		
名称	排気筒																																		
種類	丸形																																		
主要寸法	外径 2,308mm																																		
	地表高さ 73.1m																																		
材料	SUS304																																		
個数	1																																		
想定火災源	離隔距離 [m]																																		
	排気筒																																		
燃料輸送車両	750																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p style="text-align: center;">$T = T_0 + \frac{eE}{2h}$ (式1)</p> <p>ϵ:吸収率(0.9[-])^{※1}、E:放射強度[W/m²] h:熱伝達率(17[W/m²/K])^{※2}、T_0:初期温度(50[°C]) <small>※1: 伝熱工学資料</small> <small>※2: 空気調和・衛生工学便覧（外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ表面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である17W/m²/Kを用いる。）</small> <small>（出典：建築火災のゆきと火災安全設計、財団法人日本建築研）</small></p> <p style="text-align: center;">第4-14表 対象施設の危険放射強度</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険放射強度 [kW/m²]</th> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>10.4</td> </tr> </table> <p>式1で求めた危険放射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p> <p style="text-align: center;">$E = R_f \cdot \phi$ (式2)</p> <p>E:放射強度(W/m²)、R_f:放射発散度(W/m²)、ϕ:形態係数</p> <p style="text-align: center;">第4-15表 対象施設の形態係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>対象施設</th> <th>放射発散度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>58000</td> <td>0.158</td> </tr> </table> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A-2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \quad (式3)$ <p>ただし $m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$ <small>H: 火炎長(8.25[m])、R: 火炎半径(2.75[m])、L: 危険距離[m]</small></p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該燃料輸送車両から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。 なお、評価に当たって排気筒は鉄塔と筒身で構成されているが、筒身よりも鉄塔が燃料輸送車両との距離が近いこと、材質も鉄塔はSS400、STK400、筒身ではSMA400APであり、物性値が鉄塔、筒身ともに軟鋼で同一であることから、鉄塔の評価を実施することで筒身の評価は包絡される。 排気筒の評価概念図を第4-6図に示す。</p>	対象施設	危険放射強度 [kW/m ²]	排気筒	10.4	対象施設	放射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]	排気筒	58000	0.158	<p style="text-align: center;">$T = T_0 + \frac{eE}{2h}$ (式1)</p> <p>ϵ:吸収率(1.0[-])、E:放射強度[W/m²]、h:熱伝達率(17[W/m²・K])^{※1}、T_0:初期温度(50[°C]) <small>※1: 空気調和・衛生工学便覧（外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受けて変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ表面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である17W/m²・Kを用いる。）</small></p> <p style="text-align: center;">表4-11 対象施設の危険放射強度</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険放射強度 [W/m²]</th> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>9,280</td> </tr> </table> <p>式1で求めた危険放射強度Eとなる形態係数Φを式2より算出する。</p> <p style="text-align: center;">$E = R_f \times \phi$ (式2)</p> <p>E:放射強度[W/m²]、R_f:放射発散度[W/m²]、ϕ:形態係数</p> <p style="text-align: center;">表4-12 対象施設の形態係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>対象施設</th> <th>燃料の種類</th> <th>放射発散度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>ガソリン</td> <td>58,000</td> <td>0.16</td> </tr> </table> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A-2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \quad (式3)$ <p>$m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$ <small>H: 火炎長(10.02[m])、R: 燃焼半径(3.34[m])、L: 危険距離[m]</small></p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該燃料輸送車両から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p>排気筒の評価概念図を図4-5に示す。</p>	対象施設	危険放射強度 [W/m ²]	排気筒	9,280	対象施設	燃料の種類	放射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]	排気筒	ガソリン	58,000	0.16	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊は保守的に吸収率を1.0として評価</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は排気筒が筒身のみである。</p>
対象施設	危険放射強度 [kW/m ²]																								
排気筒	10.4																								
対象施設	放射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]																							
排気筒	58000	0.158																							
対象施設	危険放射強度 [W/m ²]																								
排気筒	9,280																								
対象施設	燃料の種類	放射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]																						
排気筒	ガソリン	58,000	0.16																						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

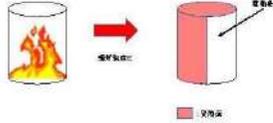
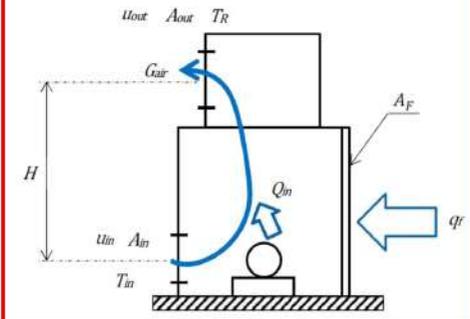
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p>  <p style="text-align: center;">第4-6図 排気筒の評価概念図</p> <p>(c)評価結果 危険輻射強度より排気筒鉄塔の危険距離を算出した結果、排気筒までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を第4-16表に示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">第4-16表 主排気筒への燃料輸送車両火災影響評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>危険距離[m]</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>8</td> <td>888</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(10) 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価</p> <p>a. 評価対象範囲 原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ電動機は、海水ポンプ電動機高さより高い海水ポンプ室の壁で囲まれており、側面から直接火災の影響を受けることはないが、上面は熱影響を受ける可能性がある。評価においては、海水ポンプ室の壁による遮熱効果を考慮せず、側面から直接火災の影響を受けることを想定する。また、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とした全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気温度の上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気温度を評価対象とする。火災発生位置と海水ポンプの位置関係を第4-7図、海水ポンプ室内配置を第4-8図、外形図を第4-9図、仕様を第4-17表に示す。</p> <p>電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び軸受であり、そのうち許容温度が低い軸受温度の機能維持に必要な冷却空気温度が、許容温度以下となることを確認する。</p>	評価対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]	排気筒	8	888	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p>  <p style="text-align: center;">図4-5 排気筒の評価概念図</p> <p>iii. 評価結果 危険輻射強度より排気筒の危険距離を算出した結果、排気筒までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を表4-13に示す。</p> <p style="text-align: center;">表4-13 排気筒への燃料輸送車両火災影響評価結果</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険距離[m]</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>10</td> <td>750</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(9) 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価</p> <p>(a) 評価対象範囲 原子炉補機冷却海水ポンプは、循環水ポンプ建屋内に収納されており、直接火災の影響を受けることはない。ただし、循環水ポンプ建屋内の上部外壁は鋼板であることから、火災の輻射熱が伝熱により建屋内雰囲気へ移動し、建屋内雰囲気温度が上昇する。また、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とし、空気冷却器を電動機の側面に設置して外気を直接電動機本体に取り込まない全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気温度の上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気温度を評価対象とする。</p> <p>電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び下部軸受であり、そのうち許容温度が低い下部軸受温度の機能維持に必要な冷却空気温度が、許容温度以下となることを確認する。</p>	対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]	排気筒	10	750	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊は排気筒が筒身のみである。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・本項については、海水ポンプの熱影響評価について記載しているが、女川は屋外設置であり直接熱影響を受けること、泊は屋内設置のため直接熱影響を受けないことが基本的な差異であり、このため、評価手法も異なっている。ただし、海水ポンプの許容温度(軸受温度)以下であることを評価していることに差異はない。また、泊に高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプはない。</p>
評価対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]													
排気筒	8	888													
対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]													
排気筒	10	750													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<div data-bbox="757 156 1281 386" data-label="Image"> <p>第4-7図 火災発生位置と海水ポンプの位置関係</p> </div> <div data-bbox="775 443 1263 970" data-label="Image"> <p>第4-8図 海水ポンプの配置図</p> <p>第4-9図 海水ポンプの外形図</p> </div> <div data-bbox="739 1018 1303 1241" data-label="Table"> <p>第4-17表 評価対象施設の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原子炉補機冷却 海水ポンプ電動機</th> <th>高圧炉心スプレィ補機 冷却海水ポンプ電動機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要寸法</td> <td>全幅 約2.5m 高さ 約2.0m</td> <td>全幅 約0.55m 高さ 約1.06m</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>SS400</td> <td>FC150</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>b. 火災源となる設備から評価対象施設までの離隔距離 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプを内包する海水ポンプ室から火災源までの離隔距離を第4-18表に示す。</p>		原子炉補機冷却 海水ポンプ電動機	高圧炉心スプレィ補機 冷却海水ポンプ電動機	主要寸法	全幅 約2.5m 高さ 約2.0m	全幅 約0.55m 高さ 約1.06m	材質	SS400	FC150	個数	4	1	<p>(b) 火災源となる設備から評価対象施設までの離隔距離 原子炉補機冷却海水ポンプを内包する循環水ポンプ建屋から火災源までの離隔距離を表4-14に示す。</p>	
	原子炉補機冷却 海水ポンプ電動機	高圧炉心スプレィ補機 冷却海水ポンプ電動機													
主要寸法	全幅 約2.5m 高さ 約2.0m	全幅 約0.55m 高さ 約1.06m													
材質	SS400	FC150													
個数	4	1													

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p>第4-18表 燃料輸送車両による火災から海水ポンプ室までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="792 177 1182 233"> <tr> <th>想定火災源</th> <th>海水ポンプ室[m]</th> </tr> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td>700</td> </tr> </table> <p>c. 判断の考え方 (a) 危険輻射強度 原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気の許容温度は、電動機の上部及び下部軸受の上昇温度を考慮した温度とする。軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度を第4-19表に示す。 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、軸受の機能が維持される保守的な冷却空気の許容温度を越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。</p> <p>第4-19表 海水ポンプの機能維持に必要な冷却空気の許容温度</p> <table border="1" data-bbox="779 651 1196 794"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>上部軸受温度 [°C]</th> <th>下部軸受温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>40^{※1}</td> <td>55^{※2}</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ</td> <td>55^{※2}</td> <td>55^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格 JIS-B2137-2000「誘導機」で定める自由対流式軸受の表面で測定するときの温度限度 80°C から冷却空気の初期温度 40°C を差し引いた 40°C を冷却空気の許容温度に設定 ※2：軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格 JIS-B2137-2000「誘導機」で定める耐熱性の良好なグリースを使用する場合の温度限度 95°C から冷却空気の初期温度 40°C を差し引いた 55°C を冷却空気の許容温度に設定</p> <p>第4-20表 海水ポンプの通常運転時の上昇温度</p> <table border="1" data-bbox="741 1027 1274 1193"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>上部軸受温度 [°C]</th> <th>下部軸受温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>27</td> <td>18.7</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ</td> <td>32</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 評価方法 火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気が一定の輻射強度によって昇温されるものとして、比熱と熱容量の関係式より求める下式より冷却空気温度から危険輻射強度を算出する。 評価に用いた諸元を第4-21表に示す。</p>	想定火災源	海水ポンプ室[m]	燃料輸送車両	700	対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]	原子炉補機冷却海水ポンプ	40 ^{※1}	55 ^{※2}	高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ	55 ^{※2}	55 ^{※2}	対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]	原子炉補機冷却海水ポンプ	27	18.7	高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ	32	41	<p>表4-14 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1458 172 1839 277"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> <tr> <th>循環水ポンプ建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料輸送車両</td> <td>850</td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) 判断の考え方 i. 危険輻射強度 原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気の許容温度は、電動機下部軸受を限界温度以下とするために必要な吸い込み外気許容温度である 80°C とする。 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、下部軸受の機能が維持される吸い込み外気の許容温度 80°C を越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。</p> <p>ii. 評価方法 循環水ポンプ建屋内には、各種機器（原子炉補機冷却海水ポンプ他）が収納されており、通常運転時にはこれらの機器からの発熱は、建屋の換気により外部へ放出される設計である。熱収支を解くにあたっては、この建屋内部に収められている機器の発熱量と外部火災からの輻射熱をインプットとして、換気量を熱収支と連成させて以下に記す関係式により吸い込み外気温度から危険輻</p>	想定火災源	離隔距離[m]	循環水ポンプ建屋	燃料輸送車両	850	
想定火災源	海水ポンプ室[m]																													
燃料輸送車両	700																													
対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]																												
原子炉補機冷却海水ポンプ	40 ^{※1}	55 ^{※2}																												
高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ	55 ^{※2}	55 ^{※2}																												
対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]																												
原子炉補機冷却海水ポンプ	27	18.7																												
高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ	32	41																												
想定火災源	離隔距離[m]																													
	循環水ポンプ建屋																													
燃料輸送車両	850																													

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<div data-bbox="712 236 1310 539" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">$T = T_0 + \frac{E \times A_r}{G \times C_p}$ (式1)</p> <p>T: 評価温度[°C], T_0: 通常運転時の上昇温度[°C] E: 放射強度[W/m²], A_r: 受熱面積[m²] C: 熱量 (= $G \times C_p$), G: 重量流量[kg/s], C_p: 空気比熱[J/kg·K]</p> <p style="text-align: center;">第4-21表 評価に用いた諸元</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>受熱面積 [m²] A_r</th> <th>重量流量 [kg/s] G</th> <th>空気比熱 [J/kg·K] C_p</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機 冷却海水ポンプ</td> <td>13.19</td> <td>3.32</td> <td>1008</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプ</td> <td>1.19</td> <td>0.55</td> <td>1008</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="745 1042 1288 1361" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">第4-22表 対象施設の危険放射強度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険放射強度 [kW/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却 海水ポンプ</td> <td>3.31</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプ</td> <td>8.54</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>第4-10図 評価概念図</p> </div> </div>	対象機器	受熱面積 [m ²] A_r	重量流量 [kg/s] G	空気比熱 [J/kg·K] C_p	原子炉補機 冷却海水ポンプ	13.19	3.32	1008	高圧炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプ	1.19	0.55	1008	対象施設	危険放射強度 [kW/m ²]	原子炉補機冷却 海水ポンプ	3.31	高圧炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプ	8.54	<p style="color: red;">射強度を算出する。循環水ポンプ建屋空気温度評価モデルの概要を図4-6に示す。</p> <div data-bbox="1346 236 1960 715" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">$Q_{in} + q_f \times A_f = G_{air} \times C_{p,air} \times (T_R - T_{in})$ ①</p> <p style="text-align: center;">$\Delta P_H = \Delta P_{in} + \Delta P_{out}$ $\Rightarrow g \times (\rho_{in} - \rho_R) \times H = \zeta_{in} \times \frac{1}{2} \times \rho_{in} \times u_{in}^2 + \zeta_{out} \times \frac{1}{2} \times \rho_R \times u_{out}^2$ ②※1</p> <p style="text-align: center;">$\rho_R = \frac{1}{0.004555 \times 0.622 \times T_R}$ ③※2</p> <p style="text-align: center;">$u_{in} = \frac{G_{air}}{\rho_{in} \times A_{in}}$ ④</p> <p style="text-align: center;">$u_{out} = \frac{G_{air}}{\rho_R \times A_{out}}$ ⑤</p> <p>※1 出典：空調和・衛生工学便覧第11版 空調和・衛生工学会 ※2 出典：伝熱工学資料第5版 日本機械学会(湯き空気として算出)</p> <p>Q_{in}: 建屋内のポンプモータの放熱量[W], q_f: 外部火災からの放射熱受熱熱流束[W/m²], A_f: 放射受熱面積[m²], G_{air}: 換気流量[kg/s], $C_{p,air}$: 空気比熱[J/kg·K], T_R: 建屋内気温[°C], T_{in}: 外気温[°C], g: 重力加速度[m/s²], ρ_{in}: 外気密度[kg/m³], ρ_R: 建屋内空気密度[kg/m³], H: 換気有効高さ[m], ζ_{in}: 給気口圧損係数[-], ζ_{out}: 排気口圧損係数[-], u_{in}: 給気口流速[m/s], u_{out}: 排気口流速[m/s], A_{in}: 給気口面積[m²], A_{out}: 排気口面積[m²]</p> </div> <div data-bbox="1406 762 1892 1093" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 20px;">  </div> <p style="text-align: center;">図4-6 循環水ポンプ建屋空気温度評価モデル</p> <div data-bbox="1395 1249 1904 1356" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">表4-15 対象施設の危険放射強度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険放射強度 [W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>2,726</td> </tr> </tbody> </table> </div>	対象施設	危険放射強度 [W/m ²]	原子炉補機冷却海水ポンプ	2,726	
対象機器	受熱面積 [m ²] A_r	重量流量 [kg/s] G	空気比熱 [J/kg·K] C_p																						
原子炉補機 冷却海水ポンプ	13.19	3.32	1008																						
高圧炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプ	1.19	0.55	1008																						
対象施設	危険放射強度 [kW/m ²]																								
原子炉補機冷却 海水ポンプ	3.31																								
高圧炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプ	8.54																								
対象施設	危険放射強度 [W/m ²]																								
原子炉補機冷却海水ポンプ	2,726																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
<p>a. 火災影響評価</p> <p>タンクの投影面積および発電所からの離隔距離を用いて形態係数φを算出すると、φ=3.9×10⁻⁵となる。ガソリンの放射強度Rfは58000 [W/m²]であるため、受熱面の放射強度Eは、E=Rf×φ=2.3 [W/m²]となる。</p>	<p>式1で求めた危険放射強度Eとなる形態係数φを、式2より算出する。</p> $E = Rf \cdot \phi \quad (\text{式2})$ <p>E:放射強度[W/m²], Rf:放射強度[W/m²], φ:形態係数[-]</p> <p>第4-23表 対象施設の形態係数</p> <table border="1" data-bbox="741 308 1294 467"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>放射強度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>58000</td> <td>0.0567</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td> <td>58000</td> <td>0.113</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi m} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{n} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\} \quad (\text{式3})$ <p>ただし m = $\frac{H}{R} \approx 3$, n = $\frac{L}{R}$, A = (1+n)² + m², B = (1-n)² + m² H:火災長(8.25[m]), R:火災半径(2.75[m]), L:危険距離[m]</p> <p>上記の通り危険距離を算出し、当該燃料輸送車両から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p>(c) 評価結果</p> <p>危険放射強度より危険距離を算出した結果、評価対象施設までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を第4-24表に示す。</p> <p>第4-24表 評価対象施設に対する熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="741 1114 1294 1265"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価対象施設</th> <th>危険距離 [m]</th> <th>離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>上部軸受</td> <td>18</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>下部軸受</td> <td>8</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td> <td>上部軸受</td> <td>8</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>下部軸受</td> <td>11</td> <td>780</td> </tr> </tbody> </table> <p>(11) 危険距離の評価結果</p> <p>タンクローリ¹⁾の位置と評価対象設備との離隔距離は第4-25表のとおりであり、すべて離隔距離が危険距離を上回っていることを確認した。</p>	対象施設	放射強度 [W/m ²]	形態係数 [-]	原子炉補機冷却海水ポンプ	58000	0.0567	高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	58000	0.113	評価対象施設		危険距離 [m]	離隔距離 [m]	原子炉補機冷却海水ポンプ	上部軸受	18	780	下部軸受	8	780	高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	上部軸受	8	780	下部軸受	11	780	<p>式①～⑤より求めた危険放射強度Eとなる形態係数φを式2より算出する。</p> $E = R_f \times \phi \quad (\text{式2})$ <p>E：放射強度[W/m²], R_f：放射強度[W/m²], φ：形態係数</p> <p>表4-16 対象施設の形態係数</p> <table border="1" data-bbox="1346 352 1955 419"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>燃料の種類</th> <th>放射強度[W/m²]</th> <th>形態係数[-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>ガソリン</td> <td>58,000</td> <td>0.047</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数φとなる危険距離Lを式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi m} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{n} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\} \quad (\text{式3})$ <p>m = $\frac{H}{R} \approx 3$, n = $\frac{L}{R}$, A = (1+n)² + m², B = (1-n)² + m² H:火災長(10.02[m]), R:燃焼半径(3.34[m]), L:危険距離[m]</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該燃料輸送車両から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p>(d) 評価結果</p> <p>危険放射強度より危険距離を算出した結果、評価対象施設までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を表4-17に示す。</p> <p>表4-17 原子炉補機冷却海水ポンプへの燃料輸送車両火災影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1395 1134 1906 1201"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険距離[m]</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>21</td> <td>850</td> </tr> </tbody> </table> <p>(10) 危険距離の評価結果</p> <p>燃料輸送車両²⁾の位置と評価対象設備との離隔距離は表4-18のとおりであり、すべて離隔距離が危険距離を上回っていることを確認した。</p>	対象施設	燃料の種類	放射強度[W/m ²]	形態係数[-]	原子炉補機冷却海水ポンプ	ガソリン	58,000	0.047	対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]	原子炉補機冷却海水ポンプ	21	850	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず） 【女川】記載方針の相違・資料内の記載統一</p>
対象施設	放射強度 [W/m ²]	形態係数 [-]																																										
原子炉補機冷却海水ポンプ	58000	0.0567																																										
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	58000	0.113																																										
評価対象施設		危険距離 [m]	離隔距離 [m]																																									
原子炉補機冷却海水ポンプ	上部軸受	18	780																																									
	下部軸受	8	780																																									
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	上部軸受	8	780																																									
	下部軸受	11	780																																									
対象施設	燃料の種類	放射強度[W/m ²]	形態係数[-]																																									
原子炉補機冷却海水ポンプ	ガソリン	58,000	0.047																																									
対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]																																										
原子炉補機冷却海水ポンプ	21	850																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
<p>また、燃焼時間 t は、燃料量 V、密度 ρ、質量低下速度 M およびタンク投影面積 S より、$t=V/(S \times M/\rho)$ にて求められ、約 5.0 [hr] となる。</p> <p>補助ボイラ燃料タンクの火災影響評価では、受熱面の輻射強度 $E=667 [W/m^2]$、燃焼時間 $t=10.4 [hr]$ にて評価を実施し、影響のないことが確認されていることから、この評価結果に含まれる。</p> <p>b. 爆発影響評価</p>	<p>第4-25表 タンクローリ火災の評価結果</p> <table border="1" data-bbox="728 188 1305 470"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>危険距離 [m]</th> <th>離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>21</td> <td>727</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>21</td> <td>879</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>21</td> <td>839</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>16</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</td> <td>11</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>8</td> <td>868</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>15</td> <td>834</td> </tr> </tbody> </table> <p>(12) 火災による熱影響の有無の評価 以上の結果から、燃料輸送車両において火災が発生した場合を想定したとしても、離隔距離(639m)が危険距離(最大 21m)以上であることから、発電用原子炉施設に熱影響を及ぼすことはないとして評価する。</p> <p>3. ガス爆発による影響評価 (1) ガス爆発火災の想定条件 ・発電所敷地外 10km 以内の施設において最大規模の高圧ガス貯蔵施設が、発電所敷地外の道路において原子炉施設に最も近い場所（牡鹿ゲート）にて、爆発を起こした場合を想定する。 ・燃料貯蔵量は発電所から 10km 圏内における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量[]とする。 ・高圧ガス貯蔵施設は燃料を満載した状態を想定する。 ・貯蔵燃料は液化石油ガス（プロパン）とする。 ・発電所敷地外の道路において原子炉施設に最も近い場所（牡鹿ゲート）での高圧ガス漏えい、引火による高圧ガス貯蔵施設の爆発を想定する。 ・気象条件は無風状態とする。</p> <p>(2) 評価手法の概要 本評価は、女川原子力発電所に対する発電所近傍の道路におけるガス爆発による影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="734 1284 1294 1369"> <caption>第4-26表 評価指標及びその内容</caption> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険限界距離 [m]</td> <td>ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象	危険距離 [m]	離隔距離 [m]	原子炉建屋	21	727	制御建屋	21	879	タービン建屋	21	839	原子炉補機冷却海水ポンプ	16	780	高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	11	780	排気筒	8	868	復水貯蔵タンク	15	834	評価指標	内容	危険限界距離 [m]	ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離	<p>表4-18 燃料輸送車両火災の評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1361 172 1937 427"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>危険距離 [m]</th> <th>離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="4">23</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>10</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>21</td> <td>850</td> </tr> </tbody> </table> <p>(11) 火災による熱影響の有無の評価 以上の結果から、燃料輸送車両において火災が発生した場合を想定したとしても、離隔距離(700m)が危険距離(最大 23m)以上であることから、発電用原子炉施設に熱影響を及ぼすことはないとして評価する。</p> <p>3. ガス爆発による影響評価 (1) ガス爆発火災の想定条件 (a) 発電所敷地外 10km 以内の施設において最大規模の高圧ガス貯蔵施設が、発電所敷地外の道路において発電用原子炉施設に最も近い場所（想定される輸送ルートである国道 276 号線）にて、爆発を起こした場合を想定する。 (b) 燃料積載量は発電所から 10km 圏内における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量[]とする。 (c) 高圧ガス貯蔵施設は燃料を満載した状態を想定した。 (d) 貯蔵燃料は液化石油ガス（プロパン）とする。 (e) 発電所敷地外の道路において発電用原子炉施設に最も近い場所（想定される輸送ルートである国道 276 号線）での高圧ガス漏えい、引火による高圧ガス貯蔵施設の爆発を想定する。 (f) 気象条件は無風状態とする。</p> <p>(2) 評価手法の概要 本評価は、泊発電所に対する発電所近傍の道路におけるガス爆発による影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1361 1311 1930 1375"> <caption>表4-19 評価指標及びその内容</caption> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険限界距離 [m]</td> <td>ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象	危険距離 [m]	離隔距離 [m]	原子炉建屋	23	750	原子炉補助建屋	700	ディーゼル発電機建屋	800	循環水ポンプ建屋	850	排気筒	10	750	原子炉補機冷却海水ポンプ	21	850	評価指標	内容	危険限界距離 [m]	ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊のゲート方向は輸送ルート（基地～タンク）ではなく、重き指定道路でないことから、ゲートではなく輸送ルート（基地～タンク）上で最も発電所に近い場所での火災を想定</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】発電所名の相違</p>
評価対象	危険距離 [m]	離隔距離 [m]																																																			
原子炉建屋	21	727																																																			
制御建屋	21	879																																																			
タービン建屋	21	839																																																			
原子炉補機冷却海水ポンプ	16	780																																																			
高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	11	780																																																			
排気筒	8	868																																																			
復水貯蔵タンク	15	834																																																			
評価指標	内容																																																				
危険限界距離 [m]	ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離																																																				
評価対象	危険距離 [m]	離隔距離 [m]																																																			
原子炉建屋	23	750																																																			
原子炉補助建屋		700																																																			
ディーゼル発電機建屋		800																																																			
循環水ポンプ建屋		850																																																			
排気筒	10	750																																																			
原子炉補機冷却海水ポンプ	21	850																																																			
評価指標	内容																																																				
危険限界距離 [m]	ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>爆発評価に必要な石油類のK値について、ガソリンの値がガイド付録Bに掲載がないため、搭載燃料をLPGとしてk値を想定することとすると、$k=888$（付録Bのプロパンの最大値）であるから、$K=888 \times 1000=888000$となる。</p> <p>貯蔵施設のW値については、タンク容量が30.123 [KL]であることから、重量22.3 [トン]（$=30.123 \times 0.74$）とし、その平方根の値として、$W=4.73$とする。</p> <p>危険限界距離は次式で与えられる。</p>	<p>(3) 評価対象範囲 評価対象範囲は、発電所敷地外の道路において原子炉施設に最も近い場所（牡鹿ゲート）にて、爆発を起こす高圧ガス輸送車両とする。</p> <p>(4) 必要データ 評価に必要なデータを以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="734 794 1301 1289"> <caption>第4-27表 高圧ガス爆発の評価条件</caption> <thead> <tr> <th>データ種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油のK値</td> <td>コンビナート等保安規則第5条別表第二に掲げる数値 $K=888000$（プロパンの最大値）</td> </tr> <tr> <td>貯蔵設備または処理設備のW値</td> <td>コンビナート等保安規則第5条貯蔵設備または処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力（単位：トン）の数値の平方根の数値（貯蔵能力が1トン未満のものにあつては貯蔵能力（単位：トン）の数値）、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力（単位：立方メートル）を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量（単位：トン）に換算して得られた数値の平方根の数値（換算して得られた数値が1未満のものにあつては、当該換算して得られた数値） 処理設備：処理設備内にあるガスの質量（単位：トン）の数値</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>火災が発生した発電所敷地外の道路から発電用原子炉施設までの距離</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 危険限界距離の算出 次の式から危険限界距離を算出する。ここで算出した危険限界距離が高圧ガス貯蔵施設と発電用原子炉施設の間に必要な離隔距離となる。</p>	データ種類	内容	石油のK値	コンビナート等保安規則第5条別表第二に掲げる数値 $K=888000$ （プロパンの最大値）	貯蔵設備または処理設備のW値	コンビナート等保安規則第5条貯蔵設備または処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力（単位：トン）の数値の平方根の数値（貯蔵能力が1トン未満のものにあつては貯蔵能力（単位：トン）の数値）、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力（単位：立方メートル）を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量（単位：トン）に換算して得られた数値の平方根の数値（換算して得られた数値が1未満のものにあつては、当該換算して得られた数値） 処理設備：処理設備内にあるガスの質量（単位：トン）の数値	離隔距離[m]	火災が発生した発電所敷地外の道路から発電用原子炉施設までの距離	<p>(3) 評価対象範囲 評価対象範囲は、発電所敷地外の道路において発電用原子炉施設に最も近い場所（想定される輸送ルートである国道276号線上）にて、爆発を起こす高圧ガス輸送車両とする。</p>  <p>図4-7 高圧ガス輸送車両爆発想定位置と発電用原子炉施設との位置関係</p> <p>(4) 必要データ 評価に必要なデータを以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1346 842 1962 1241"> <caption>表4-20 高圧ガス爆発の評価条件</caption> <thead> <tr> <th>データ種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油のK値</td> <td>コンビナート等保安規則5条別表第二に掲げる数値 $K=888,000$（プロパンの最大値）</td> </tr> <tr> <td>貯蔵設備又は処理設備のW値</td> <td>コンビナート等保安規則第5条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力（単位：トン）の数値の平方根の数値（貯蔵能力が1トン未満のものにあつては、貯蔵能力（単位：トン）の数値）、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力（単位：立方メートル）を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量（単位：トン）に換算して得られた数値の平方根の数値（換算して得られた数値が1未満のものにあつては、当該換算して得られた数値） 処理設備：処理設備内にあるガスの質量（単位：トン）の数値</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>火災が発生した発電所敷地外の道路から発電用原子炉施設までの距離 4,300m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 危険限界距離の算出 次の式から危険限界距離を算出する。ここで算出した危険限界距離が高圧ガス輸送車両と発電用原子炉施設の間に必要な離隔距離となる。</p>	データ種類	内容	石油のK値	コンビナート等保安規則5条別表第二に掲げる数値 $K=888,000$ （プロパンの最大値）	貯蔵設備又は処理設備のW値	コンビナート等保安規則第5条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力（単位：トン）の数値の平方根の数値（貯蔵能力が1トン未満のものにあつては、貯蔵能力（単位：トン）の数値）、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力（単位：立方メートル）を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量（単位：トン）に換算して得られた数値の平方根の数値（換算して得られた数値が1未満のものにあつては、当該換算して得られた数値） 処理設備：処理設備内にあるガスの質量（単位：トン）の数値	離隔距離[m]	火災が発生した発電所敷地外の道路から発電用原子炉施設までの距離 4,300m	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊のゲート方向は輸送ルート（基地～タンク）ではなく、重さ指定道路でないことから、ゲートではなく輸送ルート（基地～タンク）上で最も発電所に近い場所での火災を想定</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価条件の相違（貯蔵量、離隔距離）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は想定対象が車両であることを明確化</p>
データ種類	内容																		
石油のK値	コンビナート等保安規則第5条別表第二に掲げる数値 $K=888000$ （プロパンの最大値）																		
貯蔵設備または処理設備のW値	コンビナート等保安規則第5条貯蔵設備または処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力（単位：トン）の数値の平方根の数値（貯蔵能力が1トン未満のものにあつては貯蔵能力（単位：トン）の数値）、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力（単位：立方メートル）を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量（単位：トン）に換算して得られた数値の平方根の数値（換算して得られた数値が1未満のものにあつては、当該換算して得られた数値） 処理設備：処理設備内にあるガスの質量（単位：トン）の数値																		
離隔距離[m]	火災が発生した発電所敷地外の道路から発電用原子炉施設までの距離																		
データ種類	内容																		
石油のK値	コンビナート等保安規則5条別表第二に掲げる数値 $K=888,000$ （プロパンの最大値）																		
貯蔵設備又は処理設備のW値	コンビナート等保安規則第5条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値 貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力（単位：トン）の数値の平方根の数値（貯蔵能力が1トン未満のものにあつては、貯蔵能力（単位：トン）の数値）、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力（単位：立方メートル）を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量（単位：トン）に換算して得られた数値の平方根の数値（換算して得られた数値が1未満のものにあつては、当該換算して得られた数値） 処理設備：処理設備内にあるガスの質量（単位：トン）の数値																		
離隔距離[m]	火災が発生した発電所敷地外の道路から発電用原子炉施設までの距離 4,300m																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
<p>$X = 0.04\lambda\sqrt[3]{K \times W}$</p> <p>X：危険限界距離、λ：換算距離 14.4 [m・kg^{-1/3}]、 K：石油類の定数、W：設備定数</p> <p>K値およびW値を代入して計算すると、危険距離Xは約93[m]となり、十分な離隔距離が確保されているため影響はない。</p>	<p>$X = 0.04\lambda\sqrt[3]{K \times W}$</p> <p>X：危険限界距離[m] λ：換算距離 14.4[m・kg^{-1/3}] K：石油類の定数 888000（プロパン）[-] W：設備定数 []</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">種別の内容は高度秘密のため公開できません</p> <p>(6) 爆発による影響評価結果</p> <p>以上の結果から、発電所敷地外の道路において原子炉施設に最も近い場所（牡鹿ゲート）で爆発が発生した場合を想定したとしても、離隔距離（639m）が危険限界距離（70m）以上であることから、発電用原子炉施設に爆風圧による影響はないと評価する。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">第4-28表 危険限界距離評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>危険限界距離 [m]</th> <th>離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="9" style="text-align: center;">70</td> <td>727</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>676</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>639</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>866</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>834</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>4. 燃料輸送車両の飛来物の影響評価</p> <p>「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成 25 年 3 月 消防庁特殊災害室）^{※1}に基づき、高圧ガス貯蔵施設からの飛来物の最大飛散距離の評価を行ったところ、飛来物到達距離に対し、女川原子力発電所までの離隔距離が飛来物到達距離以上あり、原子炉施設への影響がないことを確認した。</p> <p style="color: red;">なお、発電所から最も近い施設では、指針が適用されるコンビナート等の大規模な高圧ガスタンク等の形状ではなく、液化石油ガス^{※2}が封入された複数の 50kg ガスボンベが設置されている。当該容器単体の破損による破片の飛散範囲について評価を行った。</p> <p>※1: 石油コンビナート等特別防災区域を有する都道府県が防災計画を作成するに当たって、災害の想定をできるだけ客観的かつ現実的に行うための評価手法を示した指針 ※2: 液化石油ガスの貯蔵設備は貯蔵量に応じて液化石油ガス保安規則等の関係法令に基づき、保安物件と必要な距離等をとりことが規定されている。</p>	評価対象	危険限界距離 [m]	離隔距離 [m]	原子炉建屋	70	727	制御建屋	676	タービン建屋	639	原子炉補機冷却海水ポンプ	780	高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	780	排気筒	866	復水貯蔵タンク	834	<p>$X = 0.04\lambda\sqrt[3]{K \times W}$</p> <p>X：危険限界距離[m]、λ：換算距離 14.4[m・kg^{-1/3}]. K：石油類の定数 888,000(プロパン) [-] []</p> <p>(6) 爆発による影響評価結果</p> <p>以上の結果から、発電所敷地外の道路において発電用原子炉施設に最も近い場所（想定される輸送ルートである国道276号線上）で爆発が発生した場合を想定したとしても、離隔距離（4,300m）が危険限界距離（87m）以上であることから、発電用原子炉施設に爆風圧による影響はないと評価する。</p> <p style="text-align: center;">表4-21 危険限界距離評価結果</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険限界距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>4,400</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">87</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>4,450</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>4,350</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>4,300</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>4,300</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>4. 高圧ガス輸送車両の飛来物の影響評価</p> <p>「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成 25 年 3 月 消防庁特殊災害室）^{※1}に基づき、高圧ガス輸送車両（液化石油ガス^{※2}）からの飛来物の最大飛散距離の評価を行ったところ、飛来物到達距離に対し、泊発電所までの離隔距離が飛来物到達距離以上あり、発電用原子炉施設への影響がないことを確認した。</p> <p>※1 石油コンビナート等特別防災区域を有する都道府県が防災計画を作成するにあたって、災害の想定をできるだけ客観的かつ現実的に行うための評価手法を示した指針 ※2 液化石油ガスの貯蔵設備は貯蔵量に応じて液化石油ガス保安規則等の関係法令に基づき、保安物件と必要な距離等をとりことが規定されている。</p>	評価対象施設	離隔距離 [m]	危険限界距離 [m]	原子炉建屋	4,400	87	原子炉補助建屋	4,450	ディーゼル発電機建屋	4,350	循環水ポンプ建屋	4,300	排気筒	4,400	原子炉補機冷却海水ポンプ	4,300	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊のゲート方向は輸送ルート（基地へタンク）ではなく、重さ指定道路でないことから、ゲートではなく輸送ルート（基地へタンク）上で最も発電所に近い場所での火災を想定 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は想定対象が高圧ガス車両であることを明確化 【女川】記載方針の相違 ・ガス貯蔵形状の違いによる記載箇所の相違 【女川】発電所名の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価条件の相違（泊は発電所敷地外 10km 以内に存在する高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵容量を輸送する車両を想定）</p>
評価対象	危険限界距離 [m]	離隔距離 [m]																																			
原子炉建屋	70	727																																			
制御建屋		676																																			
タービン建屋		639																																			
原子炉補機冷却海水ポンプ		780																																			
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ		780																																			
排気筒		866																																			
復水貯蔵タンク		834																																			
評価対象施設		離隔距離 [m]	危険限界距離 [m]																																		
原子炉建屋		4,400	87																																		
原子炉補助建屋	4,450																																				
ディーゼル発電機建屋	4,350																																				
循環水ポンプ建屋	4,300																																				
排気筒	4,400																																				
原子炉補機冷却海水ポンプ	4,300																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p style="text-align: center;">第4-28表 飛来物の評価条件</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>ガス種類</th> <th>燃料容器</th> <th>飛来物到達距離</th> <th>離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高压ガス輸送車両</td> <td>液化石油ガス</td> <td></td> <td></td> <td>639m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○飛来物の最大飛散距離の算出方法 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき、容器の破損による破片の飛散範囲を以下の式にて算出する。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $L = 90M^{0.333}$ <p style="text-align: center;">L：破片の最大飛散範囲[m]、M：破裂時の貯蔵物質量[kg]</p> </div> <p>となり、飛来物の最大飛散距離Lは となる。 よって、女川原子力発電所との離隔距離が639mあることから、飛来物による女川原子力発電所への影響はない。</p>	想定火災源	ガス種類	燃料容器	飛来物到達距離	離隔距離	高压ガス輸送車両	液化石油ガス			639m	<p style="text-align: center;">表4-22 飛来物の評価条件</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>貯蔵ガス</th> <th>貯蔵量[t]</th> <th>飛来物到達距離[m]</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高压ガス輸送車両</td> <td>液化石油ガス</td> <td></td> <td></td> <td>4,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 飛来物の最大飛散距離の算出方法 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき、容器の破損による破片の飛散範囲を以下の式にて算出する。</p> <p style="text-align: center;">$L = 485M^{0.18}$（容積5m³以上の容器）</p> <p style="text-align: center;">L：破片の最大飛散範囲[m]、M：破裂時の貯蔵物質量[kg]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> </div> <p>となり、飛来物の最大飛散距離Lは となる。 よって、泊発電所との離隔距離が4,300mあることから、飛来物による泊発電所への影響はない。</p>	想定火災源	貯蔵ガス	貯蔵量[t]	飛来物到達距離[m]	離隔距離[m]	高压ガス輸送車両	液化石油ガス			4,300	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価式及び結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】発電所名の相違</p>
想定火災源	ガス種類	燃料容器	飛来物到達距離	離隔距離																			
高压ガス輸送車両	液化石油ガス			639m																			
想定火災源	貯蔵ガス	貯蔵量[t]	飛来物到達距離[m]	離隔距離[m]																			
高压ガス輸送車両	液化石油ガス			4,300																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 21</p> <p>輸送車両、有毒ガス、漂流船舶の衝突による影響について</p> <p>1. 目的 本評価は、輸送車両の発火による火災、漂流船舶の衝突、有毒ガスについて、原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。</p> <p>3. 漂流船舶の衝突による影響評価 (1) 発電所構内に入港する船舶火災の評価 大阪発電所周辺海域の船舶の航路としては、発電所沖合の約18km以遠に主要航路があり、舞鶴から小樽（北海道）までのフェリーが通航しているが、発電所はこの航路の針路上になく、航路までの距離が離れていることから船舶の進入はない。 なお、発電所の物揚岸壁には燃料等輸送船が接岸するため、この船舶が積載している燃料が接岸中に発火したことを想定し、以下のとおり火災影響評価を実施した。</p> <p>(a) 船舶火災の想定 船舶火災の想定は以下のとおりとした。</p> <p>A. 想定条件</p> <p>A-1 燃料保有量は満積とした状態とする。</p> <p>A-2 離隔距離は、評価上厳しくなるよう物揚岸壁から外部火災防護施設までの直線距離とする。</p> <p>A-3 船舶の燃料タンクの破損等による火災を想定する。</p> <p>A-4 気象条件は無風状態とする。</p> <p>A-5 火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-5</p> <p>漂流船舶の火災・爆発について</p> <p>1. 目的 本評価は、発電所敷地外で発生する漂流船舶の火災に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災やガス爆発が女川原子力発電所に隣接する地域で起こったとしても外部事象防護対象施設を内包する発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことについて、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド附属書B石油コンビナート等火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」（以下「評価ガイド」という。）に基づき、評価するものである。</p> <p>2. 漂流船舶の火災の影響評価について</p> <p>本評価は漂流船舶の火災に対する防護の有効性を確認することが目的であるため、敷地周辺において現実的に想定される船舶に比べ、火災影響が厳しくなる保守的な船舶の規模として、入港可能な最大の船舶が敷地へ到達することを仮定した評価を実施する。</p> <p>(1) 想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 漂流船舶は港湾内に入港可能な大きさで実際に存在する燃料の積載量が最大の船舶である重油運搬船を想定する。 漂流船舶は燃料を満載にした状態を想定する。 港湾内での漂流船舶の全面火災を想定する。 気象条件は無風状態とする。 火災は円筒をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。 温度評価にあたっては保守的に防潮堤がないものとして影響評価を実施する。 	<p style="text-align: right;">添付資料-5</p> <p>漂流船舶の火災・爆発について</p> <p>1. 目的 本評価は、発電所敷地外で発生する漂流船舶の火災に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災やガス爆発が泊発電所に隣接する地域で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことについて、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド附属書B石油コンビナート等火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」（以下「評価ガイド」という。）に基づき、評価するものである。</p> <p>2. 漂流船舶の火災影響評価</p> <p>本評価は漂流船舶の火災に対する防護の有効性を確認することが目的であるため、敷地周辺において現実的に想定される船舶に比べ、火災影響が厳しくなる保守的な船舶の規模として、入港可能な最大の船舶が敷地へ到達することを仮定した評価を実施する。</p> <p>(1) 漂流船舶火災の想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 漂流船舶は港湾内に入港可能な大きさで実際に存在する燃料の積載量が最大の船舶である燃料等輸送船を想定する。 漂流船舶は燃料を満載した状態を想定する。 積載燃料は重油とする。 離隔距離は、評価上厳しくなるよう岸壁位置から評価対象施設までの直線距離とする。 港湾内での漂流船舶の全面火災を想定する。 気象条件は無風状態とする。 火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。 温度評価にあたっては保守的に防潮堤がないものとして影響評価を実施する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">追而【基準津波審査の反映】 （上記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため）</p> </div>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映） ・泊・女川は別資料として構成</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大阪】記載表現の相違 【女川】発電所名の相違 【女川】記載方針の相違・他資料との記載統一</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映；着色せず）（大阪は危険距離評価ではなく熱影響評価を実施） 【女川】記載方針の相違・他資料との記載統一</p> <p>【女川】記載方針の相違・他資料との記載統一 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による想定船舶の相違 【女川】記載方針の相違・他資料との記載統一 【女川】記載方針の相違・他資料との記載統一</p> <p>【女川】記載方針の相違・他資料との記載統一</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p data-bbox="763 153 1272 531"> </p> <p data-bbox="815 496 1167 518">第5-1図 女川原子力発電所周辺の主要航路</p> <p data-bbox="719 579 931 603">(2) 評価の手法の概要</p> <p data-bbox="745 608 1323 689">本評価は、女川原子力発電所に対する漂流船舶の火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <p data-bbox="871 722 1133 746">第5-1表 評価指標及びその内容</p> <table border="1" data-bbox="712 746 1296 879"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m²]</td> <td>火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>船舶の投影面積より求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>危険距離[m]</td> <td>火災による輻射熱により許容限界温度になる距離</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="745 927 1323 1066">上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。油の液面火災では、火炎面積の半径が3mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射発散度の低減がないものとする。</p> <p data-bbox="745 1074 1323 1155">輻射熱に対する設備の危険輻射強度を調査し、輻射強度がその設備の危険輻射強度以下になるように発電用原子炉施設は危険距離（離隔距離）を確保するものとする。</p> <p data-bbox="719 1190 891 1214">(3) 評価対象範囲</p> <p data-bbox="745 1219 1323 1358">評価対象範囲は、発電所港湾内で出火する漂流船舶とする。なお、1号炉補助ボイラーは震災の影響により稼動を停止しており、現在は重油運搬船による重油の補給を行っていないが、保守的に港湾内に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大の船舶である重油運搬船による火災を想定する。</p> <p data-bbox="745 1366 1323 1473">また、重油運搬船の位置は、カーテンウォールに接触して停止すると考えられるが、津波によりカーテンウォール上部を通過して発電所へ近づき港湾道路まで乗り上げた場合において、火災が発生したものと想定した。</p>	評価指標	内容	輻射強度[W/m ²]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度	形態係数[-]	火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	船舶の投影面積より求めた燃焼半径	危険距離[m]	火災による輻射熱により許容限界温度になる距離	<p data-bbox="1480 153 1816 483"> </p> <p data-bbox="1435 491 1861 544">図5-1 発電所周辺の主要航路 (北海道沿岸水路誌 平成31年3月刊行に加筆)</p> <p data-bbox="1352 579 1532 603">(2) 評価手法の概要</p> <p data-bbox="1379 608 1957 660">本評価は、泊発電所に対する漂流船舶の火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <p data-bbox="1505 695 1794 719">表5-1 評価指標及びその内容</p> <table border="1" data-bbox="1375 727 1917 863"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m²]</td> <td>火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>船舶の投影面積より求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>危険距離[m]</td> <td>火災による輻射熱により許容限界温度になる距離</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1379 927 1957 1066">上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。油の液面火災では、火炎面積の半径が3mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射発散度の低減がないものとする。</p> <p data-bbox="1379 1074 1957 1155">輻射熱に対する設備の危険輻射強度を調査し、輻射強度がその設備の危険輻射強度以下になるように発電用原子炉施設は危険距離（離隔距離）を確保するものとする。</p> <p data-bbox="1352 1190 1514 1214">(3) 評価対象範囲</p> <p data-bbox="1379 1219 1957 1300">評価対象範囲は、発電所港湾内で出火する漂流船舶とし、港湾内に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大の船舶である燃料等輸送船による火災を想定する。</p> <div data-bbox="1391 1313 1895 1390" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1532 1326 1749 1350">追而【基準津波審査の反映】</p> <p data-bbox="1413 1358 1872 1382">(上記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため)</p> </div>	評価指標	内容	輻射強度[W/m ²]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度	形態係数[-]	火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	船舶の投影面積より求めた燃焼半径	危険距離[m]	火災による輻射熱により許容限界温度になる距離	<p data-bbox="1980 145 2159 226">【女川】設計方針の相違 ・地域特性による主要航路の相違</p> <p data-bbox="1980 579 2159 660">【女川】記載方針の相違 ・他資料との記載統一 【女川】発電所名の相違</p> <p data-bbox="1980 1219 2159 1300">【女川】設計方針の相違 ・地域特性による想定船舶の相違</p> <p data-bbox="1980 1366 2159 1473">【女川】設計方針の相違 ・泊は取水方式の相違によりカーテンウォールが無い</p>
評価指標	内容																						
輻射強度[W/m ²]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度																						
形態係数[-]	火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																						
燃焼半径[m]	船舶の投影面積より求めた燃焼半径																						
危険距離[m]	火災による輻射熱により許容限界温度になる距離																						
評価指標	内容																						
輻射強度[W/m ²]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度																						
形態係数[-]	火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																						
燃焼半径[m]	船舶の投影面積より求めた燃焼半径																						
危険距離[m]	火災による輻射熱により許容限界温度になる距離																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

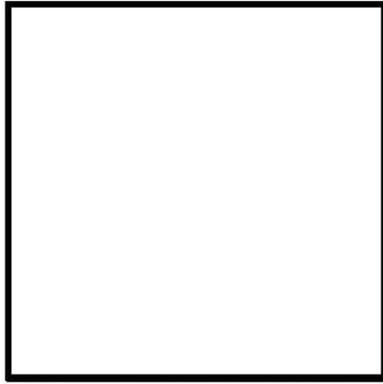


図2：物揚岸壁から原子炉周辺建屋及び海水ポンプまでの距離

(b) 火災影響評価

(i) 必要データ（燃料等輸送船）

評価に用いるデータは以下のとおり。

- ・燃料重量G：560 [ton]（燃料はA重油）
- ・投影面積S：1650 [m²]（全長100 [m] ×全幅16.5 [m]）
- ・離隔距離L：751 [m]（物揚岸壁から原子炉周辺建屋の距離）
：626 [m]（物揚岸壁から海水ポンプの距離）

また、A 重油の物性値は以下のとおり。

- ・放射発散度Rf：23000 [W/m²]
- ・密度ρ：1000 [kg/m³]
- ・質量低下速度M：0.035 [kg/m²・s]

女川原子力発電所2号炉



第5-2図 重油運搬船火災想定位置と原子炉施設との位置関係

(4) 必要データ

評価に必要なデータを以下に示す。

- 燃料の種類： 重油
- 燃料量： 2242.794[kl]
- 放射発散度： 23000[W/m²] ※ガイド附属書Bの重油値
- 質量低下速度： 0.035[kg/m²/s] ※NUREG-1805のFuel Oil,heavyの値
- 燃料密度： 900[kg/m³]
- 底面断面積： 958.8[m²]

泊発電所3号炉

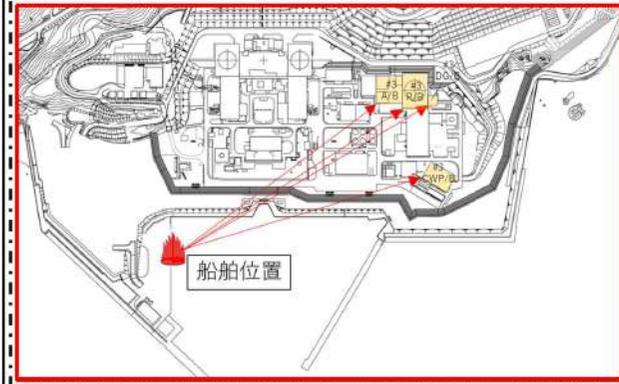


図5-2 燃料等輸送船火災想定位置と発電用原子炉施設との位置関係

追而【基準津波審査の反映】
 （上記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため）

(4) 必要データ

評価に必要なデータを以下に示す。

表5-2 評価条件

表5-2 評価条件	
燃料の種類	重油
燃料量[m ³]	560
燃焼面積 ^{※1} [m ²]	1,800
燃料密度 ^{※2} [kg/m ³]	1,000
質量低下速度 ^{※2} [kg/m ² ・s]	0.035
放射発散度 ^{※3} [W/m ²]	23,000
燃焼速度[m/s]	3.50×10 ⁻⁹

※1：船舶の投影面積に等しいとした
 ※2：THE SFPE Handbook of Fire Protection Engineering 4th Edition 記載値
 ※3：評価ガイド附属書B記載値

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による想定船舶の相違

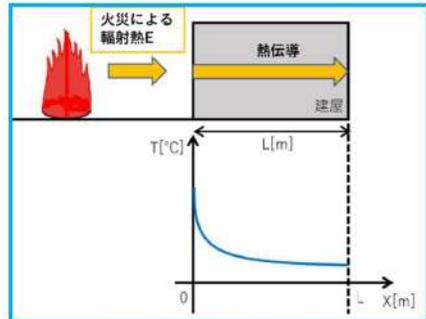
【女川】設計方針の相違
 ・想定船舶の相違による評価条件の相違（泊は他資料に併せて表形式で記載している）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
	<p>(5) 燃焼半径の算出</p> <p>漂流船舶の火災においては様々な燃焼範囲の形態が想定されるが、円筒火炎を生ずるものとする。ここでの燃焼面積は、漂流船舶の投影面積に等しいものとする。したがって、燃焼半径R[m]は漂流船舶の投影面積を円筒の底面と仮定し算出する。</p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R:燃焼半径[m], S:燃焼面積(=漂流船舶の投影面積)[m²]</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">第5-2表 漂流船舶の燃焼半径</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃焼面積 [m²]</th> <th>燃焼半径 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重油運搬船</td> <td>958.8</td> <td>17.47</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(6) 燃焼継続時間の算出</p> <p>燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ <p>c:燃焼継続時間[s], V:燃料量[m³], R:燃焼半径[m] v:燃焼速度(=M/ρ)[m/s] M:質量低下速度[kg/m²/s], ρ:密度[kg/m³]</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">第5-3表 漂流船舶の燃焼継続時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料量 [m³]</th> <th>燃焼半径 [m]</th> <th>質量低下速度 [kg/m²/s]</th> <th>燃焼密度 [kg/m³]</th> <th>燃焼継続時間 [s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漂流船舶</td> <td>2242.794</td> <td>17.47</td> <td>0.035</td> <td>900</td> <td>6049</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(7) 建屋外壁の温度評価</p> <p>a. 評価対象範囲</p> <p>評価対象施設の外壁について、漂流船舶の火災を想定して評価を実施した。</p> <p>b. 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第5-4表に示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">第5-4表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>定火災源</th> <th>原子炉 建屋[m]</th> <th>制御 建屋[m]</th> <th>タービン 建屋[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漂流船舶</td> <td>114</td> <td>189</td> <td>137</td> </tr> </tbody> </table> </div>	想定火災源	燃焼面積 [m ²]	燃焼半径 [m]	重油運搬船	958.8	17.47	想定火災源	燃料量 [m ³]	燃焼半径 [m]	質量低下速度 [kg/m ² /s]	燃焼密度 [kg/m ³]	燃焼継続時間 [s]	漂流船舶	2242.794	17.47	0.035	900	6049	定火災源	原子炉 建屋[m]	制御 建屋[m]	タービン 建屋[m]	漂流船舶	114	189	137	<p>(5) 燃焼半径の算出</p> <p>漂流船舶の火災においては様々な燃焼範囲の形態が想定されるが、円筒火炎を生ずるものとする。ここでの燃焼面積は、漂流船舶の投影面積に等しいものとする。したがって、燃焼半径R[m]は漂流船舶の投影面積を円筒の底面と仮定し算出する。</p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R：燃焼半径[m], S：燃焼面積[m²]</p> <p style="text-align: center;">表5-3 漂流船舶の燃焼半径</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃焼面積 S [m²]</th> <th>燃焼半径 R [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漂流船舶</td> <td>1,600</td> <td>22.57</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(6) 燃焼継続時間の算出</p> <p>燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ <p>t：燃焼継続時間[s], V：燃料量[m³] R：燃焼半径[m], v：燃焼速度=M/ρ[m/s] M：質量低下速度[kg/m²・s], ρ：燃料密度[kg/m³]</p> <p style="text-align: center;">表5-4 漂流船舶の燃焼継続時間</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料量 V [m³]</th> <th>燃焼半径 R [m]</th> <th>質量低下速度 M [kg/m²・s]</th> <th>燃料密度 ρ [kg/m³]</th> <th>燃焼継続時間 t [s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漂流船舶</td> <td>560</td> <td>22.57</td> <td>0.035</td> <td>1,000</td> <td>10,008</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(7) 建屋外壁に対する危険距離評価</p> <p>(a) 評価対象範囲</p> <p>評価対象施設の外壁について、漂流船舶の火災を想定して評価を実施した。</p> <p>(b) 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を表5-5に示す。</p> <p style="text-align: center;">表5-5 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th colspan="4">離隔距離[m]</th> </tr> <tr> <th>原子炉建屋</th> <th>原子炉補助建屋</th> <th>ディーゼル発電機 建屋</th> <th>循環水ポンプ 建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漂流船舶</td> <td>624</td> <td>587</td> <td>673</td> <td>587</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">追而【基準津波審査の反映】 (上記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため)</p> </div>	想定火災源	燃焼面積 S [m ²]	燃焼半径 R [m]	漂流船舶	1,600	22.57	想定火災源	燃料量 V [m ³]	燃焼半径 R [m]	質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	燃料密度 ρ [kg/m ³]	燃焼継続時間 t [s]	漂流船舶	560	22.57	0.035	1,000	10,008	想定火災源	離隔距離[m]				原子炉建屋	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機 建屋	循環水ポンプ 建屋	漂流船舶	624	587	673	587	<p>【女川】設計方針の相違 ・想定船舶の相違による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・想定船舶の相違による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価対象施設までの離隔距離の相違</p>
想定火災源	燃焼面積 [m ²]	燃焼半径 [m]																																																											
重油運搬船	958.8	17.47																																																											
想定火災源	燃料量 [m ³]	燃焼半径 [m]	質量低下速度 [kg/m ² /s]	燃焼密度 [kg/m ³]	燃焼継続時間 [s]																																																								
漂流船舶	2242.794	17.47	0.035	900	6049																																																								
定火災源	原子炉 建屋[m]	制御 建屋[m]	タービン 建屋[m]																																																										
漂流船舶	114	189	137																																																										
想定火災源	燃焼面積 S [m ²]	燃焼半径 R [m]																																																											
漂流船舶	1,600	22.57																																																											
想定火災源	燃料量 V [m ³]	燃焼半径 R [m]	質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	燃料密度 ρ [kg/m ³]	燃焼継続時間 t [s]																																																								
漂流船舶	560	22.57	0.035	1,000	10,008																																																								
想定火災源	離隔距離[m]																																																												
	原子炉建屋	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機 建屋	循環水ポンプ 建屋																																																									
漂流船舶	624	587	673	587																																																									

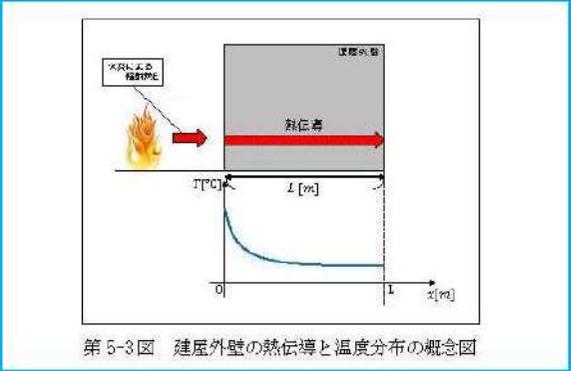
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(ii) 影響評価結果</p> <p>① 原子炉周辺建屋</p> <p>投影面積および離隔距離から形態係数 ϕ を算出すると、$\phi = 0.0019$ となる。重油の輻射発散度 Rf は $23000 [W/m^2]$ であるため、受熱面の輻射強度 E は、$E = Rf \times \phi = 44 [W/m^2]$ となる。</p> <p>また、燃焼時間 t は、容積 $V (=G/\rho)$、密度 ρ、質量低下速度 M および投影面積 S より、$t = V / (S \times M / \rho)$ にて求められ、約 $2.7 [hr]$ となる。</p> <p>また、建屋外壁表面の温度上昇は次式¹⁾で求められる。</p> $T = T_0 + \frac{2 \times E \times \sqrt{a \times t}}{\lambda} \times \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \times \exp\left(-\frac{x^2}{4 \times a \times t}\right) - \frac{x}{2 \times \sqrt{a \times t}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2 \times \sqrt{a \times t}}\right) \right]$ <p>T_0：初期温度 (50℃) E：輻射強度 [W/m^2] a：コンクリート温度伝導率 $a = \lambda / (\rho \times C_p)$ C_p：コンクリート比熱 (963 [J/kgK]) ρ：コンクリート密度 (2300 [kg/m³]) λ：コンクリート熱伝導率 (1.74 [W/mK]) x：コンクリート深さ [m] t：燃焼継続時間 [sec]</p> <p>1) 佐司正弘, 東京大学機械工学6, 伝熱工学, 東京大学出版</p>	<p>c. 判断の考え方</p> <p>(a) 危険輻射強度</p> <p>コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度 200°C に至る輻射強度を危険輻射強度とし、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、想定する火災の輻射強度が危険輻射強度を越えないことを、危険距離及び離隔距離から確認する。</p> <p>(b) 評価方法</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして、火災源を単一の円筒火炎と見なせることから、原子炉施設外壁を半無限固体として式1の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式より外壁表面 ($x=0$) の温度が 200°C となる輻射強度を危険輻射強度として算出する。</p> <p>なお、コンクリート表面温度評価にあたっては、外壁の部材であるコンクリートへの熱伝導による蓄熱を考慮するため、保守的に対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p> $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{at}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4at}\right) - \frac{x}{2\sqrt{at}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{at}}\right) \right] \quad (\text{式1})$ <p>T_0: 初期温度(50[℃]), E: 輻射強度 [W/m^2] x: コンクリート深さ, t: 火災継続時間(501.49[s]) C_p: コンクリート比熱(963 [J/kgK]), ρ: コンクリート密度(2400[kg/m³]) a: コンクリート温度伝導率 [$a = \frac{\lambda}{\rho C_p}$] ($7.53 \times 10^{-7} [m^2/s]$) λ: コンクリート熱伝導率(1.74 [W/mK])</p> <p>(出典：伝熱工学, 東京大学出版会)</p>	<p>(c) 判断の考え方</p> <p>i. 危険輻射強度</p> <p>コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度 200°C に至る輻射強度を危険輻射強度とし、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、想定する火災の輻射強度が危険輻射強度を越えないことを、危険距離及び離隔距離から確認する。</p> <p>ii. 評価方法</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして、火災源を単一の円筒火炎と見なせることから、原子炉施設外壁を半無限固体として式1の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式より外壁表面 ($x=0$) の温度が 200°C となる輻射強度を危険輻射強度として算出する。</p> <p>なお、コンクリート表面温度評価にあたっては、外壁の部材であるコンクリートへの熱伝導による蓄熱を考慮するため、保守的に対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p> $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{at}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4at}\right) - \frac{x}{2\sqrt{at}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{at}}\right) \right] \quad (\text{式1})$ <p>(出典：伝熱工学, 東京大学出版会)</p> <p>T: 許容温度(200[℃]), T_0: 初期温度(50[℃]), E: 輻射強度 [W/m^2] a: コンクリート温度伝導率 ($a = \lambda / \rho C_p$) ($7.53 \times 10^{-7} [m^2/s]$) ρ: コンクリート密度 (2,400[kg/m³]), C_p: コンクリート比熱(963[J/kg·K]) λ: コンクリート熱伝導率(1.74[W/m·K]), t: 燃焼継続時間(10,008[s]) x: コンクリート壁表面深さ(0[m])</p>  <p>図5-3 建屋外壁の熱伝導と温度分布の概念図</p>	<p>【女川】記載方針の相違・他資料との記載統一（女川は後段の式2の形態係数算出の箇所に記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<p>式1で求めた危険放射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p> $E = Rf \cdot \phi \quad (\text{式2})$ <p>E: 放射強度(W/m²), Rf: 放射発散度(W/m²), Φ: 形態係数</p>  <p>第5-3図 建屋外壁の熱伝導と温度分布の概念図</p> <table border="1" data-bbox="734 699 1305 858"> <caption>第5-5表 対象施設の形態係数</caption> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>放射発散度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>23000</td> <td>0.0473</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>23000</td> <td>0.0473</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>23000</td> <td>0.0473</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\} \quad (\text{式3})$ <p>ただし $m = \frac{H}{R} \approx 3$, $n = \frac{L}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$ <small>H: 火炎長(52.4[m]) R: 火炎半径(17.47[m]) L: 危険距離[m]</small></p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該漂流船舶から各評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。なお、天井スラブは以下の理由により、外壁の評価に包絡されるため実施しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火炎長が天井より短い場合、天井に放射熱を与えないことから熱影響はない。 ・火炎長が天井より長い場合、天井に放射熱を与えるが、その放射熱は外壁に与える放射熱より小さい。 ・火炎からの距離が等しい場合、垂直面（外壁）と水平面（天井）の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井の熱影響は外壁に比べて小さい。 	対象施設	放射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]	原子炉建屋	23000	0.0473	制御建屋	23000	0.0473	タービン建屋	23000	0.0473	<p>式1で求めた危険放射強度Eとなる形態係数Φを式2より算出する。</p> $E = R_f \times \phi \quad (\text{式2})$ <p>E: 放射強度[W/m²], R_f: 放射発散度[W/m²], Φ: 形態係数</p> <p>表5-6 対象施設の形態係数</p> <table border="1" data-bbox="1350 699 1951 858"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>燃料の種類</th> <th>放射発散度[W/m²]</th> <th>形態係数[-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="4">重油</td> <td rowspan="4">23,000</td> <td rowspan="4">0.11</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\} \quad (\text{式3})$ <p>$m = \frac{H}{R} \approx 3$, $n = \frac{L}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$ <small>H: 火炎長(87.71[m]), R: 燃焼半径(22.57[m]), L: 危険距離[m]</small></p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該漂流船舶から各評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。なお、天井スラブは以下の理由により、外壁の評価に包絡されるため実施しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火炎長が天井より短い場合、天井に放射熱を与えないことから熱影響はない。 ・火炎長が天井より長い場合、天井に放射熱を与えるが、その放射熱は外壁に与える放射熱より小さい。 ・火炎からの距離が等しい場合、垂直面（外壁）と水平面（天井）の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井の熱影響は外壁に比べて小さい。 	対象施設	燃料の種類	放射発散度[W/m ²]	形態係数[-]	原子炉建屋	重油	23,000	0.11	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋	<p>【女川】記載方針の相違 ・他資料との記載統一 （泊は前段の式1の外壁表面温度の箇所に記載）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・想定船舶の相違による評価結果の相違</p>
対象施設	放射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]																								
原子炉建屋	23000	0.0473																								
制御建屋	23000	0.0473																								
タービン建屋	23000	0.0473																								
対象施設	燃料の種類	放射発散度[W/m ²]	形態係数[-]																							
原子炉建屋	重油	23,000	0.11																							
原子炉補助建屋																										
ディーゼル発電機建屋																										
循環水ポンプ建屋																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

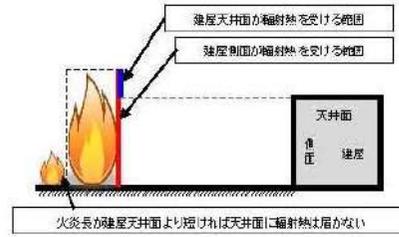
大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

天井スラブの評価概念図を第5-4図に示す。



第5-4図 天井スラブの評価概念図

(c) 評価結果

危険放射強度より評価対象施設の危険距離を算出した結果、各評価対象施設の危険距離が離隔距離以下であることを確認した。

評価結果のうち、危険放射強度を第5-6表に、危険距離を第5-7表に示す。

対象施設	危険放射強度 [kW/m ²]
原子炉建屋	1.08
制御建屋	1.08
タービン建屋	1.08

評価対象施設	危険距離 [m]	離隔距離 [m]
原子炉建屋	110	114
タービン建屋		137
制御建屋		139

(8) 復水貯蔵タンクの温度評価

a. 評価対象範囲

復水貯蔵タンクについて、漂流船舶の火災を想定して評価を実施した。

b. 評価対象施設までの離隔距離

想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第5-8表に示す。

想定火災源	離隔距離 [m]
漂流船舶	122

上記式を用いて建屋外壁表面温度を算出すると、53℃となり、コンクリートの許容温度（200℃）を超えることはなく、原子炉施設に影響を与えることがないことを確認した。

天井スラブの評価概念図を図5-4に示す。

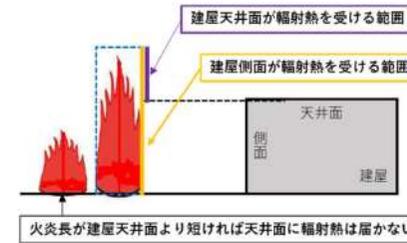


図5-4 建屋天井面の評価概念図

iii. 評価結果

危険放射強度より評価対象施設の危険距離を算出した結果、各評価対象施設の危険距離が離隔距離以下であることを確認した。

評価結果のうち、危険放射強度を表5-7に、危険距離を表5-8に示す。

表5-7 対象施設の危険放射強度

対象施設	危険放射強度 [W/m ²]
原子炉建屋	2,530
原子炉補助建屋	
ディーゼル発電機建屋	
循環水ポンプ建屋	

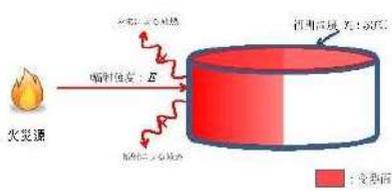
表5-8 外壁への漂流船舶火災影響評価結果

対象施設	危険距離 [m]	離隔距離 [m]
原子炉建屋	90	624
原子炉補助建屋		587
ディーゼル発電機建屋		673
循環水ポンプ建屋		587

追而【基準津波審査の反映】
 (上記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため)

【女川】設計方針の相違
 ・想定船舶の相違による評価結果の相違

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違
 (泊には屋外に同様の施設は無い)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	<p>c. 判断の考え方</p> <p>(a) 危険放射強度</p> <p>火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、復水貯蔵タンクの貯蔵水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度 66℃を越えない最大の放射強度を危険放射強度とする。</p> <p>(b) 評価方法</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の放射強度で復水貯蔵タンクが昇温されるものとして、表面での放射による復水貯蔵タンクの温度上昇を現した比熱と熱容量の関係式よりタンク (x=0) の温度から危険放射強度を算出する。</p> $T = T_0 + \frac{Et \left(\frac{\pi D_o h}{2} + \frac{\pi D_i^2}{4} \right)}{\rho_w C_{pw} V + \rho_s C_{ps} \left[\frac{(D_o^2 - D_i^2) \pi h}{4} + 2\pi \frac{D_i^2}{4} \right]} \quad (式1)$ <p>T_0:初期温度(50[℃])、E:放射強度[W/m²]、t:火災継続時間(60149[s]) D_o:タンク外径(20.012[m])、h:タンク内筒高さ(11.8[m]) D_i:タンク内径(20.0[m])、e:タンク最小壁厚(0.006[m]) ρ_w:水の密度(979.9 [kg/m³]) ※1、C_{pw}:水の比熱(4186 [J/kg/K]) ※1、V:水の体積[m³] ρ_s:タンク壁材の密度(7860[kg/m³]) ※2、C_{ps}:タンク壁材の比熱(473[J/kg/K]) ※2 ※1:伝熱工学資料第5版記載値(軽水)を66℃となるように換形補間した値 ※2:伝熱工学資料第5版記載値(キルド鋼)</p> <table border="1" data-bbox="806 782 1198 853"> <caption>第5-8表 対象施設の危険放射強度</caption> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険放射強度 [kW/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>1.11</td> </tr> </tbody> </table> <p>復水貯蔵タンクはタンク側面に遮蔽壁及び側面から天井面に向かって鋼板が設置されており、直接放射がタンクに到達する構造ではないが、評価にあたっては遮蔽壁及び鋼板がなく屋外にタンクが露出しているものとして評価を実施した。なお、復水貯蔵タンク温度評価にあたっては、タンク部材は熱伝導の良い鋼材であるが、内部に貯蔵する系統水への熱伝導による蓄熱を考慮するため、対流及び放射による放熱は考慮しないものとした。</p> <p>復水貯蔵タンクの評価概念図を第5-5図に示す。</p>  <p>第5-5図 受熱面積のイメージ</p>	対象施設	危険放射強度 [kW/m ²]	復水貯蔵タンク	1.11		
対象施設	危険放射強度 [kW/m ²]						
復水貯蔵タンク	1.11						

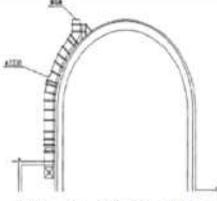
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p> $E = Rf \cdot \phi \quad (\text{式2})$ <p>E:輻射強度[W/m²], Rf:輻射発散度[W/m²], Φ:形態係数[-]</p> <p>第5-10表 対象施設の形態係数</p> <table border="1" data-bbox="741 352 1288 413"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>輻射発散度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>23000</td> <td>0.0877</td> </tr> </tbody> </table> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{A-2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\} \quad (\text{式3})$ <p>ただし $m = \frac{B}{A} \approx 3$ $n = \frac{L}{A}$ $A = (1+n)^2 + m^2$ $B = (1-n)^2 + m^2$ B:火炎長(3.41[m]) B:火炎半径(1.747[m]) L:危険距離[m]</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該漂流船舶から復水貯蔵タンクまでの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p>(c)評価結果 危険輻射強度より復水貯蔵タンクの危険距離を算出した結果、復水貯蔵タンクまでの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。 評価結果を第5-11表に示す。</p> <p>第5-11表 復水貯蔵タンクへの漂流船舶火災影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="770 1034 1243 1086"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>危険距離[m]</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>109</td> <td>122</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 排気筒の温度評価 a. 評価対象範囲 排気筒について、漂流船舶の火災を想定して評価を実施した。 なお、排気筒の評価にあたっては、保守性を考慮して、筒身よりも離隔距離の短くなる鉄塔について評価した。</p> <p>b. 評価対象施設の仕様 排気筒仕様を第5-12表に、排気筒外形図を第5-6図に示す。</p>	対象施設	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]	復水貯蔵タンク	23000	0.0877	評価対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]	復水貯蔵タンク	109	122	<p>(8) 排気筒の温度評価 (a) 影響評価対象範囲 排気筒について、漂流船舶の火災を想定して評価を実施した。 なお、排気筒の評価にあたっては、原子炉建屋に設置されていることから離隔距離は原子炉建屋までの距離とした。</p> <p>(b) 評価対象施設の仕様 排気筒仕様を表5-9に、排気筒外形図を図5-5に示す。</p>	<p>【女川】設計方針の相違・泊は排気筒が筒身のみであり、原子炉建屋に設置されている。</p>
対象施設	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]													
復水貯蔵タンク	23000	0.0877													
評価対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]													
復水貯蔵タンク	109	122													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
	<p>第5-12表 評価対象施設の仕様</p> <table border="1" data-bbox="745 188 1016 363"> <tr><td>名称</td><td>排気筒</td></tr> <tr><td>種類</td><td>鉄塔支持型</td></tr> <tr><td rowspan="2">主要寸法</td><td>内径 2.7m</td></tr> <tr><td>地表高さ 180m</td></tr> <tr><td rowspan="2">材料</td><td>筒身 SMA400AP</td></tr> <tr><td>鉄塔 SS400, STX400</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> </table>  <p>第5-6図 評価対象施設の外形図</p> <p>c. 評価対象施設までの離隔距離 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第5-13表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="768 611 1267 743"> <caption>第5-13表 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</caption> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漂流船舶</td> <td>340</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 判断の考え方</p> <p>(a) 危険輻射強度 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、排気筒の鋼材の強度が維持される保守的な温度 325℃を越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。</p> <p>(b) 評価方法 排気筒は内部への伝熱はなく、熱伝導の良い表面の鋼材への伝熱のみを考慮するため、速やかに定常状態となることから、円筒外表面積の 1/2 に火災による輻射が到達し、外表面全体から放熱するものとして、一定の輻射強度で排気筒が昇温されるとき、輻射による入熱量と対流による放熱量が釣り合うことを表した式 1 により排気筒鉄塔表面の温度から危険輻射強度を算出する。 なお、内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。</p>	名称	排気筒	種類	鉄塔支持型	主要寸法	内径 2.7m	地表高さ 180m	材料	筒身 SMA400AP	鉄塔 SS400, STX400	個数	1	想定火災源	離隔距離 [m]	漂流船舶	340	<p>表5-9 排気筒の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1368 188 1617 363"> <tr><td>名称</td><td>排気筒</td></tr> <tr><td>種類</td><td>丸形</td></tr> <tr><td rowspan="2">主要寸法</td><td>外径 2,308mm</td></tr> <tr><td>地表高さ 73.1m</td></tr> <tr><td>材料</td><td>SUS304</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> </table>  <p>図5-5 排気筒の外形図</p> <p>(c) 評価対象施設までの離隔距離 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を表5-10に示す。</p> <p>表5-10 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1469 587 1827 711"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> <tr> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漂流船舶</td> <td>624</td> </tr> </tbody> </table> <p>追而【基準津波審査の反映】 (上記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため)</p> <p>(d) 判断の考え方</p> <p>i. 危険輻射強度 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、排気筒の鋼材の強度が維持される保守的な温度 325℃を越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。</p> <p>ii. 評価方法 排気筒は内部への伝熱はなく、熱伝導の良い表面の鋼材への伝熱のみを考慮するため、速やかに定常状態となることから、円筒外表面積の 1/2 に火災による輻射が到達し、外表面全体から放熱するものとして、一定の輻射強度で排気筒が昇温されるとき、輻射による入熱量と対流による放熱量が釣り合うことを表した式 1 により排気筒表面の温度から危険輻射強度を算出する。 なお、内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。</p>	名称	排気筒	種類	丸形	主要寸法	外径 2,308mm	地表高さ 73.1m	材料	SUS304	個数	1	想定火災源	離隔距離[m]	排気筒	漂流船舶	624	<p>【女川】設計方針の相違 ・排気筒の仕様の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による離隔距離の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は排気筒が筒身のみである。</p>
名称	排気筒																																		
種類	鉄塔支持型																																		
主要寸法	内径 2.7m																																		
	地表高さ 180m																																		
材料	筒身 SMA400AP																																		
	鉄塔 SS400, STX400																																		
個数	1																																		
想定火災源	離隔距離 [m]																																		
漂流船舶	340																																		
名称	排気筒																																		
種類	丸形																																		
主要寸法	外径 2,308mm																																		
	地表高さ 73.1m																																		
材料	SUS304																																		
個数	1																																		
想定火災源	離隔距離[m]																																		
	排気筒																																		
漂流船舶	624																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

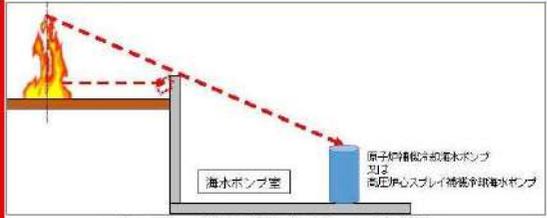
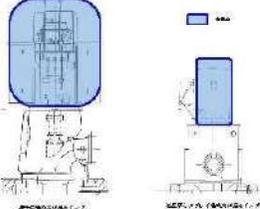
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p style="text-align: center;">$T = T_0 + \frac{eE}{2h}$ (式1)</p> <p>ϵ: 吸収率(0.9[-])^{※1} E: 輻射強度[W/m²] h: 熱伝達率(17[W/m²/K])^{※2} T_0: 初期温度(50[°C]) ※1: 伝熱工学資料 ※2: 空気調和・衛生工学便覧（外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ表面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である17W/m²/Kを用いる。） （出典：建築火災の防火と火災安全設計，財団法人日本建築センター）</p> <p style="text-align: center;">第5-14表 対象施設の危険輻射強度</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険輻射強度 [kW/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>10.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p> <p style="text-align: center;">$E = Rf \cdot \phi$ (式2)</p> <p>E: 輻射強度(W/m²), Rf: 輻射発散度(W/m²), ϕ: 形態係数</p> <p style="text-align: center;">第5-15表 対象施設の形態係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>輻射発散度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>23000</td> <td>0.438</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\}$ (式3) <p style="text-align: center;">ただし $m = \frac{A}{2} \approx 3$ $n = \frac{L}{R}$ $A = (1+n)^2 + m^2$ $B = (1-n)^2 + m^2$ H: 火災長(52.41[m]) R: 火災半径(17.47[m]) L: 危険距離[m]</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該漂流船舶から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。 なお、評価に当たって排気筒は鉄塔と筒身で構成されているが、筒身よりも鉄塔が漂流船舶との距離が近いこと、材質も鉄塔はSS400、STK400、筒身ではSMA400APであり、物性値が鉄塔、筒身ともに軟鋼で同一であることから、鉄塔の評価を実施することで筒身の評価は包絡される。 排気筒の評価概念図を第5-7図に示す。</p>	対象施設	危険輻射強度 [kW/m ²]	排気筒	10.4	対象施設	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]	排気筒	23000	0.438	<p style="text-align: center;">$T = T_0 + \frac{eE}{2h}$ (式1)</p> <p>ϵ: 吸収率(1.0[-]), E: 輻射強度[W/m²], h: 熱伝達率(17[W/m²/K])^{※1}, T_0: 初期温度(50[°C]) ※1: 空気調和・衛生工学便覧（外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受けて変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ表面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である17W/m²/Kを用いる。）</p> <p style="text-align: center;">表5-11 対象施設の危険輻射強度</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険輻射強度[W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>8,970</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを式2より算出する。</p> <p style="text-align: center;">$E = R_f \times \phi$ (式2)</p> <p>E: 輻射強度[W/m²], R_f: 輻射発散度[W/m²], ϕ: 形態係数</p> <p style="text-align: center;">表5-12 対象施設の形態係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>燃料の種類</th> <th>輻射発散度[W/m²]</th> <th>形態係数[-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>重油</td> <td>23,000</td> <td>0.39</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\}$ (式3) <p style="text-align: center;">$m = \frac{H}{R} \approx 3$, $n = \frac{L}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$ H: 火災長(87.71[m]), R: 燃焼半径(22.57[m]), L: 危険距離[m]</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該漂流船舶から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p style="text-align: center;">排気筒の評価概念図を図5-6に示す。</p>	対象施設	危険輻射強度[W/m ²]	排気筒	8,970	対象施設	燃料の種類	輻射発散度[W/m ²]	形態係数[-]	排気筒	重油	23,000	0.39	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊は保守的に吸収率を1.0として評価</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は排気筒が筒身のみにある。</p>
対象施設	危険輻射強度 [kW/m ²]																								
排気筒	10.4																								
対象施設	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]																							
排気筒	23000	0.438																							
対象施設	危険輻射強度[W/m ²]																								
排気筒	8,970																								
対象施設	燃料の種類	輻射発散度[W/m ²]	形態係数[-]																						
排気筒	重油	23,000	0.39																						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p data-bbox="779 175 1243 359"> </p> <p data-bbox="880 391 1142 414">第5-7図 排気筒の評価概念図</p> <p data-bbox="728 459 833 483">(c)評価結果</p> <p data-bbox="745 488 1326 568">危険輻射強度より排気筒鉄塔の危険距離を算出した結果、排気筒までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を第5-16表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="745 619 1290 735"> <caption>第5-16表 排気筒への漂流船舶火災影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>危険距離[m]</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>20</td> <td>340</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="721 836 1326 887">(10) 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価</p> <p data-bbox="732 895 891 917">a. 評価対象範囲</p> <p data-bbox="745 922 1326 1294">原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機は、海水ポンプ電動機高さより高い海水ポンプ室の壁で囲まれており、側面から直接火災の影響を受けることはないが、上面は熱影響を受ける可能性がある。評価においては、海水ポンプ室の壁による遮熱効果を考慮せず、側面から直接火災の影響を受けることを想定する。また、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とした全開外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気温度を評価対象とする。火災発生位置と海水ポンプの位置関係を第5-8図、海水ポンプ室内配置を第5-9図、外形図を第5-10図、仕様を第5-17表に示す。</p> <p data-bbox="745 1302 1326 1382">電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び軸受であり、そのうち許容温度が低い軸受温度の機能維持に必要な冷却空気温度が、許容温度以下となることを確認する。</p>	評価対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]	排気筒	20	340	<p data-bbox="1406 151 1892 335"> </p> <p data-bbox="1512 343 1780 367">図5-6 排気筒の評価概念図</p> <p data-bbox="1357 459 1485 483">iii. 評価結果</p> <p data-bbox="1375 488 1955 568">危険輻射強度より排気筒の危険距離を算出した結果、排気筒までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を表5-13に示す。</p> <p data-bbox="1429 603 1870 627">表5-13 排気筒への漂流船舶火災影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1413 643 1883 735"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険距離[m]</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>29</td> <td>624</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1413 762 1917 834"> 追而【基準津波審査の反映】 (上記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため) </p> <p data-bbox="1350 836 1809 860">(9) 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価</p> <p data-bbox="1350 895 1514 917">(a) 評価対象範囲</p> <p data-bbox="1375 922 1955 1182">原子炉補機冷却海水ポンプは、循環水ポンプ建屋内に収納されており、直接火災の影響を受けることはない。ただし、循環水ポンプ建屋内の上部外壁は鋼板であることから、火災の輻射熱が伝熱により建屋内雰囲気へ移動し、建屋内雰囲気温度が上昇する。また、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とし、空気冷却器を電動機の側面に設置して外気を直接電動機本体に取り込まない全開外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気温度を評価対象とする。</p> <p data-bbox="1375 1302 1955 1382">電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び下部軸受であり、そのうち許容温度が低い下部軸受温度の機能維持に必要な冷却空気温度が、許容温度以下となることを確認する。</p>	対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]	排気筒	29	624	<p data-bbox="1973 488 2163 568">【女川】設計方針の相違・泊は排気筒が筒身のみである。</p> <p data-bbox="1973 635 2163 715">【女川】設計方針の相違・地域特性による評価結果の相違。</p> <p data-bbox="1973 836 2163 1382">【女川】設計方針の相違・本項については、海水ポンプの熱影響評価について記載しているが、女川は屋外設置であり直接熱影響を受けること、泊は屋内設置のため直接熱影響を受けないことが基本的な差異であり、このため、評価手法も異なっている。ただし、ポンプの許容温度(軸受温度)以下であることを評価していることに差異はない。また、泊に高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプはない。</p>
評価対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]													
排気筒	20	340													
対象施設	危険距離[m]	離隔距離[m]													
排気筒	29	624													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<div data-bbox="734 145 1294 395">  <p>第5-8図 火災発生位置と海水ポンプの位置関係</p> </div> <div data-bbox="734 411 1294 687">  <p>第5-9図 海水ポンプの配置図</p> </div> <div data-bbox="837 767 1111 986">  <p>第5-10図 海水ポンプの外形図</p> </div> <div data-bbox="797 1075 1234 1238"> <p>第5-17表 評価対象施設の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原子炉補機冷却 海水ポンプ電動機</th> <th>高圧炉心スプレイ補機 冷却海水ポンプ電動機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要寸法</td> <td>全幅 約2.5m 高さ 約2.9m</td> <td>全幅 約0.55m 高さ 約1.05m</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>SS400</td> <td>FC150</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="965 1273 1285 1299" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>特記の内容は図面上の観点から公開できません。</p> </div>		原子炉補機冷却 海水ポンプ電動機	高圧炉心スプレイ補機 冷却海水ポンプ電動機	主要寸法	全幅 約2.5m 高さ 約2.9m	全幅 約0.55m 高さ 約1.05m	材質	SS400	FC150	個数	4	1	<p>(b) 火災源となる設備から評価対象施設までの離隔距離 原子炉補機冷却海水ポンプを内包する循環水ポンプ建屋から火災源までの離隔距離を表5-14に示す。</p>	
	原子炉補機冷却 海水ポンプ電動機	高圧炉心スプレイ補機 冷却海水ポンプ電動機													
主要寸法	全幅 約2.5m 高さ 約2.9m	全幅 約0.55m 高さ 約1.05m													
材質	SS400	FC150													
個数	4	1													

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p>第5-18表 漂流船舶による火災から海水ポンプ室までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="779 188 1234 248"> <tr> <th>想定火災源</th> <th>海水ポンプ室[m]</th> </tr> <tr> <td>漂流船舶</td> <td>71</td> </tr> </table> <p>c. 判断の考え方</p> <p>(a) 危険輻射強度</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気の許容温度は、電動機の電氣的絶縁性、上部及び下部軸受の上昇温度を考慮した温度とする。軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度、通常運転時の上昇温度をそれぞれ第5-19表、第5-20表に示す。</p> <p>火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、軸受の機能が維持される保守的な冷却空気の許容温度を越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。</p> <p>第5-19表 海水ポンプの機能維持に必要な冷却空気の許容温度</p> <table border="1" data-bbox="768 719 1211 868"> <tr> <th>対象機器</th> <th>上部軸受温度 [°C]</th> <th>下部軸受温度 [°C]</th> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>40^{※1}</td> <td>55^{※2}</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td> <td>55^{※2}</td> <td>55^{※2}</td> </tr> </table> <p>※1：軸受の機能を維持するため電気規格協会標準規格 JEC-2137-2000「誘導機」で定める自由対流式軸受の表面で測定するときの温度限度80°Cから冷却空気の初期温度40°Cを差し引いた40°Cを冷却空気の許容温度に設定</p> <p>※2：軸受の機能を維持するため電気規格協会標準規格 JEC-2137-2000「誘導機」で定める耐熱性の良好なグリースを使用する場合の温度限度80°Cから冷却空気の初期温度40°Cを差し引いた55°Cを冷却空気の許容温度に設定</p> <p>第5-20表 海水ポンプの通常運転時の上昇温度</p> <table border="1" data-bbox="741 1066 1238 1214"> <tr> <th>対象機器</th> <th>上部軸受温度 [°C]</th> <th>下部軸受温度 [°C]</th> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>27</td> <td>18.7</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td> <td>32</td> <td>41</td> </tr> </table> <p>(b) 評価方法</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気が一定の輻射強度によって昇温されるものと</p>	想定火災源	海水ポンプ室[m]	漂流船舶	71	対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]	原子炉補機冷却海水ポンプ	40 ^{※1}	55 ^{※2}	高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	55 ^{※2}	55 ^{※2}	対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]	原子炉補機冷却海水ポンプ	27	18.7	高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	32	41	<p>表5-14 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1473 180 1821 300"> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> </tr> <tr> <td>漂流船舶</td> <td>58.7</td> </tr> </table> <p>追而【基準津波審査の反映】 (上記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため)</p> <p>(c) 判断の考え方</p> <p>i. 危険輻射強度</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気の許容温度は、電動機下部軸受を限界温度以下とするために必要な吸い込み外気許容温度である80°Cとする。</p> <p>火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、下部軸受の機能が維持される吸い込み外気の許容温度80°Cを越えない最大の輻射強度を危険輻射強度とする。</p> <p>ii. 評価方法</p> <p>循環水ポンプ建屋内には、各種機器（原子炉補機冷却海水ポンプ他）が収納されており、通常運転時にはこれらの機器からの発熱は、建屋の換気により外部へ放出される設計である。熱収支を解くにあたっては、この建屋内部に収められている機器の発熱量</p>	想定火災源	離隔距離[m]	循環水ポンプ建屋	漂流船舶	58.7	
想定火災源	海水ポンプ室[m]																													
漂流船舶	71																													
対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]																												
原子炉補機冷却海水ポンプ	40 ^{※1}	55 ^{※2}																												
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	55 ^{※2}	55 ^{※2}																												
対象機器	上部軸受温度 [°C]	下部軸受温度 [°C]																												
原子炉補機冷却海水ポンプ	27	18.7																												
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	32	41																												
想定火災源	離隔距離[m]																													
	循環水ポンプ建屋																													
漂流船舶	58.7																													

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

して、比熱と熱容量の関係式より求まる下式より冷却空気温度から危険輻射強度を算出する。
 評価に用いた諸元を第5-21表に示す。

$$T = T_0 + \frac{E \times A_r}{G \times C_p} \quad (式1)$$

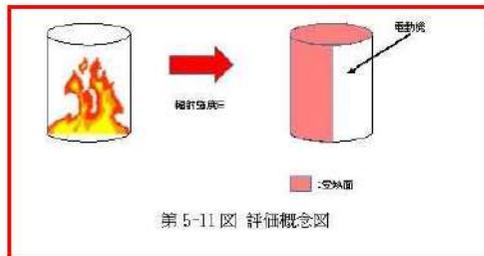
T: 評価温度[℃], T₀: 通常運転時の上昇温度[℃]
 E: 輻射強度[W/m²], A_r: 受熱面積[m²]
 C: 熱容量 (= G × C_p), G: 重量流量[kg/s], C_p: 空気比熱[J/kg/K]

第5-21表 評価に用いた諸元

対象機器	受熱面積 [m ²] A _r	重量流量 [kg/s] G	空気比熱 [J/kg/K] C _p
原子炉補機 冷却海水ポンプ	18.18	3.32	1008
高圧炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプ	1.18	0.55	1008

第5-22表 対象施設の危険輻射強度

対象施設	危険輻射強度 [kW/m ²]
原子炉補機冷却 海水ポンプ	3.31
高圧炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプ	6.54



と外部火災からの輻射熱をインプットとして、換気量を熱収支と連成させて以下に記す関係式により吸い込み外気温度から危険輻射強度を算出する。循環水ポンプ建屋空気温度評価モデルの概要を図5-7に示す。

$$Q_{in} + q_f \times A_F = G_{air} \times C_{pin} \times (T_R - T_{in}) \quad \text{..... ①}$$

$$\Delta P_H = \Delta P_{in} + \Delta P_{out}$$

$$\Rightarrow g \times (\rho_{in} - \rho_R) \times H = \zeta_{in} \times \frac{1}{2} \times \rho_{in} \times u_{in}^2 + \zeta_{out} \times \frac{1}{2} \times \rho_R \times u_{out}^2 \quad \text{..... ②}^{\ast 1}$$

$$\rho_R = \frac{1}{0.004555 \times 0.622 \times T_R} \quad \text{..... ③}^{\ast 2}$$

$$u_{in} = \frac{G_{air}}{\rho_{in} \times A_{in}} \quad \text{..... ④}$$

$$u_{out} = \frac{G_{air}}{\rho_R \times A_{out}} \quad \text{..... ⑤}$$

※1 出典：空気調和・衛生工学便覧第11版 空気調和・衛生工学会
 ※2 出典：伝熱工学資料第5版 日本機械学会 (湯き空気として算出)

Q_{in}: 建屋内のポンプモータの放熱量[W], q_f: 外部火災からの輻射熱受熱熱流束[W/m²],
 A_F: 輻射受熱面積[m²], G_{air}: 換気風量[kg/s], C_{pin}: 空気比熱[J/kg-K],
 T_R: 建屋内気温[℃], T_{in}: 外気温[℃], g: 重力加速度[m/s²], ρ_{in}: 外気密度[kg/m³],
 ρ_R: 建屋内空気密度[kg/m³], H: 換気有効高さ[m], ζ_{in}: 給気口圧損係数[-],
 ζ_{out}: 排気口圧損係数[-], u_{in}: 給気口流速[m/s], u_{out}: 排気口流速[m/s],
 A_{in}: 給気口面積[m²], A_{out}: 排気口面積[m²]

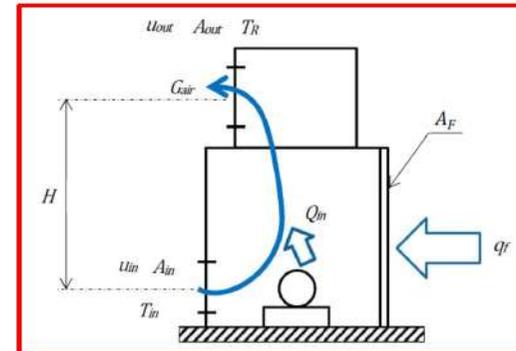


図5-7 循環水ポンプ建屋空気温度評価モデル

表5-15 対象施設の危険輻射強度

対象施設	危険輻射強度 [W/m ²]
原子炉補機冷却海水ポンプ	2,760

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
<p>② 海水ポンプ</p> <p>原子炉周辺建屋外壁への評価と同様に海水ポンプへの熱影響評価を実施した。冷却空気の温度上昇の評価について、ケーシングに受けた輻射による熱エネルギーが全て冷却空気に伝達されるといふ保守的な評価を実施した結果、冷却用空気の温度は °C となり、許容温度（ °C）を超えることはなく、海水ポンプに影響を与えることがないことを確認した。</p>	<p>式1で求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを、式2より算出する。</p> $E = R_f \cdot \phi \quad (\text{式2})$ <p>E: 輻射強度 [W/m²], R_f: 輻射発散度 [W/m²], Φ: 形態係数 [-]</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第5-23表 対象施設の形態係数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>輻射発散度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>23000</td> <td>0.144</td> </tr> <tr> <td>高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td> <td>23000</td> <td>0.285</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを、式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\} \quad (\text{式3})$ <p>ただし $m = \frac{R}{R}$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$ H: 火炎長(52.41[m]) R: 火炎半径(17.47[m]) L: 危険距離[m]</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該漂流船舶から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p>(c) 評価結果</p> <p>危険輻射強度より危険距離を算出した結果、評価対象施設までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を第5-24表に示す。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第5-24表 評価対象施設に対する熱影響評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価対象施設</th> <th>危険距離 [m]</th> <th>離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>上部軸受</td> <td>55</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>下部軸受</td> <td>22</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td> <td>上部軸受</td> <td>19</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>下部軸受</td> <td>31</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table> </div>	対象施設	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]	原子炉補機冷却海水ポンプ	23000	0.144	高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	23000	0.285	評価対象施設		危険距離 [m]	離隔距離 [m]	原子炉補機冷却海水ポンプ	上部軸受	55	71	下部軸受	22	71	高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	上部軸受	19	71	下部軸受	31	71	<p>式①～⑤より求めた危険輻射強度Eとなる形態係数Φを式2より算出する。</p> $E = R_f \times \phi \quad (\text{式2})$ <p>E: 輻射強度 [W/m²], R_f: 輻射発散度 [W/m²], Φ: 形態係数</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>表5-16 対象施設の形態係数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>燃料の種類</th> <th>輻射発散度 [W/m²]</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>重油</td> <td>23,000</td> <td>0.12</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>式2で求めた形態係数Φとなる危険距離Lを式3より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\} \quad (\text{式3})$ <p>$m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$ H: 火炎長(87.71[m])、R: 燃焼半径(22.57[m])、L: 危険距離[m]</p> <p>上記のとおり危険距離を算出し、当該漂流船舶から評価対象施設までの離隔距離を下回るか評価を実施した。</p> <p>iii. 評価結果</p> <p>危険輻射強度より危険距離を算出した結果、評価対象施設までの危険距離が離隔距離以下であることを確認した。評価結果を表5-17に示す。</p> <p>表5-17 原子炉補機冷却海水ポンプへの漂流船舶火災影響評価結果</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>危険距離 [m]</th> <th>離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>80</td> <td>587</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>追而【基準津波審査の反映】 (上記の 部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため)</p> </div>	対象施設	燃料の種類	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]	原子炉補機冷却海水ポンプ	重油	23,000	0.12	対象施設	危険距離 [m]	離隔距離 [m]	原子炉補機冷却海水ポンプ	80	587	
対象施設	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]																																										
原子炉補機冷却海水ポンプ	23000	0.144																																										
高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	23000	0.285																																										
評価対象施設		危険距離 [m]	離隔距離 [m]																																									
原子炉補機冷却海水ポンプ	上部軸受	55	71																																									
	下部軸受	22	71																																									
高压炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	上部軸受	19	71																																									
	下部軸受	31	71																																									
対象施設	燃料の種類	輻射発散度 [W/m ²]	形態係数 [-]																																									
原子炉補機冷却海水ポンプ	重油	23,000	0.12																																									
対象施設	危険距離 [m]	離隔距離 [m]																																										
原子炉補機冷却海水ポンプ	80	587																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
	<p>(11) 危険距離の評価結果</p> <p>漂流船舶の位置と評価対象設備との離隔距離は第5-25表のとおりであり、すべて離隔距離が危険距離を上回っていることを確認した。</p> <p>なお、輻射の一部は漂流船舶と原子炉施設の間に設置している防潮堤によって遮られるが、保守的に輻射は全て届くものとして評価している。</p> <div data-bbox="752 406 1281 687" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第5-25表 重油運搬船火災の評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>危険距離 [m]</th> <th>離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>110</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>110</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>110</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>55</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ</td> <td>31</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>20</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>108</td> <td>122</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(12) 火災による熱影響の有無の評価</p> <p>以上の結果から、漂流船舶において火災が発生した場合を想定したとしても、離隔距離(114m)が危険距離(最大 110m)以上であることから、外部事象防護対象施設を内包する発電用原子炉施設に熱影響を及ぼすことはないと評価できる。</p>	評価対象	危険距離 [m]	離隔距離 [m]	原子炉建屋	110	114	制御建屋	110	189	タービン建屋	110	137	原子炉補機冷却海水ポンプ	55	71	高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ	31	71	排気筒	20	340	復水貯蔵タンク	108	122	<p>(10) 危険距離の評価結果</p> <p>漂流船舶の位置と評価対象施設との離隔距離は表5-18のとおりであり、すべて離隔距離が危険距離を上回っていることを確認した。</p> <p>なお、輻射の一部は漂流船舶と発電用原子炉施設の間に設置している防潮堤によって遮られるが、保守的に輻射はすべて届くものとして評価している。</p> <p style="text-align: center;">表5-18 漂流船舶火災の評価結果</p> <div data-bbox="1391 411 1908 655" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>危険距離 [m]</th> <th>離隔距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">624</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td style="text-align: center;">587</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td style="text-align: center;">673</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td style="text-align: center;">587</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td style="text-align: center;">624</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">587</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1406 667 1908 738" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">追而【基準津波審査の反映】 (上記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため)</p> </div> <p>(11) 火災による熱影響の有無の評価</p> <p>以上の結果から、漂流船舶において火災が発生した場合を想定したとしても、離隔距離(587m)が危険距離(最大 90m)以上であることから、発電用原子炉施設に熱影響を及ぼすことはないと評価できる。</p> <div data-bbox="1406 954 1908 1026" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">追而【基準津波審査の反映】 (上記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため)</p> </div>	評価対象	危険距離 [m]	離隔距離 [m]	原子炉建屋	90	624	原子炉補助建屋	587	ディーゼル発電機建屋	673	循環水ポンプ建屋	587	排気筒	624	原子炉補機冷却海水ポンプ	80	587	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違 【女川】記載方針の相違 ・他資料との記載統一</p>
評価対象	危険距離 [m]	離隔距離 [m]																																										
原子炉建屋	110	114																																										
制御建屋	110	189																																										
タービン建屋	110	137																																										
原子炉補機冷却海水ポンプ	55	71																																										
高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ	31	71																																										
排気筒	20	340																																										
復水貯蔵タンク	108	122																																										
評価対象	危険距離 [m]	離隔距離 [m]																																										
原子炉建屋	90	624																																										
原子炉補助建屋		587																																										
ディーゼル発電機建屋		673																																										
循環水ポンプ建屋		587																																										
排気筒		624																																										
原子炉補機冷却海水ポンプ	80	587																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 小型船舶火災の評価</p> <p>津波発生時、小型船舶が漂流物となる可能性があることから、小型船舶が最も原子炉施設に接近する箇所において火災が発生することを想定し、以下のとおり火災影響評価を実施した。なお、対象とする小型船舶の選定においては、「津波に対する施設評価について」の資料によると、発電所への漂流物となるのは [] および [] となる。この中で、重量の大きな船舶は [] となるため、小型船舶の選定においては [] への問い合わせにより、燃料量が多く、船舶のサイズが大きい、かつ、燃料種の厳しい評価となるものを選定した。</p> <p>(a) 船舶火災の想定 船舶火災の想定条件は3.(1)(a)と同様</p> <p>(b) 火災影響評価 (i) 必要データ（小型船舶） 評価に用いるデータは以下のとおり。</p> <div data-bbox="85 635 696 719" style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div> <p>・ 離隔距離 L : 140 [m] (放水口付近から原子炉周辺建屋の距離) : 19 [m] (海水ポンプ防護壁から海水ポンプの距離)</p> <div data-bbox="98 778 674 1046" style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p>図3：小型船舶から原子炉周辺建屋及び海水ポンプまでの距離</p> <p>また、軽油の物性値は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輻射発散度 Rf : 42000 [W/m²] ・ 密度 ρ : 918 [kg/m³] ・ 質量低下速度 M : 0.044 [kg/m²・s] <p>(ii) 影響評価結果 ① 原子炉周辺建屋 投影面積および離隔距離から形態係数 φ を算出すると、φ = 0.003 となる。軽油の輻射発散度 Rf は 42000 [W/m²] であるため、受熱面の輻射強度 E は、E = Rf × φ = 126 [W/m²] となる。 また、燃焼時間 t は、容積 V (= G/ρ)、密度 ρ、質量低下速度 M および投影面積 S より、t = V / (S × M/ρ) にて求められ、約 0.223 [hr] となる。</p>			<p>【大阪】設計方針の相違 ・ 泊・女川は大型船舶の結果にて小型船舶の結果を包絡できることから記載していない。(離隔距離は短くなるが大型船舶の危険距離以上の離隔距離は確保されている) ・ また、大阪は危険距離評価ではなく熱影響評価を実施している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、建屋外壁表面の温度上昇は次式¹⁾で求められる。</p> $T = T_0 + \frac{2 \times E \times \sqrt{a \times \tau}}{\lambda} \times \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \times \exp\left(-\frac{x^2}{4 \times a \times \tau}\right) - \frac{x}{2 \times \sqrt{a \times \tau}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2 \times \sqrt{a \times \tau}}\right) \right]$ <p> T_0：初期温度（50℃） E：輻射強度 [W/m²] a：コンクリート温度伝導率 $a = \lambda / (\rho \times C_p)$ C_p：コンクリート比熱（963 [J/kgK]） ρ：コンクリート密度（2300 [kg/m³]） λ：コンクリート熱伝導率（1.74 [W/mK]） x：コンクリート深さ [m] τ：燃焼継続時間 [sec] </p> <p>1) 庄司正弘、東京大学機械工学6、伝熱工学、東京大学出版</p> <p>上記式を用いて建屋外壁表面温度を算出すると、53℃となり、コンクリートの許容温度（200℃）を超えることはなく、原子炉施設に影響を与えないことを確認した。</p> <p>② 海水ポンプ</p> <p>原子炉周辺建屋外壁への評価と同様に海水ポンプへの熱影響評価を実施した。冷却空気の温度上昇の評価について、ケーシングに受けた輻射による熱エネルギーが全て冷却空気に伝達されるという保守的な評価を実施した結果、冷却用空気の温度は55℃となり、許容温度（ ℃）を超えることはなく、海水ポンプに影響を与えないことを確認した。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">東海第二発電所</p> <p>5. 漂流船舶の二次的影響</p> <p>発電所港湾内で漂流船舶が出火し油が流出したとしても、港湾内の取水口にはカーテンウォールが設置されており、深層取水していることから発電用原子炉施設（海水系ポンプ）への影響はない。</p> <p>なお、発電所港湾外で船舶の油が流出した場合は、油の流出を確認し次第、速やかにオイルフェンスを設置し、発電用原子炉施設への影響がないよう対応する。</p>	<p style="text-align: right;">参考資料1</p> <p style="text-align: center;">漂流船舶（火災）の二次的影響について</p> <p>発電所港湾内で漂流船舶が出火し重油が流出したとしても、港湾内の取水口にはカーテンウォールが設置されており、深層取水していることから発電用原子炉施設（海水系ポンプ）への影響はない。</p> <p>漂流船舶の火災評価においては、港湾の岸における火災を想定しているため、オイルフェンスによる流入防止を期待していないが、重油運搬船の入港時にはオイルフェンスを準備し、着岸中は船の周りにフェンスを設置することとしている。</p> <p>オイルフェンスは港湾の保管庫に格納しており、また年に一度の点検により健全性を確認している。</p>	<p style="text-align: right;">参考資料1</p> <p style="text-align: center;">漂流船舶（火災）の二次的影響について</p> <p>発電所港湾内で漂流船舶が出火し重油が流出したとしても、約 T.P. -3.8m ~ T.P. -8.0m に設置された取水路より取水していることから発電用原子炉施設（海水系ポンプ）への影響はない。</p> <p>発電所港湾外で船舶の油が流出した場合は、油の流出を確認し次第、速やかにオイルフェンスを設置し、発電用原子炉施設への影響がないよう対応する。</p> <p>オイルフェンスは構内の保管庫に格納しており、また年に一度の点検により健全性を確認している。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊はカーテンウォールは無く、約 T.P. -3.8m 以下の取水口から取水しており重油の影響はない。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は港湾外の油流出に対する運用について記載（東海第二と同一の記載）</p> <p>【女川】保管箇所の相違</p>

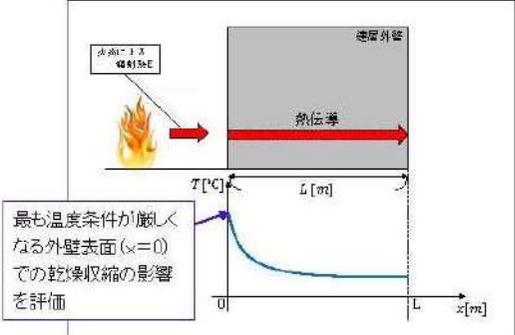
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考資料 2</p> <p style="text-align: center;">鉄筋コンクリート躯体に対する乾燥収縮ひび割れの外部火災評価への影響について</p> <p>外部火災の熱影響評価では、火災の輻射熱により評価対象施設の外壁、天井スラブの健全性が維持される温度より危険輻射強度を算出し、火災時の短期温度上昇を考慮した場合において、想定する火災の輻射強度が危険輻射強度を越えないことを、危険距離及び離隔距離から確認している。</p> <p>危険輻射強度を用いる熱影響評価には森林火災、敷地外危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び漂流船舶の火災の影響評価があるが、漂流船舶の火災の評価が判定基準に対して最も厳しい評価となるため、漂流船舶の火災について危険輻射強度への影響を確認する。</p> <p>建屋外壁コンクリートの評価はコンクリート躯体の構造的な形状の担保を目的としていることから、非定常状態におけるコンクリート表面について評価しており、十分に厚い固体の表面が放射熱で加熱される場合の温度分布は以下の一次元の熱伝導方程式により表すことができる。</p> $\rho C_p \frac{\partial T}{\partial t} = \frac{\partial}{\partial x} \left(\lambda \frac{\partial T}{\partial x} \right)$ <p>なお、本評価においては、温度算出概念図に示すとおり保守的に放熱を考慮しないことから、外表面（$x=0$）及び内表面（$x=L$）における境界条件は次のとおりとしてコンクリートの厚みを考慮している。</p> $-\lambda \frac{\partial T}{\partial x} = E (x=0), \quad \frac{\partial T}{\partial x} = 0 (x=L)$ <p>※1：天井スラブは外壁より火災源からの距離が遠いことから、天井スラブの評価は外壁の評価に含まれる ※2：コンクリート表面温度評価に当たっては、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした</p> <p style="text-align: center;">第 5-12 図 一次元非定常熱伝導方程式による温度算出概念図</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとする、漂流船舶の火災の影響評価では以下の温度評価式により、外壁表面の温度 T が 200°C となる輻射強度 E を危険輻射強度として算出できる。</p>		<p>【女川】設計方針の相違 ・女川の参考資料 2 は東日本大震災によるコンクリートのひび割れ影響に関する資料のため、泊は対象外</p>

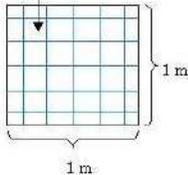
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>このうち、コンクリート躯体が関係する物性パラメータは、赤字で示すものであることから、これらのパラメータに対する乾燥収縮ひび割れの影響を確認する。</p> $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{at}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4at}\right) - \frac{x}{2\sqrt{at}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{at}}\right) \right]$ <p>T: 外壁表面温度[200℃], T₀: 初期温度[50℃], E: 危険輻射強度[W/m²], t: 火災継続時間[s], x: コンクリート深さ[m] α: コンクリート温度伝導率[α = λ/ρC_p][m²/s], λ: コンクリート熱伝導率(1.74 [W/m/K]), C_p: コンクリート比熱(963 [J/kg/K]), ρ: コンクリート密度(2,400[kg/m³])</p> <p>ここでコンクリート深さについては、外壁表面 (x=0) が輻射熱による温度上昇が最大となるため外壁表面 (x=0) における乾燥収縮ひび割れの影響を評価する。 また、コンクリート温度伝導率αは、熱伝導率λ、比熱C_pおよび密度ρと関連するため、その影響を試算により確認する。</p>  <p>第5-13図 建屋外壁の熱伝導と温度分布の概念図</p> <p>【試算条件】 女川2号原子炉建屋の乾燥収縮ひび割れ調査結果では、ひび割れ密度(1m当たりのひび割れ本数)は4~5程度、乾燥収縮ひび割れの平均ひび割れ幅は0.05~0.07mm程度であり、ひび割れ幅0.2mm以下のひび割れが99.3%であったため、試算条件として保守的に乾燥収縮ひび割れは、0.2mmのひび割れが1m当たり5本、縦にも横にも貫通して入ると仮定する。 上記の仮定に基づき、密度を体積比で算定すると0.2%低下する。熱伝導率および比熱は、0.2%程度の密度の低下では変動量は極めて小さいと考えられることから変化しないと仮定する。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>0.2mmのひび割れが1m当たり5本、 縦にも横にも貫通して入ると仮定</p>  <p>単位面積当たりのひび割れによる火炎面積=0.002㎡ [(幅) 0.0002m × (長さ) 1m × 5本 × 2方向] 単位体積当たりのひび割れによる火炎体積=0.002m³ [(面積) 0.002㎡ × (壁厚) 1m]</p> <p>第5-14図 建屋外壁にひび割れが入った場合の試算条件</p> <p>【影響検討結果】 最も評価が厳しい漂流船舶の火災による原子炉建屋の危険輻射強度への影響について検討を行ったところ、漂流船舶の火災の危険輻射強度 1086.9W/m²に対して密度低下を考慮すると 1085.8W/m²であり、1.1W/m²の変動であることから、保守的な条件を仮定しても、乾燥収縮ひび割れによる影響が僅かであることから、評価結果に影響を与えないことを確認した。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料9</p> <p>敷地内におけるタンク火災による影響評価について</p> <p>はじめに 本評価は、大飯発電所3,4号炉の発電所敷地内における危険物タンクの火災が、安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包する原子炉施設に影響をおよぼさないことについて、原子力発電所の外部火災評価ガイドにより、「附属書C 原子力発電所の敷地内への航空機墜落による火災の影響評価について」に基づき、評価を実施するものである。</p> <p>1.危険物タンクの火災による熱影響の評価 (1)危険物タンクの火災の想定</p> <p>危険物タンクの火災の想定は以下のとおりとした。 A.想定の条件</p> <p>A-1 評価対象とする危険物タンクは、発電所敷地内の屋外に設置されている危険物タンクのうち、燃料の保有量が多く、直接原子炉施設を臨むことができるタンクを想定した。</p> <p>A-2 評価対象とするタンクの燃料は満載した状態を想定した。</p> <p>A-4 危険物タンクの破損等による防油堤内の全面火災を想定した。 A-5 気象条件は無風状態とした。</p> <p>A-6 火災は円筒火災モデルとし、火災の高さは燃焼半径の3倍とした。</p> <p>A-3 離隔距離は、評価上厳しくなるよう、A-1で想定したタンク位置から原子炉施設までの直線距離とした。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-6</p> <p>敷地内における危険物施設の火災について</p> <p>1. 目的 本評価は、女川原子力発電所の発電所敷地内の危険物施設の火災に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災が起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことについて、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド附属書B石油コンビナート火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」及び、「附属書C原子力発電所の敷地内への航空機墜落による火災の影響評価について」（以下、「評価ガイド」という。）に基づき、評価するものである。</p> <p>2. 発電所敷地内危険物施設の火災影響評価 (1) 敷地内危険物施設の火災の想定 評価ガイドに基づき、発電所敷地内の火災源又は爆発源となる石油類等の屋外の危険物施設のうち、1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タンク(A及びB)、大容量電源装置の火災を想定して、影響評価を実施する。第6-1図のフローに基づき評価対象を抽出した。第6-2表に発電所敷地内の発火源となる危険物貯蔵施設の一覧と抽出フローによる抽出結果を示す。</p> <p>危険物施設の火災の想定は以下のとおりとした。</p> <p>i. 評価対象とする危険物施設の燃料は満載した状態を想定した。</p> <p>ii. 危険物施設の損傷等による防油堤内の全面火災を想定した。</p> <p>iii. 気象条件は無風状態とした。</p> <p>iv. 火災は円筒火災モデルとし、火災の高さは燃焼半径の3倍とした。</p> <p>v. 黒煙の発生による輻射発散度の低減は無いものとした。</p> <p>vi. 離隔距離は、評価上厳しくなるよう i. で想定した危険物施設位置から原子炉施設までの直線距離とした。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-6</p> <p>敷地内における危険物施設の火災について</p> <p>1. 目的 本評価は、泊発電所の発電所敷地内の危険物施設の火災に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災が起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことについて、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド附属書B石油コンビナート火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」及び、「附属書C原子力発電所の敷地内への航空機墜落による火災の影響評価について」（以下、「評価ガイド」という。）に基づき、評価するものである。</p> <p>2. 発電所敷地内危険物施設の火災影響評価 (1) 敷地内危険物施設の火災の想定 評価ガイドに基づき、発電所敷地内の火災源又は爆発源となる石油類等の屋外の危険物施設のうち、3号炉補助ボイラー燃料タンクの火災を想定して、影響評価を実施する。図6-1のフローに基づき評価対象を抽出した。表6-2に発電所敷地内の発火源となる危険物貯蔵施設の一覧と抽出フローによる抽出結果を示す。</p> <p>敷地内危険物施設の火災の想定は以下のとおりとした。</p> <p>i. 評価対象とする危険物施設の燃料貯蔵量は管理上定められた上限値とする。</p> <p>ii. 危険物施設の損傷等による防油堤内の全面火災を想定した。</p> <p>iii. 気象条件は無風状態とした。</p> <p>iv. 火災は円筒火災モデルとし、火災の高さは燃焼半径の3倍とした。</p> <p>v. 黒煙の発生による輻射発散度の低減は無いものとした。</p> <p>vi. 離隔距離は、評価上厳しくなるよう i. で想定した危険物施設位置から発電用原子炉施設までの直線距離とした。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】 発電所名の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違い による想定する危険物施設の相違（泊には軽油タンク、大容量電源装置はない）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 ・泊、女川は(3)に記載</p> <p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・泊は火災影響軽減のため許可された値より低減した値で管理している。</p> <p>【女川・大飯】 記載方針の相違 ・他資料との記載統一 【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川・大飯】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>B. 輻射強度の算定</p> <p>油火災において任意の位置にある輻射強度（熱）を計算により求めるため、半径が1.5[m]以上の場合で火炎の高さ（輻射体）を半径の3倍にした円筒火災モデルを採用した。</p> <p>(2) 危険物タンクの火災による影響の有無の評価</p> <p>a. 評価対象範囲</p> <p>評価対象とする危険物タンクは、引火などのおそれがある発電所敷地内の屋外に設置されている危険物タンクとして、燃料の保有量が多く、直接原子炉施設を臨むことができるタンク類の火災を想定することとし、補助ボイラ用燃料タンクおよび1, 2号機油計量タンクを評価対象として想定することとした。</p> <p>なお、ディーゼル発電機用燃料タンクについては、コンクリート構造物に収納され、周囲を不燃物である乾燥砂に囲われた地下埋設タンクとなっていることから、評価対象外としている。</p> <p style="text-align: center;">島根2号炉</p> <p>(3) 評価対象範囲</p> <p>評価ガイドに基づき、発電所敷地内に存在する石油類やヒドラジン等の危険物タンク火災の影響評価を実施する。消防法又は松江市火災予防条例に基づく届出対象施設（第2-2表）より、評価対象とする危険物タンク等を抽出する（第2-1図のフロー図）。</p> <p>発電所敷地内の発火源となる施設のうち、建物内に設置している設備及び地下貯蔵タンクは外部への火災が発生する可能性が低いことから除外し、危険物を貯蔵し屋外に設置しているタンク等を想定発火源とする。発電所敷地内における危険物施設等の位置を第2-2図に示す。</p>	<p>(2) 評価手法の概要</p> <p>本評価は、女川原子力発電所に対する敷地内危険物施設の火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第6-1表 評価指標及びその内容</p> <table border="1" data-bbox="728 284 1303 475"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m²]</td> <td>火炎の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>防油槽面積を火炎円筒の底面として求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[s]</td> <td>火災が終了するまでの時間</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>危険物タンクから発電用原子炉施設までの直線距離</td> </tr> <tr> <td>熱許容限界値[-]</td> <td>建屋の外壁、天井スラブが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。油の液面火災では、火炎面積の半径が3mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射発散度の低減がないものとする。</p> <p>輻射熱に対する設備の温度上昇を評価し、温度上昇がその設備の熱許容限界値以下になるように発電用原子炉施設は離隔距離を確保する。</p> <p>(3) 評価対象範囲</p> <p>評価ガイドに基づき、発電所敷地内に存在する石油類やヒドラジン等の危険物施設火災の影響評価を実施する。消防法に基づく届出対象施設（第6-2表）より、評価対象とする危険物施設等を抽出する（第6-1図）。</p> <p>発電所敷地内の発火源となる施設のうち、建屋内に設置している設備及び地下貯蔵タンクは外部への火災が発生する可能性が低いことから除外し、危険物を貯蔵し屋外に設置しているタンク等を想定発火源とする。発電所敷地内における危険物施設等の位置を第6-2図に示す。</p>	評価指標	内容	輻射強度[W/m ²]	火炎の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度	形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	防油槽面積を火炎円筒の底面として求めた燃焼半径	燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間	離隔距離[m]	危険物タンクから発電用原子炉施設までの直線距離	熱許容限界値[-]	建屋の外壁、天井スラブが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値	<p>(2) 評価手法の概要</p> <p>本評価は、泊発電所に対する敷地内危険物施設の火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">表6-1 評価指標及びその内容</p> <table border="1" data-bbox="1379 292 1912 502"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m²]</td> <td>火炎の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>防油堤面積を火炎円筒の底面として求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[s]</td> <td>火災が終了するまでの時間</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>敷地内危険物施設から発電用原子炉施設までの直線距離</td> </tr> <tr> <td>熱許容限界値[-]</td> <td>原子炉施設の外壁、排気筒及び原子炉補機冷却海水ポンプが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。油の液面火災では、火炎面積の半径が3mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射発散度の低減がないものとする。</p> <p>輻射熱に対する設備の温度上昇を評価し、温度上昇がその設備の熱許容限界値以下になるように発電用原子炉施設は離隔距離を確保する。</p> <p>(3) 評価対象範囲</p> <p>評価ガイドに基づき、発電所敷地内に存在する石油類やヒドラジン等の危険物施設火災の影響評価を実施する。消防法又は岩内・寿都地方消防組合火災予防条例に基づく届出対象施設（表6-2、表6-3）より、評価対象とする危険物施設等を抽出する（図6-1）。</p> <p>発電所敷地内の発火源となる施設のうち、建屋内に設置している設備及び地下貯蔵タンクは外部への火災が発生する可能性が低いことから除外し、危険物を貯蔵し屋外に設置しているタンク等を想定発火源とする。発電所敷地内における危険物施設等の位置を図6-2に示す。</p>	評価指標	内容	輻射強度[W/m ²]	火炎の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度	形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	防油堤面積を火炎円筒の底面として求めた燃焼半径	燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間	離隔距離[m]	敷地内危険物施設から発電用原子炉施設までの直線距離	熱許容限界値[-]	原子炉施設の外壁、排気筒及び原子炉補機冷却海水ポンプが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず） 【女川】発電所名の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず） 【女川】設計方針の相違・地域特性に伴う法令基準の相違。（島根と同一の選定）</p>
評価指標	内容																														
輻射強度[W/m ²]	火炎の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度																														
形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																														
燃焼半径[m]	防油槽面積を火炎円筒の底面として求めた燃焼半径																														
燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間																														
離隔距離[m]	危険物タンクから発電用原子炉施設までの直線距離																														
熱許容限界値[-]	建屋の外壁、天井スラブが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値																														
評価指標	内容																														
輻射強度[W/m ²]	火炎の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度																														
形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																														
燃焼半径[m]	防油堤面積を火炎円筒の底面として求めた燃焼半径																														
燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間																														
離隔距離[m]	敷地内危険物施設から発電用原子炉施設までの直線距離																														
熱許容限界値[-]	原子炉施設の外壁、排気筒及び原子炉補機冷却海水ポンプが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p>b. 評価対象の選定の考え方</p> <p>原子炉施設（建屋）に対する評価として、最も近接している危険物タンクは3、4号炉油計量タンク（隔離距離：約60m）であるが、タービン建屋の影に隠れることから、火災の放射の影響を受ける事はないため、対象外としている。3、4号炉油計量タンクの次に近接している危険物タンクとして、補助ボイラ燃料タンク（隔離距離：約90m）があり、燃料量が最も多い事から、補助ボイラ燃料タンクを選定している。</p> <p>海水ポンプに対する評価としては、最も近接している危険物タンクが、1、2号炉油計量タンク（約320m）である事から、評価対象として選定している。（なお、評価結果は燃料量の多い補助ボイラ燃料タンクの評価結果よりも厳しい結果である事を確認している。）</p> <p>なお、実運用として、補助ボイラ燃料タンクは60kL以下、油計量タンクは空運用であるが、燃料を満載した状態として、保守的に評価している。</p> <p>また、タービン油計量タンクの空運用については、設置許可添付八の「手順等」の項及び保安規定に記載する。このため、タービン油計量タンク火災が発生する事はなく、原子炉施設（建屋）に対して、タービン建屋による波及的影響はない。</p>	<p>（外部火災影響評価ガイド抜粋）</p> <p>（2）近隣の産業施設の火災・爆発</p> <p>近隣の産業施設で発生した火災・爆発により、原子炉施設が、その影響を受けないよう適切な防護措置が施されており、その二次的な影響も含めて、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。なお、発電所敷地外の10km以内を発火点とし、森林等に延焼することによって発電所に迫る場合は（1）の森林火災として評価する。（ただし、発電所敷地内に存在する石油類やヒドラジンなどの危険物タンク火災については、（3）の航空機墜落と同様に原子炉施設への熱影響評価等を行う。）</p> <p>発電所敷地内には、危険物施設のほかにタンクローリー（100L×3台、4kL×2台）を配備している。タンクローリーは通常時「空」の状態に運用している。通常時「空」の状態であるタンクローリーは発火の可能性はないことから評価対象から除外する。</p> <p>また、直接放射熱の影響を受けない建屋内に設置している設備及び地下貯蔵タンクは壁面及び天井面に囲まれており、内部で火災が発生した場合でも、屋外への延焼の可能性が低いことから熱影響評価は実施しない。ただし、大容量電源装置用燃料タンクは地下貯蔵タンクであり、地表面で火災が発生する可能性は低い、装置起動用発電機の軽油タンクが地表面にあることから、保守的に地下貯蔵タンクとともに火災が発生した場合を想定し熱影響評価を実施することとした。</p> <p>以上より、評価対象は、1号炉及び3号炉の軽油タンク、大容量電源装置、危険物を貯蔵する車両（電源車、消防自動車、放射能観測車他）、指定数量以下の危険物を貯蔵する倉庫（油脂倉庫）となる。</p> <p>また、指定数量以下の危険物を貯蔵する車両等（電源車、消防自動車、放射能観測車他）及び指定数量以下の危険物を貯蔵する倉庫（油脂倉庫）は、軽油タンク及び大容量電源装置に比べて、発電用原子炉施設との距離が離れた位置に配置しており、貯蔵量が少なく、軽油タンク及び大容量電源装置火災の評価に包絡されるため熱影響評価は実施しない。</p>	<p>（外部火災影響評価ガイド抜粋）</p> <p>（2）近隣の産業施設の火災・爆発</p> <p>近隣の産業施設で発生した火災・爆発により、原子炉施設が、その影響を受けないよう適切な防護措置が施されており、その二次的な影響も含めて、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。なお、発電所敷地外の10km以内を発火点とし、森林等に延焼することによって発電所に迫る場合は（1）の森林火災として評価する。（ただし、発電所敷地内に存在する石油類やヒドラジンなどの危険物タンク火災については、（3）の航空機墜落と同様に原子炉施設への熱影響評価等を行う。）</p> <p>発電所敷地内には、危険物施設の他にタンクローリー（3.86kL×4台）を配備している。タンクローリーは通常時「空」の状態に運用している。通常時「空」の状態であるタンクローリーは発火の可能性はないことから評価対象から除外する。</p> <p>同様に、発電所構内には3号炉油計量タンクがあるが、航空機墜落による火災と危険物タンク火災の重量による熱影響評価を踏まえ、運用を停止することとしたため評価対象から除外する。</p> <p>また、直接放射熱の影響を受けない建屋内に設置している設備及び地下貯蔵タンクは壁面及び天井面に囲まれており、内部で火災が発生した場合でも、屋外への延焼の可能性が低いことから熱影響評価は実施しない。</p> <p>以上より、評価対象は、1、2号炉及び3号炉の補助ボイラ燃料タンク、代替非常用発電機（一般取扱所）、可搬型代替電源車（一般取扱所）及び屋外の少量危険物貯蔵取扱施設となる。</p> <p>また、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車（一般取扱所）は、3号炉補助ボイラ燃料タンクに比べて、貯蔵量が少なく、3号炉補助ボイラ燃料タンク火災の評価に包絡されるため熱影響評価は実施しない。屋外の少量危険物貯蔵取扱施設は、3号炉補助ボイラ燃料タンクに比べて、発電用原子炉施設との距離が離れた位置に配置しており、貯蔵量が少なく、3号炉補助ボイラ燃料タンク火災の評価に包絡されるため熱影響評価は実施しない。また、1号及び2号炉補助ボイラ燃料タンクは、3号炉補助ボイラ燃料タンクに比べて、発電用原子炉施設との距離が離れた位置に配置しており、3号炉補助ボイラ燃料タンク火災の評価に包絡されるため熱影響評価は実施しない。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる配備車両の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は火災影響軽減のためタンクを空運用としている。</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる危険物施設の相違（泊の地下タンクは地下埋設であるとともに、当該タンク付近の地表面に他の燃料タンクは存在しない）</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる危険物施設の相違（泊も女川も貯蔵量または隔離距離から他の火災の評価に包絡される場合は評価は実施しない方針に差異はない）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第6-1図 敷地内危険物施設のうち評価対象抽出フロー</p>	<p>図6-1 敷地内危険物施設のうち評価対象抽出フロー</p> <p>※1: 消防法又は岩内・寿都地方消防組合火災予防条例に基づく届出対象施設となる危険物タンク等</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる抽出結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第6-2表 女川原子力発電所敷地内危険物施設一覧（1/2）

号炉	施設名称	緊急時の対応	危険物の種類	品名	最大容量	基準評定結果
1号炉	補助ボイラー設備*	一般取扱所	第3石油類	重油	67,000kL	×
1号炉	FRI(1) 軽油貯蔵タンク(A)	屋外タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	400.0kL	○
1号炉	非常用ディーゼル発電設備	一般取扱所	第2石油類	軽油	29,249.0kL	×
1号炉	非常用ディーゼル発電設備(B)	一般取扱所	第2石油類	軽油	8.0kL	×
1号炉	燃料タンク(6A)	一般取扱所	第2石油類	軽油	90.4kL	×
2号炉	FRI(2) 軽油貯蔵タンク(A)	屋外タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	220.0kL	×
2号炉	FRI(2) 軽油貯蔵タンク(B)	屋外タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	220.0kL	×
2号炉	FRI(2) 軽油貯蔵タンク(C)	屋外タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	170.0kL	×
2号炉	非常用ディーゼル発電設備(A)	一般取扱所	第2石油類	軽油	42,984.0kL	×
2号炉	非常用ディーゼル発電設備(B)	一般取扱所	第2石油類	軽油	9.0kL	×
2号炉	非常用ディーゼル発電設備(C)	一般取扱所	第2石油類	軽油	43,984.0kL	×
2号炉	新形炉心スプレイトターセル発電設備	一般取扱所	第2石油類	軽油	21,456.0kL	×
2号炉	タービン給油設備	一般取扱所	第2石油類	軽油	177.24kL	×
2号炉	FRI(2) 軽油貯蔵タンク(A)	屋外タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	320.0kL	○
2号炉	FRI(2) 軽油貯蔵タンク(B)	屋外タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	320.0kL	○
2号炉	非常用ディーゼル発電設備(A)	一般取扱所	第2石油類	軽油	43,132.0kL	×
2号炉	非常用ディーゼル発電設備(B)	一般取扱所	第2石油類	軽油	7.0kL	×
2号炉	非常用ディーゼル発電設備(C)	一般取扱所	第2石油類	軽油	43,132.0kL	×
2号炉	新形炉心スプレイトターセル発電設備	一般取扱所	第2石油類	軽油	21,456.0kL	×
2号炉	タービン給油設備	一般取扱所	第2石油類	軽油	220.4kL	×

※1：1号炉補助ボイラー設備用として屋外に重油貯蔵タンクが設置されていたが、東北地方太平洋沖地震による津波により倒壊したため設備廃止

表6-2 危険物製造所等許可施設一覧（1/2）

号炉	施設名	製造所の別	危険物		数量	詳細評価票
			類	品名		
1号炉	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	地下タンク 貯蔵所	4	第2石油類 軽油	461.6 kL	×
2号炉	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	地下タンク 貯蔵所	4	第2石油類 軽油	461.6 kL	×
3号炉	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽(A側)	地下タンク 貯蔵所	4	第2石油類 軽油	295.89 kL	×
3号炉	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽(B側)	地下タンク 貯蔵所	4	第2石油類 軽油	295.8 kL	×
3号炉	燃料タンク(SA) 【設置予定】	地下タンク 貯蔵所	4	第2石油類 軽油	60 kL	×
1, 2号炉	補助ボイラー-燃料タンク	屋外タンク 貯蔵所	4	第3石油類 A重油	600 kL	×
3号炉	補助ボイラー-燃料タンク	屋外タンク 貯蔵所	4	第3石油類 A重油	720 kL	×
1号炉	油計室タンク	屋外タンク 貯蔵所	4	第4石油類 潤滑油	70 kL	×
3号炉	油計室タンク	屋外タンク 貯蔵所	4	第4石油類 潤滑油	110 kL	×
1号炉	ディーゼル発電設備 燃料油・潤滑油装置	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	58.9 kL	×
2号炉	ディーゼル発電設備 燃料油・潤滑油装置	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	14.6 kL	×
3号炉	ディーゼル発電設備 燃料油・潤滑油装置	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	75.3 kL	×
1号炉	タービン潤滑油装置	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	73 kL	×
2号炉	タービン潤滑油装置	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	79 kL	×
3号炉	タービン潤滑油装置	一般取扱所	4	第4石油類 潤滑油	110 kL	×
1, 2号炉	補助ボイラー-燃料油装置	一般取扱所	4	第3石油類 A重油	96 kL	×
3号炉	補助ボイラー-燃料油装置	一般取扱所	4	第3石油類 A重油	114.6 kL	×
1, 2号炉	油倉庫	屋内貯蔵所	4	第2石油類 軽油	4 kL	×
3号炉	油倉庫	屋内貯蔵所	4	第2石油類 軽油	24 kL	×
3号炉	油庫	屋内貯蔵所	4	第2石油類 軽油	25.02 kL	×
共用	第2危険物倉庫	屋内貯蔵所	4	第1石油類 シンナー	0.6 kL	×
				第2石油類 塗料	1.0 kL	×
				第3石油類 塗料	2.0 kL	×
1号炉	代替非常用発電機 (1A)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	7,392 kL	×
				第4石油類 潤滑油	0,144 kL	×
1号炉	代替非常用発電機 (1B)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	7,392 kL	×
				第4石油類 潤滑油	0,144 kL	×
2号炉	代替非常用発電機 (2A)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	7,392 kL	×
				第4石油類 潤滑油	0,144 kL	×
2号炉	代替非常用発電機 (2B)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	7,392 kL	×
				第4石油類 潤滑油	0,144 kL	×
3号炉	代替非常用発電機 (3A)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	7,392 kL	×
				第4石油類 潤滑油	0,144 kL	×
3号炉	代替非常用発電機 (3B)	一般取扱所	4	第2石油類 軽油	7,392 kL	×
				第4石油類 潤滑油	0,144 kL	×

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる抽出結果の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第6-2表 女川原子力発電所敷地内危険物施設一覧（2/2）

号炉	施設名称	施設種別の別	危険物の別	品名	最大容量	詳細評価
その他	大飯発電所増設機	一般取扱所	第四類	第二石油類	74.025kL	※
その他	大飯発電所増設機	指定取扱所	第四類	第二石油類	90kL	○
その他	タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第四類	第二石油類	4kL	※
その他	タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第四類	第二石油類	0.66kL	※
その他	タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第四類	第二石油類	4kL	※
その他	タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第四類	第二石油類	0.05kL	※
その他	タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第四類	第二石油類	100L	※
その他	タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第四類	第二石油類	100L	※
その他	タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第四類	第二石油類	100L	※
その他	ボスケットポンプ発電機	指定取扱所	第四類	第二石油類	220kL	※

※2：評価に際し最大貯蔵量に加えて起新用発電機軽油タンク585L（一般取扱所分）を加味して評価を実施。

表6-2 危険物製造所等許可施設一覧（2/2）

号炉	施設名	製造所の別	危険物		数量	詳細評価
			品名	数量		
共用	可搬型代替電源車（1号車）	一般取扱所	第2石油類 第4石油類	軽油 潤滑油	8.88 kL 0.1 kL	×（※3）
共用	可搬型代替電源車（2号車）	一般取扱所	第2石油類 第4石油類	軽油 潤滑油	8.88 kL 0.1 kL	×（※3）
共用	可搬型代替電源車（3号車）	一般取扱所	第2石油類 第4石油類	軽油 潤滑油	8.88 kL 0.1 kL	×（※3）
共用	可搬型代替電源車（4号車）	一般取扱所	第2石油類 第4石油類	軽油 潤滑油	8.88 kL 0.1 kL	×（※3）
共用	可搬型代替電源車（5号車）	一般取扱所	第2石油類 第4石油類	軽油 潤滑油	8.88 kL 0.1 kL	×（※3）
共用	可搬型代替電源車（6号車）	一般取扱所	第2石油類 第4石油類	軽油 潤滑油	8.88 kL 0.1 kL	×（※3）
共用	可搬型代替電源車（7号車）	一般取扱所	第2石油類 第4石油類	軽油 潤滑油	8.88 kL 0.1 kL	×（※3）
共用	可搬型代替電源車（8号車）	一般取扱所	第2石油類 第4石油類	軽油 潤滑油	8.88 kL 0.1 kL	×（※3）
共用	タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	3.86 kL	×（※2）
共用	タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	3.86 kL	×（※2）
共用	タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	3.86 kL	×（※2）
共用	タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	3.86 kL	×（※2）

※1：運用管理により貯蔵量を削減しているため、410 kLにて熱影響評価を実施する。（別紙6-1）
 ※2：空運用とするため、熱影響評価は実施しない。（別紙6-2）
 ※3：3号炉補助ボイラー燃料タンクに比べて、発電用原子炉施設との距離が離れた位置に配置している又は貯蔵量が少ないことから、3号炉補助ボイラー燃料タンク火災の熱影響評価に包絡される。

表6-3 少量危険物貯蔵取扱施設一覧

号炉	施設名	危険物		数量	詳細評価
		品名	数量		
1,2号炉	給排水処理建屋	第2石油類	軽油	490 L	×（屋内設置）
3号炉	給排水処理建屋	第2石油類	軽油	490 L	×（屋内設置）
1,2号炉	循環水ポンプ建屋	第3石油類	潤滑油	1,600 L	×（屋内設置）
3号炉	循環水ポンプ建屋	第4石油類	潤滑油	1,910 L	×（屋内設置）
1号炉	原子炉建屋	第3石油類	潤滑油	1,500 L	×（屋内設置）
2号炉	原子炉建屋	第3石油類	潤滑油	1,500 L	×（屋内設置）
3号炉	原子炉建屋	第4石油類	潤滑油	1,500 L	×（屋内設置）
共用	指揮所用発電機	第2石油類	軽油	490 L	×（※1）
共用	待機所用発電機	第2石油類	軽油	490 L	×（※1）
共用	高圧送水ポンプ車(HS900)	第2石油類	軽油	990 L	×（※1）
共用	高圧送水ポンプ車(HS900)	第2石油類	軽油	990 L	×（※1）
共用	高圧送水ポンプ車(HS1200)	第2石油類	軽油	990 L	×（※1）
共用	可搬型直流電源用発電機1	第2石油類	軽油	250 L	×（※1）
共用	可搬型直流電源用発電機2	第2石油類	軽油	250 L	×（※1）
共用	可搬型直流電源用発電機3	第2石油類	軽油	250 L	×（※1）
共用	可搬型直流電源用発電機4	第2石油類	軽油	250 L	×（※1）
共用	可搬型直流電源用発電機5	第2石油類	軽油	250 L	×（※1）
共用	可搬型直流電源用発電機6	第2石油類	軽油	250 L	×（※1）
共用	可搬型直流電源用発電機7	第2石油類	軽油	250 L	×（※1）
共用	可搬型直流電源用発電機8	第2石油類	軽油	250 L	×（※1）

※1：3号炉補助ボイラー燃料タンクに比べて、発電用原子炉施設との距離が離れた位置に配置しており、貯蔵量が少なく、3号炉補助ボイラー燃料タンク火災の評価に包絡されるため熱影響評価は実施しない。

【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる抽出結果の相違
 【泊】は消防法で届出要求のある指定数量以上の危険物施設に加えて、火災予防条例で届出要求のある少量危険物貯蔵取扱所も確認している。島根と同一の選定

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																															
<p>第6-2図 女川原子力発電所敷地内における評価対象の危険物施設等の位置</p> <p>3. 温度影響評価 (1) 建屋外壁に対する熱影響評価 a. 評価対象範囲 発電所敷地内に設置している屋外の危険物施設のうち、1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タンク(A及びB)、大容量電源装置の火災を想定して、原子炉施設外壁への熱影響評価を実施する。</p> <p>c. 必要データ (補助ボイラ用燃料タンク) 評価に用いるデータは以下のとおり。</p> <p>燃料量 [m³] : 500 放射発散度 [W/m²] : 23×10³ (重油) 燃焼速度 [m/s] : 3.50×10⁻⁵ 防油堤面積[m²] : 278.81 離隔距離 [m] : 90 (3号炉原子炉周辺建屋までの距離)</p>	 <p>第6-2図 女川原子力発電所敷地内における評価対象の危険物施設等の位置</p> <p>3. 温度影響評価 (1) 建屋外壁に対する熱影響評価 a. 評価対象範囲 発電所敷地内に設置している屋外の危険物施設のうち、1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タンク(A及びB)、大容量電源装置の火災を想定して、原子炉施設外壁への熱影響評価を実施する。</p> <p>b. 必要データ 評価に用いるデータは以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="716 1133 1299 1436"> <caption>第6-3表 敷地内危険物施設火災影響評価に必要なデータ</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> <th rowspan="2">大容量電源装置</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料量 P [m³]</td> <td>620</td> <td>330</td> <td>230</td> <td>660</td> <td>40,438 (軽油) 10 (重油)</td> </tr> <tr> <td>放射発散度 ΔF [W/m²]</td> <td>42,000</td> <td>42,000</td> <td>42,000</td> <td>42,000</td> <td>42,000 (軽油, 潤滑油)</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度 v [m/s]</td> <td>5.11×10⁻⁵</td> <td>5.11×10⁻⁵</td> <td>5.11×10⁻⁵</td> <td>5.11×10⁻⁵</td> <td>5.11×10⁻⁵ (軽油) 4.35×10⁻⁵ (重油)</td> </tr> <tr> <td>防油堤面積 S [m²]</td> <td>340</td> <td>185.15</td> <td>185.20</td> <td>370.35</td> <td>47,011 (軽油) 8,1743 (重油)</td> </tr> </tbody> </table>		1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源装置	A	B	A+B	燃料量 P [m ³]	620	330	230	660	40,438 (軽油) 10 (重油)	放射発散度 ΔF [W/m ²]	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000 (軽油, 潤滑油)	燃焼速度 v [m/s]	5.11×10 ⁻⁵ (軽油) 4.35×10 ⁻⁵ (重油)	防油堤面積 S [m ²]	340	185.15	185.20	370.35	47,011 (軽油) 8,1743 (重油)	 <table border="1" data-bbox="1355 518 1948 678"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>名称</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ディーゼル発電設備燃料油槽 (1号)</td> <td>10. ディーゼル発電設備燃料油・潤滑油倉庫 (3号)</td> <td>19. 第2号燃料倉庫</td> </tr> <tr> <td>2. ディーゼル発電設備燃料油槽 (2号)</td> <td>11. ディーゼル発電設備燃料油・潤滑油倉庫 (1号)</td> <td>20.21. 代替品受取倉庫 (1A,1B)</td> </tr> <tr> <td>3. ディーゼル発電設備燃料油槽 (3号A倉)</td> <td>12. タービン潤滑油倉庫 (1号)</td> <td>22.23. 代替品受取倉庫 (2A,2B)</td> </tr> <tr> <td>4. ディーゼル発電設備燃料油槽 (3号B倉)</td> <td>13. タービン潤滑油倉庫 (2号)</td> <td>24.25. 代替品受取倉庫 (3A,3B)</td> </tr> <tr> <td>5. 補助ボイラ燃料タンク (1,2号)</td> <td>14. タービン潤滑油倉庫 (3号)</td> <td>26-33. 可燃物処理倉庫 (1-8号機)</td> </tr> <tr> <td>6. 補助ボイラ燃料タンク (3号)</td> <td>15. 補助ボイラ燃料油倉庫 (1,2号)</td> <td>34-37. ネットローリー</td> </tr> <tr> <td>7. 油貯蔵タンク (1,2号)</td> <td>16. 補助ボイラ燃料油倉庫 (3号)</td> <td>38. 燃料タンク (3A) [設置予定]</td> </tr> <tr> <td>8. 油貯蔵タンク (3号)</td> <td>17. 油庫</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. ディーゼル発電設備燃料油・潤滑油倉庫 (1号)</td> <td>18. 油庫</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>図6-2 敷地内における危険物施設の位置 (発電所全体)</p> <p>3. 温度影響評価 (1) 建屋外壁に対する熱影響評価 a. 評価対象範囲 発電所敷地内に設置している屋外の危険物施設のうち、3号炉補助ボイラ燃料タンクの火災を想定して、原子炉施設外壁への熱影響評価を実施する。</p> <p>b. 必要データ 評価に用いるデータは以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1355 1133 1948 1356"> <caption>表6-4 危険物貯蔵施設の必要データ</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>3号炉補助ボイラ燃料タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料の種類</td> <td>重油</td> </tr> <tr> <td>燃料量[m³]</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>防油堤面積[m²]</td> <td>482.79</td> </tr> <tr> <td>燃料密度[kg/m³]</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>質量低下速度[kg/m²・s]</td> <td>0.035</td> </tr> <tr> <td>放射発散度[W/m²]</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度[m/s]</td> <td>3.50×10⁻⁵</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 防油堤の堰(20.9m×23.1m)の面積に等しいとした ※2: THE SFPE Handbook of Fire Protection Engineering 4th Edition 記載値 ※3: 評価ガイド付属書B 記載値</p>	名称	名称	名称	1. ディーゼル発電設備燃料油槽 (1号)	10. ディーゼル発電設備燃料油・潤滑油倉庫 (3号)	19. 第2号燃料倉庫	2. ディーゼル発電設備燃料油槽 (2号)	11. ディーゼル発電設備燃料油・潤滑油倉庫 (1号)	20.21. 代替品受取倉庫 (1A,1B)	3. ディーゼル発電設備燃料油槽 (3号A倉)	12. タービン潤滑油倉庫 (1号)	22.23. 代替品受取倉庫 (2A,2B)	4. ディーゼル発電設備燃料油槽 (3号B倉)	13. タービン潤滑油倉庫 (2号)	24.25. 代替品受取倉庫 (3A,3B)	5. 補助ボイラ燃料タンク (1,2号)	14. タービン潤滑油倉庫 (3号)	26-33. 可燃物処理倉庫 (1-8号機)	6. 補助ボイラ燃料タンク (3号)	15. 補助ボイラ燃料油倉庫 (1,2号)	34-37. ネットローリー	7. 油貯蔵タンク (1,2号)	16. 補助ボイラ燃料油倉庫 (3号)	38. 燃料タンク (3A) [設置予定]	8. 油貯蔵タンク (3号)	17. 油庫		9. ディーゼル発電設備燃料油・潤滑油倉庫 (1号)	18. 油庫			3号炉補助ボイラ燃料タンク	燃料の種類	重油	燃料量[m ³]	410	防油堤面積[m ²]	482.79	燃料密度[kg/m ³]	1,000	質量低下速度[kg/m ² ・s]	0.035	放射発散度[W/m ²]	23,000	燃焼速度[m/s]	3.50×10 ⁻⁵	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる抽出された危険物施設の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は発電用原子炉施設までの距離が最短かつ最も貯蔵量が多い施設が3号機補助ボイラ燃料タンクのため</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・評価対象施設の違いによる評価条件の相違</p>				
	1号炉軽油貯蔵タンク			3号炉軽油タンク				大容量電源装置																																																																										
		A	B	A+B																																																																														
燃料量 P [m ³]	620	330	230	660	40,438 (軽油) 10 (重油)																																																																													
放射発散度 ΔF [W/m ²]	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000 (軽油, 潤滑油)																																																																													
燃焼速度 v [m/s]	5.11×10 ⁻⁵	5.11×10 ⁻⁵	5.11×10 ⁻⁵	5.11×10 ⁻⁵	5.11×10 ⁻⁵ (軽油) 4.35×10 ⁻⁵ (重油)																																																																													
防油堤面積 S [m ²]	340	185.15	185.20	370.35	47,011 (軽油) 8,1743 (重油)																																																																													
名称	名称	名称																																																																																
1. ディーゼル発電設備燃料油槽 (1号)	10. ディーゼル発電設備燃料油・潤滑油倉庫 (3号)	19. 第2号燃料倉庫																																																																																
2. ディーゼル発電設備燃料油槽 (2号)	11. ディーゼル発電設備燃料油・潤滑油倉庫 (1号)	20.21. 代替品受取倉庫 (1A,1B)																																																																																
3. ディーゼル発電設備燃料油槽 (3号A倉)	12. タービン潤滑油倉庫 (1号)	22.23. 代替品受取倉庫 (2A,2B)																																																																																
4. ディーゼル発電設備燃料油槽 (3号B倉)	13. タービン潤滑油倉庫 (2号)	24.25. 代替品受取倉庫 (3A,3B)																																																																																
5. 補助ボイラ燃料タンク (1,2号)	14. タービン潤滑油倉庫 (3号)	26-33. 可燃物処理倉庫 (1-8号機)																																																																																
6. 補助ボイラ燃料タンク (3号)	15. 補助ボイラ燃料油倉庫 (1,2号)	34-37. ネットローリー																																																																																
7. 油貯蔵タンク (1,2号)	16. 補助ボイラ燃料油倉庫 (3号)	38. 燃料タンク (3A) [設置予定]																																																																																
8. 油貯蔵タンク (3号)	17. 油庫																																																																																	
9. ディーゼル発電設備燃料油・潤滑油倉庫 (1号)	18. 油庫																																																																																	
	3号炉補助ボイラ燃料タンク																																																																																	
燃料の種類	重油																																																																																	
燃料量[m ³]	410																																																																																	
防油堤面積[m ²]	482.79																																																																																	
燃料密度[kg/m ³]	1,000																																																																																	
質量低下速度[kg/m ² ・s]	0.035																																																																																	
放射発散度[W/m ²]	23,000																																																																																	
燃焼速度[m/s]	3.50×10 ⁻⁵																																																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
<p>d. 燃焼半径の算出</p> <p>円筒火災モデルとして評価を実施するため、燃焼半径は対象としたタンクの防油堤の面積を円筒の底面と仮定して算出した。</p> $R = (S/\pi)^{1/2}$ <p>S：防油堤の投影面積（火災円筒の底面積） $R = (278.81/\pi)^{1/2} = 9.42$ [m]</p>	<p>c. 燃焼半径の算出</p> <p>防油堤には貯槽その他不燃障害物が存在し、火災面積はその面積分だけ小さくなるが、防油堤全面火災のような大規模な火災の場合は、多少の障害物も無視できる。したがって、本評価では、防油堤面積と等しい円筒火災を生ずるものと想定し、次の式から燃焼半径R[m]を算出する。</p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R: 燃焼半径[m], S: 燃焼面積 (=防油堤面積) [m²]</p> <table border="1" data-bbox="712 464 1330 655"> <caption>第 6-4 表 危険物施設毎の燃焼半径（原子炉施設建屋外壁の評価）</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃焼面積 S [m²]</th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> <th rowspan="2">大容量電源装置</th> </tr> <tr> <th>1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>340</td> <td>195.15</td> <td>185.80</td> <td>380.95</td> <td>47.6115 (軽油) 6.1743 (潤滑油)</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径 R [m]</td> <td>10.404</td> <td>7.882</td> <td>7.891</td> <td>11.012</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 外壁に対する熱影響評価</p> <p>(a) 評価対象範囲 評価対象施設の外壁について、1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タンク(A及びB)、大容量電源装置の火災を想定して評価を実施した。</p> <p>(b) 火災源となる設備と評価対象施設までの離隔距離 火災源となる設備と評価対象施設までの離隔距離を第 6-5 表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="748 959 1290 1267"> <caption>第 6-5 表 火災源となる設備と評価対象施設までの離隔距離</caption> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>原子炉建屋 [m]</th> <th>制御建屋 [m]</th> <th>タービン建屋 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉軽油貯蔵タンク</td> <td>201</td> <td>179</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3号炉軽油タンク</td> <td>A</td> <td>206</td> <td>304</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>191</td> <td>239</td> </tr> <tr> <td>A+B</td> <td>191</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>大容量電源装置</td> <td>407</td> <td>447</td> <td>478</td> </tr> </tbody> </table>	燃焼面積 S [m ²]	3号炉軽油タンク			大容量電源装置	1号炉軽油貯蔵タンク	A	B	A+B	340	195.15	185.80	380.95	47.6115 (軽油) 6.1743 (潤滑油)	燃焼半径 R [m]	10.404	7.882	7.891	11.012	想定火災源	原子炉建屋 [m]	制御建屋 [m]	タービン建屋 [m]	1号炉軽油貯蔵タンク	201	179	106	3号炉軽油タンク	A	206	304	B	191	239	A+B	191	237	大容量電源装置	407	447	478	<p>c. 燃焼半径の算出</p> <p>防油堤には貯槽その他不燃障害物が存在し、火災面積はその面積分だけ小さくなるが、防油堤全面火災のような大規模な火災の場合は、多少の障害物も無視できる。したがって、本評価では、防油堤面積と等しい円筒火災を生ずるものと想定し、次の式から燃焼半径R[m]を算出する。</p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R：燃焼半径[m], S：燃焼面積[m²]</p> <table border="1" data-bbox="1402 520 1899 632"> <caption>表 6-5 危険物貯蔵施設の燃焼半径</caption> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃焼面積 S [m²]</th> <th>燃焼半径 R [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉補助ボイラー燃料タンク</td> <td>482.79</td> <td>12.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 外壁に対する熱影響評価</p> <p>(a) 評価対象範囲 評価対象施設の外壁について、3号炉補助ボイラー燃料タンクの火災を想定して評価を実施した。</p> <p>(b) 火災源となる設備と評価対象施設までの離隔距離を第 6-6 に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1346 986 1962 1123"> <caption>表 6-6 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th colspan="4">離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>原子炉建屋</th> <th>原子炉補助建屋</th> <th>ディーゼル発電機建屋</th> <th>循環水ポンプ建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉補助ボイラー燃料タンク</td> <td>57</td> <td>112</td> <td>43</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	想定火災源	燃焼面積 S [m ²]	燃焼半径 R [m]	3号炉補助ボイラー燃料タンク	482.79	12.40	想定火災源	離隔距離 [m]				原子炉建屋	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋	3号炉補助ボイラー燃料タンク	57	112	43	100	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違・評価対象施設の違いによる評価条件の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる評価対象施設の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・評価対象施設の違いによる評価条件の相違</p>
燃焼面積 S [m ²]	3号炉軽油タンク			大容量電源装置																																																												
	1号炉軽油貯蔵タンク	A	B		A+B																																																											
340	195.15	185.80	380.95	47.6115 (軽油) 6.1743 (潤滑油)																																																												
燃焼半径 R [m]	10.404	7.882	7.891	11.012																																																												
想定火災源	原子炉建屋 [m]	制御建屋 [m]	タービン建屋 [m]																																																													
1号炉軽油貯蔵タンク	201	179	106																																																													
3号炉軽油タンク	A	206	304																																																													
	B	191	239																																																													
	A+B	191	237																																																													
大容量電源装置	407	447	478																																																													
想定火災源	燃焼面積 S [m ²]	燃焼半径 R [m]																																																														
3号炉補助ボイラー燃料タンク	482.79	12.40																																																														
想定火災源	離隔距離 [m]																																																															
	原子炉建屋	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋																																																												
3号炉補助ボイラー燃料タンク	57	112	43	100																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																															
<p>e. 形態係数の算出</p> <p>次の式から形態係数を算出した。</p> $\phi = \frac{1}{m} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right]$ <p>ただし、$m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p>$\phi$：形態係数、L：離隔距離、H：火炎高さ、R：燃焼半径</p> <p>ここで、R、Lをそれぞれ代入して形態係数ϕを求めると以下のとおりとなる。 $\phi = 2.20 \times 10^{-2}$</p>	<p>(c) 形態係数の算出</p> <p>次の式から形態係数を算出した。</p> $\phi = \frac{1}{\pi m} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right]$ <p>ただし $m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p>$\phi$: 形態係数 [-] H: 火炎長 [m] R: 火炎半径 [m] L: 離隔距離 [m]</p> <table border="1" data-bbox="712 1169 1301 1377"> <caption>第6-6表 危険物施設毎の形態係数（原子炉施設建屋外壁の評価）</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> <th rowspan="2">大容量電源装置</th> </tr> <tr> <th>1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋 ϕ [-]</td> <td>5.246×10^{-3}</td> <td>2.857×10^{-3}</td> <td>3.187×10^{-3}</td> <td>6.513×10^{-3}</td> <td>1.987×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>制御建屋 ϕ [-]</td> <td>6.620×10^{-3}</td> <td>1.306×10^{-3}</td> <td>1.376×10^{-3}</td> <td>2.834×10^{-3}</td> <td>1.647×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋 ϕ [-]</td> <td>1.900×10^{-2}</td> <td>1.314×10^{-3}</td> <td>1.386×10^{-3}</td> <td>2.874×10^{-3}</td> <td>1.434×10^{-4}</td> </tr> </tbody> </table>		3号炉軽油タンク			大容量電源装置	1号炉軽油貯蔵タンク	A	B	原子炉建屋 ϕ [-]	5.246×10^{-3}	2.857×10^{-3}	3.187×10^{-3}	6.513×10^{-3}	1.987×10^{-4}	制御建屋 ϕ [-]	6.620×10^{-3}	1.306×10^{-3}	1.376×10^{-3}	2.834×10^{-3}	1.647×10^{-4}	タービン建屋 ϕ [-]	1.900×10^{-2}	1.314×10^{-3}	1.386×10^{-3}	2.874×10^{-3}	1.434×10^{-4}	<p>各建屋の外壁と天井スラブの構成を表6-7に示す。各建屋の外壁と天井スラブの仕様については別紙6-4に示す。評価については、外壁にPC板、天井スラブに防水押さえコンクリートが設置されている原子炉建屋、防護措置として断熱材及びコンクリート板を設置したディーゼル発電機建屋及び外壁にPC板が設置されていない循環水ポンプ建屋について実施する。なお、原子炉補助建屋の評価は、原子炉建屋より離隔距離が長く、建屋の外壁と天井スラブの構成が同一であることから原子炉建屋の評価に包絡されるため、原子炉建屋の評価で代表できる。よって、以降の原子炉補助建屋の記載は省略する。</p> <p>表6-7 各建屋の外壁と天井スラブの構成</p> <table border="1" data-bbox="1373 496 1928 715"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外壁</th> <th colspan="2">天井スラブ</th> </tr> <tr> <th>PC板 (60mm)</th> <th>断熱材</th> <th>防水押さえコンクリート (80mm)</th> <th>コンクリート板 (30mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋*</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：地表面から約2.8mが鉄筋コンクリート造の壁、上部の壁が鋼板で構成 ○：設置、×：未設置</p> <p>(c) 形態係数の算出</p> <p>次の式から形態係数を算出した。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \quad (式1)$ <p>$m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p>H：火炎長(37.20[m])、R：燃焼半径(12.40[m])、L：離隔距離[m]</p> <p>表6-8 評価対象施設ごとの形態係数</p> <table border="1" data-bbox="1464 1193 1839 1350"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>形態係数[-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>0.081</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>0.13</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>0.030</td> </tr> </tbody> </table>		外壁		天井スラブ		PC板 (60mm)	断熱材	防水押さえコンクリート (80mm)	コンクリート板 (30mm)	原子炉建屋	○	×	○	×	原子炉補助建屋	○	×	○	×	ディーゼル発電機建屋	×	○	○	○	循環水ポンプ建屋*	×	×			対象施設	形態係数[-]	原子炉建屋	0.081	ディーゼル発電機建屋	0.13	循環水ポンプ建屋	0.030	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊のディーゼル発電機建屋は防護措置として断熱材を設置していることから、その効果を加味したコンクリート表面温度で評価する。また、原子炉建屋及び原子炉補助建屋は、PC板（プレキャスト・コンクリート板）を外壁コンクリート打設時の型枠及び外装材としており、建屋構造体としての強度を期待していないことを考慮して、その内側の躯体コンクリート外表面の温度で評価する。循環水建屋については躯体コンクリート表面温度で評価する。 （原子炉補助建屋は離隔距離より原子炉建屋の評価に包絡される）</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・評価対象施設の違いによる評価結果の相違</p>
	3号炉軽油タンク			大容量電源装置																																																														
	1号炉軽油貯蔵タンク	A	B																																																															
原子炉建屋 ϕ [-]	5.246×10^{-3}	2.857×10^{-3}	3.187×10^{-3}	6.513×10^{-3}	1.987×10^{-4}																																																													
制御建屋 ϕ [-]	6.620×10^{-3}	1.306×10^{-3}	1.376×10^{-3}	2.834×10^{-3}	1.647×10^{-4}																																																													
タービン建屋 ϕ [-]	1.900×10^{-2}	1.314×10^{-3}	1.386×10^{-3}	2.874×10^{-3}	1.434×10^{-4}																																																													
	外壁		天井スラブ																																																															
	PC板 (60mm)	断熱材	防水押さえコンクリート (80mm)	コンクリート板 (30mm)																																																														
原子炉建屋	○	×	○	×																																																														
原子炉補助建屋	○	×	○	×																																																														
ディーゼル発電機建屋	×	○	○	○																																																														
循環水ポンプ建屋*	×	×																																																																
対象施設	形態係数[-]																																																																	
原子炉建屋	0.081																																																																	
ディーゼル発電機建屋	0.13																																																																	
循環水ポンプ建屋	0.030																																																																	

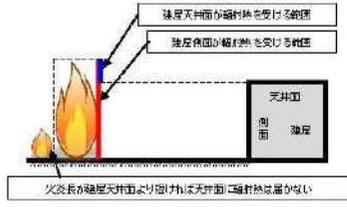
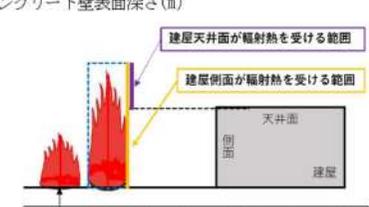
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
<p>f. 輻射強度の評価 火災の火炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値となる。 $E = R f \times \phi$ E：輻射強度、Rf：輻射発散度、ϕ：形態係数</p> <p>$E = 23 \times 10^3 \times 2.20 \times 10^{-2} = 506 \text{ [W/m}^2\text{]}$</p> <p>g. 燃焼継続時間の算出 燃焼時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値となる。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> $t = V / (\pi R^2 \times v)$ V：燃料量 [m³] = 500 [m³] v：燃焼速度 [m/s] = $M / \rho = 3.50 \times 10^{-4}$ M：質量低下速度 [kg/m²・s] = 0.035 ρ：燃料密度 [kg/m³] = 1000 $t = 500 / (278.81 \times 3.50 \times 10^{-4}) = 51,228 \text{ [s]} = 14.23 \text{ [h]}$ </div> <p>h. 判断の考え方（建屋外壁の耐火性能評価） (a) 許容温度 本火災影響評価で用いる許容温度については、一般的にコンクリートの強度にほとんど影響がないとされている 200℃（保守的にコンクリートの圧縮強度が変化しない温度を想定）とする。</p>	<p>(d) 輻射強度の算出 火災の火炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> $E = Rf \cdot \phi$ E: 輻射強度 (W/m²), Rf: 輻射発散度 (W/m²), φ: 形態係数 </div> <p>第 6-7 表 危険物施設毎の輻射強度（原子炉施設建屋外壁の評価）</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">3号炉軽油貯蔵タンク</th> <th rowspan="2">大飯発電所建屋</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋 E [W/m²]</td> <td>221</td> <td>121</td> <td>343</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>制御棟 E [W/m²]</td> <td>279</td> <td>55</td> <td>334</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋 E [W/m²]</td> <td>802</td> <td>56</td> <td>858</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(e) 燃焼継続時間の算出 燃焼時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ t: 燃焼継続時間 [s], V: 燃料量 [m³], R: 燃焼半径 [m] v: 燃焼速度 (= M/ρ) [m/s] M: 質量低下速度 [kg/m²・s], ρ: 燃料密度 [kg/m³] </div> <p>第 6-8 表 危険物施設毎の燃焼継続時間（原子炉施設建屋外壁の評価）</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">3号炉軽油貯蔵タンク</th> <th rowspan="2">大飯発電所建屋</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>質量低下速度 M [kg/m²・s]</td> <td>0.044</td> <td>0.044</td> <td>0.044</td> <td>0.044 (軽油) 0.039 (潤滑油)</td> </tr> <tr> <td>燃料密度 ρ [kg/m³]</td> <td>860</td> <td>860</td> <td>860</td> <td>860 (軽油) 895 (潤滑油)</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間 t [s]</td> <td>35,688</td> <td>33,093</td> <td>34,758</td> <td>33,805 37,133</td> </tr> </tbody> </table> <p>e. 判断の考え方 (a) 許容温度 本火災影響評価で用いる許容温度については、一般的にコンクリートの強度にほとんど影響がないとされている 200℃とする。</p>		3号炉軽油貯蔵タンク			大飯発電所建屋	A	B	A+B	原子炉建屋 E [W/m ²]	221	121	343	9	制御棟 E [W/m ²]	279	55	334	7	タービン建屋 E [W/m ²]	802	56	858	7		3号炉軽油貯蔵タンク			大飯発電所建屋	A	B	A+B	質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	0.044	0.044	0.044	0.044 (軽油) 0.039 (潤滑油)	燃料密度 ρ [kg/m ³]	860	860	860	860 (軽油) 895 (潤滑油)	燃焼継続時間 t [s]	35,688	33,093	34,758	33,805 37,133	<p>(d) 輻射強度の算出 火災の火炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。</p> $E = R_f \times \phi \quad (\text{式 } 2)$ E：輻射強度[W/m ²]、R _f ：輻射発散度[W/m ²]、Φ：形態係数 <p>表 6-9 評価対象施設ごとの輻射強度</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>輻射強度 [W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>1,883</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>2,990</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>690</td> </tr> </tbody> </table> <p>(e) 燃焼継続時間の算出 燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ t：燃焼継続時間[s]、V：燃料量[m ³] R：燃焼半径[m]、v：燃焼速度=M/ρ[m/s] M：質量低下速度[kg/m ² ・s]、ρ：燃料密度[kg/m ³] <p>表 6-10 危険物貯蔵施設の燃焼継続時間</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料量 V [m³]</th> <th>燃焼半径 R [m]</th> <th>質量低下速度 M [kg/m²・s]</th> <th>燃料密度 ρ [kg/m³]</th> <th>燃焼継続時間 t [s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉補助ボイラー 燃料タンク</td> <td>410</td> <td>12.40</td> <td>0.035</td> <td>1,000</td> <td>24,284</td> </tr> </tbody> </table> <p>e. 判断の考え方 (a) 許容温度 本火災影響評価で用いる許容温度については、一般的にコンクリートの強度にほとんど影響がないとされている 200℃とする。</p>	対象施設	輻射強度 [W/m ²]	原子炉建屋	1,883	ディーゼル発電機建屋	2,990	循環水ポンプ建屋	690	想定火災源	燃料量 V [m ³]	燃焼半径 R [m]	質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	燃料密度 ρ [kg/m ³]	燃焼継続時間 t [s]	3号炉補助ボイラー 燃料タンク	410	12.40	0.035	1,000	24,284	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・評価対象施設の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・評価対象施設の違いによる評価結果の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>
	3号炉軽油貯蔵タンク			大飯発電所建屋																																																																	
	A	B	A+B																																																																		
原子炉建屋 E [W/m ²]	221	121	343	9																																																																	
制御棟 E [W/m ²]	279	55	334	7																																																																	
タービン建屋 E [W/m ²]	802	56	858	7																																																																	
	3号炉軽油貯蔵タンク			大飯発電所建屋																																																																	
	A	B	A+B																																																																		
質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	0.044	0.044	0.044	0.044 (軽油) 0.039 (潤滑油)																																																																	
燃料密度 ρ [kg/m ³]	860	860	860	860 (軽油) 895 (潤滑油)																																																																	
燃焼継続時間 t [s]	35,688	33,093	34,758	33,805 37,133																																																																	
対象施設	輻射強度 [W/m ²]																																																																				
原子炉建屋	1,883																																																																				
ディーゼル発電機建屋	2,990																																																																				
循環水ポンプ建屋	690																																																																				
想定火災源	燃料量 V [m ³]	燃焼半径 R [m]	質量低下速度 M [kg/m ² ・s]	燃料密度 ρ [kg/m ³]	燃焼継続時間 t [s]																																																																
3号炉補助ボイラー 燃料タンク	410	12.40	0.035	1,000	24,284																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b)耐火性能の評価結果</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で原子炉施設外壁が昇温されるものとして、下記の式によりコンクリートの表面および裏面の温度上昇を求め、コンクリートの表面および裏面温度が許容温度以下であるか評価を実施した。</p> $T = T_0 + \frac{2 \times E \times \sqrt{a \times t}}{\lambda} \times \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \times \exp\left(-\frac{x^2}{4 \times a \times t}\right) - \frac{x}{2 \times \sqrt{a \times t}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2 \times \sqrt{a \times t}}\right) \right]$ <p>T₀: 初期温度 (50°C) E: 輻射強度 [W/m²] α: コンクリート温度伝導率 α = λ / (ρ × Cp) Cp: コンクリート比熱 (963 [J/kgK]) ρ: コンクリート密度 (2300 [kg/m³]) λ: コンクリート熱伝導率 (1.74 [W/mK]) x: コンクリート深さ [m] τ: 燃焼継続時間 [sec]</p> <p>1) 庄司正弘, 東京大学機械工学6, 伝熱工学, 東京大学出版</p>	<p>(b) 耐火性能の評価結果</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で原子炉施設外壁が昇温されるものとして、火災源を単一の円筒火炎と見なせることから、原子炉施設外壁を半無限固体と仮定して下記の二次元非定常熱伝導方程式の一般解の式よりコンクリート表面の温度上昇を求め、コンクリートの表面温度が許容温度以下であるか評価を実施した。</p> <p>なお、コンクリート表面温度評価に当たっては、外壁の部材であるコンクリートへの熱伝導による蓄熱を考慮するため、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p> <p>なお、天井スラブは以下の理由により、外壁の評価に包絡されるため実施しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火炎長が天井スラブより短い場合、天井スラブに輻射熱を与えないことから熱影響はない。 ・火炎長が天井スラブより長い場合、天井スラブに輻射熱を与えるが、その輻射熱は外壁に与える輻射熱より小さい。天井スラブの評価概念図を第6-3図に示す。 ・火炎からの分離距離が等しい場合、垂直面（外壁）と水平面（天井スラブ）の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井スラブの熱影響は外壁に比べて小さい。 $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{at}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4at}\right) - \frac{x}{2\sqrt{at}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{at}}\right) \right]$ <p>T₀: 初期温度(50°C), E: 輻射強度[W/m²] x: コンクリート深さ, t: 火災継続時間[s] Cp: コンクリート比熱(963 J/kgK), ρ: コンクリート密度(2400[kg/m³]) α: コンクリート温度拡散率 $\left[\alpha = \frac{\lambda}{\rho C_p} \right] (7.53 \times 10^{-7} [m^2/s])$ λ: コンクリート熱伝導率 (1.74 [W/mK])</p> <p>(出典：伝熱工学，東京大学出版会)</p>  <p>第6-3図 天井スラブの評価概念図</p> <p>コンクリート表面の温度上昇を評価した結果、許容温度 200°C 以下であることを確認した。評価結果を第6-9表に示す。</p>	<p>(b) 耐火性能の評価結果</p> <p>i. 原子炉建屋及び循環水ポンプ建屋</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で原子炉施設外壁が昇温されるものとして、火災源を単一の円筒火炎と見なせることから、原子炉施設外壁を半無限固体と仮定して下記の二次元非定常熱伝導方程式の一般解の式より躯体コンクリート表面の温度上昇を求め、躯体コンクリートの表面温度が許容温度以下であるか評価を実施した。</p> <p>なお、躯体コンクリート表面温度評価に当たっては、外壁の部材であるコンクリートへの熱伝導による蓄熱を考慮するため、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p> <p>なお、天井スラブは以下の理由により、躯体外壁の評価に包絡されるため実施しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火炎長が天井スラブより短い場合、天井スラブに輻射熱を与えないことから熱影響はない。 ・火炎長が天井スラブより長い場合、天井スラブに輻射熱を与えるが、その輻射熱は外壁に与える輻射熱より小さい。天井スラブの評価概念図を図6-3に示す。 ・火炎からの分離距離が等しい場合、垂直面（外壁）と水平面（天井スラブ）の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井スラブの熱影響は外壁に比べて小さい。 ・天井スラブには、外壁より厚いコンクリートが設置されていることから、天井スラブ部躯体の熱影響は外壁部躯体に比べて小さい。 $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{at}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4at}\right) - \frac{x}{2\sqrt{at}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{at}}\right) \right] \quad (式1)$ <p>(出典：伝熱工学，東京大学出版会)</p> <p>T: 許容温度(200°C), T₀: 初期温度(50°C), E: 輻射強度[W/m²] α: コンクリート温度拡散率(=λ/ρCp) (7.53×10⁻⁷[m²/s]) ρ: コンクリート密度(2,400[kg/m³]), Cp: コンクリート比熱(963[J/kg・K]) λ: コンクリート熱伝導率(1.74[W/m・K]), t: 燃焼継続時間(24,264[s]) x: 躯体コンクリート壁表面深さ(m)</p>  <p>図6-3 建屋天井面の評価概念図</p> <p>躯体コンクリート表面の温度上昇を評価した結果、許容温度 200°C 以下であることを確認した。評価結果を表6-11に示す。</p>	<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・泊の原子炉建屋は、PC板（プレキャスト・コンクリート板）を外壁コンクリート打設時の型枠及び外装材としており、建屋構造体としての強度を期待していないことを考慮して、その内側の躯体コンクリート外表面の温度で評価する。循環水建屋については躯体コンクリート表面温度で評価する。</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【大阪】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・上記と同じ</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

その結果、補助ボイラ用燃料タンクの火災を想定したケースでは、原子炉施設外壁の表面の温度は約 116℃となり、許容温度を下回る。

なお、燃焼継続時間以降は、熱源がなくなることから初期温度まで徐々に低下する。

また、空冷式非常用発電装置について、燃料の保有量は比較的多くはなく、燃料タンクは鋼製のコンテナに格納されているが、原子炉施設の周辺に設置されていることから、火災による熱影響評価を実施した。なお、評価にあたって、コンテナは考慮していない。結果は以下のとおりである。

離隔距離 [m] : 5 (原子炉周辺建屋までの距離)

燃焼継続時間 [hr] : 9.50

受熱面輻射強度 [W/m²] : 851

表面温度 [℃] : 約 141

女川原子力発電所2号炉

第6-9表 危険物施設毎の熱影響評価結果（原子炉施設建屋外壁の評価）

	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源装置
		A	B	A+B	
原子炉建屋外壁温度[℃]	約 74	約 63	約 64	約 70	約 51
制御建屋外壁温度[℃]	約 80	約 56	約 57	約 63	約 51
タービン建屋外壁温度[℃]	約 136	約 56	約 57	約 63	約 51

泊発電所3号炉

表6-11 評価対象施設ごとの熱影響評価結果

対象施設	躯体コンクリート表面温度[℃]	許容温度[℃]
原子炉建屋	約 157	<200
循環水ポンプ建屋	約 111	

【大飯】
 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）

【女川】設計方針の相違
 ・評価対象施設の違いによる評価結果の相違

ii. ディーゼル発電機建屋

火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で障壁を設置したディーゼル発電機建屋外壁が昇温されるものとして、定常状態における躯体コンクリートの温度上昇を求め、躯体コンクリートの表面温度が許容温度以下であるか評価を実施した。評価概念図を図6-4に示す。

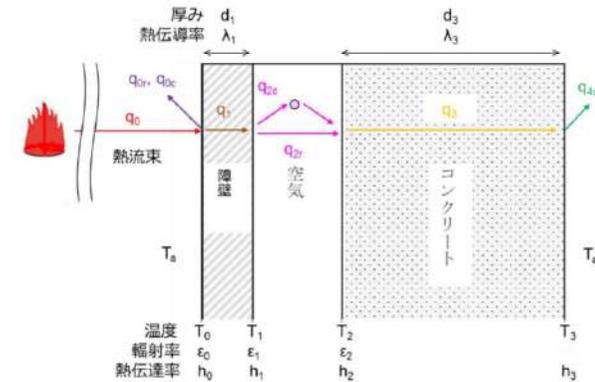


図6-4 評価概念図

火災による輻射の入熱量 q_0 に対し、定常状態を考える場合、各部の熱流束が等しいことから、次式が成り立つ。

$$\begin{aligned}
 & q_0 - (q_{0r} + q_{0c}) && \dots\dots(i) \text{ 障壁表面} \\
 & = q_1 && \dots\dots(ii) \text{ 障壁内部} \\
 & = q_{2r} + q_{2c} && \dots\dots(iii) \text{ 空気層} \\
 & = q_3 && \dots\dots(iv) \text{ コンクリート内部} \\
 & = q_4 && \dots\dots(v) \text{ コンクリート裏面}
 \end{aligned}$$

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・泊のディーゼル発電機建屋は防護措置として断熱材を設置していることから、その効果を加味したコンクリート表面温度で評価している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(i) 障壁表面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輻射 障壁表面から火炎以外に対して輻射放熱するものとして、火炎分を除いた形態係数F_0を用いる。 $q_{or} = \sigma \epsilon_0 F_0 (T_0^4 - T_a^4)$$\sigma$：ステファンボルツマン定数[W/m²・K⁴]、$\epsilon_0$：障壁表面の輻射率(1) F_0：障壁表面からの輻射放熱の形態係数 (0.8)、T_a：雰囲気温度(50[°C]) ・ 対流熱伝達 $q_{oc} = h_0(T_0 - T_a)$$h_0$：対流熱伝達率 (12[W/m²・K])、$T_a$：雰囲気温度(50[°C]) <p>(ii) 障壁内部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱伝導 $q_1 = -\lambda_1 \frac{T_1 - T_0}{d_1}$$\lambda_1$：障壁の熱伝導率(0.035[W/m・K])、$d_1$：障壁の厚み(5[mm]) <p>(iii) 空気層</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輻射 障壁裏面及びコンクリート表面について、空気層の隙間に対して十分に大きい面積の並行平板とし、かつ、形態係数を1とする。 $q_{2r} = \sigma \frac{1}{1/\epsilon_1 + 1/\epsilon_2 - 1} (T_1^4 - T_2^4)$$\sigma$：ステファンボルツマン定数[W/m²・K⁴]、$\epsilon_1$：障壁裏面の輻射率(1) ϵ_2：コンクリート表面の輻射率(1) ・ 対流熱伝達 障壁裏面から空気層への対流熱伝達は、空気層の温度T_mを用いて次式が成り立つ。 $q_{2c-1} = h_1(T_1 - T_m)$ また、空気層からコンクリート表面への対流熱伝達についても、次式が成り立つ。 $q_{2c-2} = h_2(T_m - T_2)$ ここで、空気層は外気によって換気されないと設定する方が伝熱の観点で保守側の評価となる。よって、空気層の温度を障壁裏面とコンクリート表面の平均と仮定する。更に、対流熱伝達率が等しいとすると、次式が成り立つ。 $q_{2c} = \frac{h_1}{2}(T_1 - T_2)$$h_1$：対流熱伝達率 (19[W/m²・K]) $\left[\begin{array}{l} \forall q_{2c-1} = q_{2c-2} = q_{2c} \dots\dots \text{定常状態} \\ T_m = \frac{T_1 + T_2}{2} \\ h_1 = h_2 \end{array} \right]$ 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
	<p>(2) 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価</p> <p>a. 評価対象範囲 発電所敷地内に設置している屋外の危険物施設のうち、1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タンク(A及びB)、大容量電源装置の火災を想定して、復水貯蔵タンクへの火災影響評価を実施する。</p> <p>b. 評価対象施設までの離隔距離 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第6-10表に示す。</p> <p>第6-10表 危険物施設と復水貯蔵タンクとの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="728 965 1310 1037"> <thead> <tr> <th rowspan="2">復水貯蔵タンクとの距離 [m]</th> <th>1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> <th rowspan="2">大容量電源装置</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>204</td> <td>180</td> <td>174</td> <td>174</td> <td>435</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 燃焼半径の算出 (1) c. と同様。</p> <p>d. 形態係数の算出 次の式から形態係数を算出した。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right]$ <p>ただし $m = \frac{R}{n}$ とし、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p>φ:形態係数[-] H:火災長[m] R:火災半径[m] L:離隔距離[m]</p> <p>第6-11表 危険物施設毎の形態係数（復水貯蔵タンク評価）</p> <table border="1" data-bbox="761 1380 1276 1460"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形態係数 φ [-]</th> <th>1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> <th rowspan="2">大容量電源装置</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2.442×10^{-3}</td> <td>3.308×10^{-3}</td> <td>3.320×10^{-3}</td> <td>7.850×10^{-3}</td> <td>1.730×10^{-4}</td> </tr> </tbody> </table>	復水貯蔵タンクとの距離 [m]	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源装置		A	B	A+B		204	180	174	174	435	形態係数 φ [-]	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源装置		A	B	A+B		2.442×10^{-3}	3.308×10^{-3}	3.320×10^{-3}	7.850×10^{-3}	1.730×10^{-4}	<p>(iv) コンクリート内部 ・熱伝導</p> $q_s = -\lambda_s \frac{T_2 - T_1}{d_s}$ <p>λ_s: コンクリートの熱伝導率(1.74[W/m・K])、d_s: 障壁の厚み(600[mm])</p> <p>(v) コンクリート裏面(保守的に、輻射放熱は考慮しない。) ・対流熱伝達</p> $q_{sc} = h_s(T_2 - T_a)$ <p>h_s: 熱伝達率(8[W/m²・K])、T_a: 雰囲気温度(50[°C])</p> <p>以上より、ディーゼル発電機建屋のコンクリート表面温度を数値解析により算出した結果、許容温度 200°C以下であることを確認した。評価結果を表6-12に示す。</p> <p>表6-12 熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1355 582 1937 654"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>コンクリート表面温度[°C]</th> <th>許容温度[°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>約 140</td> <td><200</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	コンクリート表面温度[°C]	許容温度[°C]	ディーゼル発電機建屋	約 140	<200	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 (泊には屋外に同様の設備は無い。)</p>
復水貯蔵タンクとの距離 [m]	1号炉軽油貯蔵タンク		3号炉軽油タンク			大容量電源装置																																			
		A	B	A+B																																					
	204	180	174	174	435																																				
形態係数 φ [-]	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源装置																																				
		A	B	A+B																																					
	2.442×10^{-3}	3.308×10^{-3}	3.320×10^{-3}	7.850×10^{-3}	1.730×10^{-4}																																				
対象施設	コンクリート表面温度[°C]	許容温度[°C]																																							
ディーゼル発電機建屋	約 140	<200																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>e. 輻射強度の評価</p> <p>火災の火炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。</p> $E = Rf \cdot Q$ <p>E: 輻射強度 (W/m²), Rf: 輻射発散度 (W/m²), α: 形態係数</p> <p>第6-12表 危険物施設等の輻射強度（復水貯蔵タンク評価）</p> <table border="1" data-bbox="723 359 1285 438"> <thead> <tr> <th rowspan="2">輻射強度 E [W/m²]</th> <th rowspan="2">1号炉軽油 貯蔵タンク</th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> <th rowspan="2">大容量 電機装置</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>109</td> <td>143</td> <td>161</td> <td>320</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 燃焼継続時間の算出</p> <p>(1) d. (e)と同様。</p> <p>g. 判断の考え方</p> <p>(a) 許容温度</p> <p>復水貯蔵タンクの許容温度は、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、復水貯蔵タンクの貯蔵水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度 66℃以下とする。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>一定の輻射強度で復水貯蔵タンクの火災源側の側面と天井面へ入熱するものとして、表面での輻射によるタンク内部に貯蔵された水及びタンク側面、天井面の温度上昇を表した下記の比熱と熱容量の関係式により最大温度を求め、許容温度以下であるか評価した。</p> $T = T_0 + \frac{E_i \left(\frac{\pi D_o^2 h}{4} + \frac{\pi D_o^2}{4} \right)}{\rho_w C_{pw} V + \rho_s C_{ps} \left\{ \frac{(D_o^2 - D_i^2) \pi h}{4} + 2\pi \frac{D_i^2}{4} e \right\}}$ <p>T₀: 初期温度 (50℃), E: 輻射強度 [W/m²], τ: 火災継続時間 [s] D_o: タンク外径 (20.012[m]), h: タンク円筒高さ (11.8[m]) D_i: タンク内径 (20.0[m]), e: タンク最小板厚 (0.005[m]) ρ_w: 水の密度 (999.9 [kg/m³]) ※1, C_{pw}: 水の比熱 (4255 [J/kg/K]) ※1, V: 水の体積 [m³] ρ_s: タンク壁材の密度 (7860 [kg/m³]) ※2, C_{ps}: タンク壁材の比熱 (473 [J/kg/K]) ※2 ※1: 台熱工学資料第5版記載値 (軽水) を 65℃となるように線形補間した値 ※2: 台熱工学資料第5版記載値 (キルド鋼)</p> <p>復水貯蔵タンクはタンク側面に遮蔽壁及び側面から天井面に向かって鋼板が設置されており、直接輻射がタンクに到達する構造ではないが、評価にあたっては遮蔽壁及び鋼板がなく屋外にタンクが露出しているものとして評価を実施した。なお、復水貯蔵タンク温度評価にあたっては、タンク部材は熱伝導の良い鋼材であるが、内部に貯蔵する系統水への熱伝導による蓄熱を考慮するため、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p> <p>復水貯蔵タンクの評価概念図を第6-4図に示す。</p>	輻射強度 E [W/m ²]	1号炉軽油 貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量 電機装置	A	B	A+B	7	109	143	161	320	8		
輻射強度 E [W/m ²]	1号炉軽油 貯蔵タンク			3号炉軽油タンク				大容量 電機装置										
		A	B	A+B														
7	109	143	161	320	8													

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
	<div data-bbox="795 151 1198 335" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="795 359 1176 391" data-label="Caption"> <p>第6-4図 復水貯蔵タンクの評価概念図</p> </div> <div data-bbox="772 399 1321 454" data-label="Text"> <p>温度評価を実施し、復水貯蔵タンク温度は許容温度である66°Cを下回ることを確認した。</p> </div> <div data-bbox="772 502 1254 534" data-label="Caption"> <p>第6-13表 危険物施設等の熱影響評価 (復水貯蔵タンク評価)</p> </div> <div data-bbox="728 534 1288 638" data-label="Table"> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> <th rowspan="2">大容量電源装置</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク温度 T [°C]</td> <td>約51</td> <td>約52</td> <td>約52</td> <td>約53</td> <td>約51</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="716 694 1019 726" data-label="Section-Header"> <p>(3) 排気筒に対する熱影響評価</p> </div> <div data-bbox="728 726 896 750" data-label="Section-Header"> <p>a. 評価対象範囲</p> </div> <div data-bbox="739 750 1332 893" data-label="Text"> <p>発電所敷地内に設置している屋外の危険物施設のうち、1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タンク(A及びB)、大容量電源装置の火災を想定して排気筒への火災影響評価を実施する。 なお、排気筒の評価にあたっては、保守性を考慮して、筒身よりも離隔距離の短くなる鉄塔について評価した。</p> </div> <div data-bbox="728 949 952 981" data-label="Section-Header"> <p>b. 評価対象施設の仕様</p> </div> <div data-bbox="761 981 1310 1013" data-label="Text"> <p>排気筒仕様を第6-14表に、排気筒外形図を第6-5図に示す。</p> </div> <div data-bbox="750 1053 996 1077" data-label="Caption"> <p>第6-14表 評価対象施設の仕様</p> </div> <div data-bbox="739 1077 1008 1260" data-label="Table"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <td>排気筒</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>鉄塔支持型</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>内径 3.7m</td> </tr> <tr> <td>地表高さ 160m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材料</td> <td>筒身 SH400P</td> </tr> <tr> <td>鉄塔 SS400, S16400</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1131 1061 1176 1260" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1030 1276 1288 1300" data-label="Caption"> <p>第6-5図 評価対象施設の外形図</p> </div> <div data-bbox="728 1356 1030 1388" data-label="Section-Header"> <p>c. 評価対象施設までの離隔距離</p> </div> <div data-bbox="739 1388 1332 1444" data-label="Text"> <p>想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を第6-15表に示す。</p> </div>		1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源装置		A	B	A+B	復水貯蔵タンク温度 T [°C]	約51	約52	約52	約53	約51	名称	排気筒	種類	鉄塔支持型	主要寸法	内径 3.7m	地表高さ 160m	材料	筒身 SH400P	鉄塔 SS400, S16400	個数	1	<div data-bbox="1355 694 1635 726" data-label="Section-Header"> <p>(2) 排気筒に対する熱影響評価</p> </div> <div data-bbox="1355 726 1523 750" data-label="Section-Header"> <p>a. 評価対象範囲</p> </div> <div data-bbox="1366 750 1960 893" data-label="Text"> <p>発電所敷地内に設置している屋外の危険物施設のうち、3号炉補助ボイラー燃料タンクの火災を想定して、排気筒への火災影響評価を実施する。 なお、排気筒の評価にあたっては、原子炉建屋に設置されていることから離隔距離は原子炉建屋までの距離とした。</p> </div> <div data-bbox="1355 949 1579 981" data-label="Section-Header"> <p>b. 評価対象施設の仕様</p> </div> <div data-bbox="1388 981 1915 1013" data-label="Text"> <p>排気筒仕様を表6-13に、排気筒外形図を図6-5に示す。</p> </div> <div data-bbox="1355 1053 1568 1077" data-label="Caption"> <p>表6-13 排気筒の仕様</p> </div> <div data-bbox="1344 1077 1612 1276" data-label="Table"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <td>排気筒</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>丸形</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>外径 2,308mm</td> </tr> <tr> <td>地表高さ 73.1m</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1713 1053 1960 1276" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1713 1268 1937 1292" data-label="Caption"> <p>図6-5 排気筒の外形図</p> </div> <div data-bbox="1355 1356 1657 1388" data-label="Section-Header"> <p>c. 評価対象施設までの離隔距離</p> </div> <div data-bbox="1366 1388 1960 1444" data-label="Text"> <p>想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を表6-14に示す。</p> </div>	名称	排気筒	種類	丸形	主要寸法	外径 2,308mm	地表高さ 73.1m	材料	SUS304	個数	1	<div data-bbox="1971 694 2172 750" data-label="Text"> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> </div> <div data-bbox="1971 750 2172 837" data-label="Text"> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる評価対象の相違</p> </div> <div data-bbox="1971 837 2172 949" data-label="Text"> <p>【女川】設計方針の相違・泊は排気筒が筒身のみであり、原子炉建屋に設置されている。</p> </div> <div data-bbox="1971 1069 2172 1157" data-label="Text"> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる仕様の相違</p> </div>
	1号炉軽油貯蔵タンク		3号炉軽油タンク			大容量電源装置																																				
		A	B	A+B																																						
復水貯蔵タンク温度 T [°C]	約51	約52	約52	約53	約51																																					
名称	排気筒																																									
種類	鉄塔支持型																																									
主要寸法	内径 3.7m																																									
	地表高さ 160m																																									
材料	筒身 SH400P																																									
	鉄塔 SS400, S16400																																									
個数	1																																									
名称	排気筒																																									
種類	丸形																																									
主要寸法	外径 2,308mm																																									
	地表高さ 73.1m																																									
材料	SUS304																																									
個数	1																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
	<p>第 6-15 表 危険物施設と排気筒との離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="719 188 1312 260"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> <th rowspan="2">大容量電線装置</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒との距離[m]</td> <td>431</td> <td>214</td> <td>207</td> <td>207</td> <td>208</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 燃焼半径の算出 (1) c. と同様。</p> <p>e. 形態係数の算出 以下の式から形態係数を算出した。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\}$ <p>ただし $m = \frac{H}{R} \approx 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2$ ϕ: 形態係数 [-] H: 火災長[m] R: 火災半径[m] L: 離隔距離[m]</p> <p>第 6-16 表 危険物施設毎の形態係数 (排気筒)</p> <table border="1" data-bbox="719 722 1312 810"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形態係数 ϕ [-]</th> <th>1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> <th rowspan="2">大容量電線装置</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1.131×10^{-3}</td> <td>2.647×10^{-3}</td> <td>2.693×10^{-3}</td> <td>5.543×10^{-3}</td> <td>7.799×10^{-4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 輻射強度の評価 火災の火炎から任意の位置にある点 (受熱点) の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。</p> $E = R_f \cdot \phi$ <p>E: 輻射強度 [W/m²], R_f: 輻射発散度 [W/m²], ϕ: 形態係数</p> <p>第 6-17 表 危険物施設毎の輻射強度 (排気筒)</p> <table border="1" data-bbox="719 1177 1312 1265"> <thead> <tr> <th rowspan="2">輻射強度 E [W/m²]</th> <th>1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> <th rowspan="2">大容量電線装置</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>48</td> <td>112</td> <td>114</td> <td>231</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>g. 燃焼継続時間の算出 (1) d. (e) と同様。</p>		1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電線装置	A	B	A+B	排気筒との距離[m]	431	214	207	207	208	形態係数 ϕ [-]	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電線装置	A	B	A+B		1.131×10^{-3}	2.647×10^{-3}	2.693×10^{-3}	5.543×10^{-3}	7.799×10^{-4}	輻射強度 E [W/m ²]	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電線装置	A	B	A+B		48	112	114	231	33	<p>表 6-14 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1413 180 1895 300"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th>離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉補助ボイラー燃料タンク</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 燃焼半径の算出 (1) c. と同様。</p> <p>e. 形態係数の算出 以下の式から形態係数を算出した。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\} \quad (式1)$ <p>$m = \frac{H}{R} \approx 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2$ H: 火災長(37.20[m]), R: 燃焼半径(12.40[m]), L: 離隔距離[m]</p> <p>表 6-15 評価対象施設の形態係数</p> <table border="1" data-bbox="1458 738 1850 826"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>形態係数 [-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>0.081</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 輻射強度の評価 火災の火炎から任意の位置にある点 (受熱点) の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。</p> $E = R_f \times \phi \quad (式2)$ <p>E: 輻射強度 [W/m²], R_f: 輻射発散度 [W/m²], ϕ: 形態係数</p> <p>表 6-16 評価対象施設の輻射強度</p> <table border="1" data-bbox="1447 1177 1850 1265"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>輻射強度 [W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>1,863</td> </tr> </tbody> </table> <p>g. 燃焼継続時間の算出 (1) d. (e) と同様。</p>	想定火災源	離隔距離 [m]	排気筒	3号炉補助ボイラー燃料タンク	57	対象施設	形態係数 [-]	排気筒	0.081	対象施設	輻射強度 [W/m ²]	排気筒	1,863	<p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の違いによる評価条件の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の違いによる評価結果の相違</p>
	1号炉軽油貯蔵タンク			3号炉軽油タンク				大容量電線装置																																																					
		A	B	A+B																																																									
排気筒との距離[m]	431	214	207	207	208																																																								
形態係数 ϕ [-]	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電線装置																																																								
	A	B	A+B																																																										
	1.131×10^{-3}	2.647×10^{-3}	2.693×10^{-3}	5.543×10^{-3}	7.799×10^{-4}																																																								
輻射強度 E [W/m ²]	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電線装置																																																								
	A	B	A+B																																																										
	48	112	114	231	33																																																								
想定火災源	離隔距離 [m]																																																												
	排気筒																																																												
3号炉補助ボイラー燃料タンク	57																																																												
対象施設	形態係数 [-]																																																												
排気筒	0.081																																																												
対象施設	輻射強度 [W/m ²]																																																												
排気筒	1,863																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>h. 判断の考え方</p> <p>(a) 許容温度</p> <p>「発電用原子力設備規格設計・建設規格」では、鋼材の制限温度を350℃としていること、また、「建築火災のメカニズムと火災安全設計」では、鋼材の温度上昇に伴う強度低下率 κ (T) が示されており、一般的な鋼材において温度が325℃以下であれば、その強度が常温時と変わらないとしていることから、保守的に325℃を許容温度とする。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>排気筒は内部への伝熱はなく、熱伝導の良い表面の鋼材への伝熱のみを考慮するため、速やかに定常状態となることから、円筒外表面積の1/2に火災による輻射が到達し、外表面全体から放熱するものとして、一定の輻射強度で排気筒が昇温されるとき、輻射による入熱量と対流による放熱量が釣り合うことを表した下記の温度評価式により排気筒鉄塔表面の最大温度を求め、表面温度が許容温度以下であるか評価した。</p> <p>なお、内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。</p> $T = T_0 + \frac{\epsilon E}{2h}$ <p>e: 吸収率(0.9[-])^{※1} E: 輻射強度[W/m²] h: 熱伝達率(17[W/m²/K])^{※2} T₀: 初期温度(50[°C])</p> <p>※1: 伝熱工学資料 ※2: 空気調和・衛生工学便覧（外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ表面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である17W/m²/Kを用いる。）</p> <p>(出典：建築火災のメカニズムと火災安全設計、財団法人日本建築センター)</p> <p>上式を用いて温度評価を実施し、許容温度325℃以下であることを確認した。</p> <p>なお、評価に当たって排気筒は鉄塔と筒身で構成されているが、筒身よりも鉄塔が危険物貯蔵施設との距離が近いこと、材質も鉄塔はSS400、STK400、筒身ではSMA400APであり、物性値が鉄塔、筒身ともに軟鋼で同一であることから、鉄塔の評価を実施することで筒身の評価は包絡される。</p> <p>排気筒の評価概念図を第6-6図に示す。</p>	<p>h. 判断の考え方</p> <p>(a) 許容温度</p> <p>「発電用原子力設備規格設計・建設規格」では、鋼材の制限温度を350℃としていること、また、「建築火災のメカニズムと火災安全設計」では、鋼材の温度上昇に伴う強度低下率 κ (T) が示されており、一般的な鋼材において温度が325℃以下であれば、その強度が常温時と変わらないとしていることから、保守的に325℃を許容温度とする。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>排気筒は内部への伝熱はなく、熱伝導の良い表面の鋼材への伝熱のみを考慮するため、速やかに定常状態となることから、円筒外表面積の1/2に火災による輻射が到達し、外表面全体から放熱するものとして、一定の輻射強度で排気筒が昇温されるとき、輻射による入熱量と対流による放熱量が釣り合うことを表した下記の温度評価式により排気筒表面の最大温度を求め、表面温度が許容温度以下であるか評価した。</p> <p>なお、内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。</p> $T = T_0 + \frac{\epsilon E}{2h} \text{ (式1)}$ <p>e: 吸収率(1.0[-])、E: 輻射強度[W/m²]、h: 熱伝達率(17[W/m²/K])^{※1}、T₀: 初期温度(50[°C])</p> <p>※1: 空気調和・衛生工学便覧（外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受けて変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ裏面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である17W/m²/Kを用いる。）</p> <p>上式を用いて排気筒表面の温度上昇を評価した結果、許容温度325℃以下であることを確認した。評価結果を表6-17に示す。</p> <p>排気筒の評価概念図を図6-6に示す。</p>	<p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる排気筒仕様の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は保守的に吸収率を1.0として評価</p> <p>【女川】記載表現の相違・他資料との記載統一（女川は第6-6図の前で記載）</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は排気筒が筒身のみである。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p>i. 海水ポンプに対する熱影響評価 原子炉施設外壁への評価と同様に海水ポンプへの熱影響評価を以下のとおり実施した。</p>	<div data-bbox="761 167 1243 351"> <p>第6-6図 排気筒の評価概念図</p> </div> <p>排気筒鉄塔表面の温度上昇を評価した結果、許容温度 325℃以下であることを確認した。評価結果を第6-18表に示す。</p> <div data-bbox="712 502 1276 646"> <p>第6-18表 危険物施設毎の熱影響評価（排気筒）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排気筒温度 T [℃]</th> <th>1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> <th rowspan="2">大容量電源装置</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>約52</td> <td>約53</td> <td>約53</td> <td>約57</td> <td>約51</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(4) 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価</p> <p>a. 評価対象範囲</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機は、海水ポンプ電動機高さより高い海水ポンプ室の壁で囲まれており、側面から直接火災の影響を受けることはないが、上面は熱影響を受ける可能性がある。</p> <p>評価においては、海水ポンプ室の壁による遮熱効果を考慮せず、側面から直接火災の影響を受けることを想定する。また、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とした全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気温度を評価対象とする。火災発生位置と海水ポンプの位置関係を第6-7図、海水ポンプ室内配置を第6-8図、外形図を第6-9図、仕様を第6-19表に示す。</p> <p>電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び軸受であり、そのうち許容温度が低い軸受温度の機能維持に必要な冷却空気温度が、許容温度以下となることを確認する。</p>	排気筒温度 T [℃]	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源装置	A	B	A+B		約52	約53	約53	約57	約51	<div data-bbox="1400 175 1915 375"> <p>図6-6 排気筒の評価概念図</p> </div> <p>表6-17 排気筒への火災影響評価結果</p> <div data-bbox="1411 526 1892 622"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>排気筒温度[℃]</th> <th>許容温度[℃]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>約105</td> <td><325</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(3) 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価</p> <p>a. 評価対象範囲</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、循環水ポンプ建屋内に収納されており、直接火災の影響を受けることはない。ただし、循環水ポンプ建屋内の上部外壁は鋼板であることから、火災の輻射熱が伝熱により建屋内雰囲気へ移動し、建屋内雰囲気温度が上昇する。また、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とし、空気冷却器を電動機の側面に設置して外気を直接電動機本体に取り込まない全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気温度を評価対象とする。</p> <p>電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び下部軸受であり、そのうち許容温度が低い下部軸受温度の機能維持に必要な冷却空気温度が、許容温度以下となることを確認する。</p>	対象施設	排気筒温度[℃]	許容温度[℃]	排気筒	約105	<325	<p>【女川】記載表現の相違・他資料との記載統一（女川は第6-6図の前で記載）</p> <p>【女川】設計方針の相違・評価対象施設の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・本項については、海水ポンプの熱影響評価について記載しているが、女川は屋外設置であり直接熱影響を受けるため直接熱影響を受けないことが基本的な差異であり、このため、評価手法も異なっている。ただし、ポンプの許容温度（軸受温度）以下であることを評価していることに差異はない。また、泊に高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプはない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映；着色せず）</p>
排気筒温度 T [℃]	1号炉軽油貯蔵タンク		3号炉軽油タンク			大容量電源装置																		
	A	B	A+B																					
	約52	約53	約53	約57	約51																			
対象施設	排気筒温度[℃]	許容温度[℃]																						
排気筒	約105	<325																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<div data-bbox="725 145 1310 422"> <p>第6-7図 火災発生位置と海水ポンプの位置関係</p> </div> <div data-bbox="725 438 1310 726"> <p>第6-8図 海水ポンプの配置図</p> </div> <div data-bbox="725 742 1310 1029"> <p>第6-9図 海水ポンプの外形図</p> </div> <div data-bbox="725 1045 1310 1300"> <p>第6-10表 評価対象施設の様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原子炉補機冷却 海水ポンプ電動機</th> <th>高圧炉心スプレー補機 冷却海水ポンプ電動機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要寸法</td> <td>全幅 約2.5m 高さ 約2.8m</td> <td>全幅 約0.55m 高さ 約1.0m</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>SS400</td> <td>FC150</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="963 1332 1288 1364" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>写真みの内容は防諜上の観点から公開できません。</p> </div>		原子炉補機冷却 海水ポンプ電動機	高圧炉心スプレー補機 冷却海水ポンプ電動機	主要寸法	全幅 約2.5m 高さ 約2.8m	全幅 約0.55m 高さ 約1.0m	材質	SS400	FC150	個数	4	1		
	原子炉補機冷却 海水ポンプ電動機	高圧炉心スプレー補機 冷却海水ポンプ電動機													
主要寸法	全幅 約2.5m 高さ 約2.8m	全幅 約0.55m 高さ 約1.0m													
材質	SS400	FC150													
個数	4	1													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<p>(a)危険物タンクの仕様について 想定するタンク：1,2号機油計量タンク 燃料の種類：タービン油 燃料タンクの容量：100 [m³] 防油堤の面積：81 [m²]</p> <p>(b)燃料の物性値について 密度 (ρ)：760 [kg/m³] 質量低下速度 (M)：0.039 [kg/m²・s] 輻射発散度 (Rf)：42 [kW/m²] 燃焼速度 (v)：v=M/ρ=5.13×10⁻⁵ [m/s]</p> <p>(c)評価条件 離隔距離：320 [m] 形態係数：0.00049 受熱面の輻射強度：20.58 [W/m²] 燃焼継続時間：6.68 [h]</p>	<p>b. 火災源となる設備から評価対象施設までの離隔距離 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプを内包する海水ポンプ室から火災源までの離隔距離を第6-20表に示す。</p> <div data-bbox="712 295 1310 422" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第6-20表 敷地内危険物施設から海水ポンプ室までの離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">離隔距離 [m]</th> <th rowspan="2">1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> <th rowspan="2">大容量電源装置</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水ポンプ室</td> <td>199</td> <td>257</td> <td>243</td> <td>243</td> <td>502</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>c. 燃焼半径の算出 (1) c. と同様。</p> <p>d. 形態係数の算出 以下の式から形態係数を算出した。算出結果を第6-21表に示す。</p> <div data-bbox="712 670 1310 941" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> $\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\}$ <p>ただし、$m = \frac{H}{R} \approx 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2$ <small>φ:形態係数[-] H:火災長[m] R:燃焼半径[m] L:離隔距離[m]</small></p> <div data-bbox="712 813 1310 933" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第6-21表 敷地内危険物施設の形態係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形態係数 [-]</th> <th rowspan="2">1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> <th rowspan="2">大容量電源装置</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ</td> <td>5.353×10⁻⁴</td> <td>1.331×10⁻⁴</td> <td>1.850×10⁻⁴</td> <td>4.016×10⁻⁴</td> <td>核油：1.156×10⁻⁴ 潤滑油：0.149×10⁻⁴</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>e. 輻射強度の算出 火災の火災から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。算出結果を第6-22表に示す。</p> $E = R_f \cdot \phi$ <p>E:輻射強度[W/m²], R_f:輻射発散度[W/m²], φ:形態係数</p> <div data-bbox="712 1260 1310 1428" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第6-22表 敷地内危険物施設の輻射強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">輻射強度 E [W/m²]</th> <th rowspan="2">1号炉軽油貯蔵タンク</th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> <th rowspan="2">大容量電源装置</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E</td> <td>224.8</td> <td>26.8</td> <td>82.0</td> <td>169.7</td> <td>5.49</td> </tr> </tbody> </table> </div>	離隔距離 [m]	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源装置	A	B	A+B	海水ポンプ室	199	257	243	243	502	形態係数 [-]	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源装置	A	B	A+B	φ	5.353×10 ⁻⁴	1.331×10 ⁻⁴	1.850×10 ⁻⁴	4.016×10 ⁻⁴	核油：1.156×10 ⁻⁴ 潤滑油：0.149×10 ⁻⁴	輻射強度 E [W/m ²]	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源装置	A	B	A+B	E	224.8	26.8	82.0	169.7	5.49	<p>b. 火災源となる設備から評価対象施設までの離隔距離 原子炉補機冷却海水ポンプを内包する循環水ポンプ建屋から火災源までの離隔距離を表6-18に示す。</p> <p>表6-18 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <div data-bbox="1400 295 1904 422" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> <tr> <th>循環水ポンプ建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉補助ボイラー燃料タンク</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>c. 燃焼半径の算出 (1) c. と同様。</p> <p>d. 形態係数の算出 以下の式から形態係数を算出した。算出結果を表6-19に示す。</p> $\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\} \quad (式1)$ $m = \frac{H}{R} \approx 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2$ <p>H:火災長(37.20[m]), R:燃焼半径(12.40[m]), L:離隔距離[m]</p> <p>表6-19 評価対象施設の形態係数</p> <div data-bbox="1433 853 1870 933" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>形態係数[-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>0.030</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>e. 輻射強度の算出 火災の火災から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。算出結果を表6-20に示す。</p> $E = R_f \cdot \phi \quad (式2)$ <p>E:輻射強度[W/m²], R_f:輻射発散度[W/m²], φ:形態係数</p> <p>表6-20 評価対象施設の輻射強度</p> <div data-bbox="1422 1284 1881 1372" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>輻射強度[W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>690</td> </tr> </tbody> </table> </div>	想定火災源	離隔距離[m]	循環水ポンプ建屋	3号炉補助ボイラー燃料タンク	100	対象施設	形態係数[-]	原子炉補機冷却海水ポンプ	0.030	対象施設	輻射強度[W/m ²]	原子炉補機冷却海水ポンプ	690	
離隔距離 [m]	1号炉軽油貯蔵タンク			3号炉軽油タンク				大容量電源装置																																																					
		A	B	A+B																																																									
海水ポンプ室	199	257	243	243	502																																																								
形態係数 [-]	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源装置																																																								
		A	B	A+B																																																									
φ	5.353×10 ⁻⁴	1.331×10 ⁻⁴	1.850×10 ⁻⁴	4.016×10 ⁻⁴	核油：1.156×10 ⁻⁴ 潤滑油：0.149×10 ⁻⁴																																																								
輻射強度 E [W/m ²]	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源装置																																																								
		A	B	A+B																																																									
E	224.8	26.8	82.0	169.7	5.49																																																								
想定火災源	離隔距離[m]																																																												
	循環水ポンプ建屋																																																												
3号炉補助ボイラー燃料タンク	100																																																												
対象施設	形態係数[-]																																																												
原子炉補機冷却海水ポンプ	0.030																																																												
対象施設	輻射強度[W/m ²]																																																												
原子炉補機冷却海水ポンプ	690																																																												

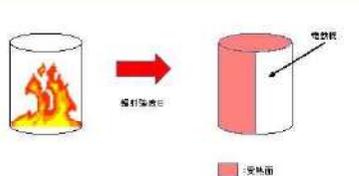
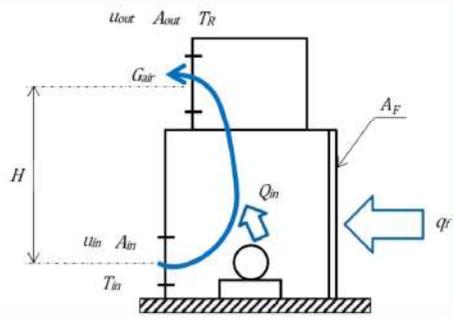
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>(d)熱影響評価</p> <p>① 基準温度について</p> <p>熱影響の観点から海水ポンプの健全性評価を実施するうえで、海水ポンプモーターの下部軸受の温度制限が最も厳しく、冷却用空気の取込温度として、 ℃を基準温度とした。</p>	<p>f. 燃焼継続時間の算出 (1) f. と同様。</p> <p>g. 判断の考え方 (a) 許容温度</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気の許容温度は、上部及び下部軸受の上昇温度を考慮した温度とする。軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度、通常運転時の上昇温度をそれぞれ第6-23表、第6-24表に示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第6-23表 海水ポンプの機能維持に必要な冷却空気の許容温度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象機器</th> <th style="width: 35%;">上部軸受温度 [℃]</th> <th style="width: 35%;">下部軸受温度 [℃]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却 海水ポンプ</td> <td>40※1</td> <td>55※2</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ 補機冷却海水ポンプ</td> <td>55※2</td> <td>55※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格 JEC-2137-2000「誘導機」で定める自由対流式軸受の表面で測定するときの温度限度 80℃から冷却空気の初期温度 40℃を差し引いた 40℃を冷却空気の許容温度に設定</p> <p>※2：軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格 JEC-2137-2000「誘導機」で定める耐熱性の良好なグリースを使用する場合の温度限度 95℃から冷却空気の初期温度 40℃を差し引いた 55℃を冷却空気の許容温度に設定</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第6-24表 海水ポンプの通常運転時の上昇温度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象機器</th> <th style="width: 35%;">上部軸受温度 [℃]</th> <th style="width: 35%;">下部軸受温度 [℃]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却 海水ポンプ</td> <td>27</td> <td>18.7</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ 補機冷却海水ポンプ</td> <td>32</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(b) 評価方法</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ電動機が受ける輻射熱によって上昇する冷却空気温度を求め、第6-23表に示す許容温度を下回るかを比熱と熱容量の関係式より求まる下式で評価を実施した。評価に用いた諸元を第6-25表に示す。</p>	対象機器	上部軸受温度 [℃]	下部軸受温度 [℃]	原子炉補機冷却 海水ポンプ	40※1	55※2	高圧炉心スプレィ 補機冷却海水ポンプ	55※2	55※2	対象機器	上部軸受温度 [℃]	下部軸受温度 [℃]	原子炉補機冷却 海水ポンプ	27	18.7	高圧炉心スプレィ 補機冷却海水ポンプ	32	41	<p>f. 燃焼継続時間の算出 (1) d. (e) と同様。</p> <p>g. 判断の考え方 (a) 許容温度</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気の許容温度は、電動機下部軸受を限界温度以下とするために必要な吸い込み外気許容温度である 80℃とする。</p> <p>(b) 評価方法</p> <p>循環水ポンプ建屋内には、各種機器（原子炉補機冷却海水ポンプ他）が収納されており、通常運転時にはこれらの機器からの発熱は、建屋の換気により外部へ放出される設計である。熱収支を解くにあたっては、この建屋内部に収められている機器の発熱量と外部火災からの輻射熱をインプットとして、換気量を熱収支と連成させて以下に記す関係式により吸い込み外気温度を求め、許容温度を下回るか評価を実施した。循環水ポンプ建屋空気温度評価モデルの概要を図6-7に示す。</p>	
対象機器	上部軸受温度 [℃]	下部軸受温度 [℃]																			
原子炉補機冷却 海水ポンプ	40※1	55※2																			
高圧炉心スプレィ 補機冷却海水ポンプ	55※2	55※2																			
対象機器	上部軸受温度 [℃]	下部軸受温度 [℃]																			
原子炉補機冷却 海水ポンプ	27	18.7																			
高圧炉心スプレィ 補機冷却海水ポンプ	32	41																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
<p>② 評価結果</p> <p>冷却空気の温度上昇の評価について、ケーシングに受けた放射による熱エネルギーが全て冷却空気に伝熱されるとする保守的な評価を実施した結果、冷却用空気の温度は約39℃となり、基準温度を下回る。</p>	<div data-bbox="712 146 1303 475" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> $T = T_0 + \frac{E \times A_r}{G \times C_p}$ <p>T: 評価温度 [°C], T_0: 通常運転時の上昇温度 [°C] E: 放射強度 [W/m²], A_r: 受熱面積 [m²] G: 熱容量 (= G × C_p), G: 重量流量 [kg/s], C_p: 空気比熱 [J/kg・°C]</p> <p>第 6-25 表 評価に用いた諸元</p> <table border="1" data-bbox="725 325 1281 459"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>受熱面積 [m²]</th> <th>重量流量 [kg/s]</th> <th>空気比熱 [J/kg・°C]</th> </tr> <tr> <td></td> <td>A_r</td> <td>G</td> <td>C_p</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機 冷却海水ポンプ</td> <td>13.10</td> <td>3.32</td> <td>1003</td> </tr> <tr> <td>高圧中心スプレイ 補機冷却海水ポンプ</td> <td>1.10</td> <td>0.55</td> <td>1003</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="819 667 1214 890" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">  <p>第 6-10 図 評価概念図</p> </div> <p>(c) 評価結果</p> <p>放射熱によって上昇する冷却空気の到達温度を算出した結果、許容温度以下であることを確認した。評価結果を第 6-26 表に示す。</p> <div data-bbox="743 1193 1290 1465" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第 6-26 表 評価対象施設に対する熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="757 1241 1276 1455"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">1号機補機所蔵タンク</th> <th colspan="2">2号機補機タンク</th> <th rowspan="2">大容量電源装置</th> <th rowspan="2">許容温度 [°C]</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>上部熱受温度 [°C]</td> <td>約 20</td> <td>約 20</td> <td>約 20</td> <td>約 20</td> <td>約 20</td> <td>< 41</td> </tr> <tr> <td>下部熱受温度 [°C]</td> <td>約 20</td> <td>約 20</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> <td>< 51</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高圧中心スプレイ補機冷却海水ポンプ</td> <td>上部熱受温度 [°C]</td> <td>約 48</td> <td>約 48</td> <td>約 48</td> <td>約 48</td> <td>約 48</td> <td>< 51</td> </tr> <tr> <td>下部熱受温度 [°C]</td> <td>約 48</td> <td>約 48</td> <td>約 48</td> <td>約 48</td> <td>約 48</td> <td>< 51</td> </tr> </tbody> </table> </div>	対象機器	受熱面積 [m ²]	重量流量 [kg/s]	空気比熱 [J/kg・°C]		A_r	G	C_p	原子炉補機 冷却海水ポンプ	13.10	3.32	1003	高圧中心スプレイ 補機冷却海水ポンプ	1.10	0.55	1003			1号機補機所蔵タンク		2号機補機タンク		大容量電源装置	許容温度 [°C]	A	B	A+B		原子炉補機冷却海水ポンプ	上部熱受温度 [°C]	約 20	< 41	下部熱受温度 [°C]	約 20	約 20	約 10	約 10	約 10	< 51	高圧中心スプレイ補機冷却海水ポンプ	上部熱受温度 [°C]	約 48	< 51	下部熱受温度 [°C]	約 48	< 51	<div data-bbox="1344 146 1957 657" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> $Q_{in} + q_f \times A_f = G_{air} \times C_{p,air} \times (T_R - T_{in}) \dots\dots ①$ $\Delta P_R = \Delta P_{in} + \Delta P_{out}$ $\Rightarrow g \times (\rho_{in} - \rho_R) \times H = \zeta_{in} \times \frac{1}{2} \times \rho_{in} \times u_{in}^2 + \zeta_{out} \times \frac{1}{2} \times \rho_R \times u_{out}^2 \dots\dots ②^{※1}$ $\rho_R = \frac{1}{0.004555 \times 0.622 \times T_R} \dots\dots ③^{※2}$ $u_{in} = \frac{G_{air}}{\rho_{in} \times A_{in}} \dots\dots ④$ $u_{out} = \frac{G_{air}}{\rho_R \times A_{out}} \dots\dots ⑤$ <p>※1 出典：空気調和・衛生工学(第11版) 空気調和・衛生工学会 ※2 出典：伝熱工学資料第5版 日本機械学会(湯き空気として算出)</p> <p>Q_{in}: 建屋内のポンプモータの放熱量[W], q_f: 外部火災からの放射熱受熱熱流束[W/m²], A_f: 放射受熱面積[m²], G_{air}: 換気流量[kg/s], $C_{p,air}$: 空気比熱[J/kg・°C], T_R: 建屋内気温[°C], T_{in}: 外気温[°C], g: 重力加速度[m/s²], ρ_{in}: 外気密度[kg/m³], ρ_R: 建屋内空気密度[kg/m³], H: 換気有効高さ[m], ζ_{in}: 給気口圧損係数[-], ζ_{out}: 排気口圧損係数[-], u_{in}: 給気口流速[m/s], u_{out}: 排気口流速[m/s], A_{in}: 給気口面積[m²], A_{out}: 排気口面積[m²]</p> </div> <div data-bbox="1411 670 1890 1002" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">  <p>図 6-7 循環水ポンプ建屋空気温度評価モデル</p> </div> <p>(c) 評価結果</p> <p>放射熱によって上昇する冷却空気の到達温度を算出した結果、許容温度以下であることを確認した。評価結果を表 6-21 に示す。</p> <div data-bbox="1352 1219 1957 1327" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>表 6-21 原子炉補機冷却海水ポンプへの火災影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1361 1251 1948 1321"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>吸い込み外気温度 [°C]</th> <th>許容温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>約 53</td> <td>< 80</td> </tr> </tbody> </table> </div>	対象施設	吸い込み外気温度 [°C]	許容温度 [°C]	原子炉補機冷却海水ポンプ	約 53	< 80													
対象機器	受熱面積 [m ²]	重量流量 [kg/s]	空気比熱 [J/kg・°C]																																																																
	A_r	G	C_p																																																																
原子炉補機 冷却海水ポンプ	13.10	3.32	1003																																																																
高圧中心スプレイ 補機冷却海水ポンプ	1.10	0.55	1003																																																																
		1号機補機所蔵タンク		2号機補機タンク		大容量電源装置	許容温度 [°C]																																																												
		A	B	A+B																																																															
原子炉補機冷却海水ポンプ	上部熱受温度 [°C]	約 20	約 20	約 20	約 20	約 20	< 41																																																												
	下部熱受温度 [°C]	約 20	約 20	約 10	約 10	約 10	< 51																																																												
高圧中心スプレイ補機冷却海水ポンプ	上部熱受温度 [°C]	約 48	約 48	約 48	約 48	約 48	< 51																																																												
	下部熱受温度 [°C]	約 48	約 48	約 48	約 48	約 48	< 51																																																												
対象施設	吸い込み外気温度 [°C]	許容温度 [°C]																																																																	
原子炉補機冷却海水ポンプ	約 53	< 80																																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>2. 評価結果</p> <p>以上の結果から、発電所敷地内の危険物タンクにおいて火災が発生した場合を想定したとしても、原子炉施設の温度が、許容温度を超えないため、安全機能を有する構築物、系統および機器を内包する原子炉施設に熱影響をおよぼすことはない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>4. まとめ</p> <p>以上の結果から、発電所敷地内の危険物施設において火災が発生した場合を想定したとしても、原子炉施設（原子炉建屋、制御建屋、タービン建屋）の外壁温度、復水貯蔵タンク温度、排気筒温度及び海水ポンプ温度が許容温度を超えないことから、発電用原子炉施設に熱影響を及ぼすことはないと評価する。</p> <p>5. 敷地内危険物施設以外の設備の火災影響評価</p>	<p>4. まとめ</p> <p>以上の結果から、発電所敷地内の危険物施設において火災が発生した場合を想定したとしても、原子炉施設（原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋）の外壁温度、排気筒温度及び原子炉補助機冷却海水ポンプ温度が許容温度を超えないことから、発電用原子炉施設に熱影響を及ぼすことはないと評価する。</p> <p>5. 敷地内危険物施設以外の設備の火災影響評価</p> <p>(1) 敷地内危険物施設以外の設備の火災の想定</p> <p>消防法又は岩内・寿都地方消防組合火災予防条例に基づく届出対象施設ではない設備のうち、一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器の火災を想定して、影響評価を実施する。図6-8のフローに基づき評価対象を抽出した。表6-23に発電所敷地内の発火源となる危険物貯蔵施設の一覧と抽出フローによる抽出結果を示す。</p> <p>変圧器火災の想定は以下のとおりとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 評価対象とする変圧器は、表6-23で抽出した一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器を想定した。 ii. 離隔距離は、評価上厳しくなるようi.で想定した変圧器位置から発電用原子炉施設までの直線距離とした。 iii. 変圧器の損傷等による変圧器の全面火災を想定した。 iv. 気象条件は無風状態とした。 v. 火災は円筒火災モデルとし、火災の高さは燃焼半径の3倍とした。 vi. 黒煙の発生による輻射発散度の低減は無いものとした。 vii. 変圧器の防火設備の消火機能等には期待しない。 <p>(2) 評価手法の概要</p> <p>本評価は、発電所に対する変圧器の火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">表6-22 評価指標及びその内容</p> <table border="1" data-bbox="1411 1101 1892 1300"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m²]</td> <td>火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>変圧器規模より求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[s]</td> <td>火災が終了するまでの時間</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>変圧器から発電用原子炉施設までの直線距離</td> </tr> <tr> <td>熱許容限界値[-]</td> <td>原子炉施設の外壁、排気筒及び原子炉補助機冷却海水ポンプが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。油の液面火災では、火炎面積の半径が3mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射発散度の低減がないものとする。</p>	評価指標	内容	輻射強度[W/m ²]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度	形態係数[-]	火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	変圧器規模より求めた燃焼半径	燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間	離隔距離[m]	変圧器から発電用原子炉施設までの直線距離	熱許容限界値[-]	原子炉施設の外壁、排気筒及び原子炉補助機冷却海水ポンプが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値	<p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の相違 【女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映） 【女川】記載箇所の相違 ・資料内での記載統一（敷地内危険物施設の火災影響評価と同じ文章構成としている。女川は後段で記載①）</p>
評価指標	内容																
輻射強度[W/m ²]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度																
形態係数[-]	火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																
燃焼半径[m]	変圧器規模より求めた燃焼半径																
燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間																
離隔距離[m]	変圧器から発電用原子炉施設までの直線距離																
熱許容限界値[-]	原子炉施設の外壁、排気筒及び原子炉補助機冷却海水ポンプが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値																

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">島根2号炉</p> <p>3. 構内危険物タンク以外の設備の火災影響評価</p> <p>(1) 評価対象範囲</p> <p>消防法又は松江市火災予防条例に基づく届出対象設備ではない施設について、火災影響評価を実施する。評価対象とする設備を危険物タンクと同様に第3-1図のフローに基づき抽出する(第3-1表)。危険物を貯蔵し屋外に設置している設備を想定発火源(主変圧器、水素ガストレーラ)とする。</p> <p>なお、薬品を取り扱う設備は輻射熱を受けない屋内設置であること、外部への火災が発生する可能性が低いことから、評価対象から除外する。</p>	<p>評価対象範囲</p> <p>消防法に基づく届出対象施設ではない施設について、火災影響評価を実施する。評価対象とする設備を危険物施設と同様に第6-11図のフローに基づき抽出する(第6-27表)。危険物を貯蔵し屋外に設置している設備を想定発火源(主変圧器等)とする。</p> <p>なお、薬品を取り扱う設備は輻射熱を受けない屋内設置であること、外部への火災が発生する可能性が低いことから、評価対象から除外する。</p> <div data-bbox="741 754 1292 1297" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 6-11 図 敷地内危険物施設以外の設備のうち評価対象抽出フロー</p> </div>	<p>輻射熱に対する設備の温度上昇を評価し、温度上昇がその設備の熱許容限界値以下になるように発電用原子炉施設は隔離距離を確保する。</p> <p>(3) 評価対象範囲</p> <p>消防法又は岩内・寿都地方消防組合火災予防条例に基づく届出対象施設ではない施設について、火災影響評価を実施する。評価対象とする設備を危険物施設と同様に図6-8のフローに基づき抽出する(表6-23)。危険物を貯蔵し屋外に設置している設備を想定発火源(主変圧器等)とする。</p> <p>なお、薬品を取り扱う設備は輻射熱を受けない屋内設置であること、外部への火災が発生する可能性が低いことから、評価対象から除外する。発電所敷地内における屋外変圧器の位置を図6-9に示す。</p> <div data-bbox="1346 754 1955 1441" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">図 6-8 敷地内危険物施設以外の設備のうち評価対象抽出フロー</p> <p style="font-size: small;">※1: 消防法又は岩内・寿都地方消防組合火災予防条例に基づく届出対象施設ではない変圧器等</p> </div>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違・地域特性に伴う法令基準の相違。(島根と同一の選定)</p> <p>【女川】記載箇所の相違・資料内での記載統一(敷地内危険物施設の火災影響評価と同じ文章構成としている。女川は変圧器の配置図は後段の図6-12に記載)</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる抽出結果の相違</p>

泊発電所3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

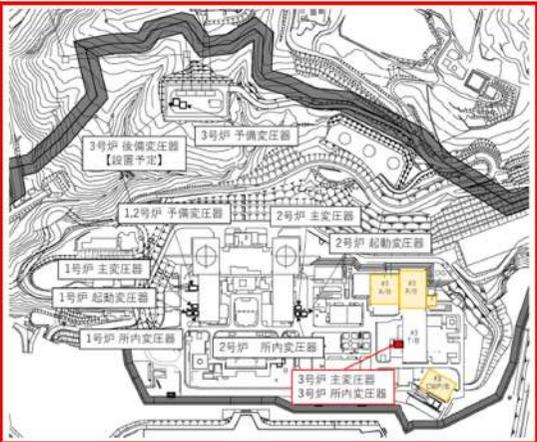
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉 表6-23 その他の危険物	相違理由																																																																																																																																																																																																														
	<p>第8-27表 その他の危険物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>設備名</th> <th>危険物の種類</th> <th>数量</th> <th>評価係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共用</td> <td>予備変圧器</td> <td>絶縁油<重油相当></td> <td>10,000L</td> <td>×(※1)</td> </tr> <tr> <td>1号炉</td> <td>主変圧器</td> <td>絶縁油<重油相当></td> <td>100,000L</td> <td>×(※1)</td> </tr> <tr> <td>1号炉</td> <td>起動変圧器</td> <td>絶縁油<重油相当></td> <td>48,000L</td> <td>×(※1)</td> </tr> <tr> <td>1号炉</td> <td>所内変圧器</td> <td>絶縁油<重油相当></td> <td>14,000L</td> <td>×(※2)</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>主変圧器</td> <td>絶縁油<重油相当></td> <td>128,000L</td> <td>×(※2)</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>起動変圧器</td> <td>絶縁油<重油相当></td> <td>66,000L</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>所内変圧器</td> <td>絶縁油<重油相当></td> <td>18,000L</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>励磁電源変圧器</td> <td>絶縁油<重油相当></td> <td>7,800L</td> <td>×(※2)</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>補助ボイラー用変圧器</td> <td>絶縁油<重油相当></td> <td>24,400L</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器</td> <td>絶縁油<重油相当></td> <td>6,250L</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>主変圧器</td> <td>絶縁油<重油相当></td> <td>128,000L</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>起動変圧器</td> <td>絶縁油<重油相当></td> <td>48,000L</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>所内変圧器</td> <td>絶縁油<重油相当></td> <td>18,000L</td> <td>×(※1)</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>励磁電源変圧器</td> <td>絶縁油<重油相当></td> <td>7,400L</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>補助ボイラー用変圧器</td> <td>絶縁油<重油相当></td> <td>10,000L</td> <td>×(※3)</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器</td> <td>絶縁油<重油相当></td> <td>6,250L</td> <td>×(※4)</td> </tr> <tr> <td>共用</td> <td>検知用 プロパンガスボンベ</td> <td>LPGガス</td> <td>1000kg</td> <td>×(屋内設置)</td> </tr> <tr> <td>1号炉</td> <td>補助ボイラー用 プロパンガスボンベ</td> <td>LPGガス</td> <td>400kg</td> <td>×(屋内設置)</td> </tr> <tr> <td>1号炉</td> <td>水素ガスボンベ</td> <td>水素ガス</td> <td>52,155kg</td> <td>×(屋内設置)</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>水素ガスボンベ</td> <td>水素ガス</td> <td>37,254kg</td> <td>×(屋内設置)</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>水素ガスボンベ</td> <td>水素ガス</td> <td>24,078kg</td> <td>×(屋内設置)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 より近く燃料量も大きい3号炉主変圧器に包絡される ※2 耐火隔壁により建屋へ輻射熱が直接届かないため ※3 より近く燃料量も大きい3号炉起動変圧器に包絡される ※4 燃料量が同じのため、より近い2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器に包絡される</p>	号炉	設備名	危険物の種類	数量	評価係数	共用	予備変圧器	絶縁油<重油相当>	10,000L	×(※1)	1号炉	主変圧器	絶縁油<重油相当>	100,000L	×(※1)	1号炉	起動変圧器	絶縁油<重油相当>	48,000L	×(※1)	1号炉	所内変圧器	絶縁油<重油相当>	14,000L	×(※2)	2号炉	主変圧器	絶縁油<重油相当>	128,000L	×(※2)	2号炉	起動変圧器	絶縁油<重油相当>	66,000L	○	2号炉	所内変圧器	絶縁油<重油相当>	18,000L	○	2号炉	励磁電源変圧器	絶縁油<重油相当>	7,800L	×(※2)	2号炉	補助ボイラー用変圧器	絶縁油<重油相当>	24,400L	○	2号炉	静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器	絶縁油<重油相当>	6,250L	○	3号炉	主変圧器	絶縁油<重油相当>	128,000L	○	3号炉	起動変圧器	絶縁油<重油相当>	48,000L	○	3号炉	所内変圧器	絶縁油<重油相当>	18,000L	×(※1)	3号炉	励磁電源変圧器	絶縁油<重油相当>	7,400L	○	3号炉	補助ボイラー用変圧器	絶縁油<重油相当>	10,000L	×(※3)	3号炉	静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器	絶縁油<重油相当>	6,250L	×(※4)	共用	検知用 プロパンガスボンベ	LPGガス	1000kg	×(屋内設置)	1号炉	補助ボイラー用 プロパンガスボンベ	LPGガス	400kg	×(屋内設置)	1号炉	水素ガスボンベ	水素ガス	52,155kg	×(屋内設置)	2号炉	水素ガスボンベ	水素ガス	37,254kg	×(屋内設置)	3号炉	水素ガスボンベ	水素ガス	24,078kg	×(屋内設置)	<p>表6-23 その他の危険物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>施設名</th> <th>危険物の種類</th> <th>数量</th> <th>詳細評価書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>主変圧器</td> <td>1種4号 絶縁油(重油相当)</td> <td>86.0 kL</td> <td>×(※1)</td> </tr> <tr> <td>1号炉</td> <td>起動変圧器</td> <td>1種4号 絶縁油(重油相当)</td> <td>41.0 kL</td> <td>×(※1)</td> </tr> <tr> <td>1号炉</td> <td>所内変圧器</td> <td>1種4号 絶縁油(重油相当)</td> <td>22.0 kL</td> <td>×(※1)</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>主変圧器</td> <td>1種4号 絶縁油(重油相当)</td> <td>77.0 kL</td> <td>×(※1)</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>起動変圧器</td> <td>1種4号 絶縁油(重油相当)</td> <td>41.0 kL</td> <td>×(※1)</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>所内変圧器</td> <td>1種4号 絶縁油(重油相当)</td> <td>22.0 kL</td> <td>×(※1)</td> </tr> <tr> <td>1,2号炉</td> <td>予備変圧器</td> <td>1種4号 絶縁油(重油相当)</td> <td>15.9 kL</td> <td>×(※1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号炉</td> <td>主変圧器</td> <td rowspan="2">1種4号 絶縁油(重油相当)</td> <td rowspan="2">107.8 kL</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>所内変圧器</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>予備変圧器</td> <td>1種4号 絶縁油(重油相当)</td> <td>31.8 kL</td> <td>×(※1)</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>後備変圧器【設置予定】</td> <td>1種4号 絶縁油(重油相当)</td> <td>15.9 kL</td> <td>×(※1)</td> </tr> <tr> <td>1号炉</td> <td>発電機ガスボンベ貯蔵庫</td> <td>水素ガス(ボンベ)</td> <td>945 m³</td> <td>×(屋内設置)</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>発電機ガスボンベ貯蔵庫</td> <td>水素ガス(ボンベ)</td> <td>945 m³</td> <td>×(屋内設置)</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>発電機ガスボンベ貯蔵庫</td> <td>水素ガス(ボンベ)</td> <td>1,120 m³</td> <td>×(屋内設置)</td> </tr> <tr> <td>1,2号炉</td> <td>1次系水素ボンベ室</td> <td>水素ガス(ボンベ)</td> <td>420 m³</td> <td>×(屋内設置)</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>1次系水素ボンベ室</td> <td>水素ガス(ボンベ)</td> <td>280 m³</td> <td>×(屋内設置)</td> </tr> <tr> <td>共用</td> <td>放射性廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫</td> <td>プロパンガス</td> <td>2,000 kg</td> <td>×(屋内設置)</td> </tr> <tr> <td>1,2号炉</td> <td>補助ボイラー建屋</td> <td>プロパンガス</td> <td>180 kg</td> <td>×(屋内設置)</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>補助ボイラー建屋</td> <td>プロパンガス</td> <td>120 kg</td> <td>×(屋内設置)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉主変圧器・所内変圧器の評価に包絡される。</p>	号炉	施設名	危険物の種類	数量	詳細評価書	1号炉	主変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	86.0 kL	×(※1)	1号炉	起動変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	41.0 kL	×(※1)	1号炉	所内変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	22.0 kL	×(※1)	2号炉	主変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	77.0 kL	×(※1)	2号炉	起動変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	41.0 kL	×(※1)	2号炉	所内変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	22.0 kL	×(※1)	1,2号炉	予備変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	15.9 kL	×(※1)	3号炉	主変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	107.8 kL	○	所内変圧器	3号炉	予備変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	31.8 kL	×(※1)	3号炉	後備変圧器【設置予定】	1種4号 絶縁油(重油相当)	15.9 kL	×(※1)	1号炉	発電機ガスボンベ貯蔵庫	水素ガス(ボンベ)	945 m ³	×(屋内設置)	2号炉	発電機ガスボンベ貯蔵庫	水素ガス(ボンベ)	945 m ³	×(屋内設置)	3号炉	発電機ガスボンベ貯蔵庫	水素ガス(ボンベ)	1,120 m ³	×(屋内設置)	1,2号炉	1次系水素ボンベ室	水素ガス(ボンベ)	420 m ³	×(屋内設置)	3号炉	1次系水素ボンベ室	水素ガス(ボンベ)	280 m ³	×(屋内設置)	共用	放射性廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫	プロパンガス	2,000 kg	×(屋内設置)	1,2号炉	補助ボイラー建屋	プロパンガス	180 kg	×(屋内設置)	3号炉	補助ボイラー建屋	プロパンガス	120 kg	×(屋内設置)	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる抽出結果の相違</p>
号炉	設備名	危険物の種類	数量	評価係数																																																																																																																																																																																																													
共用	予備変圧器	絶縁油<重油相当>	10,000L	×(※1)																																																																																																																																																																																																													
1号炉	主変圧器	絶縁油<重油相当>	100,000L	×(※1)																																																																																																																																																																																																													
1号炉	起動変圧器	絶縁油<重油相当>	48,000L	×(※1)																																																																																																																																																																																																													
1号炉	所内変圧器	絶縁油<重油相当>	14,000L	×(※2)																																																																																																																																																																																																													
2号炉	主変圧器	絶縁油<重油相当>	128,000L	×(※2)																																																																																																																																																																																																													
2号炉	起動変圧器	絶縁油<重油相当>	66,000L	○																																																																																																																																																																																																													
2号炉	所内変圧器	絶縁油<重油相当>	18,000L	○																																																																																																																																																																																																													
2号炉	励磁電源変圧器	絶縁油<重油相当>	7,800L	×(※2)																																																																																																																																																																																																													
2号炉	補助ボイラー用変圧器	絶縁油<重油相当>	24,400L	○																																																																																																																																																																																																													
2号炉	静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器	絶縁油<重油相当>	6,250L	○																																																																																																																																																																																																													
3号炉	主変圧器	絶縁油<重油相当>	128,000L	○																																																																																																																																																																																																													
3号炉	起動変圧器	絶縁油<重油相当>	48,000L	○																																																																																																																																																																																																													
3号炉	所内変圧器	絶縁油<重油相当>	18,000L	×(※1)																																																																																																																																																																																																													
3号炉	励磁電源変圧器	絶縁油<重油相当>	7,400L	○																																																																																																																																																																																																													
3号炉	補助ボイラー用変圧器	絶縁油<重油相当>	10,000L	×(※3)																																																																																																																																																																																																													
3号炉	静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器	絶縁油<重油相当>	6,250L	×(※4)																																																																																																																																																																																																													
共用	検知用 プロパンガスボンベ	LPGガス	1000kg	×(屋内設置)																																																																																																																																																																																																													
1号炉	補助ボイラー用 プロパンガスボンベ	LPGガス	400kg	×(屋内設置)																																																																																																																																																																																																													
1号炉	水素ガスボンベ	水素ガス	52,155kg	×(屋内設置)																																																																																																																																																																																																													
2号炉	水素ガスボンベ	水素ガス	37,254kg	×(屋内設置)																																																																																																																																																																																																													
3号炉	水素ガスボンベ	水素ガス	24,078kg	×(屋内設置)																																																																																																																																																																																																													
号炉	施設名	危険物の種類	数量	詳細評価書																																																																																																																																																																																																													
1号炉	主変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	86.0 kL	×(※1)																																																																																																																																																																																																													
1号炉	起動変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	41.0 kL	×(※1)																																																																																																																																																																																																													
1号炉	所内変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	22.0 kL	×(※1)																																																																																																																																																																																																													
2号炉	主変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	77.0 kL	×(※1)																																																																																																																																																																																																													
2号炉	起動変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	41.0 kL	×(※1)																																																																																																																																																																																																													
2号炉	所内変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	22.0 kL	×(※1)																																																																																																																																																																																																													
1,2号炉	予備変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	15.9 kL	×(※1)																																																																																																																																																																																																													
3号炉	主変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	107.8 kL	○																																																																																																																																																																																																													
	所内変圧器																																																																																																																																																																																																																
3号炉	予備変圧器	1種4号 絶縁油(重油相当)	31.8 kL	×(※1)																																																																																																																																																																																																													
3号炉	後備変圧器【設置予定】	1種4号 絶縁油(重油相当)	15.9 kL	×(※1)																																																																																																																																																																																																													
1号炉	発電機ガスボンベ貯蔵庫	水素ガス(ボンベ)	945 m ³	×(屋内設置)																																																																																																																																																																																																													
2号炉	発電機ガスボンベ貯蔵庫	水素ガス(ボンベ)	945 m ³	×(屋内設置)																																																																																																																																																																																																													
3号炉	発電機ガスボンベ貯蔵庫	水素ガス(ボンベ)	1,120 m ³	×(屋内設置)																																																																																																																																																																																																													
1,2号炉	1次系水素ボンベ室	水素ガス(ボンベ)	420 m ³	×(屋内設置)																																																																																																																																																																																																													
3号炉	1次系水素ボンベ室	水素ガス(ボンベ)	280 m ³	×(屋内設置)																																																																																																																																																																																																													
共用	放射性廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫	プロパンガス	2,000 kg	×(屋内設置)																																																																																																																																																																																																													
1,2号炉	補助ボイラー建屋	プロパンガス	180 kg	×(屋内設置)																																																																																																																																																																																																													
3号炉	補助ボイラー建屋	プロパンガス	120 kg	×(屋内設置)																																																																																																																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
	<p>(1) 変圧器火災による熱影響評価</p> <p>a. 評価方針 発電所敷地内変圧器は危険物施設ではないが燃焼する油を内包していることから、火災源として原子炉施設への熱影響評価を実施する。</p> <p>b. 評価対象の考え方</p> <p>(a) 発電所敷地内の発火源となる変圧器 発電所敷地内に設置している変圧器のうち、評価対象とするものを第6-28表に基づき抽出する。</p> <p>(b) 評価対象とする変圧器 抽出の結果、以下の変圧器を評価対象とした。</p> <p><評価対象変圧器></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2号炉起動変圧器 ・ 2号炉所内変圧器 ・ 2号炉補助ボイラー用変圧器 ・ 2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器（以下、「PLR-VVVF 変圧器」という。） ・ 3号炉主変圧器 ・ 3号炉起動変圧器 ・ 3号炉励磁電源変圧器 <div data-bbox="725 762 1310 1169" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 6-28 表 変圧器の燃料量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>油種</th> <th>燃料量 [kg]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共用</td> <td>予備変圧器</td> <td>絶縁油</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>1号炉</td> <td>主変圧器</td> <td>絶縁油</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号炉</td> <td>起動変圧器</td> <td>絶縁油</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>1号炉</td> <td>所内変圧器</td> <td>絶縁油</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>主変圧器</td> <td>絶縁油</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>起動変圧器</td> <td>絶縁油</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>所内変圧器</td> <td>絶縁油</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>励磁電源変圧器</td> <td>絶縁油</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>補助ボイラー用変圧器</td> <td>絶縁油</td> <td>24.4</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器</td> <td>絶縁油</td> <td>6.25</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>主変圧器</td> <td>絶縁油</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>起動変圧器</td> <td>絶縁油</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>所内変圧器</td> <td>絶縁油</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>励磁電源変圧器</td> <td>絶縁油</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>補助ボイラー用変圧器</td> <td>絶縁油</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器</td> <td>絶縁油</td> <td>6.25</td> </tr> </tbody> </table> </div>			油種	燃料量 [kg]	共用	予備変圧器	絶縁油	10	1号炉	主変圧器	絶縁油	100	1号炉	起動変圧器	絶縁油	48	1号炉	所内変圧器	絶縁油	14	2号炉	主変圧器	絶縁油	138	2号炉	起動変圧器	絶縁油	66	2号炉	所内変圧器	絶縁油	15	2号炉	励磁電源変圧器	絶縁油	7.8	2号炉	補助ボイラー用変圧器	絶縁油	24.4	2号炉	静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器	絶縁油	6.25	3号炉	主変圧器	絶縁油	138	3号炉	起動変圧器	絶縁油	40	3号炉	所内変圧器	絶縁油	13	3号炉	励磁電源変圧器	絶縁油	7.4	3号炉	補助ボイラー用変圧器	絶縁油	18	3号炉	静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器	絶縁油	6.25		<p>【女川】記載方針の相違 ・ 泊は「(3) 評価対象範囲」にて、フローを用いて他の危険物施設を抽出し、表6-23に記載している。</p>
		油種	燃料量 [kg]																																																																				
共用	予備変圧器	絶縁油	10																																																																				
1号炉	主変圧器	絶縁油	100																																																																				
1号炉	起動変圧器	絶縁油	48																																																																				
1号炉	所内変圧器	絶縁油	14																																																																				
2号炉	主変圧器	絶縁油	138																																																																				
2号炉	起動変圧器	絶縁油	66																																																																				
2号炉	所内変圧器	絶縁油	15																																																																				
2号炉	励磁電源変圧器	絶縁油	7.8																																																																				
2号炉	補助ボイラー用変圧器	絶縁油	24.4																																																																				
2号炉	静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器	絶縁油	6.25																																																																				
3号炉	主変圧器	絶縁油	138																																																																				
3号炉	起動変圧器	絶縁油	40																																																																				
3号炉	所内変圧器	絶縁油	13																																																																				
3号炉	励磁電源変圧器	絶縁油	7.4																																																																				
3号炉	補助ボイラー用変圧器	絶縁油	18																																																																				
3号炉	静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器	絶縁油	6.25																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

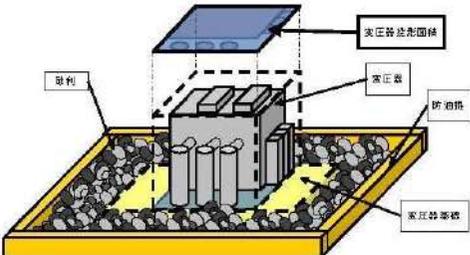
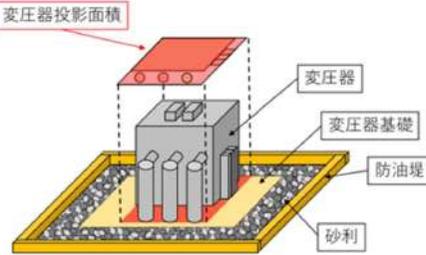
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第 6-12 図 女川原子力発電所敷地内における変圧器の位置</p> <p>c. 温度影響評価</p> <p>(a) 変圧器火災の想定 変圧器火災の想定は以下のとおりとした。</p> <p>i. 想定条件</p> <p>(i) 評価対象とする変圧器は、前項で抽出した変圧器を想定した。なお、隣接する変圧器間には耐火壁があるため、隣接変圧器への延焼は考慮しない。</p> <p>(ii) 離隔距離は、評価上厳しくなるよう (1) で想定した変圧器位置から原子炉施設までの直線距離とした。</p> <p>(iii) 変圧器の損傷による変圧器の全面火災を想定する。</p> <p>(iv) 気象条件は無風状態とした。</p> <p>(v) 火災は円筒火災モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とした。</p> <p>(vi) 黒煙の発生による放射発散度の低減は無いものとした。</p> <p>(vii) 変圧器の防火設備の消火機能等には期待しない。</p> <p>ii. 輻射強度の算定 油火災において任意の位置にある輻射強度 (熱) を計算により求めるため、半径が 1.5m 以上の場合で火炎の高さ (輻射体) を半径の3倍にした円筒火災モデルを採用した。</p> <p>(b) 評価手法の概要 本評価は、発電所に対する変圧器の火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p>	 <p>図 6-9 敷地内における屋外変圧器の位置 (発電所全体)</p> <p>泊の下記文章は、5. (1), (2)の再掲</p> <p>変圧器火災の想定は以下のとおりとした。</p> <p>i. 評価対象とする変圧器は、表 6-23 で抽出した一体型である 3号炉主変圧器・所内変圧器を想定した。なお、隣接する変圧器間には耐火壁があるため、隣接変圧器への延焼は考慮しない。</p> <p>ii. 離隔距離は、評価上厳しくなるよう i. で想定した変圧器位置から発電用原子炉施設までの直線距離とした。</p> <p>iii. 変圧器の損傷による変圧器の全面火災を想定した。</p> <p>iv. 気象条件は無風状態とした。</p> <p>v. 火災は円筒火災モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とした。</p> <p>vi. 黒煙の発生による放射発散度の低減は無いものとした。</p> <p>vii. 変圧器の防火設備の消火機能等には期待しない。</p> <p>(2) 評価手法の概要 本評価は、発電所に対する変圧器の火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象変圧器の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一 (敷地内危険物施設の火災影響評価と同じ文章構成としている。泊は前段で記載①)</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象変圧器の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一 (泊は 6.にて評価対象施設への輻射強度を算定している)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
	<p style="text-align: center;">第6-29表 変圧器火災の評価指標</p> <table border="1" data-bbox="723 180 1305 387"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射強度[W/m²]^a</td> <td>火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の放射強度</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>変圧器規模より求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[s]</td> <td>火災が終了するまでの時間</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>変圧器から原子炉施設までの直線距離</td> </tr> <tr> <td>熱許容限界値[-]</td> <td>建屋外壁、復水貯蔵タンク、排気筒が想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の評価指標は、受熱面が放射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。</p> <p>※：油の液面火災では、火炎面積の半径が3mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し放射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による放射発散度の低減が無いものとする。</p> <p>(c) 原子炉施設に対する熱影響評価</p> <p>i. 評価対象範囲 発電所敷地内に設置している屋外の変圧器のうち、前項で抽出した変圧器の火災を想定して、原子炉施設への熱影響評価を実施する。</p> <p>ii. 必要データ 評価に用いるデータは以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="723 1137 1283 1361"> <caption>第6-30表 変圧器火災影響評価に必要なデータ一覧</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">変圧器</th> <th colspan="3">2号炉</th> <th colspan="3">3号炉</th> </tr> <tr> <th>起動変圧器</th> <th>所内変圧器</th> <th>補助3号炉用変圧器</th> <th>DR-WVF変圧器</th> <th>主変圧器</th> <th>起動変圧器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼量 P [m]</td> <td>66</td> <td>15</td> <td>24.4</td> <td>6.25</td> <td>189</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>放射発散度 Z_f [W/m²]</td> <td>23,000</td> <td>23,000</td> <td>23,000</td> <td>23,000</td> <td>23,000</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度 v [m/s]</td> <td>4.29 × 10⁻²</td> </tr> <tr> <td>変圧器高さ H [m]</td> <td>70</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>13</td> <td>109</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	内容	放射強度[W/m ²] ^a	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の放射強度	形態係数[-]	火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	変圧器規模より求めた燃焼半径	燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間	離隔距離[m]	変圧器から原子炉施設までの直線距離	熱許容限界値[-]	建屋外壁、復水貯蔵タンク、排気筒が想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値	変圧器	2号炉			3号炉			起動変圧器	所内変圧器	補助3号炉用変圧器	DR-WVF変圧器	主変圧器	起動変圧器	燃焼量 P [m]	66	15	24.4	6.25	189	7.4	放射発散度 Z _f [W/m ²]	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	燃焼速度 v [m/s]	4.29 × 10 ⁻²	変圧器高さ H [m]	70	28	30	13	109	15	<p style="text-align: center;">表6-22 評価指標及びその内容</p> <table border="1" data-bbox="1406 172 1888 371"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射強度[W/m²]</td> <td>火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の放射強度</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>変圧器規模より求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[s]</td> <td>火災が終了するまでの時間</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>変圧器から発電用原子炉施設までの直線距離</td> </tr> <tr> <td>熱許容限界値[-]</td> <td>原子炉施設の外壁、排気筒及び原子炉補機冷却海水ポンプが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の評価指標は、受熱面が放射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。</p> <p>油の液面火災では、火炎面積の半径が3mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し放射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による放射発散度の低減がないものとする。</p> <p>放射熱に対する設備の温度上昇を評価し、温度上昇がその設備の熱許容限界値以下になるように発電用原子炉施設は離隔距離を確保する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 泊の上記文章は、5.(1)、(2)の再掲 </div> <p>6. 温度影響評価</p> <p>(1) 建屋外壁に対する熱影響評価</p> <p>a. 評価対象範囲 発電所敷地内に設置している屋外の変圧器のうち、一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器の火災を想定して、発電用原子炉施設への熱影響評価を実施する。</p> <p>b. 必要データ 評価に用いるデータは以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表6-24 変圧器火災影響評価に必要なデータ</p> <table border="1" data-bbox="1462 1137 1843 1345"> <thead> <tr> <th>変圧器</th> <th>3号炉主変圧器・所内変圧器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料の種類^{a)}</td> <td>重油</td> </tr> <tr> <td>燃料量[m³]</td> <td>107.8</td> </tr> <tr> <td>投影面積[m²]</td> <td>118.39</td> </tr> <tr> <td>燃料密度^{b)} [kg/m³]</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>質量低下速度^{c)} [kg/m²・s]</td> <td>0.035</td> </tr> <tr> <td>放射発散度^{a)} [W/m²]</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度 [m/s]</td> <td>3.50 × 10⁻²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 変圧器用の絶縁油はその元素成分に関する規格がないため、絶縁油の放射発散度は物性の近い重油の値を使用する。 ※2: THE SFPE Handbook of Fire Protection Engineering 4th Edition 記載値 ※3: 評価ガイド付属書B記載値</p>	評価指標	内容	放射強度[W/m ²]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の放射強度	形態係数[-]	火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	変圧器規模より求めた燃焼半径	燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間	離隔距離[m]	変圧器から発電用原子炉施設までの直線距離	熱許容限界値[-]	原子炉施設の外壁、排気筒及び原子炉補機冷却海水ポンプが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値	変圧器	3号炉主変圧器・所内変圧器	燃料の種類 ^{a)}	重油	燃料量[m ³]	107.8	投影面積[m ²]	118.39	燃料密度 ^{b)} [kg/m ³]	1,000	質量低下速度 ^{c)} [kg/m ² ・s]	0.035	放射発散度 ^{a)} [W/m ²]	23,000	燃焼速度 [m/s]	3.50 × 10 ⁻²	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象施設の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一（敷地内危険物施設の火災影響評価と同じ文章構成としている。）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一（敷地内危険物施設の火災影響評価と同じ文章構成としている。）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象変圧器の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価条件の相違</p>					
評価指標	内容																																																																																							
放射強度[W/m ²] ^a	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の放射強度																																																																																							
形態係数[-]	火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																																																																																							
燃焼半径[m]	変圧器規模より求めた燃焼半径																																																																																							
燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間																																																																																							
離隔距離[m]	変圧器から原子炉施設までの直線距離																																																																																							
熱許容限界値[-]	建屋外壁、復水貯蔵タンク、排気筒が想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値																																																																																							
変圧器	2号炉			3号炉																																																																																				
	起動変圧器	所内変圧器	補助3号炉用変圧器	DR-WVF変圧器	主変圧器	起動変圧器																																																																																		
燃焼量 P [m]	66	15	24.4	6.25	189	7.4																																																																																		
放射発散度 Z _f [W/m ²]	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000																																																																																		
燃焼速度 v [m/s]	4.29 × 10 ⁻²	4.29 × 10 ⁻²	4.29 × 10 ⁻²	4.29 × 10 ⁻²	4.29 × 10 ⁻²	4.29 × 10 ⁻²																																																																																		
変圧器高さ H [m]	70	28	30	13	109	15																																																																																		
評価指標	内容																																																																																							
放射強度[W/m ²]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の放射強度																																																																																							
形態係数[-]	火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																																																																																							
燃焼半径[m]	変圧器規模より求めた燃焼半径																																																																																							
燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間																																																																																							
離隔距離[m]	変圧器から発電用原子炉施設までの直線距離																																																																																							
熱許容限界値[-]	原子炉施設の外壁、排気筒及び原子炉補機冷却海水ポンプが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値																																																																																							
変圧器	3号炉主変圧器・所内変圧器																																																																																							
燃料の種類 ^{a)}	重油																																																																																							
燃料量[m ³]	107.8																																																																																							
投影面積[m ²]	118.39																																																																																							
燃料密度 ^{b)} [kg/m ³]	1,000																																																																																							
質量低下速度 ^{c)} [kg/m ² ・s]	0.035																																																																																							
放射発散度 ^{a)} [W/m ²]	23,000																																																																																							
燃焼速度 [m/s]	3.50 × 10 ⁻²																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第8-13図 変圧器の投影面積</p> <p>(d) 燃焼半径の算出</p> <p>変圧器周りの防油堤には砂利が敷き詰められていること及び漏えいした油を回収する地下タンクを設置していることから、防油堤の全面火災が生じることはない。したがって、変圧器本体の全面火災により円筒火炎を生じることとし、燃焼面積は変圧器の投影面積に等しいものとして燃焼半径を算出する。変圧器の投影面積を第6-13図に、算出結果を第6-31表に示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R: 燃焼半径 [m], S: 燃焼面積 (= 変圧器の投影面積) [m²]</p> </div> <p>第6-31表 変圧器火災の燃焼半径</p> <table border="1" data-bbox="721 853 1301 970"> <thead> <tr> <th rowspan="2">変圧器</th> <th colspan="4">2号炉</th> <th colspan="3">3号炉</th> </tr> <tr> <th>起動変圧器</th> <th>所内変圧器</th> <th>補助6.6kV-用変圧器</th> <th>PLK-VVVF変圧器</th> <th>主変圧器</th> <th>起動変圧器</th> <th>励磁電源変圧器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼半径 R [m]</td> <td>4.721</td> <td>2.877</td> <td>3.091</td> <td>2.035</td> <td>5.891</td> <td>3.743</td> <td>2.188</td> </tr> </tbody> </table> <p>(e) 原子炉施設に対する離隔距離</p> <p>各変圧器から評価対象の原子炉施設までの離隔距離を第6-32表に示す。</p>	変圧器	2号炉				3号炉			起動変圧器	所内変圧器	補助6.6kV-用変圧器	PLK-VVVF変圧器	主変圧器	起動変圧器	励磁電源変圧器	燃焼半径 R [m]	4.721	2.877	3.091	2.035	5.891	3.743	2.188	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図6-10 変圧器の投影面積</p> <p>c. 燃焼半径の算出</p> <p>変圧器周りの防油堤には砂利が敷き詰められていること及び漏えいした油を回収する地下タンクを設置していることから、防油堤の全面火災が生じることはない。したがって、変圧器本体の全面火災により円筒火炎を生じることとし、燃焼面積は変圧器の投影面積に等しいものとして燃焼半径を算出する。変圧器の投影面積を図6-10に、算出結果を表6-25に示す。</p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R: 燃焼半径 [m], S: 燃焼面積 [m²]</p> <p>表6-25 変圧器火災の燃焼半径</p> <table border="1" data-bbox="1422 869 1870 973"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃焼面積 S [m²]</th> <th>燃焼半径 R [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉主変圧器・所内変圧器</td> <td>118.39</td> <td>6.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 外壁に対する熱影響評価</p> <p>(a) 評価対象範囲</p> <p>評価対象施設の外壁について、一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器の火災を想定して評価を実施した。</p> <p>(b) 3号炉主変圧器・所内変圧器から評価対象の発電用原子炉施設までの離隔距離を表6-26に示す。評価については、想定火災源から最短距離にある原子炉建屋を代表として実施する。</p>	想定火災源	燃焼面積 S [m ²]	燃焼半径 R [m]	3号炉主変圧器・所内変圧器	118.39	6.14	<p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる評価条件の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違・資料内での記載統一 (敷地内危険物施設の火災影響評価と同じ文章構成としている。)</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は火災源に対して最短距離の建屋のみを評価している (離隔距離が短いほど熱影響評価は厳しくなるため)。また、プラント設計の違いにより、評価条件が相違している。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>
変圧器	2号炉				3号炉																											
	起動変圧器	所内変圧器	補助6.6kV-用変圧器	PLK-VVVF変圧器	主変圧器	起動変圧器	励磁電源変圧器																									
燃焼半径 R [m]	4.721	2.877	3.091	2.035	5.891	3.743	2.188																									
想定火災源	燃焼面積 S [m ²]	燃焼半径 R [m]																														
3号炉主変圧器・所内変圧器	118.39	6.14																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																		
	<p style="text-align: center;">第6-32表 各変圧器と評価対象施設までの距離距離</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">変圧器</th> <th colspan="3">2号炉</th> <th colspan="3">3号炉</th> </tr> <tr> <th>起動変圧器</th> <th>所内変圧器</th> <th>補助用(1/2)用変圧器</th> <th>PLS-VVVF変圧器</th> <th>主変圧器</th> <th>起動変圧器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4.85</td> <td>87.55</td> <td>78.90</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>67.36</td> <td></td> <td>18.85</td> <td></td> <td>154.86</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td></td> <td>7.12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>深水位貯蔵タンク</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>116.33</td> <td>104.34</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>81.89</td> <td>27.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(f) 形態係数の算出 次の式から形態係数を算出した。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2m}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right]$ <p>ただし $m = \frac{H}{R} = 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2$ ϕ: 形態係数 [-] H: 火災長[m] R: 火災半径[m] L: 離隔距離[m]</p> <p style="text-align: center;">第6-33表 変圧器火災の形態係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">変圧器</th> <th colspan="3">2号炉</th> <th colspan="3">3号炉</th> </tr> <tr> <th>起動変圧器</th> <th>所内変圧器</th> <th>補助用(1/2)用変圧器</th> <th>PLS-VVVF変圧器</th> <th>主変圧器</th> <th>起動変圧器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.000 $\times 10^{-1}$</td> <td>0.073 $\times 10^{-3}$</td> <td>1.452 $\times 10^{-3}$</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>8.427 $\times 10^{-3}$</td> <td></td> <td>8.021 $\times 10^{-3}$</td> <td></td> <td>2.312 $\times 10^{-3}$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td></td> <td>1.320 $\times 10^{-1}$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>深水位貯蔵タンク</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4.862 $\times 10^{-3}$</td> <td>0.501 $\times 10^{-1}$</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.019 $\times 10^{-3}$</td> <td>3.508 $\times 10^{-3}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(g) 輻射強度の算出 火災の火災から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。</p> $E = R_f \cdot \phi$ <p>E: 輻射強度[W/m²], R_f: 輻射発散度[W/m²], ϕ: 形態係数</p>	変圧器	2号炉			3号炉			起動変圧器	所内変圧器	補助用(1/2)用変圧器	PLS-VVVF変圧器	主変圧器	起動変圧器	原子炉建屋				4.85	87.55	78.90	制御建屋	67.36		18.85		154.86		タービン建屋		7.12					深水位貯蔵タンク					116.33	104.34	排気筒					81.89	27.50	変圧器	2号炉			3号炉			起動変圧器	所内変圧器	補助用(1/2)用変圧器	PLS-VVVF変圧器	主変圧器	起動変圧器	原子炉建屋				2.000 $\times 10^{-1}$	0.073 $\times 10^{-3}$	1.452 $\times 10^{-3}$	制御建屋	8.427 $\times 10^{-3}$		8.021 $\times 10^{-3}$		2.312 $\times 10^{-3}$		タービン建屋		1.320 $\times 10^{-1}$					深水位貯蔵タンク					4.862 $\times 10^{-3}$	0.501 $\times 10^{-1}$	排気筒					1.019 $\times 10^{-3}$	3.508 $\times 10^{-3}$	<p style="text-align: center;">表6-26 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th colspan="4">離隔距離[m]</th> </tr> <tr> <th>原子炉建屋</th> <th>原子炉補助建屋</th> <th>ディーゼル発電機建屋</th> <th>循環水ポンプ建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉主変圧器・所内変圧器</td> <td>64</td> <td>75</td> <td>90</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) 形態係数の算出 次の式から形態係数を算出した。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right]$ <p>ただし $m = \frac{H}{R} = 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2$ H: 火災長(18.42[m]), R: 燃焼半径(6.14[m]), L: 離隔距離[m]</p> <p style="text-align: center;">表6-27 評価対象施設の形態係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>対象施設</td> <td>形態係数[-]</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>0.018</td> </tr> </tbody> </table> <p>(d) 輻射強度の算出 火災の火災から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。</p> $E = R_f \times \phi$ <p>E: 輻射強度[W/m²], R_f: 輻射発散度[W/m²], ϕ: 形態係数</p>	想定火災源	離隔距離[m]				原子炉建屋	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋	3号炉主変圧器・所内変圧器	64	75	90	81	対象施設	形態係数[-]	原子炉建屋	0.018	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる離隔距離の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p>
変圧器	2号炉			3号炉																																																																																																																	
	起動変圧器	所内変圧器	補助用(1/2)用変圧器	PLS-VVVF変圧器	主変圧器	起動変圧器																																																																																																															
原子炉建屋				4.85	87.55	78.90																																																																																																															
制御建屋	67.36		18.85		154.86																																																																																																																
タービン建屋		7.12																																																																																																																			
深水位貯蔵タンク					116.33	104.34																																																																																																															
排気筒					81.89	27.50																																																																																																															
変圧器	2号炉			3号炉																																																																																																																	
	起動変圧器	所内変圧器	補助用(1/2)用変圧器	PLS-VVVF変圧器	主変圧器	起動変圧器																																																																																																															
原子炉建屋				2.000 $\times 10^{-1}$	0.073 $\times 10^{-3}$	1.452 $\times 10^{-3}$																																																																																																															
制御建屋	8.427 $\times 10^{-3}$		8.021 $\times 10^{-3}$		2.312 $\times 10^{-3}$																																																																																																																
タービン建屋		1.320 $\times 10^{-1}$																																																																																																																			
深水位貯蔵タンク					4.862 $\times 10^{-3}$	0.501 $\times 10^{-1}$																																																																																																															
排気筒					1.019 $\times 10^{-3}$	3.508 $\times 10^{-3}$																																																																																																															
想定火災源	離隔距離[m]																																																																																																																				
	原子炉建屋	原子炉補助建屋	ディーゼル発電機建屋	循環水ポンプ建屋																																																																																																																	
3号炉主変圧器・所内変圧器	64	75	90	81																																																																																																																	
対象施設	形態係数[-]																																																																																																																				
原子炉建屋	0.018																																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																		
	<p style="text-align: center;">第6-34表 変圧器火災の輻射強度</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">変圧器</th> <th colspan="3">2号炉</th> <th colspan="3">3号炉</th> </tr> <tr> <th>起動変圧器</th> <th>所内変圧器</th> <th>補助用変圧器</th> <th>主変圧器</th> <th>起動変圧器</th> <th>励磁電源変圧器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋 E [V/n²]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,619</td> <td>205</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>制御建屋 E [V/n²]</td> <td>222</td> <td></td> <td>1,385</td> <td></td> <td>66</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン建屋 E [V/n²]</td> <td></td> <td>4418</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク E [V/n²]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>112</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>排気筒 E [V/n²]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>285</td> <td>807</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(h) 燃焼継続時間の算出 燃焼時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ <p>t: 燃焼継続時間[s], V: 燃料量[m³], R: 燃焼半径[m] v: 燃焼速度 (= M/ρ) [m/s] M: 質量低下速度 [kg/m²·s], ρ: 燃料密度 [kg/m³]</p> <p style="text-align: center;">第6-35表 変圧器火災の燃焼継続時間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">変圧器</th> <th colspan="3">2号炉</th> <th colspan="3">3号炉</th> </tr> <tr> <th>起動変圧器</th> <th>所内変圧器</th> <th>補助用変圧器</th> <th>主変圧器</th> <th>起動変圧器</th> <th>励磁電源変圧器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>質量低下速度 M [kg/m²·s]</td> <td>0.039</td> <td>0.039</td> <td>0.039</td> <td>0.039</td> <td>0.039</td> <td>0.039</td> </tr> <tr> <td>燃料密度 ρ [kg/m³]</td> <td>910</td> <td>910</td> <td>910</td> <td>910</td> <td>910</td> <td>910</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間 t [s]</td> <td>22,030</td> <td>13,480</td> <td>13,904</td> <td>11,233</td> <td>29,581</td> <td>21,241</td> </tr> </tbody> </table> <p>(i) 判断の考え方 i. 建屋外壁 (i) 許容温度 本火災影響評価で用いる許容温度については、一般的にコンクリートの強度にほとんど影響がないとされている 200℃とする。 (ii) 耐火性能の評価結果 火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で原子炉施設外壁が昇温されるものとして、火災源を単一の円筒火災と見なせることから、原子炉施設外壁を半無限固体として下記の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式よりコンクリート表面の温度上昇を求め、コンクリートの表面温度が許容温度以下であるか評価を実施した。</p>	変圧器	2号炉			3号炉			起動変圧器	所内変圧器	補助用変圧器	主変圧器	起動変圧器	励磁電源変圧器	原子炉建屋 E [V/n ²]				4,619	205	34	制御建屋 E [V/n ²]	222		1,385		66		タービン建屋 E [V/n ²]		4418					復水貯蔵タンク E [V/n ²]					112	20	排気筒 E [V/n ²]				285	807		変圧器	2号炉			3号炉			起動変圧器	所内変圧器	補助用変圧器	主変圧器	起動変圧器	励磁電源変圧器	質量低下速度 M [kg/m ² ·s]	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039	燃料密度 ρ [kg/m ³]	910	910	910	910	910	910	燃焼継続時間 t [s]	22,030	13,480	13,904	11,233	29,581	21,241	<p style="text-align: center;">表6-28 評価対象施設の輻射強度</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>輻射強度[W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>414</td> </tr> </tbody> </table> <p>(e) 燃焼継続時間の算出 燃焼時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ <p>t: 燃焼継続時間[s], V: 燃料量[m³] R: 燃焼半径[m], v: 燃焼速度 = M/ρ [m/s] M: 質量低下速度 [kg/m²·s], ρ: 燃料密度 [kg/m³]</p> <p style="text-align: center;">表6-29 変圧器火災の燃焼継続時間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>想定火災源</th> <th>燃料量 V [m³]</th> <th>燃焼半径 R [m]</th> <th>質量低下速度 M [kg/m²·s]</th> <th>燃料密度 ρ [kg/m³]</th> <th>燃焼継続時間 t [s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉主変圧器・ 所内変圧器</td> <td>107.8</td> <td>8.14</td> <td>0.035</td> <td>1,000</td> <td>26,023</td> </tr> </tbody> </table> <p>e. 判断の考え方 (a) 許容温度 本火災影響評価で用いる許容温度については、一般的にコンクリートの強度にほとんど影響がないとされている 200℃とする。 (b) 耐火性能の評価結果 火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で原子炉施設外壁が昇温されるものとして、火災源を単一の円筒火災と見なせることから、原子炉施設外壁を半無限固体として下記の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式よりコンクリート表面の温度上昇を求め、コンクリートの表面温度が許容温度以下であるか評価を実施した。</p>	対象施設	輻射強度[W/m ²]	原子炉建屋	414	想定火災源	燃料量 V [m ³]	燃焼半径 R [m]	質量低下速度 M [kg/m ² ·s]	燃料密度 ρ [kg/m ³]	燃焼継続時間 t [s]	3号炉主変圧器・ 所内変圧器	107.8	8.14	0.035	1,000	26,023	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一 (敷地内危険物施設の火災影響評価と同じ文章構成としている。)</p>
変圧器	2号炉			3号炉																																																																																																	
	起動変圧器	所内変圧器	補助用変圧器	主変圧器	起動変圧器	励磁電源変圧器																																																																																															
原子炉建屋 E [V/n ²]				4,619	205	34																																																																																															
制御建屋 E [V/n ²]	222		1,385		66																																																																																																
タービン建屋 E [V/n ²]		4418																																																																																																			
復水貯蔵タンク E [V/n ²]					112	20																																																																																															
排気筒 E [V/n ²]				285	807																																																																																																
変圧器	2号炉			3号炉																																																																																																	
	起動変圧器	所内変圧器	補助用変圧器	主変圧器	起動変圧器	励磁電源変圧器																																																																																															
質量低下速度 M [kg/m ² ·s]	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039																																																																																															
燃料密度 ρ [kg/m ³]	910	910	910	910	910	910																																																																																															
燃焼継続時間 t [s]	22,030	13,480	13,904	11,233	29,581	21,241																																																																																															
対象施設	輻射強度[W/m ²]																																																																																																				
原子炉建屋	414																																																																																																				
想定火災源	燃料量 V [m ³]	燃焼半径 R [m]	質量低下速度 M [kg/m ² ·s]	燃料密度 ρ [kg/m ³]	燃焼継続時間 t [s]																																																																																																
3号炉主変圧器・ 所内変圧器	107.8	8.14	0.035	1,000	26,023																																																																																																

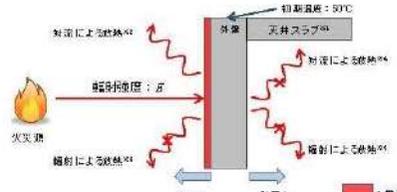
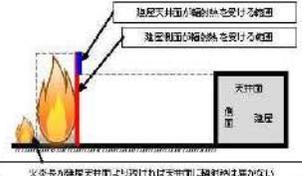
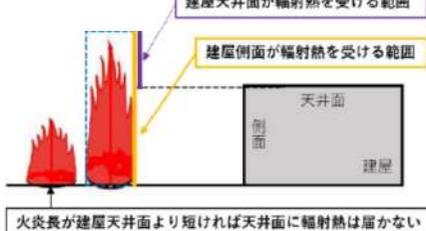
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、コンクリート表面温度評価にあたっては、評価対象となる火災源が原子炉施設の近傍に設置されることから、対流による放熱を考慮した現実的なモデルを用いた評価を実施している。評価概念図を第6-14図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災長が天井スラブより短い場合、天井スラブに放射熱を与えないことから熱影響はない。 火災長が天井スラブより長い場合、天井スラブに放射熱を与えるが、その放射熱は外壁に与える放射熱より小さい。天井スラブの評価概念図を第6-15図に示す。 火災からの離隔距離が等しい場合、垂直面（外壁）と水平面（天井スラブ）の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井スラブの熱影響は外壁に比べて小さい。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\rho C_p \frac{\partial T}{\partial t} = \frac{\partial}{\partial x} \left(\lambda \frac{\partial T}{\partial x} \right)$ <p>T: 建屋温度 [°C], x: コンクリート深さ, t: 時間 λ: コンクリート熱伝導率 (1.74 [W/m/K]) (出典：伝熱工学, 東京大学出版会)</p> </div> <p>上式はコンクリート表面 (x=0) において、以下の境界条件を満たす。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $h(T - T_0) - \lambda \frac{\partial T}{\partial x} = E \quad (x = 0)$ $\frac{\partial T}{\partial x} = 0 \quad (x = L)$ <p>E: 放射強度 [W/m²], h: 熱伝達率 [W/m²/K], L: コンクリート厚さ</p> </div>	<p>なお、コンクリート表面温度評価に当たっては、外壁の部材であるコンクリートへの熱伝導による蓄熱を考慮するため、対流及び放射による放熱は考慮しないものとした。</p> <p>また、天井スラブは以下の理由により、躯体外壁の評価に包絡されるため実施しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災長が天井スラブより短い場合、天井スラブに放射熱を与えないことから熱影響はない。 火災長が天井スラブより長い場合、天井スラブに放射熱を与えるが、その放射熱は外壁に与える放射熱より小さい。天井スラブの評価概念図を図6-11に示す。 火災からの離隔距離が等しい場合、垂直面（外壁）と水平面（天井スラブ）の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井スラブの熱影響は外壁に比べて小さい。 	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊は他の火災評価と同じく、対流及び放射による放熱は考慮せず評価している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一（敷地内危険物施設の火災影響評価と同じ文章構成としている。）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は他の火災評価と同じく、対流及び放射による放熱は考慮せず評価している。</p>

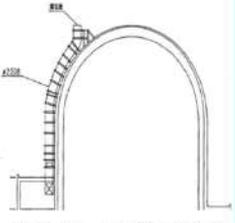
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<div data-bbox="712 151 1310 790" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> $T = T_0 + \left(\frac{E\alpha}{h}\right) \left[1 - \operatorname{erf}\left(\frac{x}{2\sqrt{\alpha t}}\right) - \exp\left(-\frac{h}{\lambda}\left(x + \frac{h^2}{2\alpha t}\right)\right) \left[1 - \operatorname{erf}\left(\frac{x}{2\sqrt{\alpha t}} + \frac{h}{\lambda\sqrt{\alpha t}}\right) \right] \right]$ <p> T_0:初期温度(50[°C]), E:輻射強度[W/m²] x:コンクリート厚さ, t:火災継続時間[s] C_p:コンクリート比熱(963[J/kg·K]), ρ:コンクリート密度(2400[kg/m³]) α:コンクリート温度拡散率($\alpha = \lambda/\rho C_p$)(7.53×10⁻⁷[m²/s]) λ:コンクリート熱伝導率(1.74[W/m·K]), h:コンクリート熱吸収率(1.0[-]) (出典:伝熱工学, 東京大学出版会) (出典:安全工学講座1 火災, 安全工学協会) </p>  <p> ※1: 天井スラブは外壁よりも火災源からの距離が近いことから、天井スラブの評価は外壁の評価に準拠される。 ※2: 火災源火災におけるコンクリート表面温度評価にあたっては、外壁表面における対流による放熱を考慮するものとしている。 ※3: 火災源火災におけるコンクリート表面温度評価にあたっては、外壁表面及び内側内表面における放射による放熱を考慮するものとしている。 ※4: 火災源火災におけるコンクリート表面温度評価にあたっては、外壁内表面における対流による放熱を考慮しないものとしている。 </p> <p>第6-14図 対流による放熱を考慮した場合の一次元非定常熱伝導方程式による温度算出概念図</p> </div> <div data-bbox="828 821 1153 1013" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  <p>第6-15図 天井スラブの評価概念図</p> </div> <div data-bbox="750 1332 1321 1468" style="margin-top: 20px;"> <p>ii. 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価</p> <p>(i) 許容温度</p> <p>本火災影響評価で用いる許容温度については、復水貯蔵タンクの貯蔵水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度66°Cとする。なお、温度評価にあたっては、タンク部材は熱</p> </div>	<div data-bbox="1355 151 1937 399" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{\alpha t}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4\alpha t}\right) - \frac{x}{2\sqrt{\alpha t}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{\alpha t}}\right) \right] \quad (\text{式1})$ <p>(出典:伝熱工学, 東京大学出版会)</p> <p> T:許容温度(200[°C]), T_0:初期温度(50[°C]), E:輻射強度[W/m²] α:コンクリート温度拡散率($\alpha = \lambda/\rho C_p$)(7.53×10⁻⁷[m²/s]) ρ:コンクリート密度(2,400[kg/m³]), C_p:コンクリート比熱(963[J/kg·K]) λ:コンクリート熱伝導率(1.74[W/m·K]), t:燃焼継続時間(26.028[s]) x:躯体コンクリート壁表面深さ(0[m]) </p> </div> <div data-bbox="1422 758 1870 1005" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  <p>図6-11 建屋天井面の評価概念図</p> </div> <div data-bbox="1377 1069 1948 1125" style="margin-top: 10px;"> <p>コンクリート表面の温度上昇を評価した結果、許容温度 200°C 以下であることを確認した。評価結果を表6-30に示す。</p> </div> <div data-bbox="1377 1157 1915 1268" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">表6-30 外壁への火災影響評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象施設</th> <th style="width: 40%;">コンクリート表面温度[°C]</th> <th style="width: 40%;">許容温度[°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td style="text-align: center;">約 88</td> <td style="text-align: center;"><200</td> </tr> </tbody> </table> </div>	対象施設	コンクリート表面温度[°C]	許容温度[°C]	原子炉建屋	約 88	<200	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊は他の火災評価と同じく、対流及び輻射による放熱は考慮せず評価している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一（敷地内危険物施設の火災影響評価と同じ文章構成としている。）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違（泊には屋外に同様の施設は無い）</p>
対象施設	コンクリート表面温度[°C]	許容温度[°C]							
原子炉建屋	約 88	<200							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>伝導の良い鋼材であるが、内部に貯蔵する系統水への熱伝導による蓄熱を考慮するため、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p> <p>(ii) タンク温度の算出 以下の比熱と熱容量の関係式からタンク温度を算出する。 タンク温度算出に必要なデータを示す。</p> $T = T_0 + \frac{E_0 \left(\frac{\pi D_o h}{2} + \frac{\pi D_o^2}{4} \right)}{\rho_w C_{pw} V + \rho_s C_{ps} \left[\frac{(D_o^2 - D_i^2) \pi h}{4} + 2\pi \frac{D_o^2}{4} e \right]}$ <p>T_0: 初期温度(50[°C])、E_0: 放射熱度[W/m²]、t: 火災継続時間[s] D_o: タンク外径(20.012[m])、h: タンク円筒高さ(11.8[m]) D_i: タンク内径(20.0[m])、e: タンク最小板厚(0.006[m]) ρ_w: 水の密度(979.9 [kg/m³]) ※1、C_{pw}: 水の比熱(4186 [J/kg/K]) ※1、V: 水の体積[m³] ρ_s: タンク壁材の密度(7860[kg/m³]) ※2、C_{ps}: タンク壁材の比熱(473 [J/kg/K]) ※2 ※1: 伊勢工学資料第5版記載値(軽水)を80°Cとなるように線形補間した値 ※2: 伊勢工学資料第5版記載値(キルド鋼)</p> <p>iii. 排気筒に対する熱影響評価</p>	<p>(2) 排気筒に対する熱影響評価</p> <p>a. 評価対象範囲 発電所敷地内に設置している屋外の変圧器のうち、一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器の火災を想定して、排気筒への火災影響評価を実施する。 なお、排気筒の評価に当たっては、原子炉建屋に設置されていることから離隔距離は原子炉建屋までの距離とした。</p> <p>b. 評価対象施設の仕様 排気筒仕様を表6-31に、排気筒外形図を図6-12に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1361 898 1624 1129"> <caption>表6-31 排気筒の仕様</caption> <tr><td>名称</td><td>排気筒</td></tr> <tr><td>種類</td><td>丸形</td></tr> <tr><td rowspan="2">主要寸法</td><td>外径 2,308mm</td></tr> <tr><td>地表高さ 73.1m</td></tr> <tr><td>材料</td><td>SUS304</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> </table>  <p>図6-12 排気筒の外形図</p> <p>c. 評価対象施設までの離隔距離 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離を表6-32に示す。</p> <p>表6-32 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1413 1345 1888 1465"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉主変圧器・所内変圧器</td> <td>排気筒 64</td> </tr> </tbody> </table>	名称	排気筒	種類	丸形	主要寸法	外径 2,308mm	地表高さ 73.1m	材料	SUS304	個数	1	想定火災源	離隔距離[m]	3号炉主変圧器・所内変圧器	排気筒 64	<p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一 （敷地内危険物施設の火災影響評価と同じ文章構成としている。）</p>
名称	排気筒																	
種類	丸形																	
主要寸法	外径 2,308mm																	
	地表高さ 73.1m																	
材料	SUS304																	
個数	1																	
想定火災源	離隔距離[m]																	
	3号炉主変圧器・所内変圧器	排気筒 64																

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>(i) 許容温度</p> <p>「発電用原子力設備規格設計・建設規格」では、鋼材の制限温度を350℃としていること、また、「建築火災のメカニズムと火災安全設計」では、鋼材の温度上昇に伴う強度低下率$\kappa(T)$が示されており、一般的な鋼材において温度が325℃以下であれば、その強度が常温時と変わらないとしていることから、保守的に325℃を許容温度とする。</p>	<p>d. 燃焼半径の算出 (1) c. と同様。</p> <p>e. 形態係数の算出 以下の式から形態係数を算出した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\sqrt{\frac{A(n-1)}{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\} \quad (式1)$ $m = \frac{H}{R} = 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2$ <p>H: 火炎長(18.42[m]), R: 燃焼半径(8.14[m]), L: 離隔距離[m]</p> </div> <p style="text-align: center;">表6-33 評価対象施設の形態係数</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>形態係数[-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>0.018</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 輻射強度の評価 火災の火炎から任意の位置にある点(受熱点)の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $E = R_f \times \phi \quad (式2)$ <p>E: 輻射強度[W/m²]、R_f: 輻射発散度[W/m²]、ϕ: 形態係数</p> </div> <p style="text-align: center;">表6-34 評価対象施設の輻射強度</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>輻射強度[W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>414</td> </tr> </tbody> </table> <p>g. 燃焼継続時間の算出 (1) d. (e) と同様。</p> <p>h. 判断の考え方 (a) 許容温度 「発電用原子力設備規格設計・建設規格」では、鋼材の制限温度を350℃としていること、また、「建築火災のメカニズムと火災安全設計」では、鋼材の温度上昇に伴う強度低下率$\kappa(T)$が示されており、一般的な鋼材において温度が325℃以下であれば、その強度が常温時と変わらないとしていることから、保守的に325℃を許容温度とする。</p>	対象施設	形態係数[-]	排気筒	0.018	対象施設	輻射強度[W/m ²]	排気筒	414	<p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一 (敷地内危険物施設の火災影響評価と同じ文章構成としている。)</p>
対象施設	形態係数[-]										
排気筒	0.018										
対象施設	輻射強度[W/m ²]										
排気筒	414										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p>(ii) 評価結果</p> <p>排気筒は内部への伝熱はなく、熱伝導の良い表面の鋼材への伝熱のみを考慮するため、円筒外表面積の1/2に火災による輻射が到達し、外表面全体から放熱するものとした。内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。</p> <p>なお、評価にあたって排気筒は支持鉄塔と筒身で構成されているが、筒身よりも支持鉄塔側が危険物タンクとの距離が近いこと、材質も支持鉄塔はSS400及びSTK400、筒身ではSMA400APであり、物性値が軟鋼で同一であることから、支持鉄塔の評価を実施することで筒身の評価は包絡される。</p> <p>受熱面の輻射強度は時間によらず一定である。したがって、排気筒の温度上昇の最大値Tは受熱面の輻射による熱量と放熱量がバランスした状態である。下記の温度評価式により、排気筒の温度評価を実施した。</p> $T = T_0 + \frac{\epsilon E}{2h}$ <p>ε:吸収率(0.9[-])※1 E:輻射強度[W/m²] h:熱伝達率(17[W/m²/K])※2 T₀:初期温度(50[°C]) ※1:伝熱工学資料 ※2:空調調和・衛生工学便覧（外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ表面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である17W/m²/Kを用いる。） (出典：建築火災のメカニクスと火災安全設計、財団法人日本建築センター)</p>	<p>(b) 評価結果</p> <p>排気筒は内部への伝熱はなく、熱伝導の良い表面の鋼材への伝熱のみを考慮するため、速やかに定常状態となることから、円筒外表面積の1/2に火災による輻射が到達し、外表面全体から放熱するものとして、一定の輻射強度で排気筒が昇温されるとき、輻射による入熱量と対流による放熱量が釣り合うことを表した下記の温度評価式により排気筒表面の最大温度を求め、表面温度が許容温度以下であるか評価した。</p> <p>なお、内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。</p> $T = T_0 + \frac{\epsilon E}{2h} \text{ (式1)}$ <p>ε:吸収率(1.0[-]), E:輻射強度[W/m²], h:熱伝達率(17[W/m²·K])※1, T₀:初期温度(50[°C]) ※1:空調調和・衛生工学便覧（外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受けて変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ表面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である17 W/m²·Kを用いる。）</p> <p>上式を用いて排気筒表面の温度上昇を評価した結果、許容温度 325℃以下であることを確認した。評価結果を表 6-35 に示す。排気筒の評価概念図を図 6-13 に示す。</p>  <p>図 6-13 排気筒の評価概念図</p> <p>表 6-35 排気筒への火災影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1429 1391 1870 1468"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>排気筒温度[°C]</th> <th>許容温度[°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>約 63</td> <td><325</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	排気筒温度[°C]	許容温度[°C]	排気筒	約 63	<325	<p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一（敷地内危険物施設の火災影響評価と同じ文章構成としている。）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は排気筒が筒身のみである。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一（敷地内危険物施設の火災影響評価と同じ文章構成としている。）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は保守的に吸収率を1.0として評価</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一（敷地内危険物施設の火災影響評価と同じ文章構成としている。）</p>
対象施設	排気筒温度[°C]	許容温度[°C]							
排気筒	約 63	<325							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
		<p>(3) 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価</p> <p>a. 評価対象範囲</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、循環水ポンプ建屋内に収納されており、直接火災の影響を受けることはない。ただし、循環水ポンプ建屋内の上部外壁は鋼板であることから、火災の輻射熱が伝熱により建屋内雰囲気へ移動し、建屋内雰囲気の温度が上昇する。また、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とし、空気冷却器を電動機の側面に設置して外気を直接電動機本体に取り込まない全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気の温度を評価対象とする。</p> <p>電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び下部軸受であり、そのうち許容温度が低い下部軸受温度の機能維持に必要となる冷却空気の温度が、許容温度以下となることを確認する。</p> <p>b. 火災源となる設備から評価対象施設までの離隔距離</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプを内包する循環水ポンプ建屋から火災源までの離隔距離を表6-36に示す。</p> <p>表6-36 想定火災源から評価対象施設までの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1435 727 1865 823"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定火災源</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> <tr> <th>循環水ポンプ建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉主変圧器・所内変圧器</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 燃焼半径の算出</p> <p>(1) c. と同様。</p> <p>d. 形態係数の算出</p> <p>以下の式から形態係数を算出した。算出結果を表6-37に示す。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\} \quad (式1)$ <p>$m = \frac{H}{R} \approx 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p>H: 火災長(18.42[m]), R: 燃焼半径(6.14[m]), L: 離隔距離[m]</p> <p>表6-37 評価対象施設の形態係数</p> <table border="1" data-bbox="1435 1278 1865 1353"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>形態係数[-]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>0.012</td> </tr> </tbody> </table>	想定火災源	離隔距離[m]	循環水ポンプ建屋	3号炉主変圧器・所内変圧器	81	対象施設	形態係数[-]	原子炉補機冷却海水ポンプ	0.012	<p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一 （敷地内危険物施設の火災影響評価と同じ文章構成としている。）</p>
想定火災源	離隔距離[m]											
	循環水ポンプ建屋											
3号炉主変圧器・所内変圧器	81											
対象施設	形態係数[-]											
原子炉補機冷却海水ポンプ	0.012											

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
		<p>e. 輻射強度の算出</p> <p>火災の火炎から任意の位置にある点 (受熱点) の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。算出結果を表6-38に示す。</p> $E = R_f \times \phi \quad (\text{式2})$ <p>E: 輻射強度[W/m²], R_f: 輻射発散度[W/m²], φ: 形態係数</p> <p>表6-38 評価対象施設の輻射強度</p> <table border="1" data-bbox="1429 437 1861 507"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>輻射強度[W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>276</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 燃焼継続時間の算出</p> <p>(1) d. (e) と同様。</p> <p>g. 判断の考え方</p> <p>(a) 許容温度</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の冷却空気の許容温度は、電動機下部軸受を限界温度以下とするために必要な吸い込み外気許容温度である80℃とする。</p> <p>(b) 評価方法</p> <p>循環水ポンプ建屋内には、各種機器 (原子炉補機冷却海水ポンプ他) が収納されており、通常運転時にはこれらの機器からの発熱は、建屋の換気により外部へ放出される設計である。熱収支を解くにあたっては、この建屋内部に収められている機器の発熱量と外部火災からの輻射熱をインプットとして、換気量を熱収支と連成させて以下に記す関係式により吸い込み外気温度を求め、許容温度を下回るか評価を実施した。循環水ポンプ建屋空気温度評価モデルの概要を図6-14に示す。</p>	対象施設	輻射強度[W/m ²]	原子炉補機冷却海水ポンプ	276	
対象施設	輻射強度[W/m ²]						
原子炉補機冷却海水ポンプ	276						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
		<p style="text-align: center;"> $Q_{in} + q_f \times A_f = G_{air} \times C_{p_{in}} \times (T_R - T_{in}) \dots\dots ①$ $\Delta P_H = \Delta P_{in} + \Delta P_{out}$ $\Rightarrow g \times (\rho_{in} - \rho_R) \times H = \zeta_{in} \times \frac{1}{2} \times \rho_{in} \times u_{in}^2 + \zeta_{out} \times \frac{1}{2} \times \rho_R \times u_{out}^2 \dots\dots ②^{*1}$ $\rho_R = \frac{1}{0.004555 \times 0.622 \times T_R} \dots\dots ③^{*2}$ $u_{in} = \frac{G_{air}}{\rho_{in} \times A_{in}} \dots\dots ④$ $u_{out} = \frac{G_{air}}{\rho_R \times A_{out}} \dots\dots ⑤$ </p> <p>※1 出典：空調和・衛生工学便覧第11版 空調和・衛生工学会 ※2 出典：伝熱工学資料第5版 日本機械学会 (湯き空気として算出)</p> <p>Q_{in}：建屋内のポンプモータの放熱量[W]、q_f：外部火災からの放射熱受熱熱流束[W/m²] A_f：放射受熱面積[m²]、G_{air}：換気風量[kg/s]、$C_{p_{in}}$：空気比熱[J/kg-K]、T_R：建屋内気温[°C]、T_{in}：外気温[°C]、g：重力加速度[m/s²]、ρ_{in}：外気密度[kg/m³]、ρ_R：建屋内空気密度[kg/m³]、H：換気有効高さ[m]、ζ_{in}：給気口圧損係数[-]、ζ_{out}：排気口圧損係数[-]、u_{in}：給気口流速[m/s]、u_{out}：排気口流速[m/s]、A_{in}：給気口面積[m²]、A_{out}：排気口面積[m²]</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>図6-14 循環水ポンプ建屋空気温度評価モデル</p> <p>(c) 評価結果 輻射熱によって上昇する冷却空気の到達温度を算出した結果、許容温度以下であることを確認した。評価結果を表6-39に示す。</p> <p>表6-39 原子炉補機冷却海水ポンプへの火災影響評価結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>吸い込み外気温度[°C]</th> <th>許容温度[°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>約48</td> <td><80</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	吸い込み外気温度[°C]	許容温度[°C]	原子炉補機冷却海水ポンプ	約48	<80	
対象施設	吸い込み外気温度[°C]	許容温度[°C]							
原子炉補機冷却海水ポンプ	約48	<80							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

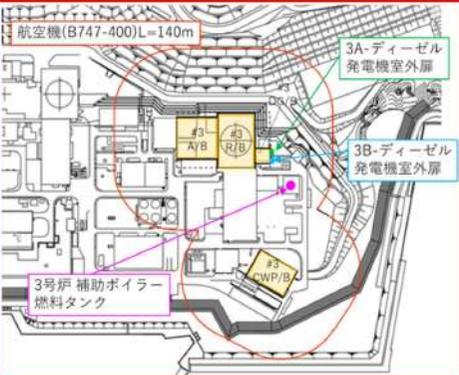
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
	<p>(j) 評価結果 建屋外壁、復水貯蔵タンク、排気筒の温度評価結果を以下に示す。</p> <div data-bbox="728 260 1308 600" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 8-38 表 変圧器火災の熱影響評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">変圧器</th> <th colspan="3">2号炉</th> <th colspan="4">3号炉</th> </tr> <tr> <th>起動変圧器</th> <th>所内変圧器</th> <th>補助計分母変圧器</th> <th>FLR-VVVF変圧器</th> <th>主変圧器</th> <th>起動変圧器</th> <th>貯蔵電源変圧器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋外壁温度 [℃]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>約 138</td> <td>約 59</td> <td></td> <td>約 52</td> </tr> <tr> <td>制御建屋外壁温度 [℃]</td> <td>約 58</td> <td></td> <td>約 101</td> <td></td> <td>約 58</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン建屋外壁温度 [℃]</td> <td></td> <td>約 138</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク温度 [℃]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>約 51</td> <td></td> <td>約 51</td> </tr> <tr> <td>排気筒温度 [℃]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>約 57</td> <td>約 72</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※許容温度：壁温度 200℃、復水貯蔵タンク 85℃、排気筒 225℃</p> </div> <p>d. まとめ 以上の結果から、発電所敷地内の変圧器において火災が発生した場合を想定したとしても、原子炉施設（原子炉建屋、制御建屋、タービン建屋）外壁温度、復水貯蔵タンク温度及び排気筒温度が許容温度を超えないことから、発電用原子炉施設に熱影響を及ぼすことはない。</p> <p>6. 敷地内危険物施設における延焼の危険性について 軽油タンク及び大容量電源装置近傍で危険物を保管している設備はなく、現場作業に伴い「屋外の危険物保管」や「火気の使用」をする場合は、社内文書に基づき危険物や火気を管理した状態で取り扱っている。また、防火の観点から定期的なパトロール等にて現場の状況を確認している。 以上により、軽油タンクの火災を想定したとしても周囲の可燃物への引火の可能性は低いと評価する。</p> <p>7. 発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器の火災影響評価 発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器（防護扉等）については、外部火災の熱影響を受けやすいことから、これらの機器については、火災影響評価を実施する。</p>	変圧器	2号炉			3号炉				起動変圧器	所内変圧器	補助計分母変圧器	FLR-VVVF変圧器	主変圧器	起動変圧器	貯蔵電源変圧器	原子炉建屋外壁温度 [℃]				約 138	約 59		約 52	制御建屋外壁温度 [℃]	約 58		約 101		約 58			タービン建屋外壁温度 [℃]		約 138						復水貯蔵タンク温度 [℃]					約 51		約 51	排気筒温度 [℃]					約 57	約 72		<p>7. まとめ 以上の結果から、発電所敷地内の変圧器において火災が発生した場合を想定したとしても、原子炉施設（原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋）外壁温度、排気筒温度及び原子炉補機冷却海水ポンプ温度が許容温度を超えないことから、発電用原子炉施設に熱影響を及ぼすことはないと評価する。</p> <p>8. 敷地内危険物施設における延焼の危険性について 3号炉補助ボイラー燃料タンク近傍で危険物を保管している設備はなく、現場作業に伴い「屋外の危険物保管」や「火気の使用」をする場合は、社内文書に基づき危険物や火気を管理した状態で取り扱っている。また、防火の観点から定期的なパトロール等にて現場の状況を確認している。 以上により、3号炉補助ボイラー燃料タンクの火災を想定したとしても周囲の可燃物への引火の可能性は低いと評価する。</p> <p>9. 発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器の火災影響評価 発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器（防護扉等）については、外部火災の熱影響を受けやすいことから、これらの機器については、火災影響評価を実施する。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一（敷地内危険物施設の火災影響評価と同じ文章構成としている。） （泊は原子炉施設を建屋外壁・排気筒・海水ポンプに分けて個別に記載しており、表でまとめていない。）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象施設の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・資料内での記載統一 【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象施設の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象施設の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p>
変圧器	2号炉			3号炉																																																						
	起動変圧器	所内変圧器	補助計分母変圧器	FLR-VVVF変圧器	主変圧器	起動変圧器	貯蔵電源変圧器																																																			
原子炉建屋外壁温度 [℃]				約 138	約 59		約 52																																																			
制御建屋外壁温度 [℃]	約 58		約 101		約 58																																																					
タービン建屋外壁温度 [℃]		約 138																																																								
復水貯蔵タンク温度 [℃]					約 51		約 51																																																			
排気筒温度 [℃]					約 57	約 72																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>島根2号炉 添付資料・7</p> <p>2.(13)発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器の火災影響評価</p> <p>a. 評価対象範囲</p> <p>評価対象は、発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器のうち、外部火災の熱影響を受ける以下の機器とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扉 ・ ルーバ（換気空調設備の給・排気口） ・ 配管貫通部 ・ ブローアウトパネル 	<p>(1) 評価対象範囲</p> <p>評価対象は、発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器のうち、外部火災の熱影響を受ける以下の機器とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2号炉非常用ディーゼル発電機(A)室外扉及び2号炉非常用ディーゼル発電機(A)室 ・ ルーバ（換気空調系の給・排気口） ・ ブローアウトパネル <p>なお、複数設置されているこれらの機器のうち、最も熱影響を受ける位置にあるもの（発熱源に近く、機器本体だけでなく建屋内部へ熱影響が及ぶ可能性のあるもの）を評価することによって、その他の機器は本評価に包絡される。</p> <p>発熱源は、火災時の輻射強度が大きい軽油タンク、変圧器、航空機とするが、建屋内への熱影響が確認された場合は内気温度についても評価する。</p> <p>(2) 2号炉非常用ディーゼル発電機(A)室外扉及び2号炉非常用ディーゼル発電機(A)室の熱影響評価</p> <p>a. 外扉の温度評価</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>室内に防護対象設備を内包する部屋の外扉のうち、3号炉軽油タンクに面している原子炉建屋北側に位置しており、輻射強度が最も大きくなる2号炉非常用ディーゼル発電機(A)室の外扉を評価対象とする。</p> <p>なお、室内に防護対象設備を内包する部屋の扉には、他に2号炉非常用ディーゼル発電機(B)室、2号炉高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機室の外扉があるが、どちらも原子炉建屋東側に面しており、3号炉軽油タンクからの離隔距離は2号炉非常用ディーゼル発電機(A)室より離れているため、両扉の熱影響評価は2号炉非常用ディーゼル発電機(A)室の熱影響評価に包絡される。</p> <p>原子炉建屋外扉と火災源との位置関係を第6-15図に示す。</p>	<p>(1) 評価対象範囲</p> <p>評価対象は、発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器のうち、外部火災の熱影響を受ける以下の機器とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3B-ディーゼル発電機室外扉及び3B-ディーゼル発電機室 ・ ガラリフード（換気空調設備の給・排気口） ・ 配管貫通部 <p>なお、複数設置されているこれらの機器のうち、最も熱影響を受ける位置にあるもの（発熱源に近く、機器本体だけでなく建屋内部へ熱影響が及ぶ可能性のあるもの）を評価することによって、その他の機器は本評価に包絡される。</p> <p>発熱源は、火災時の輻射強度が大きい3号炉補助ボイラー燃料タンク、航空機とするが、建屋内への熱影響が確認された場合は内気温度についても評価する。</p> <p>(2) 3B-ディーゼル発電機室外扉及び3B-ディーゼル発電機室の熱影響評価</p> <p>a. 外扉の温度評価</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>室内に防護対象設備を内包する部屋の外扉のうち、3号炉補助ボイラー燃料タンクに最も近くに位置しており、輻射強度が最も大きくなる3B-ディーゼル発電機室の外扉を評価対象とする。</p> <p>なお、室内に防護対象設備を内包する部屋の扉には、他に3A-ディーゼル発電機室の外扉があるが、3号炉補助ボイラー燃料タンクからの離隔距離は3B-ディーゼル発電機室より離れているため、熱影響評価は3B-ディーゼル発電機室の熱影響評価に包絡される。</p> <p>ディーゼル発電機室外扉と火災源との位置関係を図6-15に示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象施設の相違（配管貫通部は島根2号炉と同様）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる発熱源の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる火災源と建屋配置の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<div data-bbox="723 151 1310 534" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">周囲の内部は図上の壁から公開できません</p>  <p style="text-align: center;">第6-18図 想定する3号炉軽油タンク火災と航空機墜落による火災の火災源と原子炉建屋外扉の位置図</p> </div> <p>(b) 想定条件</p> <ol style="list-style-type: none"> i. 火災源は、3号炉軽油タンク及び航空機墜落の重畳火災とした。 ii. 外扉は、保守的に、扉外面の最も熱影響を受けやすい金属を外扉の構造材 (均質体) とした。 iii. 火災が発生した時間から、燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度を受けるものとした。 <p>想定する火災の条件を第6-37表に示す。</p> <div data-bbox="712 965 1299 1141" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第6-37表 想定する重畳火災の条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>火災源</th> <th>離隔距離[※] [m]</th> <th>輻射強度 [W/m²]</th> <th>火災継続時間 [s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2号炉D0(8)室 外扉</td> <td>3号炉軽油タンク</td> <td>191</td> <td>279.54</td> <td>39905</td> </tr> <tr> <td>航空機墜落</td> <td>21</td> <td>3359.70</td> <td>4869</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※2号炉原子炉建屋までの離隔距離を採用した。</small></p> </div> <p>以下に、伝熱の概念図を示す。</p>	評価対象	火災源	離隔距離 [※] [m]	輻射強度 [W/m ²]	火災継続時間 [s]	2号炉D0(8)室 外扉	3号炉軽油タンク	191	279.54	39905	航空機墜落	21	3359.70	4869	<div data-bbox="1411 151 1892 534" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  </div> <p>図6-15 想定する3号炉補助ボイラー燃料タンクと航空機墜落による火災の火災源と3B-ディーゼル発電機室外扉の位置図</p> <p>(b) 想定条件</p> <ol style="list-style-type: none"> i. 火災源は、3号炉補助ボイラー燃料タンク及び航空機墜落の重畳火災とした。 ii. 外扉は、保守的に、扉外面の最も熱影響を受けやすい金属を外扉の構造材 (均質体) とした。 iii. 火災が発生した時間から、燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度を受けるものとした。 <p>想定する火災の条件を表6-40に示す。</p> <p style="text-align: center;">表6-40 想定する重畳火災の条件</p> <div data-bbox="1344 989 1960 1125" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>火災源</th> <th>離隔距離[※] [m]</th> <th>輻射強度 [W/m²]</th> <th>火災継続時間 [s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3B-ディーゼル 発電機室外扉</td> <td>3号炉補助ボイラー燃料タンク</td> <td>43</td> <td>2,990</td> <td>24,264</td> </tr> <tr> <td>航空機墜落</td> <td>140</td> <td>1,150</td> <td>8,860</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※ ディーゼル発電機建屋までの離隔距離を採用した。</small></p> </div> <p>以下に、伝熱の概念図を示す。</p>	評価対象	火災源	離隔距離 [※] [m]	輻射強度 [W/m ²]	火災継続時間 [s]	3B-ディーゼル 発電機室外扉	3号炉補助ボイラー燃料タンク	43	2,990	24,264	航空機墜落	140	1,150	8,860	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価条件の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる火災源の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価条件の相違</p>
評価対象	火災源	離隔距離 [※] [m]	輻射強度 [W/m ²]	火災継続時間 [s]																											
2号炉D0(8)室 外扉	3号炉軽油タンク	191	279.54	39905																											
	航空機墜落	21	3359.70	4869																											
評価対象	火災源	離隔距離 [※] [m]	輻射強度 [W/m ²]	火災継続時間 [s]																											
3B-ディーゼル 発電機室外扉	3号炉補助ボイラー燃料タンク	43	2,990	24,264																											
	航空機墜落	140	1,150	8,860																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

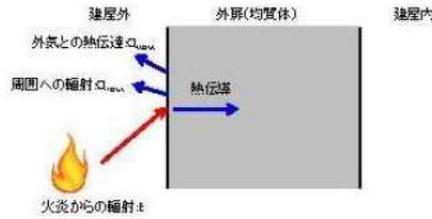
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第 6-17 図 伝熱の概念図

(c) 必要データ

評価の初期条件として必要なパラメータ及びパラメータの出典と保守性の考え方について第 6-38 表に示す。

項目	パラメータ	保守性	出典と保守性の考え方
外気温度 T_a [°C]	50	○	発電所周辺の気象条件における過去 10 年間の最高気温 30.1°C における建屋外壁面の日射の影響を考慮した温度 44°C を訂正した値である 50°C を初期温度としている。
DG(A) 室外扉の厚さ L [m]	0.080	-	設計寸法
DG(A) 室外扉熱伝導率 λ [-]	0.9	-	伝熱工学資料より引用
DG(A) 室外扉比熱 c_p [J/(kg·K)]	473	-	伝熱工学資料より引用の物性値を引用
DG(A) 室外扉密度 ρ [kg/m³]	7860	-	
DG(A) 室外扉熱伝導率 α [W/m·K]	51.6	-	
DG(A) 室外扉熱拡散率 α [m²/s]	1.269×10^{-4}	-	
コンクリート厚さ d [m]	0.9	-	DG(A) 室と DG(A) 制御室間の壁の厚さ設計寸法
コンクリート熱伝導率 λ_c [W/m·K]	1.74	-	原子炉建屋構造設計指針・同解説(日本建築学会)より引用
コンクリート熱伝導率 $\lambda_{c,ref}$ [W/m·K]	0.29	-	空気調和・衛生工学便覧より引用

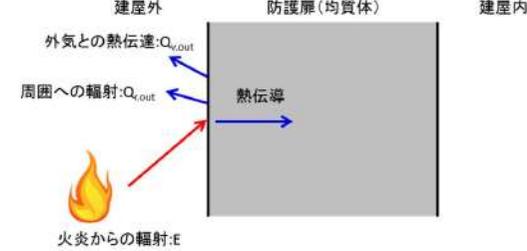


図 6-16 伝熱の概念図

(c) 必要データ

評価の初期条件として必要なパラメータ及びパラメータの出典と保守性の考え方について表 6-41 に示す。

表 6-41 建屋外扉及び隣接室の熱影響評価における初期条件の設定

項目	パラメータ	保守性	出典と保守性の考え方
外気温度 T_a [°C]	50	○	日射の影響を考慮し、初期温度としている
3B-DG 室外扉の厚さ L [m]	0.3353	-	設計寸法
3B-DG 室外扉熱伝導率 λ [-]	1.0	○	熱伝導率はないものとしている
3B-DG 室外扉比熱 c_p [J/(kg·K)]	473	-	伝熱工学資料より引用の物性値を引用
3B-DG 室外扉密度 ρ [kg/m³]	7,860	-	
3B-DG 室外扉熱伝導率 α [W/m·K]	51.6	-	
3B-DG 室外扉熱拡散率 α [m²/s]	1.388×10^{-4}	-	
内表面熱伝導率 h_i [W/(m²·K)]	8.29	-	空気調和・衛生工学便覧より引用
空気比熱 $c_{p,i}$ [J/(kg·K)]	1,007	-	伝熱工学資料より大気圧における値を引用
空気密度 ρ_i [kg/m³]	1.150	○	伝熱工学資料より引用 3B-DG 室の給気温度については、過去 10 年間の気象データから最大気温である 30°C の値を使用
3B-DG 室体積 V_i [m³]	1,958	-	設計値
3B-DG 室受熱面積 A_i [m²]	7.07	-	3B-DG 室外扉表面積を設計寸法より算出
3B-DG 室吹出温度 $T_{i,bl}$ [°C]	30	○	過去 10 年間の気象データから最大気温である 30°C の値を使用
3B-DG 室換気風量 m_i [kg/s]	27.255	-	設計値
3B-DG 室室内負荷 Q_i [W]	518,500	-	設計値

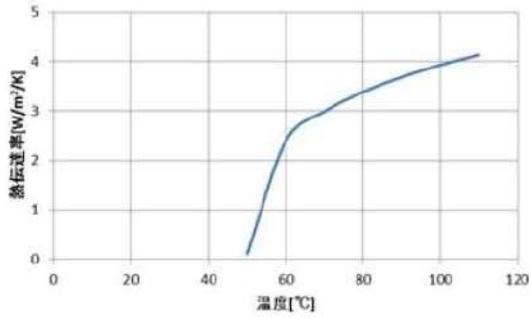
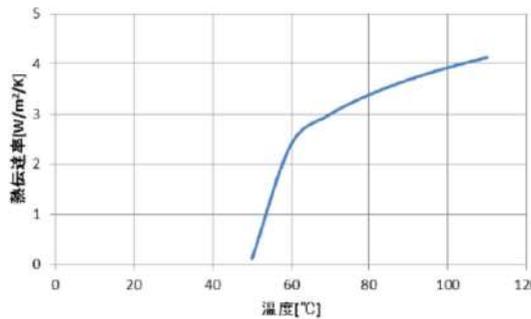
【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる評価条件の相違（泊の評価対象室(3B-DG 室)に隣接している部屋のうち、放熱面積と室内負荷が最も大きいのは 3A-DG 室であるが、評価対象室(3B-DG 室)と諸条件が同等であることから、評価対象室(3B-DG 室)の評価により、すべての隣接室内機器への評価は包絡されることから隣室のパラメータは記載していない。）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
	<p>第6-38表 建屋外扉及び隣接室の熱影響評価における初期条件の設定 2/2</p> <table border="1" data-bbox="719 188 1319 1042"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>パラメータ</th> <th>保守性</th> <th>出典と保守性の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気比熱$c_{p,air}$ [J/kg/K]</td> <td>1907</td> <td>—</td> <td>伝熱工学資料より大気圧における値を引用</td> </tr> <tr> <td>空気密度ρ_a [kg/m³]</td> <td>1.146</td> <td>○</td> <td>伝熱工学資料より引用 DG(A)室は、DG(A)室の空調機の送気温度<math>20^{\circ}\text{C}</math>以上となるため、空気密度が最大となる21°Cの時の値を使用</td> </tr> <tr> <td>空気密度ρ_0 [kg/m³]</td> <td>1.188</td> <td>○</td> <td>伝熱工学資料より引用 DG(A)制御室は、DG(A)制御室の空調機の給気温度<math>20^{\circ}\text{C}</math>以上となるため、空気密度が最大となる20°Cの時の値を使用</td> </tr> <tr> <td>DG(A)室体積V_1 [m³]</td> <td>1940</td> <td>—</td> <td>設計寸法より算出</td> </tr> <tr> <td>DG(A)室受熱面積A_1 [m²]</td> <td>18.88</td> <td>—</td> <td>DG(A)室外扉受熱面積を設計寸法より算出</td> </tr> <tr> <td>DG(A)室吹出温度T_{10} [°C]</td> <td>31</td> <td>○</td> <td>DG 室非所用送風機稼働時の空調機の送気温度を管理する制御範囲<math>4\sim 31^{\circ}\text{C}</math>のうち、最高温度としている。</td> </tr> <tr> <td>DG(A)室換気流量m_1 [kg/s]</td> <td>47.996</td> <td>○</td> <td>保守的に換気流量として設計流量<math>Q</math>設計上必要となる最悪限の換気流量の設定値>を用いている。</td> </tr> <tr> <td>DG(A)室室内負荷Q_1 [W]</td> <td>647081.67</td> <td>○</td> <td>室内の機器が全て稼働している場合の最大の熱負荷を用いている。</td> </tr> <tr> <td>DG(A)制御室体積V_2 [m³]</td> <td>100</td> <td>—</td> <td>設計寸法より算出</td> </tr> <tr> <td>DG(A)制御室受熱面積A_2 [m²]</td> <td>40.9</td> <td>—</td> <td>DG(A)室と DG(A)制御室の境界壁の表面積を設計寸法より算出</td> </tr> <tr> <td>DG(A)制御室吹出温度T_{20} [°C]</td> <td>20</td> <td>○</td> <td>空調機の送気温度を管理する制御範囲<math>4\sim 20^{\circ}\text{C}</math>のうち、最高温度としている。</td> </tr> <tr> <td>DG(A)制御室換気流量m_2 [kg/s]</td> <td>0.178</td> <td>○</td> <td>保守的に換気流量として設計流量<math>Q</math>設計上必要となる最悪限の換気流量の設定値>を用いている。</td> </tr> <tr> <td>DG(A)制御室室内負荷Q_2 [W]</td> <td>8256.4</td> <td>○</td> <td>室内の機器が全て稼働している場合の最大の熱負荷を用いている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(d) 外気への放熱条件 外扉から外気への放熱として、周囲への輻射及び外気への熱伝達を考慮する。 周囲への輻射は、扉表面はエナメル塗装であることから、外面放射率を0.9とする。 外気への熱伝達は、扉から外気への熱伝達率の温度変化を考慮して、熱伝達率を Bayley の式より算出する（第6-18 図）。 Bayley の式は以下のように表せる。</p>	項目	パラメータ	保守性	出典と保守性の考え方	空気比熱 $c_{p,air}$ [J/kg/K]	1907	—	伝熱工学資料より大気圧における値を引用	空気密度 ρ_a [kg/m ³]	1.146	○	伝熱工学資料より引用 DG(A)室は、DG(A)室の空調機の送気温度20°C以上となるため、空気密度が最大となる 21°C の時の値を使用	空気密度 ρ_0 [kg/m ³]	1.188	○	伝熱工学資料より引用 DG(A)制御室は、DG(A)制御室の空調機の給気温度20°C以上となるため、空気密度が最大となる 20°C の時の値を使用	DG(A)室体積 V_1 [m ³]	1940	—	設計寸法より算出	DG(A)室受熱面積 A_1 [m ²]	18.88	—	DG(A)室外扉受熱面積を設計寸法より算出	DG(A)室吹出温度 T_{10} [°C]	31	○	DG 室非所用送風機稼働時の空調機の送気温度を管理する制御範囲$4\sim 31^{\circ}\text{C}$のうち、最高温度としている。	DG(A)室換気流量 m_1 [kg/s]	47.996	○	保守的に換気流量として設計流量Q設計上必要となる最悪限の換気流量の設定値>を用いている。	DG(A)室室内負荷 Q_1 [W]	647081.67	○	室内の機器が全て稼働している場合の最大の熱負荷を用いている。	DG(A)制御室体積 V_2 [m ³]	100	—	設計寸法より算出	DG(A)制御室受熱面積 A_2 [m ²]	40.9	—	DG(A)室と DG(A)制御室の境界壁の表面積を設計寸法より算出	DG(A)制御室吹出温度 T_{20} [°C]	20	○	空調機の送気温度を管理する制御範囲$4\sim 20^{\circ}\text{C}$のうち、最高温度としている。	DG(A)制御室換気流量 m_2 [kg/s]	0.178	○	保守的に換気流量として設計流量Q設計上必要となる最悪限の換気流量の設定値>を用いている。	DG(A)制御室室内負荷 Q_2 [W]	8256.4	○	室内の機器が全て稼働している場合の最大の熱負荷を用いている。	<p>(d) 外気への放熱条件 外扉から外気への放熱として、周囲への輻射及び外気への熱伝達を考慮する。 周囲への輻射は、外面放射率を1.0とする。 外気への熱伝達は、扉から外気への熱伝達率の温度変化を考慮して、熱伝達率を Bayley の式より算出する（図6-17）。 Bayley の式は以下のように表せる。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価条件の相違 （泊の評価対象室(3B-DG 室)に隣接している部屋のうち、放熱面積と室内負荷が最も大きいのは3A-DG 室であるが、評価対象室(3B-DG 室)と諸条件が同等であることから、評価対象室(3B-DG 室)の評価により、すべての隣接室内機器への評価は包絡されることから隣室のパラメータは記載していない。）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は保守的に周囲への輻射は無しとして放射率を1.0としている。</p>
項目	パラメータ	保守性	出典と保守性の考え方																																																								
空気比熱 $c_{p,air}$ [J/kg/K]	1907	—	伝熱工学資料より大気圧における値を引用																																																								
空気密度 ρ_a [kg/m ³]	1.146	○	伝熱工学資料より引用 DG(A)室は、DG(A)室の空調機の送気温度20°C以上となるため、空気密度が最大となる 21°C の時の値を使用																																																								
空気密度 ρ_0 [kg/m ³]	1.188	○	伝熱工学資料より引用 DG(A)制御室は、DG(A)制御室の空調機の給気温度20°C以上となるため、空気密度が最大となる 20°C の時の値を使用																																																								
DG(A)室体積 V_1 [m ³]	1940	—	設計寸法より算出																																																								
DG(A)室受熱面積 A_1 [m ²]	18.88	—	DG(A)室外扉受熱面積を設計寸法より算出																																																								
DG(A)室吹出温度 T_{10} [°C]	31	○	DG 室非所用送風機稼働時の空調機の送気温度を管理する制御範囲$4\sim 31^{\circ}\text{C}$のうち、最高温度としている。																																																								
DG(A)室換気流量 m_1 [kg/s]	47.996	○	保守的に換気流量として設計流量Q設計上必要となる最悪限の換気流量の設定値>を用いている。																																																								
DG(A)室室内負荷 Q_1 [W]	647081.67	○	室内の機器が全て稼働している場合の最大の熱負荷を用いている。																																																								
DG(A)制御室体積 V_2 [m ³]	100	—	設計寸法より算出																																																								
DG(A)制御室受熱面積 A_2 [m ²]	40.9	—	DG(A)室と DG(A)制御室の境界壁の表面積を設計寸法より算出																																																								
DG(A)制御室吹出温度 T_{20} [°C]	20	○	空調機の送気温度を管理する制御範囲$4\sim 20^{\circ}\text{C}$のうち、最高温度としている。																																																								
DG(A)制御室換気流量 m_2 [kg/s]	0.178	○	保守的に換気流量として設計流量Q設計上必要となる最悪限の換気流量の設定値>を用いている。																																																								
DG(A)制御室室内負荷 Q_2 [W]	8256.4	○	室内の機器が全て稼働している場合の最大の熱負荷を用いている。																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>Bayley の式</p> $Nu = \frac{hL}{\lambda} = 0.10Ra^{\frac{1}{3}}$ $Ra = \frac{g\beta(T_w - T_\infty)L^3}{\nu\alpha}$ <p>より、自然対流熱伝達率 h は次式から求められる。</p> $h = 0.10\lambda \left(\frac{g\beta(T_w - T_\infty)}{\nu\alpha} \right)^{\frac{1}{3}}$ <p>と表せる。ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> h: 熱伝達率 [W/m²·K] T_w: 屏の表面温度 [°C] T_∞: 屏から離れた位置での外気温度 (50 [°C]) Nu: ヌセルト数 [-] L: 屏の高さ (4.87 [m]) λ: 外気の熱伝導率* [W/m·K] (境界平均温度 (T_w + T_∞)/2) における値) Ra: レイリー数 [-] g: 重力加速度 (9.80665 [m/s²]) β: 体膨張率 [1/K] (境界平均温度 (T_w + T_∞)/2) の逆数) ν: 動粘性率* [m²/s] α: 熱拡散率 [m²/s] (= λ/ρc_p) c_p: 空気比熱* [J/kg·K] ρ: 空気密度* [kg/m³] <p>*: 伝熱工学資料記載値から算出</p>  <p>第 6-18 図 自然対流熱伝達 (Bayley の式)</p>	<p>Bayley の式</p> $Nu = \frac{hL}{\lambda} = 0.10Ra^{\frac{1}{3}}$ $Ra = \frac{g\beta(T_w - T_\infty)L^3}{\nu\alpha}$ <p>より、自然対流熱伝達率 h は次式から求められる。</p> $h = 0.10\lambda \left(\frac{g\beta(T_w - T_\infty)}{\nu\alpha} \right)^{\frac{1}{3}}$ <p>と表せる。ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> h: 熱伝達率 [W/m²·K] T_w: 屏の表面温度 [°C] T_∞: 屏から離れた位置での外気温度 (50 [°C]) Nu: ヌセルト数 [-] L: 屏の高さ (2.525 [m]) λ: 外気の熱伝導率* [W/m·K] (境界平均温度 (T_w + T_∞)/2) における値) Ra: レイリー数 [-] g: 重力加速度 (9.80665 [m/s²]) β: 体膨張率 [1/K] (境界平均温度 (T_w + T_∞)/2) の逆数) ν: 動粘性率* [m²/s] α: 熱拡散率 [m²/s] (= λ/ρc_p) c_p: 空気比熱* [J/kg·K] ρ: 空気密度* [kg/m³] <p>*: 伝熱工学資料記載値から算出</p>  <p>図 6-17 自然対流熱伝達 (Bayley の式)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>(e) 外扉の内外面温度評価 以下の式に示す一次元非定常熱伝導方程式を用いて、外扉外面及び内面温度を求める。</p> $\frac{dT}{dt} = \alpha \frac{d^2T}{dx^2}$ <p>ここで、 T：DG(A)室外扉温度[°C] t：時刻[s] x：外扉における外面からの距離[m] α：DG(A)室外扉熱拡散率[m²/s](= λ/ρC_p) λ：DG(A)室外扉熱伝導率[W/m・K] ρ：DG(A)室外扉密度(7860[kg/m³]) C_p：DG(A)室外扉比熱(473[J/(kg・K)])</p> <p>上式は以下の境界条件を満たすことから、</p> $h(T_{\infty} - T) - \lambda \frac{\partial T}{\partial x} = E \quad (x = 0)$ $h(T - T_1) - \lambda \frac{\partial T}{\partial x} = 0 \quad (x = L)$ <p>L：DG(A)室外扉の厚さ(0.088 [m]) E：火災による輻射強度 h：熱伝達率[W/m²・K](Bayley の式より算出) T_∞：外気温度(50[°C]) T₁：DG(A)室初期温度</p> <p>となる x=0 及び x=L における時刻 t のときの DG(A)室外扉温度を算出し、DG(A)室外扉の最高到達温度を評価する。 評価結果を第 6-39 表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="757 1072 1279 1209" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>第 6-39 表 外扉温度評価結果</caption> <thead> <tr> <th>外扉外側 [°C]</th> <th>外扉内側 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 106</td> <td>約 104</td> </tr> </tbody> </table> <p>(f) 熱影響の有無の評価 評価の結果、3号炉軽油タンク及び航空機墜落の重畳火災による外扉の最高温度は、扉外面約106°C、扉内面約104°Cとなった。</p>	外扉外側 [°C]	外扉内側 [°C]	約 106	約 104	<p>(e) 外扉の内外面温度評価 以下の式に示す一次元非定常熱伝導方程式を用いて、外扉外面及び内面温度を求める。</p> $\frac{\partial T}{\partial t} = \alpha \frac{\partial^2 T}{\partial x^2}$ <p>ここで、 T：3B-DG 室外扉温度[°C] t：時刻[s] x：外扉における外面からの距離[m] α：3B-DG 室外扉熱拡散率[m²/s](= λ/ρC_p) λ：3B-DG 室外扉熱伝導率[W/m・K] ρ：3B-DG 室外扉密度(7,860[kg/m³]) C_p：3B-DG 室外扉比熱(473[J/kg・K])</p> <p>上式は以下の境界条件を満たすことから、</p> $h(T_{\infty} - T) - \lambda \frac{\partial T}{\partial x} = E \quad (x = 0)$ $h(T - T_1) - \lambda \frac{\partial T}{\partial x} = 0 \quad (x = L)$ <p>L：3B-DG 室外扉の厚さ(0.3353[m]) E：火災による輻射強度 h：熱伝達率[W/m²・K](Bayley の式より算出) T_∞：外気温度(50[°C]) T₁：3B-DG 室初期温度</p> <p>となる x=0 及び x=L における時刻 t のときの 3B-DG 室外扉温度を算出し、3B-DG 室外扉の最高到達温度を評価する。 評価結果を表 6-42 に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 6-42 外扉温度評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1368 1114 1935 1200" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>外扉外側 [°C]</th> <th>外扉内側 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 118</td> <td>約 112</td> </tr> </tbody> </table> <p>(f) 熱影響の有無の評価 評価の結果、3号炉補助ボイラー燃料タンク及び航空機墜落の重畳火災による外扉の最高温度は、扉外面約118°C、扉内面約112°Cとなった。</p>	外扉外側 [°C]	外扉内側 [°C]	約 118	約 112	<p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p>
外扉外側 [°C]	外扉内側 [°C]										
約 106	約 104										
外扉外側 [°C]	外扉内側 [°C]										
約 118	約 112										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. DG(A)室の温度評価 建屋内に設置されているディタンクからの燃料供給により、非常用ディーゼル発電機を運転している状態とし、その時の内気温度を算出、室内に設置している機器等への影響について評価する。</p> <p>(a) 評価条件</p> <p>i. 火災が発生した時間から、燃料が燃え尽きるまでの間、扉内面温度約 104℃一定としたときの放熱量を評価対象室への入熱とした。</p> <p>ii. 評価対象室から隣接室への熱影響を評価するため、評価対象室から壁、床、天井への放熱を考慮した。</p> <p>iii. 隣接室については、隣接する壁、床、天井への放熱を考慮しないものとした。</p> <p>iv. 隣接室の内気温度評価は、評価対象室の放熱面積と隣接室の室内負荷が最も大きい、評価対象室隣接の非常用ディーゼル発電機(A)制御盤室を対象とすることで、他の隣接室内機器等への評価は包絡される。</p> <p>v. 非常用ディーゼル発電機は、110%出力一定で運転しているものとした。</p> <p>vi. 隣接室内の負荷（電気品等）は非常用ディーゼル発電機の運転時のものとした。</p> <p>vii. 非常時を想定し、非常用送風機は運転状態とするが、常用換気空調系による給気の除熱には期待しないものとした（常用換気空調系の電源は非常用電源にも接続されており、送風機は非常時も運転可能）。</p> <p>(b) 建屋内の温度評価 内気温度は、火災による外扉内面温度上昇に伴う熱負荷と室内の熱負荷及び周囲壁と空調による除熱を考慮し、次式で求める。</p>	<p>b. 3B-DG室の温度評価 建屋内に設置されている燃料油サービスタンクからの燃料供給により、ディーゼル発電機を運転している状態とし、その時の内気温度を算出、室内に設置している機器等への影響について評価する。</p> <p>(a) 評価条件</p> <p>i. 火災が発生した時間から、燃料が燃え尽きるまでの間、扉内面温度約 112℃一定としたときの放熱量を評価対象室への入熱とした。</p> <p>ii. 評価対象室から壁、床、天井への放熱は考慮しないものとした。</p> <p>iii. 3B-DG室に隣接している部屋のうち、放熱面積と室内負荷が最も大きいのは3A-DG室であるが、室内容積、換気風量、室内負荷が3B-DGと同等であることから、3B-DG室を対象とすることで、3A-DG室等の隣接室内機器への評価は包絡される。</p> <p>iv. ディーゼル発電機は、100%出力一定で運転しているものとした。</p> <p>v. 換気空調設備については、ディーゼル発電機室換気空調装置による除熱とした。</p> <p>(b) 建屋内の温度評価 内気温度は、火災による外扉内面温度上昇に伴う熱負荷と室内の熱負荷及び周囲壁と空調による除熱を考慮し、次式で求める。</p>	<p>【女川】名称の相違 【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の評価対象室(3B-DG室)に隣接している部屋のうち、放熱面積と室内負荷が最も大きいのは3A-DG室であるが、評価対象室(3B-DG室)と諸条件が同等であることから、評価対象室(3B-DG室)の評価により、すべての隣接室内機器への評価は包絡される。また、評価対象室への影響を保守的に評価するため、放熱は考慮しない。</p> <p>【女川】名称の相違 【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は隣接室の評価は評価対象室の評価に包絡されるため不要</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる空調設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

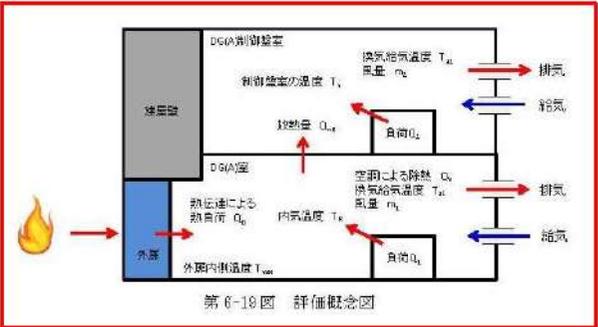
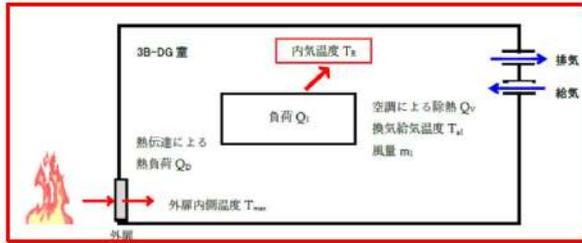
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="734 148 1303 475" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> $\frac{dT_R}{dt} = \frac{Q_I + Q_D - Q_V - Q_{HR}}{\rho_1 C_{p1} V_1} \quad (\text{式1})$ <p> T_R : DG(A)室室温[°C] Q_I : DG(A)室熱負荷(847031.57 [W]) Q_D : 火災による DG(A)室外扉温度上昇に伴う熱負荷[W] Q_V : DG(A)室における空調による除熱[W] Q_{HR} : DG(A)室から DG(A)制御盤室への放熱量[W] ρ_1 : DG(A)室内空気密度(1.146 [kg/m³]) C_{p1} : DG(A)室内空気定圧比熱(1007 [J/kg·K]) V_1 : DG(A)室体積(1840 [m³]) </p> </div> <p>式1記載の外部火災による DG(A)室外扉の温度上昇に伴う熱負荷 Q_D は、DG(A)室外扉から DG(A)室への熱伝達を考慮して、次式のように表せる。</p> <div data-bbox="734 638 1303 746" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> $Q_D = A_1 h (T_{max} - T_R) \quad (\text{式2})$ <p> h : DG(A)室外扉熱内面熱伝達率[W/m²·K](Bayleyの式による) A_1 : DG(A)室外扉表面積(19.88 [m²]) T_{max} : DG(A)室外扉最高温度(104 [°C]) </p> </div> <p>式1記載の DG(A)制御盤室への放熱量 Q_{HR} は、DG(A)室から DG(A)制御盤室への熱伝達を考慮して、次式のように表せる。</p> <div data-bbox="734 837 1303 978" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> $Q_{HR} = A_2 K (T_R - T_n) \quad (\text{式3})$ <p> K : 熱通過率[W/m²·K] A_2 : DG(A)室と DG(A)制御盤室の境界壁の表面積(40.8 [m²]) T_R : DG(A)室室温[°C] T_n : DG(A)制御盤室室温[°C] </p> </div> <p>式3記載の熱通過率 K は、次式のように表せる。</p> <div data-bbox="734 1053 1303 1289" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> $K = \frac{1}{\frac{1}{h_1} + \frac{d}{\lambda_w} + \frac{1}{h_2}} \quad (\text{式4})$ <p> h_1 : DG(A)室と壁面間での熱伝達率(8.29 [W/m²·K]) h_2 : 壁面と DG(A)制御盤室間の熱伝達率(8.29 [W/m²·K]) d : DG(A)室と DG(A)制御盤室の境界壁面厚さ(0.7 [m]) λ_w : コンクリート熱伝導率(1.74 [W/m·K]) </p> </div> <p>式3記載の DG(A)制御盤室の内気温度 T_n は、DG(A)制御盤室への放熱量と室内の熱負荷及び空調による除熱を考慮し、次式より求める。</p>	<div data-bbox="1366 148 1935 475" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> $\frac{dT_R}{dt} = \frac{Q_1 + Q_D - Q_V}{\rho_1 C_{p1} V_1} \quad (\text{式1})$ <p> T_R : 3B-DG 室室温[°C] Q_1 : 3B-DG 室熱負荷(518,500 [W]) Q_D : 火災による 3B-DG 室外扉温度上昇に伴う熱負荷[W] Q_V : 3B-DG 室における空調による除熱[W] ρ_1 : 3B-DG 室空気密度(1.150 [kg/m³]) C_{p1} : 3B-DG 室空気定圧比熱(1,007 [J/kg·K]) V_1 : 3B-DG 室体積(1,858 [m³]) </p> </div> <p>式1記載の外部火災による 3B-DG 室外扉の温度上昇に伴う熱負荷 Q_D は、3B-DG 室外扉から 3B-DG 室への熱伝達を考慮して、次式のように表せる。</p> <div data-bbox="1433 638 1868 766" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> $Q_D = A_1 h_1 (T_{max} - T_R) \quad (\text{式2})$ <p> h_1 : 3B-DG 室外扉内表面熱伝達率[W/m²·K] A_1 : 3B-DG 室外扉表面積(7.07 [m²]) T_{max} : 3B-DG 室外扉内側最高温度(112 [°C]) </p> </div>	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊は隣接室への考慮が不要なため、評価式が異なる。</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価条件の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は隣接室への考慮が不要なため。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は隣接室への考慮が不要なため。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

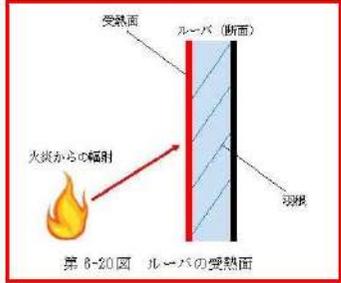
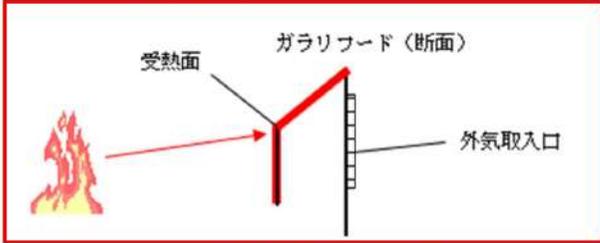
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">$T_n = T_2 + \frac{Q_{HR}}{m_2 C_{p2}} \quad (\text{式 } 5)$</p> <p>$m_2$: DG(A)制御盤室の換気風量(0.178 [kg/s]) C_{p2} : DG(A)制御盤室の定圧比熱(1007 [J/kg/K]) T_2 : DG(A)制御盤室初期温度[°C]</p> <p>式5記載の DG(A)制御盤室初期温度T_2は、次式のように表せる。</p> <p style="text-align: center;">$T_2 = T_{a2} + \frac{Q_2}{m_2 C_{p2}} \quad (\text{式 } 6)$</p> <p>$Q_2$: DG(A)制御盤室の熱負荷(3258.4 [W]) T_{a2} : DG(A)制御盤室吹出温度(20 [°C])</p> <p>式1記載の空調による除熱Q_vは、次式のように表せる。</p> <p style="text-align: center;">$Q_v = m_1 C_{p1} (T_R - T_{a1}) \quad (\text{式 } 7)$</p> <p>$m_1$: DG(A)室換気風量(47.998 [kg/s]) C_{p1} : DG(A)室の定圧比熱(1007 [J/kg/K]) T_{a1} : DG(A)室吹出温度(31 [°C])</p> <p>以上より、式2から式7までを式1に代入し、DG(A)室の室温を下式より算出する。</p> <p style="text-align: center;">$T_R = \left(T_1 - \frac{\beta}{\alpha} \right) \exp(-\alpha t) + \frac{\beta}{\alpha} \quad (\text{式 } 8)$</p> <p>$T_1$: DG(A)室内気初期温度 t : 火災継続時間[s]</p> <p style="text-align: center;">$T_1 = \frac{Q_1}{m_1 C_{p1}} + T_{a1} \quad (\text{式 } 9)$</p> <p style="text-align: center;">$\alpha = \frac{A_1 h + m_1 C_{p1} + \gamma}{\rho_1 C_{p1} V_1} \quad (\text{式 } 10)$</p> <p style="text-align: center;">$\beta = \frac{Q_1 + A_1 h T_{max} + m_1 C_{p1} T_{a1} + \gamma \left(T_{a2} + \frac{Q_2}{m_2 C_{p2}} \right)}{\rho_1 C_{p1} V_1} \quad (\text{式 } 11)$</p> <p style="text-align: center;">$\gamma = \frac{A_2 K}{1 + \frac{A_2 K}{m_2 C_{p2}}} \quad (\text{式 } 12)$</p> <p>である。</p>	<p>式1記載の空調による除熱Q_vは、次式のように表せる。</p> <p style="text-align: center;">$Q_v = m_1 C_{p1} (T_R - T_{a1}) \quad (\text{式 } 3)$</p> <p>$m_1$: 3B-DG 室換気風量(27.255 [kg/s]) C_{p1} : 3B-DG 室の定圧比熱(1,007 [J/kg·K]) T_{a1} : 3B-DG 室吹出温度(30 [°C])</p> <p>以上より、式2から式3までを式1に代入し、3B-DG 室の室温を下式より算出する。</p> <p style="text-align: center;">$T_R = \left(T_1 - \frac{\beta}{\alpha} \right) \exp(-\alpha t) + \frac{\beta}{\alpha} \quad (\text{式 } 4)$</p> <p>$T_1$: 3B-DG 室内気初期温度[°C] t : 火災継続時間[s]</p> <p style="text-align: center;">$\alpha = \frac{A_1 h_1 + m_1 C_{p1}}{\rho_1 C_{p1} V_1} \quad (\text{式 } 5)$</p> <p style="text-align: center;">$\beta = \frac{Q_1 + A_1 h_1 T_{max} + m_1 C_{p1} T_{a1}}{\rho_1 C_{p1} V_1} \quad (\text{式 } 6)$</p> <p style="text-align: center;">$T_1 = \frac{Q_1}{m_1 C_{p1}} + T_{a1} \quad (\text{式 } 7)$</p> <p>である。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊は隣接室への考慮が不要なため。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は隣接室への考慮が不要なため。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価条件の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は隣接室への考慮が不要なため、評価式が異なる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	 <p>第6-18図 評価概念図</p> <p>以下に評価結果を示す。</p> <table border="1" data-bbox="712 587 1310 850"> <caption>第6-40表 非常用ディーゼル発電機(A)室及び非常用ディーゼル発電機(A)制御室の熱影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>2号炉非常用ディーゼル発電機(A)室 (評価対象室)</th> <th>2号炉非常用ディーゼル発電機(A)制御室 (隣接室)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内気温度[℃]</td> <td>44.6</td> <td>39.9</td> </tr> <tr> <td>許容温度[℃]</td> <td>45.0※1</td> <td>40.0※2</td> </tr> <tr> <td>初期温度[℃]</td> <td>44.4</td> <td>38.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：室内の電気設備 (非常用ディーゼル発電機) の最高使用温度 ※2：室内の電気設備 (制御盤) の最高使用温度</p> <p>(c) 火災による熱影響の有無の評価</p> <p>以上の結果から、軽油タンク火災及び航空機墜落による火災の重畳火災による外扉の加熱を想定したとしても、建屋内の2号炉非常用ディーゼル発電機(A)室及び隣接室の内気温度が、共に許容温度を超えないことから原子炉施設の建屋内への熱影響はない。</p> <p>なお、内気温度については、(a) 評価条件に加え、各部の温度に設計値を用いる等、保守的な評価を行っていることから、実際の温度上昇は更に低く抑えられると評価する。</p> <p>(3) ルーパの火災影響評価について</p> <p>a. 評価対象</p> <p>ルーパのうち代表して2号炉非常用ディーゼル発電機(A)の給気ルーパを対象とする。</p>		2号炉非常用ディーゼル発電機(A)室 (評価対象室)	2号炉非常用ディーゼル発電機(A)制御室 (隣接室)	内気温度[℃]	44.6	39.9	許容温度[℃]	45.0※1	40.0※2	初期温度[℃]	44.4	38.1	 <p>図6-18 評価概念図</p> <p>以下に評価結果を示す。</p> <table border="1" data-bbox="1433 606 1870 805"> <caption>表6-43 3B-DG室の熱影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>3B-DG室 (評価対象室)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内気温度 [℃]</td> <td>49.1</td> </tr> <tr> <td>許容温度 [℃] ※1</td> <td>50.0</td> </tr> <tr> <td>初期温度 [℃]</td> <td>48.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：DG室の設計最高使用温度</p> <p>(c) 火災による熱影響の有無の評価</p> <p>以上の結果から、3号炉補助ボイラー燃料タンク火災及び航空機墜落による火災の重畳火災による外扉の加熱を想定したとしても、建屋内の3B-ディーゼル発電機室の内気温度が、許容温度を超えないことから発電用原子炉施設の建屋内への熱影響はない。</p> <p>なお、内気温度については、(a) 評価条件に加え、各部の温度に設計値を用いる等、保守的な評価を行っていることから、実際の温度上昇は更に低く抑えられると評価する。</p> <p>(3) ガラリフードの火災影響評価について</p> <p>a. 評価対象</p> <p>3号炉補助ボイラー燃料タンクに最も近くに位置しており、輻射強度が最も大きくなるガラリフードとしてはDG蓄熱室給気ガラリフードがあるが、ディーゼル発電機建屋の熱影響対策として障壁(断熱材)を設置していることから、ディーゼル発電機建屋近くに設置されているR/B給気ガラリフードを対象とする。</p>		3B-DG室 (評価対象室)	内気温度 [℃]	49.1	許容温度 [℃] ※1	50.0	初期温度 [℃]	48.9	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊は隣接室への考慮が不要なため、概念図が異なる。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる火災源の相違 ・泊は隣接室への考慮が不要なため。 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象の相違 (記載はa. 外扉の温度評価と統一)</p>
	2号炉非常用ディーゼル発電機(A)室 (評価対象室)	2号炉非常用ディーゼル発電機(A)制御室 (隣接室)																					
内気温度[℃]	44.6	39.9																					
許容温度[℃]	45.0※1	40.0※2																					
初期温度[℃]	44.4	38.1																					
	3B-DG室 (評価対象室)																						
内気温度 [℃]	49.1																						
許容温度 [℃] ※1	50.0																						
初期温度 [℃]	48.9																						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>b. 想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ループへの熱影響が最大となる F-15 による航空機墜落による火災を火災源とする。F-15 による航空機墜落による火災については、添付資料-7「2. 航空機墜落による火災の影響評価」と同様の想定とする。 火災が発生してから燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度でループが昇温されるものとする。 <p>以下に、ループへの受熱面を示す。</p>  <p>第6-20図 ループの受熱面</p> <p>c. 必要データ 評価に必要なデータを以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="745 954 1288 1184"> <caption>第6-41表 ループへの火災影響評価に必要なデータ</caption> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>3.77</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>5.793×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>輻射強度 [W/m^2]</td> <td>3.36×10^4</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[h]</td> <td>1.38</td> </tr> </table> <p>d. ループ温度と膨張量 F-15 による航空機火災の熱影響評価 (7) から (11) と同様の算出方法により輻射強度を求めた結果、ループが受ける輻射強度は $3.36kW/m^2$ となり、この輻射強度にて一定でループが昇温されるものとして、下記の式より対象ループの温度及び膨張量を算出する。</p> <p>なお、ループの材質は、アルミニウム合金 (JIS:A6063) である。</p>	離隔距離[m]	21	燃焼半径[m]	3.77	形態係数[-]	5.793×10^{-2}	輻射強度 [W/m^2]	3.36×10^4	燃焼継続時間[h]	1.38	<p>b. 想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ガラリフードへの熱影響が最大となる3号炉補助ボイラー燃料タンク及び航空機墜落の重量火災を火災源とする。重量火災については、添付資料-7「2. 航空機墜落による火災の影響評価」と同様の想定とする。 火災が発生してから燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度でガラリフードが昇温されるものとする。 保守的な評価とするため、吸収率は1.0とする。 <p>以下に、ガラリフードへの受熱面を示す。</p>  <p>図6-19 ガラリフードの受熱面</p> <p>c. 必要データ 評価に必要なデータを以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1348 986 1960 1184"> <caption>表6-44 ガラリフードへの火災影響評価に必要なデータ</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>3号炉補助ボイラー燃料タンク</th> <th>航空機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>58</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>12.40</td> <td>14.83</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>0.083</td> <td>0.023</td> </tr> <tr> <td>輻射強度 [W/m^2]</td> <td>1,909</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[h]</td> <td>6.74</td> <td>1.35</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. ガラリフード温度と膨張量 3号炉補助ボイラー燃料タンク及び航空機墜落の重量火災の熱影響評価 (添付資料-7「2. 航空機墜落による火災の影響評価 (13) 航空機墜落による火災と危険物タンク火災の重量」) と同様の算出方法により輻射強度を求めた結果、ガラリフードが受ける輻射強度は $3,059W/m^2$ となり、この輻射強度にて一定でガラリフードが昇温されるものとして、下記の式より対象ガラリフードの温度及び膨張量を算出する。</p> <p>なお、ガラリフードの材質は、SS400 (JIS : G3101) である。</p>		3号炉補助ボイラー燃料タンク	航空機	離隔距離[m]	58	140	燃焼半径[m]	12.40	14.83	形態係数[-]	0.083	0.023	輻射強度 [W/m^2]	1,909	1,150	燃焼継続時間[h]	6.74	1.35	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象の相違 ・泊は保守的に重量火災による影響を評価している</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価条件の相違 (輻射による放熱を考慮しないことで保守的な評価を実施)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価条件の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・想定火災源及び評価対象の違いによる相違</p>
離隔距離[m]	21																														
燃焼半径[m]	3.77																														
形態係数[-]	5.793×10^{-2}																														
輻射強度 [W/m^2]	3.36×10^4																														
燃焼継続時間[h]	1.38																														
	3号炉補助ボイラー燃料タンク	航空機																													
離隔距離[m]	58	140																													
燃焼半径[m]	12.40	14.83																													
形態係数[-]	0.083	0.023																													
輻射強度 [W/m^2]	1,909	1,150																													
燃焼継続時間[h]	6.74	1.35																													

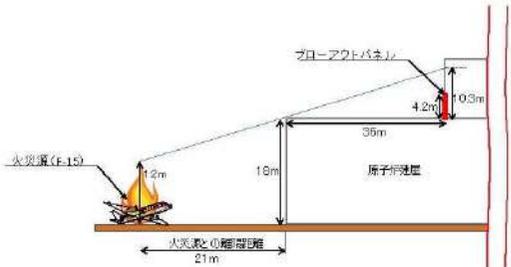
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>島根2号炉 添付資料-7</p> <p>2.(13)発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器の火災影響評価</p> <p>d. 配管貫通部の火災影響評価について 配管貫通部は、モルタル等による穴仕舞を行っており、建屋外壁の火災影響評価に包絡される。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> $T = T_0 + \frac{\varepsilon E}{2h}$ <p>ε: 吸収率 (0.9[-])^{※1} E: 放射強度 [W/m²] h: ルーバの熱伝達率 (17[W/m²/K])^{※2} T₀: 初期温度 (50[°C]) ※1: 伝熱工学資料 ※2: 空気調和・衛生工学便覧（外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ表面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である 17W/m²/K を用いる。） （出典：建築火災の防火対策と火災安全設計、財団法人日本建築センター）</p> $l = L\alpha(T - T_0)$ <p>l: ルーバ膨張量, α: 熱膨張率 (= 2.36 × 10⁻² [1/K]) h: 熱伝達率 (= 17[W/m²/K]), T₀: 初期温度 (50[°C]) L: 長辺方向のルーバ長さ (= 1300[mm]) （出典：伝熱工学資料）</p> <p>以下に評価結果を示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">第6-42表 ルーバの熱影響評価結果</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>ルーバ温度[°C]</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>ルーバ膨張量[mm]</td> <td>3.1</td> </tr> </table> </div> <p>e. 火災による熱影響の有無の評価 ルーバ温度は 149°C となり、ルーバ長辺方向の熱膨張量はルーバ長さ 1300mm に対して、3.1mm となったことから、ルーバの形状が大きく変形することはない。 また、ルーバの変形の有無にかかわらず、安全上支障のない期間に点検を行い、ルーバの使用に問題があると判断される場合には、交換等の措置が可能である。 なお、ルーバ内側には熱影響を受ける機器等がなく、変圧器火災時は、熱気流を考慮し、給気温度を監視しつつ、状況に応じて換気空調系の停止措置等を講じることから、建屋内への熱影響はない。</p>	ルーバ温度[°C]	149	ルーバ膨張量[mm]	3.1	<p>泊発電所3号炉</p> $T = T_0 + \frac{\varepsilon E}{h}$ <p>ε: 吸収率 (1.0[-]), E: 放射強度 [W/m²] h: ガラリフードの熱伝達率 (17[W/m²/K])^{※1}, T₀: 初期温度 (50[°C]) ※1: 空気調和・衛生工学便覧</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> $l = L\alpha(T - T_0)$ <p style="text-align: center;">l: ガラリフード膨張量[mm], α: 熱膨張率 (12.8 × 10⁻² [1/K]) T₀: 初期温度 (50[°C]), L: ガラリフード長さ (21,235[mm])</p> </div> <p>以下に評価結果を示す。</p> <p style="text-align: center;">表6-45 ガラリフードの熱影響評価結果</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>ガラリフード温度[°C]</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>ガラリフード膨張量[mm]</td> <td>49.0</td> </tr> </table> </div> <p>e. 火災による熱影響の有無の評価 ガラリフード温度は 230°C となり、ガラリフード長辺方向の熱膨張量はガラリフード長さ 21,235mm に対して、49.0mm となったことから、ガラリフードの形状が大きく変形することはない。 また、ガラリフードの変形の有無にかかわらず、安全上支障のない期間に点検を行い、ガラリフードの使用に問題があると判断される場合には、交換等の措置が可能である。 なお、ガラリフード内側には熱影響を受ける機器等がなく、3号炉補助ボイラー燃料タンク及び航空機墜落の重量火災時は、給気温度を監視しつつ、状況に応じて換気空調系の停止措置を講じることから、建屋内への熱影響はない。</p> <p>(4) 配管貫通部の火災影響評価について 配管貫通部は、モルタルによる穴仕舞を行っており、建屋外壁の火災影響評価に包絡される。</p>	ガラリフード温度[°C]	230	ガラリフード膨張量[mm]	49.0	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊は受熱表面積と放熱表面積を同一とし、表面からの放熱を考慮しないことによる評価式の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価条件の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価条件の違いによる評価結果の相違 設計方針の相違 ・評価対象の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・想定火災源の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象施設の相違（島根2号炉と同様）</p>
ルーバ温度[°C]	149										
ルーバ膨張量[mm]	3.1										
ガラリフード温度[°C]	230										
ガラリフード膨張量[mm]	49.0										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 原子炉建屋ブローアウトパネルの火災影響評価について</p> <p>原子炉建屋ブローアウトパネルは、原子炉建屋南側に1箇所設置されている。発熱源として、原子炉建屋に対する熱輻射が最も大きいF-15による航空機火災を想定する。F-15による火災の火炎高さは約12mであり、原子炉建屋ブローアウトパネルの設置高さ地上約18mより低く、原子炉建屋に遮蔽されるため輻射熱が直接原子炉建屋ブローアウトパネルに届くことはない（第6-21図）。</p>  <p>第6-21図 原子炉建屋ブローアウトパネルとF-15航空機火災との位置関係</p>		<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象施設の相違（泊のブローアウトパネルは屋外に面していない）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p style="text-align: right;">別紙6-1</p> <p style="text-align: center;">非常用ディーゼル発電機 (A) 制御盤室内気温度評価における 裕度の考え方について</p> <p>1. 概要 非常用ディーゼル発電機 (A) 制御盤室 (以下「DG(A)制御盤室」という。) の内気温度評価では、許容温度内の結果であるが、許容温度に迫る結果となったことから、評価の保守性による裕度を確認し、評価結果の有意性を確認する。</p> <p>2. 評価の裕度 DG(A)制御盤室の室内初期温度は、下式に基づき、火災が起こる前の室内熱負荷と空調による除熱の熱容量がバランスする温度を初期温度として設定している。 DG(A)制御盤室内気温度評価では、室内初期温度設定にあたって、換気風量、吹出温度の設定に保守性を見込んでいる。(第1表) DG(A)制御盤室の内気温度T_nは、次式のように表せる。</p> $T_n = T_2 + \frac{Q_{HR}}{m_2 c_{p2}}$ <p>Q_{HR} : DG(A)室から DG(A)制御盤室への放熱量[W] m_2 : DG(A)制御盤室の換気風量[kg/s] c_{p2} : DG(A)制御盤室の定圧比熱(1007 [J/kg/K]) T_2 : DG(A)制御盤室初期温度[℃]</p> <p>DG(A)制御盤室初期温度T_2は、次式のように表せる。</p> $T_2 = T_{a2} + \frac{Q_2}{m_2 c_{p2}}$ <p>Q_2 : DG(A)制御盤室の熱負荷(3256.4 [W]) T_{a2} : DG(A)制御盤室吹出温度(20 [℃])</p> <p style="text-align: center;">第1表 DG(A)制御盤室初期温度設定における保守性</p> <table border="1" data-bbox="739 1045 1294 1197"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>保守性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気風量 [kg/s] m_2</td> <td>・保守的に換気風量として設計風量(設計上必要となる最低限の換気風量の設定値)を用いている。</td> </tr> <tr> <td>吹出温度 [℃] T_{a2}</td> <td>・空調機の結露温度を管理する制御範囲のうち、最高温度としている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここで、最も温度評価結果に影響が出る換気風量について、保守的に設計風量(設計上必要となる最低限の換気風量の設定値)から求めた初期温度を用いた温度評価結果と実際のDG(A)制御盤室の換気風量から求めた初期温度を用いた温度評価結果とを比較し、評価上の裕度を確認する。 DG(A)制御盤室における比較結果を第2表に示す。</p>	項目	保守性	換気風量 [kg/s] m_2	・保守的に換気風量として設計風量(設計上必要となる最低限の換気風量の設定値)を用いている。	吹出温度 [℃] T_{a2}	・空調機の結露温度を管理する制御範囲のうち、最高温度としている。		<p>【女川】設計方針の相違 ・泊の3B-DG室の内気温度評価においては、許容温度までは余裕がある結果となったことから資料の作成は不要。なお、泊の評価も設計風量を用いており、女川と同様の保守性を有している。</p>
項目	保守性								
換気風量 [kg/s] m_2	・保守的に換気風量として設計風量(設計上必要となる最低限の換気風量の設定値)を用いている。								
吹出温度 [℃] T_{a2}	・空調機の結露温度を管理する制御範囲のうち、最高温度としている。								

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>第2表 換気風量の設定による温度評価結果の比較 (DG(A)制御盤室)</p> <table border="1" data-bbox="725 201 1279 359"> <thead> <tr> <th>パラメータ</th> <th>換気風量 m_0 [kg/s]</th> <th>室内初期温度 T_0 [°C]</th> <th>温度評価結果 T_1 [°C]</th> <th>許容偏差 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計風量を用いた場合</td> <td>0.178</td> <td>38.1</td> <td>39.9</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>実際の換気風量を用いた場合</td> <td>0.88</td> <td>29.9</td> <td>24.6</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 確認結果</p> <p>以上より、保守的な換気風量から求めた室内初期温度の設定に由来する温度評価結果の裕度は、DG(A)制御盤室では 15.3°C (=39.9-24.6[°C]) であり、十分に保守性を有している。</p>	パラメータ	換気風量 m_0 [kg/s]	室内初期温度 T_0 [°C]	温度評価結果 T_1 [°C]	許容偏差 [°C]	設計風量を用いた場合	0.178	38.1	39.9	40	実際の換気風量を用いた場合	0.88	29.9	24.6	40		
パラメータ	換気風量 m_0 [kg/s]	室内初期温度 T_0 [°C]	温度評価結果 T_1 [°C]	許容偏差 [°C]														
設計風量を用いた場合	0.178	38.1	39.9	40														
実際の換気風量を用いた場合	0.88	29.9	24.6	40														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

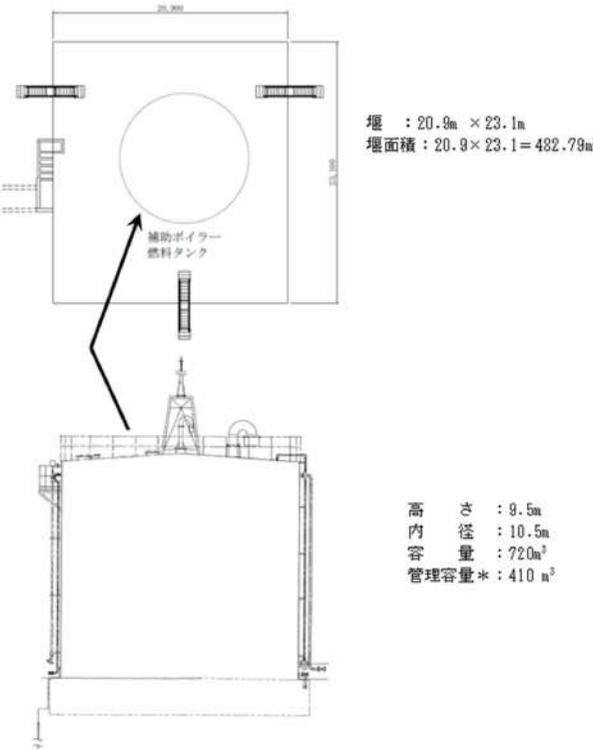
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙 6-2</p> <p style="text-align: center;">2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器火災による 原子炉建屋に対する熱影響評価における 不確かさと裕度の考え方について</p> <p>1. 概要 2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器（以下「PLRVVVF 変圧器」という。）火災による原子炉建屋に対する熱影響評価では、許容温度内の結果であるが、許容温度に迫る結果となったことから、評価の保守性による裕度を確認し、評価結果の有意性を確認する。</p> <p>2. 評価の裕度 2号炉 PLR・VVVF 変圧器火災の原子炉建屋に対する熱影響評価では、温度評価にあたって、建屋外壁の建材であるコンクリートの熱吸収率及び外壁の初期温度の設定に保守性を見込んでいる。（第1表） 建屋外壁はコンクリートの熱吸収率を考慮しない評価をしていることから、コンクリートの熱吸収率を考慮した評価結果と比較し、評価上の裕度を確認する。 放熱を考慮する場合の建屋外壁の表面温度は一次元の非定常熱伝導方程式の一般解により下式より求められる。</p> $\rho C_v \frac{\partial T}{\partial t} = \frac{\partial}{\partial x} \left(\lambda \frac{\partial T}{\partial x} \right)$ <p>T: 建屋温度 [°C], x: コンクリート深さ, t: 時間 λ: コンクリート熱伝導率 (1.74 [W/m/K]) (出典：伝熱工学, 東京大学出版会)</p> <p>上式はコンクリート表面 (x=0) において、以下の境界条件を満たす。</p> $h(T - T_0) - \lambda \frac{\partial T}{\partial x} = E \quad (x = 0)$ $\frac{\partial T}{\partial x} = 0 \quad (x = L)$ <p>E: 輻射強度 [W/m²], h: 熱伝達率 [W/m²/K], L: コンクリート厚さ [m]</p> <p>上記境界条件より、熱伝導方程式の一般解は下式のように表せる。</p>		<p>【女川】設計方針の相違 ・泊の敷地内危険物施設火災による熱影響評価においては、許容温度までは余裕がある結果となったことから資料の作成は不要。なお、泊の評価も初期温度等に保守性を有している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	$T = T_0 + \left(\frac{eE}{h}\right) \left[1 - \operatorname{erf}\left(\frac{x}{2\sqrt{\alpha t}}\right) - \exp\left(\frac{h}{\lambda}x + \frac{h^2}{4t}\alpha t\right) \left\{ 1 - \operatorname{erf}\left(\frac{x}{2\sqrt{\alpha t}} + \frac{h}{\lambda}\sqrt{\alpha t}\right) \right\} \right]$ <p> T_0:初期温度[50[°C]、E:総放射度[W/m²] x:コンクリート厚さ、t:火災継続時間[s] C_p:コンクリート比熱(963 J/kg/K)、ρ:コンクリート密度(2400[kg/m³]) α:コンクリート熱拡散率 $\left[\alpha = \frac{\lambda}{\rho C_p} \right]$ (7.53 × 10⁻⁷[m²/s]) λ:コンクリート熱伝導率 (1.74 [W/m²/K]、s:コンクリート熱吸収率[-] (出典：核研工学、東京大学出版会) </p> <p>第1表 2号炉 PWR-WWR 変圧器火災の熱影響評価における保守性</p> <table border="1" data-bbox="721 440 1274 692"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>保守性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱吸収率 [-] ϵ</td> <td>・熱吸収率を考慮せず、受熱面に対する放射熱は全て蓄熱されるものとしている。</td> </tr> <tr> <td>初期温度 [°C] T_0</td> <td>・発電所周辺の気象台における過去10年間の最高気温 35.0°C における建屋外壁面の日射の影響を考慮した温度 44°C を初り上げた値である 50°C を初期温度としている。</td> </tr> <tr> <td>建屋外壁内表面 (x=D) の 境界条件</td> <td>・建屋外壁内表面から建屋内への対流及び放射による放熱を考慮しない条件にて評価している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここで、上式より求めたコンクリートの熱吸収率を考慮しない場合の評価結果とコンクリートの熱吸収率を考慮した場合の評価結果とを比較し、評価上の裕度を確認する。比較結果を第2表に示す。</p> <p>第2表 コンクリートの熱吸収率の設定による原子炉建屋外壁の温度評価結果の比較</p> <table border="1" data-bbox="721 935 1288 1102"> <thead> <tr> <th>パラメータ</th> <th>熱吸収率 ϵ [-]</th> <th>温度評価結果 T [°C]</th> <th>許容温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートの熱吸収率を 考慮しない場合</td> <td>1.0</td> <td>188</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの熱吸収率を 考慮する場合</td> <td>0.84</td> <td>189</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 確認結果</p> <p>以上より、保守的なコンクリートの熱吸収率設定に由来する温度評価結果の裕度は9°C (=198-189[°C])であり、加えて、初期温度及び境界条件についても裕度を見込んでいることから、十分に保守性を有している。</p>	項目	保守性	熱吸収率 [-] ϵ	・熱吸収率を考慮せず、受熱面に対する放射熱は全て蓄熱されるものとしている。	初期温度 [°C] T_0	・発電所周辺の気象台における過去10年間の最高気温 35.0°C における建屋外壁面の日射の影響を考慮した温度 44°C を初り上げた値である 50°C を初期温度としている。	建屋外壁内表面 (x=D) の 境界条件	・建屋外壁内表面から建屋内への対流及び放射による放熱を考慮しない条件にて評価している。	パラメータ	熱吸収率 ϵ [-]	温度評価結果 T [°C]	許容温度 [°C]	コンクリートの熱吸収率を 考慮しない場合	1.0	188	200	コンクリートの熱吸収率を 考慮する場合	0.84	189	200		
項目	保守性																						
熱吸収率 [-] ϵ	・熱吸収率を考慮せず、受熱面に対する放射熱は全て蓄熱されるものとしている。																						
初期温度 [°C] T_0	・発電所周辺の気象台における過去10年間の最高気温 35.0°C における建屋外壁面の日射の影響を考慮した温度 44°C を初り上げた値である 50°C を初期温度としている。																						
建屋外壁内表面 (x=D) の 境界条件	・建屋外壁内表面から建屋内への対流及び放射による放熱を考慮しない条件にて評価している。																						
パラメータ	熱吸収率 ϵ [-]	温度評価結果 T [°C]	許容温度 [°C]																				
コンクリートの熱吸収率を 考慮しない場合	1.0	188	200																				
コンクリートの熱吸収率を 考慮する場合	0.84	189	200																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">別紙6-1</p> <p style="text-align: center;">3号炉補助ボイラー燃料タンクの仕様について</p> <p>図1に3号炉補助ボイラー燃料タンクの外形図を示す。また、3号炉補助ボイラー燃料タンクの管理値について、以下に示す。</p>  <p style="text-align: right;">高さ：9.5m 内径：10.5m 容量：720m³ 管理容量※：410 m³</p> <p style="text-align: center;">図1 3号炉補助ボイラー燃料タンク外形図</p> <p>※3号炉補助ボイラー燃料タンクの管理容量について 3号炉補助ボイラー燃料タンクは、冬季期間中、燃料油補給までに必要な燃料使用量について、これまでの運用状況を踏まえ192.96kL (蒸気量：10t/h, 冬季間) とし、3号炉補助ボイラー燃料タンク油面低警報レベルである214.96kL (タンク底面より2.5m：ポンプNPSH2.4mに余裕を見込んだ値) を考慮して、3号炉補助ボイラー燃料タンク容量の約57%にあたる410 kLでの運用とする。 3号炉補助ボイラー燃料タンクの最大容量は720kLであるが、タンク火災の熱影響評価は、410 kLを使用して評価を行うこと</p>	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象の相違。また、泊は火災影響軽減のため許可された値より低減した値で管理している。</p>

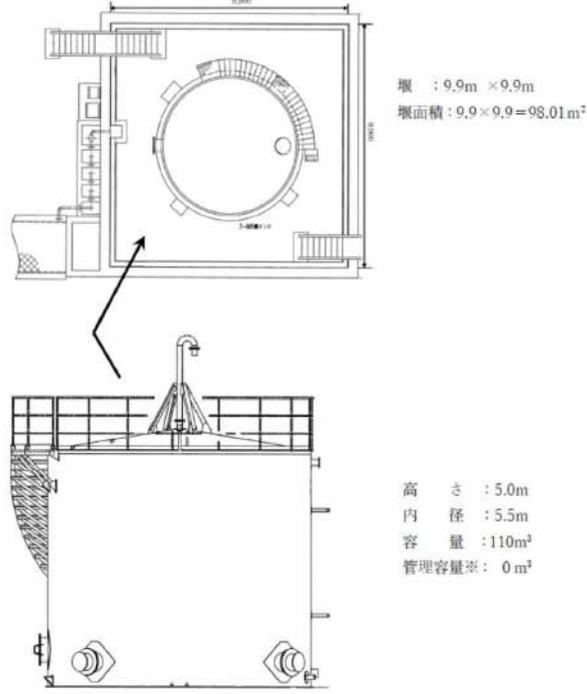
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

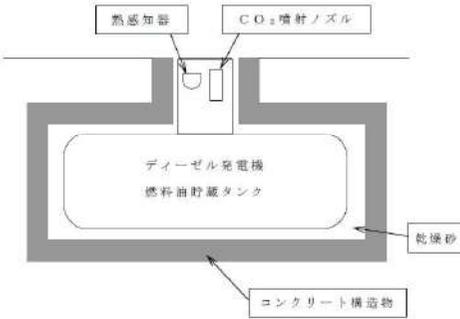
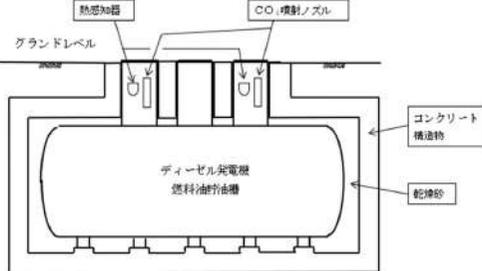
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>から、評価で用いた410kLを確実に下回るよう保安規定で管理する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">別紙6-2</p> <p style="text-align: center;">3号炉油計量タンクの仕様について</p> <p>図1に3号炉油計量タンクの外形図を示す。また、3号炉油計量タンクの管理値について、以下に示す。</p>  <p style="text-align: right;">環 : 9.9m × 9.9m 環面積 : 9.9 × 9.9 = 98.01m²</p> <p style="text-align: right;">高 さ : 5.0m 内 径 : 5.5m 容 量 : 110m³ 管理容量※ : 0m³</p> <p style="text-align: center;">図1 3号炉油計量タンク外形図</p> <p>※3号炉油計量タンクの管理について 3号炉油計量タンクは、タービン本体の点検を実施するため、定期検査ごとにタービン潤滑油を移送するために設置したものである。 ここで、3号炉油計量タンクの使用期間は、定期検査中に限られ、通常運転中は空の状態になっているが、航空機落下との重畳火災による影響評価を踏まえ、今後は定期検査中も含めて使用せず、タンクローリーにより油を受け入れ敷地外に搬出するなど、当該タンクを外部火災の発生源から排除できる運用とする。 このため、3号炉油計量タンクは評価対象から除外する。また、3号炉油計量タンクが空の状態(0m³)となるように保安規定で管理する。</p>	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象の相違。また、泊は火災影響軽減のため3号炉油計量タンクを使用しない(=0m³)運用とした。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料9（別紙）</p> <p style="text-align: center;">ディーゼル発電機燃料油貯蔵タンクについて</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯蔵タンクは、コンクリート構造物に収納された地下埋設タンクとなっており、構造物とタンクの間には乾燥砂を詰めて、不燃物に囲われた状態で埋設し設置している。</p> <p>また、熱感知器およびCO₂消火設備を設置しており、警報値は80℃に設定し、中央制御室に警報が発信し、100℃を検知すると自動で消火設備が動作する。</p> <p>以上より、直ちに消火活動が可能であり地表面で火災は発生しないと考えられることから、外部火災に係る防護対象設備および熱影響評価の対象外とする。</p> 		<p style="text-align: right;">別紙6-3</p> <p style="text-align: center;">ディーゼル発電機燃料油貯油槽について</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、コンクリート構造物に収納された地下埋設タンクとなっており、構造物とタンクの間には乾燥砂を詰めて、不燃物に囲われた状態で埋設し設置している。</p> <p>また、熱感知器及びCO₂消火設備を設置しており、警報値は80℃に設定し、中央制御室に警報が発信し、100℃を検知すると自動で消火設備が動作する。</p> <p>以上より、直ちに消火活動が可能であり地表面で火災は発生しないと考えられることから、外部事象防護対象施設及び熱影響評価の対象外とする。</p>  <p style="text-align: center;">図1 ディーゼル発電機燃料油貯油槽概要図</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は地下タンク貯蔵所である燃料油貯油槽の仕様について詳細に記載している</p> <p>【大飯】名称の相違</p> <p>【大飯】名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

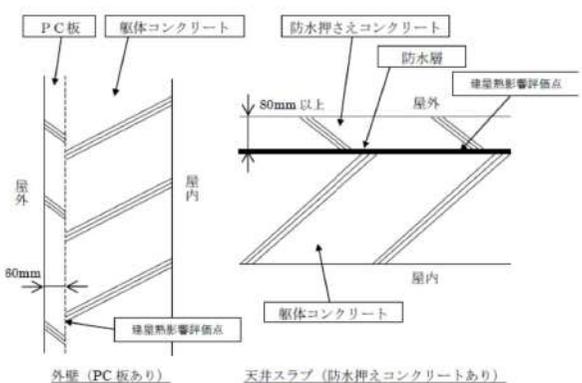
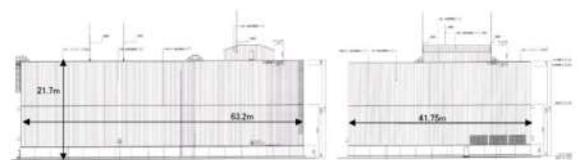
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
		<p style="text-align: right;">別紙6-4</p> <p style="text-align: center;">評価対象建屋の外壁と天井スラブの構成について</p> <p>1. 概要</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で建屋外壁が昇温されるものとして、建屋の構造体となる躯体コンクリートの温度上昇を求め、その躯体コンクリートの温度が許容温度以下であるかの評価を実施している。</p> <p>原子炉建屋及び原子炉補助建屋外壁は、厚さ60mmのPC板（プレキャスト・コンクリート板）を外壁コンクリート打設時の型枠及び外装材としており、建屋構造体としての強度を期待していないことを考慮して、その内側の躯体コンクリート外表面の温度で評価する。</p> <p>ディーゼル発電機建屋の外壁は、防護措置として断熱材を設置しており、その内側の躯体コンクリート外表面の温度で評価する。</p> <p>また、原子炉建屋、原子炉補助建屋の天井スラブは、厚さ80mmの防水押さえコンクリート、ディーゼル発電機建屋の天井スラブは、厚さ80mmの防水押さえコンクリートに加え厚さ30mmのコンクリート板を設置しており、建屋構造体としての強度を期待していないことを考慮して、その内側の躯体コンクリート外表面の温度で評価する。</p> <p>各評価対象建屋の外壁と天井スラブの構成を表1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表1 各建屋の外壁と天井スラブの構成</p> <table border="1" data-bbox="1377 874 1937 1045"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外壁</th> <th colspan="2">天井スラブ</th> </tr> <tr> <th>PC板 (60mm)</th> <th>断熱材</th> <th>防水押さえコンクリート (80mm)</th> <th>コンクリート板 (30mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋^{※1}</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：地表面から約2.8mが鉄筋コンクリート造の壁、上部の壁が鋼板で構成 ○：設置、×：未設置</p> <p>2. PC板及び防水押さえコンクリートについて</p> <p>コンクリートは、水、セメント、細骨材（砂）、粗骨材（砂利）、その他混和材料を練混ぜ、これらが一体的に硬化した複合材料であり、コンクリートの種類は、使用骨材の違いにより、普通コンクリート、軽量コンクリート、重量コンクリートに区分される。</p> <p>今回、建屋外壁温度評価に用いた主要建屋の躯体、PC板、防水押さえコンクリート、保温材設置の模擬試験体に用いたコンクリートは、いずれも普通コンクリートであり、日本工業規格（JIS）の「普通コンクリート」に準拠して製造されたものである。</p> <p>JISでは、コンクリート材料の品質（骨材の寸法・密度、セメントの密度・圧縮強さ等）について規定しており、JISに準拠して製造された普通コンクリートの熱的性質は同等と考えられることか</p>		外壁		天井スラブ		PC板 (60mm)	断熱材	防水押さえコンクリート (80mm)	コンクリート板 (30mm)	原子炉建屋	○	×	○	×	原子炉補助建屋	○	×	○	×	ディーゼル発電機建屋	×	○	○	○	循環水ポンプ建屋 ^{※1}	×	×			<p>【女川・大飯】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設計の違いによる温度評価点位置の相違（泊の評価対象建屋のうち、ディーゼル発電機建屋は外壁に防護措置として断熱材を設置していることから、その内側の躯体コンクリート外表面の温度で評価する。 原子炉建屋、原子炉補助建屋は、外壁に厚さ60mmのPC板（プレキャスト・コンクリート板）を外壁コンクリート打設時の型枠及び外装材としており、建屋構造体としての強度を期待していないことを考慮して、その内側の躯体コンクリート外表面の温度で評価する。 循環水ポンプ建屋は、地表面から約2.8mが鉄筋コンクリート造の壁、上部の壁が鋼板で構成している。上部の壁については、コンクリート壁とは異なり照射を受ける面と反対側の面より放熱されるため、コンクリート壁よりも高温となることはない。よって、建屋のコンクリート壁が許容温度以下ならば、鋼板が損傷を受けることはないことから、下部のコンクリート壁の表面温度で評価する。
	外壁			天井スラブ																												
	PC板 (60mm)	断熱材	防水押さえコンクリート (80mm)	コンクリート板 (30mm)																												
原子炉建屋	○	×	○	×																												
原子炉補助建屋	○	×	○	×																												
ディーゼル発電機建屋	×	○	○	○																												
循環水ポンプ建屋 ^{※1}	×	×																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

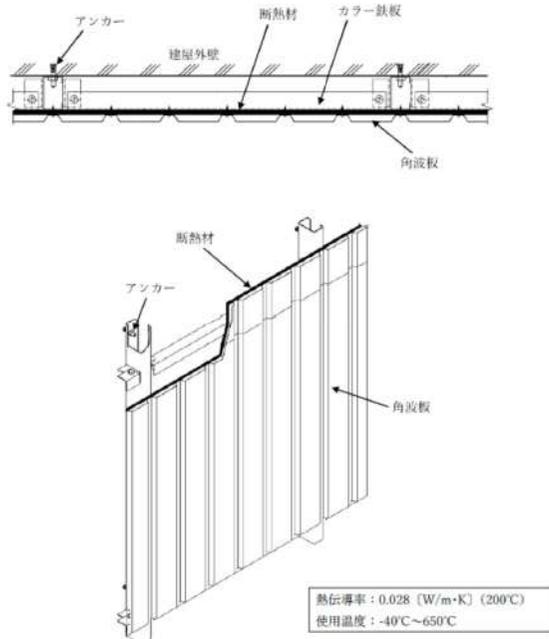
大飯発電所3号/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>ら、主要建屋の躯体、PC板、防水押さえコンクリート、保温材設置の模擬試験体に用いたコンクリートについて、同様の熱的性質の物性値を適用できるものとする。</p> <p>なお、この熱的性質の物性値については、JISに記載が無いことから、適切と考えられる日本建築学会規準から引用した。</p>  <p>図1 外壁及び天井スラブ構成図</p> <p>3. 循環水ポンプ建屋及び原子炉補機冷却海水ポンプの影響評価について</p> <p>3号炉循環水ポンプ建屋は、鉄骨造であり、地表面から約2.8mが鉄筋コンクリート造の壁、上部の壁が鋼板で構成している。</p>  <p>図2 循環水建屋外形図</p> <p>上部の壁については、外部火災の輻射熱が鋼板に照射されるため、ヒートシンクを考慮する壁厚のあるコンクリート壁とは異なり照射を受ける面と反対側の面より放熱されるため、コンクリート壁よりも高温となることはなく、建屋のコンクリート壁が許容温度以下ならば、鋼板が損傷を受けることはない。このため、下部の壁（コンクリート）の温度が許容温度以下であることを確認することで健全性を確認する。</p> <p>また、原子炉補機冷却海水ポンプは循環水ポンプ建屋内に収納されており、外部火災による輻射熱が原子炉補機冷却海水ポンプに直接作用することはないが、循環水ポンプ建屋の上部外壁は鋼板であることから、外部火災の輻射熱が伝熱により建屋内雰囲気へ移動し、建屋内雰囲気温度が上昇する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

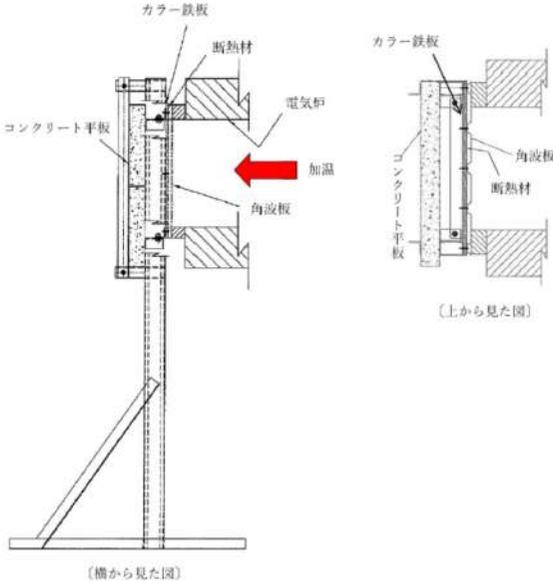
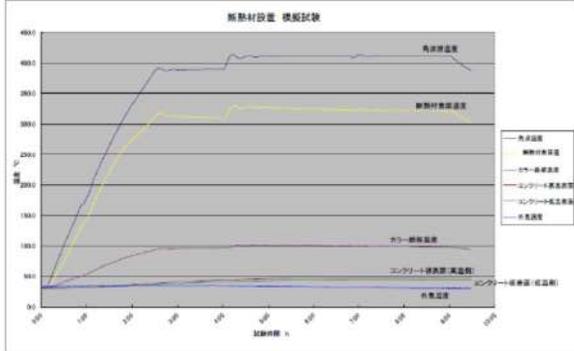
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>原子炉補機冷却海水ポンプの評価としては、電動機下部軸受部を限界温度以下とするために必要な吸い込み外気温度80℃を原子炉補機冷却海水ポンプの許容温度とし、循環水ポンプ建屋内の許容温度として評価する。</p> <p>4. ディーゼル発電機建屋の影響評価について 建屋外壁及び屋根スラブの防護措置は、200℃を超える範囲について実施するものとし、防護措置実施範囲及び断熱材設置イメージを図3、図4に示す。なお、ディーゼル発電機建屋の上部構造物の重量に対して、設置する断熱材及びコンクリート板の重量は約0.2%であることから、防護措置に伴う重量増加を考慮しても建屋の耐震性に殆ど影響はない。 ディーゼル発電機建屋の評価としては、防護措置として障壁（断熱材）を設置した状態で、建屋躯体コンクリート外表面の温度で評価する。</p> <div data-bbox="1384 609 1944 948" style="border: 2px solid black; width: 250px; height: 212px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">図3 ディーゼル発電機建屋の防護措置実施範囲</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3号/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1545 805 1769 829">図4 断熱材設置概略図</p> <p data-bbox="1355 869 1971 1181"> (1) 断熱材設置による模擬試験について コンクリート板に断熱材を設置した状態を模擬し、加温試験を行った。 外気温度 30~35℃の状況において、約 410℃で加温したところ、断熱材内側のコンクリート板表面温度が 50℃以下となることを確認した。 コンクリート板厚がディーゼル発電機建屋と相違があるものの、断熱材の設置により許容温度 200℃を下回ると考えられる。なお、評価結果においては模擬試験より高い温度となっているが、これは評価において空気層の対流によるコンクリート外表面からの除熱を考慮していないことによると考えられる。 </p> <p data-bbox="1377 1220 1971 1444"> a. 試験状況 試験は以下のように実施した。 ・実際の設置状況を模擬した角波板及び断熱材を電気炉に設置 ・断熱材 (約 10mm 厚) から約 75mm の空間をあけて模擬壁 (コンクリート平板, 約 60mm 厚) を設置 ・角波板表面が 386℃ (試験実施時点で敷地内危険物施設の火災による影響評価で最も高い温度) 以上となるように加温し、模擬壁表面などの温度を計測する。 </p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3号/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図5 試験状況図</p> <p>b. 試験結果 昇温開始後2時間40分頃に角波板表面が約386℃になったものの、念のため、さらに昇温し、4時間20分頃に約410℃となり、9時間頃まで維持した。この間、コンクリート板表面は50℃を下回る状況であった (外気温度は30~35℃)。 試験結果を図6に示す。</p>  <p>図6 模擬試験結果</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">(参考)</p> <p style="text-align: center;">薬品タンクの影響評価について</p> <p>薬品タンクの影響評価については、森林火災発生時の消火活動の成立性という観点で評価を実施している。</p> <p>森林火災発生時には、防火帯に沿った消火活動を実施する事としている。一方で、敷地内の屋外薬品タンクにおいて、防火帯付近には設置されていないため、森林火災の影響を受けて消火活動に影響を及ぼす事はない。また、森林火災の影響を受けて薬品がタンク外に漏れ出したとしても、タンク周辺には堰を設置しているため、薬品は堰内に収まり、消火活動中に劇薬の影響を受ける事もない。</p> <p>毒性ガスを発生する可能性のある屋外薬品タンクを以下の図に示す。毒性ガスを発生する可能性のある屋外薬品タンクは防火帯から離れているため、薬品が漏れ出し、毒性ガスを拡散する可能性は低いと考えられる。仮に薬品が漏洩したとしても、薬品を特定した後は防護具を着用し、安全を確保した上で通行及び作業を行うこととしている。</p> <p>以上より、森林火災発生時の消火活動に支障を及ぼす事はないと評価する。</p> <div data-bbox="145 715 645 1109" style="border: 2px solid black; height: 247px; width: 223px; margin: 10px 0;"></div>			<p>【大飯】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊には屋外に薬品タンクは存在しないため、資料は作成しない

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
<p>表 毒性ガスを拡散する可能性のある屋外薬品タンク一覧</p> <table border="1" data-bbox="100 183 667 965"> <thead> <tr> <th>タンク名</th> <th>容量</th> <th>ガスの発生について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,2号硫酸タンク</td> <td>8m³</td> <td>硫化水素ガスの発生の恐れがある</td> </tr> <tr> <td>1,2号塩酸タンク</td> <td>45m³</td> <td>塩化水素が発生する恐れがある</td> </tr> <tr> <td>1号ヒドラジン原液タンク</td> <td>11m³</td> <td rowspan="2">ヒドラジンガスが発生する恐れがある</td> </tr> <tr> <td>2号ヒドラジン原液タンク</td> <td>11m³</td> </tr> <tr> <td>1,2号腐蝕処理装置用硫酸タンク</td> <td>2m³</td> <td rowspan="3">硫化水素ガスの発生の恐れがある</td> </tr> <tr> <td>3,4号硫酸タンク（海水淡水化装置用）</td> <td>7m³</td> </tr> <tr> <td>3,4号硫酸タンク（純水装置用）</td> <td>11m³</td> </tr> <tr> <td>3号塩酸タンク</td> <td>49m³</td> <td rowspan="2">塩化水素が発生する恐れがある</td> </tr> <tr> <td>4号塩酸タンク</td> <td>49m³</td> </tr> <tr> <td>3号アンモニアタンク</td> <td>15m³</td> <td rowspan="2">強い刺激臭の毒性ガスの発生の恐れがある</td> </tr> <tr> <td>4号アンモニアタンク</td> <td>16m³</td> </tr> <tr> <td>3号ヒドラジントank</td> <td>6m³</td> <td rowspan="2">ヒドラジンガスが発生する恐れがある</td> </tr> <tr> <td>4号ヒドラジントank</td> <td>6m³</td> </tr> <tr> <td>3,4号塩酸タンク（A構内排水処理装置用）</td> <td>7m³</td> <td rowspan="2">塩化水素が発生する恐れがある</td> </tr> <tr> <td>3,4号塩酸タンク（B構内排水処理装置用）</td> <td>7m³</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">以 上</p>	タンク名	容量	ガスの発生について	1,2号硫酸タンク	8m ³	硫化水素ガスの発生の恐れがある	1,2号塩酸タンク	45m ³	塩化水素が発生する恐れがある	1号ヒドラジン原液タンク	11m ³	ヒドラジンガスが発生する恐れがある	2号ヒドラジン原液タンク	11m ³	1,2号腐蝕処理装置用硫酸タンク	2m ³	硫化水素ガスの発生の恐れがある	3,4号硫酸タンク（海水淡水化装置用）	7m ³	3,4号硫酸タンク（純水装置用）	11m ³	3号塩酸タンク	49m ³	塩化水素が発生する恐れがある	4号塩酸タンク	49m ³	3号アンモニアタンク	15m ³	強い刺激臭の毒性ガスの発生の恐れがある	4号アンモニアタンク	16m ³	3号ヒドラジントank	6m ³	ヒドラジンガスが発生する恐れがある	4号ヒドラジントank	6m ³	3,4号塩酸タンク（A構内排水処理装置用）	7m ³	塩化水素が発生する恐れがある	3,4号塩酸タンク（B構内排水処理装置用）	7m ³			
タンク名	容量	ガスの発生について																																										
1,2号硫酸タンク	8m ³	硫化水素ガスの発生の恐れがある																																										
1,2号塩酸タンク	45m ³	塩化水素が発生する恐れがある																																										
1号ヒドラジン原液タンク	11m ³	ヒドラジンガスが発生する恐れがある																																										
2号ヒドラジン原液タンク	11m ³																																											
1,2号腐蝕処理装置用硫酸タンク	2m ³	硫化水素ガスの発生の恐れがある																																										
3,4号硫酸タンク（海水淡水化装置用）	7m ³																																											
3,4号硫酸タンク（純水装置用）	11m ³																																											
3号塩酸タンク	49m ³	塩化水素が発生する恐れがある																																										
4号塩酸タンク	49m ³																																											
3号アンモニアタンク	15m ³	強い刺激臭の毒性ガスの発生の恐れがある																																										
4号アンモニアタンク	16m ³																																											
3号ヒドラジントank	6m ³	ヒドラジンガスが発生する恐れがある																																										
4号ヒドラジントank	6m ³																																											
3,4号塩酸タンク（A構内排水処理装置用）	7m ³	塩化水素が発生する恐れがある																																										
3,4号塩酸タンク（B構内排水処理装置用）	7m ³																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<p>添付資料 10</p> <p>発電所敷地内への航空機墜落による火災の影響評価について</p> <p>はじめに</p> <p>本評価は、大飯発電所3、4号炉における発電所敷地への航空機の落下で発生する火災に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災が発電所の敷地内で起こったとしても安全機能を有する構築物、系統および機器を内包する原子炉施設に影響をおよぼさないことについて、原子力発電所の外部火災評価ガイドに基づき、評価を実施するものである。</p> <p>1. 評価の方針</p> <p>航空機落下確率評価では、評価手法の違いからカテゴリ別に落下確率を求めている。評価において考慮している航空機落下事故については、訓練中の事故等、民間航空機と軍用機（自衛隊機または米軍機）では、その発生状況が必ずしも同一ではなく、軍用機の中でも、機種によって飛行形態が同一ではないと考えられる。したがって、航空機落下による火災影響の評価においては、以下のカテゴリ毎に火災影響を評価することとする。</p> <p>a. 計器飛行および有視界飛行の大型の民間航空機の落下事故</p> <p>b. 軍用機の落下事故</p> <p>(a) 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</p> <p>(b) その他の大型固定翼機、小型固定翼機および回転翼機</p> <p>添付資料 12</p> <p>火災影響評価のカテゴリ分けを考慮した航空機落下確率評価について</p> <p>1. 評価対象事故</p> <p>大飯3、4号炉における航空機落下確率については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成 21・06・25 原院第 1号）に基づき、以下の分類にて評価を実施している。</p> <table border="1" data-bbox="143 1114 622 1329"> <thead> <tr> <th>発電所名称及び号炉</th> <th>1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故</th> <th>2) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故</th> <th>3) 自衛隊機又は米軍機の落下事故</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大飯発電所3,4号炉</td> <td>—※1 ○※2</td> <td>○</td> <td>○※3 —※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：対象、—：対象外</p> <p>注1：発電所付近の空港の最大離着陸地点までの距離は、発電所と空港の距離より短いため、評価対象外とした。（添付資料1）</p> <p>注2：発電所周辺に存在する航空路と各発電所との距離が、それぞれの航空路の幅より短い場合は、評価対象とした。（添付資料2）</p> <p>注3：自衛隊の訓練空域が存在しない。（添付資料3）</p> <p>注4：基地-訓練空域間の往復の想定範囲内にない。（添付資料3）</p>	発電所名称及び号炉	1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故	2) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故	3) 自衛隊機又は米軍機の落下事故	大飯発電所3,4号炉	—※1 ○※2	○	○※3 —※4	<p>添付資料-7</p> <p>女川原子力発電所の敷地内への航空機墜落による火災について</p> <p>1. はじめに</p> <p>本評価は、発電所敷地への航空機墜落による火災に対して、より一層の安全性向上の観点から、その火災が女川原子力発電所の敷地内で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。</p> <p>本評価は、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド附属書C原子力発電所への航空機墜落による火災の影響評価について」に基づき実施する。</p> <p>2. 航空機墜落による火災の影響評価</p> <p>航空機墜落確率評価では、対象となる航空機の種類及び飛行形態を考慮して墜落確率を求めている。</p> <p>航空機墜落による火災の影響は、対象航空機の燃料積載量に大きく依存することから、別紙7-1に示すとおり、民間航空機と自衛隊機又は米軍機に分類し、また、大型航空機と小型航空機に分類し以下のカテゴリごとに火災影響評価を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="725 759 1330 995"> <caption>第2-1表 落下事故のカテゴリ</caption> <thead> <tr> <th>1) 計器飛行方式民間航空機</th> <th>飛行場での離着陸時 航空路を巡航中</th> <th>—※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2) 有視界飛行方式民間航空機</td> <td rowspan="2">①訓練空域内 中及び訓練空域外を飛行中</td> <td>①大型民間航空機</td> </tr> <tr> <td>②小型民間航空機</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3) 自衛隊機又は米軍機</td> <td rowspan="3">③訓練空域内 中及び訓練空域外を飛行中</td> <td>③-1 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機※2</td> </tr> <tr> <td>③-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機※2</td> </tr> <tr> <td>④基地-訓練空域間往復時※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女川原子力発電所は、仙台空港からの最大離着陸地点に遠く位置するため対象外。（別紙7-2）</p> <p>※2：女川原子力発電所の上空には自衛隊機又は米軍機の訓練空域がないため、訓練空域外を飛行中の落下事故を評価対象とする。（別紙7-3）</p> <p>評価時に使用した事故データの集計期間（平成3年1月～平成22年12月）以降においても、女川原子力発電所周辺の訓練空域における自衛隊機又は米軍機による訓練空域内での訓練中に発電所又はその周辺への落下事故は発生していない。また、女川原子力発電所周辺の訓練空域における訓練回数に変更はない。</p> <p>※3：女川原子力発電所の近傍に、基地-訓練空域間の移動経路が存在することから評価対象とする。（別紙7-3）</p>	1) 計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時 航空路を巡航中	—※1	2) 有視界飛行方式民間航空機	①訓練空域内 中及び訓練空域外を飛行中	①大型民間航空機	②小型民間航空機	3) 自衛隊機又は米軍機	③訓練空域内 中及び訓練空域外を飛行中	③-1 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機※2	③-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機※2	④基地-訓練空域間往復時※3	<p>添付資料-7</p> <p>泊発電所の敷地内への航空機墜落による火災について</p> <p>1. はじめに</p> <p>本評価は、発電所敷地への航空機墜落による火災に対して、より一層の安全性向上の観点から、その火災が泊発電所の敷地内で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。</p> <p>本評価は、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド附属書C原子力発電所への航空機墜落による火災の影響評価について」に基づき実施する。</p> <p>2. 航空機墜落による火災の影響評価</p> <p>航空機墜落確率評価では、対象となる航空機の種類及び飛行形態を考慮して墜落確率を求めている。</p> <p>航空機墜落による火災の影響は、対象航空機の燃料積載量に大きく依存することから、別紙7-1に示すとおり、民間航空機と自衛隊機又は米軍機に分類し、また、大型航空機と小型航空機に分類し以下のカテゴリごとに火災影響評価を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1379 783 1939 1177"> <caption>表7-1 落下事故のカテゴリ</caption> <thead> <tr> <th>1) 計器飛行方式民間航空機</th> <th>飛行場での離着陸時 航空路を巡航中</th> <th>—※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2) 有視界飛行方式民間航空機</td> <td rowspan="2">①訓練空域内 中及び訓練空域外を飛行中</td> <td>①大型民間航空機</td> </tr> <tr> <td>②小型民間航空機</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3) 自衛隊機又は米軍機</td> <td rowspan="3">③訓練空域内 中及び訓練空域外を飛行中</td> <td>③-1 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機※4,5</td> </tr> <tr> <td>③-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機※4,5</td> </tr> <tr> <td>④基地-訓練空域間往復時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：泊発電所は、札幌空港及び新千歳空港からの最大離着陸地点に遠く位置するため対象外。（別紙7-2）</p> <p>※2：泊発電所上空に航空路は存在しないため対象外。（別紙7-3）</p> <p>※3：泊発電所周辺上空は自衛隊機の訓練空域であるため、自衛隊機は訓練中の落下事故を評価対象とする。（別紙7-3）</p> <p>※4：泊発電所周辺上空は米軍機の訓練空域がないため、米軍機は訓練空域外を飛行中の落下事故を評価対象とする。（別紙7-3）</p> <p>※5：泊発電所は基地-訓練空域間の往復の想定範囲内にないため対象外。（別紙7-3）</p>	1) 計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時 航空路を巡航中	—※1	2) 有視界飛行方式民間航空機	①訓練空域内 中及び訓練空域外を飛行中	①大型民間航空機	②小型民間航空機	3) 自衛隊機又は米軍機	③訓練空域内 中及び訓練空域外を飛行中	③-1 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機※4,5	③-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機※4,5	④基地-訓練空域間往復時	<p>相違理由</p> <p>【女川】 発電所名の相違 【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 【女川】 発電所名の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】 設計方針の相違・地域特性に伴う落下事故カテゴリの相違</p>
発電所名称及び号炉	1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故	2) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故	3) 自衛隊機又は米軍機の落下事故																																
大飯発電所3,4号炉	—※1 ○※2	○	○※3 —※4																																
1) 計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時 航空路を巡航中	—※1																																	
2) 有視界飛行方式民間航空機	①訓練空域内 中及び訓練空域外を飛行中	①大型民間航空機																																	
		②小型民間航空機																																	
3) 自衛隊機又は米軍機	③訓練空域内 中及び訓練空域外を飛行中	③-1 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機※2																																	
		③-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機※2																																	
		④基地-訓練空域間往復時※3																																	
1) 計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時 航空路を巡航中	—※1																																	
2) 有視界飛行方式民間航空機	①訓練空域内 中及び訓練空域外を飛行中	①大型民間航空機																																	
		②小型民間航空機																																	
3) 自衛隊機又は米軍機	③訓練空域内 中及び訓練空域外を飛行中	③-1 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機※4,5																																	
		③-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機※4,5																																	
		④基地-訓練空域間往復時																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																
<p>2.航空機落下による火災の熱影響の評価</p> <p>(1)航空機落下による火災の想定</p> <p>航空機落下による火災の想定は以下のとおりとした。</p> <p>A. 想定条件</p> <p>A.-1 航空機は、当該発電所における航空機墜落評価の対象航空機のうち燃料積載量が最大の機種とした。</p> <p>A.-2 航空機は燃料を満載した状態を想定した。</p> <p>A.-3 航空機の墜落は発電所敷地内であって墜落確率が10^{-7}[回/炉・年]以上になる範囲のうち原子炉施設への影響が最も厳しくなる地点で起こることを想定した。</p> <p>A.-4 航空機の墜落によって燃料に着火し火災が起こることを想定した。</p> <p>A.-5 気象条件は無風状態とした。</p> <p>A.-6 火災は円筒火災をモデルとし、火災の高さは燃焼半径の3倍とした。</p> <table border="1" data-bbox="112 638 660 766"> <tr> <td></td> <td>民間航空機</td> <td colspan="2">軍用機</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>空中給油機等</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>対象航空機</td> <td>B747-400</td> <td>KC-767</td> <td>F-15</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="728 638 1321 973"> <caption>第2-2表 航空機墜落による火災影響評価の評価対象航空機</caption> <thead> <tr> <th rowspan="3">分類</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="3">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="3">訓練空域外を飛行中</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>小型民間航空機</th> <th>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</th> <th>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> <th>基地-訓練空域間往復時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象航空機</td> <td>B747-400</td> <td>Do228-200</td> <td>KC-767</td> <td>F-15</td> <td>F-2</td> </tr> <tr> <td>選定理由</td> <td colspan="2">民間の大型航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定*</td> <td colspan="3">主要自衛隊航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定（別紙7-5）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：評価対象航空機を飛行すると考えられる国内の定期便のうち、燃料積載量が最大の航空機を選定（平成25年現在）。</p> <p>(2) 評価手法の概要</p> <p>本評価は、女川原子力発電所に対する航空機墜落による火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="728 1228 1321 1436"> <caption>第2-3表 評価指標及びその内容</caption> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m²]</td> <td>火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度</td> </tr> <tr> <td>形地係数[-]</td> <td>火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>航空機燃料タンクの投影面積より求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[s]</td> <td>火災が終了するまでの時間</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>発電用原子炉施設を中心にして墜落確率が10^{-7}[回/炉・年]以上になる地点とその地点から発電用原子炉施設までの直線距離</td> </tr> <tr> <td>熱許容限界値[-]</td> <td>建屋の外壁、天井スラブが想定火災の熱影響に対して許容限界位置になる値</td> </tr> </tbody> </table>		民間航空機	軍用機				空中給油機等	その他	対象航空機	B747-400	KC-767	F-15	分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機			民間航空機		訓練空域外を飛行中			大型民間航空機	小型民間航空機	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	基地-訓練空域間往復時	対象航空機	B747-400	Do228-200	KC-767	F-15	F-2	選定理由	民間の大型航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定*		主要自衛隊航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定（別紙7-5）			評価指標	内容	輻射強度[W/m ²]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度	形地係数[-]	火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	航空機燃料タンクの投影面積より求めた燃焼半径	燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間	離隔距離[m]	発電用原子炉施設を中心にして墜落確率が 10^{-7} [回/炉・年]以上になる地点とその地点から発電用原子炉施設までの直線距離	熱許容限界値[-]	建屋の外壁、天井スラブが想定火災の熱影響に対して許容限界位置になる値	<p>(1) 航空機墜落による火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空機は、女川原子力発電所における航空機墜落評価の対象航空機のうち、燃料積載量が最大の機種とする。（第2-2表） 航空機は燃料を満載した状態を想定する。 航空機の墜落は発電所敷地内であって墜落確率が10^{-7}[回/炉・年]以上になる範囲のうち発電用原子炉施設への影響が最も厳しくなる地点で起こることを想定する。 航空機の墜落によって燃料に着火し火災が起こることを想定する。 気象条件は無風状態とする。 火災は円筒火災をモデルとし、火災の高さは燃焼半径の3倍とする。 <table border="1" data-bbox="1377 638 1948 1061"> <caption>表7-2 航空機墜落による火災影響評価の評価対象航空機</caption> <thead> <tr> <th rowspan="3">分類</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="3">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="3">訓練空域内</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>小型民間航空機</th> <th>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> <th>空中給油機等、高高度での飛行が想定される大型固定翼機</th> <th>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象航空機</td> <td>B747-400</td> <td>Do228-200</td> <td>F-15</td> <td>KC-767</td> <td>F-15</td> </tr> <tr> <td>選定理由</td> <td>民間の大型航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定*</td> <td>民間の小型航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定（別紙7-4）</td> <td colspan="3">主要自衛隊航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定（別紙7-5）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※評価対象航空機を飛行すると考えられる国内の定期便のうち、燃料積載量が最大の航空機を選定</p> <p>(2) 評価手法の概要</p> <p>本評価は、泊発電所に対する航空機墜落による火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1377 1228 1948 1468"> <caption>表7-3 評価指標及びその内容</caption> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m²]</td> <td>火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度</td> </tr> <tr> <td>形地係数[-]</td> <td>火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>航空機燃料タンクの投影面積より求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>火災継続時間[s]</td> <td>火災が終了するまでの時間</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>発電用原子炉施設を中心にして墜落確立が10^{-7}[回/炉・年]以上になる地点とその地点から発電用原子炉施設までの直線距離</td> </tr> <tr> <td>熱許容限界値[-]</td> <td>建屋の外壁等が想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値</td> </tr> </tbody> </table>	分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機			民間航空機		訓練空域内			大型民間航空機	小型民間航空機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	空中給油機等、高高度での飛行が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	対象航空機	B747-400	Do228-200	F-15	KC-767	F-15	選定理由	民間の大型航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定*	民間の小型航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定（別紙7-4）	主要自衛隊航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定（別紙7-5）			評価指標	内容	輻射強度[W/m ²]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度	形地係数[-]	火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	航空機燃料タンクの投影面積より求めた燃焼半径	火災継続時間[s]	火災が終了するまでの時間	離隔距離[m]	発電用原子炉施設を中心にして墜落確立が 10^{-7} [回/炉・年]以上になる地点とその地点から発電用原子炉施設までの直線距離	熱許容限界値[-]	建屋の外壁等が想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値	<p>(1) 航空機墜落による火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空機は、泊発電所における航空機墜落評価の対象航空機のうち、燃料積載量が最大の機種とする。（表7-2） 航空機は燃料を満載した状態を想定する。 航空機の墜落は発電所敷地内であって墜落確率が10^{-7}[回/炉・年]以上になる範囲のうち発電用原子炉施設への影響が最も厳しくなる地点で起こることを想定する。 航空機の墜落によって燃料に着火し火災が起こることを想定する。 気象条件は無風状態とする。 火災は円筒火災をモデルとし、火災の高さは燃焼半径の3倍とする。 <p>表7-2 航空機墜落による火災影響評価の評価対象航空機</p> <p>(2) 評価手法の概要</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川・大阪】発電所名の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川・大阪】設計方針の相違</p> <p>・地域特性に伴う落下事故カテゴリの相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】発電所名の相違</p>
	民間航空機	軍用機																																																																																																	
		空中給油機等	その他																																																																																																
対象航空機	B747-400	KC-767	F-15																																																																																																
分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機																																																																																																
	民間航空機		訓練空域外を飛行中																																																																																																
	大型民間航空機	小型民間航空機	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	基地-訓練空域間往復時																																																																																														
対象航空機	B747-400	Do228-200	KC-767	F-15	F-2																																																																																														
選定理由	民間の大型航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定*		主要自衛隊航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定（別紙7-5）																																																																																																
評価指標	内容																																																																																																		
輻射強度[W/m ²]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度																																																																																																		
形地係数[-]	火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																																																																																																		
燃焼半径[m]	航空機燃料タンクの投影面積より求めた燃焼半径																																																																																																		
燃焼継続時間[s]	火災が終了するまでの時間																																																																																																		
離隔距離[m]	発電用原子炉施設を中心にして墜落確率が 10^{-7} [回/炉・年]以上になる地点とその地点から発電用原子炉施設までの直線距離																																																																																																		
熱許容限界値[-]	建屋の外壁、天井スラブが想定火災の熱影響に対して許容限界位置になる値																																																																																																		
分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機																																																																																																
	民間航空機		訓練空域内																																																																																																
	大型民間航空機	小型民間航空機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	空中給油機等、高高度での飛行が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機																																																																																														
対象航空機	B747-400	Do228-200	F-15	KC-767	F-15																																																																																														
選定理由	民間の大型航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定*	民間の小型航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定（別紙7-4）	主要自衛隊航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定（別紙7-5）																																																																																																
評価指標	内容																																																																																																		
輻射強度[W/m ²]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度																																																																																																		
形地係数[-]	火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																																																																																																		
燃焼半径[m]	航空機燃料タンクの投影面積より求めた燃焼半径																																																																																																		
火災継続時間[s]	火災が終了するまでの時間																																																																																																		
離隔距離[m]	発電用原子炉施設を中心にして墜落確立が 10^{-7} [回/炉・年]以上になる地点とその地点から発電用原子炉施設までの直線距離																																																																																																		
熱許容限界値[-]	建屋の外壁等が想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p>(2)航空機落下による火災の熱影響の有無の評価</p> <p>a.評価対象範囲</p> <p>評価対象範囲は、発電所敷地内であって落下確率が10^{-7} [回/炉・年]以上になる範囲のうち原子炉施設への影響が最も厳しくなる区域とすることから、大型の民間航空機および軍用機の機種を対象とし、落下確率が10^{-7} [回/炉・年]に相当する標的面積を算出し、その結果から原子炉施設からの離隔距離を求めた。</p> <p>(a)標的面積の算出</p> <p>「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」(平成21・06・25 原院第1号)に規定されているそれぞれの機種の落下確率を求める式から、落下確率が10^{-7} [回/炉・年]に相当する面積を算出する。</p> <p>①計器飛行および有視界飛行の大型民間航空機の落下事故</p> <p>計器飛行の航空機の落下確率P_cを求める式は以下のとおり。</p> $P_c = f_c \cdot N_c \cdot A / W$ <p>f_c: 単位飛行距離当たりの巡航中の落下事故率</p> $f_c = G_c / H_c$ <p>G_c: 巡航中事故件数</p> <p>H_c: 延べ飛行距離</p> <p>N_c: 評価対象とする航空路等の年間飛行回数</p> <p>A: 原子炉施設の標的面積</p> <p>W: 航空路幅</p> <table border="1" data-bbox="123 1145 622 1321"> <thead> <tr> <th colspan="2">大阪発電所3,4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$f_c^{※1}$</td> <td>5.13×10^{-11} [回 / (飛行回・km)] $G_c: 0.5$ [回] $H_c: 9,740,013,768$ [飛行回・km]</td> </tr> <tr> <td>$N_c^{※2}$</td> <td>Y18 : 8,030 [飛行回/年] Y384 : 3,285 [飛行回/年]</td> </tr> <tr> <td>$W^{※3}$</td> <td>RNAV経路 Y18, Y384 : 18.52 [km]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：巡航中事故件数 (G_c) は、平成5年から平成24年の間で0件（「航空機落下事故に関するデータ」(平成28年6月 原子力規制委員会)）であるが、保守的に0.5件とした。延べ飛行距離 (H_c) は平成5年から平成24年の「航空輸送統計年報、第1表 総括表、1.輸送実績」における運航キロメートルの国内の値を合計した値。 注2：国土交通省航空局への問合せ結果を365件とした値。 注3：航法精度に基づき、中心線から両側に50m (1nm=1.852km、全幅：18.52km)とした。</p>	大阪発電所3,4号炉		$f_c^{※1}$	5.13×10^{-11} [回 / (飛行回・km)] $G_c: 0.5$ [回] $H_c: 9,740,013,768$ [飛行回・km]	$N_c^{※2}$	Y18 : 8,030 [飛行回/年] Y384 : 3,285 [飛行回/年]	$W^{※3}$	RNAV経路 Y18, Y384 : 18.52 [km]	<p>上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。油の液面火災では、火炎面積の半径が3mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射発散度の低減がないものとする。</p> <p>輻射熱に対する建物の危険輻射強度を調査し、輻射強度がその建物の危険輻射強度以下になるように発電用原子炉施設は危険距離（離隔距離）を確保するものとする。</p> <p>(3) 評価対象範囲</p> <p>評価対象範囲は、発電所敷地内であって墜落確率が10^{-7} [回/炉・年]以上になる範囲のうち発電用原子炉施設への影響が最も厳しくなる区域とすることから、女川原子力発電所における航空機墜落確率評価の対象航空機を、第2-1表に示すカテゴリごとに墜落確率が10^{-7} [回/炉・年]となる標的面積を算出し、その結果から発電用原子炉施設からの離隔距離を導出する。</p> <p>(4) 標的面積の算出</p> <p>「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」(平成21・06・25 原院第1号)の航空機落下確率評価式に基づき、第2-1表に示すカテゴリごとに、墜落確率が10^{-7} [回/炉・年]に相当する面積を算出する。</p> <p>a. 大型民間航空機の標的面積の算出</p> <p>(a) 計器飛行方式民間航空機の航空路を巡航中の落下事故</p> $P_c = \frac{f_c \cdot N_c \cdot A}{W}$ <p>P_c: 対象施設への巡航中の航空機落下確率 [回/年] N_c: 評価対象とする航空路等の年間飛行回数 [飛行回/年] A: 発電用原子炉施設の標的面積 [km²] W: 航空路幅 [km] $f_c = G_c / H_c$: 単位飛行時間当たりの巡航中の落下事故確率 [回 / (飛行回・km)] G_c: 巡航中事故件数 [回] H_c: 延べ飛行距離 [飛行回・km]</p> <p>第2-4表 墜落確率の算出結果（計器飛行方式民間航空機）</p> <table border="1" data-bbox="757 1114 1288 1313"> <thead> <tr> <th colspan="2">女川原子力発電所2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象航空機^{※1}</td> <td>直行経路 M12AE00(MOE)-IWAKI(IXE)</td> </tr> <tr> <td>$N_c^{※2}$</td> <td>182.5</td> </tr> <tr> <td>$A^{※3}$</td> <td>0.0156</td> </tr> <tr> <td>$W^{※4}$</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>$f_c^{※5}$</td> <td>0.5/8,438,248,077=5.90×10⁻¹¹</td> </tr> <tr> <td>P_c</td> <td>5.58×10⁻¹⁴</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女川原子力発電所周辺の航空経路（JEP エンルートチャート）による。（別紙7-6） ※2：国土交通省航空局への問い合わせ結果を365倍した値。（別紙7-7） ※3：原子炉標的、制動速度等の水平面積を合計した値。（別紙7-8） ※4：「航空路幅設定基準」による。 ※5：事故件数は、平成3年～平成22年の間で0件であるため保守的に0.5件と仮定した。延べ飛行距離は平成4年～平成23年の「航空輸送統計年報、第1表 総括表、1.輸送実績」における運航キロメートルの国内の値を合計した値。（別紙7-9）</p>	女川原子力発電所2号炉		対象航空機 ^{※1}	直行経路 M12AE00(MOE)-IWAKI(IXE)	$N_c^{※2}$	182.5	$A^{※3}$	0.0156	$W^{※4}$	27	$f_c^{※5}$	0.5/8,438,248,077=5.90×10 ⁻¹¹	P_c	5.58×10 ⁻¹⁴	<p>上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。油の液面火災では、火炎面積の半径が3mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射発散度の低減がないものとする。</p> <p>輻射熱に対する設備の温度上昇を評価し、温度上昇がその設備の熱許容限界値以下になるように発電用原子炉施設は離隔距離を確保する。</p> <p>(3) 評価対象範囲</p> <p>評価対象範囲は、発電所敷地内であって墜落確率が10^{-7} [回/炉・年]以上になる範囲のうち発電用原子炉施設への影響が最も厳しくなる区域とすることから、泊発電所における航空機墜落確率評価の対象航空機を、表7-1に示すカテゴリごとに墜落確率が10^{-7} [回/炉・年]となる標的面積を算出し、その結果から発電用原子炉施設からの離隔距離を導出する。</p> <p>(4) 標的面積の算出</p> <p>「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」(平成21・06・25 原院第1号)の航空機落下確率評価式に基づき、表7-1に示すカテゴリごとに、墜落確率が10^{-7} [回/炉・年]に相当する面積を算出する。</p> <p>a. 大型民間航空機の標的面積の算出</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は評価対象の温度上昇を評価することを明記 【大阪】記載方針の相違</p> <p>【女川】発電所名の相違 【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・泊は、空港からの最大離着陸地点に遠く位置するため評価対象外としている。</p>
大阪発電所3,4号炉																									
$f_c^{※1}$	5.13×10^{-11} [回 / (飛行回・km)] $G_c: 0.5$ [回] $H_c: 9,740,013,768$ [飛行回・km]																								
$N_c^{※2}$	Y18 : 8,030 [飛行回/年] Y384 : 3,285 [飛行回/年]																								
$W^{※3}$	RNAV経路 Y18, Y384 : 18.52 [km]																								
女川原子力発電所2号炉																									
対象航空機 ^{※1}	直行経路 M12AE00(MOE)-IWAKI(IXE)																								
$N_c^{※2}$	182.5																								
$A^{※3}$	0.0156																								
$W^{※4}$	27																								
$f_c^{※5}$	0.5/8,438,248,077=5.90×10 ⁻¹¹																								
P_c	5.58×10 ⁻¹⁴																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>有視界飛行の大型固定翼および回転翼航空機の落下確率P_V（固定）、P_V（回転）を求める式は以下のとおり。</p> $P_V = (f_V / S_V) \cdot A \cdot \alpha$ <p>f_V：単位年当たりの落下事故率 S_V：全国土面積 A：原子炉施設の標的面積 α：対象航空機の種類による係数</p> <table border="1" data-bbox="100 379 654 523"> <caption>大阪発電所3,4号炉</caption> <tr> <td>$f_V^{固}$</td> <td>大型固定翼機：0.5/20=0.025 [回/年] 大型回転翼機：1/20=0.05 [回/年]</td> </tr> <tr> <td>$S_V^{固}$</td> <td>372,000 [km²]</td> </tr> <tr> <td>$\alpha^{固}$</td> <td>大型固定翼機、大型回転翼機：1</td> </tr> </table> <p>注1：「航空機落下事故に関するデータ」（平成28年6月 原子力規制委員会）の有視界飛行方式民間航空機の事故件数を用いて算出した。大型固定翼機は、平成5年から平成24年の間で0件であるが、保守的に0.5件とした。 注2：「航空機落下事故に関するデータ」（平成28年6月 原子力規制委員会）の値を用いた。 注3：「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」の値を用いた。</p>	$f_V^{固}$	大型固定翼機：0.5/20=0.025 [回/年] 大型回転翼機：1/20=0.05 [回/年]	$S_V^{固}$	372,000 [km ²]	$\alpha^{固}$	大型固定翼機、大型回転翼機：1	<p>(b) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故</p> $P_V = \frac{f_V}{S_V} (A \cdot \alpha)$ <p>P_V：対象施設への航空機落下確率 [回/年] f_V：単位年あたりの落下事故率 [回/年] S_V：全国土面積 (=37.2万 [km²]) A：発電用原子炉施設の標的面積 [km²] α：対象航空機の種類による係数 [-]</p> <table border="1" data-bbox="757 379 1310 555"> <caption>第2-5表 墜落確率の算出結果（有視界飛行方式民間航空機）</caption> <tr> <td>$f_V^{固}$</td> <td>大型固定翼機 0.5/20=0.025 大型回転翼機 2/20=0.1</td> </tr> <tr> <td>$S_V^{固}$</td> <td>372,000</td> </tr> <tr> <td>$\alpha^{固}$</td> <td>大型固定翼機、大型回転翼機：1</td> </tr> <tr> <td>P_V</td> <td>5.24×10⁻⁷</td> </tr> </table> <p>※1：「平成23年度 航空機落下事故に関するデータの整備」（平成24年9月 独立行政法人 原子力安全基盤機構）による。事故件数が0件の場合、保守的に0.5件と仮定した。 ※2：「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」による。 ※3：原子炉建屋、制御建屋等の水平面積を合計した値。（別紙7-8）</p>	$f_V^{固}$	大型固定翼機 0.5/20=0.025 大型回転翼機 2/20=0.1	$S_V^{固}$	372,000	$\alpha^{固}$	大型固定翼機、大型回転翼機：1	P_V	5.24×10 ⁻⁷	<p>(a) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故</p> $P_V = \frac{f_V}{S_V} (A \cdot \alpha)$ <p>P_V：対象施設への航空機落下確率[回/年] f_V：単位年当たりの落下事故率[回/年] S_V：全国土面積[km²] A：発電用原子炉施設の標的面積[km²] α：対象航空機の種類による係数</p> <table border="1" data-bbox="1406 379 1915 603"> <caption>表7-4 墜落確率の算出結果（大型民間航空機）</caption> <tr> <td>パラメータ</td> <td>泊発電所3号炉</td> </tr> <tr> <td>$f_V^{固}$</td> <td>大型固定翼機 0.5/20=0.025 大型回転翼機 2/20=0.1</td> </tr> <tr> <td>$S_V^{固}$</td> <td>372,000</td> </tr> <tr> <td>$\alpha^{固}$</td> <td>大型固定翼機、大型回転翼機：1</td> </tr> <tr> <td>$A^{固}$</td> <td>0.0116</td> </tr> <tr> <td>P_V</td> <td>3.90×10⁻⁷</td> </tr> </table> <p>※1：「平成23年度 航空機落下事故に関するデータの整備」（平成24年9月 独立行政法人 原子力安全基盤機構）による。なお、大型固定翼機については平成3年～平成22年の間に事故は発生していないため、保守的に0.5件として評価した。 ※2：「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」による。 ※3：原子炉建屋、循環水ポンプ建屋、原子炉補助建屋等の合計値（別紙7-6）</p>	パラメータ	泊発電所3号炉	$f_V^{固}$	大型固定翼機 0.5/20=0.025 大型回転翼機 2/20=0.1	$S_V^{固}$	372,000	$\alpha^{固}$	大型固定翼機、大型回転翼機：1	$A^{固}$	0.0116	P_V	3.90×10 ⁻⁷	<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・発電用原子炉施設の標的面積の差異による航空機墜落確率の相違</p>
$f_V^{固}$	大型固定翼機：0.5/20=0.025 [回/年] 大型回転翼機：1/20=0.05 [回/年]																												
$S_V^{固}$	372,000 [km ²]																												
$\alpha^{固}$	大型固定翼機、大型回転翼機：1																												
$f_V^{固}$	大型固定翼機 0.5/20=0.025 大型回転翼機 2/20=0.1																												
$S_V^{固}$	372,000																												
$\alpha^{固}$	大型固定翼機、大型回転翼機：1																												
P_V	5.24×10 ⁻⁷																												
パラメータ	泊発電所3号炉																												
$f_V^{固}$	大型固定翼機 0.5/20=0.025 大型回転翼機 2/20=0.1																												
$S_V^{固}$	372,000																												
$\alpha^{固}$	大型固定翼機、大型回転翼機：1																												
$A^{固}$	0.0116																												
P_V	3.90×10 ⁻⁷																												
<p>以上より、落下確率が10^{-7} [回/炉・年]に相当する標的面積Aを計算すると以下のとおりとなる。</p> $0.429 \text{ [km}^2\text{]} \approx 420,000 \text{ [m}^2\text{]}$ <p>(参考) 有視界飛行の小型民間航空機の落下事故について</p> <p>有視界飛行の小型固定翼および回転翼航空機の落下確率P_V（小型）を求める式は以下のとおり。</p> $P_V (\text{小型}) = (f_V / S_V) \cdot A \cdot \alpha$ <p>f_V：単位年当たりの落下事故率 S_V：全国土面積 A：原子炉施設の標的面積 α：対象航空機の種類による係数</p>	<p>大型民間航空機の墜落確率$(P_c + P_v)$が10^{-7} [回/炉・年]となる標的面積A'を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_c + P_v} \cdot A$ <p>上記より、標的面積A'は$A' = 0.297393 \text{ [km}^2\text{]}$となる。</p> <p>b. 小型民間航空機の標的面積の算出</p> $P_V = \frac{f_V}{S_V} (A \cdot \alpha)$ <p>P_V：対象施設への航空機落下確率 [回/年] f_V：単位年あたりの落下事故率 [回/年] S_V：全国土面積 (=37.2万 [km²]) A：発電用原子炉施設の標的面積 [km²] α：対象航空機の種類による係数 [-]</p>	<p>大型民間航空機の墜落確率P_Vが10^{-7} [回/炉・年]となる標的面積A'を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_V} \cdot A$ <p>上記より、標的面積A'は$A' = 0.29 \text{ [km}^2\text{]}$となる。</p> <p>b. 小型民間航空機の標的面積の算出</p> $P_V = \frac{f_V}{S_V} (A \cdot \alpha)$ <p>P_V：対象施設への航空機落下確率[回/年] f_V：単位年当たりの落下事故率[回/年] S_V：全国土面積[km²] A：発電用原子炉施設の標的面積[km²] α：対象航空機の種類による係数</p>	<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・泊では計器飛行方式民間航空機の航空路を巡航中の落下事故(=Pc)の評価は対象外</p> <p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・発電用原子炉施設の標的面積の差異による結果の相違</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p>																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<p>大阪発電所3,4号炉</p> <table border="1"> <tr> <td>f_{VH1}</td> <td>小型固定翼機：35/20=1.75 [回/年] 小型回転翼機：24/20=1.20 [回/年]</td> </tr> <tr> <td>S_{VH2}</td> <td>372,000 [km²]</td> </tr> <tr> <td>α^{H3}</td> <td>大型固定翼機、大型回転翼機：0.1</td> </tr> </table> <p>注1：「航空機落下事故に関するデータ」（平成28年6月 原子力規制委員会）の有視界飛行方式民間航空機の事故件数を用いて算出した。 注2：「航空機落下事故に関するデータ」（平成28年6月 原子力規制委員会）の値を用いた。 注3：「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」の値を用いた。</p> <p>以上より、落下確率が10^{-7} [回/炉・年]に相当する標的面積Aを計算すると以下のとおりとなる。 $0.126 \text{ [km}^2] \approx 120,000 \text{ [m}^2]$ また、原子炉施設からの離隔距離L [m]については、上記で求めた面積から算出すると、L=約86 [m]となる。 小型航空機の燃料積載量は約2 [m³]程度であるため、有視界飛行の小型機による火災影響評価の結果は、軍用機（F-15）の条件（離隔距離44 [m]、燃料積載量14.87 [m³])で評価した結果に包含される。</p> <p>② 軍用機の落下事故</p>	f_{VH1}	小型固定翼機：35/20=1.75 [回/年] 小型回転翼機：24/20=1.20 [回/年]	S_{VH2}	372,000 [km ²]	α^{H3}	大型固定翼機、大型回転翼機：0.1	<p>第2-6表 墜落確率の算出結果（小型民間航空機）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">女川原子力発電所2号炉</td> </tr> <tr> <td>f_{VH1}</td> <td>小型固定翼機：35/20=1.75 小型回転翼機：30/20=1.5</td> </tr> <tr> <td>S_{VH2}</td> <td>372,000</td> </tr> <tr> <td>α^{H3}</td> <td>小型固定翼機、小型回転翼機：0.1</td> </tr> <tr> <td>A^{H3}</td> <td>0.0118</td> </tr> <tr> <td>P_V</td> <td>1.36×10^{-8}</td> </tr> </table> <p>※1：「平成23年度 航空機落下事故に関するデータの整備」（平成24年9月 独立行政法人原子力安全基盤機構）による。 ※2：「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」による。 ※3：原子炉建屋、循環水ポンプ建屋等の水平面積を合計した値。（別紙7-2）</p> <p>小型民間航空機の墜落確率P_Vが10^{-7} [回/炉・年]となる標的面積A'を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_V} \cdot A$ <p>上記より、標的面積A'は$A' = 0.114706 \text{ [km}^2]$となる。</p> <p>c. 自衛隊機又は米軍機の標的面積の算出</p>	女川原子力発電所2号炉		f_{VH1}	小型固定翼機：35/20=1.75 小型回転翼機：30/20=1.5	S_{VH2}	372,000	α^{H3}	小型固定翼機、小型回転翼機：0.1	A^{H3}	0.0118	P_V	1.36×10^{-8}	<p>表7-5 墜落確率の算出結果（小型民間航空機）</p> <table border="1"> <tr> <td>パラメータ</td> <td>泊発電所3号炉</td> </tr> <tr> <td>f_{VH1}</td> <td>小型固定翼機 35/20=1.75 小型回転翼機 30/20=1.50</td> </tr> <tr> <td>S_{VH2}</td> <td>372,000</td> </tr> <tr> <td>α^{H3}</td> <td>小型固定翼機、小型回転翼機：0.1</td> </tr> <tr> <td>A^{H3}</td> <td>0.0118</td> </tr> <tr> <td>P_V</td> <td>1.02×10^{-8}</td> </tr> </table> <p>※1：「平成23年度 航空機落下事故に関するデータの整備」（平成24年9月 独立行政法人原子力安全基盤機構）による。 ※2：「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」による。 ※3：原子炉建屋、循環水ポンプ建屋、原子炉補助建屋等の合計値（別紙7-6）</p> <p>小型民間航空機の墜落確率P_Vが10^{-7} [回/炉・年]となる標的面積A'を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_V} \cdot A$ <p>上記より、標的面積A'は$A' = 0.11 \text{ [km}^2]$となる。</p> <p>c. 自衛隊機又は米軍機の標的面積の算出</p> <p>(a) 訓練空域内を飛行中の落下事故（その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）</p> $P_{st} = \frac{f_{st}}{S_t} \cdot A$ <p>P_{st}：訓練空域内での対象施設への航空機落下確率[回/年] f_{st}：単位年当たりの訓練空域内落下事故率[回/年] S_t：全国の陸上の訓練空域の面積[km²] A：発電用原子炉施設の標的面積[km²]</p> <p>表7-6 墜落確率の算出結果 （自衛隊機：その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）</p> <table border="1"> <tr> <td>パラメータ</td> <td>泊発電所3号炉</td> </tr> <tr> <td>f_{st1}</td> <td>自衛隊機 3/20=0.15</td> </tr> <tr> <td>S_t</td> <td>77,200</td> </tr> <tr> <td>A^{H3}</td> <td>0.0118</td> </tr> <tr> <td>P_{st}</td> <td>2.26×10^{-8}</td> </tr> </table> <p>※1：「平成23年度 航空機落下事故に関するデータの整備」（平成24年9月 独立行政法人原子力安全基盤機構）による。 ※2：原子炉建屋、循環水ポンプ建屋、原子炉補助建屋等の合計値（別紙7-6）</p>	パラメータ	泊発電所3号炉	f_{VH1}	小型固定翼機 35/20=1.75 小型回転翼機 30/20=1.50	S_{VH2}	372,000	α^{H3}	小型固定翼機、小型回転翼機：0.1	A^{H3}	0.0118	P_V	1.02×10^{-8}	パラメータ	泊発電所3号炉	f_{st1}	自衛隊機 3/20=0.15	S_t	77,200	A^{H3}	0.0118	P_{st}	2.26×10^{-8}	<p>【女川】 設計方針の相違 ・発電用原子炉施設の標的面積の差異による航空機墜落確率の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・発電用原子炉施設の標的面積の差異による結果の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川・泊】 設計方針の相違 ・泊の上空は自衛隊機の訓練空域のため評価実施</p>
f_{VH1}	小型固定翼機：35/20=1.75 [回/年] 小型回転翼機：24/20=1.20 [回/年]																																										
S_{VH2}	372,000 [km ²]																																										
α^{H3}	大型固定翼機、大型回転翼機：0.1																																										
女川原子力発電所2号炉																																											
f_{VH1}	小型固定翼機：35/20=1.75 小型回転翼機：30/20=1.5																																										
S_{VH2}	372,000																																										
α^{H3}	小型固定翼機、小型回転翼機：0.1																																										
A^{H3}	0.0118																																										
P_V	1.36×10^{-8}																																										
パラメータ	泊発電所3号炉																																										
f_{VH1}	小型固定翼機 35/20=1.75 小型回転翼機 30/20=1.50																																										
S_{VH2}	372,000																																										
α^{H3}	小型固定翼機、小型回転翼機：0.1																																										
A^{H3}	0.0118																																										
P_V	1.02×10^{-8}																																										
パラメータ	泊発電所3号炉																																										
f_{st1}	自衛隊機 3/20=0.15																																										
S_t	77,200																																										
A^{H3}	0.0118																																										
P_{st}	2.26×10^{-8}																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
<p>大阪発電所上空には訓練空域がないため、自衛隊機、米軍機の落下確率 P_{so} を求める式は、以下のとおりとなる。</p> $P_{so} = (f_{so} / S_o) \cdot A$ <p>f_{so}：単位年当たりの落下事故率（回/年） S_o：全国土面積から訓練空域の面積を除いた面積 [km²] A：原子炉施設の標的面積 [km²]</p> <table border="1" data-bbox="89 670 683 941"> <caption>大阪発電所3,4号炉</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>空中給油機等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>f_{so}^{*1}</td> <td>自衛隊機：0.5/20=0.025 米軍機：1/20=0.05</td> <td>自衛隊機：7/20=0.35 米軍機：4/20=0.20</td> </tr> <tr> <td>S_o^{*2}</td> <td>自衛隊機：295,000</td> <td>米軍機：372,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「航空機落下事故に関するデータ」（平成28年6月 原子力規制委員会）の自衛隊機または米軍機の事故件数を用いて算出した。自衛隊機の空中給油機等は、平成5年から平成24年の間で0件であるが、保守的に0.5件とした。 注2：「航空機落下事故に関するデータ」（平成28年6月 原子力規制委員会）の数を用いた。</p> <p>以上より、落下確率が 10^{-7} [回/炉・年] に相当する標的面積 A をそれぞれ計算すると以下のとおりとなる。</p> <p>A（空中給油機等）0.456 [km²] ≒ 450,000 [m²] A（その他）0.0580 [km²] ≒ 58,000 [m²]</p>		空中給油機等	その他	f_{so}^{*1}	自衛隊機：0.5/20=0.025 米軍機：1/20=0.05	自衛隊機：7/20=0.35 米軍機：4/20=0.20	S_o^{*2}	自衛隊機：295,000	米軍機：372,000	<p>(a) 訓練空域外を飛行中の落下事故（空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機）</p> $P_{so} = \left(\frac{f_{so}}{S_o} \right) \cdot A$ <p>P_{so}：訓練空域外での対象施設への航空機落下確率 [回/年] f_{so}：単位年あたりの訓練空域外落下事故率 [回/年] S_o：全国土面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積 [km²] A：発電用原子炉施設の標的面積 [km²]</p> <table border="1" data-bbox="739 662 1310 917"> <caption>第2-7表 墜落確率の算出結果 (空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>女川原子力発電所2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>f_{so}^{*1}</td> <td>自衛隊機 0.5/20=0.025 米軍機 1/20=0.05</td> </tr> <tr> <td>S_o^{*1}</td> <td>自衛隊機 295,000 米軍機 372,000</td> </tr> <tr> <td>λ^{*2}</td> <td>0.0156</td> </tr> <tr> <td>P_{so}</td> <td>3.42×10^{-9}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：平成23年度 航空機落下事故に関するデータの整備（平成24年8月 独立行政法人 原子力安全基盤機構）による。事故件数が0件の場合、保守的に0.5件と仮定した。 ※2：原子炉建屋、制御建屋等の水平面積を合計した値。（別紙7-8）</p> <p>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機の墜落確率 (P_{so}) が 10^{-7} [回/炉・年] となる標的面積 A' を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_{so}} \cdot A$ <p>上記より、標的面積 A' は $A' = 0.456140$ [km²] となる。</p>		女川原子力発電所2号炉	f_{so}^{*1}	自衛隊機 0.5/20=0.025 米軍機 1/20=0.05	S_o^{*1}	自衛隊機 295,000 米軍機 372,000	λ^{*2}	0.0156	P_{so}	3.42×10^{-9}	<p>訓練空域内での自衛隊機の墜落確率 P_{st} が 10^{-7} [回/炉・年] となる標的面積 A' を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_{st}} \cdot A$ <p>上記より、標的面積 A' は $A' = 0.051$ [km²] となる。</p> <p>(b) 訓練空域外を飛行中の落下事故（空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機）</p> $P_{so} = \frac{f_{so}}{S_o} \cdot A$ <p>P_{so}：訓練空域外での対象施設への航空機落下確率 [回/年] f_{so}：単位年当たりの訓練空域内落下事故率 [回/年] S_o：全国土面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積 [km²] A：発電用原子炉施設の標的面積 [km²]</p> <p>表7-7 墜落確率の算出結果 (米軍機：空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機)</p> <table border="1" data-bbox="1355 694 1960 941"> <caption>パラメータ</caption> <thead> <tr> <th>パラメータ</th> <th>泊発電所3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>f_{so}^{*1}</td> <td>米軍機 1/20=0.05</td> </tr> <tr> <td>S_o^{*1}</td> <td>372,000</td> </tr> <tr> <td>A^{*2}</td> <td>0.0116</td> </tr> <tr> <td>P_{so}</td> <td>1.56×10^{-9}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：平成23年度 航空機落下事故に関するデータの整備（平成24年8月 独立行政法人 原子力安全基盤機構）による。 ※2：原子炉建屋、循環水ポンプ建屋、原子炉補助建屋等の合計値（別紙7-8）</p> <p>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機の墜落確率 (P_{so}) が 10^{-7} [回/炉・年] となる標的面積 A' を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_{so}} \cdot A$ <p>上記より、標的面積 A' は $A' = 0.74$ [km²] となる。</p>	パラメータ	泊発電所3号炉	f_{so}^{*1}	米軍機 1/20=0.05	S_o^{*1}	372,000	A^{*2}	0.0116	P_{so}	1.56×10^{-9}	<p>【大阪】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・発電用原子炉施設の標的面積の差異による航空機墜落確率の相違</p> <p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・発電用原子炉施設の標的面積の差異による結果の相違</p>
	空中給油機等	その他																														
f_{so}^{*1}	自衛隊機：0.5/20=0.025 米軍機：1/20=0.05	自衛隊機：7/20=0.35 米軍機：4/20=0.20																														
S_o^{*2}	自衛隊機：295,000	米軍機：372,000																														
	女川原子力発電所2号炉																															
f_{so}^{*1}	自衛隊機 0.5/20=0.025 米軍機 1/20=0.05																															
S_o^{*1}	自衛隊機 295,000 米軍機 372,000																															
λ^{*2}	0.0156																															
P_{so}	3.42×10^{-9}																															
パラメータ	泊発電所3号炉																															
f_{so}^{*1}	米軍機 1/20=0.05																															
S_o^{*1}	372,000																															
A^{*2}	0.0116																															
P_{so}	1.56×10^{-9}																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
	<p>(b) 訓練空域外を飛行中の落下事故（その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）</p> $P_{so} = \left(\frac{f_{so}}{S_0} \right) \cdot A$ <p> P_{so}：訓練空域外での対象施設への航空機落下確率 [回/年] f_{so}：単位年あたりの訓練空域外落下事故率 [回/年] S_0：全国上面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積 [km²] A：発電用原子炉施設の標的面積 [km²] </p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第2-8表 墜落確率の算出結果 （その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4" style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">大型固定翼機</th> <th style="text-align: center;">小型固定翼機</th> <th style="text-align: center;">大型回転翼機</th> <th style="text-align: center;">小型回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">f_{so}^{*1}</td> <td style="text-align: center;">自衛隊機</td> <td style="text-align: center;">1/20=0.05</td> <td style="text-align: center;">1/20=0.05</td> <td style="text-align: center;">1/20=0.05</td> <td style="text-align: center;">5/20=0.25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米軍機</td> <td style="text-align: center;">2/20=0.1</td> <td style="text-align: center;">1/20=0.05</td> <td style="text-align: center;">1/20=0.05</td> <td style="text-align: center;">0.5/20=0.025</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">S_0^{*2}</td> <td style="text-align: center;">自衛隊機</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">296,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米軍機</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">372,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">A^{*3}</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">0.0158</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">P_{so}</td> <td style="text-align: center;">自衛隊機</td> <td style="text-align: center;">2.64×10^{-9}</td> <td style="text-align: center;">2.64×10^{-9}</td> <td style="text-align: center;">2.64×10^{-9}</td> <td style="text-align: center;">1.32×10^{-9}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米軍機</td> <td style="text-align: center;">4.19×10^{-9}</td> <td style="text-align: center;">2.10×10^{-9}</td> <td style="text-align: center;">2.10×10^{-9}</td> <td style="text-align: center;">1.05×10^{-9}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">3.06×10^{-8}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：平成23年度 航空機落下事故に関するデータの範囲（平成24年8月 独立行政法人 原子力安全基盤機構）による。事故件数が0件の場合、保守的に0.5件と仮定した。 ※2：原子炉建屋、制御建屋等の水平面積を合計した値。（別紙7-8）</p> </div> <p>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機の墜落確率(P_{so})が10^{-7} [回/炉・年]となる標的面積A'を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_{so}} \cdot A$ <p>上記より、標的面積A'は$A' = 0.050980$ [km²]となる。</p> <p>(c) 基地—訓練空域間往復時の落下事故</p> $F_{tr} = f_{tr} \cdot N_{tr} \cdot A \cdot F(x)_{tr}$ <p> P_{tr}：対象施設への航空機落下確率 [回/年] f_{tr}：当該移動経路を巡航中の落下事故率 [回/（飛行回・km）] N_{tr}：当該移動経路の年間飛行回数 [飛行回/年] A：発電用原子炉施設の標的面積 [km²] $F(x)_{tr}$：事故点分布関数 [km⁻¹] = $\frac{0.625}{x} \exp(-0.625 x)$ x：移動経路から発電所までの距離 [km] </p>			女川原子力発電所2号炉						大型固定翼機	小型固定翼機	大型回転翼機	小型回転翼機	f_{so}^{*1}	自衛隊機	1/20=0.05	1/20=0.05	1/20=0.05	5/20=0.25	米軍機	2/20=0.1	1/20=0.05	1/20=0.05	0.5/20=0.025	S_0^{*2}	自衛隊機	296,000				米軍機	372,000				A^{*3}		0.0158				P_{so}	自衛隊機	2.64×10^{-9}	2.64×10^{-9}	2.64×10^{-9}	1.32×10^{-9}	米軍機	4.19×10^{-9}	2.10×10^{-9}	2.10×10^{-9}	1.05×10^{-9}	計	3.06×10^{-8}				<p>(c) 訓練空域外を飛行中の落下事故（その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）</p> $P_{so} = \frac{f_{so}}{S_0} \cdot A$ <p> P_{so}：訓練空域外での対象施設への航空機落下確率[回/年] f_{so}：単位年あたりの訓練空域内落下事故率[回/年] S_0：全国上面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積[km²] A：発電用原子炉施設の標的面積[km²] </p> <p style="text-align: center;">表7-8 墜落確率の算出結果 （米軍機：その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">パラメータ</th> <th style="text-align: center;">泊発電所3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">f_{so}^{*1}</td> <td style="text-align: center;">米軍機 4/20=0.20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S_0^{*2}</td> <td style="text-align: center;">372,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A^{*3}</td> <td style="text-align: center;">0.0118</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">P_{so}</td> <td style="text-align: center;">8.24×10^{-8}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「平成23年度 航空機落下事故に関するデータの整備」（平成24年9月 独立行政法人 原子力安全基盤機構）による。 ※2：原子炉建屋、循環水ポンプ建屋、原子炉補助建屋等の合計値（別紙7-8）</p> </div> <p>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機の墜落確率(P_{so})が10^{-7} [回/炉・年]となる標的面積A'を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_{so}} \cdot A$ <p>上記より、標的面積A'は$A' = 0.18$ [km²]となる。</p>	パラメータ	泊発電所3号炉	f_{so}^{*1}	米軍機 4/20=0.20	S_0^{*2}	372,000	A^{*3}	0.0118	P_{so}	8.24×10^{-8}	<p>【大飯】記載方針の相違 ・（女川実績の反映） ・（大飯は前項にて概め記載している）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊の上空は自衛隊機の訓練空域のため、本項では自衛隊の評価は対象外であり、米軍機のみ評価実施しているため相違している。また、標的面積の差異による航空機墜落確率の相違。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・発電用原子炉施設の標的面積の差異による結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊の上空は自衛隊機の訓練空域であり、米軍機の基地—訓練空域間の往復の想定範囲内にもないことから評価対象外である。</p>
		女川原子力発電所2号炉																																																																			
		大型固定翼機	小型固定翼機	大型回転翼機	小型回転翼機																																																																
f_{so}^{*1}	自衛隊機	1/20=0.05	1/20=0.05	1/20=0.05	5/20=0.25																																																																
	米軍機	2/20=0.1	1/20=0.05	1/20=0.05	0.5/20=0.025																																																																
S_0^{*2}	自衛隊機	296,000																																																																			
	米軍機	372,000																																																																			
A^{*3}		0.0158																																																																			
P_{so}	自衛隊機	2.64×10^{-9}	2.64×10^{-9}	2.64×10^{-9}	1.32×10^{-9}																																																																
	米軍機	4.19×10^{-9}	2.10×10^{-9}	2.10×10^{-9}	1.05×10^{-9}																																																																
	計	3.06×10^{-8}																																																																			
パラメータ	泊発電所3号炉																																																																				
f_{so}^{*1}	米軍機 4/20=0.20																																																																				
S_0^{*2}	372,000																																																																				
A^{*3}	0.0118																																																																				
P_{so}	8.24×10^{-8}																																																																				

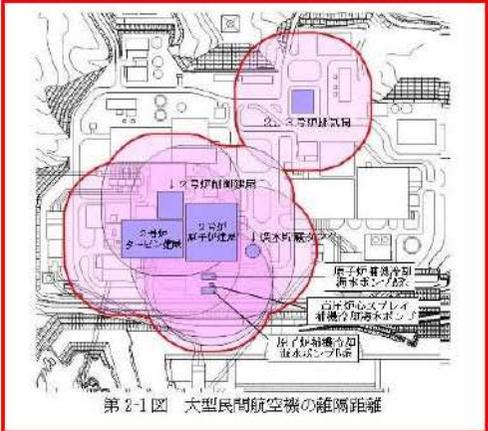
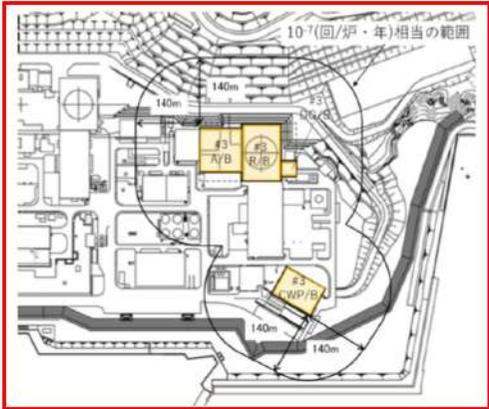
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
<p>(b) 原子炉施設からの離隔距離の算出 (a) で求めた面積と、評価対象となる原子炉施設の周辺にL[m]の離隔距離を含めた火災評価上の標的面積との関係から離隔距離Lを算出した結果は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="112 997 683 1173"> <caption>大飯発電所3.4号炉</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">民間航空機</th> <th colspan="2">軍用機</th> </tr> <tr> <th>空中給油機等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>離隔距離 L [m]</td> <td>206^{※1}</td> <td>216^{※2}</td> <td>44^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：計器飛行と有視界飛行の大型民間航空機の落下事故を考慮して算出した離隔距離。なお、有視界飛行の対象航空機には、海上保安庁のパトロール機（ビーチャクラフト90型等）も含まれている。評価対象航空機はB747-400。 ※2：軍用機のうち、空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機の落下事故を考慮して算出した離隔距離。評価対象航空機はKC-767。 ※3：軍用機のうち、その他の大型固定翼機、小型固定翼機および回転翼機の落下事故を考慮して算出した離隔距離。評価対象航空機はF-15。</p>	項目	民間航空機	軍用機		空中給油機等	その他	離隔距離 L [m]	206 ^{※1}	216 ^{※2}	44 ^{※3}	<p>第2-9表 墜落確率の算出結果（基地-訓練空域間往復時）</p> <table border="1" data-bbox="739 183 1276 414"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象飛行場</th> <th>女川原子力発電所2号炉</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対象飛行場</th> <th>航空自衛隊松島飛行場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">N_{tr}^{※2}</td> <td>N_{tr}北側</td> <td>8400</td> </tr> <tr> <td>N_{tr}南側</td> <td>8400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">P_{tr}^{※4}</td> <td>0.0158</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">F(x)_{tr}^{※4}</td> <td>F(x)_{tr}北側</td> <td>F(9.5)_{tr}=8.25×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>F(x)_{tr}南側</td> <td>F(10.5)_{tr}=4.41×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">P_{tr}</td> <td>P_{tr}北側</td> <td>1.70×10⁻⁸</td> </tr> <tr> <td>P_{tr}南側</td> <td>8.07×10⁻⁹</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>2.61×10⁻⁸</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：事故件数は、平成12年3月11日及び同年7月4日の2件3機。 移動距離は、防衛庁（当時）第表（平成12年3月10日）の再発防止対策に基づき、発電所に対して北側移動距離（157.0km）及び南側移動距離（70.2km）とする。（別紙7-7） 飛行機数は、北側と南側で同程度とする。 訓練機数は、航空自衛隊松島飛行場によれば、700機/月。 ※2：※1より700×2（往復）×12（ヶ月）÷2（経路）=8400 ※3：原子炉建屋、制御建屋等の水平面積を合計した値。（別紙7-8） ※4：北側及び南側移動距離から発電所までの移動距離とする。（別紙7-7）</p> <p>基地-訓練空域間往復時の墜落確率（P_{tr}）が10⁻⁷ [回/炉・年] となる標的面積A'を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_{tr}} \cdot A$ <p>上記より、標的面積A'はA'=0.059770 [km²]となる。</p> <p>(5) 発電用原子炉施設からの離隔距離の算出 (4) で求めた標的面積から離隔距離Lを算出した結果を第2-10表に示す。 離隔距離の算出の考え方については別紙7-10に示す。</p> <table border="1" data-bbox="739 989 1310 1181"> <caption>第2-10表 発電用原子炉施設からの離隔距離の算出結果</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="3">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>小型民間航空機</th> <th>訓練空域外を飛行中</th> <th>基地-訓練空域間往復時</th> <th>基地-訓練空域間往復時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象航空機</td> <td>B747-400</td> <td>Do228-200</td> <td>KC-767</td> <td>F-15</td> <td>F-2</td> </tr> <tr> <td>離隔距離 L [m]</td> <td>85</td> <td>44</td> <td>111</td> <td>21</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	対象飛行場		女川原子力発電所2号炉	対象飛行場		航空自衛隊松島飛行場	N _{tr} ^{※2}	N _{tr} 北側	8400	N _{tr} 南側	8400	P _{tr} ^{※4}		0.0158	F(x) _{tr} ^{※4}	F(x) _{tr} 北側	F(9.5) _{tr} =8.25×10 ⁻⁴	F(x) _{tr} 南側	F(10.5) _{tr} =4.41×10 ⁻⁴	P _{tr}	P _{tr} 北側	1.70×10 ⁻⁸	P _{tr} 南側	8.07×10 ⁻⁹	合計		2.61×10 ⁻⁸	分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機			大型民間航空機	小型民間航空機	訓練空域外を飛行中	基地-訓練空域間往復時	基地-訓練空域間往復時	対象航空機	B747-400	Do228-200	KC-767	F-15	F-2	離隔距離 L [m]	85	44	111	21	25	<p>(5) 発電用原子炉施設からの離隔距離の算出 (4) で求めた標的面積から離隔距離Lを算出した結果を表7-9に示す。 離隔距離の算出の考え方については別紙7-7に示す。</p> <p>表7-9 発電用原子炉施設からの離隔距離の算出結果</p> <table border="1" data-bbox="1355 1013 1960 1356"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="3">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>小型民間航空機</th> <th>訓練空域内</th> <th colspan="2">訓練空域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象航空機</td> <td>B747-400</td> <td>Do228-200</td> <td>F-15</td> <td>KC-767</td> <td>F-15</td> </tr> <tr> <td>離隔距離 L [m]</td> <td>140</td> <td>76</td> <td>39</td> <td>283</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table>	分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機			大型民間航空機	小型民間航空機	訓練空域内	訓練空域外		対象航空機	B747-400	Do228-200	F-15	KC-767	F-15	離隔距離 L [m]	140	76	39	283	109	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・落下事故カテゴリの違いによる離隔距離の相違</p>
項目			民間航空機	軍用機																																																																																		
	空中給油機等	その他																																																																																				
離隔距離 L [m]	206 ^{※1}	216 ^{※2}	44 ^{※3}																																																																																			
対象飛行場		女川原子力発電所2号炉																																																																																				
対象飛行場		航空自衛隊松島飛行場																																																																																				
N _{tr} ^{※2}	N _{tr} 北側	8400																																																																																				
	N _{tr} 南側	8400																																																																																				
P _{tr} ^{※4}		0.0158																																																																																				
F(x) _{tr} ^{※4}	F(x) _{tr} 北側	F(9.5) _{tr} =8.25×10 ⁻⁴																																																																																				
	F(x) _{tr} 南側	F(10.5) _{tr} =4.41×10 ⁻⁴																																																																																				
P _{tr}	P _{tr} 北側	1.70×10 ⁻⁸																																																																																				
	P _{tr} 南側	8.07×10 ⁻⁹																																																																																				
合計		2.61×10 ⁻⁸																																																																																				
分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機																																																																																			
	大型民間航空機	小型民間航空機	訓練空域外を飛行中	基地-訓練空域間往復時	基地-訓練空域間往復時																																																																																	
対象航空機	B747-400	Do228-200	KC-767	F-15	F-2																																																																																	
離隔距離 L [m]	85	44	111	21	25																																																																																	
分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機																																																																																			
	大型民間航空機	小型民間航空機	訓練空域内	訓練空域外																																																																																		
対象航空機	B747-400	Do228-200	F-15	KC-767	F-15																																																																																	
離隔距離 L [m]	140	76	39	283	109																																																																																	

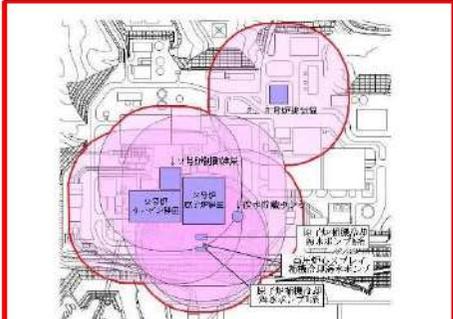
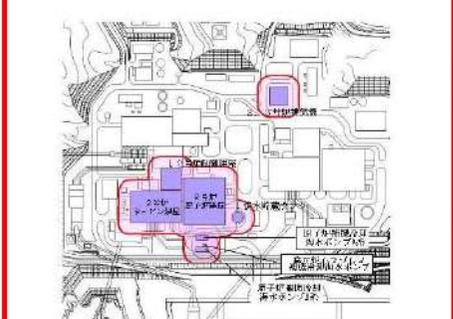
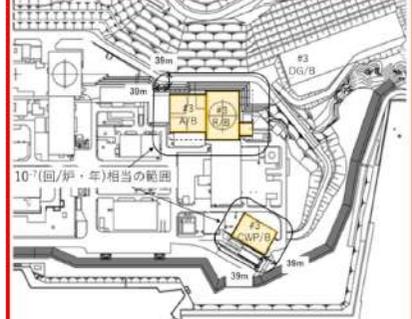
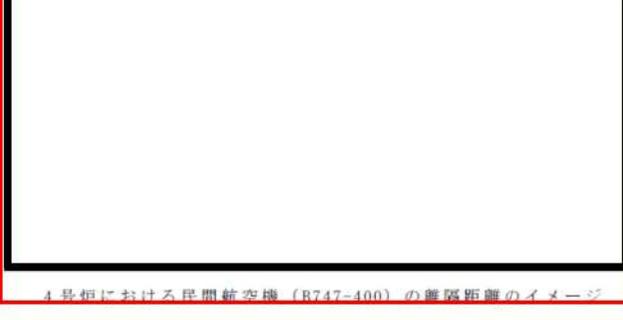
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																															
<p>3号炉における民間航空機（B747-400）の離隔距離のイメージ</p> 	<p>(6) 評価対象航空機の選定 航空機墜落による火災の評価対象とする航空機の選定結果を第2-11表に示す。 選定に当たっては、落下事故のカテゴリで対象とする航空機の燃料積載量及び(5)にて求めた離隔距離を考慮している。 各航空機の離隔距離を第2-1図から第2-4図に示す。</p> <div data-bbox="721 343 1310 689" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第2-11表 落下事故のカテゴリごとの評価対象航空機の選定結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象航空機</th> <th>燃料積載量 [t]</th> <th>離隔距離 L[m]</th> <th>選定結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計器飛行方式及び有視界飛行方式</td> <td>大型民間航空機</td> <td>B747-400</td> <td>216.84</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>有視界飛行方式</td> <td>小型民間航空機</td> <td>Do228-200</td> <td>2.39</td> <td>×※</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自衛隊機又は米軍機</td> <td>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</td> <td>KC-767</td> <td>145.04</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td> <td>F-15</td> <td>14.87</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>基地 - 訓練空域間往復時</td> <td>F-2</td> <td>10.43</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：評価対象 ×：評価対象外 ※：燃料積載量が多く、離隔距離が短い「自衛隊機又は米軍機、その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機」の落下事故の評価に包絡されるため評価対象外とした。</p> </div>  <p>第2-1図 大型民間航空機の離隔距離</p>	分類	対象航空機	燃料積載量 [t]	離隔距離 L[m]	選定結果	計器飛行方式及び有視界飛行方式	大型民間航空機	B747-400	216.84	○	有視界飛行方式	小型民間航空機	Do228-200	2.39	×※	自衛隊機又は米軍機	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	KC-767	145.04	○	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	14.87	○	基地 - 訓練空域間往復時	F-2	10.43	○	<p>(6) 評価対象航空機の選定 航空機墜落による火災の評価対象とする航空機の選定結果を表7-10に示す。 選定に当たっては、落下事故のカテゴリで対象とする航空機の燃料積載量及び(5)にて求めた離隔距離を考慮している。 各航空機の離隔距離を図7-1及び図7-2に示す。</p> <p>表7-10 落下事故のカテゴリごとの評価対象航空機の選定結果</p> <div data-bbox="1355 370 1966 949" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="3">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>小型民間航空機</th> <th>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> <th>訓練空域内</th> <th>訓練空域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象航空機</td> <td>B747-400</td> <td>Do228-200</td> <td>F-15</td> <td>KC-767</td> <td>F-15</td> </tr> <tr> <td>燃料積載量 [t]</td> <td>216.84</td> <td>2.39</td> <td>14.87</td> <td>145.03</td> <td>14.87</td> </tr> <tr> <td>離隔距離 L[m]</td> <td>140</td> <td>76</td> <td>38</td> <td>263</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>選定結果</td> <td>○</td> <td>×※1</td> <td>○</td> <td>×※2</td> <td>×※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：評価対象 ×：評価対象外</p> <p>※1：燃料積載量が多く、離隔距離が短い訓練空域内の自衛隊機の落下事故の評価に包絡されるため評価対象外とした。 ※2：燃料積載量が多く、離隔距離が短い大型民間航空機の落下事故の評価に包絡されるため評価対象外とした。 ※3：対象航空機が同一で、離隔距離が短い訓練空域内の自衛隊機の落下事故の評価に包絡されるため評価対象外とした。</p> </div>  <p>図7-1 大型民間航空機の離隔距離</p>	分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機			大型民間航空機	小型民間航空機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	訓練空域内	訓練空域外	対象航空機	B747-400	Do228-200	F-15	KC-767	F-15	燃料積載量 [t]	216.84	2.39	14.87	145.03	14.87	離隔距離 L[m]	140	76	38	263	109	選定結果	○	×※1	○	×※2	×※3	<p>【大飯】記載方針の相違（女川実態の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・発電用原子炉施設への離隔距離等により、包絡される航空機火災評価が異なっており、評価対象航空機が相違している。</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価結果の相違</p>
分類	対象航空機	燃料積載量 [t]	離隔距離 L[m]	選定結果																																																														
計器飛行方式及び有視界飛行方式	大型民間航空機	B747-400	216.84	○																																																														
有視界飛行方式	小型民間航空機	Do228-200	2.39	×※																																																														
自衛隊機又は米軍機	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	KC-767	145.04	○																																																														
	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	14.87	○																																																														
	基地 - 訓練空域間往復時	F-2	10.43	○																																																														
分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機																																																															
	大型民間航空機	小型民間航空機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	訓練空域内	訓練空域外																																																													
対象航空機	B747-400	Do228-200	F-15	KC-767	F-15																																																													
燃料積載量 [t]	216.84	2.39	14.87	145.03	14.87																																																													
離隔距離 L[m]	140	76	38	263	109																																																													
選定結果	○	×※1	○	×※2	×※3																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>3号炉における空中給油機（KC-767）の離隔距離のイメージ</p>	 <p>第2-2図 自衛隊機又は米軍機（空中給油機等、高度での巡航が想定される大型固定翼機）の離隔距離</p>		<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価結果の相違</p>
 <p>3号炉におけるその他軍用機（F-15）の離隔距離のイメージ</p>	 <p>第2-3図 自衛隊機又は米軍機（その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）の離隔距離</p>	 <p>図7-2 自衛隊機又は米軍機（その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）の離隔距離</p>	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価結果の相違</p>
 <p>4号炉における民間航空機（B747-400）の離隔距離のイメージ</p>	 <p>第2-4図 自衛隊機又は米軍機（基地訓練空域時）の離隔距離</p>		<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																			
 <p>4号炉における空中給油機（KC-767）の離隔距離のイメージ</p>			<p>【大阪】 設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価結果の相違</p>																																																																																																																			
 <p>4号炉におけるその他軍用機（F-15）の離隔距離のイメージ</p>																																																																																																																						
<p>b. 必要データ 評価に用いるデータは以下のとおり。</p>	<p>(7) 必要データ 評価に必要なデータを第2-12表に示す。</p>	<p>(7) 必要データ 評価に必要なデータを表7-11に示す。</p>																																																																																																																				
<table border="1" data-bbox="71 909 683 1252"> <caption>大阪発電所3、4号炉</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">民間航空機</th> <th colspan="2">軍用機</th> </tr> <tr> <th>空中給油機等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定する航空機</td> <td>B747-400</td> <td>KC-767</td> <td>F-15</td> </tr> <tr> <td>燃料の種類</td> <td>JET A-1</td> <td>JP-4</td> <td>JP-4</td> </tr> <tr> <td>燃料量 [m³]</td> <td>216.84</td> <td>145.03</td> <td>14.87</td> </tr> <tr> <td>放射発散度 [W/m²]</td> <td>50×10³</td> <td>58×10³</td> <td>58×10³</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度 [m/s]</td> <td>4.64×10⁻³</td> <td>6.71×10⁻³</td> <td>6.71×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>燃料タンク面積 [m²]</td> <td>700</td> <td>405.2</td> <td>44.6</td> </tr> <tr> <td>原子炉施設からの距離 [m]</td> <td>206</td> <td>216</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table>	項目	民間航空機	軍用機		空中給油機等	その他	想定する航空機	B747-400	KC-767	F-15	燃料の種類	JET A-1	JP-4	JP-4	燃料量 [m ³]	216.84	145.03	14.87	放射発散度 [W/m ²]	50×10 ³	58×10 ³	58×10 ³	燃焼速度 [m/s]	4.64×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	燃料タンク面積 [m ²]	700	405.2	44.6	原子炉施設からの距離 [m]	206	216	44	<table border="1" data-bbox="728 933 1310 1228"> <caption>第2-12表 航空機火災影響評価に必要なデータ</caption> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="3">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">大型民間航空機</th> <th rowspan="2">訓練空域外を飛行中</th> <th colspan="2">訓練空域内</th> <th rowspan="2">基地 - 訓練空域間往復時</th> </tr> <tr> <th>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</th> <th>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定する航空機</td> <td>B747-400</td> <td>KC-767</td> <td>F-15</td> <td>F-2</td> <td>F-2</td> </tr> <tr> <td>燃料の種類</td> <td>Jet A-1</td> <td>JP-4</td> <td>JP-4</td> <td>JP-4</td> <td>JP-4</td> </tr> <tr> <td>燃料量 [m³]</td> <td>216.84</td> <td>145.04</td> <td>14.87</td> <td>10.43</td> <td>10.43</td> </tr> <tr> <td>放射発散度 [W/m²]</td> <td>50×10³</td> <td>58×10³</td> <td>58×10³</td> <td>58×10³</td> <td>58×10³</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度 [m/s]</td> <td>4.64×10⁻³</td> <td>6.71×10⁻³</td> <td>6.71×10⁻³</td> <td>6.71×10⁻³</td> <td>6.71×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>燃料タンク面積 [m²]</td> <td>700</td> <td>405.2</td> <td>44.6</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉施設までの離隔距離 [m]</td> <td>35</td> <td>111</td> <td>21</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	項目	民間航空機		自衛隊機又は米軍機			大型民間航空機	訓練空域外を飛行中	訓練空域内		基地 - 訓練空域間往復時	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	想定する航空機	B747-400	KC-767	F-15	F-2	F-2	燃料の種類	Jet A-1	JP-4	JP-4	JP-4	JP-4	燃料量 [m ³]	216.84	145.04	14.87	10.43	10.43	放射発散度 [W/m ²]	50×10 ³	58×10 ³	58×10 ³	58×10 ³	58×10 ³	燃焼速度 [m/s]	4.64×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	燃料タンク面積 [m ²]	700	405.2	44.6	35	35	発電用原子炉施設までの離隔距離 [m]	35	111	21	25	25	<table border="1" data-bbox="1355 941 1960 1284"> <caption>表7-11 航空機火災影響評価に必要なデータ</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>民間航空機</th> <th>自衛隊機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定する航空機</td> <td>B747-400</td> <td>F-15</td> </tr> <tr> <td>燃料の種類</td> <td>Jet A-1</td> <td>JP-4</td> </tr> <tr> <td>燃料量 [m³]</td> <td>216.84</td> <td>14.87</td> </tr> <tr> <td>放射発散度 [W/m²]</td> <td>50,000</td> <td>58,000</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度 [m/s]</td> <td>4.64×10⁻³</td> <td>6.71×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>燃料タンク面積 [m²]</td> <td>700</td> <td>44.6</td> </tr> <tr> <td>離隔距離 [m]</td> <td>140</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>	項目	民間航空機	自衛隊機	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	想定する航空機	B747-400	F-15	燃料の種類	Jet A-1	JP-4	燃料量 [m ³]	216.84	14.87	放射発散度 [W/m ²]	50,000	58,000	燃焼速度 [m/s]	4.64×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	燃料タンク面積 [m ²]	700	44.6	離隔距離 [m]	140	39	<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価条件の相違</p>
項目			民間航空機	軍用機																																																																																																																		
	空中給油機等	その他																																																																																																																				
想定する航空機	B747-400	KC-767	F-15																																																																																																																			
燃料の種類	JET A-1	JP-4	JP-4																																																																																																																			
燃料量 [m ³]	216.84	145.03	14.87																																																																																																																			
放射発散度 [W/m ²]	50×10 ³	58×10 ³	58×10 ³																																																																																																																			
燃焼速度 [m/s]	4.64×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³																																																																																																																			
燃料タンク面積 [m ²]	700	405.2	44.6																																																																																																																			
原子炉施設からの距離 [m]	206	216	44																																																																																																																			
項目	民間航空機		自衛隊機又は米軍機																																																																																																																			
	大型民間航空機	訓練空域外を飛行中	訓練空域内		基地 - 訓練空域間往復時																																																																																																																	
			空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機																																																																																																																		
想定する航空機	B747-400	KC-767	F-15	F-2	F-2																																																																																																																	
燃料の種類	Jet A-1	JP-4	JP-4	JP-4	JP-4																																																																																																																	
燃料量 [m ³]	216.84	145.04	14.87	10.43	10.43																																																																																																																	
放射発散度 [W/m ²]	50×10 ³	58×10 ³	58×10 ³	58×10 ³	58×10 ³																																																																																																																	
燃焼速度 [m/s]	4.64×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³																																																																																																																	
燃料タンク面積 [m ²]	700	405.2	44.6	35	35																																																																																																																	
発電用原子炉施設までの離隔距離 [m]	35	111	21	25	25																																																																																																																	
項目	民間航空機	自衛隊機																																																																																																																				
	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機																																																																																																																				
想定する航空機	B747-400	F-15																																																																																																																				
燃料の種類	Jet A-1	JP-4																																																																																																																				
燃料量 [m ³]	216.84	14.87																																																																																																																				
放射発散度 [W/m ²]	50,000	58,000																																																																																																																				
燃焼速度 [m/s]	4.64×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³																																																																																																																				
燃料タンク面積 [m ²]	700	44.6																																																																																																																				
離隔距離 [m]	140	39																																																																																																																				
<p>c. 燃焼半径の算出 円筒火災モデルとして評価を実施するため、燃焼半径は航空機の燃料タンクの投影面積を円筒の底面と仮定して以下のとおり算出した。</p>	<p>(8) 燃焼半径の算出 航空機墜落による火災は、その状況によって、様々な燃焼範囲の形態が想定されるが、円筒火災モデルとして評価を実施するため、燃焼半径は対象とした航空機燃料タンクの投影面積を円筒の底面と仮定して以下のとおり算出する。</p>	<p>(8) 燃焼半径の算出 航空機墜落による火災は、その状況によって、様々な燃焼範囲の形態が想定されるが、円筒火災モデルとして評価を実施するため、燃焼半径は対象とした航空機燃料タンクの投影面積を円筒の底面と仮定して以下のとおり算出する。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違</p>																																																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
<p>$R = (S/\pi)^{1/2}$ S：燃料タンクの投影面積（火炎円筒の底面積）</p> <table border="1" data-bbox="67 263 683 446"> <caption>大阪発電所3.4号炉</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">民間航空機</th> <th colspan="2">軍用機</th> </tr> <tr> <th>空中給油機等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料タンク面積 [m²]</td> <td>700</td> <td>405.2</td> <td>44.6</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径 [m]</td> <td>14.93</td> <td>11.36</td> <td>3.77</td> </tr> </tbody> </table>	項目	民間航空機	軍用機		空中給油機等	その他	燃料タンク面積 [m ²]	700	405.2	44.6	燃焼半径 [m]	14.93	11.36	3.77	<p>$R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ R:燃焼半径[m], S:燃焼面積 (=燃料タンクの投影面積) [m²]</p> <table border="1" data-bbox="728 263 1332 446"> <caption>第2-13表 燃焼半径の算出結果</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">データ種類</th> <th>民間航空機</th> <th colspan="3">自衛隊機又は米軍機 訓練空域外を飛行中</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>空中給油機等、 高高度での巡航 が想定される 大型固定翼機</th> <th>その他の大型 固定翼機、小型 固定翼機及び 回転翼機</th> <th>基地-訓練 空域間往復時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定する航空機</td> <td>B747-400</td> <td>KC-707</td> <td>F-15</td> <td>F-2</td> </tr> <tr> <td>燃料タンク投影面積[m²]</td> <td>700</td> <td>405.2</td> <td>44.8</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>14.928</td> <td>11.359</td> <td>3.768</td> <td>3.338</td> </tr> </tbody> </table>	データ種類	民間航空機	自衛隊機又は米軍機 訓練空域外を飛行中			大型民間航空機	空中給油機等、 高高度での巡航 が想定される 大型固定翼機	その他の大型 固定翼機、小型 固定翼機及び 回転翼機	基地-訓練 空域間往復時	想定する航空機	B747-400	KC-707	F-15	F-2	燃料タンク投影面積[m ²]	700	405.2	44.8	35	燃焼半径[m]	14.928	11.359	3.768	3.338	<p>$R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ R：燃焼半径[m]，S：燃焼面積（＝燃料タンクの投影面積）[m²]</p> <p>表7-12 燃焼半径の算出結果</p> <table border="1" data-bbox="1355 287 1971 510"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>民間航空機</th> <th>自衛隊機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>訓練空域内 その他の大型固定翼機、小 型固定翼機及び回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定する航空機</td> <td>B747-400</td> <td>F-15</td> </tr> <tr> <td>燃料タンク面積[m²]</td> <td>700</td> <td>44.6</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>14.93</td> <td>3.77</td> </tr> </tbody> </table>	項目	民間航空機	自衛隊機	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小 型固定翼機及び回転翼機	想定する航空機	B747-400	F-15	燃料タンク面積[m ²]	700	44.6	燃焼半径[m]	14.93	3.77	<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価 対象の相違及び評価条 件の相違</p>							
項目			民間航空機	軍用機																																																										
	空中給油機等	その他																																																												
燃料タンク面積 [m ²]	700	405.2	44.6																																																											
燃焼半径 [m]	14.93	11.36	3.77																																																											
データ種類	民間航空機	自衛隊機又は米軍機 訓練空域外を飛行中																																																												
	大型民間航空機	空中給油機等、 高高度での巡航 が想定される 大型固定翼機	その他の大型 固定翼機、小型 固定翼機及び 回転翼機	基地-訓練 空域間往復時																																																										
想定する航空機	B747-400	KC-707	F-15	F-2																																																										
燃料タンク投影面積[m ²]	700	405.2	44.8	35																																																										
燃焼半径[m]	14.928	11.359	3.768	3.338																																																										
項目	民間航空機	自衛隊機																																																												
	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小 型固定翼機及び回転翼機																																																												
想定する航空機	B747-400	F-15																																																												
燃料タンク面積[m ²]	700	44.6																																																												
燃焼半径[m]	14.93	3.77																																																												
<p>d.形態係数の算出 次の式から形態係数を算出した。</p> $\phi = \frac{1}{m} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right]$ <p>ただし、$m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p>φ：形態係数、L：離隔距離、H：火炎高さ、R：燃焼半径</p>	<p>(9) 形態係数の算出 次の式から形態係数を算出する。</p> $\phi = \frac{1}{m} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right]$ <p>ただし $m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p>φ:形態計数[-] H:火炎長[m] R:火炎半径[m] L:危険距離[m]</p>	<p>(9) 形態係数の算出 次の式から形態係数を算出する。</p> $\phi = \frac{1}{m} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right]$ <p>$m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p>H：火炎長[m]，R：燃焼半径[m]，L：離隔距離[m]</p>	<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価 対象の相違及び評価条 件の相違</p>																																																											
<table border="1" data-bbox="67 853 683 1053"> <caption>大阪発電所3.4号炉</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">民間航空機</th> <th colspan="2">軍用機</th> </tr> <tr> <th>空中給油機等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>離隔距離 [m]</td> <td>206</td> <td>216</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径 [m]</td> <td>14.93</td> <td>11.36</td> <td>3.77</td> </tr> <tr> <td>形態係数</td> <td>0.011</td> <td>0.0055</td> <td>0.015</td> </tr> </tbody> </table>	項目	民間航空機	軍用機		空中給油機等	その他	離隔距離 [m]	206	216	44	燃焼半径 [m]	14.93	11.36	3.77	形態係数	0.011	0.0055	0.015	<table border="1" data-bbox="728 853 1332 1053"> <caption>第2-14表 形態係数の算出結果</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">データ種類</th> <th>民間航空機</th> <th colspan="3">自衛隊機又は米軍機 訓練空域外を飛行中</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>空中給油機等、 高高度での巡航 が想定される 大型固定翼機</th> <th>その他の大型 固定翼機、小型 固定翼機及び 回転翼機</th> <th>基地-訓練 空域間往復時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>14.928</td> <td>11.359</td> <td>3.768</td> <td>3.338</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>95</td> <td>111</td> <td>21</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>5.579×10⁻²</td> <td>2.032×10⁻²</td> <td>5.793×10⁻²</td> <td>3.384×10⁻²</td> </tr> </tbody> </table>	データ種類	民間航空機	自衛隊機又は米軍機 訓練空域外を飛行中			大型民間航空機	空中給油機等、 高高度での巡航 が想定される 大型固定翼機	その他の大型 固定翼機、小型 固定翼機及び 回転翼機	基地-訓練 空域間往復時	燃焼半径[m]	14.928	11.359	3.768	3.338	離隔距離[m]	95	111	21	25	形態係数[-]	5.579×10 ⁻²	2.032×10 ⁻²	5.793×10 ⁻²	3.384×10 ⁻²	<p>表7-13 形態係数の算出結果</p> <table border="1" data-bbox="1355 853 1971 1109"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>民間航空機</th> <th>自衛隊機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>訓練空域内 その他の大型固定翼機、小 型固定翼機及び回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定する航空機</td> <td>B747-400</td> <td>F-15</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>14.93</td> <td>3.77</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>140</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>0.023</td> <td>0.019</td> </tr> </tbody> </table>	項目	民間航空機	自衛隊機	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小 型固定翼機及び回転翼機	想定する航空機	B747-400	F-15	燃焼半径[m]	14.93	3.77	離隔距離[m]	140	39	形態係数[-]	0.023	0.019	<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価 対象の相違及び評価条 件の相違</p>
項目			民間航空機	軍用機																																																										
	空中給油機等	その他																																																												
離隔距離 [m]	206	216	44																																																											
燃焼半径 [m]	14.93	11.36	3.77																																																											
形態係数	0.011	0.0055	0.015																																																											
データ種類	民間航空機	自衛隊機又は米軍機 訓練空域外を飛行中																																																												
	大型民間航空機	空中給油機等、 高高度での巡航 が想定される 大型固定翼機	その他の大型 固定翼機、小型 固定翼機及び 回転翼機	基地-訓練 空域間往復時																																																										
燃焼半径[m]	14.928	11.359	3.768	3.338																																																										
離隔距離[m]	95	111	21	25																																																										
形態係数[-]	5.579×10 ⁻²	2.032×10 ⁻²	5.793×10 ⁻²	3.384×10 ⁻²																																																										
項目	民間航空機	自衛隊機																																																												
	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小 型固定翼機及び回転翼機																																																												
想定する航空機	B747-400	F-15																																																												
燃焼半径[m]	14.93	3.77																																																												
離隔距離[m]	140	39																																																												
形態係数[-]	0.023	0.019																																																												
<p>e.輻射強度の評価 火災の火炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻射 発散度に形態係数を掛けた値となる。</p>	<p>(10) 輻射強度の評価 火災の火炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻 射発散度に形態係数を掛けた値となる。次式から輻射強度を算出す る。</p>	<p>(10) 輻射強度の評価 火災の火炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻 射発散度に形態係数を掛けた値となる。次式から輻射強度を算出す る。</p>	<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価 対象の相違及び評価条 件の相違</p>																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

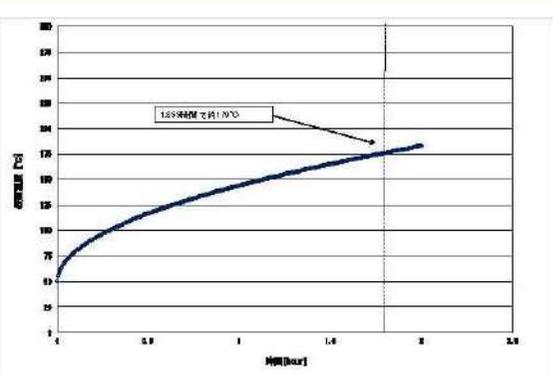
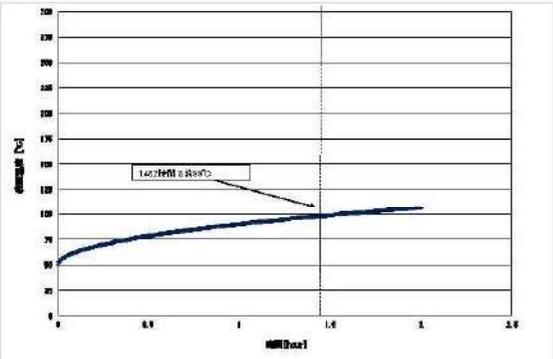
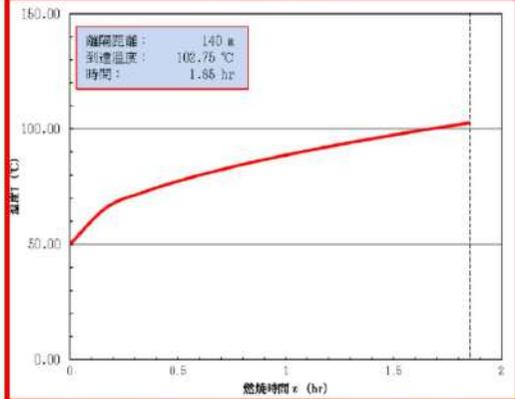
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																															
<p>$E = Rf \times \phi$ E：放射強度、Rf：放射発散度、ϕ：形態係数</p> <table border="1" data-bbox="67 287 683 502"> <caption>大飯発電所3,4号炉</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">民間航空機</th> <th colspan="2">軍用機</th> </tr> <tr> <th>空中給油機等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射発散度 [W/m²]</td> <td>50×10³</td> <td>58×10³</td> <td>58×10³</td> </tr> <tr> <td>形態係数</td> <td>0.011</td> <td>0.0055</td> <td>0.015</td> </tr> <tr> <td>放射強度 [W/m²]</td> <td>550</td> <td>319</td> <td>870</td> </tr> </tbody> </table>	項目	民間航空機	軍用機		空中給油機等	その他	放射発散度 [W/m ²]	50×10 ³	58×10 ³	58×10 ³	形態係数	0.011	0.0055	0.015	放射強度 [W/m ²]	550	319	870	<p>$E = Rf \cdot \phi$ E：放射強度 [W/m²], R_f：放射発散度 [W/m²], ϕ：形態係数 [-]</p> <table border="1" data-bbox="739 255 1310 486"> <caption>第2-15表 放射強度の算出結果</caption> <thead> <tr> <th rowspan="3">データ種類</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="2">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">大型民間航空機</th> <th colspan="3">訓練空域外を飛行中</th> </tr> <tr> <th>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</th> <th>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> <th colspan="2">基地-訓練空域間往復時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射発散度 [W/m²]</td> <td>50×10³</td> <td>58×10³</td> <td>58×10³</td> <td>58×10³</td> </tr> <tr> <td>形態係数 [-]</td> <td>5.979×10⁻²</td> <td>2.032×10⁻²</td> <td>5.793×10⁻²</td> <td>3.334×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>放射強度 [W/m²]</td> <td>2,780</td> <td>1,179</td> <td>3,380</td> <td>1,868</td> </tr> </tbody> </table>	データ種類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機		大型民間航空機	訓練空域外を飛行中			空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	基地-訓練空域間往復時		放射発散度 [W/m ²]	50×10 ³	58×10 ³	58×10 ³	58×10 ³	形態係数 [-]	5.979×10 ⁻²	2.032×10 ⁻²	5.793×10 ⁻²	3.334×10 ⁻²	放射強度 [W/m ²]	2,780	1,179	3,380	1,868	<p>$E = R_f \times \phi$ E：放射強度[W/m²], R_f：放射発散度[W/m²], ϕ：形態係数</p> <table border="1" data-bbox="1355 287 1960 534"> <caption>表7-14 放射強度の算出結果</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>民間航空機</th> <th>自衛隊機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定する航空機</td> <td>B747-400</td> <td>F-15</td> </tr> <tr> <td>放射発散度[W/m²]</td> <td>50,000</td> <td>58,000</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>0.023</td> <td>0.019</td> </tr> <tr> <td>放射強度[W/m²]</td> <td>1,150</td> <td>1,102</td> </tr> </tbody> </table>	項目	民間航空機	自衛隊機	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	想定する航空機	B747-400	F-15	放射発散度[W/m ²]	50,000	58,000	形態係数[-]	0.023	0.019	放射強度[W/m ²]	1,150	1,102	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価対象の相違及び評価結果の相違</p>																																
項目			民間航空機	軍用機																																																																																														
	空中給油機等	その他																																																																																																
放射発散度 [W/m ²]	50×10 ³	58×10 ³	58×10 ³																																																																																															
形態係数	0.011	0.0055	0.015																																																																																															
放射強度 [W/m ²]	550	319	870																																																																																															
データ種類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機																																																																																															
	大型民間航空機	訓練空域外を飛行中																																																																																																
		空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	基地-訓練空域間往復時																																																																																														
放射発散度 [W/m ²]	50×10 ³	58×10 ³	58×10 ³	58×10 ³																																																																																														
形態係数 [-]	5.979×10 ⁻²	2.032×10 ⁻²	5.793×10 ⁻²	3.334×10 ⁻²																																																																																														
放射強度 [W/m ²]	2,780	1,179	3,380	1,868																																																																																														
項目	民間航空機	自衛隊機																																																																																																
	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機																																																																																																
想定する航空機	B747-400	F-15																																																																																																
放射発散度[W/m ²]	50,000	58,000																																																																																																
形態係数[-]	0.023	0.019																																																																																																
放射強度[W/m ²]	1,150	1,102																																																																																																
<p>f. 燃焼継続時間の算出 燃焼時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値となる。 $t = V / (S \times v)$ V：燃料量 v：燃焼速度 = M / ρ M：質量低下速度、ρ：燃料密度</p>	<p>(11) 燃焼継続時間の算出 燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。 $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ t：燃焼継続時間 [s], V：燃料量 [m³], R：燃焼半径 [m] v：燃焼速度 (=M/ρ) [m/s], M：質量低下速度 [kg/m²/s], ρ：燃料密度 [kg/m³]</p>	<p>(11) 燃焼継続時間の算出 燃焼継続時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。 $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ t：燃焼継続時間[s], V：燃料量[m³] R：燃焼半径[m], v：燃焼速度=M/ρ[m/s] M：質量低下速度[kg/m²・s], ρ：燃料密度[kg/m³]</p>																																																																																																
<table border="1" data-bbox="67 837 683 1117"> <caption>大飯発電所3,4号炉</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">民間航空機</th> <th colspan="2">軍用機</th> </tr> <tr> <th>空中給油機等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料量 [m³]</td> <td>216.84</td> <td>145.03</td> <td>14.87</td> </tr> <tr> <td>燃焼面積 [m²]</td> <td>700</td> <td>405.2</td> <td>44.6</td> </tr> <tr> <td>質量低下速度 [kg/m²・s]</td> <td>0.039</td> <td>0.051</td> <td>0.051</td> </tr> <tr> <td>燃料密度 [kg/m³]</td> <td>840</td> <td>760</td> <td>760</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間 [hr]</td> <td>1.85</td> <td>1.48</td> <td>1.38</td> </tr> </tbody> </table>	項目	民間航空機	軍用機		空中給油機等	その他	燃料量 [m ³]	216.84	145.03	14.87	燃焼面積 [m ²]	700	405.2	44.6	質量低下速度 [kg/m ² ・s]	0.039	0.051	0.051	燃料密度 [kg/m ³]	840	760	760	燃焼継続時間 [hr]	1.85	1.48	1.38	<table border="1" data-bbox="739 837 1310 1093"> <caption>第2-16表 燃焼継続時間の算出結果</caption> <thead> <tr> <th rowspan="3">データ種類</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="2">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">大型民間航空機</th> <th colspan="3">訓練空域外を飛行中</th> </tr> <tr> <th>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</th> <th>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> <th colspan="2">基地-訓練空域間往復時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料量[m³]</td> <td>216.84</td> <td>145.04</td> <td>14.87</td> <td>10.43</td> </tr> <tr> <td>燃焼面積[m²]</td> <td>700</td> <td>405.2</td> <td>44.6</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>質量低下速度 [kg/m²/s]</td> <td>0.039</td> <td>0.051</td> <td>0.051</td> <td>0.051</td> </tr> <tr> <td>燃料密度 [kg/m³]</td> <td>840</td> <td>760</td> <td>760</td> <td>760</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度 [m/s]</td> <td>4.64×10⁻³</td> <td>6.71×10⁻³</td> <td>6.71×10⁻³</td> <td>6.71×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間 [s]</td> <td>6,877</td> <td>5,335</td> <td>4,989</td> <td>4,442</td> </tr> </tbody> </table>	データ種類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機		大型民間航空機	訓練空域外を飛行中			空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	基地-訓練空域間往復時		燃料量[m ³]	216.84	145.04	14.87	10.43	燃焼面積[m ²]	700	405.2	44.6	35	質量低下速度 [kg/m ² /s]	0.039	0.051	0.051	0.051	燃料密度 [kg/m ³]	840	760	760	760	燃焼速度 [m/s]	4.64×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	燃焼継続時間 [s]	6,877	5,335	4,989	4,442	<table border="1" data-bbox="1355 845 1960 1173"> <caption>表7-15 燃焼継続時間の算出結果</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>民間航空機</th> <th>自衛隊機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定する航空機</td> <td>B747-400</td> <td>F-15</td> </tr> <tr> <td>燃料量[m³]</td> <td>216.84</td> <td>14.87</td> </tr> <tr> <td>燃焼面積[m²]</td> <td>700</td> <td>44.6</td> </tr> <tr> <td>質量低下速度[kg/m²・s]</td> <td>0.039</td> <td>0.051</td> </tr> <tr> <td>燃料密度[kg/m³]</td> <td>840</td> <td>760</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度[m/s]</td> <td>4.64×10⁻³</td> <td>6.71×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>燃焼継続時間[s]</td> <td>6,880</td> <td>4,988</td> </tr> </tbody> </table>	項目	民間航空機	自衛隊機	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	想定する航空機	B747-400	F-15	燃料量[m ³]	216.84	14.87	燃焼面積[m ²]	700	44.6	質量低下速度[kg/m ² ・s]	0.039	0.051	燃料密度[kg/m ³]	840	760	燃焼速度[m/s]	4.64×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	燃焼継続時間[s]	6,880	4,988	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価対象の相違及び評価結果の相違</p>
項目			民間航空機	軍用機																																																																																														
	空中給油機等	その他																																																																																																
燃料量 [m ³]	216.84	145.03	14.87																																																																																															
燃焼面積 [m ²]	700	405.2	44.6																																																																																															
質量低下速度 [kg/m ² ・s]	0.039	0.051	0.051																																																																																															
燃料密度 [kg/m ³]	840	760	760																																																																																															
燃焼継続時間 [hr]	1.85	1.48	1.38																																																																																															
データ種類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機																																																																																															
	大型民間航空機	訓練空域外を飛行中																																																																																																
		空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	基地-訓練空域間往復時																																																																																														
燃料量[m ³]	216.84	145.04	14.87	10.43																																																																																														
燃焼面積[m ²]	700	405.2	44.6	35																																																																																														
質量低下速度 [kg/m ² /s]	0.039	0.051	0.051	0.051																																																																																														
燃料密度 [kg/m ³]	840	760	760	760																																																																																														
燃焼速度 [m/s]	4.64×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³																																																																																														
燃焼継続時間 [s]	6,877	5,335	4,989	4,442																																																																																														
項目	民間航空機	自衛隊機																																																																																																
	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機																																																																																																
想定する航空機	B747-400	F-15																																																																																																
燃料量[m ³]	216.84	14.87																																																																																																
燃焼面積[m ²]	700	44.6																																																																																																
質量低下速度[kg/m ² ・s]	0.039	0.051																																																																																																
燃料密度[kg/m ³]	840	760																																																																																																
燃焼速度[m/s]	4.64×10 ⁻³	6.71×10 ⁻³																																																																																																
燃焼継続時間[s]	6,880	4,988																																																																																																
<p>g. 判断の考え方（建屋外壁の耐火性能評価） (a) 許容温度</p>	<p>(12) 評価結果 a. 建屋外壁に対する熱影響評価 (a) 評価対象範囲 評価対象の建屋外壁について、前項で分類したカテゴリごとにおける航空機墜落によって発生する火災を想定して評価を実施した。 (b) 判断の考え方 i. 許容温度</p>	<p>(12) 評価結果 a. 建屋外壁に対する熱影響評価 (a) 評価対象範囲 評価対象の建屋外壁について、前項で分類したカテゴリごとにおける航空機墜落によって発生する火災を想定して評価を実施した。 (b) 判断の考え方 i. 許容温度</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p>																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>本火災影響評価で用いる許容温度については、一般的にコンクリートの強度にほとんど影響がないとされている 200℃（保守的にコンクリートの圧縮強度が変化しない温度を想定）とする。</p> <p>(b)耐火性能の評価</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で原子炉施設外壁が昇温されるものとして、下記の式1)によりコンクリートの表面および裏面の温度上昇を求め、コンクリートの表面および裏面温度が許容温度以下であるか評価を実施した。</p> $T = T_0 + \frac{2 \times E \times \sqrt{a \times t}}{\lambda} \times \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \times \exp\left(-\frac{x^2}{4 \times a \times t}\right) - \frac{x}{2 \times \sqrt{a \times t}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2 \times \sqrt{a \times t}}\right) \right]$ <p>T₀：初期温度（50℃） E：輻射強度 [W/m²] a：コンクリート温度伝導率 $\alpha = \lambda / (\rho \times C_p)$ C_p：コンクリート比熱（963 [J/kg・K]） ρ：コンクリート密度（2300 [kg/m³]） λ：コンクリート熱伝導率（1.74 [W/mK]） x：コンクリート深さ [m] t：燃焼継続時間 [sec]</p> <p>1) 庄司正弘, 東京大学機械工学6, 伝熱工学, 東京大学出版</p>	<p>火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度 200℃以下とする。</p> <p>ii. 評価結果</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして、下記の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式より、コンクリートの表面の温度上昇を求め、コンクリートの表面温度が許容限界温度以下であるか評価を実施した。なお、コンクリート表面温度の評価に当たっては、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p> $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{at}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4at}\right) - \frac{x}{2\sqrt{at}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{at}}\right) \right]$ <p>T₀：初期温度 50 [°C], E：輻射強度 [W/m²] x：コンクリート深さ [m], t：火災継続時間 [s] C_p：コンクリート比熱 (963 [J/kg・K]), ρ：コンクリート密度 (2400 [kg/m³]) α：コンクリート温度伝導率 $\left[\alpha = \frac{\lambda}{\rho C_p}\right]$ (7.53 × 10⁻⁷ [m²/s]) λ：コンクリート熱伝導率 (1.74 [W/m・K])</p> <p>(出典：伝熱工学, 東京大学出版会)</p> <p>なお、天井スラブは以下の理由により、外壁の評価に包絡されるため実施しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火炎長が天井スラブより短い場合、天井スラブに輻射熱を与えないことから熱影響はない。 ・火炎長が天井スラブより長い場合、天井スラブに輻射熱を与えるが、その輻射熱は外壁に与える輻射熱より小さい。 ・火炎からの離隔距離が等しい場合、垂直面（外壁）と水平面（天井スラブ）の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井スラブの熱影響は外壁に比べて小さい。 <p>建屋外壁の評価概念図を第2-5図に、天井スラブの評価概念図を第2-6図に示す。</p>	<p>火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度 200℃以下とする。</p> <p>ii. 評価結果</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして、火災源を単一の円筒火炎と見なせることから、原子炉施設外壁を半無限固体として式1の一次元非定常熱伝導方程式の一般解の式より、コンクリートの表面の温度上昇を求め、コンクリートの表面温度が許容限界温度以下であるか評価を実施した。なお、コンクリート表面温度の評価に当たっては、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p> $T = T_0 + \frac{2E\sqrt{at}}{\lambda} \left[\frac{1}{\sqrt{\pi}} \exp\left(-\frac{x^2}{4at}\right) - \frac{x}{2\sqrt{at}} \operatorname{erfc}\left(\frac{x}{2\sqrt{at}}\right) \right] \quad (式1)$ <p>(出典：伝熱工学, 東京大学出版会)</p> <p>T₀：初期温度 (50 [°C]), E：輻射強度 [W/m²] α：コンクリート温度伝導率 (= λ / ρ C_p) (7.53 × 10⁻⁷ [m²/s]) ρ：コンクリート密度 (2,400 [kg/m³]), C_p：コンクリート比熱 (963 [J/kg・K]) λ：コンクリート熱伝導率 (1.74 [W/m・K]), t：燃焼継続時間 [s] x：コンクリート壁表面深さ (0 [m])</p> <p>なお、天井スラブは以下の理由により、外壁の評価に包絡されるため実施しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火炎長が天井スラブより短い場合、天井スラブに輻射熱を与えないことから熱影響はない。 ・火炎長が天井スラブより長い場合、天井スラブに輻射熱を与えるが、その輻射熱は外壁に与える輻射熱より小さい。 ・火炎からの離隔距離が等しい場合、垂直面（外壁）と水平面（天井スラブ）の形態係数は、垂直面の方が大きいことから、天井スラブの熱影響は外壁に比べて小さい。 <p>建屋外壁の評価概念図を図7-3に、天井スラブの評価概念図を図7-4に示す。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違・他資料との記載統一</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

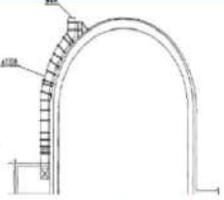
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2-7図 外壁温度推移 (大型民間航空機)</p>  <p>第2-8図 外壁温度推移 (自衛隊機又は米軍機 (空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機))</p>	 <p>図7-5 建屋外壁における温度上昇の評価結果 (大型民間航空機)</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価結果の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="734 156 1317 523"> </div> <div data-bbox="757 529 1294 577"> <p>第2-9図 外壁温度推移 (自衛隊機又は米軍機 (その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機))</p> </div> <div data-bbox="734 603 1317 970"> </div> <div data-bbox="757 976 1294 992"> <p>第2-10図 外壁温度推移 (自衛隊機又は米軍機 (基地一訓練空域間往復時))</p> </div> <div data-bbox="734 1040 1339 1305"> <p>b. 排気筒に対する熱影響評価</p> <p>(a) 評価対象範囲 排気筒について、カテゴリごとにおける航空機墜落によって発生する火災を想定して評価を実施した。 なお、排気筒の評価に当たっては、保守性を考慮して、筒身よりも離隔距離の短くなる鉄塔について評価した。</p> <p>(b) 評価対象施設の仕様 排気筒仕様を第2-18表に、排気筒外形図を第2-11図に示す。</p> </div>	<div data-bbox="1415 146 1908 545"> </div> <div data-bbox="1370 555 1953 603"> <p>図7-6 建屋外壁における温度上昇の評価結果 (自衛隊機 (その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機))</p> </div> <div data-bbox="1348 1040 1975 1305"> <p>b. 排気筒に対する熱影響評価</p> <p>(a) 評価対象範囲 排気筒について、カテゴリごとにおける航空機墜落によって発生する火災を想定して評価を実施した。 なお、排気筒の評価に当たっては、原子炉建屋に設置されていることから離隔距離は原子炉建屋までの距離とした。</p> <p>(b) 評価対象施設の仕様 排気筒仕様を表7-17に、排気筒外形図を図7-7に示す。</p> </div>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価結果の相違</p> <p>【大阪】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大阪】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は排気筒が筒身のみであり、原子炉建屋に設置されている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

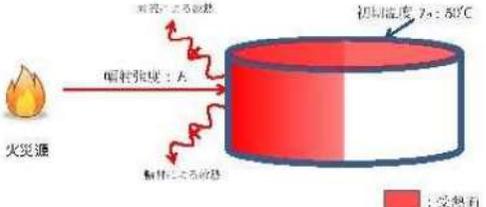
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<p>第2-18表 評価対象施設の仕様</p> <table border="1" data-bbox="757 172 1025 343"> <tr><td>名称</td><td>排気筒</td></tr> <tr><td>種別</td><td>鉄塔支持型</td></tr> <tr><td rowspan="2">主要寸法</td><td>内径 3.7m</td></tr> <tr><td>地表高さ 160m</td></tr> <tr><td rowspan="2">材料</td><td>筒身 SMA400AP</td></tr> <tr><td>鉄塔 SS400, STK400</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> </table>  <p>第2-11図 評価対象施設の外形図</p> <p>(c) 判断の考え方</p> <p>i. 許容温度</p> <p>排気筒鉄塔（SS400, STK400）の許容温度は、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、鋼材の強度が維持される保守的な温度 325℃以下とする。</p> <p>ii. 評価結果</p> <p>円筒外表面積の1/2に火災による輻射が到達し、外表面全体から放熱するものとして、一定の輻射強度で排気筒が昇温されるとき、輻射による入熱量と対流による放熱量が釣り合うことを表した下記の温度評価式により排気筒鉄塔表面の最大温度を求め、表面温度が許容温度以下であるか評価した。</p> <p>なお、内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> $T = T_0 + \frac{\varepsilon E}{2h}$ <p> T_0：初期温度 50[℃]、E：輻射強度 [W/m²]、ε：排気筒表面の吸収率 (0.9) ※ h：排気筒表面熱伝達率 17[W/m²・K] ※ ※1：伝熱工学資料 ※2：空調和・衛生工学便覧（外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ裏面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である 17[W/m²・K]を用いる。） （出典：建築火災のメカニクスと火災安全設計、財団法人日本建築センター） </p> </div> <p>なお、評価に当たって排気筒は鉄塔と筒身で構成されているが、筒身よりも鉄塔が火災源との距離が近いこと、材質も鉄塔はSS400, STK400、筒身では SMA400AP であり、物性値が鉄塔、筒身ともに軟鋼で同一であることから、鉄塔の評価を実施することで筒身の評価は包絡される。</p> <p>排気筒の評価概念図を第2-12図に示す。</p>	名称	排気筒	種別	鉄塔支持型	主要寸法	内径 3.7m	地表高さ 160m	材料	筒身 SMA400AP	鉄塔 SS400, STK400	個数	1	<p>表7-17 排気筒の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1368 172 1615 363"> <tr><td>名称</td><td>排気筒</td></tr> <tr><td>種類</td><td>丸形</td></tr> <tr><td rowspan="2">主要寸法</td><td>外径 2,308mm</td></tr> <tr><td>地表高さ 73.1m</td></tr> <tr><td>材料</td><td>SUS304</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> </table>  <p>図7-7 排気筒の外形図</p> <p>(c) 判断の考え方</p> <p>i. 許容温度</p> <p>排気筒（SUS304）の許容温度は、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、鋼材の強度が維持される保守的な温度 325℃以下とする。</p> <p>ii. 評価結果</p> <p>円筒外表面積の1/2に火災による輻射が到達し、外表面全体から放熱するものとして、一定の輻射強度で排気筒が昇温されるとき、輻射による入熱量と対流による放熱量が釣り合うことを表した下記の温度評価式により排気筒表面の最大温度を求め、表面温度が許容温度以下であるか評価した。</p> <p>なお、内表面は保守的に評価を実施するため断熱とした。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> $T = T_0 + \frac{\varepsilon E}{2h} \quad (\text{式1})$ <p> ε：吸収率(1.0[-])、E：輻射強度[W/m²]、h：熱伝達率(17[W/m²・K])※ ※1：空調和・衛生工学便覧（外表面の熱伝達率は、受熱面の形状や周囲の環境条件を受けて変化するが、一般的な値として垂直外壁面、屋根面及び上げ裏面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることから、これらのうち最も小さい値である 17[W/m²・K]を用いる。） </p> </div> <p>排気筒の評価概念図を図7-8に示す。</p>	名称	排気筒	種類	丸形	主要寸法	外径 2,308mm	地表高さ 73.1m	材料	SUS304	個数	1	<p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設計の違いによる排気筒仕様の相違 <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設計の違いによる排気筒仕様の相違 <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は排気筒が筒身のみである。 <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は吸収率を保守的に1.0として評価 <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は排気筒が筒身のみである。
名称	排気筒																									
種別	鉄塔支持型																									
主要寸法	内径 3.7m																									
	地表高さ 160m																									
材料	筒身 SMA400AP																									
	鉄塔 SS400, STK400																									
個数	1																									
名称	排気筒																									
種類	丸形																									
主要寸法	外径 2,308mm																									
	地表高さ 73.1m																									
材料	SUS304																									
個数	1																									

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<div data-bbox="779 175 1265 359"> </div> <p data-bbox="869 367 1176 391">第2-12図 排気筒の評価概念図</p> <p data-bbox="761 462 1332 518">排気筒鉄塔表面の温度上昇を評価した結果、許容温度以下であることを確認した。評価結果を第2-19表に示す。</p> <div data-bbox="728 558 1310 790"> <p data-bbox="884 566 1153 590">第2-19表 排気筒の温度評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">データ種類</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="2">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>訓練空域外を飛行中 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</th> <th>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> <th>基地 - 訓練空域間往復時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度 [W/m²]</td> <td>2,730</td> <td>1,179</td> <td>3,260</td> <td>1,963</td> </tr> <tr> <td>排気筒温度 [°C]</td> <td>約 124</td> <td>約 82</td> <td>約 139</td> <td>約 102</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p data-bbox="716 837 1064 861">c. 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価</p> <p data-bbox="739 869 896 893">(a) 評価対象範囲</p> <p data-bbox="739 901 1332 949">復水貯蔵タンクについて、カテゴリごとに航空機墜落によって発生する火災を想定して評価を実施した。</p> <p data-bbox="739 981 896 1005">(b) 判断の考え方</p> <p data-bbox="761 1013 884 1037">i. 許容温度</p> <p data-bbox="761 1045 1332 1125">復水貯蔵タンクの許容温度は、火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、復水貯蔵タンクの貯蔵水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度 66°C以下とする。</p> <p data-bbox="761 1133 884 1157">ii. 評価方法</p> <p data-bbox="761 1165 1332 1300">一定の輻射強度で復水貯蔵タンクの火災源側の側面と天井面へ入熱するものとして、表面での輻射によるタンク内部に貯蔵された水及びタンク側面、天井面の温度上昇を表した下記の比熱と熱容量の関係式により最大温度を求め、許容温度以下であるか評価した。</p>	データ種類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機		大型民間航空機	訓練空域外を飛行中 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	基地 - 訓練空域間往復時	輻射強度 [W/m ²]	2,730	1,179	3,260	1,963	排気筒温度 [°C]	約 124	約 82	約 139	約 102	<div data-bbox="1444 183 1859 335"> </div> <p data-bbox="1556 343 1825 367">図7-8 排気筒の評価概念図</p> <p data-bbox="1388 462 1971 518">排気筒表面の温度上昇を評価した結果、許容温度以下であることを確認した。評価結果を表7-18に示す。</p> <div data-bbox="1355 550 1960 798"> <p data-bbox="1534 550 1848 574">表7-18 排気筒の温度評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>民間航空機</th> <th>自衛隊機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定する航空機</td> <td>B747-400</td> <td>F-15</td> </tr> <tr> <td>輻射強度 [W/m²]</td> <td>1,150</td> <td>1,102</td> </tr> <tr> <td>排気筒温度 [°C]</td> <td>約 84</td> <td>約 83</td> </tr> </tbody> </table> </div>	項目	民間航空機	自衛隊機	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	想定する航空機	B747-400	F-15	輻射強度 [W/m ²]	1,150	1,102	排気筒温度 [°C]	約 84	約 83	<p data-bbox="1982 462 2184 542">【女川】設計方針の相違 ・泊は排気筒が筒身のみである。</p> <p data-bbox="1982 582 2184 694">【女川】設計方針の相違 ・地域特性に伴う評価対象の相違及び評価結果の相違</p> <p data-bbox="1982 837 2184 981">【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 (泊には屋外に同様の設備は無い。)</p>
データ種類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機																																	
	大型民間航空機	訓練空域外を飛行中 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	基地 - 訓練空域間往復時																																
輻射強度 [W/m ²]	2,730	1,179	3,260	1,963																																
排気筒温度 [°C]	約 124	約 82	約 139	約 102																																
項目	民間航空機	自衛隊機																																		
	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機																																		
想定する航空機	B747-400	F-15																																		
輻射強度 [W/m ²]	1,150	1,102																																		
排気筒温度 [°C]	約 84	約 83																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	$T = T_0 + \frac{Et \left(\frac{\pi D_o^2 k}{2} + \frac{\pi D_o^2}{4} \right)}{\rho_w C_{pw} V + \rho_s C_{ps} \left\{ \frac{(D_o^2 - D_i^2) \pi k}{4} + 2\pi \frac{D_o^2}{4} e \right\}}$ <p> T_0：初期温度（30〔℃〕）、E：輻射強度〔W/m²〕、t：燃焼継続時間〔s〕 D_o：タンク外径（20.012〔m〕）、h：タンク円筒高さ（11.8〔m〕） D_i：タンク内径（20.0〔m〕）、e：タンク最小板厚（0.008〔m〕） ρ_w：水の密度（979.8〔kg/m³〕）^{※1}、C_{pw}：水の比熱（4188〔J/kg/K〕）^{※1} V：水の体積（890〔m³〕）、ρ_s：タンク壁材密度（7880〔kg/m³〕）^{※2} C_{ps}：タンク壁材比熱（475〔J/kg/K〕）^{※2} ※1：伝熱工学資料第5版記載値（軽水）を60℃となるように補形補間した値 ※2：伝熱工学資料第5版記載値（キルド鋼） </p> <p>復水貯蔵タンクはタンク側面に遮蔽壁及び側面から天井面に向かって鋼板が設置されており、直接輻射がタンクに到達する構造ではないが、評価に当たっては遮蔽壁及び鋼板がなく屋外にタンクが露出しているものとして評価を実施した。なお、復水貯蔵タンク温度評価に当たっては、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p> <p>復水貯蔵タンクの評価概念図を第2-13図に示す。</p>  <p>第2-13図 復水貯蔵タンクの評価概念図</p> <p>復水貯蔵タンクの温度上昇を評価した結果、許容温度以下であることを確認した。評価結果を第2-20表に示す。</p>														
	<p>第2-20表 復水貯蔵タンクの温度評価結果</p> <table border="1" data-bbox="757 1200 1288 1348"> <thead> <tr> <th rowspan="2">データ種類</th> <th rowspan="2">民間航空機 大型民間航空機</th> <th colspan="2">自衛隊機又は米軍機 訓練空域外を飛行中</th> <th rowspan="2">基地-訓練空域間往復時</th> </tr> <tr> <th>空中給油機等、 高高度での巡航 が想定される 同機異機</th> <th>その他の大型 固定翼機、小型 固定翼機及び 同機異機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク 温度 T〔℃〕</td> <td>約55</td> <td>約52</td> <td>約54</td> <td>約53</td> </tr> </tbody> </table>	データ種類	民間航空機 大型民間航空機	自衛隊機又は米軍機 訓練空域外を飛行中		基地-訓練空域間往復時	空中給油機等、 高高度での巡航 が想定される 同機異機	その他の大型 固定翼機、小型 固定翼機及び 同機異機	復水貯蔵タンク 温度 T〔℃〕	約55	約52	約54	約53		
データ種類	民間航空機 大型民間航空機			自衛隊機又は米軍機 訓練空域外を飛行中			基地-訓練空域間往復時								
		空中給油機等、 高高度での巡航 が想定される 同機異機	その他の大型 固定翼機、小型 固定翼機及び 同機異機												
復水貯蔵タンク 温度 T〔℃〕	約55	約52	約54	約53											

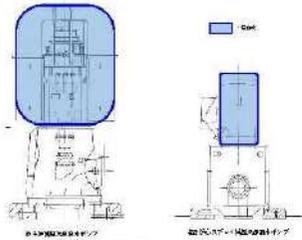
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>h. 海水ポンプに対する熱影響評価</p> <p>原子炉施設外壁への評価と同様に海水ポンプへの熱影響評価を実施した。</p>	<p>d. 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価</p> <p>(a) 評価対象範囲</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機は、海水ポンプ電動機高さより高い海水ポンプ室の壁で囲まれており、側面から直接火災の影響を受けることはないが、上面は熱影響を受ける可能性がある。</p> <p>評価においては、火災源位置からポンプに対し直接放射の影響を受ける火災の高さから一定の輻射強度でポンプが直接火災の影響を受けることを想定する。また、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とした全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気温度を評価対象とする。火災発生位置と海水ポンプの位置関係を第2-14図に示す。</p> <p>電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び軸受であり、そのうち許容温度が低い軸受温度の機能維持に必要となる冷却空気温度が上昇した場合でも、許容温度以下となることを確認する。</p> <p>第2-14図 火災発生位置と海水ポンプの位置関係</p> <p>(b) 評価対象施設の仕様</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの海水ポンプ室内の配置図を第2-15図、外形図を第2-16図に示す。仕様を第2-21表に示す。</p>	<p>e. 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価</p> <p>(a) 評価対象範囲</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、循環水ポンプ建屋内に収納されており、直接火災の影響を受けることはない。ただし、循環水ポンプ建屋内の上部外壁は鋼板であることから、火災の輻射熱が伝熱により建屋内雰囲気へ移動し、建屋内雰囲気温度が上昇する。また、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機は、電動機本体を全閉構造とし、空気冷却器を電動機の側面に設置して外気を直接電動機本体に取り込まない全閉外扇形の冷却方式であり、外部火災の影響を受けた場合には、周囲空気温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、冷却空気温度を評価対象とする。</p> <p>電動機内部の空気冷却対象は固定子巻線及び下部軸受であり、そのうち許容温度が低い下部軸受温度の機能維持に必要となる冷却空気温度が、許容温度以下となることを確認する。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>設計方針の相違</p> <p>・本項については、海水ポンプの温度評価について記載しているが、女川・大飯は屋外設置であり直接熱影響を受けること、泊は屋内設置のため直接熱影響を受けないことが基本的な差異であり、このため、評価手法も異なっている。ただし、ポンプの許容温度（軸受温度）以下であることを評価していることに差異はない。また、泊に高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプはない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

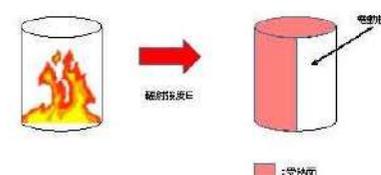
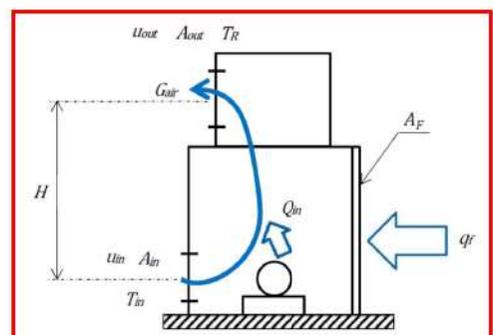
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>(a) 基準温度について</p> <p>熱影響の観点から海水ポンプの健全性評価を実施するうえでは、海水ポンプモーターの下部軸受の温度制限が最も厳しく、冷却用空気の取込温度として °Cを基準温度とした。</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">作図めの内容は防壁上の観点から公開できません。</p>  <p style="text-align: center;">第2-15図 海水ポンプの配置図</p>  <p style="text-align: center;">第2-18図 海水ポンプの外形図</p> <p style="text-align: center;">第2-21表 評価対象施設の仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">原子炉補機冷却海水ポンプ電動機</th> <th style="text-align: center;">高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要寸法</td> <td>全幅 約2.5m 高さ 約2.9m</td> <td>全幅 約0.5m 高さ 約1.0m</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>SS400</td> <td>FC150</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(c) 判断の考え方</p> <p>i. 許容温度</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機の許容温度は、運転時の上部及び下部軸受の上昇温度を考慮し、軸受の機能維持に必要な冷却空気の許容温度を第2-22表に示す。</p>		原子炉補機冷却海水ポンプ電動機	高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機	主要寸法	全幅 約2.5m 高さ 約2.9m	全幅 約0.5m 高さ 約1.0m	材質	SS400	FC150	個数	4	1	<p>(b) 判断の考え方</p> <p>i. 許容温度</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の許容温度は、電動機下部軸受を限界温度以下とするために必要な吸い込み外気許容温度である80°Cとする。</p>	
	原子炉補機冷却海水ポンプ電動機	高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ電動機													
主要寸法	全幅 約2.5m 高さ 約2.9m	全幅 約0.5m 高さ 約1.0m													
材質	SS400	FC150													
個数	4	1													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
	<p>第2-22表 海水ポンプの機能維持に必要な冷却空気の許容温度</p> <table border="1" data-bbox="757 183 1281 295"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>上部耐受温度 [°C]</th> <th>下部耐受温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉循環冷却海水ポンプ</td> <td>40^青</td> <td>55^青</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ 循環冷却海水ポンプ</td> <td>55^青</td> <td>55^青</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格 JEC-2137-2000「誘導機」で定める自由対流式軸受の表面で測定するときの温度限度 80°Cから冷却空気の初期温度 40°Cを差し引いた 40°Cを冷却空気の許容温度に設定 ※2: 軸受の機能を維持するため電気規格調査会標準規格 JEC-2137-2000「誘導機」で定める耐熱性の良好なグリースを使用する場合の温度限度 95°Cから冷却空気の初期温度 40°Cを差し引いた 55°Cを冷却空気の許容温度に設定</p> <p>ii. 評価結果 (i) 輻射強度の算出 火災の火炎から直接輻射の影響を受ける位置にあるポンプ（受熱点）の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値となる。 なお、離隔距離は各ポンプ位置よりも火災源に近い海水ポンプ室壁までの距離とする。次式から輻射強度を算出する。</p> $E = R_f \cdot \phi$ <p>E: 輻射強度 [W/m²], R_f: 輻射発散度 [W/m²], φ: 形態係数 [-]</p> <p>形態係数φは以下式で求める。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right]$ <p>ただし、$m = \frac{H}{R}$, $n = \frac{L}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$ φ: 形態係数 [-], H: 炎の高さ [m], R: 燃焼半径 [m], L: 離隔距離 [m]</p> <p>第2-23表 輻射強度の算出結果 (F-15)</p> <table border="1" data-bbox="728 1045 1310 1204"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>離隔距離 L [m]</th> <th>燃焼半径 R [m]</th> <th>炎の高さ H [m]</th> <th>形態係数 φ [-]</th> <th>輻射発散度 R_f [W/m²]</th> <th>輻射強度 E [W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉 循環冷却海水ポンプ</td> <td rowspan="2">21</td> <td rowspan="2">3.768</td> <td>9.441</td> <td>4.274 × 10⁻²</td> <td>58,000</td> <td>2479.49</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ 循環冷却海水ポンプ</td> <td>8.428</td> <td>2.136 × 10⁻²</td> <td>58,000</td> <td>1239.75</td> </tr> </tbody> </table>	対象機器	上部耐受温度 [°C]	下部耐受温度 [°C]	原子炉循環冷却海水ポンプ	40 ^青	55 ^青	高圧炉心スプレィ 循環冷却海水ポンプ	55 ^青	55 ^青	対象機器	離隔距離 L [m]	燃焼半径 R [m]	炎の高さ H [m]	形態係数 φ [-]	輻射発散度 R _f [W/m ²]	輻射強度 E [W/m ²]	原子炉 循環冷却海水ポンプ	21	3.768	9.441	4.274 × 10 ⁻²	58,000	2479.49	高圧炉心スプレィ 循環冷却海水ポンプ	8.428	2.136 × 10 ⁻²	58,000	1239.75	<p>ii. 評価結果 (i) 輻射強度の算出 火災の火炎から直接輻射の影響を受ける位置にある循環ポンプ建屋内の上部外壁の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値となる。次式から輻射強度を算出する。</p> $E = R_f \times \Phi$ <p>E: 輻射強度 [W/m²], R_f: 輻射発散度 [W/m²], Φ: 形態係数</p> <p>形態係数 Φ は以下式で求める。</p> $\Phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \right) \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right]$ <p>$m = \frac{H}{R} \approx 3$, $n = \frac{L}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$ H: 火災長 [m], R: 燃焼半径 [m], L: 離隔距離 [m]</p> <p>表7-19 輻射強度の算出結果</p> <table border="1" data-bbox="1355 1077 1960 1380"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>民間航空機</th> <th>自衛隊機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定する航空機</td> <td>B747-400</td> <td>F-15</td> </tr> <tr> <td>離隔距離 [m]</td> <td>140</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径 [m]</td> <td>14.93</td> <td>3.77</td> </tr> <tr> <td>形態係数 [-]</td> <td>0.023</td> <td>0.019</td> </tr> <tr> <td>輻射発散度 [m²]</td> <td>50,000</td> <td>58,000</td> </tr> <tr> <td>輻射強度 [W/m²]</td> <td>1,150</td> <td>1,102</td> </tr> </tbody> </table>	項目	民間航空機	自衛隊機	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	想定する航空機	B747-400	F-15	離隔距離 [m]	140	39	燃焼半径 [m]	14.93	3.77	形態係数 [-]	0.023	0.019	輻射発散度 [m ²]	50,000	58,000	輻射強度 [W/m ²]	1,150	1,102	
対象機器	上部耐受温度 [°C]	下部耐受温度 [°C]																																																				
原子炉循環冷却海水ポンプ	40 ^青	55 ^青																																																				
高圧炉心スプレィ 循環冷却海水ポンプ	55 ^青	55 ^青																																																				
対象機器	離隔距離 L [m]	燃焼半径 R [m]	炎の高さ H [m]	形態係数 φ [-]	輻射発散度 R _f [W/m ²]	輻射強度 E [W/m ²]																																																
原子炉 循環冷却海水ポンプ	21	3.768	9.441	4.274 × 10 ⁻²	58,000	2479.49																																																
高圧炉心スプレィ 循環冷却海水ポンプ			8.428	2.136 × 10 ⁻²	58,000	1239.75																																																
項目	民間航空機	自衛隊機																																																				
	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機																																																				
想定する航空機	B747-400	F-15																																																				
離隔距離 [m]	140	39																																																				
燃焼半径 [m]	14.93	3.77																																																				
形態係数 [-]	0.023	0.019																																																				
輻射発散度 [m ²]	50,000	58,000																																																				
輻射強度 [W/m ²]	1,150	1,102																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
	<p>(ii) 温度評価結果</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、原子炉補機冷却海水ポンプ電動機及び高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ電動機が受ける輻射熱によって上昇する冷却空気温度を求め、第2-22表に示す許容温度を下回るかを比熱と熱容量の関係式より求める以下式で評価を実施した。評価に用いた諸元を第2-24表に、評価概念図を第2-17図示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $T = T_0 + \frac{E \times A_T}{G \times C_p}$ <p>T: 評価温度 [°C], T₀: 通常運転時の上昇温度 [°C] E: 輻射強度 [W/m²], A_T: 受熱面積 [m²] G: 熱容量 (=G×C_p), G: 重量流量 [kg/s], C_p: 空気比熱 [J/kg/K]</p> <p style="text-align: center;">第2-24表 評価に用いた諸元</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>原子炉補機冷却海水ポンプ</th> <th>高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T₀: 運転時の上昇温度 (上部軸受) [°C]</td> <td>27</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>T₀: 運転時の上昇温度 (下部軸受) [°C]</td> <td>18.7</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>E: 輻射強度 [W/m²]^{※1}</td> <td>2,478.49</td> <td>1,238.75</td> </tr> <tr> <td>A_T: 受熱面積 [m²]</td> <td>13.19</td> <td>1.19</td> </tr> <tr> <td>G: 重量流量 [kg/s]</td> <td>3.32</td> <td>0.55</td> </tr> <tr> <td>C_p: 空気比熱 [J/kg/K]</td> <td>1,008</td> <td>1,008</td> </tr> </tbody> </table> <p>※: F-15の値</p> <div style="text-align: center;">  <p>第2-17図 評価概念図</p> </div> </div> <p>輻射熱によって上昇する冷却空気の到達温度を算出した結果、許容温度以下であることを確認した。評価結果を第2-25表及び第2-26表に示す。</p>		原子炉補機冷却海水ポンプ	高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ	T ₀ : 運転時の上昇温度 (上部軸受) [°C]	27	32	T ₀ : 運転時の上昇温度 (下部軸受) [°C]	18.7	41	E: 輻射強度 [W/m ²] ^{※1}	2,478.49	1,238.75	A _T : 受熱面積 [m ²]	13.19	1.19	G: 重量流量 [kg/s]	3.32	0.55	C _p : 空気比熱 [J/kg/K]	1,008	1,008	<p>(ii) 温度評価結果</p> <p>循環水ポンプ建屋内には、各種機器 (原子炉補機冷却海水ポンプ他) が収納されており、通常運転時にはこれらの機器からの発熱は、建屋の換気により外部へ放出される設計である。熱収支を解くにあたっては、この建屋内部に取められている機器の発熱量と外部火災からの輻射熱をインプットとして、換気量を熱収支と連成させて以下に記す関係式により吸い込み外気温度を求め、許容温度を下回るか評価を実施した。評価概念図を図7-9に示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $Q_{in} + q_f \times A_F = G_{air} \times C_{p,air} \times (T_R - T_{in}) \quad \text{..... ①}$ $\Delta P_{in} = \Delta P_{in} + \Delta P_{out}$ $\Rightarrow g \times (\rho_{in} - \rho_R) \times H = \zeta_{in} \times \frac{1}{2} \times \rho_{in} \times u_{in}^2 + \zeta_{out} \times \frac{1}{2} \times \rho_R \times u_{out}^2 \quad \text{..... ②}^{※1}$ $\rho_R = \frac{0.004555 \times 0.622 \times T_R}{1} \quad \text{..... ③}^{※2}$ $u_{in} = \frac{G_{air}}{\rho_{in} \times A_{in}} \quad \text{..... ④}$ $u_{out} = \frac{G_{air}}{\rho_R \times A_{out}} \quad \text{..... ⑤}$ <p>※1 出典：空調調和・衛生工学便覧第11版 空調調和・衛生工学会 ※2 出典：伝熱工学資料第5版 日本機械学会 (湿き空気として算出)</p> </div> <p>Q_{in}: 建屋内のポンプモータの放熱量[W], q_f: 外部火災からの輻射熱受熱熱流束[W/m²], A_F: 輻射受熱面積[m²], G_{air}: 換気風量[kg/s], C_{p,air}: 空気比熱[J/kg・K], T_R: 建屋内気温[°C], T_{in}: 外気温[°C], g: 重力加速度[m/s²], ρ_{in}: 外気密度[kg/m³], ρ_R: 建屋内空気密度[kg/m³], H: 換気有効高さ[m], ζ_{in}: 給気口圧損係数[-], ζ_{out}: 排気口圧損係数[-], u_{in}: 給気口流速[m/s], u_{out}: 排気口流速[m/s], A_{in}: 給気口面積[m²], A_{out}: 排気口面積[m²]</p> <div style="text-align: center;">  <p>図7-9 循環水ポンプ建屋空気温度評価モデル</p> </div> <p>輻射熱によって上昇する冷却空気の到達温度を算出した結果、許容温度以下であることを確認した。評価結果を表7-20に示す。</p>	
	原子炉補機冷却海水ポンプ	高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ																						
T ₀ : 運転時の上昇温度 (上部軸受) [°C]	27	32																						
T ₀ : 運転時の上昇温度 (下部軸受) [°C]	18.7	41																						
E: 輻射強度 [W/m ²] ^{※1}	2,478.49	1,238.75																						
A _T : 受熱面積 [m ²]	13.19	1.19																						
G: 重量流量 [kg/s]	3.32	0.55																						
C _p : 空気比熱 [J/kg/K]	1,008	1,008																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<p>(b) 評価結果</p> <p>冷却空気の温度上昇の評価について、ケーシングに受けた放射による熱エネルギーが全て冷却空気に伝熱されるという保守的な評価を実施した結果、冷却用空気の温度は約42℃（F-15のケース）となり、基準温度を下回る。</p> <p>添付資料14 航空機落下に起因する敷地内危険物タンクの火災による原子炉施設への影響について</p> <p>(1) 発電所敷地内の屋外危険物タンク</p> <p>発電所敷地内に設置している屋外危険物タンクの火災影響評価については、燃料の保有量が多く、直接原子炉施設を臨むことができるタンク類の火災を想定することとし、補助ボイラ用燃料タンク、を評価対象としている。</p> <p>各危険物タンクの配置を図1に示す。</p> <p>①補助ボイラ用燃料タンク（重油：500m³） ②1,2号機油計量タンク（タービン油：100m³） ③3,4号機油計量タンク（タービン油：130m³） ④変圧器絶縁油保管タンク（絶縁油：300m³） ⑤海生物焼却炉燃料タンク（重油：30m³）</p>	<p>第2-25表 原子炉補機冷却海水ポンプの評価結果</p> <table border="1" data-bbox="745 172 1294 419"> <thead> <tr> <th rowspan="2">データ種類</th> <th rowspan="2">民間航空機 大型民間航空機</th> <th colspan="2">自衛隊機又は米軍機 訓練空域外を飛行中</th> <th rowspan="2">基地-訓練空域間往復時</th> </tr> <tr> <th>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</th> <th>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価温度（上部軸受）[℃]</td> <td>約35</td> <td>約28</td> <td>約27</td> <td>約32</td> </tr> <tr> <td>評価温度（下部軸受）[℃]</td> <td>約27</td> <td>約21</td> <td>約20</td> <td>約24</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2-26表 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの評価結果</p> <table border="1" data-bbox="745 459 1294 722"> <thead> <tr> <th rowspan="2">データ種類</th> <th rowspan="2">民間航空機 大型民間航空機</th> <th colspan="2">自衛隊機又は米軍機 訓練空域外を飛行中</th> <th rowspan="2">基地-訓練空域間往復時</th> </tr> <tr> <th>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</th> <th>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価温度（上部軸受）[℃]</td> <td>約35</td> <td>約32</td> <td>約25</td> <td>約33</td> </tr> <tr> <td>評価温度（下部軸受）[℃]</td> <td>約44</td> <td>約41</td> <td>約44</td> <td>約42</td> </tr> </tbody> </table> <p>(13) 航空機墜落による火災と危険物タンク火災の重畳</p> <p>a. 重畳する危険物タンクの選定</p> <p>航空機墜落による火災が発生した場合に重畳を考慮する危険物タンクを検討する。航空機墜落確率が10⁻⁷[回/炉・年]となる航空機墜落位置とその周辺の危険物施設の位置を第2-18図に示す。</p> <p>発電用原子炉施設周辺には多量の油を保有する軽油タンクがあることから、航空機墜落による火災との重畳火災を考慮する危険物タンクは、保有量の大きい軽油タンクとする。</p> <p>危険物タンクのうち2号炉建屋に熱影響を与える軽油タンクは燃料保有量が多い1号炉軽油貯蔵タンク及び3号炉軽油タンクを想定する。なお、2号炉軽油タンクは地下構造であるため、航空機墜落の輻射熱によって直接加熱されることはないことから、重畳を想定する危険物タンクから除外する。</p> <p>なお、対象航空機は熱影響の大きいF-15、B747とし、航空機墜落位置は航空機墜落による火災の影響が最も厳しくなるよう墜落確率が10⁻⁷[回/炉・年]となる位置とする。</p>	データ種類	民間航空機 大型民間航空機	自衛隊機又は米軍機 訓練空域外を飛行中		基地-訓練空域間往復時	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	評価温度（上部軸受）[℃]	約35	約28	約27	約32	評価温度（下部軸受）[℃]	約27	約21	約20	約24	データ種類	民間航空機 大型民間航空機	自衛隊機又は米軍機 訓練空域外を飛行中		基地-訓練空域間往復時	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	評価温度（上部軸受）[℃]	約35	約32	約25	約33	評価温度（下部軸受）[℃]	約44	約41	約44	約42	<p>表7-20 原子炉補機冷却海水ポンプの評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1368 180 1957 355"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>民間航空機</th> <th>自衛隊機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定する航空機</td> <td>B747-400</td> <td>F-15</td> </tr> <tr> <td>評価温度（下部軸受）[℃]</td> <td>約59</td> <td>約59</td> </tr> </tbody> </table> <p>(13) 航空機墜落による火災と危険物タンク火災の重畳</p> <p>a. 重畳する危険物タンクの選定</p> <p>航空機墜落による火災が発生した場合に重畳を考慮する危険物タンクを検討する。航空機墜落確率が10⁻⁷[回/炉・年]となる航空機墜落位置とその周辺の危険物施設の位置を図7-10に示す。</p> <p>発電用原子炉施設周辺には多量の油を保有する3号炉補助ボイラ燃料タンクがあることから、航空機墜落による火災との重畳火災を考慮する危険物タンクは、保有量の大きい3号炉補助ボイラ燃料タンクとする。</p> <p>なお、対象航空機は熱影響の大きいB747-400とし、航空機墜落位置は航空機墜落による火災の影響が最も厳しくなるよう墜落確率が10⁻⁷[回/炉・年]となる位置とする。</p>	項目	民間航空機	自衛隊機	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	想定する航空機	B747-400	F-15	評価温度（下部軸受）[℃]	約59	約59	<p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は、敷地内危険物貯蔵施設等の中で最も熱影響が大きい3号炉補助ボイラ燃料タンクによる重畳火災を想定している。</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は航空機の中で最も熱影響が大きいB747-400による重畳火災を想定している。</p> <p>【女川】記載方針の相違</p>
データ種類	民間航空機 大型民間航空機			自衛隊機又は米軍機 訓練空域外を飛行中			基地-訓練空域間往復時																																									
		空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機																																													
評価温度（上部軸受）[℃]	約35	約28	約27	約32																																												
評価温度（下部軸受）[℃]	約27	約21	約20	約24																																												
データ種類	民間航空機 大型民間航空機	自衛隊機又は米軍機 訓練空域外を飛行中		基地-訓練空域間往復時																																												
		空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機																																													
評価温度（上部軸受）[℃]	約35	約32	約25	約33																																												
評価温度（下部軸受）[℃]	約44	約41	約44	約42																																												
項目	民間航空機	自衛隊機																																														
	大型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機																																														
想定する航空機	B747-400	F-15																																														
評価温度（下部軸受）[℃]	約59	約59																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉

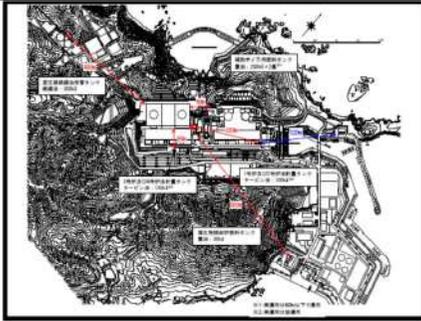


図1：屋外危険物タンクの位置

(2)航空機落下による火災と屋外危険物タンクの火災が同時に発生した場合の影響評価

航空機落下に起因する敷地内危険物タンク火災が原子炉施設へ影響を及ぼす可能性としては、航空機落下による火災により危険物タンクの火災が誘発される場合と危険物タンクに直接航空機が落下し同時に火災が発生する場合が考えられる。

a. F-15と補助ボイラ用燃料タンクの火災の重畳について

3号炉の原子炉施設の外壁に対して、補助ボイラ用燃料タンクの火災の評価結果が最も厳しいものであるため、補助ボイラ用燃料タンクの火災と、3号炉についての航空機落下に起因する火災として評価結果が厳しい軍用機の戦闘機等（F-15）の落下による火災が同時に発生した場合について検討した。F-15の落下位置は、保守的に原子炉施設から44mとしている。

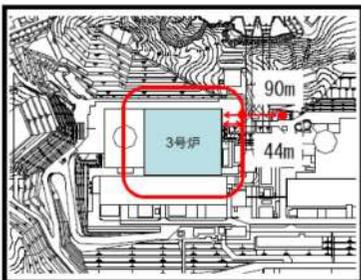
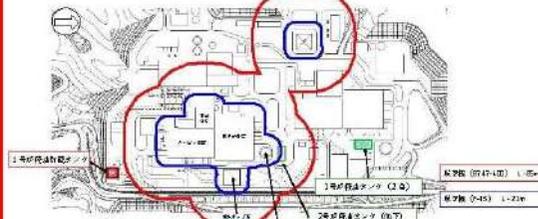


図2：航空機落下地点と補助ボイラ燃料タンクの位置関係

女川原子力発電所2号炉

第2-27表 重畳評価で想定するケース

想定ケース	評価対象施設
F-15及び3号炉軽油タンク	原子炉建屋 排気筒
F-15及び1号炉軽油貯蔵タンク	制御建屋 タービン建屋 原子炉補機冷却水ポンプ及び 高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ
B747及び3号炉軽油タンク	廃水貯蔵タンク



第2-18図 航空機墜落位置と危険物貯蔵施設的位置

b. 評価に必要なデータ

第2-28表 重畳評価に必要なデータ

項目	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク	自衛隊機又は米軍機 (F-15)	民間航空機 (B747)
燃料の種類	軽油	軽油	JP-4	Jet A-1
燃料量 [kg]	620	660	14,87	216.84
放射熱強度 [W/m²]	42 × 10³	42 × 10³	58 × 10³	50 × 10³
燃焼速度 [W/m²]	5.11 × 10³	5.11 × 10³	6.71 × 10³	4.64 × 10³
燃焼面積 [m²]	340	380.85	44.8	700
燃焼半径 [m]	10.404	11.012	3.768	14.928
燃焼継続時間 [s]	35.666	33.805	4.969	6.677

次の式から形態係数を算出する。

$$\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right)$$

ただし、 $m = \frac{H}{R}$, $n = \frac{L}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$
 ϕ : 形態係数 [-], H: 炎の高さ [m], R: 燃焼半径 [m], L: 離隔距離 [m]

火災の火炎から任意の位置にある点（受熱点）の放射強度は、放射発散度に形態係数を掛けた値となる。次式から放射強度を算出する。

泊発電所3号炉



図7-10 航空機墜落位置と危険物貯蔵施設的位置

b. 評価に必要なデータ

表7-21 重畳評価に必要となるデータ

項目	3号炉補助ボイラ燃料タンク	大型民間航空機 (B747-400)
燃料の種類	重油	Jet A-1
燃料量 [kg]	410	216.84
放射熱強度 [W/m²]	23,000	50,000
燃焼速度 [W/m²]	3.50 × 10³	4.64 × 10³
燃焼面積 [m²]	482.79	700
燃焼半径 [m]	12.40	14.93
燃焼継続時間 [s]	24,284	6,680

次の式から形態係数を算出する。

$$\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right)$$

$m = \frac{H}{R}$, $n = \frac{L}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$

H: 火災長 [m], R: 燃焼半径 [m], L: 離隔距離 [m]

火災の火炎から任意の位置にある点（受熱点）の放射強度は、放射発散度に形態係数を掛けた値となる。次式から放射強度を算出する。

【女川】設計方針の相違
 ・評価対象施設のの違いによる重畳火災ケースの相違

【女川】設計方針の相違
 ・評価対象施設のの違いによる評価条件の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉

評価の結果、図3のとおり、原子炉施設外壁の表面の温度は約121℃となり、コンクリートの許容温度（200℃）を超えることはなく、原子炉施設に影響を与えることはないことを確認した。

なお、燃焼継続時間以降は、熱源がなくなることから初期温度まで徐々に低下する。

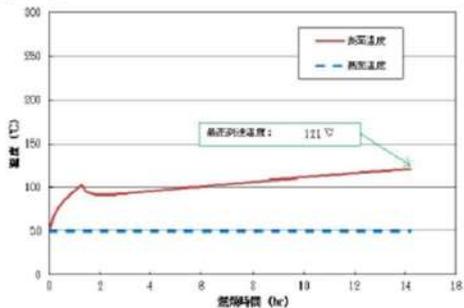


図3：燃焼継続時間終了までの原子炉施設外壁における温度上昇

b. B747-400と補助ボイラ用燃料タンクの火災の重畳について
 F-15に比べて燃料の保有量が多く、燃焼継続時間が長いケースとして、B747-400の火災が同時に発生した場合について検討した。
 B747-400の落下位置は、原子炉施設から206mとなっている。

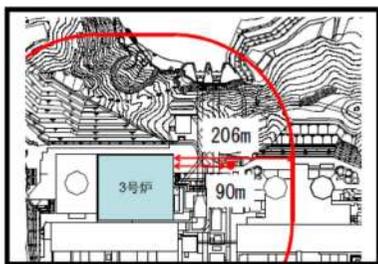


図4：航空機（B747-400）落下地点とタンクの位置関係

評価結果は図5のとおりであり、原子炉施設外壁の表面の温度は約121℃となり、コンクリートの許容温度としている200℃を超えることはなく、原子炉施設に影響を与えることはないことを確認した。

なお、燃焼継続時間以降は、熱源がなくなることから初期温度まで徐々に低下する。

女川原子力発電所2号炉

$$E = R_f \cdot \phi$$

E：放射強度 [W/m²], R_f:放射発散度 [W/m²], φ:形態係数 [-]

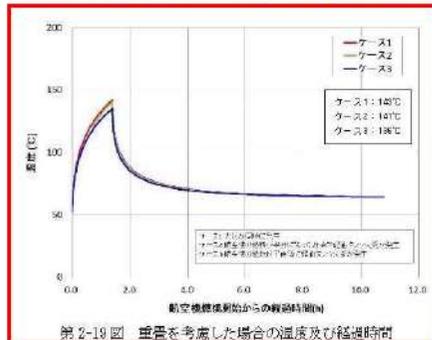
第2-20表 形態係数の算出結果

火災源	評価対象施設	対象までの距離距離 [m]	形態係数 φ [-]	放射強度 E [W/m ²]
3号炉 軽油タンク	原子炉建屋	181	8.512×10 ⁻⁹	224
	軽油貯蔵タンク	174	7.850×10 ⁻⁹	330
	排気筒	207	6.548×10 ⁻⁹	233
1号炉軽油 貯蔵タンク	制御建屋	173	6.820×10 ⁻⁹	279
	タービン建屋	105	1.808×10 ⁻⁸	302
F-15	原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	193	5.353×10 ⁻⁹	225
	各種屋、排気筒、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	21	5.793×10 ⁻⁸	3,360
B747	軽油貯蔵タンク	86	6.679×10 ⁻⁸	2,790

c. 重畳における火災発生タイミング

ここで重畳を考慮した場合、航空機墜落による火災と同時に軽油タンクが延焼する場合は放射強度が大きくなり、航空機が墜落後時間において軽油タンクが発火する場合は燃焼継続時間が大きくなることから、それらを以下のケースごとに、評価を実施し、火災が同時に発生する場合が最大温度となることを確認した（第2-19図）。

- ケース1：火災が同時に発生する場合
- ケース2：航空機の燃料が半分となった時点で軽油タンク火災が発生
- ケース3：航空機の燃焼終了直後に軽油タンク火災が発生



島根原子力発電所2号炉 添付資料7
 (12)航空機墜落による火災と危険物タンク火災の重畳

第2-22表 原子炉建物外壁の温度評価結果

項目	ケース1	ケース2	ケース3
放射強度 [W/m ²]	1,875.6 (最大)	1,877.6 (最大)	1,804.8 (最大)
燃焼継続時間 [h]	10.73	11.66	12.59
表面温度 [℃]	109	108	107

泊発電所3号炉

$$E = R_f \times \phi$$

E：放射強度 [W/m²], R_f:放射発散度 [W/m²], φ:形態係数

表7-22 形態係数の算出結果

火災源	評価対象施設	距離距離 [m]	形態係数	放射強度 [W/m ²]
3号炉補助ボイラ 燃料タンク	原子炉建屋	57	0.081	1,883
	原子炉補助建屋	112	※1	※1
	ディーゼル発電機建屋	43	0.13	2,980
B747-400	循環水ポンプ建屋	100	0.050	880
	排気筒	57	0.081	1,883
	原子炉補機冷却海水ポンプ	100	0.050	880
B747-400	全対象	140	0.023	1,150

※1：原子炉建屋と同一の構造であり、距離距離が長いことから、原子炉建屋の結果に包絡される

c. 重畳における火災発生タイミング

ここで重畳を考慮した場合、航空機墜落による火災と同時に3号炉補助ボイラ燃料タンクが延焼する場合は放射強度が大きくなり、航空機が墜落後時間において3号炉補助ボイラ燃料タンクが発火する場合は燃焼継続時間が大きくなることから、それらを以下のケースごとに、評価を実施し、火災が同時に発生する場合が最大温度となることを確認した（表7-23）。

- ケース1：火災が同時に発生する場合
- ケース2：航空機の燃料が半分となった時点で3号炉補助ボイラ燃料タンク火災が発生
- ケース3：航空機の燃焼終了直後に3号炉補助ボイラ燃料タンク火災が発生

表7-23 重畳を考慮した場合のコンクリート温度及び経過時間

項目	ケース1	ケース2	ケース3
放射強度 (最大) [W/m ²]	3,013	3,013	1,883
燃焼継続時間 [h]	6.74	7.87	8.60
表面温度 [℃]	約171	約170	約170

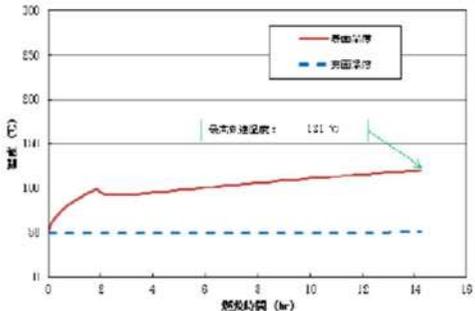
【女川】設計方針の相違・評価対象施設のの違いによる評価結果の相違

【女川】設計方針の相違・地域特性に伴う評価対象の相違

【女川】設計方針の相違・評価対象施設のの違いによる評価結果の相違（泊と女川で一審厳しくなる発生タイミングは同時発生する場合であり、差異はない。また、温度差が殆どないため視認性の観点から島根同様に表形式とした。）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図5：補助ボイラ用燃料タンクおよびB747-400の落下による火災を考慮したときの燃焼継続時間終了までの原子炉施設外壁における温度上昇</p>	<p>d. 評価結果</p> <p>重量評価で想定される輻射強度及び燃焼継続時間を用いて、以下の式から評価温度を算出した。ただし、建屋表面温度が許容温度である200°Cを超える場合には、周囲への放熱を考慮した式を算出する。</p> <p>・建屋（原子炉建屋、制御建屋、タービン建屋）に係る評価式</p> $\rho C_p \frac{\partial T}{\partial t} = \frac{\partial}{\partial x} \left(\lambda \frac{\partial T}{\partial x} \right)$ <p>T：外壁温度[°C]，x：コンクリート深さ[m]，t：火災継続時間[s] λ：コンクリート熱伝導率（1.74[W/m・K]） ρ：コンクリート比熱（969[J/kg・K]），ρ：コンクリート密度（2,400[kg/m³]</p> <p>・排気筒に係る評価式</p> $T = T_0 + \frac{\varepsilon E}{2h}$ <p>T₀：初期温度 50[°C]，E：輻射強度 [W/m²]，ε：排気筒表面の吸収率 (0.9) ※ h：排気筒表面熱伝達率 17[W/m²・K]※ ※1：伝熱工学資料 ※2：空気の対流・衛生工学便覧（外表面の熱伝達率は、委熱面の形状や周囲の環境条件を受け変化するが、一般的な値として垂直外表面、屋根面及び上向き表面の夏季、冬季の値が示されている。評価上放熱が少ない方が保守的であることである。これらのうち最も小さい値である 17[W/m²・K]を用いる。）</p>	<p>d. 評価結果</p> <p>重量評価で想定される輻射強度及び燃焼継続時間を用いて、以下の式から評価温度を算出した。ただし、原子炉建屋及び原子炉補助建屋外壁は厚さ 60mm の PC 板（プレキャスト・コンクリート板）を外壁コンクリート打設時の型枠及び外装材としており、建屋構造体としての強度を期待していないことを考慮して、その内側の躯体コンクリート外表面の温度で評価する。また、ディーゼル発電機建屋は防護措置として外壁に断熱材及び天井スラブにコンクリート板を設置した状態で評価する。</p> <p>・建屋（原子炉建屋、原子炉補助建屋、循環水ポンプ建屋及びディーゼル発電機建屋天井スラブ）に係る評価式</p> $\rho C_p \frac{\partial T}{\partial t} = \frac{\partial}{\partial x} \left(\lambda \frac{\partial T}{\partial x} \right)$ <p>T：建屋温度[°C]，x：コンクリート深さ[m]，t：時間[s] λ：コンクリート熱伝導率（1.74[W/m・K]） ρ：コンクリート比熱（969[J/kg・K]），ρ：コンクリート密度（2,400[kg/m³]</p> <p>・ディーゼル発電機建屋（障壁（断熱材））に係る評価式</p> $q_0 = (q_{or} + q_{oc}) = q_1 = q_{2r} + q_{2c} = q_3 = q_4$ $q_{or} = \sigma \varepsilon_0 F_0 (T_0^4 - T_a^4), q_{oc} = h_0 (T_0 - T_a)$ $q_1 = -\lambda_1 \frac{T_1 - T_0}{d_1}$ $q_{2r} = \sigma \frac{1}{\frac{1}{\varepsilon_1} + \frac{1}{\varepsilon_2} - 1} (T_1^4 - T_2^4), q_{2c} = \frac{h_2}{2} (T_1 - T_2)$ $q_3 = -\lambda_3 \frac{T_3 - T_2}{d_3}$ $q_{4c} = h_3 (T_3 - T_a)$ <p>σ：ステファンボルツマン定数[W/m²・K⁴]，ε₀：障壁表面の輻射率[-] F₀：障壁表面からの輻射放熱の形係数[-]，T_a：雰囲気温度[°C] h₀：障壁表面の対流熱伝達率[W/m²・K]，λ₁：障壁の熱伝導率[W/m・K] d₁：障壁の厚み[mm]，ε₁：障壁裏面の輻射率[-]，ε₂：コンクリート表面の輻射率[-] h₁：障壁裏面の対流熱伝達率[W/m²・K]，λ₃：コンクリートの熱伝導率[W/m・K] d₃：障壁の厚み[mm]，h₃：コンクリート裏面の熱伝達率[W/m²・K]</p> <p>・排気筒に係る評価式</p> $T_s = T_0 + \frac{\varepsilon E}{2h}$ <p>T₀：初期温度 [°C]，T_s：表面温度 [°C]，E：輻射強度 [W/m²] ε：吸収率 [-]，h：熱伝達率 [W/m²・K]</p>	<p>【女川】設計方針の相違</p> <p>・泊のディーゼル発電機建屋は防護措置として壁に断熱材、天井にコンクリート板を設置していることから、その効果を加味したコンクリート躯体表面温度で評価する。また、原子炉建屋及び原子炉補助建屋は、PC板（プレキャスト・コンクリート板）を外壁コンクリート打設時の型枠及び外装材としており、建屋構造体としての強度を期待していないことを考慮して、その内側の躯体コンクリート外表面の温度で評価する。循環水建屋については躯体コンクリート表面温度で評価する。なお、建屋（原子炉建屋、原子炉補助建屋、循環水ポンプ建屋）に係る評価では保守的に放熱は考慮していない。</p> <p>・泊は周囲への放熱を考慮していない。</p> <p>【女川】設計方針の相違</p> <p>・泊は保守的に吸収率を1.0として評価</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p>添付資料-10</p> <p>3. 評価結果</p> <p>以上の結果から、航空機落下により発電所の敷地内で火災が発生した場合を想定したとしても、原子炉施設の温度は、許容温度を超えないため、安全機能を有する構築物、系統および機器を内包する原子炉施設に熱影響をおよぼすことはない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>・復水貯蔵タンクに係る評価式</p> $T = T_0 + \frac{Et \left(\frac{\pi D_o^2 h}{2} + \frac{\pi D_o^2}{4} \right)}{\rho_w C_{pw} V + \rho_s C_{ps} \left[\frac{(D_o^2 - D_i^2) \pi h}{4} + 2\pi \frac{D_o^2}{4} e \right]}$ <p>T_0：初期温度〔50〔℃〕〕、E：輻射強度〔W/m²〕、t：燃焼継続時間〔s〕 D_o：タンク外径〔20.01〔m〕〕、h：タンク円筒高さ〔11.8〔m〕〕 D_i：タンク内径〔20.0〔m〕〕、e：タンク最小板厚〔0.008〔m〕〕 ρ_w：水の密度〔979.9〔kg/m³〕〕^{※1}、C_{pw}：水の比熱〔4188〔J/kg・K〕〕^{※1} V：水の体積〔830〔m³〕〕、ρ_s：タンク壁材密度〔7300〔kg/m³〕〕^{※2} C_{ps}：タンク壁材比熱〔475〔J/kg・K〕〕^{※2}</p> <p>※1：伝熱工学資料第5版記載値（純水）を80℃となるように線形補間した値 ※2：伝熱工学資料第5版記載値（キルド鋼）</p> <p>・原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプに係る評価式</p> $T = T_0 + \frac{E \times A_T}{G \times C_p}$ <p>T：評価温度〔℃〕、T_0：通常運転時の上昇温度〔℃〕 E：輻射強度〔W/m²〕、A_T：受熱面積〔m²〕 G：熱容量〔=G×Cp〕、G：重量流量〔kg/s〕、C_p：空気比熱〔J/kg・K〕</p> <p>この結果、第2-30表に示すとおり、どのケースにおいても許容温度を下回ることを確認した。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">第2-30表 重量評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>重量評価の想定</th> <th>評価対象施設</th> <th>評価温度〔℃〕</th> <th>許容温度〔℃〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">F15及び3号炉 軽油タンク</td> <td>原子炉建屋</td> <td>約143</td> <td><200</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>約148</td> <td><325</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">715及び1号炉軽油 貯蔵タンク</td> <td>制御建屋</td> <td>約143</td> <td><200</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>約158</td> <td><200</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機</td> <td>約38(上部軸受)</td> <td><40(上部軸受)</td> </tr> <tr> <td>冷却海水ポンプ</td> <td>約30(下部軸受)</td> <td><55(下部軸受)</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプ</td> <td>約38(上部軸受)</td> <td><55(上部軸受)</td> </tr> <tr> <td>B747及び3号炉 軽油タンク</td> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>約58</td> <td><88</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(14) 火災による熱影響の有無の評価</p> <p>以上の結果から、航空機墜落による火災が発生した場合を想定したとしても、外壁面の温度、評価対象施設の温度が許容限界温度を超えないことから、発電用原子炉施設に熱影響を及ぼすことはないと評価する。</p>	重量評価の想定	評価対象施設	評価温度〔℃〕	許容温度〔℃〕	F15及び3号炉 軽油タンク	原子炉建屋	約143	<200	排気筒	約148	<325	715及び1号炉軽油 貯蔵タンク	制御建屋	約143	<200	タービン建屋	約158	<200	原子炉補機	約38(上部軸受)	<40(上部軸受)	冷却海水ポンプ	約30(下部軸受)	<55(下部軸受)	高圧炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプ	約38(上部軸受)	<55(上部軸受)	B747及び3号炉 軽油タンク	復水貯蔵タンク	約58	<88	<p>・原子炉補機冷却海水ポンプに係る評価式</p> $T_R^{n+1} = T_R^n + \frac{(Q_{in} + q_F^2 \times A_F) - (T_R^n - T_{in}) \times G_{air} \times C_{pin}}{W_R^n \times C_{PR}} \times \Delta t$ <p>T_{in}：外気温〔℃〕、T_R：建屋内気温〔℃〕、Q_{in}：建屋内のポンプモータの放熱量〔W〕 q_F：外部火災からの輻射熱受熱熱流束〔W/m²〕、A_F：輻射受熱面積〔m²〕 G_{air}：換気風量〔kg/s〕、W_R：建屋内空気重量〔kg〕、C_{pin}：空気比熱〔J/kg・K〕、 C_{PR}：建屋内空気比熱〔J/kg・K〕、Δt：時間刻み〔s〕</p> <p>この結果、表7-24に示すとおり、どのケースにおいても許容温度を下回ることを確認した。</p> <p style="text-align: center;">表7-24 重量評価結果</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>火災源</th> <th>評価対象施設</th> <th>評価温度〔℃〕</th> <th>許容温度〔℃〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">B747-400 及び 3号炉補助ボイラー 燃料タンク</td> <td>原子炉建屋</td> <td>約171</td> <td><200</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>※1</td> <td><200</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル 発電機建屋</td> <td>約167</td> <td><200</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>約135</td> <td><200</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>約139</td> <td><325</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却 海水ポンプ</td> <td>約68</td> <td><80</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉建屋と同一の構造であり、離隔距離が長いことから、原子炉建屋の結果に包絡される</p> </div> <p>(14) 火災による熱影響の有無の評価</p> <p>以上の結果から、航空機墜落による火災が発生した場合を想定したとしても、外壁面の温度、評価対象施設の温度が許容限界温度を超えないことから、発電用原子炉施設に熱影響を及ぼすことはないと評価する。</p>	火災源	評価対象施設	評価温度〔℃〕	許容温度〔℃〕	B747-400 及び 3号炉補助ボイラー 燃料タンク	原子炉建屋	約171	<200	原子炉補助建屋	※1	<200	ディーゼル 発電機建屋	約167	<200	循環水ポンプ建屋	約135	<200	排気筒	約139	<325	原子炉補機冷却 海水ポンプ	約68	<80	<p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊には屋外に同様のタンクがないため評価していない。 <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊には屋外に同様のポンプがないため評価していない。また、原子炉補機冷却海水ポンプは建屋内に設置されていることから評価式が異なる。 <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象施設の違いによる評価結果の相違
重量評価の想定	評価対象施設	評価温度〔℃〕	許容温度〔℃〕																																																						
F15及び3号炉 軽油タンク	原子炉建屋	約143	<200																																																						
	排気筒	約148	<325																																																						
715及び1号炉軽油 貯蔵タンク	制御建屋	約143	<200																																																						
	タービン建屋	約158	<200																																																						
	原子炉補機	約38(上部軸受)	<40(上部軸受)																																																						
	冷却海水ポンプ	約30(下部軸受)	<55(下部軸受)																																																						
	高圧炉心スプレイ 補機冷却海水ポンプ	約38(上部軸受)	<55(上部軸受)																																																						
B747及び3号炉 軽油タンク	復水貯蔵タンク	約58	<88																																																						
火災源	評価対象施設	評価温度〔℃〕	許容温度〔℃〕																																																						
B747-400 及び 3号炉補助ボイラー 燃料タンク	原子炉建屋	約171	<200																																																						
	原子炉補助建屋	※1	<200																																																						
	ディーゼル 発電機建屋	約167	<200																																																						
	循環水ポンプ建屋	約135	<200																																																						
	排気筒	約139	<325																																																						
	原子炉補機冷却 海水ポンプ	約68	<80																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

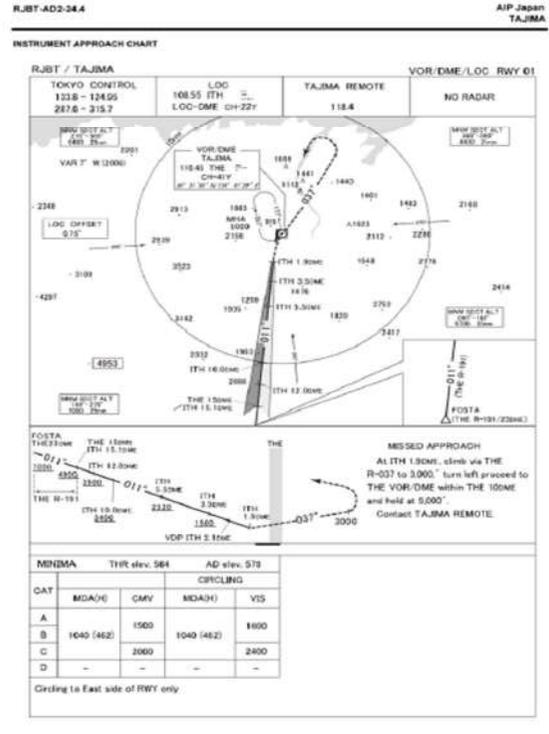
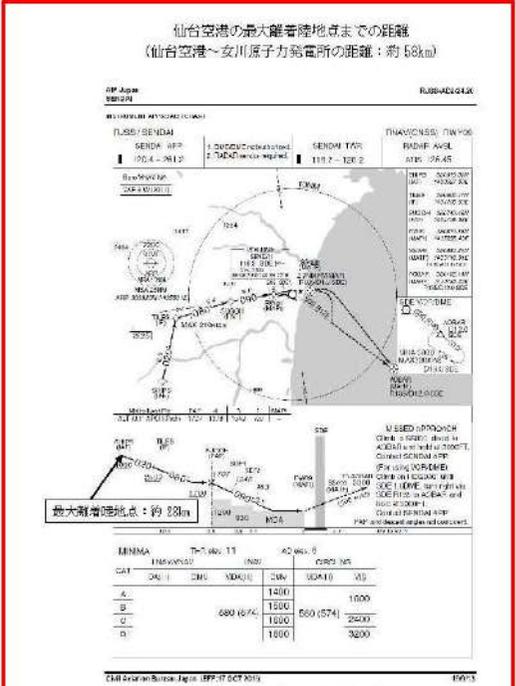
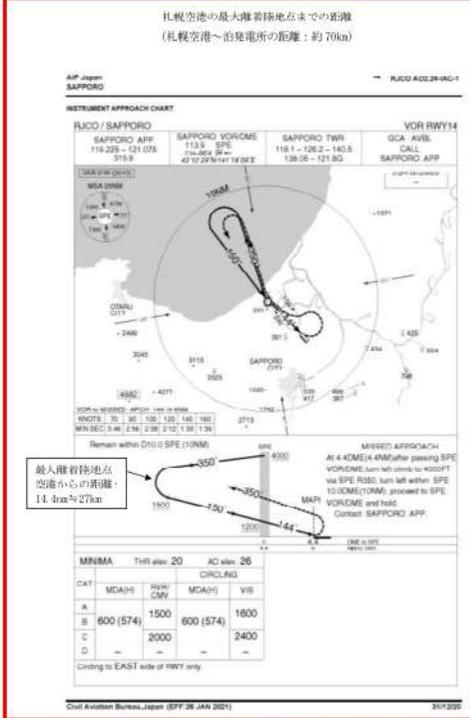
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
	<p>別紙7-1</p> <p>火災影響評価における対象航空機</p> <p>実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準（内規）では、第1表に示すとおり計器飛行方式及び有視界飛行方式の民間航空機、自衛隊機及び在日米軍機について対象航空機の種類がなされている。火災影響評価では、色別で示す4つのグループに分けて評価を実施している。</p> <div data-bbox="719 469 1301 1201" data-label="Table"> <p>第1表 評価対象航空機の種類と種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機体規模</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th rowspan="2">評価対象</th> </tr> <tr> <th>計器飛行方式</th> <th>有視界飛行方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大型機</td> <td>定期便：評価対象 (例) 大規模客機 (B747, B777等)</td> <td>定期便：該当なし</td> <td>評価対象 (例) 自衛隊機 (F-4EJ2, F-15等)</td> </tr> <tr> <td>不定期便：評価対象外</td> <td>不定期便：評価対象 (例) 海上保安庁の патруル機 (P-1) 90型等、民間の社有機 (三菱式 M11-300型) 等</td> <td>評価対象 (例) 自衛隊機 (F-16, FA-18等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型機</td> <td>定期便：評価対象外</td> <td>定期便：評価対象外</td> <td>評価対象</td> </tr> <tr> <td>不定期便：評価対象外</td> <td>不定期便：評価対象 (例) 海上保安庁の patrol機 (P-1) 90型等、民間の社有機 (三菱式 M11-300型) 等</td> <td>評価対象 (例) 自衛隊機 (T-1等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大型機</td> <td>定期便：評価対象外</td> <td>定期便：評価対象外</td> <td>評価対象</td> </tr> <tr> <td>不定期便：評価対象外</td> <td>不定期便：評価対象 (例) 自衛隊機 (UH-60等)、在日米軍機 (CH-53等)</td> <td>評価対象 (例) 自衛隊機 (UH-60等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型機</td> <td>定期便：評価対象外</td> <td>定期便：評価対象外</td> <td>評価対象</td> </tr> <tr> <td>不定期便：評価対象外</td> <td>不定期便：評価対象 (例) 自衛隊機 (OH-6等)、在日米軍機 (UH-1等)</td> <td>評価対象 (例) 自衛隊機 (OH-6等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 計器飛行方式で飛行する大型固定翼機の不定期便は、定期便と比べて運航回数が極めて少ないことから、評価対象外とする。</p> <p>注2) 小型固定翼機及び回転翼機の定期便については、定期便と比べて運航回数が多い場合があるため、定期便と評価対象外とする。</p> <p>注3) 小型固定翼機及び回転翼機では、リアレストベースで計器飛行方式による飛行が可能となっているが、原則としては、有視界飛行方式による飛行形態を取っていることから、本基準では、全て有視界飛行方式として評価することとする。</p> <p>出典：「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準（内規）」</p> <p>■ 大型民間航空機 ■ 自衛隊機又は米軍機（空中給油機等、高度での巡航が想定される大型固定翼機） ■ 小型民間航空機 ■ 自衛隊機又は米軍機（そのほか大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）</p> </div>	機体規模	民間航空機		評価対象	計器飛行方式	有視界飛行方式	大型機	定期便：評価対象 (例) 大規模客機 (B747, B777等)	定期便：該当なし	評価対象 (例) 自衛隊機 (F-4EJ2, F-15等)	不定期便：評価対象外	不定期便：評価対象 (例) 海上保安庁の патруル機 (P-1) 90型等、民間の社有機 (三菱式 M11-300型) 等	評価対象 (例) 自衛隊機 (F-16, FA-18等)	小型機	定期便：評価対象外	定期便：評価対象外	評価対象	不定期便：評価対象外	不定期便：評価対象 (例) 海上保安庁の patrol機 (P-1) 90型等、民間の社有機 (三菱式 M11-300型) 等	評価対象 (例) 自衛隊機 (T-1等)	大型機	定期便：評価対象外	定期便：評価対象外	評価対象	不定期便：評価対象外	不定期便：評価対象 (例) 自衛隊機 (UH-60等)、在日米軍機 (CH-53等)	評価対象 (例) 自衛隊機 (UH-60等)	小型機	定期便：評価対象外	定期便：評価対象外	評価対象	不定期便：評価対象外	不定期便：評価対象 (例) 自衛隊機 (OH-6等)、在日米軍機 (UH-1等)	評価対象 (例) 自衛隊機 (OH-6等)	<p>別紙7-1</p> <p>火災影響評価における対象航空機</p> <p>実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準（内規）では、第1表に示すとおり計器飛行方式及び有視界飛行方式の民間航空機、自衛隊機及び在日米軍機について対象航空機の種類がなされている。火災影響評価では、色別で示す4つのグループに分けて評価を実施している。</p> <div data-bbox="1350 469 1968 1230" data-label="Table"> <p>表1 評価対象航空機の種類と種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機体規模</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th rowspan="2">評価対象</th> </tr> <tr> <th>計器飛行方式</th> <th>有視界飛行方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大型機</td> <td>定期便：評価対象 (例) 大規模客機 (B747, B777等)</td> <td>定期便：該当なし</td> <td>評価対象 (例) 自衛隊機 (F-4EJ2, F-15等)</td> </tr> <tr> <td>不定期便：評価対象外</td> <td>不定期便：評価対象 (例) 海上保安庁の patrol機 (P-1) 90型等、民間の社有機 (三菱式 M11-300型) 等</td> <td>評価対象 (例) 自衛隊機 (F-16, FA-18等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型機</td> <td>定期便：評価対象外</td> <td>定期便：評価対象外</td> <td>評価対象</td> </tr> <tr> <td>不定期便：評価対象外</td> <td>不定期便：評価対象 (例) 海上保安庁の patrol機 (P-1) 90型等、民間の社有機 (三菱式 M11-300型) 等</td> <td>評価対象 (例) 自衛隊機 (T-1等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大型機</td> <td>定期便：評価対象外</td> <td>定期便：評価対象外</td> <td>評価対象</td> </tr> <tr> <td>不定期便：評価対象外</td> <td>不定期便：評価対象 (例) 自衛隊機 (UH-60等)、在日米軍機 (CH-53等)</td> <td>評価対象 (例) 自衛隊機 (UH-60等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型機</td> <td>定期便：評価対象外</td> <td>定期便：評価対象外</td> <td>評価対象</td> </tr> <tr> <td>不定期便：評価対象外</td> <td>不定期便：評価対象 (例) 自衛隊機 (OH-6等)、在日米軍機 (UH-1等)</td> <td>評価対象 (例) 自衛隊機 (OH-6等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 計器飛行方式で飛行する大型固定翼機の不定期便は、定期便と比べて運航回数が極めて少ないことから、評価対象外とする。</p> <p>注2) 小型固定翼機及び回転翼機の定期便については、定期便と比べて運航回数が多い場合があるため、定期便と評価対象外とする。</p> <p>注3) 小型固定翼機及び回転翼機では、リアレストベースで計器飛行方式による飛行が可能となっているが、原則としては、有視界飛行方式による飛行形態を取っていることから、本基準では、全て有視界飛行方式として評価することとする。</p> <p>出典：実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）</p> <p>■ 計器飛行方式民間航空機 ■ 有視界飛行方式民間航空機（大型機） ■ 有視界飛行方式民間航空機（小型機） ■ 自衛隊機又は米軍機</p> </div>	機体規模	民間航空機		評価対象	計器飛行方式	有視界飛行方式	大型機	定期便：評価対象 (例) 大規模客機 (B747, B777等)	定期便：該当なし	評価対象 (例) 自衛隊機 (F-4EJ2, F-15等)	不定期便：評価対象外	不定期便：評価対象 (例) 海上保安庁の patrol機 (P-1) 90型等、民間の社有機 (三菱式 M11-300型) 等	評価対象 (例) 自衛隊機 (F-16, FA-18等)	小型機	定期便：評価対象外	定期便：評価対象外	評価対象	不定期便：評価対象外	不定期便：評価対象 (例) 海上保安庁の patrol機 (P-1) 90型等、民間の社有機 (三菱式 M11-300型) 等	評価対象 (例) 自衛隊機 (T-1等)	大型機	定期便：評価対象外	定期便：評価対象外	評価対象	不定期便：評価対象外	不定期便：評価対象 (例) 自衛隊機 (UH-60等)、在日米軍機 (CH-53等)	評価対象 (例) 自衛隊機 (UH-60等)	小型機	定期便：評価対象外	定期便：評価対象外	評価対象	不定期便：評価対象外	不定期便：評価対象 (例) 自衛隊機 (OH-6等)、在日米軍機 (UH-1等)	評価対象 (例) 自衛隊機 (OH-6等)	<p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違・泊の評価対象航空機にあわせてグループ分けを実施。</p>
機体規模	民間航空機		評価対象																																																																				
	計器飛行方式	有視界飛行方式																																																																					
大型機	定期便：評価対象 (例) 大規模客機 (B747, B777等)	定期便：該当なし	評価対象 (例) 自衛隊機 (F-4EJ2, F-15等)																																																																				
	不定期便：評価対象外	不定期便：評価対象 (例) 海上保安庁の патруル機 (P-1) 90型等、民間の社有機 (三菱式 M11-300型) 等	評価対象 (例) 自衛隊機 (F-16, FA-18等)																																																																				
小型機	定期便：評価対象外	定期便：評価対象外	評価対象																																																																				
	不定期便：評価対象外	不定期便：評価対象 (例) 海上保安庁の patrol機 (P-1) 90型等、民間の社有機 (三菱式 M11-300型) 等	評価対象 (例) 自衛隊機 (T-1等)																																																																				
大型機	定期便：評価対象外	定期便：評価対象外	評価対象																																																																				
	不定期便：評価対象外	不定期便：評価対象 (例) 自衛隊機 (UH-60等)、在日米軍機 (CH-53等)	評価対象 (例) 自衛隊機 (UH-60等)																																																																				
小型機	定期便：評価対象外	定期便：評価対象外	評価対象																																																																				
	不定期便：評価対象外	不定期便：評価対象 (例) 自衛隊機 (OH-6等)、在日米軍機 (UH-1等)	評価対象 (例) 自衛隊機 (OH-6等)																																																																				
機体規模	民間航空機		評価対象																																																																				
	計器飛行方式	有視界飛行方式																																																																					
大型機	定期便：評価対象 (例) 大規模客機 (B747, B777等)	定期便：該当なし	評価対象 (例) 自衛隊機 (F-4EJ2, F-15等)																																																																				
	不定期便：評価対象外	不定期便：評価対象 (例) 海上保安庁の patrol機 (P-1) 90型等、民間の社有機 (三菱式 M11-300型) 等	評価対象 (例) 自衛隊機 (F-16, FA-18等)																																																																				
小型機	定期便：評価対象外	定期便：評価対象外	評価対象																																																																				
	不定期便：評価対象外	不定期便：評価対象 (例) 海上保安庁の patrol機 (P-1) 90型等、民間の社有機 (三菱式 M11-300型) 等	評価対象 (例) 自衛隊機 (T-1等)																																																																				
大型機	定期便：評価対象外	定期便：評価対象外	評価対象																																																																				
	不定期便：評価対象外	不定期便：評価対象 (例) 自衛隊機 (UH-60等)、在日米軍機 (CH-53等)	評価対象 (例) 自衛隊機 (UH-60等)																																																																				
小型機	定期便：評価対象外	定期便：評価対象外	評価対象																																																																				
	不定期便：評価対象外	不定期便：評価対象 (例) 自衛隊機 (OH-6等)、在日米軍機 (UH-1等)	評価対象 (例) 自衛隊機 (OH-6等)																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉 添付資料12（添付資料1）	女川原子力発電所2号炉 別紙7-2	泊発電所3号炉 別紙7-2	相違理由																																												
<p>大飯発電所付近の空港と発電所との距離について</p> <table border="1" data-bbox="71 247 689 475"> <thead> <tr> <th>発電所名</th> <th>空港名</th> <th>発電所との距離^{※1}</th> <th>空港と空港の最大離着陸地点までの距離^{※2}</th> <th>判定</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大飯発電所</td> <td>但馬空港</td> <td>約78km</td> <td>約43km (23nm)</td> <td>対象外</td> <td>添付資料1-1</td> </tr> <tr> <td>大阪国際空港</td> <td>約86km</td> <td>約28km (15nm)</td> <td>対象外</td> <td>添付資料1-2</td> </tr> <tr> <td>福井空港</td> <td>約85km</td> <td>約31km (16.2nm)</td> <td>対象外</td> <td>添付資料1-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：施設と空港の経度、緯度より計測した。 注2：航空路誌(AIP)を参照した。</p> <p>添付資料12（添付資料1-1） 但馬空港の最大離着陸地点までの距離について</p> 	発電所名	空港名	発電所との距離 ^{※1}	空港と空港の最大離着陸地点までの距離 ^{※2}	判定	備考	大飯発電所	但馬空港	約78km	約43km (23nm)	対象外	添付資料1-1	大阪国際空港	約86km	約28km (15nm)	対象外	添付資料1-2	福井空港	約85km	約31km (16.2nm)	対象外	添付資料1-3	<p>計器飛行方式民間航空機の飛行場での離着陸時における航空機墜落確率の評価について</p> <p>計器飛行方式民間航空機の飛行場での離着陸時における航空機墜落確率の評価の必要性について検討した。</p> <p>女川原子力発電所付近に位置する仙台空港と発電所との距離は、仙台空港における最大離着陸距離よりも大きいことから、当該飛行場での離着陸時における航空機墜落確率の評価は不要であることを確認した。</p> <table border="1" data-bbox="750 478 1321 534"> <thead> <tr> <th>空港名</th> <th>発電所との距離^{※1}</th> <th>最大離着陸距離^{※2}</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台空港</td> <td>約58km</td> <td>約28km</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：評価対象 ×：評価対象外 ※1：発電所と仙台空港の緯度、経度より計測した。 ※2：AIPを参照した。(第1図)</p> <p>仙台空港の最大離着陸地点までの距離 (仙台空港～女川原子力発電所の距離：約58km)</p>  <p>第1図 仙台空港の最大離着陸地点 (出典：AIP-JAPAN, 国土交通省航空局)</p>	空港名	発電所との距離 ^{※1}	最大離着陸距離 ^{※2}	判定	仙台空港	約58km	約28km	×	<p>計器飛行方式民間航空機の飛行場での離着陸時における航空機墜落確率の評価について</p> <p>計器飛行方式民間航空機の飛行場での離着陸時における航空機墜落確率の評価の必要性について検討した。</p> <p>泊発電所付近に位置する札幌空港及び新千歳空港と発電所との距離は、札幌空港及び新千歳空港における最大離着陸距離よりも大きいことから、当該飛行場での離着陸時における航空機墜落確率の評価は不要であることを確認した。</p> <table border="1" data-bbox="1355 478 1960 622"> <thead> <tr> <th>発電所名称</th> <th>空港名</th> <th>発電所との距離^{※1}</th> <th>最大離着陸距離^{※2}</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">泊発電所</td> <td>札幌空港</td> <td>約70km</td> <td>約27km (14.4nm)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>新千歳空港</td> <td>約100km</td> <td>約33km (17.6nm)</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：発電所と空港の緯度、経度より計測した。 ※2：航空路誌(AIP)を参照した。</p> <p>札幌空港の最大離着陸地点までの距離 (札幌空港～泊発電所の距離：約70km)</p>  <p>図1 札幌空港の最大離着陸地点</p>	発電所名称	空港名	発電所との距離 ^{※1}	最大離着陸距離 ^{※2}	判定	泊発電所	札幌空港	約70km	約27km (14.4nm)	対象外	新千歳空港	約100km	約33km (17.6nm)	対象外	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映；着色せず）</p> <p>【女川】発電所名の相違 【女川】空港名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による発電所と付近の空港との位置関係及び最大離着陸距離の相違</p>
発電所名	空港名	発電所との距離 ^{※1}	空港と空港の最大離着陸地点までの距離 ^{※2}	判定	備考																																										
大飯発電所	但馬空港	約78km	約43km (23nm)	対象外	添付資料1-1																																										
	大阪国際空港	約86km	約28km (15nm)	対象外	添付資料1-2																																										
	福井空港	約85km	約31km (16.2nm)	対象外	添付資料1-3																																										
空港名	発電所との距離 ^{※1}	最大離着陸距離 ^{※2}	判定																																												
仙台空港	約58km	約28km	×																																												
発電所名称	空港名	発電所との距離 ^{※1}	最大離着陸距離 ^{※2}	判定																																											
泊発電所	札幌空港	約70km	約27km (14.4nm)	対象外																																											
	新千歳空港	約100km	約33km (17.6nm)	対象外																																											

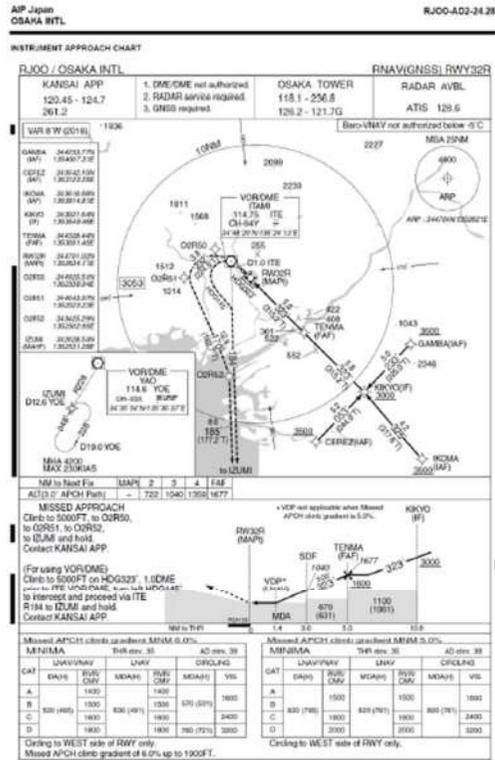
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉

添付資料12（添付資料1-2）

大阪国際空港の最大離着陸地点までの距離について



Civil Aviation Bureau Japan (EPP-31 MAR 2016) 42/16

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

（出典：AIP-JAPAN, 国土交通省航空局）



Civil Aviation Bureau Japan (EPP-7 OCT 2021) 99/21

図2 新千歳空港の最大離着陸地点
 （出典：AIP-JAPAN, 国土交通省航空局）

相違理由

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による発電所と付近の空港との位置関係及び最大離着陸距離の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

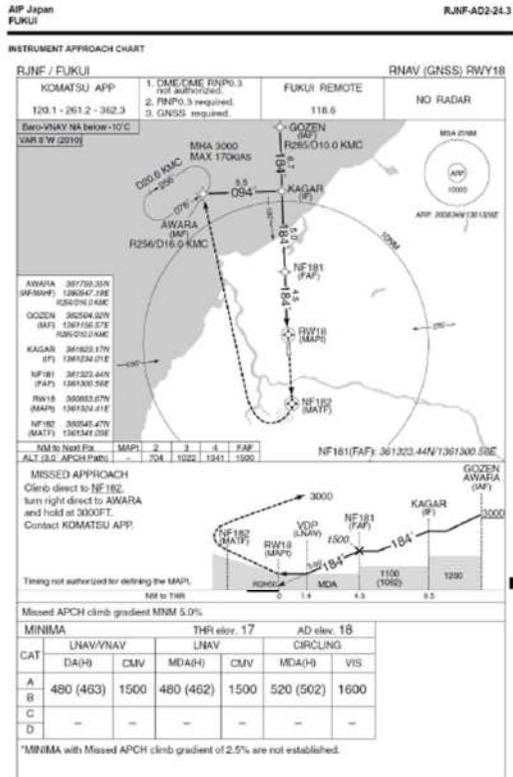
大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

添付資料12（添付資料1-3）
 福井空港の最大離着陸地点までの距離について



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙7-3</p> <p style="text-align: center;">図1 新築燃料貯蔵庫周辺の設備配置</p>		<p>【女川】設計方針の相違 ・泊の上空については 基地—訓練空域間の移 動経路ではないため、 記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉

添付資料10（別表）

有視界飛行方式の航空機（小型固定翼機）の機種名

機種	寸法			燃料量
	全長	全幅	全高	
セスナ 152	約 7.3m	約 10.1m	約 2.6m	
セスナ 172K	約 8.2m	約 11.0m	約 2.7m	約 0.3kL
セスナ 172M	約 8.2m	約 10.9m	約 2.7m	
セスナ 172N	約 8.2m	約 11.0m	約 2.7m	
セスナ 172N-9A	約 8.2m	約 11.0m	約 2.7m	
セスナ 172NAT	約 7.9m	約 10.6m	約 2.7m	
セスナ 172P	約 8.2m	約 11.0m	約 2.7m	約 0.3kL
セスナ 177RG	約 8.3m	約 10.8m	約 2.6m	
セスナ 208B	約 12.7m	約 15.9m	約 4.5m	約 1.3kL
セスナ P210N	約 8.6m	約 11.2m	約 2.9m	
セスナ 404	約 12.0m	約 14.1m	約 4.0m	
パイパー式 PA-28-140	約 7.2m	約 9.1m	約 2.2m	約 0.2kL
パイパー式 PA-28-161	約 7.3m	約 10.7m	約 2.2m	約 0.2kL
パイパー式 PA-28-181	約 7.3m	約 10.7m	約 2.2m	約 0.2kL
ビーチ式 A36	約 8.4m	約 10.2m	約 2.6m	
ビーチ式 A36TC	約 8.4m	約 10.2m	約 2.6m	
ビーチ式 TB10	約 7.7m	約 9.8m	約 3.0m	約 0.3kL
ビーチ式 TB21	約 7.7m	約 9.8m	約 2.9m	約 0.4kL
ソコ式 S-10	約 5.4m	約 7.3m	約 1.5m	約 0.1kL
ビョウ式 S-2B	約 5.4m	約 6.1m	約 2.0m	約 0.2kL
アビオン/ワン式 BN-28-20	約 10.9m	約 14.9m	約 4.2m	
富士重工業式 FA-200-180	約 8.0m	約 9.4m	約 2.6m	
スタンウェイ式 T67MKII	約 7.5m	約 10.6m	約 2.5m	約 0.2kL
ブリテン・ノーマン式 BN-28-20	約 13.1m	約 15.9m	約 4.6m	約 1.8kL

「航空機落下事故に関するデータ」（平成28年6月 原子力規制委員会）、航空事故調査報告書等より作成

女川原子力発電所2号炉

別紙7-4

「有視界方式民間航空機（小型機）」の落下事故で考慮している航空機の燃料積載量

第1表 有視界方式民間航空機（小型機）の燃料積載量（1/5）

機種	燃料積載量[m³]
ドルニエ Do228-200	約 2.4
パイパー PA-42-1000	約 2.2
セスナ 501	約 2.2
ビーチ B200	約 2.1
ガルフストリーム・コマンド 695	約 1.8
セスナ 525/525A サイテーションジェット	約 1.8
ビーチ C90A	約 1.5
セスナ 510	約 1.5
セスナ 425	約 1.4
セスナ 404	約 1.3
セスナ 208	約 1.3
セスナ 208B	約 1.3
ソカタ TBM700	約 1.1
ピラタス PC-6/B2-H4	約 0.9
セスナ 180L/W/A180L	約 0.8
パイパー PA-31-350/PA-31P-350	約 0.7
ビーチ B58	約 0.7
ビーチ 58	約 0.6
セスナ 340	約 0.6
セスナ T303	約 0.6
セスナ 182P/R	約 0.6
セスナ T200G	約 0.6
セスナ 207/T207	約 0.6
パイパー PA-23-250	約 0.5
セスナ T200G	約 0.5
セスナ U200G	約 0.5
ブリテン・ノーマン BN-28-20	約 0.5

※：日本航空機全集より作成。

泊発電所3号炉

別紙7-4

「有視界方式民間航空機（小型機）」の落下事故で考慮している航空機の燃料積載量

表1 有視界方式民間航空機（小型機）の固定翼機の燃料積載量※

機種	燃料積載量[m³]	
	女川	泊
ドルニエ Do228-200	約 2.4	約 2.4
パイパー PA-42-1000	約 2.2	約 2.2
セスナ 501	約 2.2	約 2.2
ビーチ B200	約 2.1	約 2.1
ガルフストリーム・コマンド 695	約 1.8	約 1.8
セスナ 525/525A サイテーションジェット	約 1.8	約 1.8
ビーチ C90A	約 1.5	約 1.5
セスナ 510	約 1.5	約 1.5
セスナ 425	約 1.4	約 1.4
セスナ 404	約 1.3	約 1.3
セスナ 208	約 1.3	約 1.3
セスナ 208B	約 1.3	約 1.3
ソカタ TBM700	約 1.1	約 1.1

※日本航空機全集より作成

【大阪】記載表現の相違

【女川・大阪】記載方針の相違
 ・泊は燃料積載量が1m³以上の機種を記載している。（女川と泊で燃料積載量が最大の機種は同一。大阪は参照図書が異なっている。）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
	<p style="text-align: center;">第1表 有視界方式民間航空機（小型機）の燃料積載量（2/5）</p> <table border="1" data-bbox="719 177 1283 911"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>燃料積載量[m³]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ビーチE33</td><td>約0.5</td></tr> <tr><td>ビーチ35-C33A/F33A/F33C</td><td>約0.5</td></tr> <tr><td>ビーチ35/K36</td><td>約0.5</td></tr> <tr><td>パイパーPA-46-310P</td><td>約0.5</td></tr> <tr><td>パイパーPA-46-350P</td><td>約0.5</td></tr> <tr><td>ロックウェル・コマンド112</td><td>約0.5</td></tr> <tr><td>セスナ172P</td><td>約0.4</td></tr> <tr><td>ソカタ/モランソルニエWS305/303A</td><td>約0.4</td></tr> <tr><td>ビーチB367G</td><td>約0.4</td></tr> <tr><td>パイパーPA-32R-301T</td><td>約0.4</td></tr> <tr><td>パイパーPA-34-200</td><td>約0.4</td></tr> <tr><td>パイパーPA-34-200T</td><td>約0.4</td></tr> <tr><td>パイパーPA-34-220T</td><td>約0.4</td></tr> <tr><td>セスナ172X</td><td>約0.4</td></tr> <tr><td>セスナ172E/L/W</td><td>約0.4</td></tr> <tr><td>セスナ182S</td><td>約0.3</td></tr> <tr><td>セスナ720SH</td><td>約0.3</td></tr> <tr><td>シーラス SR22/SR22T</td><td>約0.3</td></tr> <tr><td>セスナ P210N</td><td>約0.3</td></tr> <tr><td>セスナ 7210W/N</td><td>約0.3</td></tr> <tr><td>ソカタ TB-20</td><td>約0.3</td></tr> <tr><td>ソカタ T521</td><td>約0.3</td></tr> <tr><td>ビーチ A387C</td><td>約0.3</td></tr> <tr><td>ムーニーW30E</td><td>約0.3</td></tr> <tr><td>パイパーPA-28R7-201T</td><td>約0.3</td></tr> <tr><td>セスナ172RG</td><td>約0.3</td></tr> <tr><td>セスナ210-5A</td><td>約0.2</td></tr> <tr><td>セスナ162</td><td>約0.2</td></tr> <tr><td>ムーニーW20J</td><td>約0.2</td></tr> <tr><td>セスナ160B/C</td><td>約0.2</td></tr> <tr><td>ビーチR24R</td><td>約0.2</td></tr> <tr><td>ワコー・クラシック・エアクラフトWF ワコーF5C</td><td>約0.2</td></tr> </tbody> </table> <p>※：日本航空機全集より作成。</p>	機 種	燃料積載量[m ³]	ビーチE33	約0.5	ビーチ35-C33A/F33A/F33C	約0.5	ビーチ35/K36	約0.5	パイパーPA-46-310P	約0.5	パイパーPA-46-350P	約0.5	ロックウェル・コマンド112	約0.5	セスナ172P	約0.4	ソカタ/モランソルニエWS305/303A	約0.4	ビーチB367G	約0.4	パイパーPA-32R-301T	約0.4	パイパーPA-34-200	約0.4	パイパーPA-34-200T	約0.4	パイパーPA-34-220T	約0.4	セスナ172X	約0.4	セスナ172E/L/W	約0.4	セスナ182S	約0.3	セスナ720SH	約0.3	シーラス SR22/SR22T	約0.3	セスナ P210N	約0.3	セスナ 7210W/N	約0.3	ソカタ TB-20	約0.3	ソカタ T521	約0.3	ビーチ A387C	約0.3	ムーニーW30E	約0.3	パイパーPA-28R7-201T	約0.3	セスナ172RG	約0.3	セスナ210-5A	約0.2	セスナ162	約0.2	ムーニーW20J	約0.2	セスナ160B/C	約0.2	ビーチR24R	約0.2	ワコー・クラシック・エアクラフトWF ワコーF5C	約0.2		<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は燃料積載量が1m³以上の機種を記載している。（燃料積載量が最大の機種は同一）</p>
機 種	燃料積載量[m ³]																																																																				
ビーチE33	約0.5																																																																				
ビーチ35-C33A/F33A/F33C	約0.5																																																																				
ビーチ35/K36	約0.5																																																																				
パイパーPA-46-310P	約0.5																																																																				
パイパーPA-46-350P	約0.5																																																																				
ロックウェル・コマンド112	約0.5																																																																				
セスナ172P	約0.4																																																																				
ソカタ/モランソルニエWS305/303A	約0.4																																																																				
ビーチB367G	約0.4																																																																				
パイパーPA-32R-301T	約0.4																																																																				
パイパーPA-34-200	約0.4																																																																				
パイパーPA-34-200T	約0.4																																																																				
パイパーPA-34-220T	約0.4																																																																				
セスナ172X	約0.4																																																																				
セスナ172E/L/W	約0.4																																																																				
セスナ182S	約0.3																																																																				
セスナ720SH	約0.3																																																																				
シーラス SR22/SR22T	約0.3																																																																				
セスナ P210N	約0.3																																																																				
セスナ 7210W/N	約0.3																																																																				
ソカタ TB-20	約0.3																																																																				
ソカタ T521	約0.3																																																																				
ビーチ A387C	約0.3																																																																				
ムーニーW30E	約0.3																																																																				
パイパーPA-28R7-201T	約0.3																																																																				
セスナ172RG	約0.3																																																																				
セスナ210-5A	約0.2																																																																				
セスナ162	約0.2																																																																				
ムーニーW20J	約0.2																																																																				
セスナ160B/C	約0.2																																																																				
ビーチR24R	約0.2																																																																				
ワコー・クラシック・エアクラフトWF ワコーF5C	約0.2																																																																				

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
	<p>第1表 有視界方式民間航空機（小型機）の燃料積載量（kg）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>燃料積載量 [kg]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>セスナ 192S</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>シーラス SR20</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>ソカタ TB200</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>富士FA-200-180</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>富士FA-200-180</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>富士FA-200-180A0</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>ソカタ TB10</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>セスナ 192R</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>クリスティン・インダストリーA-1</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>ガルフストリーム・エアロスペースAG-50</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>セスナ R172E</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>ムーニーW20C</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>ダイヤモン DDA42/DA42YG</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>ダイヤモン DDA40</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>パイパーPA-28-140</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>パイパーPA-28-151</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>パイパーPA-28-161</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>パイパーPA-28-180</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>パイパーPA-28-181</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>パイパーPA-28R-200</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>エクストラEAS30S, 300/L</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>ジャイロフルークSCD1B-160</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>セスナ 172</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>ソカタ TB9</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>モールW-7-286C</td><td>約 0.2</td></tr> <tr><td>セスナ 192B, D, G, H</td><td>約 0.1</td></tr> <tr><td>パイパーPA-28R-201</td><td>約 0.1</td></tr> <tr><td>パイパーPA-28R-201T</td><td>約 0.1</td></tr> <tr><td>ベランカ700BC/300AB</td><td>約 0.1</td></tr> <tr><td>パイパーPA-18-150</td><td>約 0.1</td></tr> <tr><td>エクストラEAS300/200</td><td>約 0.1</td></tr> <tr><td>リパティオンXL-E</td><td>約 0.1</td></tr> <tr><td>アビオン・ビエール・ロバンDE400/180R</td><td>約 0.1</td></tr> <tr><td>ピッツS-2B/S-2C</td><td>約 0.1</td></tr> </tbody> </table> <p>※：日本航空機全集より作成。</p>	機 種	燃料積載量 [kg]	セスナ 192S	約 0.2	シーラス SR20	約 0.2	ソカタ TB200	約 0.2	富士FA-200-180	約 0.2	富士FA-200-180	約 0.2	富士FA-200-180A0	約 0.2	ソカタ TB10	約 0.2	セスナ 192R	約 0.2	クリスティン・インダストリーA-1	約 0.2	ガルフストリーム・エアロスペースAG-50	約 0.2	セスナ R172E	約 0.2	ムーニーW20C	約 0.2	ダイヤモン DDA42/DA42YG	約 0.2	ダイヤモン DDA40	約 0.2	パイパーPA-28-140	約 0.2	パイパーPA-28-151	約 0.2	パイパーPA-28-161	約 0.2	パイパーPA-28-180	約 0.2	パイパーPA-28-181	約 0.2	パイパーPA-28R-200	約 0.2	エクストラEAS30S, 300/L	約 0.2	ジャイロフルークSCD1B-160	約 0.2	セスナ 172	約 0.2	ソカタ TB9	約 0.2	モールW-7-286C	約 0.2	セスナ 192B, D, G, H	約 0.1	パイパーPA-28R-201	約 0.1	パイパーPA-28R-201T	約 0.1	ベランカ700BC/300AB	約 0.1	パイパーPA-18-150	約 0.1	エクストラEAS300/200	約 0.1	リパティオンXL-E	約 0.1	アビオン・ビエール・ロバンDE400/180R	約 0.1	ピッツS-2B/S-2C	約 0.1		<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は燃料積載量が1m³以上の機種を記載している。（燃料積載量が最大の機種は同一）</p>
機 種	燃料積載量 [kg]																																																																								
セスナ 192S	約 0.2																																																																								
シーラス SR20	約 0.2																																																																								
ソカタ TB200	約 0.2																																																																								
富士FA-200-180	約 0.2																																																																								
富士FA-200-180	約 0.2																																																																								
富士FA-200-180A0	約 0.2																																																																								
ソカタ TB10	約 0.2																																																																								
セスナ 192R	約 0.2																																																																								
クリスティン・インダストリーA-1	約 0.2																																																																								
ガルフストリーム・エアロスペースAG-50	約 0.2																																																																								
セスナ R172E	約 0.2																																																																								
ムーニーW20C	約 0.2																																																																								
ダイヤモン DDA42/DA42YG	約 0.2																																																																								
ダイヤモン DDA40	約 0.2																																																																								
パイパーPA-28-140	約 0.2																																																																								
パイパーPA-28-151	約 0.2																																																																								
パイパーPA-28-161	約 0.2																																																																								
パイパーPA-28-180	約 0.2																																																																								
パイパーPA-28-181	約 0.2																																																																								
パイパーPA-28R-200	約 0.2																																																																								
エクストラEAS30S, 300/L	約 0.2																																																																								
ジャイロフルークSCD1B-160	約 0.2																																																																								
セスナ 172	約 0.2																																																																								
ソカタ TB9	約 0.2																																																																								
モールW-7-286C	約 0.2																																																																								
セスナ 192B, D, G, H	約 0.1																																																																								
パイパーPA-28R-201	約 0.1																																																																								
パイパーPA-28R-201T	約 0.1																																																																								
ベランカ700BC/300AB	約 0.1																																																																								
パイパーPA-18-150	約 0.1																																																																								
エクストラEAS300/200	約 0.1																																																																								
リパティオンXL-E	約 0.1																																																																								
アビオン・ビエール・ロバンDE400/180R	約 0.1																																																																								
ピッツS-2B/S-2C	約 0.1																																																																								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																												
	<p>第1表 有視界方式民間航空機（小型機）の燃料積載量（4/5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>燃料積載量[m³]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N3</td><td>約 1.6</td></tr> <tr><td>ベル 412</td><td>約 1.5</td></tr> <tr><td>シコルスキ S-76A</td><td>約 1.5</td></tr> <tr><td>ユーロコプター EC155B/B1</td><td>約 1.3</td></tr> <tr><td>ベル 412EP</td><td>約 1.2</td></tr> <tr><td>ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N1</td><td>約 1.2</td></tr> <tr><td>ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N2</td><td>約 1.2</td></tr> <tr><td>ベル 430</td><td>約 1.1</td></tr> <tr><td>シコルスキ S-70B</td><td>約 1.1</td></tr> <tr><td>シコルスキ S-76A+/S-76C/S-76C+/S-76C++</td><td>約 1.1</td></tr> <tr><td>ユーロコプター EC135P1/P2</td><td>約 0.9</td></tr> <tr><td>川崎 BE117B-1/B-2</td><td>約 0.9</td></tr> <tr><td>川崎 BE117C-2</td><td>約 0.8</td></tr> <tr><td>カマン E-1200</td><td>約 0.9</td></tr> <tr><td>ベル 212</td><td>約 0.8</td></tr> <tr><td>ベル 429</td><td>約 0.8</td></tr> <tr><td>富士ベル 205B</td><td>約 0.8</td></tr> <tr><td>ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365F2</td><td>約 0.7</td></tr> <tr><td>ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365F1</td><td>約 0.7</td></tr> <tr><td>ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N</td><td>約 0.7</td></tr> <tr><td>ユーロコプター EC135T1/T2</td><td>約 0.7</td></tr> <tr><td>ベル 427</td><td>約 0.7</td></tr> <tr><td>川崎 BE117C-1</td><td>約 0.7</td></tr> <tr><td>アグスタ A109K2</td><td>約 0.6</td></tr> <tr><td>富士ベル 204B-2</td><td>約 0.6</td></tr> <tr><td>アグスタ A109E</td><td>約 0.6</td></tr> <tr><td>マッドカール - タグラス 000</td><td>約 0.6</td></tr> <tr><td>アグスタ AV119K^①</td><td>約 0.6</td></tr> <tr><td>ユーロコプター（MBB）Bo105S</td><td>約 0.6</td></tr> <tr><td>アグスタ AV109SP</td><td>約 0.6</td></tr> <tr><td>ユーロコプター（アエロスパシアル）SA361B</td><td>約 0.6</td></tr> <tr><td>アグスタ 109A II</td><td>約 0.6</td></tr> <tr><td>アグスタ A109C</td><td>約 0.6</td></tr> </tbody> </table> <p>※：日本航空機全集より作成。</p>	機 種	燃料積載量[m ³]	ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N3	約 1.6	ベル 412	約 1.5	シコルスキ S-76A	約 1.5	ユーロコプター EC155B/B1	約 1.3	ベル 412EP	約 1.2	ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N1	約 1.2	ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N2	約 1.2	ベル 430	約 1.1	シコルスキ S-70B	約 1.1	シコルスキ S-76A+/S-76C/S-76C+/S-76C++	約 1.1	ユーロコプター EC135P1/P2	約 0.9	川崎 BE117B-1/B-2	約 0.9	川崎 BE117C-2	約 0.8	カマン E-1200	約 0.9	ベル 212	約 0.8	ベル 429	約 0.8	富士ベル 205B	約 0.8	ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365F2	約 0.7	ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365F1	約 0.7	ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N	約 0.7	ユーロコプター EC135T1/T2	約 0.7	ベル 427	約 0.7	川崎 BE117C-1	約 0.7	アグスタ A109K2	約 0.6	富士ベル 204B-2	約 0.6	アグスタ A109E	約 0.6	マッドカール - タグラス 000	約 0.6	アグスタ AV119K ^①	約 0.6	ユーロコプター（MBB）Bo105S	約 0.6	アグスタ AV109SP	約 0.6	ユーロコプター（アエロスパシアル）SA361B	約 0.6	アグスタ 109A II	約 0.6	アグスタ A109C	約 0.6	<p>表2 有視界方式民間航空機（小型機）の回転翼機の燃料積載量[※]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>燃料積載量[m³]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N3</td><td>約 1.6</td></tr> <tr><td>ベル 412</td><td>約 1.5</td></tr> <tr><td>シコルスキ S-76A</td><td>約 1.5</td></tr> <tr><td>ユーロコプター EC155B/B1</td><td>約 1.4</td></tr> <tr><td>ベル 412EP</td><td>約 1.2</td></tr> <tr><td>ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N1</td><td>約 1.2</td></tr> <tr><td>ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N2</td><td>約 1.2</td></tr> <tr><td>三菱 MH2000A</td><td>約 1.1</td></tr> <tr><td>ベル 430</td><td>約 1.1</td></tr> <tr><td>シコルスキ S-76B</td><td>約 1.1</td></tr> <tr><td>シコルスキ S-76A+/S-76C/S-76C+/S-76C++</td><td>約 1.1</td></tr> </tbody> </table> <p>※日本航空機全集より作成</p>	機 種	燃料積載量[m ³]	ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N3	約 1.6	ベル 412	約 1.5	シコルスキ S-76A	約 1.5	ユーロコプター EC155B/B1	約 1.4	ベル 412EP	約 1.2	ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N1	約 1.2	ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N2	約 1.2	三菱 MH2000A	約 1.1	ベル 430	約 1.1	シコルスキ S-76B	約 1.1	シコルスキ S-76A+/S-76C/S-76C+/S-76C++	約 1.1	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は燃料積載量が1m³以上の機種を記載している。（燃料積載量が最大の機種は同一。）</p>
機 種	燃料積載量[m ³]																																																																																														
ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N3	約 1.6																																																																																														
ベル 412	約 1.5																																																																																														
シコルスキ S-76A	約 1.5																																																																																														
ユーロコプター EC155B/B1	約 1.3																																																																																														
ベル 412EP	約 1.2																																																																																														
ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N1	約 1.2																																																																																														
ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N2	約 1.2																																																																																														
ベル 430	約 1.1																																																																																														
シコルスキ S-70B	約 1.1																																																																																														
シコルスキ S-76A+/S-76C/S-76C+/S-76C++	約 1.1																																																																																														
ユーロコプター EC135P1/P2	約 0.9																																																																																														
川崎 BE117B-1/B-2	約 0.9																																																																																														
川崎 BE117C-2	約 0.8																																																																																														
カマン E-1200	約 0.9																																																																																														
ベル 212	約 0.8																																																																																														
ベル 429	約 0.8																																																																																														
富士ベル 205B	約 0.8																																																																																														
ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365F2	約 0.7																																																																																														
ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365F1	約 0.7																																																																																														
ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N	約 0.7																																																																																														
ユーロコプター EC135T1/T2	約 0.7																																																																																														
ベル 427	約 0.7																																																																																														
川崎 BE117C-1	約 0.7																																																																																														
アグスタ A109K2	約 0.6																																																																																														
富士ベル 204B-2	約 0.6																																																																																														
アグスタ A109E	約 0.6																																																																																														
マッドカール - タグラス 000	約 0.6																																																																																														
アグスタ AV119K ^①	約 0.6																																																																																														
ユーロコプター（MBB）Bo105S	約 0.6																																																																																														
アグスタ AV109SP	約 0.6																																																																																														
ユーロコプター（アエロスパシアル）SA361B	約 0.6																																																																																														
アグスタ 109A II	約 0.6																																																																																														
アグスタ A109C	約 0.6																																																																																														
機 種	燃料積載量[m ³]																																																																																														
ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N3	約 1.6																																																																																														
ベル 412	約 1.5																																																																																														
シコルスキ S-76A	約 1.5																																																																																														
ユーロコプター EC155B/B1	約 1.4																																																																																														
ベル 412EP	約 1.2																																																																																														
ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N1	約 1.2																																																																																														
ユーロコプター（アエロスパシアル）AS365N2	約 1.2																																																																																														
三菱 MH2000A	約 1.1																																																																																														
ベル 430	約 1.1																																																																																														
シコルスキ S-76B	約 1.1																																																																																														
シコルスキ S-76A+/S-76C/S-76C+/S-76C++	約 1.1																																																																																														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
	<p>第1表 有視界方式民間航空機（小型機）の燃料積載量（5/5）</p> <table border="1" data-bbox="728 167 1310 678"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>燃料積載量[m³]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ユーロコプター(アエロスパシアル)AS350B2</td><td>約0.5</td></tr> <tr><td>ユーロコプターE6130B4</td><td>約0.5</td></tr> <tr><td>ユーロコプター(アエロスパシアル)AS350B3</td><td>約0.5</td></tr> <tr><td>ユーロコプター(アエロスパシアル)AS350B/B4</td><td>約0.5</td></tr> <tr><td>ユーロコプター(アエロスパシアル)AS350B1</td><td>約0.5</td></tr> <tr><td>ベル407</td><td>約0.5</td></tr> <tr><td>MDヘリコプターズ600N</td><td>約0.5</td></tr> <tr><td>ベル209L-4</td><td>約0.4</td></tr> <tr><td>ベル209L-3</td><td>約0.4</td></tr> <tr><td>ユーロコプターEC120B</td><td>約0.4</td></tr> <tr><td>エンストロム 480B/TH480B</td><td>約0.3</td></tr> <tr><td>ベル209B</td><td>約0.3</td></tr> <tr><td>ロビンソンR66</td><td>約0.3</td></tr> <tr><td>シュワイザー2890-A</td><td>約0.3</td></tr> <tr><td>ヒューズ/HQ369E</td><td>約0.2</td></tr> <tr><td>エンストロム280FX</td><td>約0.2</td></tr> <tr><td>ロビンソンR44 アストロ/レイベン</td><td>約0.2</td></tr> <tr><td>ロビンソンR44 II</td><td>約0.2</td></tr> <tr><td>シュワイザー2890-1</td><td>約0.1</td></tr> <tr><td>ロビンソンR22Beta/Mariner</td><td>約0.1</td></tr> <tr><td>ヒューズ269C</td><td>約0.1</td></tr> </tbody> </table> <p>※：日本航空機全集より作成。</p>	機 種	燃料積載量[m ³]	ユーロコプター(アエロスパシアル)AS350B2	約0.5	ユーロコプターE6130B4	約0.5	ユーロコプター(アエロスパシアル)AS350B3	約0.5	ユーロコプター(アエロスパシアル)AS350B/B4	約0.5	ユーロコプター(アエロスパシアル)AS350B1	約0.5	ベル407	約0.5	MDヘリコプターズ600N	約0.5	ベル209L-4	約0.4	ベル209L-3	約0.4	ユーロコプターEC120B	約0.4	エンストロム 480B/TH480B	約0.3	ベル209B	約0.3	ロビンソンR66	約0.3	シュワイザー2890-A	約0.3	ヒューズ/HQ369E	約0.2	エンストロム280FX	約0.2	ロビンソンR44 アストロ/レイベン	約0.2	ロビンソンR44 II	約0.2	シュワイザー2890-1	約0.1	ロビンソンR22Beta/Mariner	約0.1	ヒューズ269C	約0.1		<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は燃料積載量が1m³以上の機種を記載している。（燃料積載量が最大の機種は同一）</p>
機 種	燃料積載量[m ³]																																														
ユーロコプター(アエロスパシアル)AS350B2	約0.5																																														
ユーロコプターE6130B4	約0.5																																														
ユーロコプター(アエロスパシアル)AS350B3	約0.5																																														
ユーロコプター(アエロスパシアル)AS350B/B4	約0.5																																														
ユーロコプター(アエロスパシアル)AS350B1	約0.5																																														
ベル407	約0.5																																														
MDヘリコプターズ600N	約0.5																																														
ベル209L-4	約0.4																																														
ベル209L-3	約0.4																																														
ユーロコプターEC120B	約0.4																																														
エンストロム 480B/TH480B	約0.3																																														
ベル209B	約0.3																																														
ロビンソンR66	約0.3																																														
シュワイザー2890-A	約0.3																																														
ヒューズ/HQ369E	約0.2																																														
エンストロム280FX	約0.2																																														
ロビンソンR44 アストロ/レイベン	約0.2																																														
ロビンソンR44 II	約0.2																																														
シュワイザー2890-1	約0.1																																														
ロビンソンR22Beta/Mariner	約0.1																																														
ヒューズ269C	約0.1																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
<p style="text-align: right;">添付資料 11</p> <p style="text-align: center;">自衛隊機または米軍機の用途による分類について</p> <p>自衛隊機または米軍機の落下事故には、「訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故」と「基地—訓練空域間往復時の落下事故」が含まれるが、大阪発電所は基地と訓練空域間の往復範囲内にないため、「基地—訓練空域間往復時の落下事故」は考慮していない。</p> <p>以下に自衛隊機または米軍機の落下事故による火災影響を評価する機種のカテゴリについて整理する。分類にあたっては、代表として自衛隊機の主要な機種のデータを用いることとした。</p> <p>(1) 訓練空域外を飛行中の落下事故</p> <p>用途としては、「連絡偵察」、「哨戒」、「戦闘」、「偵察」、「輸送」、「空中給油」、「早期警戒」等がある。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 7-5</p> <p style="text-align: center;">航空機墜落による火災の評価対象航空機 (自衛隊機又は米軍機) について</p> <p>自衛隊機又は米軍機を用途等により分類し、航空機墜落による火災の評価対象航空機を選定した。</p> <p>以下に、自衛隊機又は米軍機の落下事故による火災影響を評価する機種を選定した結果を示す。</p> <p>火災影響を評価する機種を選定する落下事故のカテゴリは、女川原子力発電所の上空には自衛隊機又は米軍機の訓練空域がないことを踏まえ、「訓練空域外を飛行中の落下事故」及び「基地—訓練空域間往復時の落下事故」としている。</p> <p>また、選定に当たっては、自衛隊が保有する主要な機種を代表とし、用途による飛行形態及び燃料積載量を考慮している。</p> <p>燃料積載量については、航空機墜落による火災の燃焼継続時間の算出に必要であり、燃料積載量が多い方が火災影響評価は保守的な評価となる。</p> <p>1. 訓練空域外を飛行中の落下事故</p> <p>自衛隊機の用途としては、「連絡偵察」、「哨戒」、「戦闘」、「偵察」、「輸送」、「空中給油」、「早期警戒」等がある。代表的な自衛隊機の用途等を第1表に示す。</p> <p>用途を飛行形態で整理すると、「空中給油」及び「早期警戒」については、高高度での巡航を行うものと考えられる。また、「哨戒」及び「輸</p>	<p style="text-align: right;">別紙 7-5</p> <p style="text-align: center;">航空機墜落による火災の評価対象航空機 (自衛隊機又は米軍機) について</p> <p>自衛隊機又は米軍機を用途等により分類し、航空機墜落による火災の評価対象航空機を選定した。</p> <p>以下に、自衛隊機又は米軍機の落下事故による火災影響を評価する機種を選定した結果を示す。</p> <p>火災影響を評価する機種を選定する落下事故のカテゴリは、泊発電所の上空は自衛隊機の訓練空域であること、及び米軍機の基地—訓練空域間の往復の想定内でないことを踏まえ、「訓練空域内で訓練中の落下事故」及び「訓練空域外を飛行中の落下事故」としている。</p> <p>また、選定に当たっては、自衛隊が保有する主要な機種を代表とし、用途による飛行形態及び燃料積載量を考慮している。</p> <p>燃料積載量については、航空機墜落による火災の燃焼継続時間の算出に必要であり、燃料積載量が多い方が火災影響評価は保守的な評価となる。</p> <p>1. 訓練空域内で訓練中の落下事故</p> <p>発電所周辺上空には自衛隊の訓練空域があるため、訓練中の自衛隊機による事故が評価対象となる。</p> <p>以上を踏まえ、訓練空域内で訓練中の落下事故で考慮する機種を航空自衛隊千歳基地に配備された機種から選定する。選定結果を表1に示す。</p> <p>表1 訓練空域内で訓練中の落下事故で想定する機種の選定結果</p> <table border="1" data-bbox="1368 927 1928 1099"> <thead> <tr> <th rowspan="2">カテゴリ</th> <th rowspan="2">機種</th> <th colspan="2">寸法</th> <th rowspan="2">燃料積載量 [m³]</th> <th rowspan="2">選定結果</th> </tr> <tr> <th>全長</th> <th>全幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">訓練空域内で訓練中の落下事故</td> <td>F-15J/DJ</td> <td>19</td> <td>13</td> <td>約15</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T-4</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>約3</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>U-125A</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>約6</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>UH-60J</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>約3</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：評価対象 ×：評価対象外</p> <p>2. 訓練空域外を飛行中の落下事故</p> <p>米軍機の訓練空域は全国に一部存在するが、泊発電所は訓練空域とはなっていないため、航空機落下評価として、米軍機は訓練空域外を飛行中の落下事故として評価する。</p> <p>米軍機の機種の分類としては、機密な部分が多いため、自衛隊機の代表的なデータを用いることとした。</p> <p>自衛隊機の用途としては、「連絡偵察」、「哨戒」、「戦闘」、「偵察」、「輸送」、「空中給油」、「早期警戒」等がある。代表的な自衛隊機の用途等を表2に示す。</p> <p>用途を飛行形態で整理すると、「空中給油」及び「早期警戒」については、高高度での巡航を行うものと考えられる。また、「哨戒」及び「輸</p>	カテゴリ	機種	寸法		燃料積載量 [m ³]	選定結果	全長	全幅	訓練空域内で訓練中の落下事故	F-15J/DJ	19	13	約15	○	T-4	13	10	約3	×	U-125A	16	16	約6	×	UH-60J	16	5	約3	×	<p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映；着色せず）</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違</p> <p>・地域特性による想定する落下事故カテゴリの相違</p> <p>【女川】設計方針の相違</p> <p>・地域特性による想定する落下事故カテゴリの相違</p> <p>【女川】</p> <p>・地域特性による想定する落下事故カテゴリの相違</p>
カテゴリ	機種	寸法			燃料積載量 [m ³]	選定結果																										
		全長	全幅																													
訓練空域内で訓練中の落下事故	F-15J/DJ	19	13	約15	○																											
	T-4	13	10	約3	×																											
	U-125A	16	16	約6	×																											
	UH-60J	16	5	約3	×																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

用途を飛行形態で整理すると、「空中給油」および「早期警戒」については、高高度の巡航を行うものと考えられる。また、「哨戒」および「輸送」については、目的地での低高度での飛行が考えられるものの、移動は高高度の巡航を行うものと考えられる。ここで目的地としては、「哨戒」が海上、「輸送」が基地あるいは空港であることから、原子力発電所付近で低高度での飛行を行うことはない。

したがって、自衛隊機または米軍機の落下事故のうち、訓練空域外を飛行中の落下事故で考慮するカテゴリを、表2のとおり整理した。なお、大型輸送ヘリコプターCH-47の燃料積載量は約4kLであることから、回転翼機は大型固定翼機の評価に包含される。

表1に主要航空機（大型固定翼機）の用途等を示す。

表1 自衛隊機（大型固定翼機）の用途等

所属	機種	用途	寸法 (m)		燃料量 (kL)
			全長	全幅	
陸上自衛隊	LR-2	連絡偵察	14	18	約2
海上自衛隊	P-3C	哨戒	36	30	約35
航空自衛隊	F15J/DJ	戦闘	19	13	約15
	F-4EJ	戦闘	19	12	約12
	F-2A/B	戦闘	16	11	約11
	RF-4E/EJ	偵察	19	12	約12
	C-1	輸送	29	31	約11
	C-130H	輸送	30	40	約37
	KC-767	空中給油・輸送	49	48	約145
	KC-130H	空中給油機能付加	30	40	約37
	E-2C	早期警戒	18	25	約6
	E-767	早期警戒管制	49	48	KC-767以下

※ 平成25年度版防衛白書等より作成。燃料量については、最大離陸重量等からの推定を含む。

女川原子力発電所2号炉

送)については、目的地付近では低高度での飛行となるものの、目的地までの移動は高高度での巡航を行うものと考えられる。

このことを考慮し、「空中給油」、「早期警戒」、「哨戒」及び「輸送」を用途とする機種を「空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機」として整理し、その他の用途の機種を「その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機」として整理する。

以上を踏まえ、火災影響評価の保守性の観点から、燃料積載量に着目し、代表的な自衛隊機のうち大型機について上記のカテゴリで整理し、訓練空域外を飛行中の落下事故で想定する機種を第2表に示すとおり選定した。

第1表 自衛隊機（大型固定翼機等）の用途等

所属	機種	形式	用途	寸法 [m]		燃料積載量 [m³]
				全長	全幅	
陸上自衛隊	LR-1	小型固定翼機	連絡偵察	10	12	約0.9
	LR-2	大型固定翼機	連絡偵察	14	18	約2
	AH-1S	小型回転翼機	対戦車	14	3	約1
	OH-6D	小型回転翼機	観測	7	2	約0.2
	OH-1	小型回転翼機	観測	12	3	約1
	OH-1H/J	小型回転翼機	多用途	12/13	3	約0.8
	CH-47J/A	大型回転翼機	輸送	18	4/5	約4
	UH-60JA	大型回転翼機	多用途	16	3	約3
	AH-64D	大型回転翼機	戦闘	18	6	約1
	P-3C	大型固定翼機	哨戒	36	30	約35
海上自衛隊	P-1	大型固定翼機	哨戒	38	35	KC-767以下
	SH-60J	大型回転翼機	哨戒	15	3	約1
	SH-60K	大型回転翼機	哨戒	15	3	約1
	MH-53E	大型回転翼機	掃海・輸送	22	6	約12
	MCH-101	大型回転翼機	掃海・輸送	23	19	約5
航空自衛隊	F-15J/DJ	大型固定翼機	戦闘	19	13	約15
	F-4EJ	大型固定翼機	戦闘	19	12	約12
	F-2A/B	大型固定翼機	戦闘	16	11	約11
	RF-4E/EJ	大型固定翼機	偵察	19	12	約12
	C-1	大型固定翼機	輸送	29	31	約11
	C-130H	大型固定翼機	輸送	30	40	約37
	KC-767	大型固定翼機	空中給油・輸送	49	48	約145
	KC-130H	大型固定翼機	空中給油機能付加	30	40	約37
	E-2C	大型固定翼機	早期警戒	18	25	約6
	E-767	大型固定翼機	早期警戒管制	49	48	KC-767以下
	CH-47J	大型回転翼機	輸送	18	4	約4

※：平成25年度版防衛白書等より作成。燃料積載量は、最大離陸重量等に基づく推定値を含む。

泊発電所3号炉

送)については、目的地付近では低高度での飛行となるものの、目的地までの移動は高高度での巡航を行うものと考えられる。

このことを考慮し、「空中給油」、「早期警戒」、「哨戒」及び「輸送」を用途とする機種を「空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機」として整理し、その他の用途の機種を「その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機」として整理する。

以上を踏まえ、火災影響評価の保守性の観点から、燃料積載量に着目し、代表的な自衛隊機のうち大型機について上記のカテゴリで整理し、訓練空域外を飛行中の落下事故で想定する機種を表3に示すとおり選定した。

表2 自衛隊機（大型固定翼機等）の用途等

所属	機種	型式	用途	寸法		燃料積載量 [m³]
				全長	全幅	
陸上自衛隊	LR-1	小型固定翼機	連絡偵察	10	12	約0.9
	LR-2	大型固定翼機	連絡偵察	14	18	約2
	AH-1S	小型回転翼機	対戦車	14	3	約1
	OH-6D	小型回転翼機	観測	7	2	約0.2
	OH-1	小型回転翼機	観測	12	3	約1
	OH-1H/J	小型回転翼機	多用途	12/13	3	約0.8
	CH-47J/A	大型回転翼機	輸送	16	4/5	約4
	UH-60JA	大型回転翼機	多用途	16	3	約3
	AH-64D	大型回転翼機	戦闘	18	6	約1
	P-3C	大型固定翼機	哨戒	36	30	約35
海上自衛隊	P-1	大型固定翼機	哨戒	38	35	KC-767以下
	SH-60J	大型回転翼機	哨戒	15	3	約1
	SH-60K	大型回転翼機	哨戒	16	3	約1
	MH-53E	大型回転翼機	掃海・輸送	22	6	約12
	MCH-101	大型回転翼機	掃海・輸送	23	19	約5
航空自衛隊	F-15J/DJ	大型固定翼機	戦闘	19	13	約15
	F-4EJ	大型固定翼機	戦闘	19	12	約12
	F-2A/B	大型固定翼機	戦闘	16	11	約11
	RF-4E/EJ	大型固定翼機	偵察	19	12	約12
	C-1	大型固定翼機	輸送	29	31	約11
	C-130H	大型固定翼機	輸送	30	40	約37
	KC-767	大型固定翼機	空中給油・輸送	49	48	約145
	KC-130H	大型固定翼機	空中給油機能付加	30	40	約37
	E-2C	大型固定翼機	早期警戒	18	25	約6
	E-767	大型固定翼機	早期警戒管制	49	48	KC-767以下
	CH-47J	大型回転翼機	輸送	16	4	約4

【大飯】記載表現の相違

【大飯】記載内容の相違
 (女川実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2 訓練空域外を飛行中の落下事故のカテゴリにおける整理

カテゴリ	用途	該当する航空機	寸法(m)		燃料量(kL)
			全長	全幅	
空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	「空中給油」、「早期警戒」、「哨戒」、「輸送」を用途とする大型固定翼機	P-3C	36	30	約35
		C-1	29	31	約11
		C-130H	30	40	約37
		KC-767	49	48	約145
		KC-130H	30	40	約37
		E-2C	18	25	約6
その他の大型固定翼機、小型固定翼機および回転翼機	「戦闘」、「連絡偵察」、「偵察」等を用いる大型固定翼機、小型固定翼機および回転翼機	E-767	49	48	KC-767以下
		LR-2	14	18	約2
		F-15J/DJ	19	13	約15
		F-4EJ	19	12	約12
		F-2A/B	16	11	約11
		RF-4E/EJ	19	12	約12

第2表 訓練空域外を飛行中の落下事故で想定する機種を選定結果

カテゴリ	用途	機種	寸法[m]		燃料搭載量[m³]	選定結果
			全長	全幅		
空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	「空中給油」、「早期警戒」、「哨戒」、「輸送」	P-3C	36	30	約35	×
		P-1	38	35	KC-767以下	×
		C-1	29	31	約11	×
		C-130H	30	40	約37	×
		KC-767	49	48	約145	○
		KC-130H	30	40	約37	×
		E-2C	18	25	約6	×
		E-767	49	48	KC-767以下	×
		LR-2	14	18	約2	×
		CH-47J/JA	18	4/5	約4	×
		UH-60JA	18	3	約3	×
		AH-64D	18	6	約1	×
		SH-60J	15	3	約1	×
		SH-60K	18	3	約1	×
その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	上記以外	MH-53E	22	6	約12	×
		WH-101	23	19	約5	×
		F-15J/DJ	19	13	約15	○
		F-4EJ	19	12	約12	×
		F-2A/B	16	11	約11	×
		RF-4E/EJ	19	12	約12	×

○：評価対象 ×：評価対象外

表3 訓練空域外を飛行中の落下事故で想定する機種を選定結果

カテゴリ	用途	機種	寸法		燃料搭載量[m³]	選定結果
			全長	全幅		
空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	「空中給油」、「早期警戒」、「哨戒」、「輸送」	P-3C	36	30	約35	×
		P-1	38	35	KC-767以下	×
		C-1	29	31	約11	×
		C-130H	30	40	約37	×
		KC-767	49	48	約145	○
		KC-130H	30	40	約37	×
		E-2C	18	25	約6	×
		E-767	49	48	KC-767以下	×
		LR-2	14	18	約2	×
		CH-47J/JA	18	4/5	約4	×
その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	上記以外	UH-60JA	18	3	約3	×
		AH-64D	18	6	約1	×
		SH-60J	15	3	約1	×
		SH-60K	18	3	約1	×
		MH-53E	22	6	約12	×
		WH-101	23	19	約5	×
		F-15J/DJ	19	13	約15	○
		F-4EJ	19	12	約12	×
		F-2A/B	16	11	約11	×
		RF-4E/EJ	19	12	約12	×

○：評価対象 ×：評価対象外

2. 基地一訓練空域間往復時の落下事故

発電所東方の海上には自衛隊の訓練空域があり、西方には航空自衛隊松島飛行場があるため、松島飛行場から訓練空域へ自衛隊機が往復することによる事故が評価対象となる。

以上を踏まえ、基地一訓練空域間往復時の落下事故で考慮する機種を、航空自衛隊松島飛行場に配備された機種から選定する。選定結果を第3表に示す。

第3表 基地一訓練空域間往復時の落下事故で想定する機種を選定結果

カテゴリ	機種	寸法[m]		燃料搭載量[m³]	選定結果
		全長	全幅		
基地一訓練空域間往復時	F-2	16	11	約10	○
	F-4	13	10	F-2以下	×
	U-125A	16	16	約6	×
	UH-60J	16	5	約3	×

○：評価対象 ×：評価対象外

※：平成25年度版防衛白書、航空自衛隊 松島基地ウェブサイト等より作成。

3. 想定する航空機について

第2表及び第3表にて選定したとおり、訓練空域外を飛行中の落下事故については、空中給油機等の大型航空機としてKC-767を、その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機としてF-15を想定する。また、基地一訓練空域間往復時の落下事故についてはF-2を想定する。

3. 想定する航空機について

表1及び表3にて選定したとおり、訓練空域内で訓練中の落下事故についてはF-15を、訓練空域外を飛行中の落下事故については、空中給油機等の大型航空機としてKC-767を、その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機としてF-15を想定する。

(2) 想定する航空機について

(1)による分類により、ガイドに基づき積載燃料量の最大の機種として、空中給油機等の大型航空機としてはKC-767、その他の大型固定翼機等としてはF-15を想定する航空機として選定している。

燃料量については、燃焼継続時間を算出する際に必要であり、燃料量が多い方が保守的な評価となる。

以上

【大阪】記載内容の相違
 (女川実績の反映)

【女川】
 ・地域特性による想定する落下事故カテゴリの相違

【女川・大阪】
 ・想定する落下事故カテゴリの違いによる選定航空機の相違

【大阪】記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉

添付資料12（添付資料2）

大阪発電所周辺における航空路と各航空路の幅について

発電所名	周辺航空路名称	航空路の中心線と発電所間の距離*	片側の航空路幅**	判定	備考
大阪発電所	BNV経路 Y18 (FUSOH-MEYAD)	約 8km	約 9.26km (5m)	対象	添付資料3参照
	BNV経路 Y362 (SOTOM-KARIT)	約 12km	約 9.26km (5m)	対象外	添付資料3参照
	BNV経路 Y384 (MEKOH-BOKHO)	約 0.5km	約 9.26km (5m)	対象	添付資料3参照
	BNV経路 Y295 (OGAKI-MEYAD)	約 13km	約 9.26km (5m)	対象外	添付資料3参照
	航空路 0597 (OGAKI-MEYAD)	約 13km	7km	対象外	添付資料3参照

注1：施設と空港の緯度、経度より計算した。
 注2：BNV経路については、航法精度を航路幅とみなすことから、片側の航空路幅は8km（≒約9.26km）とした。航空路0597については、（航空路の指定に関する告示）に記載の値とした。

女川原子力発電所2号炉

別紙7-6

女川原子力発電所周辺の航空路と各航空路の幅について

周辺の航空路の名称	航空路の中心線と発電所間の最小距離*1	片側の航空路幅**2	判定
航空路 R217 (ASTER-SENDAD)	約 11.3km	7km	×
広域航法経路 Y514 (ASTER-SENDAD)	約 11.3km	9.26km (5m)	×
直行経路 (MIYAKO(MGE)-IMAKI(IME))	約 7.0km	約 13.5km	○
広域航法経路 Y30 (MIYAKO-JUGEM)	約 12.6km	9.26km (5m)	×

○：評価対象 ×：評価対象外
 ※1：施設と航空路の緯度、経度より計測した。
 ※2：航空路 R217 については、「航空路の指定に関する告示」に記載の値とした。直行経路については、「航空路等設定基準」を参照した。広域航法経路については、航法精度を航空路幅とみなして用いた。（1km=1.852km として換算した。）

泊発電所3号炉

別紙7-3

泊発電所周辺の航空路について

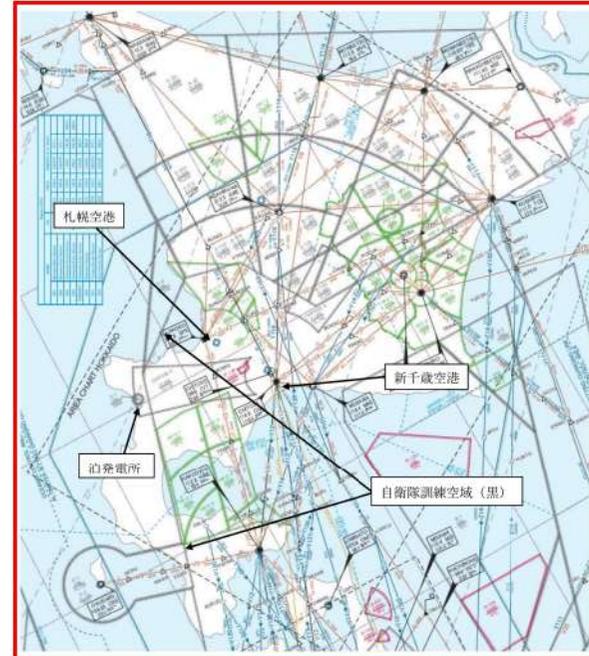
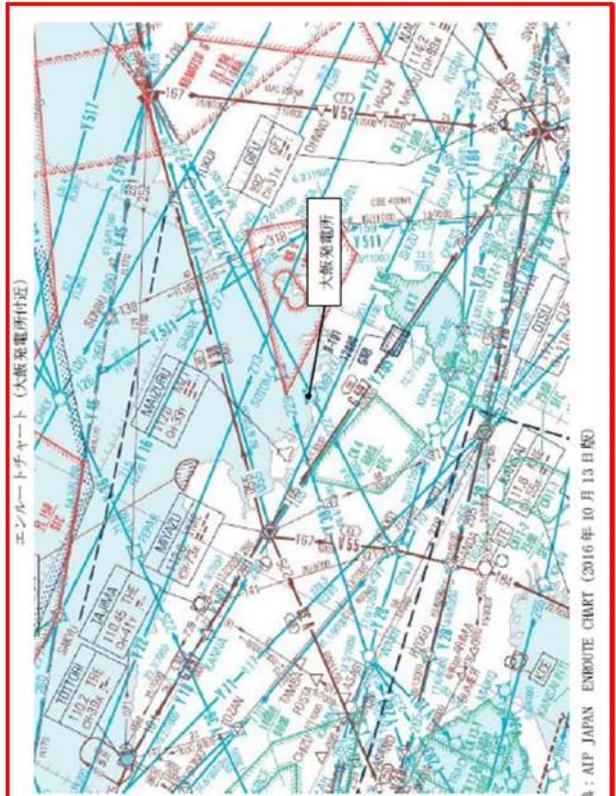
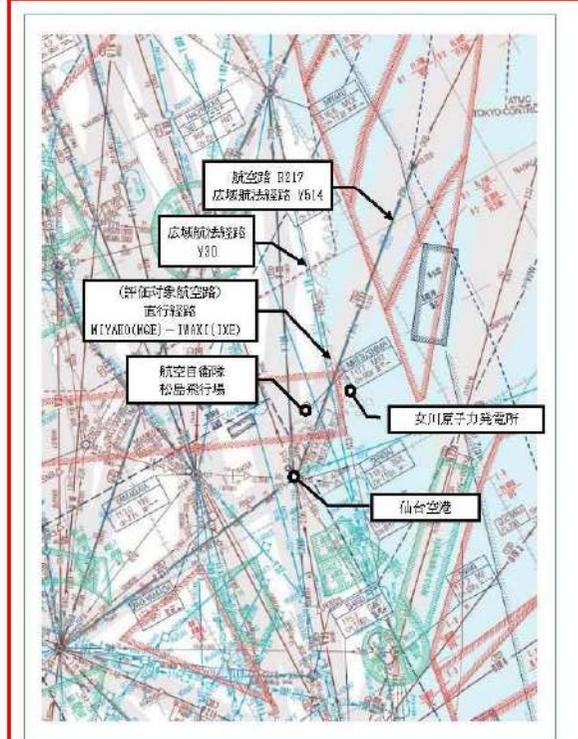


図1 泊発電所周辺の航空路等
 (出典：AIP-JAPAN, 国土交通省航空局)

添付資料12（添付資料3）



出典：AIP JAPAN ENROUTE CHART (2016年10月13日版)



第1図 女川原子力発電所周辺の航空図
 (出典：AIP-JAPAN, 国土交通省航空局)

【女川・大阪】
 設計方針の相違
 ・泊発電所は、空港からの最大離着陸地点以遠に位置するため対象外

【女川・大阪】
 設計方針の相違
 ・地域特性による発電所上空の航空路の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
<p style="text-align: center;">添付資料12（添付資料4）</p> <p style="text-align: center;">評価対象となる航空路の飛行回数</p> <table border="1" data-bbox="85 268 685 422"> <thead> <tr> <th>評価対象となる航空路</th> <th>ピーク日の飛行回数^{※1}</th> <th>年間飛行回数^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RNAV 経路 Y18 (FUSOH-MIYAZU)</td> <td>平成25年下半年：16(7月31日) 平成26年上半年：22(6月4日)</td> <td>8030 飛行回</td> </tr> <tr> <td>RNAV 経路 Y384 (MENOU-ROKKO)</td> <td>平成25年下半年：-^{※3}(7月31日) 平成26年上半年：9(6月4日)</td> <td>3285 飛行回</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：国土交通省航空局に問い合わせ入手したデータ。 ここでピークデイとは、東京航空交通管制部が全体として取り扱った交通量が半年間で最も多かった日のことであり、当該経路における交通量が半年間で最も多かった日とは必ずしも一致しない。 注2：ピークデイの飛行回数を365倍した値。 注3：Y384は平成25年10月17日適用</p>	評価対象となる航空路	ピーク日の飛行回数 ^{※1}	年間飛行回数 ^{※2}	RNAV 経路 Y18 (FUSOH-MIYAZU)	平成25年下半年：16(7月31日) 平成26年上半年：22(6月4日)	8030 飛行回	RNAV 経路 Y384 (MENOU-ROKKO)	平成25年下半年：- ^{※3} (7月31日) 平成26年上半年：9(6月4日)	3285 飛行回	<p style="text-align: center;">別紙7-7</p> <p style="text-align: center;">評価対象となる航空路の飛行回数</p> <p style="text-align: center;">第1表 評価対象となる航空路の飛行回数 (飛行回数)</p> <table border="1" data-bbox="721 287 1310 518"> <thead> <tr> <th>札幌交通管制部ピークデイ</th> <th>直行経路 0(MIYAKO(MQE)) - 0(WAKI(OXE))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年上半年 (H24.6.18)</td> <td>0^{※1}</td> </tr> <tr> <td>平成24年下半年 (H24.8.7)</td> <td>0^{※1}</td> </tr> <tr> <td>評価に用いる数値</td> <td>0.5×365日=182.5回/年間^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：国土交通省航空局に問い合わせ入手したデータ。ここで、ピークデイとは、札幌交通管制部が取り扱った交通量が半年間で最も多かった日のことであり、当該経路における交通量が半年間で最も多かった日とは必ずしも一致しない。 ※2：実際の便数は0であるが保守的に0.5とする。</p>	札幌交通管制部ピークデイ	直行経路 0(MIYAKO(MQE)) - 0(WAKI(OXE))	平成24年上半年 (H24.6.18)	0 ^{※1}	平成24年下半年 (H24.8.7)	0 ^{※1}	評価に用いる数値	0.5×365日=182.5回/年間 ^{※2}		<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・泊上空には航空路は存在しないため、記載していない。</p>
評価対象となる航空路	ピーク日の飛行回数 ^{※1}	年間飛行回数 ^{※2}																		
RNAV 経路 Y18 (FUSOH-MIYAZU)	平成25年下半年：16(7月31日) 平成26年上半年：22(6月4日)	8030 飛行回																		
RNAV 経路 Y384 (MENOU-ROKKO)	平成25年下半年：- ^{※3} (7月31日) 平成26年上半年：9(6月4日)	3285 飛行回																		
札幌交通管制部ピークデイ	直行経路 0(MIYAKO(MQE)) - 0(WAKI(OXE))																			
平成24年上半年 (H24.6.18)	0 ^{※1}																			
平成24年下半年 (H24.8.7)	0 ^{※1}																			
評価に用いる数値	0.5×365日=182.5回/年間 ^{※2}																			